

琉球大学学術リポジトリ

琉球国王家・尚家文書の総合的研究

メタデータ	<p>言語: Japanese</p> <p>出版者: 豊見山和行</p> <p>公開日: 2019-01-23</p> <p>キーワード (Ja): 琉球王国, 尚家文書, マイクロフィルム撮影, 紙焼き複製, 尚家文書目録(撮影複製), 対清貿易, 江戸幕府への琉球使節, 琉球処分関係, 尚家文書日録(撮影複製), 量地法式集, 琉球史, 首里王府, 個人貿易, 雨乞い儀礼, 琉球藩, 外交関係史料, 内政史料, 東京琉球館, 大阪琉球館, 鹿児島琉球館, 撮影・紙焼き, 雨乞日記, 在勤中日記, 対日本関係隠蔽, 冠船芸能, 琉球処分</p> <p>キーワード (En):</p> <p>作成者: 豊見山, 和行, 赤嶺, 守, 高良, 倉吉, 山里, 純一, 上原, 兼善, 真栄平, 房昭, 田名, 真之, 安里, 進, 池宮, 正治, 西里, 喜行, Tomiyama, Kazuyuki, Akamine, Mamoru, Takara, Kurayoshi, Yamazato, Jyuniti, Uehara, Kenzen, Maehira, Fusaaki, Asato, Susumu, Ikemiya, Masaharu, Nishizato, Kiko</p> <p>メールアドレス:</p> <p>所属:</p>
URL	<p>http://hdl.handle.net/20.500.12000/43245</p>

「明治二／同治八年己巳六月ヨリ翌九月迄 在勤中日記 在番浦添親方 與力国吉親雲上」第 342 号について

深澤 秋人

【年代】明治 2 年・同治 8 年己（1869 年）～明治 3 年・同治 9 年午（1870 年）

【作成者・作成部署】

【書誌及び関連情報】

342 号文書は、明治 2・同治 8 年（1869 年）に鹿児島に派遣された年頭慶賀使（在番親方）である浦添親方の公務日記である。外題は「明治二／同治八年己巳六月ヨリ翌九月迄 年中各月日記 年頭慶賀使浦添親方 與力国吉親雲上」。その期間は、浦添親方が鹿児島湾の入口に位置する山川に到着した同年 6 月 5 日から鹿児島（前之浜）を出発（乗船）する翌年 9 月 25 日にわたる。冒頭部分には目録が収録されている。記主は表題に見える浦添親方の与力である国吉親雲上であり、首里王府に提出したものと思われる。日記の末尾は「右在勤中日記如斯御座候、以上」という文言で結ばれ、作成時期は「明治三年庚午九月吉日」と記されている。

【内容】

本日記は、後掲する目録を一覧するだけでも、首里王府が派遣した年頭使（在番親方）の鹿児島における活動を大まかに把握することができるが、那覇と鹿児島を往還した琉球船に関する海事史料としての特徴的な性格も有している。そこで本稿では、まず、1869 年に鹿児島に向かった琉球船の往復路の日程を示してみたい。次に本日記に収録された鹿児島出発をめぐって鹿児島琉球館でやりとりされた船舶関係文書を紹介してみたい。そして最後に鹿児島の寺社における海上交通の安全祈願の様子などにも触れてみたい。

19 世紀後半においては、那覇と鹿児島のあいだをジャンク船タイプの大型馬艦船である琉球船が五艘往還していた。便名は春楳船・夏楳船・春運送船・夏運送船・運送船である。「琉球藩雜記」五（雜事 学校医院 社寺）（『沖縄県史』第 14 卷資料編 4、雜纂 1）に収録された「船車之式」の項目によると、「鹿児島県へ使者役ノ乗船並運送船五艘ノ内」、三艘が王府が所有する「官船」、二艘が民間船（個人の所有船）である「自船」であった。五艘は那覇と福州のあいだを往還する渡唐船（進貢船と接貢船）と同じ規模の十五反帆船であったことも知られる。年頭使をはじめとする上国使者などの王府役人とその従人、水主などの船方（ヒト）が乗船し、往路では中国商品や琉球産品などのモノ、王府から鹿児島琉球館に宛てられた行政文書などの情報が搬送されていた。本日記の冒頭部分に当たる明治 2（同治 8、1869）年 6 月 5 日条には次のように見える。

- 一、年頭御祝賀其外御使者兼務被仰付、去月廿九日春楳船・春運送船・夏楳船・夏運送船一同那覇川出帆、今日七ツ時分山川入着、早速御番所江左之通与力（色衣着）を以御届申上候事

附春楳船者一同山川参着いたし候事

（提出した「口上」本文は省略）

5月27日、春楳船・春運送船・夏楳船・夏運送船とともに「那覇川」を出発したとあることから、浦添親方が乗船した船舶は運送船であったと思われる。その運送船と春楳船が6月5日に船改めを受ける山川に到着したのである。6月7日条によれば、浦添親方は、書役・重書役・与力などを伴い、鹿児島に向け陸路で山川を出発している。当日は喜入で一泊し、翌日8日の夕方に鹿児島琉球館に到着している。運送船の乗船者のなかでも王府役人（一部か）は陸路で、乗船者の多くを占める水主などの船方はそのまま海路で鹿児島（前之浜）に向かったのである。それでは、五艘の琉球船はいつ鹿児島湾の奥に位置する鹿児島に到着したのだろうか。那覇に到着するまでの往復路の日程をまとめてみると以下ようになる。往路の那覇出発から復路の鹿児島出発までは本日記と「従大和下状（同治四年～光緒五年）」、『琉球王国評定所文書』第16巻)449号文書(春楳船の前之浜着のみ)、復路の山川出発と那覇到着は「案書（同治8年）」（同書）153-1,2号文書によった。

《船舶》	《那覇発》	《山川着》	《前之浜着》	《前之浜発》	《山川発》	《那覇着》
春楳船	5/29	6/5	6/7	9/11	9/13	9/19
春運送船	5/29	不明	6/18	9/24	9/25	10/1
夏楳船	5/29	不明	8/1	9/24	9/26	10/1
夏運送船	5/29	不明	7/24	9/25	9/27	10/1
運送船	5/29	6/5	6/7	8/28以降	9/21	9/25

運送船と春楳船が前之浜に到着したのは、浦添親方などが陸路で鹿児島に到着するよりも一日早い6月7日であった。運送船によって行政文書が搬送されていたとすれば、ヒトの一部と船（およびモノと情報）では、鹿児島に到着するタイミングがわずかながらずれていたことになる。夏楳船と夏運送船の前之浜到着は、屋久島を経由したため、6月18日に到着した春運送船よりもさらに一ヶ月以上も遅れている。1869年の場合、同じ日に那覇を出発した五艘の琉球船は、四つに分かれて鹿児島に到着していたのである。これに対して復路では、大きくは、春楳船、運送船、春運送船・夏楳船・夏運送船の三つに分かれて鹿児島と山川を出発しているといえる。春運送船などは鹿児島と山川を三日連続で別々に出発し、同じ日に那覇に帰着している。往復路とも、那覇と山川のあいだは四日から六日程度、鹿児島湾のなかの山川と鹿児島のあいだは二日程度で通過している。

鹿児島に停泊していた期間は、鹿児島到着の時期とも関係し、二ヶ月未満から三ヶ月以上と幅がある。しかし、渡唐船が福州に停泊していた期間（約六ヶ月）よりも短く、越年もしていない。この五艘が翌年も同じ時期に鹿児島に向かったとすれば、目的地の鹿児島よりも起点となる那覇に長く停泊していたことになる。

本日記には、1869年に派遣された楳船や運送船の船頭が作成し、鹿児島琉球館における琉球側の中枢組織である「役所」に提出した鹿児島出発準備をめぐる申請書（「覚〈晴天日賦〉」）が収録されている。伝達経路は、船頭が作成したあと、復路で当該船舶に乗船する上国使者（あるいはその与力）が次書きを加え、「役所」に提出する。「役所」で許可されると、上国使者や船頭に通達されたものと思われるが、同時に、鹿児島琉球館における在番親方の機関と思われる「本殿日帳方」にも送付され、それが在番親方の公務日記である本日記に収録されているのである。管見の限りでは、ほかの史料では確認できない史

料であるため、五件すべてを掲げることにした。

《明治2（同治8）年7月17日条に収録された春楳船をめぐる「覚（晴天日賦）」》

覚

- 一、今月十九日ふてい入付巢堅仕候事
- 一、同廿日より廿六日迄御物積入候事
- 一、同廿七日より八月三日迄諸士御荷物積入候事
- 一、八月四日より六日迄船中人数荷物積入候事
- 一、同七日より八日迄船中人数飯米春拵積入候事
- 一、同九日より十日迄用水積入候事
- 一、同十一日楫立合仕候事
- 一、同十二日より先日和見合山川廻船仕候事

右春楳船晴天日賦如斯御座候、以上

巳 船頭

七月十七日 西銘筑登之親雲上

右之通被仰付度奉存候、以上

巳 小波津親方与力

七月 平敷親雲上

《同年8月1日条に収録された運送船をめぐる「覚（晴天日賦）」》

- 一、役所より左之通有之候事

覚

- 一、今月六日ふてい入付巢堅仕候事
- 一、同七日より十日迄御物積入候事
- 一、同十一日より十四日迄御役々衆御荷物積入候事
- 一、同十五日より十六日迄船中人数荷物積入候事
- 一、同十七日より十八日迄船中人数飯米春拵積入候事
- 一、同十九日より廿日迄用水積入候事
- 一、同廿一日楫立合仕候事
- 一、同廿二日より先日和次第山川江廻船仕候事

右運送船晴天日賦如斯御座候、以上

巳 船頭

八月 仲村渠筑登之親雲上

右之通被仰付度奉存候、以上

巳

八月 多和田親雲上

右申出之通申付候条此段致通達候、以上

巳

八月朔日

役所

本殿

日帳方

《同年 8 月 9 日条に収録された春運送船をめぐる「覚（晴天日賦）」》

一、役所より左之通有之候事

覚

- 一、今月十三日ふてい入付巢堅仕候事
- 一、同十五日より十九日迄御物積入仕候事
- 一、同廿一日より廿八日迄諸士御荷物積入候事
- 一、来月二日用水・飯米積入候事
- 一、同三日楫立合仕候事
- 一、同九日より先日和次第山川江廻船仕候事
右春運送船晴天賦如斯御座候、以上

巳 船頭

八月 内間筑登之

右申出之通申付候条此段致通達候、以上

巳

八月九日

役所

本殿

日帳方

《同年 8 月 25 日条に収録された夏運送船をめぐる「覚（晴天日賦）」》

一、役所より左之通有之候事

覚

- 一、今月廿六日巢堅仕候事
- 一、同廿七日より九月七日迄御物并諸士御荷物積入仕候事
- 一、九月八日より九日迄用水・飯米積入候事
- 一、同十日楫立合仕候事
- 一、同十一日より先日和次第山川江廻船仕候事
右夏運送船晴天賦如斯御座候、以上

巳 船頭

八月 西銘筑登之親雲上

右申出之通申付候条此段致通達候、以上

巳

八月廿五日

役所

本殿

日帳方

《同年 9 月 3 日条に収録された夏楳船をめぐる「覚（晴天日賦）」》

一、役所より左之通有之候事

覚

一、今月三日ふてい入付候而巢堅仕候事

一、同五日より八日迄御物積入候事

一、同九日より同十一日迄諸士并乗衆御荷物積入候事

一、同十二日より同十三日迄船中人数荷物積入候事

一、同十四日用水積入候事

一、同十五日楫立合仕候事

一、同十七日より先日和見合山川江廻船仕候事

右夏楳船晴天賦如斯御座候、以上

巳

船頭

九月

比嘉筑登之親雲上

右申出之通被仰付度奉存候、以上

巳

九月

上江洲筑登之親雲上

右申出之通申付候条此段致通達候、以上

巳

九月

役所

本殿

日帳方

それぞれの「覚（晴天日賦）」では、船舶あるいは作成者によって若干の違いはあるが、出発準備の諸作業の予定日、これを踏まえ山川に向け鹿児島（前之浜）を出発する予定日が事前に申請されていることがわかる。諸作業とは、①詳細は不明であるものの、船舶に関わる儀礼かと思われる「巢堅」、②鹿児島琉球館での貿易において王府の資本で買い付けた「御物」の積む込み、③鹿児島には上国していない「諸士」（琉球士族）が個人的に出資した資本によって買い付けた「御荷物」の積み込み、④上国使者個人の資本によって買い付けた「御荷物」の積み込み、⑤「乗衆」（上国使者）の「御荷物」とは分類される可能性がある「船中人数」の「荷物」の積み込む、⑥「船中人数」の食糧と飲料水の積み込み、⑦楫の調整と思われる「楫立合」である。出発予定日に対して、実際に前之浜を出発した日付は前掲した通りである。

浦添親方が往路で乗船した 1869 年派遣の運送船は、同年 9 月 25 日に那覇に帰着している。本日記明治 3（同治 9、1870）年 7 月 8 日条には、復路で乗船する船舶をめぐる、与力の国吉親雲上が「役所」に提出した以下のような申請書（「覚（乗船之書付）」）が収録されている。

一、乗船之書付左之通書調役所江差出候処、次書之通相済候付、船頭召寄申渡候事

覚

船頭

運送船

金城

右浦添親方乗船被仰付可被下候、以上

午

与力

七月

国吉親雲上

右申出之通申付候条此段致通達候、以上

午

七月

役所

国吉親雲上

運送船

船頭

浦添親方の運送船(1870年派遣)への乗船、あるいは運送船を浦添親方の乗船〈のりぶね〉として通達してくれるよう、「役所」に申請し、許可されている。鹿児島琉球館においては、上国使者の中心に位置する在番親方であっても、このような申請が必要であり、許可されてはじめて復路で乗船する船舶が決定していたのである。「役所」による通達は国吉親雲上と運送船船頭の兩名に宛てられている。福州琉球館における渡唐使節の文書行政では見ることができない手続きである。鹿児島と福州に派遣された琉球船の数の違いによるものであろう。「役所」からの通達を受け、国吉親雲上（あるいは浦添親方）は船頭にこの旨をさらに通達している。

これに先立つ6月24日条によれば、浦添親方から後任の在番親方である玉城親方に対して「上様御印御判」「王子衆三司官衆印判」が渡され、「役職」の引き継ぎが完了している。その一ヶ月後、「新在番」である玉城親方は死亡し（7月28日条）、富川親方が「跡在番」に任命されたものの（同30日条）、浦添親方は6月24日以降「古在番」となったことになる。8月10日条には、役所から送付された運送船・春運送船・夏運送船・春楳船の「覚（晴天日賦）」が収録されている。乗船する運送船のみならず、ほかの船舶の「覚（晴天日賦）」が「古在番」にも送付されることは通例なのか、「新在番」が死亡したことにとまなう臨時的処理なのかは検討する必要がある。

本報告書Ⅰ個別論考篇で取りあげたように、本日記明治2（同治8、1869）年7月18日条によると、浦添親方は、定例として福昌寺と浄光明寺に参詣し、島津家久以降の歴代藩主の位牌殿に対して「四ツ御拝」を行っている。これは、廃仏毀釈の影響を受け、翌年8月からは「御魂」が移された鶴嶺神社と照国神社への参詣に移行する。この段階でも浦添親方は鹿児島に滞在していたものの、鶴嶺神社と照国神社神には参詣していない。琉球と薩摩藩の政治儀礼関係に規定された寺院（神社）への参詣は、滞在期間のなかでも一回のみ実施されたようである。これに対して、海上交通の安全祈願を目的として、滞在期間中、数回にわたって参詣している寺社も存在する。

運送船（1869年派遣）で鹿児島に到着した6月、浦添親方は、海上で「立願」したことを受け、「運送船菩薩御前」とともに金毘羅（位置不明）と水雲庵で「結願」を行っている（同年6月17日条）。水雲庵は鹿児島琉球館のなかに建立された祭祀施設であり、

観音二像と弁天が祀られ、琉球僧が詰めていた。復路の琉球船が鹿児島を出発する9月には、「下船々」の海上安全を「立願」するため、弁財天堂・水雲庵・金毘羅宮および不動殿（位置不明）を参詣している（9月15,28日条）。弁財天堂は18世紀初頭以降の前之浜の埋め立てによって造営された「向築地」に位置した。翌年5月には、「登船々」の海上安全を「立願」するため、やはり弁財天堂・水雲庵・金毘羅宮を参詣している（5月25日条）。1870年派遣の琉球船が鹿児島に向かう時期に当たる。しかし、この年は例年よりも鹿児島への到着が遅れたようである。6月には「風の御願」や海上安全を「立願」するため、再び弁財天堂・水雲庵・金毘羅宮を参詣している（6月12,21日条）。水雲庵では琉球僧による祈祷も行われている（同19日条）。効果があったのか、今帰仁王子以下の上国使者はその直後に到着している（同22,23日条）。

琉球船の発着に合わせ、弁財天堂・水雲庵・金毘羅宮を中心として海上安全の「立願」を繰り返していることがわかる。福昌寺や鶴嶺神社などに比べ、これらは琉球側にとって身近な寺社であったといえよう。同年9月5日条には、弁財天堂は、「皇政御一新」により、社号が「巖島神社」と改号された旨の「役所」からの通達が収録されている。運送船（1870年派遣）への「乗船」当日に当たる同25日条では、未明に「巖島神社」を参詣していることが知られる。

ところで、「鹿児島城下絵図屏風」（鹿児島市立美術館蔵）に描かれた鹿児島琉球館の敷地の東北の隅には、朱筆で記された「弁天」の文字、水雲庵と思われる施設、その前に小さな池を見いだせる（『鹿児島県歴史資料センター黎明館常設展示図録』に部分拡大図（複製）掲載）。本日記同年6月2日条によると、通常、「水雲庵溜池」の浚渫は琉球船の水主によって担われていたことが知られる。那覇と鹿児島のあいだを往還していた琉球船の水主は、首里王府が慶良間諸島や久高島の民衆に労役として課した負担によって徴発されていた。その水主には鹿児島の陸地においても負担が課されていたようである。

なお、水雲庵は浦添親方が鹿児島に滞在する期間に展開された廃仏毀釈の影響も受けていた。本日記同年9月21日条によれば、「御当地」で廃仏が通達されたため、水雲庵に安置されていた「観音御宝前」を琉球に海上輸送することとなり、当日、観音像が春楳船に「御乗船」している。『球陽』附巻4尚泰王23（1870）年条にも関連する記述があるが（読み下し編227）、観音像が春楳船で運ばれたことは本日記によって知ることができる。

「目録」

- 一、五月廿九日那覇川出帆、六月五日山川致入着、同八日館内到着数ヶ条之事
- 一、六月九日伝事江御届、且三役より有付到来之事
- 一、同十日御書翰写并諸書付類役所江差出候事
- 一、同日小波津親方よ里致役次候事
- 一、同日従之者名面書役所江差出并三役江御礼等之事
- 一、六月十一日三役并手伝・門番・走番着脇之事
- 一、同日外出御免願之書付不及差出与之事
- 一、同日与那原親方御上国之時御儉約一件并三役より申出書之事
- 一、同十三日御書付披之事
- 一、同十四日田中徳水殿附合之事

- 一、同十六日三役并手伝・門番・走番江登進物之事
- 一、同日兼而附合之方御見舞之事
- 一、同十七日於海上致立願置候付結願之事
- 一、同日島津内通殿・郷原金太夫殿より上着之為御祝儀御品到来之事
- 一、同十八日新納主蔵殿より上着之為御祝儀御品到来、且同人并島津内通殿・郷原金太夫殿江御礼之事
- 一、同日川上式部殿・島津伊勢殿江着脇差上候事
- 一、六月十八日火用心入念候様役所より触有之候事
- 一、同日観音六月堂之事
- 一、田畑平之丞殿附合、且兼而近付之方江登進物之事
- 一、同日春運送せん前之浜上着之事
- 一、同十九日新納主税殿より上着之為御祝儀御品到来之事
- 一、同廿一日郷原金太夫殿江登進物等之事
- 一、同廿二日伊地知源左衛門殿附合之事
- 一、同日田畑平之丞殿・田中徳水殿江着脇登進物之事
- 一、同日平之丞殿より御品御礼之事
- 一、同日島津伊勢殿より上着之為御祝儀御樽・肴到来之事
- 一、同廿五日島津内通殿より御品御礼之事
- 一、同日市来六左衛門殿・山内賢助殿附合之事
- 一、同日高橋縫殿殿（衍字カ）より上着之為御祝儀御品到来之事
- 一、同廿六日伊勢殿・縫殿江御品御礼之事
- 一、六月廿六日新納主税殿より御品御礼之事
- 一、同廿七日島津内通殿より御品御礼之事
- 一、同日三役江暑氣御尋之事
- 一、同廿八日宿許より書状到来之事
- 一、同日六左衛門殿・賢助殿江着脇登進物之事
- 一、同日返上物宰領豊見本親雲上・島袋筑登之親雲上乘船前之浜上着之事
- 一、同廿九日市来善兵衛殿・田中徳水殿より上着之為御祝儀樽・肴到来ニ付御礼之事
- 一、同日郷原金太夫殿より暑氣御尋として御品到来之事
- 一、同日伊勢殿・式部殿江登進物之事
- 一、三十日伊勢殿より御品御礼之事
- 一、同日新納太郎左衛門殿より上着之為御祝儀樽・肴到来ニ付御礼之事
- 一、同日伊勢殿より暑氣御尋御菓子到来之事
- 一、七月朔日参政衆江初而御見舞月越御尋等取止之事
- 一、同日伊勢殿・金太夫殿江御品御礼之事
- 一、同二日伊勢殿江暑氣御尋之事
- 一、同日相良治部殿より上着之為御祝儀樽并肴到来之事
- 一、同三日式部殿より御品之御礼并上着之為御祝儀樽・肴到来之事
- 一、同四日御城勤之日柄役所より通達之事
- 一、同日御書翰・御目録・自分進上物等役所より差出候事

- 一、同日於本殿御城勤之時進上物御しらへ之段役所より通達之事
- 一、同日古在番・三役・琉役々本殿江相揃、進上物御調部之事
- 一、同日表御茶湯所江贈物之事
- 一、同日加籠御免之書付不及差出与之事
- 一、同日大村王子正忌日ニ付役所より触有之候事
- 一、七月六日金太夫殿より御品之御礼并上着御祝詞等之事
- 一、同日明日御使者役々六ツ半時分登城仕候様被仰渡候段役所より通達之事
- 一、同日明日明七日御城勤相濟相祝候付、古在番・三役・琉役々挨拶等之事
- 一、同七日御城勤之事
- 一、同日御城勤相濟候御祝儀一件之事
- 一、同日大村王子御焼香一件之事
- 一、同八日讃岐殿より御品到来之事
- 一、同日南林寺・光明寺琉人衆御墓所払除一件触之事
- 一、同日小波津親方御暇相濟候付、二番仮屋江御招之事
- 一、同日式部殿・相良治部殿・伊地知源左衛門・田中徳水殿より上着之為御祝儀御品到来ニ付御礼之事
- 一、同九日高橋縫殿殿（衍字カ）江登進物之事
- 一、七月十日返上物宰領国場親雲上・金武親雲上乘船前之浜上着之事
- 一、同日讃岐殿江御品御礼之事
- 一、同日南林寺・光明寺石塔朱入・払除之事
- 一、同十一日税所市兵衛江着脇・登進物、且御吉信御礼等之事
- 一、同十二日豊口姫命江御幣銀献納之勤方、来ル十四日登城献納被仰付候旨被仰渡候段役所より通達之事
- 一、同日従之者滞在又者帰帆之者も候ハ、書出候様役所より通達之事
- 一、同日讃岐殿より御品之御礼之事
- 一、同日盆遣召留候一件之事
- 一、同十三日桂右衛門殿より御書翰・御目録等差上候御礼之事
- 一、同日表御茶湯所江贈物之事
- 一、同日南林寺・光明寺江御焼香一件、古在番方より通達之事
- 一、同十四日御幣銀御献納勤方一件之事
- 一、同日南林寺・光明寺御焼香一件之事
- 一、同十五日故大里里之子江盆祭之事
- 一、同十六日従上々様古在番并三役・光明寺江拝領物一件触之事
- 一、同十七日福昌寺・浄光明寺参詣之日柄役所より通達之事
- 一、福昌寺・浄光明寺参詣之事
- 一、同日春楳船晴天賦役所より通達之事
- 一、同日徳水殿より暑気御尋として御品到来之事
- 一、同十九日福昌寺・浄光明寺江昨日之御礼一件之事
- 一、同日登船々之内上着遅ニ付来廿二日御祈念之段役所より通達之事
- 一、同日漢学局より唐小筆御買入相成由ニ付、持合之方ハ可差出旨役所より通達之事

- 一、七月十九日唐小筆役所江差出候事
- 一、同廿一日少将様鹿兒島藩知事被為蒙仰、薩隅日并琉球島々御管轄之儀是迄之通被仰出候付、明後廿二日登城御祝儀申上候様役所より通達之事
- 一、同日表御茶湯所江贈物之事
- 一、同廿二日於水雲庵御祈祷之事
- 一、同日登城御祝儀申上候事
- 一、同日吉利群吉殿より上着之為御祝儀樽・肴到来之事
- 一、同日欠穀運ちん御免願一件御内意之事
- 一、同廿三日樺山休兵衛殿・吉利群吉殿より上着之為御祝儀樽・肴到来ニ付御礼之事
- 一、同廿四日御使者兼務年次願一件御内意之事
- 一、同日夏運送船前之浜上着之事
- 一、八月朔日運送船晴天賦役所より通達之事
- 一、同日夏楳船前之浜上着之事
- 一、八月朔日仲地筑登之帰帆御免之書付役所江差出候事
- 一、同二日大窪八太郎殿より上着之為御祝儀御肴到来之事
- 一、同三日同人江昨日之御礼之事
- 一、同五日下午町出火之事
- 一、同日火用心分ヶ而入念候様役所より通達之事
- 一、同六日御使者兼務年次願通御免被仰付候付御礼之事
- 一、同七日郷原金太夫殿より御品之御礼之事
- 一、同日郷原直衛殿より上着之御祝詞并御品御礼之事
- 一、同九日少将様・宰相様江御内証進上物仕候事
- 一、同日春運送船晴天賦役所より通達之事
- 一、同十日欠穀運賃御免願一件并宜野湾親方乗船重登・江戸立・拝借銀年延・返上物宰領人数減少願一件等内意之事
- 一、八月十日生産方御用船立田丸より表御方江御届書為念春楳船より差上候事
- 一、同十一日従之内滞在又者帰帆之者御免之書付役所江差出候事
- 一、同十四日島津内通殿より御品御礼之事
- 一、同十五日火用心猶以入念候様役所より通達之事
- 一、同日伊地知源左衛門殿御見舞之事
- 一、同日徳水殿より御品御礼等之事
- 一、同廿一日税所市兵衛殿より時候御尋として御品到来之事
- 一、同廿三日市来六左衛門殿会計局総裁被仰付候為御祝儀御品差上候事
- 一、同日税所市兵衛殿江御品御礼之事
- 一、同廿四日亀浜筑登之死去ニ付香典之事
- 一、同廿五日夏運送船晴天賦役所より通達之事
- 一、八月廿二日豊見城王子・名護王子正忌日ニ付役所より舳有之候事
- 一、同廿七日立田丸前之浜出帆之事
- 一、同日豊見城王子・名護王子御焼香一件之事
- 一、同廿八日今帰仁王子・宜野湾親方乗船一艘ツヽ、王子荷方船一艘重登方并返上物宰領

人数減少被仰付度兼而願申上、願通被仰付候付御礼之事

- 一、同日音信用之茶手形役所江差出候事
- 一、同日小波津親方乗船便より上々様伺御機嫌并王子衆・三司官衆江之御状、御書院御方江御問合為念運送船より差上候事
- 一、九月三日六左衛門殿近々長崎江御出立付為御祝儀品々差上候事
- 一、同日夏楳船晴天賦役所より通達之事
- 一、同四日伊地知源左衛門殿明日長崎江御出立付為御祝儀品々差上候事
- 一、九月五日小波津親方・国場親雲上・豊見本親雲上・金武親雲上・多和田親雲上・奥浜親雲上・高原親雲上・平敷親雲上御乗船之事
- 一、同六日宇宿孫六郎殿江着脇并御音物之為御礼品物差遣候事
- 一、同日弁財天御祭ニ付役所より通達之事
- 一、弁財天御祭之事
- 一、同八日弁天構会之事
- 一、同日夏楳船・春運送・夏運送船日限内積荷相仕舞候様重書役より通達之事
- 一、同九日節句ニ付品物差遣候事
- 一、同日金太夫殿より御品到来之事
- 一、同十一日小波津親方乗船山川江廻船之事
- 一、同十四日小波津親方山川より之書状到来
- 一、同十五日下船々海上安全之為立願弁財天堂・水雲庵・金毘羅宮参詣之事
- 一、同十七日追々從四位様被遊御登京候付筆墨御用ニ付進上之事
- 一、九月十七日上江洲親雲上乘船之事
- 一、同日多和田親雲上乘船山川江廻船之事
- 一、同十九日備後・肥前之人本殿見物として罷出候事
- 一、同廿四日夏楳船・春運送船山川江廻船之事
- 一、同廿五日夏運送船右同之事
- 一、同廿六日從四位様御発駕御行烈拝見一件役所より通達之事
- 一、同廿七日從四位様如京都御発駕御行烈拝見之事
- 一、同日生産方御用船大聖丸便より表御方江御届書為念運亨丸より差上候事
- 一、同廿八日下船々海上安全之為立願不動殿参詣之事
- 一、同廿九日樺山休兵衛殿より御招之事
- 一、九月三十日休兵衛殿江昨日之御礼之事
- 一、十月十一日六左衛門京都より御帰着ニ付御見廻之事
- 一、同廿一日郷原金太夫殿より御招之事
- 一、同廿二日金太夫殿江昨日之御礼之事
- 一、同廿五日市来善兵衛殿より御招之事
- 一、同廿六日善兵衛殿江昨日之御礼之事
- 一、同日御蔵方御用聞代合一件事
- 一、同廿八日宮里筑登之昨夜相果候付香典之事
- 一、十一月三日鑄流馬見物之事
- 一、同九日聞役里村藤太夫殿母死去ニ付香典・見送等役所より通達之事

- 一、同十日拝借銀返上方并欠石運賃御免一件御内意之事
- 一、同日仲冬祭ニ付三役并門番・走番・手伝共江品物差遣候事
- 一、同十一日立田丸便より御用封御到来聞得大君加那志様被遊薨御候段承知仕候事
- 一、右ニ付慎方之事
- 一、十一月廿日冬至之御規式差留候事
- 一、同廿二日出納方江贈物之事
- 一、同廿三日砂糖三町入札之事
- 一、同廿五日観音丸便より上々様伺御機嫌、摂政・三司官衆江御悔御状為念福吉丸便より差上候事
- 一、十二月朔日聞役里村藤太夫殿勤続被仰付候段役所より通達之事
- 一、同六日上使御出之時職賦用従之者名面書出候様役所より通達有之候付書出候事
- 一、同九日来十五日上使被成御出候段役所より通達之事
- 一、同十三日江戸立拝借銀八百貫目之内五百貫め被下切被仰付候付御礼之事
- 一、同十四日表御茶湯所江贈物之事
- 一、十二月十四日火用心分ヶ而可入念旨役所より触有之候事
- 一、同十五日上使御出之事
- 一、同日拝領物之事
- 一、同十九日門番瀬戸山作右衛門母死去ニ付香典等之事
- 一、同日欠穀運賃御免被仰付度再願ニ付御内意之事
- 一、同廿日異国人江申晴め候心得琉球より申来候由ニ而役所より通達之事
- 一、同廿二日三役夜咄招請流之事
- 一、同廿三日欠穀運賃再願一件ニ付御内意之事
- 一、同廿四日従四位様京都より被遊御光着候事
- 一、同廿七日御幣銀并御朦氣為御尋拝領物被成下候御使明後廿九日館内江被成御出候段役所より通達之事
- 一、十二月廿七日市来次郎殿より上着之御祝儀并御品御礼之事
- 一、同日新納主蔵殿より安否為御尋御品到来之事
- 一、同廿八日三役并手伝・門番・走番江歳暮之事
- 一、同日伊勢殿・主蔵殿江御品御礼之事
- 一、同日金太夫殿より歳暮并御見舞として御品到来之事
- 一、同日黒岡内通殿より歳暮之御祝儀として御肴到来之事
- 一、同日田中徳水殿より歳暮之御祝儀として御品到来ニ付御礼等之事
- 一、同日金太夫殿・内通殿江歳暮之事
- 一、同日市来次郎殿より上着之御祝儀樽・肴到来ニ付御礼等之事
- 一、同日内通殿・金太夫殿より御品御礼之事
- 一、同廿九日御幣銀并御朦氣為御尋拝領物御給之御使御出之事
- 一、同日市来次郎殿より御品之御礼之事
- 一、同日金太夫殿・内通殿より歳暮之為御祝儀御品到来ニ付御礼之事
- 一、十二月廿九日元旦御規式一件役所より通達之事
- 一、同日元日饗物之事

- 一、正月元日旧例之通規式有之候事
- 一、同二日御蔵開之事
- 一、同日館内竹馬之事
- 一、同日年頭御祝儀并諸御祝儀等明日可申上旨被仰渡候段役所より通達之事
- 一、同日表御茶湯所江贈物之事
- 一、同日庵出会之僧侶并年頭為祝儀被罷出候事
- 一、同三日年頭御祝儀并諸祝儀等ニ付登城旁之事
- 一、同日四郎殿・六左衛門殿・賢助殿・平之丞殿・徳水殿其外附合之衆江年頭御祝詞等之事
- 一、同六日歳日之事
- 一、同七日慶賀入来之事
- 一、同日從之者滞在又ハ帰帆之者も候ハ、書出候様役所より通達之事
- 一、正月八日弁天構會之筈候処、聞役嫡子病氣ニ付被召延候事
- 一、同日琉球より飛船一艘被差立、昨日山川參着、筆者御用封相捧館内到着之事
- 一、同日新納主蔵殿より年頭御祝詞、且御礼之事
- 一、同日当春琉球江御渡海之御在番奉行・御役々江御祝儀之事
- 一、同十日欠穀運賃御免一件并京錢下方、且御糸船・御銀船丈ハ大和船江御賦被仰付度御内意之事
- 一、同十一日御蔵賀礼引取候事
- 一、同日飛舟便より表御方江御届書為念島袋親雲上乘船より差上候事
- 一、同日島袋親雲上乘船金毘羅丸便より上々様江年頭御祝儀、且王子衆・三司官衆江之御状為念平運丸より差上候事
- 一、正月十二日京錢下方御免被仰付度御内意之事
- 一、同日飛舟一艘前之浜廻船之事
- 一、同日田畑平之丞殿より御品御礼之事
- 一、同十三日当春琉球江御渡海之御在番奉行并御役々衆御招請御流一件之事
- 一、同十四日嘉礼取祝之目錄致持参候事
- 一、同日金太夫殿より年首之為御祝儀御品到来之事
- 一、同日田畑平之丞殿江御品御礼之事
- 一、同日琉球下御在番奉行北條直記殿より御品御礼之事
- 一、同日嘉礼取収候事
- 一、同十五日拝礼之勤有之候事
- 一、同日館内雪松之事
- 一、同日郷原金太夫殿より年首之為御祝詞御品到来ニ付御礼之事
- 一、同十七日欠穀運賃御免一件并京錢下方、且御糸船・御銀船丈ハ大和船江御賦被仰付度御内意之事
- 一、正月十八日贈權中納言様從一位御贈位被仰出候御祝儀之儀、当夏中城王子様名代之王子江兼務被仰付度御内意之事
- 一、同十九日当春琉球江御渡海之在番奉行北條直記殿より御品到来之事
- 一、同日於本殿読經執行之儀、此節より召留候一件之事

- 一、同廿日島津口衛門殿附合之事
- 一、同廿一日御同人江昨日之御礼并登進物之事
- 一、同日琉球下御在番奉行北條直記殿江御品御礼之事
- 一、同廿三日島津口衛門殿より御品御礼并御樽・肴到来之事
- 一、同廿四日御同人江御品御礼之事
- 一、正月廿七日欠穀運賃米御宥面被仰付候一件之事
- 一、同廿八日吉利群吉殿於御宅故主馬殿御焼香相濟後々御嘯之事
- 一、同廿九日御同人江昨日之御礼之事
- 一、同日琉球下在番奉行・役々衆江御品御礼之事
- 一、二月朔日御位階御昇進御祝儀之御使者来夏則別段被差上度御内意之事
- 一、同二日飛舟前之浜出帆之事
- 一、同日吉利群吉殿近々大坂江被成御差越候付御餞之事
- 一、同三日当一ヶ年琉球江銅錢貳万貫文下方御免被仰付候付御礼之事
- 一、同日欠穀出来候節運賃相附候儀御免被仰付、且錢下方当一ヶ年願通被仰付候付御礼之事
- 一、同七日欠穀出来候節以来運賃相附候儀、御免被仰付候付御礼之事
- 一、二月九日御藏方御用聞代合一件役所より通達之事
- 一、同日仲春祭二付三役并手伝・門番・走番共江品物差遣候事
- 一、同十日御藏方御用聞代合一件之事
- 一、同十一日神田丑之助御藏方手伝被仰付候御礼として樽・肴到来二付品物差遣候事
- 一、同十五日従四位様・寧姫様御婚姻一件役所より通達之事
- 一、同十七日従四位様・寧姫様御婚姻被為濟候御祝儀申上一件之事
- 一、同日表御茶湯所江贈物之事
- 一、同廿二日新納次郎兵衛殿より王子衆・親方衆江御状・御音物御礼一件之事
- 一、同廿五日本光明寺屋敷境木申請被召留度御内意之事
- 一、二月廿八日里村藤太夫殿嫡子致死去候付、御悔・香典等之事
- 一、三月二日藤太夫殿忌中御尋之事
- 一、同三日附合之衆并三役・手伝・門番・走番江節句遣等之事
- 一、同日休兵衛殿・徳水殿より上巳之為御祝儀之品到来之事
- 一、同四日休兵衛殿・徳水殿江御品御礼之事
- 一、同日永村里之子帰帆御免之書付役所江差出候事
- 一、同五日弁王丸便より表御方江御届書物為念金毘羅丸より差上候事
- 一、同十一日貞福丸便より御返翰・銘札写帳与力より御評定所御状方江差遣候事
- 一、同十三日貞福丸前之浜出帆之事
- 一、同十四日与力より御書翰箱一件御右筆方江問合之事
- 一、同十五日御返翰宰領島袋親雲上乘船之事
- 一、同十六日弁天丸・金毘羅丸前之浜出帆之事
- 一、三月十八日松岡十太夫殿於御宅御庭拜見、且草花到来二付御礼之事
- 一、同廿二日下船々海上安全之為立願弁財天堂・水雲庵・金毘羅宮参詣之事
- 一、同日川上直衛殿より花鉢種子島到来之事

- 一、同廿三日御同人江右御礼之事
- 一、同廿六日御同人より御品御礼之事
- 一、同日御同人江御品御礼之事
- 一、同廿八日初状到来之事
- 一、同廿九日光明寺門前地形之所御取揚被仰付候段被仰渡候付、是迄之通琉球方江御授被仰付度御内意之事
- 一、同三十日は番覚兵衛御銀宰領ニ而罷下候付餞之事
- 一、同日音信用茶手形役所江差出候事
- 一、四月六日保寿丸前之浜出帆之事
- 一、同十五日田中徳水殿御見廻之事
- 一、同廿日平運丸前之浜出帆之事
- 一、同廿四日弁天構会之事
- 一、五月朔日聞役里村藤太夫殿去年十二月勤続被仰付候付、祝儀品差遣候儀并為届被罷出候事
- 一、同日吉野御馬追之時棧敷場見合被成度牧司衆江御頼之事
- 一、同日市来善兵衛殿・伊地知小十郎殿急度御出之事
- 一、同四日吉野御馬追見物之事
- 一、同五日附合之衆并三役・手伝・門番・走番江節句遣等之事
- 一、同日郷原金太夫殿・郷原直衛殿江端午之為御祝儀御品差上候付、御礼并御品到来之事
- 一、同七日川上直衛殿於御宅菊拝見、且ツ同人より花木到来ニ付御礼之事
- 一、同日郷原金太夫殿御見舞并端午之為御祝儀御品到来御礼之事
- 一、同日郷原直衛殿より端午之為御祝儀御品到来ニ付御礼之事
- 一、同八日弁天構会之事
- 一、五月十七日返上物積船相生丸前之浜出帆之事
- 一、同十九日三番仮屋江宿移之事
- 一、同廿五日登船々海上安全之為立願弁財天堂・水雲庵・金毘羅宮参詣之事
- 一、同廿八日矢数之日柄門番より通達之事
- 一、六月朔日登船々海上安全之矢数之事
- 一、同二日水雲庵溜池浚方并払除ニ付触差通候事
- 一、同三日水雲庵溜池浚方并払除之事
- 一、同七日火用心入念候様役所より通達之事
- 一、同日弁天御日ニ付参詣之事
- 一、同九日平運丸前之浜上着之事
- 一、同十日郷原金太夫殿病氣御尋之事
- 一、同十二日登船々上着遅ニ付風之為御願弁財天堂・水雲庵・金毘羅宮参詣之事
- 一、同十六日火用心猶以入念候様役所より通達之事
- 一、同日琉球生産方申請米代錢壺割部付を以上納被仰付度御内意之事
- 一、六月十七日郷原金太夫殿事御病氣養生不御叶被致死去候段土持平蔵殿より通達有之候事
- 一、同日郷原直衛殿御家内江御悔等之事

- 一、同十八日観音御日ニ付参詣之事
- 一、同十九日登船々上着遅ニ付昨日於水雲庵御祈祷有之候段役所より通達之事
- 一、同廿日御祈祷之事
- 一、同廿一日登船々上着遅ニ付海上安全之為立願弁財天堂・水雲庵・金毘羅宮参相初候事
- 一、同廿二日今帰仁王子・宜野湾親方・在番玉城親方御乗船前之浜御上着之事
- 一、同廿三日唐之首尾御使者富島親雲上・蔵役具志堅親雲上乘船前之浜上着之事
- 一、同廿四日役次之事
- 一、同日返上物宰領嵩原親雲上為届被罷出候事
- 一、六月廿四日従之者名面差出候様役所より通達之事
- 一、同廿六日琉球生産方より申請米代銭老割部付を以上納被仰付度奉願願通相濟候付御礼之事
- 一、同日三役并附合之衆江暑氣御尋之事
- 一、同廿七日御書付御開ニ付新在番親方より被相招候事
- 一、同廿八日火用心并締向等役所より通達之事
- 一、同廿九日三役江宿許到来差遣候事
- 一、同日郷原直衛殿膝中御尋之事
- 一、七月朔日田畑平殿より御品之御礼并暑氣御尋として御品到来之事
- 一、同四日御同人江御品御礼之事
- 一、同日小笠原嘉左衛門殿江御返物之事
- 一、同七日三役江節句遣之事
- 一、同日新納主蔵殿より代役上着之為御祝儀御音到来之事
- 一、七月八日御同人江右御礼之事
- 一、同日乗船之書付役所江差出候事
- 一、同日南林寺・光明寺琉人衆御墓所相除一件与力より触差通候事
- 一、同九日市来次十郎殿暑氣御見舞之事
- 一、同日南林寺・光明寺江館中二才中差越払除下知方并石塔江朱入之事
- 一、同十二日鯉飛舟便より上々様伺御機嫌并表御方江御届分差上候事
- 一、同十三日南林寺・光明寺琉人衆御墓所御焼香一件触差通候事
- 一、同十四日右御焼香之事
- 一、同日故郷原金太夫殿御焼香之事
- 一、同日来廿二日御城勤被仰付候旨被仰渡候段役所より通達之事
- 一、同十五日故大里里之子焼香之事
- 一、同日飛舟前之浜出帆之事
- 一、七月十七日明後十九日於本殿御城勤之時進上物御調部有之候段役所より通達之事
- 一、同日来廿一日習礼被仰付候間、登城有之候様役所より通達之事
- 一、同十九日本殿江相揃進上物御調部仕候事
- 一、同廿一日登城御礼式御指南之事
- 一、同日明日五ツ時館内出立、登城有之候様役所より通達之事
- 一、同廿二日御城勤之事
- 一、同日明日従上様御音物・御拝領物被成下候段新在番与力より通達之事

- 一、同廿三日上使御出之事
- 一、同日田中徳水殿より暑氣御尋として御品到来ニ付御礼之事
- 一、同廿八日新在番玉城親方被致死去候事
- 一、同日右ニ付今日より日数七日可相慎旨役所より通達之事
- 一、七月廿九日火用心猶以入念候様役所より通達之事
- 一、同日玉城親方葬送ニ付香典并見送等之事
- 一、同三十日在番玉城親方被致死去候付、跡在番富川親方江被仰付候事
- 一、八月朔日弁財天堂・水雲庵参詣取止之事
- 一、同日従之者滞在又ハ帰帆之者も候ハ、書出候様役所より通達之事
- 一、同二日豊見本し帰帆御免之書付役所江差出候事
- 一、同三日御銀進上之時御殿江相詰候人数役所より通達之事
- 一、同四日玉城親方初七日ニ付焼香之事
- 一、同五日御銀進上一件仰渡之趣役所より通達之事
- 一、同七日御銀進上之事
- 一、同八日磯御茶屋江御呼之段役所より通達之事
- 一、八月八日右ニ付進上物一件之事
- 一、同九日磯御茶屋江御呼之事
- 一、同十日船々晴天賦役所より通達之事
- 一、同十一日明日二丸外御庭等拝見被仰付候段役所より通達之事
- 一、同十二日二丸江被為召候事
- 一、同十三日御使者役々・末々にも勝手次第京錢差下候儀御免被仰付候段役所より通達之事
- 一、同十六日故玉城親方与力呉屋親雲上乘船之事
- 一、同日唐御料理御進上一件之事
- 一、同十八日故大里里之子焼香之事
- 一、同十九日乗船巢堅一件之事
- 一、同日御暇御内意之事
- 一、同廿日御前様江御内証進上物之事
- 一、同日御返翰・御拝領物御使者江御渡被仰付候一件之事
- 一、八月廿日来廿五日王子御始帰帆之御使者役々御暇被下、拝領物被仰付候段役所より通達之事
- 一、同日来廿五日御返翰・御拝領物被成下候上使館内江御出被成候段役所より通達之事
- 一、同廿三日来廿五日従御前様御拝領物被仰付候付、裏役頭相勤候様被仰付候段役所より通達之事
- 一、同日火用心猶以入念候様役所より通達之事
- 一、同廿四日柿本彦左衛門居宅之蔵出火之事
- 一、同日土産用之茶手形御免之書付役所江差出候事
- 一、同廿五日上使御出之事
- 一、同日王子御暇被下候為御祝儀御招之事
- 一、同日夏楳船より表御方江御届書差上候事

- 一、同廿六日西洋總差下候儀御禁止被仰渡候事
- 一、同廿八日附合之衆并三役・手伝・門番・走番共江下進物之事
- 一、八月廿九日夏楳船山川江廻船之事
- 一、九月三日内通殿江御品御礼之事
- 一、同日式部殿より御品到来之事
- 一、同四日従四位様・御前様御相中ニ而拝領物之事
- 一、同日諏訪甚六殿より為御餞別御品到来之事
- 一、同五日拝領物御礼一件之事
- 一、同日式部殿・諏訪殿・甚六殿江御品御礼之事
- 一、同日弁財天御祭一件役所より通達之事
- 一、同日弁財天之儀巖島神社与御改号相成候段役所より通達之事
- 一、同六日高橋縫殿殿より為御餞別御品到来ニ付御礼之事
- 一、御乗船之事
- 一、同七日巖島神社御祭之事
- 一、同日火用心猶以入念候様役所より通達之事
- 一、同十日附合之方御暇罷通候事
- 一、九月十一日従従三位様拝領物之事
- 一、同日右御礼之事
- 一、同十二日金毘羅宮并平松神社参詣之事
- 一、同日荷物手形一件之事
- 一、同廿一日観音御宝前御乗船ニ付参詣之事
- 一、同廿五日乗込之事

「江戸立ニ付仰渡留」第303号について

麻生 伸一

1. 書誌情報

【番号】303

【外題】嘉永六丑□ 安政五年／〔將軍代替ニ付御祝儀か〕使者伊江王子／〔江戸立付か〕仰渡留／琉球館聞役新納太郎左衛門 老冊物

【備考】東京大学史料編纂所蔵に同タイトルあり。今回の翻刻の底本は東京大学史料編纂所蔵を用いた。奥付に「江戸立ニ付仰渡留 壹冊 東京市渋谷区南平臺 侯爵尚裕氏所蔵 昭和六年十月写了」とあり（尚家文書にはなし）

2. 内容

本史料は、計画された家定襲職に対する江戸立について琉球側への内達をまとめた史料であり、通達は島津側から琉球館へ申し渡された形式であり、主に家老クラスの役人から琉球館聞役へ申し渡している。

関係論文として、紙屋敦之、「補論 琉球使節の最後に関する考察」（『幕藩制国家の琉球支配』、校倉書房、1990）、西里喜行「咸豊・同治期（幕末維新时期）の中琉日関係再考—尚泰冊封とその周辺—」（『東洋史研究』第64巻第4号、東洋史研究会、2006）などがある。紙屋論文には本史料の目録（pp274-278）が掲載されており、史料本文に付した番号も紙屋論文に依った。

当初は辰年（1856年）に派遣予定（【1】）であった琉球使節が、江戸における地震・火災により午年（1858年）に島津家の参勤と同時に派遣するように布達（【7】）されたものの、その後、斉彬と徳川家定の逝去により派遣中止となった（【70】—【72】）。

以上、簡単ではあるが、本史料について解説を加えてみた。本史料は、琉球からではなく、島津側がどのように琉球使節の江戸参府に関与し、琉球側へ諸命令・計画を布達していったかがうかがえる史料であり、薩摩藩の具体的な計画が各所で見えるという意味で重要な史料であるといえる。

付記：本解題、史料翻刻の作成に際し、本科研に関係されている諸先生方からご指摘、ご指導を受けた。末筆ではあるが、記して感謝したい。

【史料本文】「江戸立ニ付仰渡留」第303号

東京大学史料編纂所蔵・尚家文書303号

「江戸立ニ付仰渡留」

* [] は朱書き。また、/は改行を示す。

** 《 》 は咸豊六年（1856年）「年中各月日記 1540号」『琉球王国評定所文書』第11巻により補足。

嘉永六年丑 安□（政カ）五年

《公方様御代替御祝》儀使者伊江王子

江戸立ニ付仰渡留

琉球館聞役

老冊物

新納太郎左衛門

【1】公方家慶公

蕨御ニ付而者自近々

將軍

宣下可被

仰出、左候而者先例之通中山王より以使者御祝儀可被申上候、左候而右使者来辰年御参勤之節可被召列旨被

思召上候、依之勝連親方帰国之上、国王江致内達無異儀御受被申上候様被仰付候事、

但、正使初附々之役々人柄取しらへ先例之通可被相伺候、此段茂申達候、

丑八月

【2】口達手扣

銀千八拾貫目

右者、来辰年江戸江之使者被差上候付而者、近来打続大粧之被及入價候条、至極難渋之賦り、殊ニ異国人逗留旁付而者、不容易訳柄候江者、賀慶使之儀者古来より厳格之勤務、兎角首尾能不相整候而者不相叶儀ニ候、就而者過分入價差見得猶國中難渋之筈与被遊御憐察、當時柄出格之御計を以、右之通拝借被仰付候、左候而辰年より丑年迄拾ヶ年無利足にて被差延置、寅年より年府返上、又者趣法立を以返上之筋茂候ハ、被願出候様被仰付候事、

但、辰年参府ニ付別段之

思召を以右通被仰付候付、年延等相成候節者本文通二者不被仰付候、

丑八月

右、兩通之通丑八月廿一日勝連親方・具志川親方・新納真助・豊後殿於御宅、御直ニ被仰渡候、

丑八月

【3】新納太郎左衛門

右者、来々辰年琉球人参府ニ付、旅聞役にて召附儀茂可有之候間、此旨可致内達事、

右之通、寅正月十七日駿河殿御口達、倉山作太夫殿御取次を以被仰渡、太郎左衛門承知、来年琉球人参府付、献上馬之儀者、戌年参府之節之通、九州路中国路被差越候、左候而馬飼料等之儀、都而御物計ニ而以後返銀上納申付候条、此旨琉球館聞役江可申渡候、

五月

近江

右之通、卯五月十二日倉山作太夫殿御取次被仰渡、宗九郎承知、

【4】高橋縫殿

右、来辰年琉球人就参府往来被召付候条可申渡候、

卯六月

近江

【5】 琉球館聞役

新納太郎左衛門

右、来辰年琉球人就参府旅聞役被仰付候条可申渡候、

卯七月

近江

【6】 伊集院周右衛門

右、来辰年琉球人就参府御側役之場ニ而往来被召附候条可申渡候、

卯九月

近江

【7】 公義御代替付、中山王より御祝儀之使者来辰年被召連被遊

仰出置候得共、此節江戸地震并大火付、御屋敷御殿廻等別而及破損、来秋迄者御普請等成就不致候付被召延来ル午年 御参勤之節被召連度御掛御老中久世大和守様江御伺書被召出候處、去二日御伺書之通被仰渡候段申来候、此旨中山王御承知有之御請被申上候様早々可申越旨琉球館聞役被可申渡候、

卯十一月

近江

右之通、卯十一月晦日高橋縫殿御取次を以被仰渡樺山十郎太承知、

【8】 島津伯耆殿

右、来々午年琉球人就参府往来被召附候旨今日

御名代嶋津三郎殿ニ而被

仰付候条、此旨表方江致通達與掛御勝手方江茂可相達候、

辰七月廿三日

駿河

【9】 嶋津主殿

右、来午年秋代江戸詰被仰付候、左候而琉球人参府付被召附候条可申渡候、

巳八月

駿河

右之通、巳八月十六日月番後用人伊集院隼衛殿御取次を以被仰渡宗九郎承知、

【10】 写

琉球館旅蔵役

買物方迄

本田宗九郎

中村吉左衛門

右同蔵役助

野元三之助

伊地知一郎

右同書役

税所市兵衛

右同書役助

中村與兵衛

右者、當秋琉球人參府右之通被仰付往来被召附候条可申渡候、

午正月

伯耆

右之通、午正月九日嶋津主殿殿御取次被仰渡新納太郎左衛門承知、

【11】

牛根郷士

隈元猪兵衛

小根占郷士

松山次郎左衛門

伊作郷士

山之内宗右衛門

串木野郷士

臼井数右衛門

嶋津豊後殿家来

山下六弥太

喜入主水家来

窪田平兵衛

伊地知加右衛門家来

黒木善左衛門

右者、當秋琉球人就參府手傳并手傳助申付候条、先例の振合を以可申付旨琉球館聞役江可申渡事、

右之通、午正月九日嶋津主殿殿御取次被仰渡新納太郎左衛門承知事申付、右面々被申渡候事、

御家老座書役

知識七之丞

右者、當秋琉球人就參府琉球館取仕立ニ而往来被召附候条申渡聞役江も可申渡候、

午正月

伯耆

右之通、午正月十九日御用人嶋津主殿殿御取次被仰渡新納太郎左衛門承知、

【12】當秋

御參勤之節琉球人被召列候付而者、

去戌年之通

御發駕御當日者常式通之御行列ニ而御參府御當日一御泊之駅迄六十人御備江戸より被差越被召列、琉球人江者往来共先例之通二十人備被召附答候条、此旨向々江可申渡候、

午正月

下総

右之通、午正月廿八日嶋津主殿殿取次先例を以被仰渡新納太郎左衛門承知、

【13】當秋琉球人參府付中山王献上物於御當地者不被遊 御覽、於江戸被遊

御覽候条此旨琉球館聞役江可申渡候、

二月

伯耆

右之通、午二月十日嶋津主殿殿御取次を以被仰渡新納太郎左衛門承知、

【14】琉球人参府付、江戸出立差掛過分之拝借金願出候儀茂有之候得共、當時江戸御屋敷

御殿廻等御普請旁莫太之被為及御入価御難渋之折柄付、此節出府之上拝借等願出候而者、別而不都合之事候間、其考を以旅用金吃与致手當右躰不勘弁之儀共申出間敷候、万一願出候而茂一切御取揚有之間敷候条、右之趣分而琉球館聞役在番親方江申渡掛之向江も可申渡候、

二月

伯耆

右之通、午二月廿四日嶋津主殿殿御取次を以被仰渡新納太郎左衛門承知、

【15】琉球人参府付御用人御側役乗船之儀、堅関より被差越楽正儀衛正之儀共、跡々寅年戌年之節者吟味之訳有之塗関より被差越候得共、此節より以前之通白木関乗船被仰付候条此旨可承向江可申渡候、

二月

伯耆

右之通、二月廿九日嶋津主殿殿御取次を以被仰渡新納太郎左衛門承知、

【16】當秋琉球人参府之上旧式之儀者、夫々先例通被仰付筈候得共、御改革御年限中之御事ニ候間、

公邊勤向外此御方ニ而者都而御膳進上等を初古例通為有之筋ニ而、去ル戌年之通進上物拝領物迄被仰付候条此旨琉球館聞役被可申渡候、

但、楽器踊装束等者先規通用意可有之候、

二月 伯耆

右之通、午二月廿九日嶋津主殿殿御取次被仰渡新納太郎左衛門承知、

【17】〔可為申出之通候

三月 伯耆〕

私事、當秋琉球人就参府琉球館取仕立ニ而往来被召附候付而者、

公邊者勿論於他所向琉球人申出候儀共何篇承届諸書付等ニ至り申談取しらへ、依事者向々江茂遂吟味、時々奉得御差圖取扱仕先規御座候間、此節之儀茂同様可被仰付哉ニ奉存候、且又琉球人作意手跡等

公邊御用又者御太名方様御頼、且於諸所所望申出候節是又時々承届文字柄差障有無吟味仕候様、先役共訳而承知為仕由候間、此儀茂同断相心得可申哉、

一、楽帖曲奏楽儀注等数通有之事候處、於江戸者何篇差當之御用多為限日数之儀、殊致右取扱候琉球人者纔之人数故前以用意ニ仕置候而者急成御用之節間ニ逢兼候由御座候間、琉球人申談於御當地大概之取しらへ仕置候筋ニ茂可有御座哉、

一、献上物并進覧物銘書目録認方一件、且於

御城奏楽之節琉球人江差添楽器取添方等取扱仕、且又先年茂御老中様就御用楽器持参候様被仰付、於御役屋敷組立差出候儀茂有之、其外冠服楽器名目繪形并作曲楽歌等之解御

用之節都而取扱被仰付事候付、心得相成儀茂候ハ、於御當地御役々衆右旁御見分、又者内しらへ等之節見届置候筋ニ茂可被仰付哉、跡々茂右躰之節々館内引合之上出會為仕由御座候、

一、唐通事頭取加納利助儀、琉球人江被召附候付而者、通弁方之儀者おのつから請持之事候得共、何角私申談候筋ニ茂可有御座候哉、右之通跡々相勤候筋相見得申候間、此節之儀茂同様可被仰付哉、奉得御差圖候、申出之通被仰付儀御座候ハ、琉球館聞役江茂被仰渡、右旁請持之琉球人其外江茂申渡置候様被仰渡置被下度奉存候、此段申上候、以上、三月

御家老座書役

知識七之丞

右御請紙之通被仰付候段、表御用人肝付左門殿御取次を以被仰渡、午三月八日税所市兵衛承知、

【18】別紙式通之通、於江戸被仰渡候段申来候間、此段申達候以上、

三月十一日 嶋津主殿

【19】琉球人江戸着當日中、官楽童子其外被召附候御馬廻等鈴ヶ森辺より御借馬ニ而乗馬先規之通被仰付候条無間違様可承向江可申渡候、

二月 筑後

【20】御借馬式拾五疋

右者、當秋琉球人参府付着當日中、官楽童子迄御借馬被仰付、右之内より王子・副司江者引添、壱疋ツ、被相渡候条御役々等相添え中途迄差越候様可申渡候、

二月 筑後

右之通、午三月十二日嶋津主殿殿御取次を以被仰渡聞役代池田猪三太承知、

【21】當秋琉球人被召列

御参府付御當日御道筋之儀、三田通より西御門前可被遊御通行旨被

仰出候条、此旨可承向々江可申渡候、

三月 伯耆

右之通、午三月十七日嶋津主殿殿御取次を以被仰渡池田猪三太承知、

【22】〔申出之通申付候

四月 駿河〕

新居御用達田代夕兵衛箱根御出入立木一左衛門事御関所案内旁世話方仕候付、金子百疋ツ、琉球館蔵方調ニ而兩人江御関所差引相勤候御目付より自分付届之筋ニ而往来さし送候先例御座候間、此節之儀茂右通被仰付被下度奉存候、此段申上候以上、

午三月廿九日 琉球人立方掛

御用付

市来清十郎

右之通、被仰付候段午四月五日嶋津主殿殿御取次を以被仰渡聞役名代中村吉左衛門承知、

【23】琉球人就参府船中湯入又者道中小休宿場等之宿札、且又亭主等より送物等有之候節謝禮向之儀作略等有之候而者外聞旁別而不可然事候間、夫々相當之可致取扱候、此旨琉球館聞役江可申渡候、

四月 駿河

【24】當秋琉球人就参府中山王其外より献上物等之儀為限品物ニ候間、萬一於中途痛損等有之候而者不相成事候付、入付旁屹与入念致取扱様琉球館聞役江可申渡候、

四月 駿河

【25】當秋琉球人就参府被召付候面々御當地并大坂渡合力銀、又者被下方於向々申請後無拋願出候而茂於江戸者被相渡間敷候、琉球人江戸立ニ付而者多人数之被下方故、於向々茂混難無之様前以取しらへ置無間違申請候様被召附候面々其外向々江茂可申渡候、

四月 駿河

【26】琉球人参府之儀者莫太之及入価事候處、彼表之儀近年臨時之物入打續難渋之折柄故、此節参府付而者別段之以 思召御銀拝借を茂為被仰付事候間、分而尽吟味少事たり共不及失費様可取計候、右ニ付館内役々之儀者、諸事引請之事候間、琉役其外掛役々一統致熟談出来物者勿論、諸取入物等精微ニ尽吟味萬端費筋之儀共無之様可被計候、左候而多端之用向取扱付而者、混難者案中之事候間、物毎嚴重之取扱可有之候、右付而者兼而見聞を茂掛重候付、万一不束之取計於有之者、屹与可及沙汰候条聊取違有之間敷候、此旨琉球聞役并蔵役書役江申渡可承向江茂可申渡候、

四月 駿河

右四通、午四月七日嶋津主殿殿御取次を以被仰渡聞役名代伊地知一郎承知、

【27】〔申出之通申付候、

四月 駿河〕

〔本文吟味被仰渡承知仕候、當秋江戸参府付進覧物等之儀、猶亦調方取調無不足致手當持登候様取計可申候、尤當夏都而相揃候上其段者御届申上候様可仕候、琉役々江も相達此段申上候以上、

午三月 琉球館聞役

新納太郎左衛門〕

〔右之通、付紙を以新納太郎左衛門持登御趣法方懸福崎助八殿江差出、〕

天保三辰年琉球人参府之節、御三卿様御三家其外様江中山王并右之使者より進覧物之内、太平布亦者絲芭蕉布、中上り棕櫚卷壺、其外段々致不足御蔵御在合之内より取仕立為被仰付筋相見得、其後天保十三寅年并嘉永三戌年琉球人参府之節者御取替等為被仰付筋ニ者相見得不申候得共、當秋琉球人参府ニ付而者、前以不足無之様致手當置館内より掛御用人江届申出候様被仰付度奉存候、万一手當後有之候而者當時為限御続品ニ而余計御用心逆茂無

御座候而、屹与取調不足不仕様被仰渡置度奉存此段申上候、以上、
午正月廿八日

物奉行

四本休左衛門

右之通、午四月八日嶋津主殿殿御取次を以被仰渡新納太郎左衛門承知、

【28】

〔横目

有馬郷右衛門

右書、仙九郎江被仰渡置候御書面同案故張留略ス、〕

〔右、五月六日嶋津主殿殿御取次被仰渡候郷右衛門相下候也、〕

横目

種子嶋仙九郎

右者、琉球人参府ニ付、蔵方并唐物取締被仰付候付而者、勤向其心得共有之筈候得共、唐物拔賣之儀者

公義御禁止之上近年分而嚴重被仰渡事候得者、屹与御取締不行届候而不相成事候處、萬一末々之者共弁薄密々持登賣拂候儀共有之候而者御難題可致到来者案中之事候条、一涯精微ニ氣を付、聊茂緩せ無之様可致取締候、

一、琉球之儀、近年段々入価打續難渋之折柄、此度江戸立付而者過分之失脚相掛事候条随分氣を付諸調物等者勿論萬端費筋之儀共無之様聞役申談可取計候、左候而荷物費目掛占等之節委敷相改帳面ニ記置荷数之儀茂可成丈相減候様取計、人馬請負之儀者聞役蔵役書役者勿論其外行列直横目等迄茂立會之上

御参勤方請勤方請負之振合を以請負証文等為相認不束之儀共會而無之様可取計候、右者追々旅方諸調物等有之之筈候付、聞役申談何篇無手抜可取計旨申渡可承向江茂可申渡候、
四月

駿河

右之通、午四月十五日嶋津主殿殿御取次を以被仰渡新納太郎左衛門承知、

【29】〔伯耆殿より被相渡候御書付之写蔵方取締役迄茂、〕

當秋琉球人参府付入用人馬之儀、

公邊江御申立之外相對雇入候儀一切不罷成振合候間、都而御証文人馬ニ而繰合候様可致候、右付而者蔵方取締見聞役請持申付候条荷作等致吟味可成丈馬付ニ而取拵、諸事不都合無之様可取計候、此旨申渡琉球館聞役江茂可申渡候、

五月

伯耆

【30】〔伯耆殿より被相渡候御書付之写唐物取締迄も、〕

唐物拔荷取締之儀付而者分而申渡事候處、當秋琉球人参府付而者過分之荷数ニ茂可及候付、萬一改方不行届之儀共有之候而者屹与不相成事候間、時々館内江差越改方者勿論萬端氣を付取締行届候様可取計旨琉球産物方掛御裁許掛江申渡可承向江茂可申渡候、

五月

伯耆

【31】江戸立琉球人山川江致入津候ハ、御當地着之儀海陸勝手次第可差越候、尤御請御禮之書翰并惣人数名書かる付ニ而山川より直ニ差遣候様可取計旨琉球館聞役江可申渡候、

五月

伯耆

【32】當秋琉球人參府付往来共於伏見者御本亭福井與左衛門方江被召置候条此旨琉球館聞役江可申渡候、

五月

伯耆

【33】〔伯耆殿より被相渡候御書付写藏方唐物取締藏役書役迄も、〕

唐物拔商売之儀、

公義御太禁之段者以前より申渡通候処、當時者猶更嚴密御取締被

仰出追々申渡有之儀ニ而不當之者共有之間敷候得共、此度江戸立琉球人之内輕者共弁薄候萬一唐物持登賣拂候儀共有之候而者別而不可然事候間、右様之儀曾而致間敷旨琉球館聞役より稠敷可申聞候、左候而改役より兼而取締之者申付置荷物入付等之節氣を付、屹与致取締候様是又可申聞候、

一、足輕・小人・人足・船頭・水手・家来・下人等至り唐物一切致取扱間敷候、何様輕品逆茂聊取違無之様支配改・主人等より稠敷可申付候、左候而於向々兼而取締之者申付置荷物入付等之節者氣を付屹与致取締候様申付候、

但、琉球方江被掛置候足輕・小人・人足、或船頭・水手・家来・下人等之荷物者、不時相改儀茂可有之候、

右者、唐物拔商売之儀者少事逆茂別而大切成事候条、改人・主人等深々汲受、支配下未々之者右之趣致心得候様具ニ申合候、縦令同罪之者ニ而茂致出訴候ハヽ、免其科褒美可申出候ハヽ、屹与可為曲事候、右付而者目付役其外見聞を茂掛置候条、万一取違之者於有之者改人・主人可為越度候、此旨向々江不淺様可申渡候、

五月

伯耆

右五通、午五月六日嶋津主殿殿御取次被仰渡新納太郎左衛門承知仕、

【34】

一、琉球人被召列

御參府之節者於伏見

御滯在中、琉人江御肴一折・御樽老荷拝領被仰付候筋相見得、去ル辰年寅年於いて伏見御待合之節茂御同様拝領被仰付候趣ニ而、御肴一折御樽老荷當座ニ而手當仕候筋相見得申候、此節者何様ニ可仕哉、何分被仰渡度奉存候、

一、琉球人伏見滯在中、非常之節迹場之儀近例之振合を以先内々左之式ヶ所、

御本亭福井與左衛門宅より方角卯辰、

道法凡拾町余

伏見豊後橋町

月橋流

右同断

方角戌亥

道法凡三拾町余

行田村

不動院

〔都而可為吟味之通候、

五月 伯耆〕

右通、掛合為致候處、當分ニ而差支無之候付、御請可仕旨申出候間、此通可被仰付哉、左候而先年茂跡達而為御挨拶金百疋ツ、被下候間、此節茂同様被成下度奉存候、右之通申上候間、何分被仰渡度達存候、以上、

午四月五日

京都

伊集院太郎右衛門

琉人立方

御用人衆

右之通、午五月廿五日嶋津主殿殿御取次被仰渡伊地知一郎承知いたし候事、

【35】

献上物宰領主取

本田弥右衛門

献上物宰領

和田孫右衛門

伊東矢八郎

右同御傳馬請取

湯地作右衛門

葛西四郎太

右者、當秋琉球人参府付、献上物等之儀付而者新納太郎左衛門江申談先例之通可取計候、

但、出立日限之儀者追而可申渡候、

右之通、申渡掛之向江茂可申渡候、

六月

伯耆

【36】

献上物宰領主取

本田弥右衛門

右者、琉人参府付献上物之儀琉球館ニ而致封印置候間、其上を宰領人より可致封印候、尤荷数帳面琉球方より可相渡候間、止宿等之所ニ而者荷物帳面引合請取渡可致候、

一、右荷物積船一艘被仰付船印之儀者館内調ニ而御船奉行江可相渡候、

但、船中ニ而唐船江行通候節者右同印可相除候、

一、積船太船ニ而候故、依風并一之洲辺ニ而波高入津難叶候ハ、兵庫ニ而船借入積移候而可致入津候、右船合印として上布疋疋、物奉行より可相渡候間、同印之儀者其節見合を以可相調候、左候而同印大坂御留守居江兵庫辺より申越候ハ、其心得を以上荷船可相付候間、右之趣無間違可申越候、波静ニ潮時能候ハ、本船ニ而可致入津候、尤其節者上布之同印相立ニ不及候、

但、上布之儀者於大坂右之趣御留守居江相達可納候、

一、献上物船大坂川口江致入津候ハ、早速附足輕を以其段早々御留守居江可申越候、

一、献上物積移候上荷船之儀者從

公義被差出候上荷船之内被相渡候様御留守居より

公義御船手江申出相請取差越候間、上荷船何艘ニ而可相濟哉、船中ニおいて荷物之分量を以上荷船之見賦為致、船数相究入津之左右申越候節其段申越、大坂より差遣候荷船を以荷物積卸、直ニ御屋敷江可差越候、於川筋見物人茂可有之事候間、猥無之様申付上荷船ニ者上乘之足輕小人可乗せ付候幸領之面々者上荷船之前後致警固陸卸可致候、右之通、相心得候様可申渡候、

六月

伯耆

右之通、午六月七日鳴津主殿殿御取次を以被仰渡新納太郎左衛門承知、

【37】〔本文六月八日正使副使贊議官樂正掌翰使方江通達いたし候也、〕

江戸立之琉球人船中・道中取締付左之通、

一、船中於湊々小人以下末々又（之カ）者ニ至り、陸卸可為無用候、格別無拋用事有之節者支配改・主人・用達より証文御用付江差出可為致陸卸候、

一、大坂并伏見琉球人逗留中、足輕・小人・家来以下末々ニ至り外方江出候節、又者賣人共出入ニ付而者、門番足輕より可致改方候

一、逗留中琉球人諸道具為取締外方江差遣候節者、聞役証文取締見聞役見届品物引合候上致加印、右証文之表門番之足輕引合可差通候、

一、道中琉球人宿四軒人数割之外泊宿外廻締足輕之内より一軒ニ式人ツ、宿々江着より翌日出立迄之間見締いたし、其宿之男女琉球人居間江罷通候儀不相成事候付、琉球人方付足輕江茂申談可致取締候、不審成儀有之節者則御目付江可申出候、

一、琉球人旅宿居間境不用場所締切、相休候節逆茂締切申付候、

一、琉球館手傳并小人・人足等ニ至り唐物拔賣者勿論、琉球人頼ミまかせ致取次候儀、曾而致間敷候、若與合中江相背者於有之者、御咎目被仰付度趣五人三人ツ、一與にして証文受持之頭役江可差出置候、

一、琉球人通行付而者道中筋其外ニ而茂從

公義御取持茂有之事候間、末々之者共、馬子・人足或者宿々ニ而權威等敷儀共口掛候儀、曾而仕間敷旨頭人主人より稠敷可申付候、

右之通、申付候条向々江可申渡候、

六月

伯耆

右之通、午六月七日鳴津主殿殿御取次被仰渡新納太郎左衛門承知

【38】〔本文六月八日右同断通達いたし候也、〕

琉球人之儀、他所之者江直談者決而不相成事候處、大坂・伏見等ニ而者商人共密々致出入候儀茂難計候間、右躰不束之儀共一切無之様急度可致取締候、此旨琉球館聞役江申渡可承向江茂可申渡候、

六月

伯耆

【39】〔本文六月八日右同断通達いたし候也、〕

於他所琉球人湯入御免ニ而陸卸之節方々行廻候儀不相成候、萬一心得違之者有之候而者御取締届兼候筋相見得旁不可然事候處、大和役々申付候迄ニ而者末々之琉球人汲受薄者茂可有之候間、贊議官其外頭候面々より聊取違之議無之様稠敷可申付候、右之通、琉球館聞役

江可申渡候、
六月

伯耆

【40】〔本文六月八日右同断通達いたし候也、〕

江戸立琉球人、其外上国之諸使者并附々琉球人来月朔日

御目見被仰付候条、四ツ時登

城進上物可差上候、

右之通、琉球館聞役江可申渡候、

六月

伯耆

【41】〔本文六月八日右同断通達いたし候也、〕

為参府上国之王子・副使其外諸使者并附々琉球人来月朔日登

城付御手當

御対面所虎之間其外御飾席詰御役々等例之通、

一、王子唐装束乗轎副使其外之琉球人装束等先規之通乗馬路次楽

但、

御借馬御厩役々等琉球館江差越候儀先例之通、

一、登 城道筋新橋より入来院恰裏門通同人表門通肝付左門表門通角より角之御蔵下江下馬踏通、辻番所下江直通罷通、王子者御門橋手前ニ而下轎、其外者辻番所下ニ而下乗下馬可致候、

一、江戸立外諸使者之儀者、先達而登

城虎之間正面階より御目付案内ニ而虎之間江差通、王子登

城之節、正面階涯江掛御用人御目付出迎杉之間江案内、副使者同所江御目付出迎虎之間江案内、其外之琉球人者同所脇之階より罷上、虎之間江差通両席共茶・たはく盆出之給仕、表坊主・下官之族者庭上群居杉之間江掛御家老出会挨拶通詞傳之、

一、御禮前奏者番案内ニ而王子并惣琉球人御禮席習禮可有之候、

但、刻限前以登 城可有之候、

一、御対面所御中段御縁類之方并芍薬之間末之間襖を取払、中山王其外進上物如先規備置進物番勤之御目付差引、

但、進上物早朝より差越、

一王子より

御目見被仰付候御禮、且又惣琉球人より

御禮掛御用人ニ而被申上退去之節相送候儀最前之通、

右之通、可承向々江可申渡候

六月

伯耆

駿河

右式通、午六月八日川上右近殿御取次被仰渡新納太郎左衛門承知、

【42】〔本文六月八日右同断通達いたし候也、〕

来年朔日登

城之琉球人

宰相様江御祝儀等之儀者、
御目見相濟候引続於敷舞臺可謁

御家老候、

但、奏者番披露、

右之通、午六月八日川上右近殿御取次被仰渡新納太郎左衛門承知、

【43】別紙写之通、今日嶋津主殿御取次を以致承知候間、為御心得此旨申達候、左候而行
列直其外江茂御取会之折御吹聴可給候、以上、

午六月十一日

郡奉行

琉球館

聞役

【44】〔申渡可承口江も可申渡候、〕

伊東正太

成尾清次

右者、琉球人参府付而者入用人馬餘多差立定式人馬差引方迄二而者行届兼候儀茂可有之候
間、別段掛申付候条、出立當日者勿論献上物等差立候時々館内江出張致差引、定式人馬方
并行列直御傳馬請取旅聞役江も申談、混雜無之様可取計候、此旨可申渡候、

六月 伯耆

〔右朱書之通、午六月十四日嶋津主殿殿御取次被仰渡中村吉左衛門相下口候也、〕

右之通、午六月十一日郡奉行より封対を以聞役江相届候、

【45】當年琉球人参府ニ付、琉人當御屋敷江被召置候様被仰渡候付而者、先例之通御門兩
脇江盛砂并夜分者御本門御玄喚江御紋付大丸挑灯灯相燈候先例候、左候而内御玄喚江者琉
人方より巴之字大丸相燈候先例ニ付、其段者掛御用人江申出置候、

一、木津川より船卸之節、惣琉球人御門より相通し王子者御玄喚より上り御番所満之間使
番所次廊下より表御座之間江相通し候付、案内館内聞役并書役蔵役人之内より相勤外琉
球人者内御玄喚より上り、夫々之席江當所御飯屋付之者致案内候、路次衆人供琉人者臺
所より差廻し候先例ニ付、此等之段前広及御問合候、以上、

午五月廿三日

大坂

御留守居

琉球館

聞役

右之通、午六月十七日包封ニ而聞役江相届候事、

【46】

伊江王子

右者、御膳進上願之通被仰付候処、琉球国之儀、近来段々入価等打続難渋之趣被 聞召上
候付、

思召を以御膳部三汁九菜ニ而軽キ品物を以相調進上被仰付、其外諸御役々等江差出候膳部

之儀猶又輕目被仰付候、

右之通被仰付候条、此旨奉承知候様、左候而待差圖候儀者先例之以振合取しらへ無遲滯可申出旨琉球館聞役江可申渡候、

六月

伯耆

【47】

伊江王子

右者、

公義就

御代替江戸江為賀慶使此節上国、依願来月三日御膳御太刀馬代進上、其節座楽・歌楽・唐踊・琉球踊備

御覽候様被仰付候間、御手當相成候儀者先例を以取しらへ申出候様可承向々江可申渡候、

六月

伯耆

右式通、午六月十九日嶋津主殿殿御取次被仰渡伊地知一郎殿承知、

【48】

伊集院周右衛門

嶋津主殿

汾湯次郎右衛門

圖師崎良助

加藤権兵衛

右者、此節伊江王子御膳進物并御料理被下候付御用掛被仰付候条可申渡候、

六月

伯耆

右之通、六月廿日嶋津主殿殿御取次被仰渡税所市兵衛承知、

【49】来月九日、伊江王子江御能見物御料理被下候間、

御目見仕候人数召列登

城可有之之旨、前日館内江御使番以上使被仰遣候、

一、右付王子為御禮則日登

城、於敷舞臺謁御奏者番退去、

一、王子登 城之節虎之間階上江掛御用人御目付出迎杉之間江案内茶・たはこ盆出候儀共例之通、

右之通、御使番江勤方申渡可承向々江不淺様可申渡候、

六月

伯耆

【50】

典姫様

寧姫様

一寿帯香五箱完

一香餅五箱完

一沈金さすくひ壺ツ完

一右之人形一体完

一縮口五卷完 紅二卷 白三卷
一久米棉十把完

中山王

一寿帶香三箱完
一石之香合壺ツ完
但香餅入附
一久米棉十把完
一青貝香盆壺枚完

正使

右者、

公義御代替為御祝儀中山王より使者被差登候付、御内輪進上物右之通被仰付候条此旨琉球館聞役江可申渡候、

六月

伯耆

右両通之通、午六月廿四日嶋津主殿殿御取次被仰渡定式書役池田猪三太承知、

【51】江戸立琉球人其外来月朔日登

城 御目見可被仰付旨被付置候处、楽正楽飾等未上着不致楽行列等不相調由候付被召延候、
一、来月三日御膳進上目録、同九日御料理被下御能見物被仰付置候得共、前条同断付被召延候、

右之通、被仰付候条着次第届可申出旨琉球館聞役江可申渡候、

六月

伯耆

右之通被仰付、午六月廿八日嶋津主殿殿御取次を以被仰渡新納太郎左衛門承知、

【52】別紙之通被仰渡候間、此段致通達候以上、

五月七日

島津主殿

【53】當秋琉球人參府之節止宿之駅々ニ而御家老宿江御座相立、別紙役掛等之面々致出席御手前向等之儀共万端都合能致取扱候様被仰付候、此旨向々江申渡御座構之儀者宿割主取請取申付候条可申渡候、

五月

伯耆

御家老座／御用人座／物頭／御使番／御目付／御家老付新番／跡凌新番／行列直／蔵方并唐物取締／御留守居付役／聞役／蔵役／書役

【54】中山王使者出府之上

御臺様江書翰献上物差上候別日御使者ニ而

御城江可差出候日限之儀者追而可相伺候、御臺様より茂先格之趣を以被遣物可有之旨於江戸伺之上被仰渡候段申来候、此旨琉球館聞役江可申渡候、

七月

伯耆

【55】琉球人在府中出火有之、不立退候而不叶節者高輪并渋谷御屋敷大井御屋敷等足宿下

青松寺退場被成置候儀御願之通被仰渡候段申来候条、此旨琉球館聞役江可申渡候、
七月 伯耆

【56】就

御代替此節参府之琉球人上野

御宮江拜礼不及旨伺之上被仰渡候段申来候、右付而者献上物等持越二不及候間、此旨琉球館聞役江可申渡候、

七月 伯耆

【57】田安中納言様

刑部卿様江中山王并正使より

御三家様御同様進上物計差上参上者不仕方可被仰付哉之旨於江戸被相伺候処可為伺之通旨被仰渡候段申来候、此旨琉球館聞役江可申渡候、

七月 伯耆

右五通、午七月四日嶋津主殿殿御取次被仰渡中村与兵衛承知、

【58】當秋琉球人被召列就

御参勤御領内者向田迄可被召列従夫九州路・中国路

御通行琉球人之儀者前々之通、船路被差越伏見 御待合二而東海道可被召列旨被仰出候条、此旨琉球館旅聞役江可申渡候、

七月 伯耆

【59】當秋琉球人就参府休宿別紙之通被仰付候条、此旨琉球館聞役江可申渡候、

七月 伯耆

御国道中日数二日琉球人休泊

鹿児島

式里拾七丁五拾八間

横井 四里半式丁四間

式里式丁六間

伊集院

三里九丁拾八間

市来濱 七里八丁式拾七間

三里半拾七丁九間

大小路

一、大小路逗留四日

一、川下り一日

大坂

一、大坂逗留三日

一、川登二日

一、伏見逗留二日

美濃路東海道日数拾六日休宿

伏見

式里四丁

勸修寺村

四里四丁

式里

大津

三里半

草津

八里

四里半

武佐

四里半

高宮

八里半六丁

四里六丁

醒井

五里

口井

九里半四丁

四里半四丁

墨俣

五里

稻葉

九里半

四里半

宮

四里拾式丁

池鯉鮒

九里半六町

五里拾式丁

藤川

式里九丁

赤坂

六里半拾壹町

四里半式丁

二川

三里半六丁

荒井

七里半

三里半拾式丁

浜松

五里半八丁

袋井

九里半拾七丁

四里九丁

日坂

	五里老丁
藤枝	八里半拾貳丁
	三里半拾老丁
舞子	
	五里拾貳丁
奥津	八里半六町
	三里拾貳丁
蒲原	
	貳里半拾貳丁
吉原	七里半
	四里半六丁
沼津	
	五里拾丁
箱根	九里半
	四里八丁
小田原	
	四里
大磯	拾里貳町
	六里貳丁
戸塚	
	貳里九丁
程ヶ谷	三里半
	老里九丁
神奈川	
	四里半拾老丁
品川大佛前	五里半拾老町
	老里計

江戸

以上

右之通、七月五日嶋津主殿殿御取次被仰渡税所市兵衛承知、

【60】江戸立琉球人其外上国之諸使者并附々来ル九日

御目見被仰付候旨、四ツ時登

城進上物可差上候、

右之通、琉球館聞役江可申渡候、

七月

伯耆

【61】来ル九日登

城之琉球人

宰相様江御祝儀等之儀者

御目見相濟候引続於敷舞臺可謁御家老候、

但、奏者番披露

右之通、琉球館聞役江可申渡候、

七月

伯耆

【62】為參府上国之王子・副使其外諸使者并附々琉球人来ル九日登

城付諸手當向之儀者、先達而申渡置通候条無間違様猶又向々江可申渡候、

七月

伯耆

【63】當秋琉球人被召列御參勤付去ル戌年之節之通、於市来湊

御行列拜見被仰付、琉球人行列之儀者向田川渡之節被遊

御覽候条、此旨琉球館聞役江可申渡候、

七月

伯耆

【64】

一、八月廿一日午刻

右御首途

一、九月朔日午刻

右御発駕

右、當秋琉球人被召列就

御參勤右之通被 仰出候、此旨琉人立方掛御役々并被召付候面々江申渡琉球館聞役江茂可申渡候、

七月 伯耆

【65】

一、九州路日数拾四日

但御渡海込ル

一、向田中一日

御逗留

一、中国路日数拾六日

一、大坂中三日

御逗留

一、川御登一日

一、伏見御逗留

但、琉球人着伏迄

一、美濃路東海道日数拾六日右者當秋琉球人被召列就

御參勤右之通

御通行御休泊

別紙之通被 仰出候条此旨可承向江可申渡候

七月

登

九州路日数拾四日
御休泊
但、御渡海込ル、
鹿兒島

	式里半
横井御飯屋	五里半七町拾四間 三里三丁五拾四間
苗代川御飯屋	
	式里半三丁拾老間
湊御飯屋	六里半四町五拾貳間 四里老町四拾三間
向田御飯屋	
	三里半三丁拾七間
西方御飯屋	六里半拾七町貳拾間 三里拾八丁三間
阿久根御飯屋	
	式里拾老丁貳拾九間
野田地頭飯屋	四里半三町三拾六間 式里拾丁七間
出水御飯屋	
	五里貳拾貳間
水俣	九里半貳拾貳間 四里半
佐敷	
	五里半
日奈久	八里半 三里
八代	
	五里
小川	九里 五里
川尻	
	五里
植木	八里三町 三里三丁
山鹿	
	四里余
南之関	拾里余 六里
羽犬塚	

府中	三里 六里 三里
松崎	
山家	三里四丁 五里半拾三町 式里半九丁
内野	
飯塚	三里七丁 七里半拾三丁 四里半六丁
木屋之瀬	
黒崎	式里半式丁 五里半式丁 三里
小倉	
式里半	
大里より	
御渡海	海上壹里
下之関	四里半 式里
長府	
中国路日数十六日	
御休泊	
長府	
吉田	三里 七里 四里八丁
船木	
小郡	五里 九里拾壹町 四里拾壹丁
官市	
福川	四里半六丁 八里拾四丁 三里半八丁
□□	
□坂	式里拾丁 五里拾町 三里

玖波	四里
廿日市	九里
	五里
海田市	五里半
西条四日市	拾壹里半
	六里
沼田本郷	貳里半
三原	五里半
	三里
尾之道	六里
神名邊	九里
	三里
七日市	五里半拾六丁余
川邊	八里半拾六町余
	三里
板倉	四里
藤井	八里余
	四里余
片上	六里
有年	九里半余
	三里半余
正条	三里半
姫路	七里半
	四里
加古川	五里拾四丁
大蔵谷	九里半拾四丁
	四里半
兵庫	貳里半
住吉	五里
	貳里半

西之宮	
御休無之	五里
大坂	
川	
御登老日	拾日
伏見	
美濃路東海道日数	拾六日
御休泊	
伏見	
	四里四丁
大津	七里半拾六町 三里半拾貳丁
草津	
	五里八町
武佐	七里半八町 貳里半
愛知川	
	五里六丁
番場	七里半六町 貳里半
柏原	
	六里
大垣	拾里半六町 四里半四丁
起	
	四里
清洲	七里 三里
宮	
	六里六町
大濱	八里六町 貳里
口崎	
	四里七丁
御油	拾里九町 六里貳丁
白次賀	
	五里半貳丁
浜松	九里半拾丁 四里八町

見附	五里半九丁
日坂	八里半貳町 貳里半拾壹丁
嶋田	六里壹丁
舞子	拾里拾丁 四里九丁
江尻	三里拾五丁
由井	七里九丁 三里半拾貳丁
吉原	三里六町
原	六里六町 三里
三嶋	三里半拾丁
箱	八里 四里八丁
小田原	四里
大磯	八里八町 四里八町
藤沢	四里三町
程ヶ谷	七里半拾貳町 三里半九町
川崎	貳里半
品川	三里拾壹町計 貳里拾壹町計

江戸

以上、

右三通、七月十日嶋津主殿殿御取次被仰渡中村吉左衛門承知、

【66】明九日琉球人登

城之儀、四時可罷上旨申渡置候付、四ツ相圖ニ登
城候様被仰付候条、此旨琉球館聞役江可申渡候、

七月

伯耆

右之通、七月八日嶋津主殿殿御取次被仰渡新納太郎左衛門承知、

【67】 伯耆殿より被仰渡候御書付之写

琉球人參府之節、於船中風波之節者諸国津々浦々より挽船を出、此御方〔諸〕挽人候様ニ而從

公義浦御舩を以被仰渡先規付、此節茂其通可有之候条、挽船出候節者挽入候様可為致候、依所不出儀茂有之候ハ、先達而着船之中乗中より挽船出候様其浦役人江相断挽船可為出候、

一、出船并入津其外船中之諸事中乗より気を付可致下知候、

右之通、船中中乗江申渡可承向ニ茂可申渡候、

七月

伯耆

【68】 於上道中出火有之節手當之次第

此節琉球人出府付上道中休泊ニ而若出火之節御手當之次第左ニ相記候、

但、江戸逗留中出火消賦申渡無之内者道中被付遣候面々可致警固候、

一、上道中之儀者琉球人宿四軒ニ被仰付置候、然者行列ニ相付土御馬廻中小姓其外別紙賦付之通、早速驅付琉球人不行散様見かしめいたし可為立退候、尤可成程者四宿琉球人屯所ニ集居候様可仕候、左候而何番宿之琉球人何方江立退候由御用人江可相達候、相殘人数之儀者驅付候人数之荷物茂見かしめ可致候、

一、藤井綴口儀者足輕小人勤場緩せ無之相勤候様可致下知候、

一、跡さらへ新番医館之儀琉球人立迄候跡さらへ可仕候、

一、御家老付新番者早速御家老宿江可驅付候、

一、先荷物宰領主取新番右同宰領之中小姓者平日請取之荷物見かしめいたし可立退候、

一、御傳馬請取之儀若出火有之候ハ、早々驅付前晚手當之通銘々如賦付可相勤旨人足請取之者江堅申付置銘々荷主より宰領相付持退候様可致候、

一、御家老座御用都座御用人座御使番役所書役之儀者銘々請取之御用物可致格護候、

一、琉球人用達其外琉球館方諸役人之儀者新納太郎左衛門手當之通相働候、

一、足輕之儀者何方棒口与有之候ハ、其方之可致警固候何宰領何方跡押何方見かしめ等之儀者銘々相付候方之致警固夫々宿々江驅付差圖之通可為立退候、

但、驅付候御馬廻行列直より可致下知候

一、小人之儀者何持何方付何宰領与平日定置候通其方江驅付可相勤候、

一、備下知足輕之儀者王子之宿江驅付差圖次第可相働候、

但、驅付之御馬廻行列直より可致下知候、

一、手明足輕浮小人之儀者□□見計を以火元近き琉球人宿江可差越候、其外之琉球人宿江茂見合次第可差遣候、

一、於大坂者御屋敷伏見ニ而者御本亭江琉球人被差置候間、行列相付候馬廻新番中小姓其外道中役掛之御馬廻新番中小姓足輕小人皆共琉球人宿江早速可驅付候左候ハ、其節何様共可致差圖候間其通可相働候琉球人荷物等者土蔵江入付ケ可有之候得共不持退候而不叶品茂可有之候条其節何分ニ茂可致下知候

一、出火之節之為用事御兵具方江出来有之候高挑灯先規之通銘々宿々江入付可申候、

右可申渡候、

七月

伯耆

於道中出火之節琉球人宿江驅付人数

伏見より浜松迄

一、王子宿

市来清十郎／伊地知十郎左衛門／寺尾新之丞／宮原源吾／宇都藤兵衛／福山平八郎

一、副使宿

川北十郎／山之内庄之丞／前田彦四郎／鮫崎郷兵衛／日高佐年次

一、琉球人一番宿

田原仲之丞／肥後直次郎／池田維蔵／平山直左衛門／奥田清次郎

一、琉球人二番宿

重久佐次右衛門／大廻新蔵／池田次右衛門／吉国次郎四郎／中条市兵衛

見附より江戸迄

一、王子宿

西田兵兵衛／山之内庄之丞／中条市兵衛／西田役次郎／吉利活右衛門／牧元源治郎

一、副使宿

市来清十郎／末崎源助／仁礼七郎右衛門／奈良木五十郎／上野宗右衛門

一、琉球人一番宿

田原仲之丞／町田助十郎／外山新之丞／月野正左衛門／本田七郎兵衛

一、琉球人二番宿

久保次郎右衛門／伊地知十郎左衛門／宇都藤兵衛／長治郎兵衛／福山平八郎

以上、

右之通、午七月十二日嶋津主殿殿御取次被仰渡中村吉左エ門承知、

【69】此節琉球人立付琉球人方肴諸野菜薪等御供立同所休泊下代方より買物ニ而相渡代銀上納被仰付候条諸事如例可被申渡旨御差圖ニ而候、以上、

午七月六日

嶋津主殿

御船奉行／山奉行／郡奉行／御代官／琉球館聞役

【70】當秋琉球人被召列

御参府之筈候処被遊御逝去候付而者

公邊伺之上追而何分可申渡候間、此旨中山王御承知候様左候而上国之王子・副使等江茂可相達旨琉球館聞役江可申渡候、

七月

駿河

右之通、七月廿五日肝付左門殿御取次被仰渡本田宗九郎承知、

【71】當秋琉球人被召列御参府之筈候處、被遊御逝去候付而者

公邊伺之上追而何分可申渡候左候而御座立有之候御役場者一往引取候様可致候、此旨被召列候面々江不淺様可承向江茂可申渡候、

七月

駿河

右之通、七月廿九日月番御用人川上右近殿御取次被仰渡池田猪三太承知

【72】當秋琉球人被連被遊

御参府候様被

仰渡置候處、難被差置御国事多端之折柄ニ付琉人参府之儀者先被成御差延候旨被 仰出候
段御老中内藤紀伊守様より被仰渡候段申来候、此旨中山王御承知候様左候而上国之王子・
副使等江茂可相達旨琉球館聞役江可申渡候、

八月 駿河

右之通、八月二日月番御用人川上右近殿御取次被仰渡本田宗九郎承知、

右

江戸立ニ付仰渡留

壹冊

東京市渋谷区南平臺 侯爵 尚裕 氏所蔵

昭和六年十月写了

「御上国一往被遊御猶豫候日記」第311号について

麻生 伸一

1. 書誌情報

本日記は、「御上国一往被遊御猶豫候日記 一冊」と記載される史料である。筆者は「與力御用意中取兼務」という肩書きを持つ「親里里之子親雲上」である。親里里之子親雲上は、国吉親方の与力として鹿児島に赴き、国吉の部下として活動したと思われるが、親里里之子親雲上がどのような経歴を持つ人物なのか他の史料からもうかがい知ることはできなかった。

2. 史料内容

さて本史料は、中城王子尚濬（1832-1845：道光21年には満10歳）の上国免除関係の日記である。中城王子の上国についての先行研究は豊見山和行氏の研究が挙げられる。氏はまず、中城王子の「御目見」儀礼と薩摩への馬艦船運航を検討しており、「御目見」にかかる諸費用を補填するために、王府は那覇―鹿児島間航路に馬艦船を組み込む要請を行ったことを指摘している。また、「中城王子が『一世一度』直に鹿児島に赴き『朝覲』することは、薩摩藩にとって藩の『御威光』を示す上で重要な儀礼(1)」であり、「中城王子上国とは薩摩藩への服属儀礼の第一段階(2)」であると位置づけた。しかしながら中城王子の上国事例を検討して、「薩摩藩は中城王子上国を維持しようとしていたが、琉球各王の夭逝、そして幕末の国際関係の激変によって中止に追い込まれていた(3)」とする。それでは、本史料の具体的な紹介に入っていきたいが、はじめに本史料で問題として取り上げられている国吉の上国と尚濬の上国免除について『中山世譜附卷』の記事を見てきたい(4)。

道光21年、謝恩の使者が帰国したことを報告する。向氏国吉親方朝章と都通事の鄭氏赤嶺通事親雲上思恭を鹿児島に派遣する。5月26日鹿児島着。公務はすべて終わる。上國中、国吉親方は国王からの中城王子の上国免除の要請を受け、再三陳情して、忝なくも計らってもらい上国を一時免除していただいた。10月11日帰国した。

道光21年、ありがたいことに笑左衛門は藩主からの許可を得て中城王子が鹿児島に赴くことを免除していただいた。詳細は次に記す。

論して曰く、中城王子は近年中に旧例に準じて申請の上鹿児島へ上国しなければならない。その時かかる経費は、甚だ多いので、琉球は上国前に必ず予算を確保しなければならない。琉球はこのことを述べ旧例に背こうとしている。

さらに言うには、中城王子は、平常時に精神が強くなく、特に上国は遠海を渡ってくるので、いつ台風に巻き込まれるか分からない。このことで中山王は不安になり、これは本当に父が子を思う心情でありどうしようもないことである。わたしは国王の深い情愛に触れて、慈しみの道を示し、王子の上国を一時免除する。わたしが思うには、王子上国は旧例に準ずるものであり本来ならば、すぐには許可すべきことではない。この措置は破格の免除であり、まことに安んじ懐けるまごころである。笑左衛門、よろしくわたしの考えを国吉親方に論じて帰国したならば国王にわたしの深い仁愛を伝

えさせ、上国の準備をやめさせなさい。

結論としては、尚濬の上国を一時免除するというものであるが、尚育王が尚濬の上国を心配していること、尚濬の精神が強くないことが免除の根拠となっているようである。交渉役には、王府側は国吉親方、島津側は調所笑左衛門であることが分かる。尚濬の上国免除をめぐる外交交渉を記録した本史料は、後述するように上記の状況が記載される前段階として位置づけられる。それでは以下、国吉親方と調所笑左衛門の交渉過程を見ていくこととする。なお、文書番号は史料に付した史料番号と連動している。

【1】は、1841年9月7日付日記の一部である。しかしながら内容は8月14日以前のことではないかと思われる。内容は、国吉親方が上国するにあたり、国吉は国王から王子上国免除要請を直接命令される。「御内用一件」という記載されている島津斉興の官位昇進申請の件が一段落しているのが調所笑左衛門に要請したとある。免除申請の根拠としては、第一に王子は一人であること、第二に冠船渡来時に冊封使一同に面会しているので、中国に漂着した場合に「進貢之故障」になること、としている。この要請に対し調所は、即答はできないので後ほど返答するとし、関係者以外へは会談内容が漏れないよう秘密裏に扱うようにと命じている。

【2】は座喜味親方の乗船した船によって国吉・調所会談の内容を王府側へ報告した文書となっている。ここ報告されている内容は島津斉興の官位申請に関するもので、ここでは詳述することは避けるが、官位申請文書の形式に関することや、宛名など書式や形式に関することが報告されている。

【3】は8月17日の内容で、国吉が斉興に拝謁し、調所を通してやりとりされたおそらく官位申請に斉興が満足していることが記載される。

【4】は、中城王子上国免除申請を調所に申し入れたことを王府側に報告する内容となっている。

【5】は9月10日付の日記である。内容は、「手扣書」(【6])と「抜書」(【7])を認め国吉が改めて調所へ上国免除要請を行ったことが記載される。ここでは調所と国吉の上国認識の相違がみられるものの、国吉は琉球が支配下になった当初は、薩摩が琉球を不審視していたが、現在は「御国之御奉公」、「御一家御同前」と考えているので上国免除をしてほしいと繰り返し要請している。また、国吉は調所の「御威光」でぜひ斉興に要請してほしいとも述べるが、調所は即答を控えていることが分かる。

【6】は、【5】にある「手扣書」である。内容は、尚濬10歳になるので、尚哲の例に従い上国願いをすべきではあるが、尚濬は国王の寵愛を受けており、国王自身も王子の上国を心配しており、中国への漂着による「進貢之故障」も懸念される。また、寛政年間のさまざまな御礼使者を在番親方兼務にした事例を参考に、今回も「内願」として要請したことが述べられている。

【7】は、【5】にある「抜書」である。内容は、国王・王子の上国事例と王位継承情報、などが記載される。過去の国王・王子の上国事例について列挙すると次のようになる。

- ・ 尚寧王(1609年上国、1611年帰国)。
- ・ 尚豊佐敷王子(「質詰」として1616年上国、折衝任職のため同年冬帰国)、上国中は「外王子」とされる。
- ・ 尚文佐敷王子(冊封御礼使者として1634年上国)。二条城で家康(家光カ)と謁見。

太子上国の開始。

- ・ 尚貞中城王子（1660年上国）。1657（明暦3）年の「御置目御條書」の布達御礼のための王子上国が延期。
- ・ 尚純中城王子（官位昇進祝儀のため1674年上国）。上国申請の前に藩主の官位昇進につき、無許可で上国。藩主が病気のため御目見えならず。
- ・ 尚益佐敷王子（御目見えのため1692年上国）。
- ・ 尚哲中城王子（御目見えのため1773年上国）。

【8】は、9月12日付日記である。調所からの許可がでないことから、再度要請したことが分かる。また、今回は「追願之手扣書」を持参している。

【9】は、【8】にある「追願之手扣書」の写しである。ここでは尚文や尚純がきちんとした形式に則った中城王子上国ではないこと、寛永年間以来、国王は上国しなくとも王位を継承していること、免除要請は琉球の「疎略」ではないことが記載される。つまり、中城王子上国自体、以前からきちんと行われていないことをアピールする目的があったと思われる。

【10】は9月15日付日記である。国吉から浦添王子以下三人宛ての書状で、恩河親方が琉球へ輸送した。内容は、9月7日から12日までの成り行きを王府側へ報告したものである。6、7、9号文書を添付している。

【11】は、9月18日付日記で、調所との会談内容が記載される。ここで調所の見解が述べられている。それによると、「磯之總州」（島津吉貴カ）のときに、いろいろと厄介な質問が幕府側から島津側にあり、その時に王子上国があると返答をした。そのいきさつは不明だが、幕府は王子上国の事実を承知しているかもしれない。よって今回、完全に免除することはできないので、今回は一時猶予（「少須被遊御猶豫候」）するということにしたいと、結論が出た。王子の体が弱いということを要請書に加えないと要請通りにはいかないだろう。事実にはそぐわないであろうがその通りにはしてほしい、とある。

【12】は、前文書に対する国吉の修正案である。つまり、調所のいうように申請書を改訂するとき用いる「若年」と「少須」という文句が適当でない。「若年」は琉球では20歳未満のことで、「少須」は「一刻」を表す。調所の言うとおりに申請して、王子が20歳を超えたときに改めて上国せよといわれても困るので、「若年」は消して、「少須」は「一往」と書き改めたい、と述べる。

【13】は、9月19日付日記である。国吉からの要請通りに、中城王子の上国は「一往」「御猶豫」と記載されることとなった。後日、関係者へ御礼廻りをしている。

【14】は、調所からの正式な上国免除許可書状である。

【15】は、9月21日付日記である。国吉から浦添王子以下三人への書状で夏楳船によって琉球へもたらされた。内容は、9月18日から19日までの会談内容、結果報告である。

【16】は、9月26日付日記である。国吉が調所宅を訪問したことが記載される。それによると、調所は、王子上国一件について碓山将曹と相談したので、碓山へも早々に御礼をするようにと述べ、国吉は王子上国について幕府側に何も記録物がなければ、一世上国免除をお願いしたいとする。

【17】は、9月27日付日記である。国吉が碓山宅を訪問したことが記載される。碓山は、幕府が王子上国について何も知らなければ、一世上国免除を許可できるだろうとする。

【18】は奥付で、本史料の筆者が「與力御用意中取兼務」の「親里里之子親雲上」であることなどが記載される。

3. おわりに

さて、おおまかに史料内容を見てきたが、本史料は中城王子尚濬の上国免除申請について琉薩双方の外交交渉の過程を記録しているという特徴を持つことが分かる。また、本史料は、冒頭で触れた『中山世譜附卷』の内容に繋がるが、『中山世譜附卷』に記載されたように島津側が「綏懷之至意」をもって免除したと言うよりも、本史料をみていくことで、琉球側のある意味、粘り強い外交交渉によって許可された側面が浮かび上がってくる。少なくとも『中山世譜附卷』にあったように、尚濬の「精神」が「不強」であるという文言は、免除の根拠となる方便であって、11号文書にあるように「實儀ニ相違之事」であろう。また、薩摩側は王子の上国にこだわっていないことも指摘できる。調所は上国を免除することによって幕府から不審に思われることを心配しているのもであって、薩摩側が積極的に上国を求めているということは本史料からは見いだせない。当該期には服属儀礼としての中城王子の上国の必要性は低下していると思われる。

なお、同時期には薩摩藩主の官位昇進申請をめぐる琉薩間での外交交渉も行われており、別稿で『御国元御内用 共三冊』第353-355号」という史料を紹介した。あわせて参考いただきたい。

付記：本解題、史料翻刻の作成に際し、本科研に關係されている諸先生方からご指摘、ご指導を受けた。末筆ではあるが、記して感謝したい。

注

- (1) 豊見山和行『琉球王国の外交と王権』、吉川弘文館、2004、P223。
- (2) 同上、P272。
- (3) 同上、P270。
- (4) 『中山世譜附卷』卷六、尚育王、道光21年条、P102（伊波普猷、東恩納寛惇、横山重編『琉球史料叢書』第5、名取書店、1941）。

二十一年辛丑。為稟報謝 恩使者回國事。遣向氏國吉親方朝章。都通事。鄭氏赤嶺通事親雲上思恭。五月二十六日。到薩州。公務全竣。

其時朝章。具備王上意願。恩免 中城王子。入朝薩州等由。再三陳情。以行聳請。叨蒙殊開恩路。一次免其入朝。

十月十一日。回國。

本年。叨蒙笑左衛門。恭奉 諭旨。恩免 中城王子。入朝薩州。其所奉諭旨。記之于左。諭曰。中城王子。應于近年。遵依旧典奏請。來朝本州。其時費用。實屬許多。該琉球。勢必不得不先期營殖。以致備弁。是以該國。瀝陳其由。屢瀆朕聰。

且聞中城王子。平常精神不強。況又萬里海路。風波難測。中山王。自富心懷不安。此洵父子深情。所不能已者也。朕憐其深情。殊開恩路。一次免其來朝。朕念。此禮實係旧典。本應不可輒免。茲破格恩免者。實出于綏懷之至意。汝笑左衛門。宜體朕意。曉諭國吉親方。回國之時。傳知中山王。仰感深仁。毋庸備弁其需。

【史料本文】「御上国一往被遊御猶豫候日記 一冊」第311号

【1】道光貳拾壹年辛丑

九月七日

一、此節国吉親方上国付而者御都合向相伺
中城王子様御上国御免之方ニ可相働旨

御直ニ蒙

上意居候付、上着早速より折角御都合向相伺罷在候得共、是迄者御内用一件取掛候故見合居候處、既ニ右御用茂相濟候付、今日笑左衛門殿御宅参上、上国願之趣申上候者中城王子事最早歳比ニ茂被罷成候付、近年中上国

御目見之願被申上筈候處、国王子供四人之内、娘三人、男者只王子一人ニ而御座候、其上此間冠船渡来之節勅使江度々参見之勤等被仕候付、上国之砌萬一唐江漂着共仕候ハ、進貢之故障相成、永年ニ相掛り琉球至而可及迷惑事御座候間、何卒御憐愍被召加、王子上国御免之方ニ御取計様者有御座間敷候哉之旨申上候處、此儀不用易願筋ニ而御則答者不相成候間、御内々御帳留等糺方被仰付候上何分御返答可被成候、且

王子様御事者

国王様御寵愛之御子息ニ而候半与被仰下候付成程寵愛之子息ニ而候段申上候處、右通御帳留糺方等被仰付候得者長々相掛りいつ迄滞在可致程合茂難計事ニ而迷惑ニ者相成哉之旨被仰下候付、願事ニ付而之滞在何ぞ迷惑ニ者不奉存段申上候處、右一件脇方江少逆茂相洩候而者決而不相濟候付、極々隱密ニ相心得候様承知仕候事、

【2】

一、座喜味親方乗船より左之通琉球江御問合差遣候事、

八月十四日笑左衛門殿御宅江参上仕、私持登候御書翰兩通之御下案入御調部候處、此通を以可宜由ニ而直ニ御取直被成、同十六日御用付参上仕候處、右御下案を以

太守様被備

御覽候處、

御満足被 思召上候段御演達有之、左候而右兩様之内堅御書翰之方御相應可仕候間、五月日付ニ而

宰相様与 御名宛仕

上様 御名御判添、猶又折御書翰茂右御同様清書為仕、是ニ者御判者添不申兩通共笑左衛門殿江差上候様承知仕候付、私内久場筑登之江申付清書為仕堅御書翰ニ者御判添、今月四日兩通共私持参、笑左衛門殿江直ニ差上申候、

附

一、本文清書ニ而差上候ハ、笑左衛門殿江戸表江御登之砌御持参被成候、為追々御用ニ而候間、正御書翰之儀者来夏口御持登被成候様是又承知仕候、

一、右御内用之儀、至而隱密成御用之事候間、堅口外不致様清書仕候者江可申付置旨笑左衛門殿より承知仕候付、其段久場江分ケ而申付置候、

【3】

一、同十七日磯御屋敷江被為
召候時、私一人
御前江被 召出先達而笑左衛門より取次相成候一条
御満足被 思召上候段
御意之趣奉承知誠以難有次第奉存候、

【4】

一、今日笑左衛門殿御宅江参上
中城王子様御上国御免被仰付候方ニ御取計被成下度御内分より奉願候處、此儀者不用易願筋ニ而御即答者不相成候間、御帳留等御内々より糺方被仰付候上、何分可被仰下段承知仕候、尤此儀脇方江少速茂相洩候而者決而不相濟事候間、極々隱密ニ相心得候様是又承知仕候、何分被仰渡次第御都合を以猶又御内意相働候様可仕候、
右之通御問合申上候、以上、
丑九月七日 国吉親方
浦添王子様／與那原親方様／小祿親方様

【5】

同十日

一、右通御模様相伺候處、何そ御不都合成立候躰相見得不申、此上者頻願意之程可申上時宜到来仕候付、手扣書并拔書相調、今日笑左衛門殿御宅参上兩通差上手扣書之趣、口上を以茂申上候處、
太子御上国者
尚寧王様御上国之基本より相始候而其以後
国王様為御代御上国被成候儀ニ而者有之間敷哉之旨被仰下候付、左様ニ而者無御座、別紙拔書相見得、此通尚文佐敷王子冠船御禮之使者与して上国より相始り申候、当分ニ而候ハ、常々王子使者勤ニ而やはり去年上国仕候伊江王子之場ニ而御座候段申上候處、然与御落着之躰相見得不申候付、猶又申上候者往昔者
御幕下ニ相成候而無間茂事ニ而彼是御疑茂為有之哉、到当分者国王始役々共ニ茂心から心御国之御奉公与奉存居御一家御同前ニ御座候得者、旁御取訊を以內願通御取計被成下度申上候處、右之次第者笑左衛門殿江者引起御問尋茂難被成事候處、至極尤之申分ニ候、弥以平ニ随順無別心候哉与被仰下候付、實々以無表裏段申上候處、兎角之御答茂無御座候付、又以申上候者右願筋之儀外之御家老衆杯江幾度申上候而茂詮立兼可申、貴公様者御前御近ク候由承事候間、願意之程委細申上奉仰
御恩恤候様国王より分ヶ而被申付置候間、偏ニ貴公様之御威光を奉頼候段申上候處、当分御用部屋御帳留等糺方被仰付候間、近日中何分之御返答茂到来可申哉之段被仰下候事、

【6】 乍恐御内意手扣

恐懼至極奉存候得共内願之趣御座候付、誠之御内々より奉申上候者、中城王子事、当年十歳被罷成候付、安永年中尚哲中城王子例通ニ而御座候ハ、追々奉願候上来午年比ニ者上国

被仕賦ニ御座候、然處中城王子事国王獨子殊寵愛之子息ニ而遠海遙々往遠為仕候儀、別而念遣被存候故去々年方上国手当之役々相伺候砌より甚憂悶之躰ニ相見得何共難然心次第御座候、其上當中城王子儀、以前より之太子ニ相替去戌年冠船渡來之節度々勅使江參見之勤被仕候付惣唐人ニ茂能見知居候間、上国之砌萬一唐江漂着共仕候ハ、段々穿鑿茂可有之外、王子ニ而御座候得者宮古嶋其外之属嶋等江巡見使杯与可申披様茂有之候得共、於清国者太子国近離候儀不相成格式之由御座候得者、何分取締申立候而茂決而落着有之間敷、然時者進貢之故障相成、永年ニ相掛り琉球及国難候、時宜ニ茂成立可申哉与国王始役々共ニ茂夜白心痛仕事御座候、何卒御憐愍被召加王子上国御免許被仰付被下候得者国王者勿論國中未々ニ到り無此上難有仕合奉存候纔之渡海ニ而御座候ハ、王子上国

御目見被仰付候儀国王始役々共ニ茂奉本願居候得共、遠海相隔難任心儀御座候間、不得心事伏而奉歎願候寛政年中より初而臨時御祝儀御礼等ニ付夫々之使者差上候儀御容捨ニ而在番親方江兼務被仰付候節茂

思召を以被 仰出置御事御座候處、右之願茂表向御訴訟者難申上私上国之上貴公様江内願之程奉申上候様訳而被申付候間、万々御廣太之御仁德奉仰候、以上、

丑九月十日

国吉親方

【7】 覺

一、慶長十四酉年尚寧王上国、同十六亥年帰国、

一、元和二辰年為質詰尚豊佐敷王子上国、摂政任職ニ而其冬帰国、

附、

一、尚豊佐敷王子事、金武王子四男ニ而御座候、

一、右佐敷王子、摂政任職ニ而帰帆之比、尚寧王子孫向後於無之者佐敷息江相続可然段被 仰出候付、尚豊嫡子尚恭太子ニ取立、其段御届申上置候、然處尚寧王卒去之節、右之尚恭事未年若ニ而候故三司官共吟味之趣有之、尚豊江即位為致右之趣上国ニ而申上、其通相濟候段書留ニ相見得申候、右通之成行ニ而尚豊王上国之時分迄者外王子ニ而御座候、

一、右尚恭事、行年弍拾歳ニ卒去被致尚豊王より先ニ早世故王統相続無御座候、

一、寛永十一戌年勅使禮待相濟候為御礼使尚文佐敷王子上国、此時

太守様御事

將軍様江御扈從ニ而二條御城江被遊御座候付、京都迄上洛

家康様

家久様 御目見相濟、其冬帰国、

附、

一、右佐敷王子事、長病被相煩王統相続無御座候、

一、此時より太子上国相始候筋ニ相見得申候、

一、萬治三子年尚貞中城王子為御目見上国、翌年冬帰国、

附、前々戌年新右衛門殿を以新納右衛門殿江御内意申上候者、去年琉球江御置目御條書被仰下候為御礼來春中城王子上国之儀奉窺候處、大事成渡海王子上国者如何ニ茂重き儀ニ而候間、先以右之御礼者來年輕人を以被申上候而可然候、併王子頻ニ早々差上御目見得申度候ハ、來春罷登候使者付而可被申上旨被仰渡候、然處其篇ニ而茂取正不

申翌年上国之使者江申含越御内意を以相伺候処、被達

上聞来春上国仕候様被仰渡候付、尚貞中城王子上国仕候段書留相見得申候、

一、延宝二寅年尚純中城王子

光久様中将御官位御祝儀并為 御目見上国、翌々辰年春帰国

附、

一、前以 御目見之儀、奉伺候上、上国有之筈候處、中将御官位被遊御口拝進候段承知
仕不奉得御差圖直ニ上国為仕候段国王書翰相見得申候、

一、中将様就御病氣

御目見雖無之候、

侍従様毎度御對顔有之萬端首尾能今度御帰帆目出度奉存候旨、翌々辰年三月御家老中
衆より之御状相見得申候、

一、右尚純中城王子事、尚貞王より先ニ卒去被致候付、王統相統無御座候、

一、元禄五申年尚益佐敷王子為

御目見上国、翌年冬帰国、

一、安永二巳年尚哲中城王子為

御目見上国、翌年春帰国、

附、尚哲中城王子事、尚穆王より先ニ卒去被致候付、王統相統無御座候、

丑九月十日

【8】 同十二日

一、前文通笑左衛門殿いまた御疑茂有之候躰ニ相見得いつれ御疑相晴置候様無之候而者御
願詮立兼可申候付、追願之手扣書相調、今日笑左衛門殿御宅参上手扣書差上、猶又口上
を以茂申上候處、御取請宜御模様相見得当分御内々ニ而御役人衆より一人、書役より一
人別段構被相立、折角御帳留糺方有之候最早候間、相知次第何分御返答可被成段被仰下
候付先達而より申上候通、偏ニ貴公様御威光を以願意相遂国王安心為仕度念願奉存候間、
幾重ニ茂御憐愍被召加、是非共内願通御免許之方御取計被成下度頻ニ申上候事、

【9】 乍恐御内意手扣

恐多千萬奉存候得共奉申上候者中城王子上国仕候儀、御憐愍被召加被下候而御免之方ニ御
取成被仰付被下度趣者先達而奉歎願置候通御座候、就而者猶又追願奉申上候儀茂別而恐入
奉存候得共、太子上国之次第者別紙拔書差上置候通ニ而其内尚文佐敷王子、尚純中城王子
上国之儀当時之御仕向通ニ而御座候得者、外王子又者按司使者之場ニ而御座候、是又寛永
年間以来国王ニ茂年若等ニ而上国者不被仕置ニ王統相統被 仰出候茂段々被罷居候、然者
先達而茂大概奉申上候通、琉球之儀誠之小国ニ而産物少、専

御国之御蔭を以上下之衣食日用之諸品相備、唐江之通融進貢物を始、渡唐人数交易品々ニ
到り無不足相調、剩 御幕下被仰付候以来、政事向風俗等迄漸々宜相成國中静謐ニ相治候
儀畢竟

御威光故与誠以難有次第国王を始一統奉感服居申候、此儀者不奉申上候而茂兼而其思召茂
可有御座哉与乍憚奉恐察候、右通世々奉蒙

御大恩候上之儀御座候得者全奉對 御国微塵毛頭疎略奉存候儀者曾而無御座候間、實意之

所被遊御取揚何卒御一家御同前之御取訳を以御憐愍被召加被下候而内願通御免許被仰付被下候様、幾重ニ茂御都合宜御取成被遊被下度偏ニ奉仰候、以上、
丑九月十二日 国吉親方

【10】同十五日

一、恩河親方乗船より左之通琉球江御問合差遣候事、

今月七日笑左衛門殿御宅参上

中城王子様御上国御免被仰付候方ニ御取計被成下度御内分より奉願候處、御帳留等糺方被仰付候上何分可被仰下由承知仕候段者先便御問合申上置候通ニ御座候、右参上之折願意之様者口上ニ而申上置候得共、猶又書面を以申上置候方御吟味之便ニ茂可相成哉与別紙兩通之通手扣書并拔書相調、同十日持参仕、笑左衛門殿江直ニ差上願意之趣口上を以茂申上候處、太子御上国者

尚寧王様御上国之基本より相始候而其以後、

国王様為御代太子御上国被成儀ニ而者有之間敷哉之旨被成下候付、其通ニ而者無御座

尚文公佐敷王子様冠船御禮御使者之御勤より相始候段申上候、然共得与御落着之躰相見得不申候付、猶又別紙之通追願之手扣書相調、同十二日持参仕、直ニ差上口上を以茂申上候處、当分御内々ニ而御役人衆より一人、書役より一人別段構被召立、折角御帳留御糺方被成候最中候間、相知次第追而何分可被仰下段承知仕候付、先達而より申上候通偏ニ貴公様御取成を以願意相遂国王安心為仕度昼夜念願奉存候間、幾重ニ茂御憐愍被召加、是非共内願通御免許之方ニ御取計被成下度頻ニ御頼申上置候、猶又御都合向應し精々御内意申上候含御座候、先別紙三通相添、此段御内分より御問合申上候、以上。

丑九月十五日

国吉親方

浦添王子様／與那原親方様／小祿親方様

【11】同十八日

一、今朝笑左衛門殿御宅参上、此間承知仕候御帳留御糺方相濟為申哉之旨申上候處、先年磯之

總州様御代從

公義江戸立一件段々六ヶ敷御問尋有之、其時御返答被仰上置候ヶ條之内ニ太子上国有之候与相見得、其訳筋者何分与相知不申候、然共於

公邊者自然訳合相知居候茂難計候付、今程者往々ニ相掛御上国御免切之方ニ者逆茂難被仰付少須被遊 御猶豫候筋既ニ御吟味相片付、昨日者式舞臺江御用ニ而御書付可被相渡右付而者

王子様餘り御身強茂無御座趣御文面ニ書入不申候而者

思召之出候儀不罷成近比實儀ニ相違之事ニ而乍御失礼是非其趣意書加被置候由ニ而御内々御下案御説聞有之候事、

【12】

一、帰帆前条御下案之趣得与琉球ニ而相考候處、御文面之内餘り身強茂無之、殊若年内荒波之渡海彼是定而中山王心配茂可有之御取訳を以少須王子上国之儀者被遊

御猶豫候与之趣有之、右通御若年之訳、且少須之句柄御文面ニ被調置候得者無程御上国不被遊候而不叶筋ニ而必至与驚入、晚方笑左衛門殿藺牟田之御別荘江參上御内意申上候趣者琉球ニ而者式拾歳内を若年与申、且少須茂一刻之場ニ申事御座候、左候得者今朝拝聞被仰付候御文面之趣ニ而者無程上国可有之賦ニ而甚心配仕居候段申上候處、其期ニ相成候ハ、御身弱等之訳合杯申立内願可申上、然時者又々年延之方ニ可被仰付段被仰下候付、適厚き

思召を以被 仰出候を無程又々上国御免之願申上候筋ニ而者此節之御趣意薄き方ニ茂相見得国王安心不仕段者案中ニ而至極心痛仕居候間、何卒少須之場者一往与被相改若年之御取訳与申御意趣者御除ヶ被下度及再三申上候處、既ニ御吟味相片付

太守様奉備

御覽清書等出来候上者今より御取直之儀相調申間敷候得共、内願之趣無據相聞得候間、成丈ヶ願意ニ向ヶ精々可盡工面然共明日者但馬殿御宅江 御成ニ付早朝より御仕廻立旁至而被遊 御取込御事候得者御伺仕候御間茂可有之哉之段被仰下候付御尤至極此上者何角難申上事御座候得共、今通之御文面ニ而者帰帆之上国王江申分茂立兼申事ニ而必至与込入居申候間、幾重ニも貴公様之御威光を以願意相叶候様奉仰候段頻ニ御頼申上候事、

【13】同十九日

一、今日御用之儀候間、登

城可仕旨、昨日被仰渡置候付、登

城杵之間着座、二階堂右八郎殿御出御挨拶追付御同人より御礼式御指南有之、

一、式舞臺江御役人衆御列座、右八郎殿より御列出御礼仕候砌、笑左衛門殿よりは江与被仰候付御側進ミ此時御同人より

御意与被仰候付、御礼畏居候処、

中城王子様御上国之儀、別段之以

御慈悲一往被遊

御猶豫候旨被 仰出候御書付被御読聞御渡被成候付、頂戴退去御奏者衆より御列出御礼与被唱御一礼仕候砌被達

貴聞候段、笑左衛門殿より被仰渡退去、御暇乞申上退 城仕候、右付御役人衆御宅廻勤、且後日品物取添御礼申上候儀共下状写に見相得候事、

附、御書付左ニ記

【14】 中城王子

右者先規通近年中上国

御目見可被奉願、左候得者大粧成及入價事候付、前以其手当無之候而者不相成与之趣者早々歎願書ニ被申立時々

御承知茂被為 在候、然處中城王子事常々餘り身強茂無之由御内々被 聞召上、殊荒波之渡海彼是中山王定而心配茂可有之親子之情難懇心事与被遊

御憐察候仍而中城王子上国之儀者別段之

御慈悲を以一往被遊

御猶豫候、右者誠ニ不容易事候得共兼々御撫育筋格別厚

御仁慮之趣被為

在前条通被 仰付候、就而者右ニ拘候手当等之儀茂先不及其儀与之御事候条、旁難有御仁心之程口奉汲受中山王謹而被奉承知候様国吉親方帰国之上可申達旨被 仰出候、
九月 笑左衛門

【15】同廿一日

一、夏楫船帰帆便より左之通琉球江御問合差遣候事、

中城王子様上国御免被仰付候方ニ内願申上置候段者先便御問合仕候通ニ而本月十八日朝笑左衛門殿御宅参上猶又御内意申上候處、先年從

公義江戸立一件段々六ヶ敷御問尋有之、其時御返答被仰上置候ヶ條之内ニ太子上国有之候与相見得其訳者不相知候得共、自然

公邊二者訳合相知候茂難計候付、今程者往年ニ相掛御上国御免切之方二者逆茂難被仰付少須被遊 御猶豫候筋既ニ御吟味相片付明十九日二者表向可被為發、右付而者近比、乍御失禮

王子様餘り御身強茂無御座趣者御文面ニ是非書加不申候而者

思召を以被 仰出候儀不罷成由ニ而御内々御書付御下案御読聞有之候處、御文面之内餘り身強茂無之、殊若年内荒波之渡海彼是定而中山王心配茂可有之御取訳を以少須

王子上国之儀者被遊

御猶豫候与之趣有之、帰館之上得与相考候處、右通御若年之訳且少須之句柄御文面ニ被相調候得者無程御上国不被遊候而不叶筋ニ而必至与驚入、晚方彼之御方藺牟田之御別荘江参上御内意申上候趣者、琉球ニ而者式拾歳内を若年与申、且少須茂一刻之場ニ申事御座候、左候得者今朝拜聞被仰付候御文面之趣ニ而者無程上国可有之賦りニ而甚心配仕居候段申上候處、其期ニ相成候ハ、猶又内願可申上、然時者又々年延之方ニ可被仰付段被仰下候付、適厚 思召を以被

仰出候を右御文面通ニ而者無程又々上国御免願不申上候而不叶事ニ而此節之御趣意薄き方ニ茂相見得、私帰帆之上、国王江申分茂立兼申事御座候間、何卒少須之場者一往与被相改若年之御取訳与申御意趣者御除ヶ被下度及再三申上候處、既ニ御吟味相片付

太守様奉備 御覽候上者今より御取直之儀相調申間敷候得共内願之趣無據相聞得候間、成丈願意ニ向ヶ精々可盡工夫、然共明日者但馬殿御宅江

御成ニ付早朝より御仕廻立旁至而被遊 御取込御事候間、御伺仕候御間茂可有之哉之段被仰下候付、偏ニ貴公様御威光奉仰候段、頻ニ御頼申上候、右通既ニ御吟味相片付御伺等相濟居候由御座候付、御文面御取直之儀何様可有之哉与其当日朝迄茂至極心痛仕居為申事候處、

仰出御書付頂戴拜見仕候得者全ク御内意通相濟始而安心難有次第奉存候、然者最初より御上国御免切之方ニ折角内願相働為申事候得共、御文面之趣ニ而者一往之所迄相濟然共今之

中城王子様御事者重而御上国御免願等不申上可相濟段笑左衛門殿より訳ヶ而御達之趣茂承知仕、右付而者實成之所者御内願通相濟為申筋ニ而誠以難有次第恐悦至極奉存候、追々帰帆之上委細可申上候得共先為早々御内分より御問合申上候、以上。

丑九月廿一日

国吉親方

【16】同廿六日

- 一、今日笑左衛門殿御宅江御用ニ付參上仕候處、
中城王子様御上国被遊
御猶豫候一件者碓山将曹殿御一人与者御相談之上
御前之御都合等御取計被成置候間、将曹殿江相應之御礼物早々可差上候、且笑左衛門殿
追々江戸江御登被成候間、太子御上国一件
公邊江何そ御帳留無御座候ハ、往々御免切之方ニ御取計可被成候、笑左衛門殿御事最早
御歳茂寄殊早晚茂御旅勝故何篇将曹殿を御頼被成候事ニ而右通太子御上国御免切被仰出
候時宜到来之節笑左衛門殿御旅中ニ而候ハ、将曹殿より引受御取計可有之候、其方共
より茂後御掛而いつれ相頼不申候而不叶人ニ茂候間、旁付右之通御達被成候由被仰下候
付、御礼物之儀明日差上可申候、太子上国一件
公邊江何楚御訳合無御座候ハ、御免切之方御取計被成下度偏ニ奉願候段申上候事、

【17】同廿七日

- 一、今日碓山将曹殿御宅江參上、昨日笑左衛門殿より承知仕口（候カ）次第等申述厚御礼
申上候處、中城王子様御上国被遊
御猶豫候一件者笑左衛門殿御兩人御相談之上
御前之御都合等御取計為被成事ニ候、近比乍御失礼
中城王子様餘り御身強茂無御座趣者御書付ニ書入不申候而者
思召之出候様不罷成候故無是非其通被 仰出置御事候、且一往御上国被遊 御猶豫候所
を以被
仰出置候儀者若哉
公邊江御書留等有之候而何歎御尋等御座候節
王子様餘り御身強茂無御座候故、一往御上国被遊
御猶豫候段御返答茂出来候故、右通被 仰出置御事候得共、追々笑左衛門殿江戸江被罷
登候上、御内々被相伺自然
公邊江何分之訳相知不申候ハ、其時者往々ニ相掛太子御上国御免切之御意重而可被
仰出与之段被仰下候付、先様万事奉頼候段申上候處、御構之御用ニ而候ハ、引受御取計
可被成下段御返答承知仕候事、
以上、

【18】右、国吉親方於御国許御内願筋日記如斯御座候、以上、
道光貳拾壹年辛丑九月

與力御用意中取兼務
親里里之子親雲上

「御国元御内用 共三冊」第 353・354・355 号について

麻生 伸一

1. 書誌情報

本日記は、「御国元御内用 共三冊」とまとめられた史料である。那覇市歴史博物館編『国宝「琉球王国尚家関係資料」のすべて』（沖縄タイムス社、2006年）では、353号から355号まで分けられている。書誌情報は以下の通りである。記載方法などは、『国宝「琉球王国尚家関係資料」のすべて』に依ったが、記載内容が間違っている箇所もあるので適宜変更した。ただし、変更部分は〔 〕でかこってある。なお、【備考】で表したように、三つの史料で重複部分がある。

【番号】 353

【外題】 御國元御内用 共三冊

【内題】 記載なし

【備考】 「御國元御内用日記 三冊」との付札あり。

【番号】 354

【外題】 御國元御内用 共三冊

【内題】 道光貳拾壹年辛丑同三拾年庚戌 御國許御内用一件日記

【備考】 2丁目から34丁目〔【1】 - 【35】〕までは一冊目と重複。

【番号】 355

【外題】 御國元御内用 共三冊

【内題】 道光二十二年寅年 御内用一件抜書

【備考】 「島津斉興官位昇進問題」の付箋あり〔「島津氏が幕府に対して如何に琉球を利用せしかを見る一連書類 島津斉彬公記参看」とも記載。354、355号の史料番号【2】【26】【32】【33】【34】と重複。〕

本史料は、薩摩藩主の官位申請に関わる琉薩往復文書である。おおまかに内容について整理してみると、353号、354号の前半部、355号は、1842（道光22、天保13）年の徳川家慶襲職祝賀の江戸参府に際し、琉薩間で行われた島津斉興の官位昇進申請に関する往復文書であり、354号の後半は1850（道光30）年の尚泰襲職謝恩の江戸参府に際し、斉興の官位昇進申請に関する琉薩往復文書である。外題にある「御内用」とは、調所笑左衛門が藩主の内意によって活動するセクションとして設置した「御内用掛」と関係があると思われ、「御内用掛」が藩主の官位申請に関わっていたことを示すと考えられる。ちなみに王府にも「御内用係」が存在したことが伺えるが、管見の限り、初見は1860（咸豊10）年であり（1）、1872（同治11）年の小禄親方良休（馬周詢）の事例では対薩摩外交を担当する役職であった（2）。

2. 内容

史料内容を紹介する前に先行研究について触れてみたい。薩摩藩主の官位昇進はおもに琉球使節の江戸立に伴って行われていた。横山学氏は、1710（宝永7）年の琉球使節の派遣に際し、「派遣意図の第一が官位の昇進にあった」とし「原則として藩主一代につき一度、昇位を得るようになる」と昇進の機会は制限されていたとする（3）。紙谷敦之氏は「島津氏は、代々家督相続の時に官位は従四位下侍従であるが、一七一〇（宝永七）年以降、琉球使節を召し連れた功績に対し官位を昇進させる慣例が成立」し、「島津氏の官位は一六三七年に従四位上中將が極位極官と定まった」ことを指摘する（4）。以上のように先行研究から、琉球使節の江戸立と薩摩藩主の官位昇進は密接に関わっていること、官位昇進によって幕府権力内の島津家の地位向上の思惑と不可分に関係していることが指摘されている。

それでは、官位昇進問題に依拠した形で本史料を見ていきたい。便宜上史料は【1】などと番号を付してある。353号と354号の前半で島津斉興の官位昇進について1839（道光19）年から記載される。はじめに大里王子・伊江王子が使者として上国したことについて述べられる。『中山世譜』によると上国目的は「太守様」（斉興）と「若殿様」（斉彬カ）の昇進祝いであった（5）。そのとき調所から斉興の官位昇進の申請書作成が要請された。調所は官位昇進申請のことは国王、摂政、三司官までに通達し、その他には内密にするよう指示した。調所からの指示を受けた国吉親方（大里の大親として上国）は、申請書のひな形（【2】）を要請した（以上、【1】）。以上のことから、藩主の官位昇進を申請するようという要請が薩摩側からあったことが分かる。江戸参府時の官位昇進は慣例となっていたものの、琉球側ではなく薩摩側からの働きかけがあったといえる。その後、兼城親方を以後の交渉役とすること、薩摩側は調所と島津但馬が担当することが通達された。さらに三司官兼城親方は謝恩使として渡唐中で帰国後「首尾使者ニ而上国」として、1840年に上国するはずであったが、41年に延期するようにも通達された（【3】）。

1840（道光20）年の記事によると、兼城親方が福建で病死したことから（6）、摂政、三司官連名で兼城の病死の報告と別の三司官派遣を申請した（【8】）。これに対し、新しく三司官に任命された国吉親方が兼城親方の代役として交渉することを調所が承認する（【13】、【14】）。その後、但馬も承認する形で以後の交渉役が国吉親方になることが通達された（【15】）。

1841（道光21）年には、国吉を三司官とし、官位昇進申請の交渉役とすることを琉球側が了承し（【18】－【22】）、島津斉興の官位昇進申請を国王以下、王府側は了解したとしてひな形に多少手を加えて鹿児島に送り、書式形式（「御国之御格式」）がふさわしいか確認するよう要請した（【25】）。薩摩側は具体的に書式形式（宛所、月日）を指示し、この申請書は江戸参府時に正使の浦添王子が持参すること、官位は「従三位中納言」を申請するよう指示している（【26】）。斉興は国吉を内々に呼び、琉球側が昇進申請しようとしていることに「御満足」する（【27】、【28】）。以上のことから実際には調所からの要請を受けた形で琉球側が官位申請要求を提出するものの、形式的にはあくまでも琉球側が「自主的に」申請したことになることが分かる。

1842（道光22）年には江戸参府が行われた。はじめに琉球使節の旅程を確認したい。『中山世譜』によると一行は6月5日に鹿児島到着し、8月22日に鹿児島を出立。その後、

11月8日に江戸到着し、諸イベントを終わらせ、翌3月2日に鹿児島に到着した。琉球に帰国したのは4月6日であった(7)。

さて、「御官位御願之御書翰」は筆者主取與那覇里之子親雲上による清書ののち、国王へ披露され、改めて右筆による清書が行われたあと、表十五人衆へ申請内容を周知させている(【30】)。また、清書された申請書を薩摩へ提出し、江戸へ運ばれるであろうことが報告された(【31】)。

官位申請は琉球側から「自発的に」行うという形式であることから11月には江戸参府中の浦添王子が「御家老中」(薩摩家老)へ斉興の官位昇進を書状にて申請した(【33】)。その後、幕府へも報告されたであろうがその文書は含まれていない。史料的には前後するが、12月1日付書状によって斉興の官位昇進(正四位上)が浦添王子から報告された(【32】)。翌1843(道光23)年には、官位昇進に対して、斉興本人が琉球国王へ謝意の書翰(【34】)を出している。以上が、島津斉興の官位昇進についての経緯である。

つぎに、1850年の官位昇進について見ていきたい。日記は1849(道光29)年から始まる。8月19日に鹿児島で島津将曹から申請要請があり、今回も薩摩側から働きかけがあったことが分かる。9月13日には昇進申請書の下書き(【36】おそらく薩摩側が作成)を国王へ提出した。今回も江戸立に伴った官位昇進申請ではあるが、今回は琉球における薩摩藩の対異国外交(フォルカード、ベッテルハイム対策)が官位昇進申請の根拠となっている(【36】)。江戸立を根拠とした官位昇進は一代で一回のみであったことから、ここでは違う根拠(対異国外交)での昇進要請を行ったと思われる。ちなみに今回も「中納言様三位御官位」を申請している。

1850(道光30)年には江戸参府が行われた。旅程を『中山世譜』で確認してみると、一行は6月10日に鹿児島に到着した後、8月21日に鹿児島を出立した。その後、10月30日に江戸に到着している。翌年2月17日に鹿児島に到着し、4月13日に琉球に帰国した(8)。江戸立の前に琉球側は申請書(清書済み)の推敲を求めた。そこで文書体裁、宛所、「王命」・「皇命」問題、差出人を幼年の国王の名で提出するか、王子衆・三司官衆連名で提出するか、などを質問している(【37】、【38】、【40】)。「王命」・「皇命」問題とは、フランスが琉球に対して条約交渉を行っている際に、フランス側が「皇命」であることをもとに交渉したことを琉球は薩摩藩に報告したのに対し、薩摩側は幕府へ報告する際には「王命」としたことで、今回の申請書に「皇命」と記すべきか、「王命」と記すべきかを伺っていることである。その後、提出するはずの申請書に錯誤が見つかったため、鹿児島琉球館で改めて清書し(清書後の申請書は【40】)、「極々御内用向」という付札をつけた、等々の報告を謝恩使正使玉川王子が琉球に送付した(【39】)。【40】(実際に提出した申請書)の日付は5月6日だが、実際には5月6日以降、8月23日以前(もしくは鹿児島出立前の8月21日以前)に清書し直したものと思われる。

さて、下書きである【36】と、実際に提出された【40】の相違点はどこにあるのであろうか。二つの文書を比較してみよう。まず、「中納言様三位御官位御昇進被遊候様」(【36】)から「御褒賞之御沙汰」(【40】)と官位昇進をぼかした言い回しになっていることが挙げられる。次に、ベッテルハイムの活動を「難題筋等申掛候儀一切無御座無故長々滞留有之事」(【36】)から「別而平穩罷在醫業相訟度と之事而已ニ而、外ニ苦情等申立候儀一切無御座候」(【40】)とベッテルハイムの琉球における活動がより具体的に表現された。本史料では実際に斉興

が官位昇進を果たしたかは不明であるが、翌 1851（咸豊元）年 2 月 2 日、お家騒動（「お由羅騒動」）により斉興の隠居願いととも、斉彬の家督相続願いが提出されている（9）。今回は江戸立に伴った官位昇進も見送られたと考えられる。

3. おわりに

結びにかえて本史料から伺えることを指摘しておきたい。まず、官位昇進申請は薩摩側からの要請によって行われ、申請書の下書きも薩摩側が作成したということである。このことから琉球使節の江戸立と薩摩藩主の官位昇進は密接に関係しており、しかも薩摩側が積極的に関与していたことがより明らかになった。つぎに、先行研究では官位昇進はなかったことされた 1842（道光 22）年の江戸参府時にも官位昇進は行われたことが指摘できる。1850 年の申請も含め斉興は琉球使節の江戸立に際し二度の官位昇進申請を行っており、さらに、「島津氏の官位は（中略）従四位上中將が極位極官と定まった」とされていたものの、1842 年の江戸立の際には「正四位上」（【32】）となっている（10）。当該期の琉球使節の江戸立をめぐる薩摩藩の思惑を再検討する必要があると思われる。

なお、同時期には中城王子の upper 免除をめぐる琉薩間での外交交渉も行われており、別稿で『御上国一往被遊御猶豫候日記 一冊』第 311 号』という史料を紹介した。あわせて参考いただきたい。

付記：本解題、史料翻刻の作成に際し、本科研に關係されている諸先生方からご指摘、ご指導を受けた。末筆ではあるが、記して感謝したい。

注

(1) 「明姓家譜（小宗）」『那覇市史』資料篇第 1 卷 7、家譜資料（3）、首里系、那覇市企画部市史編集室編、1982、P691

九世長寛（中略）同（咸豊）十年閏三月為御内用係、翌年正月公務全竣。

(2) 「馬氏家譜」『那覇市史』家譜資料（3）、首里系、P543

今般御國許よ里御使者御渡海付、御内用係被仰付候處、一渥被致精勤御用向之御補佐相成、

其段達

上聞候之處、殊勝之儀被

思召上候間、此段可被奉拜承候、仍如件。

評定所

同治十一年壬申十月廿六日

(3) 横山学『琉球国使節渡来の研究』、吉川弘文館、1987、P66

(4) 紙谷敦之「幕藩体制下における琉球の位置—幕・薩・琉三者の権力関係—」（『幕藩制国家の琉球支配』、校倉書房、1990）など。

(5) 『中山世譜附卷』卷六、尚育王、道光 19 年条（伊波普猷、東恩納寛惇、横山重編『琉球史料叢書』第 5、名取書店、1941）、P102。

十九年己亥。為慶賀 太守様。転陞宰相位事。遣尚氏大里王子朝教六月初七日。到薩州。十月初一日。回國。」「本年（道光十九年）。為 封典全竣。叩謝覺府鴻恩。兼賀 若殿様 陞少將位等事。遣尚氏伊江王子朝忠七月初八日。到薩州。十月初一日。回國。

- (6) 『中山世譜』卷十二、尚育王、道光 18 年条（伊波普猷、東恩納寛惇、横山重編『琉球史料叢書』第 4、名取書店、1941）P240。
王舅向寛。京務全竣。回到福州。染病身故。
- (7) 『中山世譜附卷』卷六、尚育王、道光 22 年条、P104。
二十二年壬寅。為賀 公方様即位事。遣正使。尚氏浦添王子朝☆喜心☆。於江府。并兼賀前年 大慈院様陞位。六月初五日。到薩州。八月二十二日。隨 太守様起程。十一月初八日。到江府。公務全竣。翌年三月初二日。回到薩州。四月初六日。歸國。
- (8) 『中山世譜附卷』卷七、尚泰王、道光 30 年条、P111。
本年〔道光三十年〕。遣正使。尚氏玉川王子朝達。于江府。恭謝准充王上即位。兼行賀謝典禮。于薩州。六月初十日。到薩州。八月二十一日。扈從 太守公起程。十月三十日。到江戸。翌年二月十七日。回薩州。四月十三日。回國。
- (9) 「御状案書」、『琉球王国評定所文書』第十卷、浦添市教育委員会、1994、P69。
今度
太守様御隱居
少将様御家督当二月二日御願之通被
仰出候得共（後略）。
- (10) 琉球使節の江戸立に伴うかぎりである。藩主は隱居後にも官位昇進しており、たとえば斉興は隱居後の 1857（安政 5）年に従三位に昇進している。（『鹿児島県史』第二卷、鹿児島県、1930、P290、参照。）

【史料本文】「御国元御内用 共三冊」第 353-355 号
353 号
御国元御内用日記 三冊
御国元御内用 共三冊

【1】道光拾九年己亥年

一、此度大里王子、伊江王子御使者ニ而御上国、国吉親方事大里王子大親ニ而上国之砌調所笑左衛門殿より国吉御用之儀有之、彼御宅江参上仕候處
太守様御官位御昇進之御懇望御座候處、既ニ宰相御在官迄被為遊候付而者此上御官位御昇進之儀、
公義御方御吟味之程合何様可有御座哉、右付而者從
国王様御書翰を以御願立ニ相成候ハ、江戸江御持登之上御内意等御働可被成候、左候ハ、於
公邊御吟味之付安可有御座候間、右之趣而王子江茂相達歸国之上
王子一同
国王様江申上、撰政江茂相達三司官迄者相達候而茂可相濟、其外他方江相洩不申様極々隱密ニ相心得左候而兼城親方事来子年唐之首尾使者ニ而上国之賦候得共被延置来々丑年御在国之節上国有之候様被仰越候間、兼城上国之砌右御願立之御書翰御持登させ候様左候ハ、御取調部之上可被相渡兼城歸国之上清書させ、来寅年正使浦添王子上国之節被持登御願立ニ相成候様有之度趣被仰下候付、此儀大切成御趣意之御事御座候處、自然承知

違茂可有之与奉恐入候間、書翰之下案御渡被下度申上候處、追而相調可被相渡段承知候事、

附、後日笑左衛門殿御宅江国吉御用ニ而御書翰御下案被相渡、其砌御吹聴之趣右之下案大躰之所を相調被置候間、於琉球吟味之上取直せ候様承知候也、

一、帰館大里王子、伊江王子江成行申上帰帆之上前条之趣逐一達

上聞御書翰御下案茂備

上覽、摂政、三司官江委細申出候事、

附、御書翰御下案左ニ記、尤評定所筆者主取名嘉地親雲上江申付取直させ摂政、三司官取調部之上相直候通堅紙横紙両通、筆者主取江申請させ、丑五月三日與那原親方、国吉親方

御前參上、右両通并取直置候等取添奉備

上覽相濟候付、筆者主取江清書致させ国吉親方上国之□（砌カ）被持登候也、

【2】謹奉捧愚翰候

然者先達而

宰相御任官之御事、追々奉承知私者勿論國中一統難有奉存候次第ニ御座候、然處今般公義御代替付先規之通、又賀慶使差上候儀誠以冥加至極是亦難有仕合奉存候、右ニ付恐入奉存候得共、奉申上候者以前より賀慶使

東国江被 召連候節者是迄

御官位共 御昇進被為 在候御先格与奉存候付、此度逆茂弥其通 御昇進可被為在與私始國中一統難有奉仰居候、抑琉球国之儀誠之小国ニ者御座候得共、清国江茂致通融候故、專官位等之儀を重致高敬候付、先達而御昇進之御事承知仕國中一統奉感服、国政等申渡候折、至而承服宜誠御威光故与旁難有儀奉存候、依之此度茂賀慶使被

召連候付而者、御先格之通

御官位共是非 御昇進被為在度、私并國中一統より深重奉懇願候、右ニ茂申上候通、琉球者小国故敷人品茂至而堅意地有之先規等之儀、若相欠候儀共有之時者、別而疑惑を起、国政之妨相成儀共多々有之難渋仕候間、國中一統□（よりカ）之期願茂難捨置故無據申上候次第ニ御座候、餘事ニ御座候得者、御家老中江向可申上候得共、格別大切成御内事与奉存候付、不奉願恐

御直ニ此旨御内々奉申上候、乍恐不悪御宥恕被成下度奉存候、誠惶誠恐敬白、

〔本文之通 御名宛月付仕候様被仰渡候、委細後条ニ相見得ル〕

月日

御名

〔進上 宰相様〕

御名様

【3】〔本文亥十月朔日国吉親方被持下折節疱瘡為御凌識名之御殿江被遊御座候付、外御用一所ニ頭書を以備

上覽〕

一筆令啓達候、三司官兼城親方事、昨戌年冠舩渡来付清国江為使者差越来子年者右首尾使

者ニ而上国之由候處、同人事御内用之儀有之候間、来年之儀者延置候而來々丑年御在国之節致上国候様被仰付候付其通可取計候、左候而御受之儀者但馬殿拙者連名を以可申越候、此旨申達候恐々謹言、

九月十七日

調所笑左衛門

浦添王子

三司官

追啓、兼城親方江御用有之文箱壹通差越候付帰国之上可相渡候、此段申達候、以上、

九月十七日

【4】一筆啓上仕候、兼城親方事来年唐之首尾使者ニ而上国仕筈候處御内用之儀有之候間、来年之儀者延置候而來々丑年

御在国之節致上国候様被仰付候付、其通可取計旨被仰渡、且国吉親方江御傳詞之趣茂委曲承知仕、弥被仰渡候通來々丑年上国仕候様、取計可仕候、御請之儀者来夏兼城帰帆之上可申上候得共、先此段為可申上如斯御座候、誠惶謹言、

十月五日

與那原親方／浦添王子

調所笑左衛門様

参人々御中

【5】〔調所笑左衛門殿江浦添王子、與那原より〕

文箱式

右同案兩通相調飛船使喜屋武筑登之親雲上御書翰為念宰領外間筑登之親雲上江相渡差登候間、いつれニ而茂早着之等可被届上候、左候而壹通者封儘可被差帰候、以上、

亥十月五日

糸洲親雲上

野村親方

【6】道光貳拾庚子年

一筆啓上仕候、兼城親方事御内用之儀有之、来丑年

御在国之節致上国候様被仰渡趣承知仕国王江申聞弥被仰渡候通、唐より帰帆次第兼城江相達当夏御請可申上段者去歳申上置候處、於唐病氣差發致療養候得共不相叶、去年十月廿九日致死去候、此段為可申上如斯御座候、誠惶謹言、

五月廿四日

小祿親方／與那原親方／浦添王子

調所笑左衛門様

参人々御中

追而啓上仕候、兼城親方江御用有之御文箱一通被差下帰国之上可相渡旨被仰渡置候處、兼城事於唐致病死候付右御文箱封儘返上申候、以上、

五月廿四日

【7】兼城親方江御用有之文箱一通被差越口（候カ）間、唐より帰国之上可相渡旨調所笑左衛門殿より被仰越候処於唐致病死候付、此節封儘座喜味親方江相渡差登候間、笑左衛門殿御宅江可被届上候、以上、

子五月廿四日

小禄親方／與那原親方／浦添王子

野村親方／座喜味親方

【8】一筆啓上仕候、兼城親方事御内用之儀有之来丑年

御在国之節致上国候様被仰渡趣承知仕国王江申聞、弥被仰渡候通、唐より帰帆次第兼城江相達当夏御請可申上段者去歳申上置候處、兼城事於唐致病死候付而者三司官一人来夏致上国御内用承知仕候方ニ茂可有御座哉、何分ニ茂御差圖被成被下度奉存候、此段為可申上如斯御座候、誠惶謹言、

五月廿四日

小禄親方／與那原親方／浦添王子

嶋津但馬様／調所笑左衛門様

参人々御中

【9】一筆啓上仕候、兼城親方事去戌年清国江為使者差越、当子年二者右首尾使者ニ而上国之筈候處、御内用之儀有之候間、当年者延置候而来丑年

御在国之節致上国候様被仰付候付其通取計、当夏御請可申上旨去歳尊書を以被仰越、猶又大里王子、伊江王子、国吉親方ニ付而御傳詞之趣国王始私共ニ茂委曲承知仕、誠以難有仕合奉存候、右付而者国王厚被奉汲受願意之文面兼城帰国之上来夏持登入御調部候様呉々被含居候處、兼城不幸付而ハ右文面下案入御調部候儀三司官一人致上国候而者何様可有之哉、誠御内分之事ニ而御都合之程茂難計御座候、此所私共ニ而宜相計旨被申付、右之趣奉伺候間、何分ニ茂御賢慮之上御差圖被成被下度偏ニ奉願候、此旨為可申上如斯御座候、誠惶謹言、

五月廿四日

小禄親方／與那原親方／浦添王子

調所笑左衛門様

参人々御中

追而啓上仕候、別紙を以奉伺候通三司官之内一人罷登候筋相成候ハ、小禄親方上国仕候様国王より内分被申付事御座候、旅立之儀者手当茂有之事ニ而右通極内分被申付置候間、此旨被聞召置可被下候、以上、

五月廿四日

與那原親方／浦添王子

調所笑左衛門様

【10】〔嶋津但馬殿、調所笑左衛門殿江浦添王子、與那原親方、小禄親方より〕

一、書状老通

〔調所笑左衛門殿江右同〕

一、文箱老通

右御用筋申上越候間、座喜味親方上着、翌日但馬殿、笑左衛門殿御宅廻勤之砌慥成者取次直二届上候様可被取計候、且又右同案之書状老通并文箱老通琉蔵役屋部里之子親雲上江相渡差登候間、屋部持登候等先達而届上置候ハ、座喜味持登候等者封儘可被差帰候、以上、
子五月廿四日

小禄親方／與那原親方

野村親方／座喜味親方

【11】御札致披見候、兼城親方江御内用之儀有之、来丑年

御在国之節致上国候様申越候趣

国王様御承知唐より帰帆次第相達當夏御請之筈候處、去年十月廿九日致病死候段申越趣致承達候、恐々謹言、

八月六日

調所笑左衛門

浦添王子／與那原親方／小禄親方

追啓兼城親方江差越置候返納之文箱老通相達候、以上、

【12】八月廿日

御札致披見候、兼城親方事御内用之儀有之、来丑年

御在国之節致上国候様申越置候處、同人事於唐致病死候付而者三司官一人来夏致上国御内用承知可仕哉之旨得差圖右付而者調所笑左衛門殿より別段委曲被申越通候、恐々謹言、

八月廿日

嶋津但馬

浦添王子／與那原親方／小禄親方

【13】御札致披見候、兼城親方事去戌年清国江為使者差越、当子年二者右首尾使者二而上国之筈候處、御内用之儀有之候間、被延置来丑年

御在国之節致上国候様被仰付候付、其通可取計旨申越置、猶又大里王子、伊江王子、国吉親方帰郷之節茂申達置趣有之候處、其段

国王様二茂御承知厚御汲請、来夏兼城を以

国王様御願意之御文面御調部被差上賦候處、兼城事於清国不幸付右御文面御下案三司官一人上国致持参候而者何様可有之哉之旨致承達形行達

貴国候處、兼城不幸付跡代三司官国吉親方江被仰付度旨伺相成、其通被 仰出就而者兼城江被仰付候御内用向茂直二国吉江被仰付候付同人三司官及御受候上、来夏上国被仰付与之御事候間、右之趣

国王様江申上御沙汰之通国吉三司官御請□□（之上カ）来夏上国被仰付同人便右御願意之御文面被差越候様可取計候、恐々謹言、

八月六日

調所笑左衛門

浦添王子／與那原親方／小禄親方

追啓、兼城代上国之儀小祿親方江内分為被達置由候得共、国吉親方江上国被仰付候趣別紙を以申越通候間、其通可相心得候、且又国吉江之文箱差越候付、同人上国之儀御受之上可相達候、此段茂申越候、以上、

八月六日

調所笑左衛門

浦添王子／與那原親方

【14】一筆令啓達候、其方事、来丑夏致上国候様被仰付候付其通可取計旨摂政、三司官方江申越候間、自承知可有之候条、弥丑年致上国候様可相心得候、右者兼城親方江被仰付候賦之御内用向其方江被仰付与之御事候、右御内用向之儀者昨年委細其方江拙者より達置候通二而案内之事候間、猶又相含

国王様御願意之趣行届候様取調部可罷上候、何茂心遣存候儀二者無之候、左候而御請之儀者但馬殿拙者連名二而可申越候、此旨申達候、恐々謹言、

八月六日

調所笑左衛門

国吉親方

【15】一筆令啓達候、三司官兼城親方事、冠船渡来付清国江為使者差越来丑年右首尾為使者致上国御内用之儀茂被仰付管候處、死去付謝恩大夫村山親方を以首尾申上候様申渡置候得共、此節国吉親方江三司官被

仰出御内用向付而茂来夏致上国候様別段被仰付候間、右首尾使者之儀茂国吉江兼務被仰付北京大通事其外先例通上国被仰付候、左候而村山二者不及上国候、右付而者国吉江前文之趣申渡無之内故聞役、在番親方江茂難申渡候付、此段

国王様江申上無間違様可取計候、恐々謹言、

八月廿八日

鳴津但馬

浦添王子／與那原親方／小祿親方

【16】道光貳拾壹辛丑年

尊書拜見仕候、兼城親方事、御内用之儀有之當丑年

御在国之節致上国候様被仰渡置候處、同人事於唐致病死候付、三司官一人致上国御内用承知可仕哉之旨奉得御差圖候處、右御内用付而者調所笑左衛門殿より別段委曲被仰越通候旨被仰下趣承知仕被入御念御儀奉存候、笑左衛門殿より被仰渡趣茂承知仕候、誠惶謹言、

二月四日

小祿親方／與那原親方／浦添王子

鳴津但馬様

參尊報人々御中

【17】尊書拜見仕候、三司官兼城親方事、清国江為使者差越當丑年右首尾為使者致上国御内用之儀茂被仰付管候處、死去付謝恩大夫村山親方を以首尾申上候様被仰渡置候得共、国

吉親方江三司官被

仰出御内用向付而茂当夏致上国候様別段被仰付越候間、右首尾使者之儀茂国吉江兼務被仰付北京大通事其外先例通上国被仰付候、左候而村山二者不及上国候、右付而者国吉江仰渡無御座内故聞役、在番親方江茂難被仰渡候付、此段国王江申達無間違様可取計旨被仰下趣承知仕国王江申聞右首尾使者国吉江兼務被申付、村山不及上国段茂相達候、乍尊報此旨申上候、誠惶謹言、

二月四日

小祿親方／與那原親方／浦添王子

鳴津但馬様

参尊報人々御中

【18】尊書拜見仕候、兼城親方事、御内用之儀有之當丑年

御在国之節致上国候様被仰渡趣

国王并私共ニ茂細々承知仕居候處、兼城不幸付国王願意之文面下案入御調部候儀三司官一人致上国候而者何様可有御座哉、御内分之儀故御都合向之所何分私共ニ而宜相計旨被申付、右之段去夏奉伺候趣被達

貴聞候處、兼城跡代三司官国吉親方江被仰付度旨伺相成其通被 仰出就而者兼城江被仰付候御内用向茂直ニ国吉江被仰付候付同人三司官及御受候上上国被仰付与之御事候間、右之趣国王江申達

御沙汰之通国吉三司官御請之上当夏上国申付同人便右願意之文面差越候様可取計旨被仰下趣委曲承知仕国王江申聞国吉江被申渡候、右付国王願意之文面下案追々国吉持登入御調部候様可仕候、乍尊報此等之段申上候、誠惶謹言、

二月四日

小祿親方／與那原親方／浦添王子

調所笑左衛門様

参尊報人々御中

【19】御追書拜見仕候、兼城代上国之儀、小祿親方江内分被申付置候得共、国吉親方上国被仰付候趣別段被仰越通候間、其通相心得国吉上国之儀三司官御受之上可相達旨承知仕国王江申聞国吉江茂相達候、此段申上候、以上、

二月四日

與那原親方／浦添王子

調所笑左衛門様

【20】一筆啓上仕候、私事當丑夏上国仕候様被仰付候付、其通可取計旨摂政、三司官方江被仰越候間、自承知可有之候条、弥当年上国仕候様可相心得候、右者兼城親方江被仰付候賦之御内用向私江被仰付与之御事候旨笑左衛門様より以尊書被仰下趣委曲承知仕誠以難有仕合奉存候、被仰渡候通從国王茂被申付追々上国可仕候、右之御請為可申上如斯御座候、可然様御披露奉頼候、誠惶誠恐謹言、

二月四日

国吉親方

嶋津但馬様
調所笑左衛門様
参人々御中

【21】一筆啓上仕候、私事、當丑夏致上国候様被仰付候付、其通可取計旨、摂政、三司官方江被仰越候間自承知可有之候条、弥當年致上国候様可相心得候、右者兼城親方江被仰付候賦之御内用向私江被仰付与之御事候旨笑左衛門様より以尊書被仰下趣委曲承知仕、誠以難有仕合奉存候、被仰渡候通從国王茂被申付追々上国可仕候、右之御請為可申上如斯御座候、誠惶誠恐謹言、
二月四日

国吉親方

嶋津但馬様
調所笑左衛門様
参人々御中

【22】尊書拝見仕候、私事、當丑夏致上国候様被仰付候付、其通可取計旨、摂政、三司官方江被仰越候間自承知可有之候条、弥當年致上国候様可相心得候、右者兼城親方江被仰付候賦之御内用向私江被仰付与之御事候、右御内用向之儀者一昨年委細御達被置候通ニ而案内之事候間、猶又相含国王願意之趣行届候様取調部可罷上候、何茂心遣存候儀ニ者無之段被仰下趣委曲承知仕誠以難有仕合奉存候、右付而者国王願意之文面精々取調部當夏持登入御覽候様訳而被申付追々上国可仕候、御請之儀者御差圖之通嶋津但馬殿御連名宛ニ而別段申上候得共御内用大切ニ奉存乍憚細事不申上候間、此段者御賢察被成下度奉存候、乍尊報此等之段申上候、誠惶誠恐謹言、
二月四日

国吉親方

調所笑左衛門様
参尊報人々御中

【23】琉蔵役宜野座親雲上江可相達覚
〔嶋津但馬殿江浦添王子、與那原親方、小祿親方より〕
一、書状老通
但、同案無
〔右同〕
一、同老通
〔調所笑左衛門殿江右同〕
一、文箱老通
〔御同人江国吉親方より〕
一、同老通
〔嶋津但馬殿、調所笑左衛門殿江国吉親方より〕

一、同老通

右、御用筋申上越候間、上着御届ニ但馬殿、笑左衛門殿御宅廻勤之砌慥成者取次直ニ可届上候、且又右同案四通棚原親方江相渡差登候間、棚原持登候等先達而届上置候ハ、其方持登候同案無之、書状老通者直ニ届上殘四通者封儘差下候様、琉球館役所江届可申出事、五月

【24】

一、国吉親方乗船五月廿一日那覇川出帆、同廿六日山川着船、陸地罷通六月三日館内に到着之事、

【25】八月十四日

一、笑左衛門殿御事去々年より江戸、大阪表江御用付被詰居去月廿三日御下着被成候得共、御家内御取込之儀共有之、漸一昨十二日初而御見廻之御式等相濟候付、今日八ツ後彼ノ御宅江参上、去々年承知仕候

太守様御官位御昇進之御懇望御座候次第逐一国王江相達口（且カ）願立相成候書翰下案茂入御覽候處、至極御尤之御事何与楚御官位御昇進被為在度深重奉懇願居候、右付書翰案文茂撰政、三司官昼夜尽又夫取直せ国王入調部候處、数日取置入念取調部被仕候得共、御渡被置候下案趣向旁宜被調置候故、差而存寄無之所々取直せ置候迄之事候間、猶又御取調部被下度、且亦御国之御格式無案内故右願立之儀全存付無御座候處、笑左衛門殿被附御氣別而忝被存候由為被申段申上御書翰兩通差上候處、御取受宜右之趣被達御聽由ニ而御書翰御下案兩通共御取置被成候事、

【26】同十六日

一、今日笑左衛門殿御宅江御用付参上仕候處、一昨日申上候口上之趣逐一達

御聽、且亦御書翰御下案茂兩通共備 御覽候處、旁

御満足被 思召候段御演達有之、左候而右兩条御下案之内堅御書翰之方御相應仕候間、五月月日ニ而

宰相様与 御名宛仕国王様御名御判添、猶又横御書翰茂右同様清書為仕、是二者御判者添不申、兩通共笑左衛門殿江可差上、尤右通清書ニ而御判等添差上候得者表向御願立も相濟候様ニ茂有之候得共左様ニ而者無之、此節者笑左衛門殿江戸表江御宅之砌御嗜迄被持登候為之御用ニ而候間、正書翰之儀者弥去々年被相達候通来寅夏正使浦添王子被持登候様可相心得旨承知仕候事、

一、右御書翰迄ニ而者

御官位之品不相分候間、外ニ御添書相付右之御書翰一所正使被持登候様御達有之、左之通御下案被相渡候、尤別段口書者相除ヶ候様承知仕候事、

別段

公義御慶事付賀慶使差上江府江被 召列候節者御先例

御官位共 御昇進被為

在御事与奉存候間、別紙を以茂奉申上候通、何卒此度逆茂不相易

從三位中納言様江

御官位共被為蒙
仰候様頻奉歎願候事、

【27】同十七日

- 一、今日御使者附々迄御内々磯御茶屋江被為 召候時国吉親方一人御前江被 召出、先達
而笑左衛門より取次相成候一条至極尤候、委細者碓山将曹より演説可有之之段蒙
上意将曹殿より右御内用之儀御都合宜 御満足被
思召候段被仰下退去、於下御座伊集院織衛殿より呉服一重、大帯一筋拝領被仰付候間帰
国之上
国王様江進上仕候様ニ与御演達御目錄被相渡候、右ニ付来夏従
国王御礼向之儀何様可仕哉之旨申上候處、国吉より織衛殿宛之書状を以申上候様承知仕
候事、
- 一、右之通
御意之趣且御取次を以御演達之次第等然与拝取不申候間、御書面を以被相渡度申上候處、
後日御書付可被相渡通承知仕候事、

【28】同廿二日

- 覚
一、御意之御書附老通
一、御取次口達之扣書老通
右之通相渡候間可被相請取候、以上、
丑廿二日

碓山将曹

国吉親方衆

願書之下案内々致披見候處、至極尤ニ存候、猶又宜取計右之趣中山王江茂者よろしく
別紙之通被遊
御意候、右ニ付一昨年国吉親方上国之節笑左衛門より極密相達候趣帰国之上中山王江被申
上候處、御承知ニ而中山王段々厚趣意之旨此節国吉親方を以笑左衛門迄被仰入候付、同人
より達
御内聴候處、別而
御満足 思召候、且亦御願書之草稿迄茂笑左衛門より奉入
御内覧候處、旁
御喜色ニ 思召候、依之帰国之上中山王江宜被申上、猶又御都合能可取計委細之儀者追々
笑左衛門より可申聞候、此旨於
御前将曹御取次を以国吉親方江申達候事、
丑八月十七日

【29】九月四日

- 一、堅御書翰清書ニ而御判相添、横御書翰茂清書出来、両通共取仕出旁相濟候付、此間よ
り笑左衛門殿御隙相伺候處、漸今日永吉村御別 * 广 + 土 * 江罷出候様有之候付参上両通

之御書翰差上候處、御請取被成、左候而去々年御申含之趣并此度從
国王様御願立之御趣意等乍御双方能相碎々旁御都合宜
御満足被 思召候条、帰国之口（上カ）是迄品々致演説候趣国王様江申上候様被仰下候
付、只今御口上之趣者御書面を以被相渡度申上候處、左之通御書付被相渡候事、
此度国吉親方態々上国ニ而不容易極御内意筋被申上細々被
聞召上候處、一々尤成申立与別而
御満足 思召候、猶拙者より品々致演説候通りニ候条、帰国之上中山王江可被申上候、
丑九月

調所笑左衛門

【30】道光廿式壬寅年

一、前文御官位御願之御書翰并御添書共筆者主取與那覇里之子親雲上江上紙清書させ四月
廿五日摂政、三司官
御前参上備
上覽、此通御右筆江御清書させ御状渡之時浦添王子江相渡候様被仰付度旨達
上聞相濟、尤右通御書翰を以御願被仰上候段於御座十五人江茂申聞、右御案文拝見させ
左候而御書院奉行安谷屋親方召寄右之次第相達御案文相渡候事、

【31】〔寅八月廿二日到来、翌日御書院当摩文仁親雲上御取次備 上覽〕

六月六日碓山将曹殿より旅聞役川上十郎兵衛殿を以御内用之御書翰持登居候哉之旨御尋之
趣有之、持登居候段御返答申上候處、猶又右同人を以右御書翰之儀笑左衛門殿御在府ニ而
彼方江被差越筈候間、早々差出候様御達之趣有之候付御仕出儘十郎兵衛殿を以将曹殿江差
上候、右付而者及
御披露、追々江戸表江茂為被差上筈与存申候、此段可被達
御聴儀存申候、以上、
寅八月八日

浦添王子

與那原親方／小禄親方／国吉親方

【32】〔卯二月廿九日大和船より到来、與那原親方、小禄親方、崎山之御殿参上備
上覽〕

太守様御事、今月朔日
正四位上御昇進被
仰出恐悦奉存候、右一件付而者從 国王様御書翰を以御願被仰上置候處、不容易御願筋ニ
而私より茂願之筋を以別紙之通御家老座ニ而願書相認被差出、段々御働御願御成就被遊候
段笑左衛門殿より被仰渡候、為御納得別紙願書写相添此段致御問合候、以上、
寅十二月十九日

浦添王子

與那原親方様／小禄親方様／国吉親方様

【33】公義就

御代替中山王より御祝儀申上候使者私江被申付、当夏上国、此度参府仕、去十九日被 召連登

城仕候處難有 御目見被

仰付、其後又々廿二日登

城仕候處、音楽被 聞召上、且又御品々中山王并私始從者共迄茂拝領物被

仰付、御暇被下重畳冥加至極難有仕合奉存候、帰国之上中山王江申聞候ハ、難有可奉存候、然者此度私上国仕候付中山王より乍恐御官位御昇進之儀奉願、右書面私持参仕差上置申候、右願書ニ中山王奉申上候通、賀慶使被

召連 御登 城被遊候、前以是迄御昇進被為 在候御先格与奉存奉待上居申候處、今以為何

御沙汰茂承知不仕何分之儀ニ御座候哉最早私ニ茂御暇被下、追々爰元出立茂近寄申候得共、右御昇進被

仰出迄者出立茂仕兼申候、是迄賀慶使被 召連 御参府之節者御昇進被 仰出候御先例与奉存、此度者中山王より何卒御先例通御昇進被為

在候様願書茂差上置候事御座候付、私滞在中ニ御近□□（例通カ）御願達被為 在候儀奉承知致帰国申聞候ハ、中山王者勿論國中一統難有奉存可申無左候得者、旁中山王難渋仕候訳ニ御座候、ケ様申上候儀奉恐入申候得共、私当夏琉球国出帆前中山王より委曲承置候趣茂有之、殊ニ私ニ者摂政を茂被申付置幸此度座喜味親方茂参居申付、同人江茂申聞極内此段御内意を以奉申上候間、何分御前御不都合不相成様御執成奉頼候、以上、

十一月

浦添王子

御家老中様

【34】道光廿三癸卯年

〔本文四月六日御返翰、宰領久場里之子親雲上持下〕

廻一筆候、弥平安之由勸覚候、我等無異事候条可心易候、抑浦添王子賀慶使就上国官位之儀被懸心頭、猶王子演説之趣具得其意候、則関東老中江茂申立之趣意貫候様取計置候不相易此度茂先格之通昇進、此事候就而者旁懇篤之事共満足之至候、恐惶不宜、

十二月十三日

参議齊興

中山王

回章

【35】

一、去年御願立之御案文并右御返翰御書院方江御帳当有之候様、筆者主取與那覇里之子親雲上を以御右筆主取仲地親雲上江相達させ候事、

〔道光廿三年卯〕

四月廿日

354号(前半部は一冊目【1】-【35】と重複により省略)

道光式拾壹年辛酉 同三拾年庚戌 御国許御内用一件日記

【36】道光廿九己酉年

〔九月十三日国頭王子より被差出候付、同廿一日御近習御取次備上覽

〔付紙

本文八月十九日御本丸御茶屋江被為

召候付、御内沙汰被為

在候段、将曹殿より御達之趣承知仕候、格別成

御趣意之事候得者、口達迄ニ而者聞口等茂可有之哉与念遣候間、今一往将曹殿より致承知成行書付を以相渡候様聞役江相達候處、則将曹殿宅江罷出致承知候通書付入御内見候處、違口之所口入を以被相渡候付、一通者翁長親方江為相渡段を茂直ニ承届候、)

琉球之儀、無類之凶作等相統國中一統極々及疲労候折柄、去ル辰年以来異国船多艘来着、異国人共長々逗留、剩佛人者彼国王命与申種々難題筋申掛、誠ニ不容易国難到来、此末如何可相成口与先国王始國中末々ニ口口(至迄カ)至極心痛罷在候處、

太守様深

御配慮之上守衛人数等大勢渡海被仰付、萬端

御指揮被成下、偏ニ以

御威光佛人引取相成無事平穩

致治定

御高恩之程深甚難有次第奉存候、*口+英*人儀者、未逗留有之事候得共、初口(發カ)より難題筋等申掛候儀一切無御座無故長々滞留有之事ニ而不遠内迎船来着之上者自ら帰国有之筈御座候、右通之成行ニ而*口+英*人儀ニ付而者少茂後患之念遣等無御座候、依之是迄萬端

御指揮被成下候御禮、且始終之成行御届為可被申上、去夏国頭王子被差上候次第御座候、前文申上候通、誠一国興發(廢カ)之境節ニ御座候處、平穩致治定國中一統安堵仕居申候、右口(者カ)畢竟遠海掛而

御配慮被成下候故、不失国體、国家之面目無此上仕合奉存候、固茲

公邊御都合茂難計儀ニ者御座候得共、右式御国政御行届被為

在御訳合与乍恐奉存候間、何卒

中納言三位之御官位御昇進被遊候様夜白念願奉存候、左様御座候得者、乍幼年国王者勿論到摂政、三司官深重難有次第可奉存候、右等之願意国王直ニ被申上筈候得共、幼年之儀御座候間、乍恐摂政、三司官より〔 〕、猶亦玉川王子より茂委曲可申上与之趣意、書翰を以願越相成候様、八月十九日御本丸御茶屋江国頭王子被召寄候節、将曹殿より王子、翁長親方江御内々御申諭相成居此儀

御沙汰又者表立被仰渡儀ニ而茂曾而無之御官位之儀付而者口口願越相成候先例茂有之候付、王子帰国之上者おのつから御願越可相成与口口被存候得共、急度御存付之儘御口御沙汰被成事候間、〔 〕翁長も其通相含居〔 〕不致帰国之上摂政、三司官江相口程能取計有之候様、猶又王子〔 〕分ケ而申達候様、将曹殿より態々〔 〕被召

寄被仰下候事、

附、先例之向茂有之筈候間本口御趣意ニ基キ取仕立宛書ニ者不及玉川王子持登之上〔 〕御吟味之上御取直可被成儀茂可有之、尤 * 口 + 英 * 人引取相成候ハ、猶更御都合相成事ニ而、其訳合茂細々相認有之候様、左候而国頭王子儀者、総理官之名〔 〕公邊ニ茂御届相成居〔 〕浦添王子之次致連名三司官連名仕候様可相心得旨是又承知仕候、

【37】道光三拾庚戌年

一、右御内用将曹殿より国頭王子江御達有之、翁長親方江者相拘不申〔 〕王子被申出候付、右之件翁長口日帳主取兼城親雲上を以〔 〕候〔 〕翁長ニ茂将曹殿〔 〕無之、王子より極内承知仕候段申〔 〕右ニ付、後条玉川王子江申含ニ茂〔 〕承知之事者相除書取写ニ茂右之趣付紙を以相渡候事、
扣

一、

太守様御官位御昇進御願之儀ニ付、去歳嶋津将曹殿より国頭王子口（江カ）別紙書取写之通御内達有之候、御官位被遊御昇進候儀、

上様奉始到我々茂深重奉懇願口在事候付被附御氣御内達被仰下候段、別而忝次第奉存候、依之達

上聞弥御内達通我々并国頭連名之書状を以奉願候間、書状并写共被持登、右之趣聞役を以将曹殿江相伺御調部方等御頼被申上、書状、写共可被差上候、右之書状宛書ニ者不及被持登候上、文體御吟味〔 〕御取直可相成儀茂可有御座段御計有之候、兎角御家老中〔 〕

豊後殿、将曹殿御兩人〔 〕

被仰付ニ而茂可有御座哉、御名口月日付等者被得御差圖候上〔 〕候様、可被取計候、

一、右之書取、聞役より将曹殿入御調部置候得共少取直候所茂有之、且大切成御願立、我々迄ニ而者如何可有之哉与存付候付、国王江茂申聞奉願候与之趣意相渡置申、且又書取ニ佛人者被国王命与申種々難題筋申掛候趣相見得候、佛人より者皇命与申出有之、此方より茂皇命与書付御届等申上置候处、於御国許

公邊江之御届向王命与被仰上置、右通為被仰渡ニ而茂可有御座哉、何分不相知候付、皇命、王命兩様相調差登申候間、右之旁分ケ而将曹殿江被申上、何分ニ茂御差圖次第可被取計候、

一、例年我々より役場向左上候書状〔 〕中奉書調之仕来候处、此節差上〔 〕書状之儀文面長ク中〔 〕難口仕廻、尤嘉慶九子年〔 〕

尚灑様不被遊

御即位内、都而之御付届向、摂政讀谷山王子名前を以御披露状被差上候節、料紙大奉書入箱茂口口調ニ而紫皮諸仕出仕候段、帳当相見得、此節之儀茂

上様より可被遊御願立場を御幼年中ニ而我々より奉願、餘例与者相替事候付、料紙取仕出等右子年之例ニ準相調差上候間、此段茂将曹殿可被入御耳候、

右者大切成御内用向之事候間、被致上国候ハ、早々将曹殿江差上御調部方等御頼被申上何歟御吟味相替文面相直申儀茂候ハ、在番方被申談調替を以いつれニ茂御都合能差上

候様、被取計度尤極御内用之事候付、乍不申外々江曾而不相洩様、可被相心得事、
五月六日

【38】〔本文上紙清書させ、五月二日摂政、三司官御書〔 〕御近習頭高安親方御取次
〔 〕上覽皇命、王命兩様□相認候訳〔 〕相見得候趣を以□□取添奉伺相〔 〕
清書御状渡之日扣書并例拔等取添於南風〔 〕玉川王子江直ニ相渡候事、〕

一筆啓上仕候、琉球之儀近来無類之凶作等相続國中一統極々及疲労候折柄、去辰年以来
異国船多艘来着、異国人共長々逗留、剩佛人者彼国、王・皇命与申種々難題筋申掛、誠
ニ不容易国難到来、此末如何可相成哉与先国王始國中末々至迄至極心痛罷在候處、

太守様深

御配慮之上守衛人数等大勢渡海被仰付、萬端

御指揮被成下、偏以

御威光佛人引取相成無事平穩

致治定

御高恩之程深甚難有次第奉存候、*口+英*人儀者、未逗留有之事候得共、初發より難
題筋等申掛候儀、□□(一切カ)無御座無故長々滞留有之事ニ而不遠内迎船来着之上
〔 〕(者自ら帰国カ)有之筈御座候、右通之成行ニ而*口+英*人儀ニ付而者少茂
後患之念遣等無御座候、依之是迄萬端

御指揮被成下候御禮、且始終之成行御届為可被申上、去夏国頭王子被差上候次第御座候、
前文申上候通、誠一國興廢之境節御座候處、平穩致治定國中一統安堵仕居申候、右者畢
竟遠海掛而

御配慮被成下候故、不失国體、国家之面目無此上仕合奉存候、固茲

公邊御都合茂難計儀ニ者御座候得共、右式御国政御行届被為

在御訳合与乍恐奉存候間、何卒

中納言三位御官位御昇進被遊候様夜白念願奉存候、左様御座候得者、乍幼年国王者勿論
到私共深重難有次第可奉存候、右等之願意国王直ニ被申上筈候得共、幼年之儀御座候間、
乍恐私共より奉願度、国王江茂申聞、此旨申上候、猶委曲玉川王子江申含置候、宜様御
執成奉頼候、恐惶謹言、

池城親方/座喜味親方/国吉親方/国頭王子/浦添王子

此節、御内用一件付、為御心得玉川王子江御渡相成候例拔之儀、極御内用之事候間、御帰
帆早速返上可被致候、以上、

五月六日

兼城親雲上

我謝親雲上

【39】〔戌八月廿八日馬艦船より到来、御書院当御取次備 上覽〕

今般御内用之儀付、各様国頭王子御連名之御状持登聞役を以將曹殿江相伺御調部方等御頼
申上宛御名月日等者伺之上書認可差上旨上国前段々御箇條を以御申含被置、六月十日館内
致到着候付、同十二日新納真助を以右之御状写御内々將曹殿江入御調部御申含被置候趣を
茂委細真助口上を以申上候處被聞召御状写御取直ニ而御取調部之上、別紙之通御案紙被相

下文面格合等者猶又琉球仕向通取調部、清書仕可差出、尤料紙文箱取仕出等者其御元御吟味通二而可宜段被仰渡、右御案紙拝見仕候處、

御名闕書御先例与相替、且座喜味之名前ニ文字違有之、且月日并宛御名等都而御内々相伺候上、押札通相認申候、

一、右通清書替相成候付、在番方申談書役大田里之子親雲上内伊地筑登之親雲上江清書申付、致取調部七月廿七日真助を以將曹殿入御調部候處、清書通可宜候間、取仕出仕、極々御内用向与引札相附表通可差出旨被仰渡候付、在番方江相渡入箱者其御元より被差登候等御名宛仕取仕出を以、翌廿八日奥武親方、真助添書取添新納主税殿御取次差出申候、
一、右ニ付、持登候御状両通不用相成候付、文箱壹ツ入加識名親方帰帆之節返上可致候、右別紙御案紙相添此段致御問合候、以上、

附、御内用一件、拔書者御用見合ニ茂可相成哉与江戸江持登候間、帰帆之上返上可致候、
戊八月三日

玉川王子

浦添王子様／国吉親方様／座喜味親方様／池城親方様

【40】一筆啓上仕候、琉球之儀、近来無類之凶作等相統國中一統極々及疲労候折柄、去辰年以来異国船多艘来着、異国人共長々逗留、剩佛人者彼国、皇命与申種々難題筋申掛、誠不容易国難到来、此末如何可相成哉与先国王始末々至迄至極心痛罷在候處、

太守様深 御配慮之上警衛向、其外萬端御指揮被成下、偏以

御威光佛人引取相成無事平穩致治定

御高恩之程深甚難有次第奉存候、*口+英*人并妻子共二者、未致逗留候得共、別而平穩罷在醫業相訟度与之事而已ニ而外ニ苦情等申立候儀一切無御座候、不遠内二者帰国茂可有之、右通之成行ニ而、*口+英*人儀付而者少茂後患之念遣等無御座候、依之是迄萬端

御指揮被成下候御禮、且始終之成行御届為可被申上、去夏国頭王子被差上候次第御座候、誠一國興廢之境節ニ御座候處、平穩致治定國中一統安堵仕申候、右者畢竟遠海掛而御配慮被成下候故、不失国體、国家之面目無此上仕合奉存候、固茲

公邊向御都合之儀者何共難計奉恐入儀御座候得共、格別

御功勞之一筋付而者乍恐厚

御褒賞之御沙汰被為蒙

仰候様有御座度、國中一統夜白奉念願候、左様御座候得者、国王者勿論至私共國中末々まで無残所深重難有次第可奉存候、右等之願意国王直接被申上等候得共、幼年之儀御座候間、乍恐私共より奉願度、国王江茂申聞、此旨申上候、猶委曲玉川王子江申含置候、宜様御執成奉頼候、恐惶謹言、

五月廿八日

池城親方／座喜味親方／国吉親方／国頭王子／浦添王子
鳴津豊後様／川上筑後様／鳴津将曹様／鳴津石見様／末川近江様

参人々御中

355号

278

〔島津斉興官位昇進問題〕

島津氏が幕府に対して如何に琉球を利用せしかを見る一連書類、
島津斉彬公記参看〕

御国元御内用

道光二十二寅年

御内用一件抜書

【41】〔本文御国元より御書付被相下、格合等少々取直、国吉殿内御上国之砌御持登入御調部、浦添御殿御上国之節御持登被差上候〕

(以下、【2】と重複の為省略)

【42】(【26】の一部と重複)

〔本文前之御書翰迄ニ而者御官位之品不相分候間、外ニ御添書相付右之御書翰一所ニ正使被持登候様御達有之、此通御下案被相渡〔 〕候〕

公義御慶事付、賀慶使差上江府江被 召列候節者、御先例

御官位共 御昇進被為

在御事与奉存候間、別紙を以茂奉申上候通、何卒此度逆茂不相易

従三位中納言様江

御官位共被為蒙

仰候様頻奉歎願候事、

八月十六日

【43】(【32】と重複のため省略)

【44】(【33】と重複のため省略)

【45】(【34】と重複のため省略)

西里 喜行

はじめに

1840～42年のアヘン戦争から1894～95年の日清戦争に至る半世紀余の期間に、東アジアの国際秩序が大きく再編成されたことは周知の通りである。この間に、伝統的な中琉関係と日琉（薩琉）関係も決定的に再編成され、東アジア世界に500年にわたって存在してきた琉球王国も歴史の舞台から退場することを余儀なくされた。地政学的視点から国際的に琉球の「所属問題」が論議され、琉球側の「主権」維持・回復の試みが最終的に挫折するに至る一連の歴史過程全体を、広義の琉球処分とみなすならば、その後半、即ち1870年代以降の明治政府による強権的な琉球併合（廃琉置県）をめぐる一連の歴史過程を、狭義の琉球処分と規定することができるであろう。

琉球王国の最後の国王尚泰が伝統的な国際秩序の枠組みの中で清国皇帝から冊封されたのは、日本における政権交替（明治維新）の二年前、即ち1866年のことであった。それから七年後の1872年、成立したばかりの明治政府は日琉（薩琉）関係の抜本的見直しに着手し、前代未聞の方法で尚泰を「琉球藩王」に「冊封」することによって、琉球王国の看板を書き換え、「琉球藩」なるものの存在を演出して琉球併合（廃琉置県）のための前提条件を創り出すことに成功した。

尚泰「冊封」を契機に、明治政府は伝統的な薩琉関係に終止符を打ち、新たに琉球を直轄する方式に切り替えたのである。従来、琉球王国から薩摩藩（鹿児島）へ派遣されていた年頭使（鹿児島琉球館在勤の在番親方）が、1873（明治6）年以後、東京へ派遣されることになったのも、直轄支配のための具体的な措置であったことは言うまでもない。尚泰「冊封」のために上京を命ぜられた琉球使節（伊江王子・宜野湾親方）を含めて、明治初期に上京した琉球使節は次の通りである。

- ① 1872（明治5） 王政復古祝賀使節（伊江王子・宜野湾親方、尚泰「冊封」詔書受領）
- ② 1873（明治6） 年頭天長節慶賀使節（東京詰初代在番親方与那原良傑、5.28 東京着）
- ③ 1873（明治6） 漂着唐人取扱向請願使節（浦添朝昭、7.2 東京着、12.11 那覇帰着）
- ④ 1874（明治7） 年頭使（東京詰第二代在番親方津波古政正、5. ? 東京着）
- ⑤ 1875（明治8） 池城安規・与那原良傑（内務省召命、3.18 東京着～7.10 帰国）
- ⑥ 1875（明治8） 年頭使（東京詰第三代在番親方高安朝崇、5.13 東京着、76.12 帰国）
- ⑦ 1875（明治8） 両属請願使節（池城・与那原、9.25 東京着、76.7 帰国）
- ⑧ 1875（明治8） 台湾事件謝恩使節（今帰仁王子、11.17～76.1.14）
- ⑨ 1876（明治9） 年頭使（東京詰第四代在番親方富盛朝直、4.17 東京着）
- ⑩ 1876（明治9） 両属追願使者（大宜味親方、5.14 東京着）
- ⑪ 1876（明治9） 第二次両属追願使者（富川盛奎・与那原良傑、10.17 東京着）

薩摩藩（鹿児島）へ派遣されていた毎年の年頭使等が1873（明治6）年以後東京へ派遣されるようになっただけでなく、明治政府の琉球併合措置をめぐる請願のため上京する琉球使節も加わり、この時期、琉球使節は那覇と東京の間を頻りに往来したことが確認される。以上の①～⑪の上京使節の事例の内、明治政府の命令による上京使節は、①、②、

④、⑤、⑥、⑧、⑨の事例で、琉球側の主体的意思にもとづく請願のための使節は、③、⑦、⑩、⑪の場合である。

1873（明治6）年に上京した最初の年頭使（与那原良傑、唐名馬兼才）以後、年頭使節や請願使節などの琉球使節の一行は原則として琉球藩邸（東京琉球館役所とも称している）に居住し、常時30名前後の人員が在勤していた。年頭使の在番親方の場合、東京在勤期間は一年とされ、請願使節の場合は任務達成までの滞在期間とされたが、東京在勤前後の期間の公務や情報について、琉球使節はいずれも詳細にして膨大な文書（在勤日記等）を遺している。「尚家文書」には在京琉球使節の在勤日記をはじめ、琉球使節と「琉球藩」当局や明治政府当局との往来文書などが含まれており、これらの膨大な一次史料を解明することによって近代初頭の日琉関係史は大きく書き換えられることになるであろう。

ここでは、「尚家文書」706・707・708号の文書綴についての解説と紹介を兼ねて、東京へ派遣された最初の年頭使・東京詰初代在番親方（与那原良傑、唐名馬兼才）が直面した諸問題を中心に、1873（明治6）年～74（明治7）年時点における在日琉球使節の任務と動向をフォローすることにしたい。

なお、本報告は【第一部 解題・解説】と【第二部 文書紹介】の二部構成である。【第二部 文書紹介】では、「尚家文書」706・707・708の各号文書綴に収録されている全文書を判読可能な限り翻刻して紹介した。翻刻に当たっては、便宜的に各号収録の全文書に一連の文書番号を付すことにし、さらに本報告の「解題・解説」においては、706号文書綴をA、707号をB、708号をCとし、A—1、B—2、C—3のように表記した。

【第一部 解題・解説】

【I】第706・707・708号文書について

尚家文書706・707・708号は、本来は一冊綴の文書群であったものを、修理後に三分冊されたとのことである（1）。各号の表題（外題）がいずれも「琉球江問合」となっていることから、この三分冊は一連の文書群であることが確認される（2）。

三分冊に収録されている一連の文書群の特徴を列挙すれば、次のように要約することができるであろう。①内容的には、初代の東京詰在番親方（与那原良傑、唐名馬兼才）から琉球王府評定所（摂政・三司官・日帳主取等）への報告、連絡、照会等の文書や両者間の往復文書、及び東京琉球館役所から鹿児島県琉球館への連絡、要請文書や両者間の往復文書が包括されていること。②1873（明治6）年後半に上京した臨時請願使節（浦添親方・大宜見里之子親雲上）も在番親方（与那原）とともに行動し、評定所への報告文書あるいは往復文書にも連名で署名している場合が多く、従って一連の文書群には明治政府当局との交渉における琉球当局の対応・認識を詳細に把握できる一次史料が包括されていること。③文書排列について言えば、三分冊の一連の文書群には、1873（明治6）年4月から翌1874（明治7）年3月までの文書がほぼ年月日順に（日記風に）排列されていること（但し、テーマごとに纏められて年月日が前後している場合もある）、等々。

東京在勤を命ぜられた与那原親方が摂政・三司官へ送った西（1873年）4月1日（新暦4月27日）付の書翰（A—1）によれば、

私事、貞馨殿御一同致登京候様分而被仰含趣、承知仕居候付、上着早速御同人御宿参上、御出立之比合御乗船之様子旁尋上候處、御出立之日柄者未御取究無之、御乗船者異国

より御雇之飛却船江罷成候付、阿久根与申廿里程之所迄陸御通ニ而小船江御乗合、於長崎右飛却船江御乗替、如東京御渡海被成候由、右ニ付御一船罷成可申哉、豊見城親方并役々江茂申談候處、多人数荷物杯遠所懸而陸地小船より運送難成、其上飛却船者船方茂都而異人唐人由ニ而、夫江乗合候而者可差障候付、御別船之方貞馨殿御釣合相濟、折角東京江之便船承合させ、早々致登京候様可仕候。此段御問合申上候、以上。とある。与那原が那覇を出港したのは酉（1873年）3月25日（新暦4月25日）のことであるが、この書翰は鹿児島から発送されたもので、鹿児島から東京までの上京方法について伊地知貞馨と相談したこと、伊地知と同行するには「異人唐人」の操縦する飛却船を利用することになる等の若干の問題点が指摘されているが、与那原は酉4月21日に鹿児島縣前之浜を出帆して以後、上京途中の大坂・神戸等からも経過報告を提出している。東京到着は酉5月3日のことであった（A-12参照）。以後、約一年間、与那原は東京詰在勤親方の任務を果たし、第二代の在勤親方津波古政正（東国興）と交代するが、いつ東京を離れて帰国したのか、いまのところ不明である（3）。但し、与那原親方で発送された文書の内、最後の日付は戊（1874年）3月16日（新暦5月1日）と記載されている（C-40、C-47、C-48、C-49参照）ので、5月中には帰国したものと思われる。

この間、「漂着唐人等取扱向之事件」についての臨時請願使節として浦添朝昭・大宜見里之子親雲上が上京したのは酉（1873年）6月8日（新暦7月2日）のことであり（A-33参照）、時あたかも北京で外務卿副島種臣・外務大丞柳原前光らと清国総理衙門諸大臣との間で日清会談が行われた時期の前後に当たる。浦添・大宜見らは与那原らとともに「漂着唐人」送還方法についての請願だけでなく、琉球の「主権」に直結する問題についても請願運動を展開し、酉10月20日（新暦12月9日）に東京を離れている（B-47参照）。浦添親方らの東京滞在期間は約五ヶ月であったことになる。

当該時期の与那原親方や浦添親方らの在京活動に関する基本史料としては、喜舎場朝賢著『琉球見聞録』、松田道之編『琉球処分』、東恩納寛惇編『史料稿本』がある。但し喜舎場朝賢著『琉球見聞録』には、「(酉)三月駐紮東京使与那原親方(良傑馬兼才)随役五名を伴ひ東京に抵り 闕下に拝し年首を賀し奉り仍て在勤して庶務を辦理す。之を東京詰年頭使と云ふ。前に薩摩の管領の時年頭使を鹿児島に遣はし毎年交る々々在勤せしめたり。是れ古来より例規と為りしに、今度より鹿児島を休め東京に転勤せしめたるなり」と記し、さらに「四月三司官浦添親方を謝恩使と為し、日帳主取大宜見親雲上(朝昆向嘉勲)を賛議官と為し東京に遣はし表疏を齎らし、藩王に封し華族に叙し一等官の取扱たるべき等の謝恩の礼を修む。十二月事竣て帰国す」と記述した後、翌年「二月駐紮東京使者津波古親方東京に赴く。三月与那原帰国す」と、部分的な史実を列挙するだけで、直接文書史料を引用紹介しているわけではない(4)。また、松田道之編『琉球処分』の場合は、「副島大使北京ニ於テ謁帝ノ議ヨリシテ琉球台湾ノ事件ニ及ヒ、柳原前光・鄭永寧等総理衙門ニ於テ問答ノ顛末」、「渡唐船仕出改其他伺并指令」、「登船仕出及唐船出入ノ時心得方向伺并指令」、「摂政三司官任免ノ儀ニ付親方ヨリ伺」等々、十数余の文書史料を収録している(5)が、在京琉球使節の動向に関する文書史料は極めて少ない。この時期の文書史料を比較的多く収録しているのは、東恩納寛惇が「尚家文書」から書き抜いた『史料稿本』であろう。『史料稿本』とそれに基づいて叙述された東恩納編『尚泰侯実録』によって、在京琉球使節の動向の大枠は把握することができるけれども、当該時期に関する限り、東恩納が採録した

文書史料は僅かに 20 数点に過ぎず、尚家文書 706 号 (75 点)、707 号 (82 点)、708 号 (66 点) の文書群 (合計 223 点) の約 10 分の 1 である。見過ごされている重要な文書が少なくないことに留意したい。

以下、尚家文書 706 号、707 号、708 号の一連の文書群の中から、重要と思われる文書を抽出し、テーマごとに整理して紹介しながら、1873～74 年の時点で、初代在番親方の与那原や臨時請願使節の浦添らがどのような問題に直面し、どのように対処しようとしていたのかを考えてみたい。

〔Ⅱ〕 在日琉球館役所とその周辺の諸問題

一 東京琉球館役所関連の諸問題

初めて東京勤務を命ぜられた与那原親方らは、拠るべき前例のない未曾有の事態に直面して試行錯誤 (右往左往) せざるを得なかった。先ず第一に詰所、即ち勤務場所兼居住場所の問題、東京詰人員の構成・任期・勤務条件の問題等々を解決しなければならなかった。明治政府は前年の尚泰「冊封」の直後、「藩王」尚泰に「東京府下飯田町鶴木坂ニ於テ邸宅一圀下賜候事」(6) と布達していたが、「琉球藩邸」がそのまま与那原等の居住兼勤務場所となったわけではない。鹿児島琉球館に相当する活動拠点とスタッフの問題について、どのように論議され、どのように解決されたのかをフォローできる文書は、次のように分類することができる。

① 与那原親方一行の東京居住地と拝領邸宅との関係に関する文書

与那原親方から摂政・三司官へ宛てた西五月七日 (新暦六月一日) 付の書翰 (A-12) によれば、

私事、貞馨殿御一同太平丸江乗合、今月朔日大坂出艦可致段者、先書御問合申上候通ニ而、同日別蒸気船江乗合、於神戸太平丸江乗付、同夜五ツ時分出艦、同二日紀州灘通船、同三日志摩遠江伊豆灘通船、夜五ツ時分品川着艦、翌四日二者奈良原幸五郎殿より、琉球蔵屋敷与申、新ニ御取入相成候間、其所江差越候様御達有之候付、人力車并火輪車より右蔵屋敷江差越居申候。

とあり、与那原親方らは東京到着後、奈良原幸五郎が準備した琉球蔵屋敷へ案内されたことが分かる。また同日付の別の書翰 (A-13) によれば、

去年御拝領邸宅之儀、最寄不宜、本長州御屋敷者弁利旁宜敷場所ニ而、奈良原幸五郎殿より段々御肝煎、大蔵省御相談を以御取入為相成由、右ニ付欄拵等上京不致内邸宅守小山宗兵衛江御申付、取仕出被置、尤右邸宅者太政官左院海江田信義殿御借宅被成候付、私并役々ニ茂右御蔵屋敷江相住居申候。就而者双方江御屋敷有之、餘計之御物入相懸事ニ而、急度成行委敷承届、何分取計可申候得共、此節内願筋者都而幸五郎殿御頼申上候含ニ而、右一件何角いたし候而者、御氣請ニ茂相拘候付、先以見合居申候。委細後便御問合可申上越候、以上。

とあり、明治政府からの「拝領邸宅」は不便なところだという理由で、奈良原が大蔵省と相談の上、元の長州屋敷に移すことにしたが、同屋敷は現在海江田信義の借宅となっているため、海江田が移転するまで与那原らは「琉球藩邸」ではなく別の琉球蔵屋敷に居住せざるを得ないため、予想外の出費を強いられていること、等々の事情が報告されている。なお、琉球蔵屋敷は東京第六大区四之小区深川西元町拾貳番地にあり、居住・勤務する琉

球人の総人数は30名であった(7)。

②琉球蔵屋敷の購入経緯と処分に関する文書

「拝領邸宅」にせよ、琉球蔵屋敷にせよ、その維持費は琉球側が負担しなければならなかったわけであるが、琉球蔵屋敷の購入経緯や処分問題について、与那原親方は西六月廿二日(新暦八月十四日)付の書翰(A-52参照)の中で、摂政・三司官へ次のように報告している。

御拝領邸宅者最寄不宜由ニ而、奈良原幸五郎殿御取計を以、新ニ御蔵屋敷御取入相成、尤右邸宅者海江田信義殿御借宅被成、御同人江者御用之御頼茂有之、別ニ被引移候様ニ茂難申上、最初総人数右蔵屋敷江相住居候處、適御拝領之邸宅、右通ニ而者御都合如何可有之、総人数住居方難成候共、浦添親方一行者住居方相成候付引移、与那原一行并大宜見者御蔵屋敷江残居候處、追而海江田殿別所江御引越、総人数引移、御蔵敷者邸宅守小山宗兵衛江番申付候。就而者先達而与那原より御問合申上候通、双方ニ御屋敷有之候而者、餘計之御物入相懸候付、いつれ右御蔵屋敷者其付届無之候而不叶、御取入之成行聞届候處、在番東京詰ニ付而者産物杯相応可持登見込を以、幸五郎殿より東京府知事衆御相談御取入為相成由、何楚産物杯積登無之候付而者、致返上候方ニ茂可有之候得共、其通ニ而者幸五郎殿二者、右知事衆与御不都合相成可申、勿論代金返上不致内直介々江払出候茂如何可有之、先以右上納方宗兵衛ニ而相弁、手形申請之上払方旁同人ニ而引受相濟候方ニ致吟味、其段相達置申候。浦添親方江茂御案内、此段御問合申上候、以上。

要するに、与那原親方らは当初、琉球蔵屋敷に居住して勤務していたが、総人数が居住するには狭すぎるので、浦添親方らの一行は「拝領邸宅」(元の長州屋敷)へ移り、海江田が別所へ引っ越した後、与那原親方らも「拝領邸宅」へ合流したこと、琉球蔵屋敷には小山宗兵衛に留守番役を申し付けているが、双方の屋敷を維持するには出費がかさむので、琉球蔵屋敷を処分する必要があること、奈良原幸五郎が東京府と掛け合って琉球蔵屋敷を用意したのは、東京在勤を命じられた琉球使節が物産を持ち込んで貿易することを想定していたためであるが、実際には物産の持ち込みはないので、蔵屋敷を維持する必要はないこと、蔵屋敷の処分に当たっては、奈良原へも配慮せざるを得ず、差し当たり小山宗兵衛に協力してもらい積もりであること、等々の情報が報告されている。奈良原の意図が奈辺にあったのかは慎重に検討すべき問題であろう。なお、「拝領邸宅」(琉球藩邸)には鹿児島琉球館と同様の組織・機構が置かれ、東京琉球館役所と称されて琉球側の公使館のような役割を果たすことになる。

新たに設置された東京琉球館役所の人事や機構、在番親方の任務や位置づけをめぐって、東京の在番親方(与那原)と琉球現地の摂政・三司官の間では、次のような諸問題が論議されたことを、一連の文書から読み取ることができる。即ち、役所在勤者の勤務規定の問題(C-40参照)、書役野村らの勤務条件改善問題(C-49、50、55、56、57参照)、東京詰役員任期・人員構成の問題(B-4、B-16参照)、年頭使者の上京時期等に関する規定(A-71)、等々の問題である。東京在番親方の位置づけ方については、与那原親方の西十一月廿五日付の次のような書翰が目される。

在番東京詰御免願者、都而之御願事相濟、御地御取扱向之御處置等、御確定相成候間者、東京詰之方可宜与被成御吟味候間、右願書いまた表向不差出候ハ、先以見合、若願

濟相成居候ハ、夫々之御願筋杯御議定相成迄之間、在府蒙御免、諸事都合能取計候様、委細被仰越趣、承知仕候。右一件、都而之御願伺事杯相濟候上、相働可申与、此程見合、尤当世態御府内差離候而者、事情難相分、可及御差支儀共難計候間、得与吟味之上、願立候様、浦添親方よりも御申含之趣承知仕旁ニ付、差扣居申候間、弥被仰越通、見合可申候。此旨御返答旁申上候。

要するに、琉球当局は当初在番親方の東京在勤を一時的・臨時的な勤務と位置づけ、明治政府への要請事項がすべて達成された時点で、東京在勤を免除してもらうよう要請するつもりであったが、明治政府との交渉が難航するにともない、請願達成まで東京在勤を続けることにし、東京在勤免除の請願を行わない方針へ転換したことに注目すべきであろう。従来、鹿児島琉球館が果たしてきた任務を、今後は東京琉球館役所が引き継がなければならないことに気付いたのである。それならば、鹿児島琉球館はどのように位置づけられたのであろうか。

二 鹿児島縣琉球館関連の問題

東京琉球館役所の設置によって鹿児島琉球館の役割は終わったわけではなかった。琉球側にとっては、上京使節の中継地としてだけでなく、情報収集の拠点として、あるいは伝統的な薩琉間の物流の拠点としても維持する必要があったと思われる。鹿児島琉球館をめぐっては、一連の文書群の中に、①鹿児島縣琉球館廃止問題（A—59 参照）、②琉球館敷地の引渡問題（A—69 参照）、③琉球館敷地の下賜請願問題（A—72、B—11、B—27、B—61 参照）などに言及した文書が含まれている。酉8月8日付の大宜見・与那原連名の書翰（A—69 参照）によれば、

鹿児島縣琉球館地御引揚可被仰付段、縣廳より御達相成候付、詰役々迄ニ而者何分難申上候間、東京江間越御免願申上ニ而茂申上ニ而、返答到来いたし候迄之間、御延申上候得共、御聞入無之、早々引移方手を付候様手強被申懸候付、役々至極及心配、成行委細飛却を以申越有之、存外之至御座候。此儀早々願出、右館地御下賜之方相働不申者不叶儀与吟味仕、浦添親方江茂御案内、別紙之通 申上帳八月朔日之場ニ相見得書付相仕立、外務省江差出、御模様之所、伊地知貞馨殿江相伺候處、右館地之儀者朝廷より拝領ニ而候ハ、願通被成下候得共、旧知事より之給地御下賜相成候而者、御趣法崩ニ付、願通ニ者難被仰付、然共申出之趣意無拋訳合ニ而、御撫恤之御取訳を以、低価御払下可被仰付、右者代銀茂至而僅、勿論上納方一時不相調事候ハ、年府ニ而茂可相濟候付、其所江御吟味相片付、大蔵卿江御懸合相成候段、承知仕候。就而者、大蔵卿御吟味相濟迄之間、御差扣被下方ニ大山格之助殿伊地知小十郎殿江御申越被下度御頼申上、御兩人江之御手紙相下、鹿児島縣役々江差越置申候。此段御問合申上候。以上。

とあり、鹿児島琉球館の残留役人たちは琉球館敷地からの立ち退きを要求され、途方に暮れていたことがわかる。東京在番親方らの請願運動によって辛うじて立ち退きを免れたものの、鹿児島琉球館の役割や地位の低下は避けられなかったであろう。

三 「駐日琉球公使館」としての東京琉球館役所

琉球側の対日交渉の場が鹿児島から東京へ移されたのにもない、東京琉球館役所は公使館としての役割を担うことになるが、初代在勤親方の与那原は「駐日公使」として役所の機構や人事の問題に気を配るとともに、従来鹿児島琉球館が主管していた諸問題にも取

り組まざるを得なかった。「駐日公使館」としての東京琉球館役所、「駐日公使」としての東京在番親方が取り組んだ問題としては、①御雇使用人（薩摩人）の肩書の問題（B—54 参照）、②蔵方用聞の採用人事問題（C—20 参照）、③渡唐銀の返済方法の問題（C—59 参照）、④銀行借金返済用砂糖の取扱問題（C—60 参照）、⑤修業僧岱嶺の転位免状交付問題（C—48 参照）等々があり、琉球当局や明治政府当局との間でも論議の対象となったことを、一連の文書から窺うことができる。在京の与那原親方らは琉球現地の摂政・三司官らと緊密に連携を取りながら、「駐日公使」として以上の諸問題にも対処したのである。

ここで、東京琉球館役所及び鹿児島琉球館をめぐる諸問題について、尚家文書 706、707、708 の一連の文書群を踏まえて強調しておきたい論点は、次の通りである。即ち、第一に、与那原親方らは着京後暫くの間、明治政府から下賜された「琉球藩邸」を使用したわけではなく、別所の琉球蔵屋敷に居住し勤務したこと、第二に、琉球蔵屋敷は島津久光家令の奈良原幸五郎が東京府知事と交渉して入手したもので、奈良原らは東京においても鹿児島琉球館と同様の、大規模な貿易の拠点確保をねらっていたと思われること、第三に、在番親方が東京詰となった後も、鹿児島の琉球館はなお維持され、鹿児島縣から立ち退きを求められながらも、在京使節の対政府交渉によって琉球館敷地の払い下げに成功したこと、

第四に、与那原親方らは当初、東京琉球館役所を臨時施設として位置づけ、明治政府との交渉（請願）が済み次第、在番親方の東京在勤取り止めに要請する予定であったが、途中で交渉難航が予想されたことから、改めて琉球館役所を請願運動の拠点、あるいは情報収集の拠点として位置づけ直したと思われること、等々の論点に注目すべきであろう。

【Ⅲ】 在日琉球人の儀礼・儀式・謝礼関連問題

一 対皇室関係の儀礼等

日琉関係の再編に当たり、琉球当局は東京への使者派遣に先立って、琉球在勤の外務省六等出仕伊地知貞馨との間で、次のような「伺并指令」を取り交わしていた（8）。

一 毎歳藩王より新正・天長節慶賀之書翰献上物之儀、貴様ニ託して可差上旨、去年伺書ニ御張紙を以被仰渡置候間、在番親方使者を以、右之振合ニ而差上可然哉、且東京表官員衆江御付届向之儀、何様仕可宜哉之事。

【呈書・献上物者、本文通可取計、官員衆へ付届向者無用ニ候】

一 摂政・三司官より右両御祝儀并官員衆御付届向之儀、何様仕可然哉之事。

【書附を以外務省へ相付、御祝儀可被申上、為御心得、別紙案文渡置候。外ニ付届ニ者相不及候】

一 當地御在勤官員衆之儀、爾後何々何等官より被御詰候哉、右御相伺向并口上書等何様之振合ニ相心得可然哉之事。

【鹿児島縣廳出役、此節限ニ而引取、外務省より両三人位ツ、輪番相詰可申、内長官江之対遇、是迄之在番奉行同様、餘者見聞役筆者之振合ニ而宜敷候】

一 摂政之儀、藩政之總裁一人勤、且三司官之儀、多端之政務、職分を以相勤申事ニ而、代合之節々奉伺候而より申付候而者、遠海之所柄、間延相成、總裁之役務長々相欠、三司官ニ茂殊兩人病氣差合等之節、差支可申候間、是迄之振合を以国王より申付相勤させ、御届申上候方ニ被仰付度事。

【差向之處、是迄通可被相心得、追而何分御差図可有之候】

右条々何分御差図被成下度奉存候事

酉三月

この「伺并指令」によって、「在番親方使者」の第一の任務は「新正・天長節慶賀之書翰献上物」を「藩王」尚泰の名代として提出することであったことが分かる。伊地知の「指令」を受け取った琉球当局は、他方で「当年より東京賜邸江親方輪番ニ在勤致候様御達之趣、承知仕候」（9）との請書を提出するとともに、与那原親方を東京在勤のため派遣する旨届け出た（10）。最初の「在番親方使者」として、与那原親方が派遣された経緯については、『史料稿本』にも次のような記録が採録されている（11）。

同治十二年（明治六年）癸酉、為慶賀年頭及天長節事、特命馬氏与那原親雲上良傑、連紫冠充使者、三月二十七日到薩州、五月初三日到東京、（此年経命東氏津波古親方改正、充為年頭使者、但因御鎖之側官与那原親雲上慣熟東京公務、乃命良傑、改充其使）、翌年五月十八日回国。

琉球当局は当初、津波古改正（東国興）を「在番親方使者」として派遣することにしてはいたが、「東京の公務に慣熟している」与那原親雲上を親方に昇格させ、津波古の代わりに与那原を「在番親方使者」として派遣したというわけである。与那原が「東京の公務に慣熟している」というのは、前年（1872年）の維新慶賀使（伊江王子・宜野湾親方）に同行して上京した経験を指すのであろう。いずれにせよ、与那原親方の第一の任務は「年頭及び天長節を慶賀する」こと、即ち天皇・皇室への儀礼・儀式に参加することであった。従って、「尚家文書」706・707・708号の一連の文書群の中には天皇・皇室に関わる文書も少なからず含まれている。例えば、①天皇拝謁・御機嫌伺・御見舞・献上品提出等に関する文書（A—15、A—17、A—22、A—73、B—2、C—7参照）、②皇居炎焼・再建加勢問題関連文書（A—64参照）、③天長節・紀元節祝儀関連文書（B—18、B—28参照）、④天皇・皇后・皇太后写真拝領御礼関連文書（B—60、C—39参照）、⑤年頭挨拶・拝謁関連文書（B—68参照）等々である。

二 对島津家（久光）関係の儀礼等

在京の与那原親方・浦添親方らは儀礼・謝礼・御見舞・御祝儀の対象として天皇・皇室と同様に、あるいはそれ以上に従来の「御国元」薩州島津家を重視し、東京の島津久光邸等を足繁く訪問して献上品を提出した。例えば、浦添親方らの西6月15日付の書翰（A—22）によれば、

- 一 今月十日浦添親方大宜味里之子親雲上御上着之為御届、邸宅守小山宗兵衛案内ニ而、外務省江御出、御届被仰上、直ニ太政大臣并参議衆外務官員衆御宅参上、被成御見舞候。
- 一 同日浦添親方大宜味里之子親雲上 御双方様為伺御機嫌、役々召列、小山案内ニ而各御邸御参上、従三位様家扶衆従二位様家令衆御取次、被奉伺御機嫌、浦添親方大宜味里之子親雲上二者従二位様御目見御口詞被仰下候。
附 御双方様江従三位様従二位御昇進御祝儀も同日家令衆又者家扶衆御取次被仰上候。
- 一 同十二日浦添親方被差上候付而、御双方様御機嫌伺之御書翰御目録、浦添親方大宜味里之子親雲上従二位様御邸御参上、家令奈良原幸五郎殿御釣合、従三位様御方

茂一同御同人御取次、首尾能差上候。尤御進上物者未荷役相済不申候付、追而差上可申段御同人御釣合相済候間、其通可仕候。

附 本文ニ付、御双方様江浦添親方御口上書を以、御内々御進上物之儀茂御口上書御品員数御差登通存寄無之候付、奈良原殿御取次奉伺相済候付、御品者是又追而差上候様可仕候。

- 一 此節浦添親方大宜味里之子親雲上被差上候付、主上・皇后天機御伺之御書翰御献上物、御使者参内、自分献上物之儀、外務省六等出仕伊地知貞馨殿御取次、奉伺置候間、何分被仰渡次第追而可申上越候。

右御問合申上越候、以上。

とあり、臨時請願使者として上京した浦添親方らも天皇・皇后への御機嫌伺や明治政府当局への御見舞だけでなく、従二位様（久光）・従三位様（忠義）への御機嫌伺として挨拶状や献上品目録を提出していることが分かる。

在京の琉球使節が島津家へアプローチしたのは従来の「御国元」意識だけでなく、別の思惑があったようである。与那原親方・大宜見里之子親雲上から三司官の宜野湾親方・川平親方へ宛てた西十月廿日付の書翰（B-38 参照）によれば、

御国躰御制躰永久不相替、且唐人并同管轄之国民共漂着之節御取扱向一件、御願済相成候付、御双方様江御礼之儀奉伺、追而申上越候段、先達而致問合置候處、適御用御頼被仰上候付而者、御礼之儀不及伺、直ニ被仰上可宜与奉存候間、来夏御書翰を以被仰上可然哉、尤右ニ付、何歟御品物杯被差上ニ者相及申間敷与存申候得共、此儀者御吟味之上、何分御取計可被成儀与奉存候。此段致御問合候、以上。

とあり、明治政府に対する琉球側の請願をバックアップしてくれたことについて、「御双方様」（久光・忠義）への御礼の書翰・献上物提出の件が検討されていることに注目すべきであろう。琉球側の島津家（とりわけ久光）への「期待」が大きかったことは、島津久光の内閣顧問官就任について、与那原親方から摂政・三司官へ宛てた西十一月十一日付の書翰（B-59 参照）でも、次のように報告されている。

- 一 従二位様御事、今月六日被任内閣顧問、且親臨国事、御評議之節参候被仰付候旨、別紙両通写之通日記ニ見得候被仰出候旨承知仕候付、同七日役々召列、御邸参上、家令衆御取次御祝儀申上候。
- 一 右ニ付、御双方様江、上様／中城王子様より御祝儀被仰上可宜与、奈良原幸五郎殿御釣合候處、弥被仰上可宜段被申候間、御吟味之上、来春相応之御品々被差上、御祝儀可被仰上儀与奉存候。
- 一 右御役被仰出候節者、主上太政官江行幸、段々厚御取扱為被仰付由、且右御役職之内、大臣与申、主上江御政事向其外総而御談判被成由承申候。

右旁御問合申上候、以上。

与那原親方らは久光の内閣顧問官就任の情報に接して早速久光邸へ参上し、祝儀を申し上げるとともに、琉球側の請願事項についても、久光が天皇や明治政府に働きかけてくれるのではないかという「期待」を、摂政・三司官へ伝えていることに注目すべきであろう。

三 請願「協力者」への謝礼等

在京の琉球使節は請願事項を達成するために、島津久光だけでなく、明治政府の内外に多くの「協力者」を必要としたので、「協力者」への謝礼状・献上物の提出にも細心の配

慮を示さなければならなかった。大宜見・与那原・浦添から伊江・宜野湾・川平宛の西閩六月十九日付の書翰（A—57 参照）によれば、

此節御使者を以御願立之御書翰御訴訟書表通差出、向々御内意等申上候段者、先便御問合申上置候通ニ而、今月三日外務卿副島種臣殿、外務大丞柳原前光殿、唐より御帰朝相成候付、御両所共早速御玄喚迄者参上、御見廻申上置候処、外務卿御対面之儀、伊地知貞馨殿より御取合之上御知せ可被成段有之、暫見合居候處、早々逢上候方可宜与、同十五日浦添親方与那原親方押懸ニ致参上候處、御逢被成、右御願筋一件、御内意申上、尤御帰着涯御取込ニ而、後日御得与御面会可被成旨被仰聞、十七日浦添親方、柳原殿茂逢上、御内意申上候處、琉球表茂故障不相成様、御慮置不被仰付候而不叶筈之旨被申候。右外、参議江藤新平殿、同後藤象二郎殿、同大木喬任殿茂、先達而逢上、御内意申上置候間、猶精々御内意相働御願濟相成候様可仕候。先此段御問合申上候、以上。

附 木戸参議者先月廿九日外国より御帰り今月四日御参朝引札木戸参議、横浜より御帰相成候付、浦添親方、御同人御邸宅参上、御内意差上申候 夫より御不快ニ而御対面不相成内、同十七日横浜江御越為被成由候間、御帰り次第逢上、御内意申上候様可仕候。

とあり、在京琉球使節は請願書の願意を伝え「協力」を取り付けるために、政府要人の邸宅を精力的に訪問していることが分かる。また、与那原から摂政・三司官宛の西十一月廿五日付書翰（B—61 参照）によれば、「貢納之件々、御願濟相成候付、其御許より御礼之儀伺出候段者、先便御問合申上候通ニ而、(中略)藩王より右大臣岩倉具視江宛謝詞執奏を乞之書面可被差出旨、別紙之通御達相成候。(中略)附、各様より御礼之儀、何分相見得不申候得共、御訴訟者各様より被仰上、格別之御礼向ニ茂候得者、御吟味之上、外務卿江御状を以御礼被仰上方ニも可有之哉与奉存候」とあり、願意が聞き届けられた件については、「藩王」・三司官名の礼状提出も検討されていることに留意すべきであろう。

琉球側の「協力者」として最も重要な役割を果たしたのは伊地知貞馨と奈良原幸五郎であった。大宜見・与那原・浦添から伊江・宜野湾・川平宛の西十月廿日付の書翰（B—49 参照）によれば、「伊地知貞馨殿／奈良原幸五郎殿」の兩名について、

右者、今般願意之条件総而御為能様被取計、就中賦米御免并貢米代納等之件々、於大蔵省者御吟味附兼、参議衆之内ニ茂御見付相分爲申由候得共、御兩人ニ而、右大臣岩倉具視殿・参議大久保利通殿・寺嶋宗則殿江御地実情之所細々被通上、貞馨殿ニ者自然右願意御採用不被成候ハハ、御辞職可被成程ニ御申込為被成由、右通精々被相働候故、都而之御用、都合能相届、難有仕合奉存候。就而者、御礼之儀、私共より申上置候得共、上様各様より茂厚御挨拶被仰上候ハハ、御都合向者勿論、以後之御為ニ茂相成可申与存申候間、来春何敷御品物御取添、御礼被申上候而何様可有之哉、当時右様贈物者御禁止之事ニ者候得共、前文御心入之程、上様御始委細御承知、實々難御黙止、被御送候形、在番江御申含、左候而御品之儀者外々不晴立様御取添、御道具物者被召除、反布類御見合可被成儀与奉存候。此段致御問合候、以上。

と報告されているように、奈良原・伊地知兩名の「尽力」に対して感謝の意を示す必要性が強調されるとともに、今後の「協力」を取り付けるためにも献上品を差し出すべきだと提案されていることに注目すべきであろう。

伊地知・奈良原の両名をはじめ、多くの「協力者」へも謝礼品・献上物が差し出されたことは、与那原親方から三司官宛ての西十月二十日付の報告（B—51 参照）によって、その一端を知ることができる。与那原親方の報告には琉球使節の請願に「協力」してくれた者の氏名、「協力」の概要（献上の理由）、献上品リストが掲載されており、「従三位様／従二位様／御前様」をはじめ、大山綱良・田端巖秋・右松権典事・伊地知貞馨（三回）・島津久邦・奈良原幸五郎（二回）・上野景範・花房義質・大久保一翁（東京府知事）・森静助・魚住源藏（二回）・黒田亀吉の氏名を確認することができる。膨大な献上品の調達のために、琉球当局は大きな財政負担を強いられたはずであるが、山積する問題解決のための必要不可欠の出費と受け止められていたのであろう。

四 謝礼・献上品をめぐる若干の問題

明治政府当局の側では琉球側の献上品を必ずしも必要とせず、むしろ問題視する向きもあったことに注目したい。すでに与那原親方一行が上京する以前に、琉球側の「東京表官員衆江御付届向之儀、何様仕可宜哉」との「伺」に対して、琉球滞在中の伊地知貞馨は「官員衆へ付届向者無用ニ候」と指示していた（12）。しかし、与那原等は上京後、伊地知の指示を無視して御頼・御願・御礼・御見舞などと称して献上品を差し出し続けた。天皇拝謁の際の献上物も当然の儀礼の積もりであった。ところが、与那原親方の西八月十九日付の書翰（B—2 参照）によれば、

以来在勤親方及臨時上京之者江拝謁被仰付候節、献上物ニ不及段、別紙之通日記七月二十三日之場ニ相見得外務大少丞より御達有之候付、適為御使者致上京、何楚之献上物不仕候而者不本意候付、別紙之通申上帳八月十八日之場ニ相見得書付相仕立、外務省江差出候處、書面申立之趣、情義者尤ニ候得共、畢竟無答ニ属シ候間、以来献品ニ不及段、奥書を以相下申候。此段御問合申上候。以上。

とあり、天皇拝謁の際には献上物不要との外務大丞の指示を受けて困惑している旨、三司官の宜野湾・川平へ報告している。また、大宜見里之子親雲上・与那原親方連名の西九月二日付書翰（B—6 参照）でも、

漂着唐人御取扱向一条、御願濟相成候付、其御許より御礼之儀、別紙之通、伺書相調、伊地知貞馨殿御取次差出、且右ニ付、官員衆江御礼并御地御国躰御政躰永々不相替様御書付被下候付、外務卿其外官員衆江御礼向之儀茂、別紙之通、事書を以、伊地知殿御釣合候處、御吟味可被成由ニ而、是茂御取置相成居候處、書面并ヶ条書を以、内伺之趣取扱之事件伺出、右ヲ裁決指令スルハ政事中之常務ニ候間、献品者勿論、取扱之官員江茂礼書贈物ニ不及段、外務省奥書を以被仰渡候。

一 右通被仰渡置事候得共、御国難御政躰一条御書付并御口達之御趣意杯、彼是永世相懸、別格口之事、一切御礼答なしニ而者如何存申候間、彼是取来撰政三司官衆より御書出、御立之御方御名宛を以、御請御礼之御書状被御遣可宜哉、猶御吟味之上、何分御取計可被成儀奉存候。

と報告されているように、琉球側の請願事項に関わった「官員衆」への「礼書贈物」は不要との通達を受けて、与那原親方らは途方に暮れ、対応策について琉球当局（摂政・三司官）の指示を仰いでいることに留意しておきたい。与那原親方が献上品に拘ったのは、「御用御頼」の際の儀礼として不可欠の条件であって、請願達成の唯一の手段と位置づけていたからであろう。明治政府当局の表向の禁止令にもかかわらず、膨大なコストをも顧みず、

在京の琉球使節は多くの「御用御頼」の対象者（協力者）へ謝礼品・献上品を差し出し続けたことは、前述の通りである。

以上、「尚家文書」706・707・708号の一連の文書を通して、在京琉球使節の儀礼・儀式・謝礼等をめぐる諸問題を概観したが、ここで注目すべき論点は、第一に、在京の琉球使節たちが島津家（久光）とその周辺を、対政府請願の後ろ盾、「協力者」として位置づけ、皇室や政府と同列に置いて儀礼・儀式・謝礼等の対象としていること、とりわけ伊地知と奈良原を最も頼りになる「協力者」とみなしていること、第二に、琉球側の対政府請願に当たっては、実に多くの「協力者」に働きかけ、その都度謝礼品・献上物を進呈していること、第三に、政府当局から献上品・謝礼品の進呈を禁止すると通告されながらも、膨大なコストを顧みず、請願達成のために不可欠な方法として謝礼品等を進呈し続けたこと、等々に要約されるであろう。

[IV] 在日琉球使節と明治政府当局の交渉問題

一 琉球の財政・経済に関わる諸問題

琉球使節の表向の任務は日琉関係再編後の儀礼・儀式等に関する明治政府の指示に従うことであったが、現実のより重要な任務は琉球側の内政・外交に関する明治政府との交渉問題を処理することであった。与那原親方らが直面した第一の問題は琉球の財政に関わる案件について明治政府当局と交渉（請願）することであった。一連の文書群を通して見ると、琉球の財政に関わる案件としては、①賦米の免除問題（A-16、A-66参照）、②出物米の代銀上納問題（B-9、B-12、B-13、B-14、C-53参照）、③貢糖制存廃の経緯（B-24、B-25、B-26参照）、④借金返済用砂糖200万斤の取扱方法の問題（B-29、B-31参照）、⑤貢糖代金の貢米代金への振替問題（B-67参照）、⑥仮屋飯米等の代金納入問題（C-54、C-63参照）等々が浮かび上がる。いずれも詳細に検討する必要のある問題であるが、ここでは④の案件に言及した文書のみを紹介しておきたい。即ち大宜見・与那原・浦添から摂政・三司官宛の西十月廿日付の書翰（B-29参照）によれば、三井組からの借金返済用として用意された砂糖200万金の取扱方法について、次のように言及されている。

三井組より御借入金返却用之砂糖式百万斤支配筋之儀、遠所差離候而之事ニ而、差引向思様不行届、入札代も実正不相分候上、欠斤茂大分相立候躰相見得、就而者琉役相合之支配被仰付度、伊地知貞馨殿御列合申上候方、役々吟味仕させ候處、此儀於御地茂御同人為及御相談事候得共、餘計之事与被申、御採用無之候を、猶又爰許ニ而御相談相成、自然御氣受相損候而者、餘事御用杯ニ可差障哉、先以差扣候方可然与申出候付、右御相談見合居候處、魚住源藏より三井組方借入金之儀、大蔵省江も相拘、返却向旁不容易等、五銀行者係役共多分鹿兒嶋縣之人ニ而、万反心安有之、何歟砂糖登選及手当違候節者、差延茂可相成候間、同所より御借替を以致返却候而者何様可有之哉与内談有之候段、役々共申出候付、吟味仕させ候處、右御借入金式拾万圓之内、当年割前四万圓并利金丈ケ者、先達而大坂届式百万斤払代金ニ而納入、残拾六万圓者御借替を以致返済、左候而来年より五ケ年ニ割付、引当之砂糖も五拾万斤者引下り百五拾万斤程ニ相定、右支配係共江積請させ、鹿兒嶋縣迄之運賃相添渡方いたし、払先之欠斤等者琉球方不差構様、且砂糖決算之儀、鹿兒嶋縣館内入札代大坂入札代いつれを御勝手

筋与者頭ニ難取究候得共、当年共者双方之代成、差而高下無之、大坂入札代者前条通
実正之所さあはりと無之、鹿児島縣館内入札代ニ而算用引結候方逆も心安可有之、夫々
源藏致相談、弥相調候ハ、格別御為筋可相成段申出候付、其通相談仕させ候處、右通
規則相直シ申事候ハ、支配係茂此節改而長崎武二郎并源藏兩人江被仰付度、兩人者
銀行方係内之事候故、都合ニ茂相成事候間、道楚願通取計呉り候様申立有之、人躰所
帶振宜敷者共、其上銀行方都合茂有之候付、源藏申立通、兩人江相片付、左候而右御
借替一件、与那原より貞馨殿御列合仕候處、尤之取計、随分三井組方都合者御同人ニ
而御取計被成相談仕候處、口分其通可相済与請合居候由申出候付、別紙三通右書類相
見得候写之通、此方証文第五銀行方證據書与取替仕申候。尤去年三井組江御差入相成
候御証文者拾六万圓皆同返却之上取帰差下申候間、御物奉行衆江茂可被仰渡儀奉存候。
此段致問合候、以上。

附

- 一 支配係兩人、請合書尅通差上越申候。
- 一 第五銀行方請合証書ニ御国産砂糖百五拾万斤期限内鹿児島縣出張大坂生産会社江
被振向与之文面、源藏相尋候處、右者銀行方都合迄之事ニ而、琉球御方江者御拘無
御座候間、左様相心得候様、返答承申候。
- 一 源藏儀、本文通御為筋氣を付申出、其外御用向心入宜敷者与見及申候間、何歎品
物御取添御褒美被成下候ハ、以後之為ニ茂可相成与奉存候。

要するに、前年大蔵省を保証人として三井組から借金した20万円の内、16万円を第五
銀行から借り替え、砂糖代金で年賦返済することにし、その返済用の砂糖の取扱を薩摩人
の魚住源藏と長崎武二郎に一任したいという提案である。琉球使節は日本市場で砂糖取扱
に伴うリスクを回避したいという思惑から、従来の薩摩人との「信頼関係」を優先する方
法へ傾いたのであろう。与那原らの提案に伊地知貞馨は当初難色を示したものの、最終的
には提案に同意したようである。

二 明治政府の諸命令と琉球使節の対応問題

1872（明治5）年の尚泰「册封」以後、明治政府は琉球の日本「専属」・併合へ向けて
着実に歩を進め、矢継ぎ早に命令・指示を出して具体的な併合措置を積み重ねたが、その
過程で在京の琉球使節は明治政府の命令・指示への対応に翻弄された。一連の文書群を通
して見ると、与那原親方・浦添親方らが直面した諸問題の内、間接的に琉球の「主権」問
題とも関わりながら、明治政府当局の命令・指示をめぐる第二の対応問題として浮上した
のは、次のような、①国王印・三司官印提出命令への対応問題（A—54、B—41参照）、
②西洋各国との條約正本提出命令への対応問題（A—62参照）、③琉球人口総計表の作
成方式の問題（A—63参照）、④琉球全域の戸籍調査提出命令への対応問題（B—19、
B—73参照）、⑤国旗掲揚命令への対応問題（B—15参照）、⑥郵便船就航と砂糖運搬
をめぐる問題（B—55、B—56）、⑦郵便船の異国人乗組員取扱問題（B—69、C—3
参照）、⑧摂政・三司官人事の「届出制」見直し問題（B—57、C—2参照）等々の問題
であった。ここでは、①及び③の問題に関わる文書を提示しておきたい。①の問題につい
ては、与那原親方から摂政・三司官宛の酉六月廿六日付の書翰（A—54参照）の中で、

上様御印并摂政三司官在番印章、左院并外務省江可差出旨、伊地知貞馨殿より被相達
候付、上様御印持登候筋ニ而者差当何歎差障候儀茂難計、先以相迦置候方可宜与、別

紙之通、各式通ツ、相調、左候而藩王印者持登不申、琉球藩印ニ而相済可申哉之旨、口上取添、御同人江差上候處、相役衆釣合、何分被相達候段被申、是迄何之御沙汰茂無之候。

と指摘されているように、琉球当局は伊地知貞馨から「藩王印」(中山王印?)・「三司官印」を左院及び外務省へ提出するようにとの命令を受けていたにもかかわらず、与那原親方は上京に当たって、意図的に琉球で彫刻した「琉球藩印」の写(印影)を提出するに止めていたことが分かる。琉球の「主権」問題を意識していたからであろう。しかし、このような琉球側の対応に対して、太政大臣三条実美は「先般、琉球藩印、同藩ニ於テ彫刻之分、印影ヲ以届出有之候所、右者諸省使府県同様、正院ヨリ可下渡筋ニ付、銅印一顆下渡候条、同藩へ可相達候也」と指示し、指示を受けた外務省は正院が作製した「琉球藩印」を下渡するとともに、「先般、其藩ニテ彫刻之上届出候藩印ハ削印可致、此段相達候事」と通達した(13)。外務省から藩印と通達を受け取った与那原親方は三司官の宜野湾・川平宛ての西七月廿日付書簡(B-41参照)において

琉球藩印一ツ家(一顆)共ノ但御達書并條例相添

右外務省より御下渡相成候付、差上越申候。尤、右御達書ニ先般御届相成候藩印者、削印可致段、相見得候付、御入付相成候琉球藩印茂取添、此段御問合申上候、以上。と報告している。この時点で、琉球側の「主権」問題に対する懸念は深まらざるを得なかったことに留意すべきであろう。

前掲⑧の問題については、与那原親方の上京に先立って、琉球藩当局から伊地知貞馨宛てに「摂政之儀、藩政之總裁一人勤、且三司官之儀、多端之政務、職分を以相勤申事ニ而、代合之節々奉伺候而より申付候而者、遠海之所柄、間延相成、總裁之役務長々相欠、三司官ニ茂殊兩人病氣差合等之節、差支可申候間、是迄之振合を以国王より申付相勤させ、御届申上候方ニ被仰付度事」との伺が出されたのに対して、伊地知は「差向之處、是迄通可被相心得、追而何分御差図可有之候」と、摂政の就任については、当面、従来通りの「届出」制を容認する

方針を示していた(14)。ところが、三司官川平親方の死去にともなう三司官人事を契機に、明治政府は「届出」制の見直しを指示し、在京の琉球使節との間で論議された。与那原親方から摂政・三司官宛の西十二月廿三日付の書翰(C-2参照)によれば、

外務省より御用有之、罷出候處、琉球藩摂政・三司官任免之儀、自今人撰具状、其時々伺出之上、宣下御座候段、且摂政・三司官、自今奏任官ニ被準、但摂政者四等、三司者六等官ニ準候旨、別紙太政大臣より之御達書兩通、森山茂殿より御渡相成申候。

附、本文奏任官被準候儀、朝廷官職之筋ニ而者無之、各等級不相定候而者、他之官員衆より格合御尋有之節、御返答并何歟ニ付、摂政・三司官上京之節、席順旁差支候付、右通被準候間、此段者心得違無之様、御口上御取添、御達有之申候。

一 右ニ付、内々森山殿御釣合、是迄之通御届被仰上候方ニ願立可申与、御同人御宅参上、琉球摂政者政事之總裁、三司官茂各職分ケ相勤候付、代合之節、伺出之上被仰付筋ニ而者、遠海往還数月相懸、其間總裁之職務相明、三司官茂残兩人病氣差合等有之節、至而差支可申与心配仕候間、是迄之通、御届被申上候方ニ願立候ハ、道楚宜様御吟味被成下度申上候處、此儀前々鹿児島縣江茂伺出之上宣下為相成由、勿論此御方より御引取被仰付儀ニ而茂無之、御届与申場を、伺与相直候迄ニ而、何

楚差支候訳茂無之候を、屹与御届之筋申立候而者、決而御都合不仕段被申、於其儀者、遠海掛而伺済之上勤方被申付候而者、右通差支候付、代合之節々、人躰見合、内々勤方者被申付候上、被伺出候方御取計被下度申上候處、夫者証分書付を以可伺出、且人撰具状も何某者兼々勤向宜敷、人望之者候間、何某跡役被仰付度奉伺候与之趣を以、相仕立候様被申候付、別紙之通申上帳ニ見へ候伺済之間、内々勤方被仰付度、書付并御伺御下案相仕立させ、御同人入御内見候處、朱入之通被相直候付、清書させ御本省江差出候處、伺之通り、但藩王届書者外務卿江宛可差出旨、奥書を以相下り申候。

右通之次第二而、屹与御届之方ニ願立候而者、御都合不仕御模様ニ而、御内々被仰付候上、御伺之方ニ願出、其通相済、先以頂上之仕合御座候。此段御問合申上候、以上。

とあり、従来就任後に薩摩藩へ届け出て形式的に任命されるという「事実上の届出制」から明治政府へ「伺出」て正式に任命された後に就任するという方式へ見直そうとする明治政府当局の摂政・三司官人事への介入・干渉に対して、在京琉球使節らは懸命に抵抗したことがわかる。摂政・三司官の人事問題への干渉が琉球の「主権」問題に連動することを恐れたのであろう。しかし、琉球側の抵抗も任命前の水面下における交渉を認めさせただけで、結局のところ、明治政府の意思は貫徹したことに留意しておきたい。

三 漂流・漂着事件への対応問題

外国船（異国船）の漂流・漂着案件は、間接的に琉球の「主権」問題とも関わる可能性を帯びていたことから、琉球当局にとっては、従来から常に対外関係の中でも重要な位置を占めていた。尚泰「冊封」によって日琉関係が再編成されはじめたのを契機に、琉球当局は外国船（異国船）の漂着案件に益々敏感に反応せざるを得なかった。一連の文書群を通して見ると、この時期、在京の琉球使節が対応しなけりばならなかった漂流・漂着案件としては、次のような、①琉球近海で救助された英国船やスペイン船からの謝礼受領に関する問題（A—67、A—68 参照）、②遭難中に米国船に救助された琉球人の護送費用負担の問題（C—1、C—43 参照）、③琉球へ漂着した唐人等の取扱問題（A—6、A—24、A—74 参照）等が存在した。ここでは、②及び③に関する文書の一部を提示し、若干の解説を加えておきたい。②については、与那原親方から摂政・三司官宛の西十二月廿三日付の書翰（C—1 参照）の中で、

宮古嶋年貢積船洋中困難之際、米国船より救助、上海御在勤之官員衆江引渡、右官員衆御取計を以護送被仰付、且異国人江攪船賃并船中入費銀杯被差出置候付、右御礼金子返上方一件、別紙之通申上帳ニ見得候相伺候處、本文伺出困難民ニ付、其救助を受候外国人江之謝物始、上海公館より長崎・鹿児島両県江順遞、其藩江送還候迄之諸費用者、悉皆政府ニ而消却可相成候条、右金子杯不及返納候。尤上海ニ而売払候船代金二百二十五圓之高者、更ニ其藩江下渡候条、破船主及難民一同江配給いたし遣し、於政府国民愛護之旨趣貫徹候様可致添達旨、奥書を以別紙諸入費銀、漂破船御払銀高御書付并洋銀二百二十五枚御取添、森山茂殿より御渡、左候而御礼之儀、従上様御謝礼之御趣意御取添、摂政・三司官より外務大丞柳原前光殿・宮本小一殿御兩人宛之御状を以被申上可宜段承知いたし候間、来春各様御状を以可被仰上儀与奉存候。此段御問合申上候、以上。

附、本文洋銀者後便差下可申候。

と報告されているように、遭難した「宮古嶋年貢積船」が米国船に救助されて上海へ曳航され、日本領事館に引き渡された遭難琉球人が日本経由で護送され帰国した案件に関わる琉球人の救助・護送費用を、日本政府が全額負担し、破船した「宮古嶋年貢積船」の売却代金も遭難琉球人へ交付するという措置が採られている。「宮古嶋年貢積船」の遭難・救助事件をめぐって、琉球側（与那原親方ら）は日本側が米国人に支払った救助費用（謝礼金を含む）を返還したいと申し出たにもかかわらず、明治政府当局は琉球側の申し出に依らず、遭難者の送還費用までも政府負担とする措置を採ったのである。むしろ、明治政府の意図は、琉球の日本「専属」を主張する伏線として、内外に「国民愛護之旨趣」を示すことであった。案の定、上海の新聞『申報』（1873.7.21、同治 12.6.27 付）は「琉球民船遇風」という見出しで「宮古嶋年貢積船」が上海へ曳航された事実を報道し、琉球人の遭難状況に注目している（15）。琉球側が救助費用の返還を申し出たのも琉球の「主権」問題に連動することを恐れたからであろう。

琉球の「主権」問題によりストレートに連動する可能性があったのは「漂着唐人等取扱問題」であった。琉球当局が浦添親方・大宜見里之子親雲上を臨時請願使節として急遽上京させたのも、「漂着唐人等取扱問題」を交渉させるためであった（16）。大宜見・与那原・浦添の三名から摂政・三司官宛の西六月十五日付の書翰（A-24 参照）によれば、

- 一 今月十日浦添親方大宜見里之子親雲上、外務省六等出仕伊地知貞馨殿御邸宅参上、漂着唐人等取扱向之事件ニ付、上京仕候成行申上、御都合向之所相伺候處、表向御訴訟書差出候様、左候ハ、諸官員衆御吟味之上被達 天聽、何分可被仰付ニ而被仰聞候付、道勢宜様ニ与御内意申上候。
- 一 右付御訴訟之御地案、鹿兒嶋到着、早速内々二ノ者之方入調部置候付、登京之上茂致吟味、別紙之通取直、去十二日二丸家令奈良原幸五郎殿御邸宅罷出、右御地案入御内見、文面茂御取調部被下、御都合を以從二位様被達御内聽、願意詮立候様被遊御心添候方御取計被下度御頼申上候處、文面宜相聞へ候間、弥可被御達御内聽由ニ而、御取直相成申候。
- 一 右御願筋一条 御双方様江茂御内分被遊御頼越候付而、浦添親方口上書別紙之通取調部、清書させ、御都合宜御取成被下度旨、前条一緒奈良原殿江差上御頼申上候。
- 一 前条之通伊地知殿又者別紙御問合相見得候通、上野景範殿より茂表向御訴訟書差出候様被仰聞、就而者早々差出及御不都合候儀者有之間敷存候得共、猶又今日浦添親方大宜見里之子親雲上、奈良原殿御邸宅参上、御相談を得候處、先達而差上置候口上書 御双方様被遂御披露 從二位様江者御訴訟之御地案茂被達御内聽候。尤表向御訴訟差出候ハ、從二位様より茂諸官員衆江御沙汰可被掛候間、早々差出候方可宜、左候而為差出段者、奈良原殿迄知せ上候様被仰聞候。
- 一 前条之成行且別紙を以茂申上候通ニ而、御書翰御訴訟書早々差出候方可宜与、今日浦添親方大宜見里之子親雲上、外務省参上、御書翰御訴訟書差出申候。就而者、向々御内意筋等精々差はまり御願済相成候様相働可申候。

附 漂着唐人介抱送届一件、往年勅命相成居候趣、御訴訟書相見得、右写持登居候ハ、差出候様、於外務省御達有之候付、右一件康熙二十三年之咨文写差出申候。

右別紙御訴訟書写一通、口上書写一通相添、此段御問合申上候、以上。

とあり、浦添・大宜見の主要な上京目的は「漂着唐人等取扱向之事件」の交渉であったこと、従来どおり琉球漂着の外国人（とりわけ中国人）の送還を琉球側に任せて欲しいという請願書の草案について、浦添らは鹿児島で島津家周辺と調整した外、在京の奈良原幸五郎・伊地知貞馨・上野景範らと相談し、島津久光にも内見させて了承を得た上で、外務省へ正式に提出したことが分かる。ところが、明治政府（外務省）当局は琉球側の要請に難色を示したため、浦添・与那原・大宜見らは執拗に請願を繰り返すことになる。三名の連名による摂政・三司官宛の酉七月二十九日付の書翰（A-74 参照）によれば、

此節御使者を以御願立相成候唐人并同管轄之国民共御地江漂着等之節御取扱向一条、御書翰御訴訟書差出、向々御内意等申上候段者、追々及御問合候通ニ而、今月廿七日浦添親方与那原親方、外務省より御用有之、罷出候處、外務六等出仕桜田義質殿同伊地知貞馨殿同七等出仕森山茂殿御出席ニ而、清国人漂流之節者追而何分揮指ニ及迄、本省在勤之官員江時々申立之上、還送方ハ旧ニ依リ可取計、但朝鮮人外外国人ハ此限ニ非ス候段、別紙之通御訴訟書ニ外務省奥書を以被御渡、尤右訴訟一条之儀、当御時節柄、容易御取揚難被仰付儀候得共、琉球者前々より唐江茂致交際来、其上藩王御始諸官被及心配候付、別段之御取分を以、右之通被仰付候。且朝鮮之事者明之比与茂相替、国王分ニ相立、唐之管轄与者難被申所より、唐人同様ニ者御吟味不被相付段、御口達を茂致承知、扣所江相下り候處、伊地知殿御差寄、奥書之内不安之所茂可有之哉、追而何分揮指ニ及迄与有之候者、日本唐与之條約茂此比ニ御取替相成いまた御交際之御規則茂不相究内故、今程永世通ニ而者難被仰渡、然迎兩三年内御達替相成候儀ニ者無之、二三十年又者百年茂相替間敷候間、此所者少茂忽念不致様、尤唐在勤之官員衆より段々説茂有之、右願筋吟味六ヶ敷為有之事候得共、副嶋外務卿より琉球者以前より唐致通融訳茂相替候段、分ケ而御沙汰有之、右通御吟味相付被仰渡候旨、細々被申聞候。

一 右奥書之儀、還送方者旧ニ依リ与有之、応接之次第者相洩候様相見得、且追而揮指ニ及迄与之所茂、前条通為承事ニ者候得共、いまた不穩候付、応接茂旧ニ依リ与之文句相加、追而揮指ニ及迄与之所茂被召除、奥書御取替被下候様願立候方致吟味、同廿九日浦添親方与那原親方、伊地知殿逢上、奥書応接之文句不相見得次第尋上候處、旧ニ依リ与有之候者、応接茂相込、願通朝官衆御出張等無之、都而是迄通ニ而候段被申候付、又候追而揮指ニ及迄与有之候所者、於琉球疑惑可仕候間被召除、奥書御取替被下度旨申上候處、右者段々御吟味之上被仰渡置事ニ而、御取替之儀、逆茂不被仰付候。尤先達而茂御達相成候通、日本唐与之御交際いまた御規則不相究内故、頭ニ永年懸而者難被仰渡所より、右通候間、前件之成行、浦添親方相含居候ハ、於琉球疑惑茂仕間敷段、有之候付、右一条、御地御在勤之御方江者委ク御問越相成候茂可有之与相考、右事件、琉球御詰之官員衆江茂御問合可被御出哉之旨、申上候處、弥可被御出段有之候付、於其儀者、右之写被相下拜見被仰付度申上候處、其通御取計可被成段承、直ニ副嶋外務卿御宅参上、御同人江茂尋上候處、弥応接旁茂旧ニ依リ候筋ニ而候。尤日本唐与御交際被相開候付而者、此以後互ニ船艦往返繁々可有之、先懸而之事者何様ニ敷可罷成も難計候得共、当分之内者矢張是迄通之段承知仕候。

一 朝鮮之儀、唐之管轄与者難被申与之訳合、前条伊地知殿逢上候砌、重而御同人江尋上候處、朝鮮者对馬近国ニ而、前々者彼所より役人差渡置候處、偏少之所ニ而、諸品等多分朝鮮を便、致調弁候故、差越置候役人共、別而為被相輕事候、御一新以来者外務省官員衆より在勤被仰付候處、今以右官員衆ニ对シ段々輕慢之舉動共有之候付、唐ニ对シ候而茂、右様無礼之口形可有之哉与、此度副嶋外務卿より唐官人衆江被相尋候處、朝鮮之儀、唐より者国王丈ケ封爵有之迄ニ而、命令茂不受、又者差図を得候儀茂無之候間、日本之考茂有之候ハ、勝手ニ可致、唐より者不被相構段、為被有之事候、右通之訳合ニ而、唐之管轄与者難被申段、尤朝鮮者当分日本与者中惡敷相成候、朝鮮之儀、魯西亜より別而望敷有之、自然被乗取候而者、日本之弱ニ相成候故、互ニ申合、魯国を防度与之事候を、於朝鮮者都而日本異国江相負候形ニ取受居候段、承申候。

右之通、唐人漂着御取扱向之儀、先以御願通相濟、難有次第奉存候。右ニ付、副嶋外務卿、其外兼而御内意申上置候御銘々之御礼申上、二丸公江茂早々之御礼申上候。其御許より御礼之儀奉伺、追而申上越候様可仕候。然者朝鮮之儀、右通唐之管轄与者難被申段、且右外外国者親敷御交際相成、夫々御地江漂着之者共送届向等いつれ外務省御取計不相成候而不叶趣、兼而官員衆より致承知居、就而者、当御時勢、唐人同様之方ニ願立候而者、詮立不申迄ニ而無之、岐而御都合相損、何様難被成儀可致出来茂難計、且奥書御取替一件茂、右通申上候通之次第ニ而、彼是重而願立候儀見合居申候。別紙御訴訟奥書取添、此段御問合申上候、以上。

とあり、浦添らの請願に対して、外務省は「琉球へ漂着した中国人については、何らかの指針が示されるまで、琉球在勤の外務省官員へその都度届け出た上で、従来通り琉球から福州へ送還すること、但し朝鮮人を始め他の外国人漂着者はその限りではない」と回答し、中国人漂着者に限って従来通りの送還方法を認めたものの、外務省の指針が確定するまでの暫定的措置とされ、琉球側の送還責任も曖昧であったことから、浦添・与那原らはなお不審を抱き、暫定的措置の文言を削除して琉球側の送還責任をも明確にするよう伊地知貞馨や副島種臣へ繰り返し要求したこと、伊地知は暫定的措置の文言について、日清修好条規が締結されたばかりで、まだ对中国関係の指針を確定することはできないために採られた措置だと弁解して、浦添・与那原らを納得させようと試み、副島外務卿も同様の弁解を繰り返して説得しようとしたこと、浦添・与那原らは伊地知・副島らの説得を一応受け容れたものの、朝鮮人が中国人と区別して取り扱われることに対しても不審を抱き、その理由を問い質したところ、中朝関係は明代とは異なり現在の朝鮮の傲慢無礼な姿勢には中国政府も手を焼いているなどと弁解して、日本国内の「征韓論」の雰囲気も伝えていること、浦添・与那原らは尚も明治政府当局の対朝鮮策には疑問を懐きながらも、漂着朝鮮人の送還についても重ねて従来通りの方法を要請すれば、明治政府当局の機嫌を損ねてどのような事態を現出するか分からないので、これ以上要請しないことにした、等々の事実を報告していることに注目すべきであろう。

四 琉球の主権(所属)をめぐる外交問題への対応

浦添親方・大宜見里之子親雲上らが「漂着唐人等取扱向」の件で臨時請願使節として那覇港を出航し着京した頃、副島種臣(外務卿)や柳原前光(外務大丞)らは北京を訪問し、清国総理衙門諸大臣との間で台湾・琉球・朝鮮をめぐる諸問題について談判を展開中であつ

た。浦添・大宜見らは着京後まもなく「漂着唐人等取扱」について従来通りの送還方法を認めさせるための請願運動に着手したが、意外にも、よりストレートな琉球の主権（所属）問題に関する情報に接して狼狽することになる。大宜見・与那原・浦添から摂政・三司官宛ての酉六月十五日付書翰（A-23 参照）によれば、

- 一 一昨十三日浦添親方大宜見里之子親雲上、外務少輔上野景範殿御宅参上、持登之御訴訟一件、御内談を得候處、右御訴訟之儀、いつれ副島外務卿唐より御帰帆之上御決定可相成、然共書物差出候ハ、吟味之上唐江御問越被成ニ而茂何分可被仰付候。左候而互ニ政府之事間違相成候而者不相濟、後日得与御直談可被成候間、参上之時者兼而知せ上候様、尤外務卿二者、基ひ琉球属嶋之者共於臺灣及殺害候事件ニ付、御渡唐之事候處、西洋表ニ茂前々両国江属居候所有之、此比一ト管轄ニ議定為致儀有之、琉球茂素より日本之管轄ニ而唐江茂属シ、管轄不慥、いつれ一方江相片付候様無之候而不叶、此節外務卿より唐政府御判談を以、以来一ト管轄相成候方ニ御議定可被成候。左候ハ、於琉球茂諸事致安相成筈之段、致承知、確与驚入居申候。
- 一 右付、管轄一条、与那原親方大宜見里之子親雲上、左院四等議官海江田信義殿并二丸家令奈良原幸五郎殿逢上相尋候處、右之事件者御承知無之候。乍然外務卿者臺灣征伐一件ニ付御渡唐之事候處、右者日本管轄之琉人逢殺害候事件を以、唐政府与議論之発端可相成候得者、事之迫者管轄一条ニ茂可相及哉与被存候段被仰聞候。
附 臺灣征伐一件ニ付、於唐議論之形行、別紙日々新聞ニ茂相見得、首尾合者不満候得共、為御見合差上越申候。
- 一 前条通御訴訟書唐江被差遣、唐官人衆杯江被相広儀茂候ハ、御故障可罷成哉、表向差出候儀、暫ク見合候方ニ茂致吟味候處、外務卿御事、一兩月後御帰帆之由二者候得共、其程合難取究、尤管轄一件実成之事候ハ、右ニ拘御訴訟書難差出時宜可成立も難計、旁以差扣候様二者難成、勿論琉球日本江随順之内実者於唐茂能御存知通之事故、たとひ唐官人衆江被相広候共、責而者御両国難差離事情相頼可申与致吟味、別紙を以申上候通、今日御書翰御訴訟書差出申候。
- 一 右者管轄一条之儀無此上御国難之事件ニ付、御両国難差離情実委細手扣書を以、上野殿江御内分深御頼申上、猶御模様ニ応シ御取戻之方、屹与願立候様可仕候。既ニ御渡唐手を被付置候上者、何様御慮置之程茂難計、夜白心配罷在仕合御座候。先右之成行早々申上越、猶形情与那原親方附添鉢嶺筑登之親雲上江申合、態々差下申候間、御承知可被成儀奉存候。此段御問合申上候。以上。

とあり、浦添・大宜見は「漂着唐人等取扱」の件で請願のため上野景範（外務少輔）の自宅を訪問したところ、上野から「現在副島外務卿は台湾における琉球人遭難事件について清国政府と談判のため北京滞在中であるが、琉球の『管轄』についても言及し、琉球の日本専属を清国政府に認めさせるはずである」との情報を伝えられたこと、この情報が確かかどうかを確かめるため与那原・大宜見は海江田信義（左院四等議官）や奈良原幸五郎に会って尋ねたところ、「そのような情報は知らないが、副島外務卿は琉球人の台湾遭難事件をめぐって清国政府と談判しているのであるから、勢い琉球の『管轄』問題にも言及するはずだ」との判断を示されたこと、琉球の『管轄』問題はこの上もない「国難」と受け止めた与那原・浦添らは詳細な情報を伝達するために鉢嶺筑登之親雲上を帰国させることにしたこと、等々の事情が報告されていることに注目すべきであろう。

上野景範から衝撃的な情報を伝えられてから五日後の酉六月廿日、浦添親方・大宜見里之子親雲上は再び上野を訪ねて琉球の立場を訴え、日清「両属」の現状に配慮して欲しい旨の「手扣書」を提出し（A-29 参照）、さらに副島・柳原が清国から帰国した直後には、与那原・浦添らが北京談判の情報を得るため兩名の自宅を訪問している。大宜見・与那原・浦添から摂政・三司官宛の酉閏六月廿三日付書翰（A-44 参照）によれば、

一 今月十一日与那原親方、柳原前光殿御宅参上、此節於唐琉球より之使者御対面為不被成哉、且琉球東京御支配相成候次第、唐より尋向、又者皇国より御申開等無御座候哉、尋上候處、琉球使者は陸通之由ニ而、御行逢不被成、且琉球日本江相拘候一件、何楚唐より尋筋并日本より御申開杯無之、朝鮮国一件ニ付而者、段々為及御判談由被仰候付、此儀頂上之仕合御座候、琉球往古より皇国支那江属、国家相立、夫故御両国者父母之国与申伝、支那茂難差離事御座候間、永久共不相替様御心得被下度旨、申上候事。

一 臺灣御征伐一件、尋上候處、臺灣府之内、一方者唐之支配ニ而茂無之候付、日本より手を懸候共可相済旨有之、右ニ付、樺山格之進殿者彼表御見分として御渡海為被成由。

一 右之外於唐之成行尋上候處、此節日本より之御條約都而御達相成、使節御会釈向厚、且主上江文書品物杯被遣、且是迄日本御役々者上海江御詰之處、以来外務省官員衆より北京江茂御詰可被成段、為被申由。

附 往復文写、後日被成下候段、為有之由。

一 同十七日浦添親方、御同人御宅江外国人漂着之節応接向一件、御内意として参上之砌、別冊唐往復之文写披見之上、与那原江相渡候様ニ与被相渡候事。

一 同十九日与那原、副嶋殿御宅参上、琉球者往古より 皇国又者支那江茂相属候處、今般支那御談判、一管轄之方可被仰付御吟味之哉ニ承及申候。全躰、小邦、御両国江奉属、国家相立、夫故日本支那者琉国之父母与申伝候處、自然前文通ニ而者、無此上難題成立可申与、必至与驚痛仕候段、申上候處、此節於支那何楚琉球江相拘候事件御談判、又者支那より尋筋杯無之、朝鮮国之儀者国主封冊者支那より申渡事ニ者候得共、日本隣国之事候得者、何篇親切ニ致交接呉候様、支那より御頼之趣有之、且臺灣御征伐一件ニ付而者、琉球者日本支配ニ而候を、致殺害候趣を以、及御掛合候處、臺灣府之内、一方者支那支配ニ而茂無之故、日本より手を掛候而茂可相済段、為有之由、且又琉球小邦丈何敷国躰制度相改候而者上下安心不致、国家相治申間敷候間、何篇是迄之通取行候方ニ御心得被下度旨申上候處、琉球者国躰制度諸篇、此中之通被仰付候。尤外国与内々和約并合戦杯取企候様之儀共者、是非共御国より御差引無之候而不叶、右外、國中政道向者都而藩王御任ニ而候間、少茂念遣無之様、分ケ而被仰候付、誠以難有次第奉存候、乍恐右之趣御染筆を以被成下候ハ、上一同、安堵可仕段、為申上由。

右旁承合申候。猶於唐御応答向、其外委細聞諾可申上候得共、先此段致御問合候、以上。

とあり、閏六月十一日、柳原を訪ねた与那原が、「北京では琉球使節に会ったのかどうか、最近の日琉関係の再編（東京直轄等）について清国側からの質問あるいは日本側からの説明があったかどうか」と尋ねたところ、柳原は「琉球使節には会わず、日琉関係について

は清国側から何の質問もなく、朝鮮国については色々な問題を話し合った」と回答したので、与那原は改めて「琉球は日清両国を父母の国とみなして忠誠を尽くし、国家を維持してきたので、今後も永久に替わることのないように御配慮を願いたい」と琉球の立場を陳述したこと、同十七日、外国人漂着時の対応について琉球側の意向を知らせるため、浦添が柳原を訪ねたところ、柳原は日清間の往来文書の写を披見の上与那原へ渡すようにと手渡されたこと、同十九日、与那原が副島宅を訪問し、「琉球は歴史的に日本と清国に両属して国家を維持して来たが、今回清国との談判でどちらか一方の管轄にすることが検討されたそうで、もし実際に検討されたのであれば、琉球にとってはこの上ない難題というべきで、大変驚いている」と陳述したところ、副島は柳原と同様に、「清国では琉球に関する話し合いや質問はなく、朝鮮国については日本の隣国だから親切に交際してくれるよう清国から依頼があり、また琉球人が台湾で現地人に殺害された事件については、清国の支配下でない地域だから日本の処分に任せるとの意思表示があった」と回答したこと、与那原はさらに「琉球は小国で国体制度を改変すれば人心は不安に陥り、国家統治ができないので、どうか従来^の国体制度を維持する方向で配慮願いたい」と申し入れたところ、副島は与那原の要請を受け容れ、「琉球は国体制度のいずれも従来通り、内政はすべて藩王に任せるので少しも心配することはない」と保障したこと、等々の交渉（要請）内容が報告されている。とは言え、柳原や副島は琉球側の不安を緩和するという視点から、必ずしも事実を語らず（17）、本心を隠して当面の対琉球政策に支障が生じないように配慮しただけであった。ところが、与那原・浦添らは柳原・副島から得た回答を真に受けたようである。酉閏六月二十日付の摂政・三司官宛ての書翰（A—58 参照）によれば、

御地之儀、唐日本一方之管轄相成候方、副嶋外務卿、唐政府御判談之上、御嘜定可相成筈之由、上野景範殿より承、至而及心配、与那原親方附添鉢嶺筑登之親雲上、態々差下申上越置候處、追々副嶋外務卿柳原外務大丞茂御帰京相成候付、御兩人より承合候處、別段御問合申上候通、管轄一条、於唐御評議為相成儀曾而無之段致承知、安心仕候。就而者上野殿より為被申儀者御一存迄二而も可有之哉与致推察申候。乍然当世態柄之事候付、唐向江相懸候儀者、分ケ而氣を附罷在、成行次第、御地江申上越候儀共、無手拔様取計可仕候。此段御問合申上候、以上。

とあり、琉球の「日清両属」を解消し日本と清国のどちらか一方の「所属」にすることについて、現在北京の日清会談で検討されているという上野景範からの情報と、北京では琉球問題については何ら取り上げられなかったという柳原・副島の回答を天秤に掛けて、与那原・浦添らは結局のところ後者を受け容れ、上野の情報は個人的な観測にすぎないのではないかと受け止めている。もっとも、日琉関係再編が進みつつある時期であるから、中琉関係に関わる問題についても「手抜きなく」情報を収集し伝達する旨追記していることに留意すべきであろう。

琉球の主権（所属）問題の行方について、在京の琉球使節は必ずしも樂觀視していたわけではなく、副島外務卿から国体制度は従前通りという口約束を得ていたにもかかわらず、それを公文書に認めて遺すことにも全力を傾注した。大宜見・与那原・浦添から摂政・三司官宛の西七月二十九日付の書翰（A—61 参照）によれば、

御国躰御制度諸篇此中之通被仰付、右之趣者思召を以御染筆被成下度、副島種臣殿江申上置候者、先便致御問合置通二而、猶又御同人江浦添親方与那原親方より段々申上、

柳原前光殿江茂与那原を以得御内意候付、猶又手便を求、実状之所細々通上候付、御汲取、外務卿思召を以御書付被成下方、正院江御指図相成候由、伊地知貞馨殿より御内々致承知居候處、今日浦添親方与那原親方、外務省より御用ニ付、罷出候處、伊地知殿森山茂殿より別紙撰政三司官衆江之御書付被差出、此様ニ御書付相被下候儀、不容易事ニ而候得共、琉球方為可致安心、外務卿別段之御吟味を以、被相渡候間、難有致承知旨、口上取添、御渡有之、頂上之儀与奉存候。

一 右御書付国躰政躰永久不相替与之意味、委敷不相見得候付、浦添親方与那原親方、副島種臣殿伊地知貞馨殿御宅参上、尋上候處、府縣者政躰旁朝廷之御任、藩者総而藩王御任ニ候。夫故日本廢藩以前者、諸事藩知事江委任為被仰付事候、琉球被封藩候付而者、永世国躰政躰不相替所者、御書付ニ相含候段、且琉球方いやな事を押而者不被仰付候間、旁可致安心旨、副嶋殿より致承知候。右通相濟、難有次第御座候付、兼而御内意申上置 候御銘々御宿参上、御礼申上、二丸公江茂御書付写取添、早々御礼申上置候。其御元より御礼之儀者、追而相伺可申上候。別紙日記七月廿九日之場ニ見得御書付写相添、此段致 御問合候、以上。

とあり、国体制度は従前の通りという口約束を文書に認めてくれるようにと、浦添・与那原らは副島外務卿だけでなく柳原や伊地知へも繰り返し働きかけたことから、副島は琉球を安心させるために特別の配慮で約束を文書に認めさせ、外務省の伊地知・森山から与那原・浦添へ渡させたこと、しかし文書のなかの「国躰政躰永久不相替」との意味が詳細に説明されていないため、浦添・与那原らは再度副島宅や伊地知宅を訪問し、その意味を尋ねたところ、副島は「琉球藩としての国体政体は替わらない（廢藩置県は実施しない）」という意味で、琉球側が嫌がることを押し付けるようなことはしないので安心するように」と説明したことを報告している。この時点での副島の思惑が奈辺にあったにせよ、文書化された「約束」は、その後の琉球併合措置に対する琉球側の抵抗の拠り所として、琉球側にとっては貴重な「言質」となったことに注目すべきであろう。

以上、「尚家文書」706・707・708号の一連の文書群を通して、在日琉球使節と明治政府当局の交渉問題の諸相を概観したが、ここで注目しておきたい論点を要約すれば、

第一に、撰政・三司官人事を、従来の事実上の「届出」制から「伺出」後の「宣下」へ変更するという明治政府の命令に対して、琉球側が強く抵抗したのは、日琉関係の再編を背景とした明治政府による撰政・三司官人事への介入の試みと受け止め、直接琉球「所属」問題へ連動することを恐れたためであるが、最終的には押し切られたこと、

第二に、対政府交渉の過程で、在京琉球使節（与那原親方・浦添親方ら）が「漂着唐人等取扱一件」を重視し、漂着中国人の送還方法の変更に執拗に反対したのは、変更によって琉球「所属」の隠蔽策が破綻し、「進貢の故障」となるだけでなく、琉球の「所属」問題へ連動することを恐れたため、琉球側は「所属」（主権）問題を意識していたこと、

第三に、朝鮮国は清国の管轄下に入らないという外務省官員の主張に対して、琉球使節は疑問を挟み、繰り返し外務省官員の説明を求めたものの、漂着朝鮮人の送還については日本国内の「征韓論」的雰囲気配慮して、再度従来通りの方法を認めるよう要請することはしなかったこと、

第四に、日清会谈で琉球「所属」問題が論議されたという上野景範の情報と、それを否定した柳原や副島の釈明を天秤に掛けて、琉球使節（与那原・浦添ら）は結局のところ後

者の釈明を真に受けたものの、なお執拗に副島に食い下がり「国旣政旣永久不相替」という約束を文書で確認させることに成功したこと、等々である。

[V] 内外情報の収集と伝達に関する諸問題

一 情報収集方法と情報源の問題

在京琉球使節の任務は、明治政府に対する要請（交渉）だけではなく、この時期の日本国内外の情報を収集し琉球当局へ報告することも、重要な任務の一つであったことは言うまでもない。「尚家文書」の一連の文書群の中には、在京の琉球使節たちが日常的に周辺の「協力者」から提供される情報の外、新聞・雑誌等のメディアや公的機関の刊行物を情報源として活用し、琉球当局へ送付したと思われる文書が多数含まれている。

一連の文書群の中から、在京の琉球使節が琉球当局へ送付した情報源の事例を抽出すれば、①書籍・新聞等の購入送付の事例（A—38、B—43、B—45、C—23 参照）、②琉球便覧等送付の事例（C—5、C—47 参照）、③布告類送付の事例（B—42、B—43 参照）等々を挙げるができる。若干の事例を提示しよう。

与那原親方から日帳主取宛の戊二月三日付書翰（C—23 参照）によれば、「新聞誌式拾六枚／右、去年十一月以来、新聞誌之内、御見合可相成件々取調部差下申候。此段致問合候、以上。」とあり、新聞紙 26 枚が送付され、同じく西九月廿日書翰（B—43 参照）によれば、「一 天下絵図一枚／一 日本同一枚／一 外国人御雇一覽一枚／一 内外一覽二枚／一 琉球新誌一部／右御用御見合可相成与買入させ差下申候、以上。」とあり、購入した世界地図等が送付されている。また、戊三月十六日付の日帳主取衆宛書翰（C—47 参照）によれば、「琉球便覧二十五枚／右御見合可相成候間、才覚を以差下候様御問合之趣、致承知、御物買入させ差下申候。此段致御問合候、以上。」とあり、東京で刊行されたと思われる琉球便覧が公費で購入されて琉球へ送付されていることが分かる。あるいはまた大宜見・与那原から日帳主取宛の西九月十六日付の書翰（B—42 参照）によれば、

御布告入袋一ツ

右者都而式通宛御渡、左候而尅通者琉球江差越候様御達之趣有之、差上越申候。尤右外尅通宛御渡候も有之候得共、何楚御見合ニ茂相成不申候付、格護申付置候。此段致御問合候、以上。

附、本文御布告之内、地方官心得書与申地租改正一件、其外煩敷事々茂有之候得共、右者日本中江之御達ニ而、於御地、其通被召行候様ニ而之御布告ニ而者無御座候間、左様御心得可被成候。

とあり、明治政府の布告類が送付され、その中には維新改革の一環としての地租改正に関する地方官心得書も含まれていることに注目すべきであろう。

二 情報伝達方法の問題

在京琉球使節の情報源とともに、情報伝達の方法も注目される。すでに定期航路の蒸気船や電報も部分的に使用され、郵便船の就航も開始されようとしていた時期であるが、最も重視されたのは飛船使・飛脚使と称される至急便であったと思われる。一連の文書群の中には飛船使・飛脚使の往来に関する文書（B—66、B—74、B—75、B—81、B—82 など参照）が多数含まれている。与那原親方から三司官宛の西十一月廿五日付書翰（B—66 参照）によれば、

飛船使屋嘉部里之子親雲上、先月廿三日、横浜丸江乗合、鹿児島縣前之浜出艦、同廿五日兵庫汐掛、同廿七日同所出艦、同日大坂着艦、今月七日蓬萊丸江乗合、同所出艦、同九日紀州之内大嶋汐懸、同十日同所出艦、同十一日横浜着艦、同日館内到着、右使被仰越候御書付拝見、可及御返答儀者別紙を以可申上候。此段御問合申上候、以上。とあり、飛船使(屋嘉部里之子親雲上)の鹿児島から東京までのコースと日程が報告されているが、至急便でも鹿児島から東京までは20日前後の日数を要したことが分かる。また与那原親方から日帳主取宛の西十一月二十五日付書翰(B-74参照)によれば、

飛船使 屋嘉部里之子親雲上

右者鹿児島縣江差下、自分乗船より帰帆申付候得共、御拝領之御写真宰領申付、殊ニ御用筋申含候茂有之、早々不致帰帆者差支可申与、此節郵便船より差下、乗船之儀者日和次第帰帆可申付旨、鹿児島縣詰役々江可申越候間、右之趣可被申上候。此段致御問合候、以上。

とあり、飛船使(屋嘉部里之子親雲上)を鹿児島縣へ派遣するので、琉球側から鹿児島縣琉球館の役々へ通達して、郵便船で急ぎ帰国できるよう手配させてもらいたいと要請していることが分かる。

鹿児島琉球館は情報伝達の中継拠点として重要な役割を果たしていたわけで、この時期、東京～(大坂)～鹿児島～琉球を繋ぐ情報ネットワークが形成されていたことは、一連の文書群の中の関連文書(A-31、A-47、A-75、B-3、B-5、B-10、B-13、B-14、B-23、B-30、B-52、C-6、C-8、C-19、C-24、C-27、C-29、C-37、C-38等々参照)によって確認することができる。一例を挙げれば、東京の大宜見・与那原と鹿児島縣琉球館詰役々との間の往復書翰(A-13参照)において、大宜見・与那原が

此節御地江至急之御用筋有之、御書付を以被仰越事候得共、猶与那原親方附添鉢嶺筑登之親雲上江被仰含、其許迄者横浜丸江便船ニ而被差下候間、其許着之上急ニ便宜無之候ハ、飛船兩艘被仕立、内一艘者為念御書付儘成者江宰領申付可被差下候。乍不申飛船被仕出、無遅滞可被取計候。浦添親方御案内之上、此段申越候、以上。

西六月十五日旧曆[新曆7.9]

大宜見里之子親雲上/与那原親方

鹿児島縣琉球館詰 役々中

と鹿児島琉球館役々に対して、飛船使の鉢嶺を遅滞なく帰国させるように手配して欲しいと要請したところ、折り返し琉球館役々は同文書の行間へ「御返答」(本文持仕鉢嶺者来山川翌日朝方より先出帆之見込を以□□□□□…/又六月九日[新曆8.1]鹿児島縣琉球館詰 役々/大宜見里之子親雲上様/与那原親方様)を書き込んで返送している。同種類の往復文書は数多く存在しており、在日琉球人が情報の収集・伝達に細心の注意を払っていたことを物語っている。もっとも、東京から鹿児島までの伝達所要日数は約一ヶ月であるが、鹿児島から那覇までの船便は天候その他の条件に左右されたので、情報ネットワークが形成されていたにしても、東京と琉球の間では情報伝達のタイムラグが生ずることは避けられなかったであろう。むしろ、どのような種類の情報がどの程度の正確さで伝達されたのか、という問題を検討することが、より重要である。

三 情報内容の種類(案件)とその精度

1873(明治6)年及び1874(明治7)年前半期に、在日琉球使節(与那原親方・浦添親方ら)

が琉球当局へ送付した日本国内外の情報は実に多岐にわたり、大量且つ豊富である。この時期、明治政府内の「征韓論争」、北京における日清談判、台湾出兵、佐賀の乱等々の政治的激動が相次ぎ、直接的あるいは間接的に琉球の選択肢と関わる問題を内包していたことから、在日琉球人たちにとっても、内外の諸情報に細心の注意を払うことが要請されていたと思われる。この時期に琉球当局へ送付された諸情報を列挙すれば、

- ①清国滞在中の副嶋外務卿の言動についての情報（A—27、A—30、A—45 参照）
- ②柳原前光らの渡清予定情報（C—17 参照）
- ③中琉・日琉関係の歴史と現状に関する情報（A—39、A—41、A—49 参照）
- ④台湾漂着遭難民に関する情報（A—42、C—9、C—10、C—11 参照）
- ⑤日本軍の台湾出兵情報（A—46、C—28 参照）
- ⑥「征韓」中止情報（B—71 参照）
- ⑦宮古島「開港」風説書の真偽に関する情報（C—30 参照）
- ⑧英国軍艦の琉球渡航に関する情報（B—53）
- ⑨琉球渡航官員の動向に関する情報（B—40、B—70、B—78、B—79、B—80 参照）
- ⑩明治政府内部の人事異動に関する情報（B—7 参照）
- ⑪右大臣岩倉具視の遭難事件に関する情報（B—77 参照）
- ⑫天皇等の皇室関係情報（A—50 参照）
- ⑬島津久光に関連する情報（C—13、C—32、C—33 参照）
- ⑭奈良原らの上京目的に関する情報（C—21 参照）
- ⑮「明治六年の政変」後の日本国内情勢に関する情報（C—12 参照）
- ⑯佐賀の乱関係情報（C—14、C—15、C—16、C—17、C—18、C—34 参照）
- ⑰麻疹流行情報（B—17）、西洋牛痘普及情報（B—37 参照）

等々に分類することができるであろう。どの程度の正確な情報であったのかを判断するために、若干の事例を提示しておきたい。まず、大宜見・与那原から宜野湾・川平宛の西九月十六日付の書翰（B—7 参照）によれば、

- 一 九月十三日新曆大蔵卿大久保利通殿・外務卿副嶋種臣殿、参議ニ被任、左候而、副嶋殿者外務省事務総裁被仰付候段、新聞誌ニ相見得候付、浦添親方・与那原親方、各御宅参上御祝儀申上候。
- 一 十月廿九日新曆参議西郷殿・板垣殿・後藤殿・江藤殿・副嶋殿、御願ニ依而御免官、左候而伊藤博文殿参議ニ而工部卿御兼、寺嶋宗則殿参議ニ而外務卿御兼、勝安芳殿参議ニ而海軍卿御兼、且参議大隈重信殿大蔵卿御兼、参議大木喬任殿司法卿御兼、木戸殿・大久保殿者参議是迄通与新聞誌ニ相見得候付、参議江被任候御銘々者、伊地知貞馨殿御釣合、御祝儀可申上候。右御問合申上候、以上。

とあり、「明治六年の政変」とも称される明治政府内部の人事異動が報告されている。新聞報道で人事異動を知った浦添・与那原らは早速参議に任ぜられた面々の邸宅を訪問して祝儀を述べたということであるが、いわゆる「征韓論争」に帰因する「政変」であったことに気付いていたのかどうかは前掲書翰の限りでは判明しない。いずれにせよ、明治政府内の人事異動が重要な情報として直ちに伝達されたこと、伝達された内容がほぼ正確であったことに留意すべきであろう。東京琉球館役所在勤の久志里之子親雲上以下四名の連名で「御鎖之側御方」へ送付された戊正月七日付書翰（C—12 参照）によれば、

從二位様御事、今月朔日、東京御出艦、同四日前之浜被遊御着艦候段者、別紙を以御問合申上候通ニ而、内々御用之御訳合承合候得者、此間朝鮮御征伐之事件致御同意候方茂有之、御同意無之方茂御座候付、御猶豫相成居候處、右一条者、土佐肥前兩國、御当地二者西郷吉之助殿・中村半次郎殿御手本ニしてはミ込被罷在候處、至頭目右御兩人二者、土肥与内々約条被致、来四月比新曆朝鮮征伐之企可有之与之段、東京表江風聞相成、御一新之折、右様之企決而不相濟与之思召ニ而、土佐表江者直ニ東京より御鎮撫相成候間、早々御下縣、肥前表者吉之助殿・半次郎殿等御申除、右企取止させ候様ニ与、廿日計御暇被仰出候由承、別紙御書付茂内分より相求申候。右通之次第ニ付、先以肥前表江者、□之助様御名代ニ而被御遣、從二位様者右御兩人等御召寄御申論、相濟候ハ、御上京、其序ニ肥前表江御立寄被遊筈之由御座候。

- 一 肥前表御鎮撫之為、大久保一蔵殿軍艦式艘兵隊共相率、東京より為被御遣由承、且佐賀県江臺兵一大隊海陸二道より二月十四日新曆出發之由、別紙陸軍少将谷干城より大山綱良殿江之御心得書内々相求申候。

右鎖細之所者駁与相分不申、風説之儘如斯御座候。猶聞諾次第可申上越候得共、先為御心得、別紙両通相添、此段御問合申上候、以上。

とあり、島津久光の動向を中心に据えて、西南戦争へ向かう日本国内の政治的動揺についての情報が報告されている。情報源はどうやら久光の側近（奈良原幸五郎？）であったようで、谷干城から大山綱良宛の「御心得書」も添付されていることに注目したい。佐賀の乱に関する情報も少なくないが、与那原親方から摂政・三司官宛の戊正月十九日付書翰（C-17 参照）によれば、

- 一 佐賀県差入之縣令者即今權令之実弟某之由
- 一 大坂鎮台兵引率之将官ハ野津薩州之人七左衛門ト申島尾長州之人之由、大坂江十五日着、筑前博多江十八日、大久保薩州之人市蔵ト云野津・島尾等着ス
- 一 外務大丞柳原前光殿并御同省五六等出仕より御兩人、八等出仕以下より御兩人、来月中旬比北京江御渡海被成由、尤御用之程承合候處、此中日本領事館、北京江御詰居無之、在唐之日本人何敷不屈之事共有之節者、魯西亜之領事ニ而取捌方御頼相成居候處、此節より領事として御出張、壹ケ年程御交代被成候由、且日本江唐人一萬人餘罷渡居候處、唐領事館御詰無之、不調法之者相出来候節、日本之御趣法を以御取扱被仰付候而者難致儀共有之、追々唐よりも領事官御出張被成候由、承申候。
- 一 佐賀・宮崎縣下賊乱相起、内務卿大久保利通殿御出張可被成段者、先達而御内用を以御問合申上候通ニ而、利通殿旧臘廿八日東京御發艦、今月二日佐賀県御着、及合戦、賊之大將鍋嶋一之丞与申者被討殺、大ニ及破軍、賊徒一往籠城いたし候處、追々降参、同十三日、官軍入城被成候由、右ニ付、同縣賊徒平定相成候段、別紙之通御布告相成申候。尤右賊徒皆共頭ニ朝廷江叛逆之企ニ而者無之、最初張本人共より朝鮮征伐之形ニ申触、群勢相集、徒党を結居候躰ニ而、御糺方之上、張本人者生捕可被召列哉ニ承申候。

附、一之丞与申者ハ本鍋嶋之守從、年輩廿七八比之由、且本參議江藤新平者逃走候由。

- 一 陸軍方、東伏見宮殿総督として、外ニ海陸軍官員より兩人、近衛兵被召付御出張被仰付、未被差越内、右通平定相成候得共、猶餘党反乱之程茂難計、御指揮として御越為被成由承申候。

附、近衛兵被召付候儀、不容易事候得共、主上御名代を以被差越候付、本文通之由、右旁為御心得、此段御問合申上候、以上。

とあり、柳原前光らの駐清公使としての北京赴任の情報とともに、佐賀の乱平定前後の軍事・政治情勢が詳細に報告されている。情報内容はほぼ正確であるところから、与那原親方らは新聞情報だけでなく、周辺の「協力者」からも内部情報を得ていたように思われる。

以上、「尚家文書」706・707・708の文書群を通じて、在日琉球使節の情報収集・伝達をめぐる諸問題の枠組みを概観したが、ここで注目したい論点を列挙すれば、

第一に、在京の琉球使節は精力的に情報収集に努め、周辺の政府官員からの情報だけでなく、在京のメディアにも注目し、新聞・雑誌をも情報源として公費購入し、琉球へ至急便で送付していること、

第二に、在番親方の東京在勤に伴って、東京～（大坂）～鹿児島～那覇を繋ぐ情報ネットワークが形成され、飛船使・飛脚使が情報伝達の面で重要な位置を占め、鹿児島琉球館も至急便の送達に大きな役割を果たしていること、

第三に、収集・伝達された情報は日本内外の政治情勢から医学情報に至るまで、実に広範で多岐に渡り、豊富であること、

第四に、個々の情報の内容について言えば、この時期の日本国内の政治状況や社会状況をかかなり正確に反映した情報が多く、情報価値の高い内容を備えていたということ、等々の論点である。もっとも、東京から琉球へ送付された多量の豊富で正確な情報が琉球当局の政策決定にどの程度影響を与え、どの程度活用されたのかという問題は、なお慎重な検討が必要であって、今後の重要な研究課題とすべきであろう。

〔VI〕琉球使節が直面した新たな「難題」

一 異国人の琉球使節へのアプローチとその対応問題

初代の在京琉球使節（与那原親方ら）は、東京琉球館役所や鹿児島県琉球館の置廃問題解決の任務、皇室や島津家や「協力者」等への儀礼・謝礼の任務、明治政府との交渉（請願）事項解決の任務、情報収集と伝達等の任務の外に、予想外の新たな「難題」にも直面せざるを得なかった。第一の新たな「難題」は、東京在住の異国人との接触・対応の問題であった。大宜見・与那原・浦添から摂政・三司官宛の西十月廿日付書翰（B—39参照）によれば、

一 五月廿二日、外務省官員衆より、在番并附添役々、大黒屋与申商人別荘江罷出、御嘶いたし候様、伊地知貞馨殿付而御挨拶有之、罷出候處、特命全權公使澤宣嘉殿・少輔上野景範殿始、官員衆十五六人并澤殿・上野殿御内之由ニ而、女人五六人、外務省御雇之異人茂一人、日本装束ニ而入交、何共存外候得共、既ニ出席之上相避ケ候儀も不罷成、不及是非同席ニ而、段々御嘶御馳走杯被成下候。

附、異人より何歎嘶杯者無之候。

一 閏六月廿四日、外務卿副嶋殿より、私共三人後々御面会可被成候間、御宅江罷出候様、兼而貞馨殿より被相達、大宜見者不快ニ付、浦添親方・与那原親方兩人致参上候處、外務大丞柳原前光殿・同大原重実殿并貞馨殿御出有之、折節本座者ウロシヤノ公使并外務省御雇同国人之由ニ而、各妻を茂携参居候付、暫ニ階江扣居候内、副嶋殿より、右外国人共より琉人致面会度申候間、相逢候様有之、兩人罷出居候次

第者、右者共疾ク於玄喚見及候故、達而御断も難成、前条之御人数一同、本座江罷出、相逢候處、副嶋殿より異人共江通詞を以、浦添親方者別段、与那原親方者在番として致上京居候段被仰達、左候而右者共より通詞を以、琉球寒暖之次第相尋、外ニ何楚之尋向無之、追付立帰候付、夫より段々御馳走、後々御嘶仕申候。

一 九月十二日、外務省より、与那原御用ニ付、罷出候處、貞馨殿より、英吉利公使書記官サトウ与申者より琉人相逢度申出候間、致対面候様被相達候付、異人致面会候而者差障可申候間、相迎候方ニ御取計被下度、返す返す申上候得共、可申断訳合無之、右サトウ者拾年餘日本江滞在、一躰之様子を茂能存居候を、強而相断相候而者、都合不致、却而琉球不為可相成候間、屹与相逢候様、分ケ而被申候付、得与吟味を以可申上段申上罷帰、何れ茂吟味仕候得共、可相断訳合立兼、就而者用向杯取込居候杯与押延候ハハ、其篇ニ而相済候儀も可有之、重而沙汰出来候節、其形返答申入候方申談、貞馨殿江茂いまた御返答不申上候得共、何之御沙汰も無之候。

一 十月廿四日、寺嶋宗則殿逢上、御米一条之御用御頼ニ付、私共三人外務省江罷出、扣所江罷在候内、異人一人差寄、失礼なから兼々相尋度儀有之候与致挨拶、琉球文字唱方者唐音候哉、和音ニ而候哉与申ニ付、和音之段致返答候處、就而者、国王様御名尚泰者矢張しやうたい与唱候哉与申ニ付、左様之段相答候處、謝礼申述罷帰申候。

一 太政官・外務省・大蔵省其外諸省、又者府縣江異人・唐人杯御雇、且公私学校臨道茂官向所向異人御雇、且御城内外格別之場所場所、其外方々江外国公使館并住家造立、唐人も入交り相住居申候。

附、諸省御雇之外国人者多分各御屋敷内江妻子杯引越、又者日本女を茂娶居申候。

右通之次第ニ而、御用ニ付外務省・大蔵省ニ而者勿論、官員衆御宅ニ而茂不断行逢、逢避候儀茂罷成不申次第御座候。為御心得、此段致御問合候、以上。

とあり、西5月22日、外務省官員から大黒屋別荘での懇談に誘われて出席したところ、夫人同伴の澤宣嘉（特命全権公使）・上野景範（外務省少輔）、官員衆15～16名の外、日本衣裳を着た異国人一人も加わっていて、予想外のことであったが、引き返すわけにもいかず懇談に加わり、御馳走を頂いたこと、西閏6月24日には副島外務卿から誘われて御宅を訪問したところ、ウロシア（ロシア？）公使と外務省御雇の同国人が夫人同伴で先着していて、琉球人に面会したいという外国人からの希望で、副島が与那原らを外国人に紹介したので、与那原らは止むを得ず懇談に応じたこと、西9月12日には外務省からの指示で与那原が出頭したところ、イギリス公使館書記官のサトウが琉球人に面会したいとのことだから応じるようにとの指示を受け、繰り返し断ったものの、日本事情に通じているサトウには断る口実が見つからず、持ち帰って検討した上、洋務繁多で取り込み中だとの口実で暫く断ることにしたこと、西10月24日には寺嶋宗則へ請願のため外務省へ出向いて控え室で待機していたところ、一人の外国人が近寄ってきて、琉球国王の名前は「しやうたい」と読むのかと質問したので「その通り」と答えておいたこと、等々、在京の外国人が琉球へ関心を向け、しきりに琉球人へアプローチして来る状況を報告している。

イギリス公使館書記官サトウとの面会は先延ばしされたが、一ヶ月後に与那原から三司官（宜野湾・浦添・池城）へ宛てた西十一月廿五日付の書翰（B—64参照）によれば、

英吉利公使書記官サトウ与申者、琉人相逢度申出、返答延引仕置候段者、先便御問合

申上候通ニ而、其後及兩度、使之者隙伺ニ門迄参り候付、老度者他行、老度者色々取込杯与相迦候得共、猶又右使、役所江参り伺之趣有之、此上口能を構、相嫌候筋被取受候而者、都合取損差障可申与、今月廿四日於邸宅相逢候處、当七月宮古嶋江漂流之英人御救助之謝礼申述、一通り晰ニ而罷帰申候。此段御問合申上候、以上。

附、茶菓子馳走いたし、且酒入玉瓶ニツ持参有之候付、砂糖焼酎差進申候。

とあり、与那原はサトウからの面会申し込みを、口実を設けて二度も回避した後で、これ以上回避すれば相手の気分を損なうと判断し、酉 11 月 24 日遂に自宅へ招いて面談したところ、サトウは七月に宮古島へ漂流した英国人救助に対して謝礼を述べ、一通り懇談して帰ったということである。むろん、与那原らが度重なる外国人の面会要求を「難題」と受け止め、極力回避しようと努めたのは、外国人から清国側へ日琉関係の実態が「露頭」してしまうリスクを回避するためであったが、もはや外国人の面会要求を拒絶できない事態に直面していたことに注目すべきであろう。この「難題」へのポジティブな対応策を見出し得ないまま、与那原らはさらに新たな「難題」に直面することになる。

二 在京琉球使節の官職と任務をめぐる問題

もう一つの与那原が直面した「難題」とは外務省編集課への出仕命令であった。明治七年一月九日、外務卿の寺島宗則は太政大臣三条実美宛に、「琉球藩之儀、未タ形勢事情ニ通達不致、追々鎔陶之積有之、實際上為致目撃候ハ、同藩開化之一端ニ可罷成候間、藩邸詰頭役老人、在勤中藩用之餘暇、本省へ為致出勤候。此段申進置候也」との報告書を提出し、「琉球藩 与那原親方」に対しては、外務省名で「編集課へ出仕申付候事」と指令したが、さらに五日後の一月十四日には「其藩ヨリ東京藩邸へ相詰候頭役之者老人、實際上見聞之為、以来在勤中藩用之餘暇、本省エ出仕申付候事」と指示している(18)。

外務省編集課への出仕を命ぜられた与那原親方は大いに困惑した。与那原から摂政・三司官宛の酉十一月廿七日付書翰(B-76参照)によれば、

今月廿一日、外務省より御用有之、罷出候處、伊地知貞馨殿御取次、私編集課へ出仕被仰付候段、別紙之通日記見へ候御書出御渡相成候付、訳合尋上候處、於同課諸書付致拝見候ハ、心得可相成与、右通被仰付候段被申候付、此節より初而東京詰被仰付候付、勤方規則相立、且琉球往復之用筋も段々有之、極々繁多ニ而候間、御用捨被仰付度申上候處、毎日不及出張、隙次第罷出可宜与被申、同課江被召列、御出席官員衆江御引合、都而御丁寧被仰聞心得可相成、書籍拝見被仰付度、貞馨殿より御頼被成候付、早速罷帰、役々江も吟味仕候處、此儀御受申上候而者、朝官之端、不容易事ニ而、屹与御断不申上候而不叶、翌廿二日、貞馨殿御宅江罷出、昨日申上候通、私事初而東京詰ニ付而者、諸用多有之候付、編集課江出席仕候而者、至極差支候儀者勿論、何歟不束之儀共相出来可申哉、其上未熟之者、口上茂分兼、確与驚入申候。且又極乍御内分、小国之者、御役場之御用致拝見候而も、事情不相分所より何楚心得相成申間敷、勿論是迄琉人御役場江出席杯被仰付候例も無之候間、右之情実旁被聞召分、何卒御用捨之方御取計被下度申上候處、御一新相成候基より委細御帳留有之、夫を致拝見候得者、当時御順道之所相分、且於御本省琉球御取扱も大形二者不被仰付、為能様御取計被成候付、是又委細相知、旁心得可相成御吟味ニ而、正院江御伺之上、御達相成、且此儀其方一分ニ限り候儀ニ而茂無之、以後共在番者其通可被仰付候間、今一往得と可相考、御自分ニも猶御考可被成段被申候付、於其儀者、右御書付者先以返上度申上候

處、右通御役場御吟味之上、正院江茂伺濟御渡相成候を、直ニ差返候而者決而都合不致候、申立之趣者、右書付を相中衆江も御評議可被成候間、差扣候様被申候付、直ニ海江田信義殿・奈良原幸五郎殿逢上、前文者成行委敷申上、道楚貞馨殿右外江も宜御申合、御用捨之方御取計被下度、尤当春琉球御下之大蔵省官員衆より、以来琉球より茂時宜次第朝官江被召進哉ニ御嘶有之、摂政・三司官始至極及心配、若右様之御沙汰共有之候ハ、屹与御断申上候様被申含趣も有之候處、右様御受申上、御役場致出入り候ハ、漸々右之発端ニ茂相及、實々不容易次第ニ而、いつれ之筋御断不申上候而者、右申含致齟齬、帰帆之上奉公向も難成筋合ニ而、必至与及驚動居申候間、旁御賢察、幾重ニも御肝煎被成度申上候付、岩倉具視殿・柳原前光殿江、信義殿ニ而委細御相談、貞馨殿江者幸五郎殿ニ而御相談被成候處、御聞取被成候段、致承知、猶又前光殿・森山茂殿も逢上、御用意申上、御汲取宜御模様ニ而、一先安心仕居候處、至昨日、琉球藩より東京藩邸江相詰候頭役之者一人、實際上見聞之為、以来在勤中藩用之餘暇、本省江出仕申付候段、別紙之通日記ニ見へ候外務省御書付御渡相成申候。前文通、段々御用捨之方相働候へ共、御取揚無之、右通御達相成、此上御断之手筋細々加吟味候得共、御帳留拝見いたし候得者、心得可相成御吟味、且御書付ニも藩用之餘暇与相見得候付、達而御断之訳合難考付、今日御本省江右御書付兩通持参、貞馨殿逢上、此儀御用捨之方ニ者可難被仰付哉与申上候處、重而總御吟味被成候得共、其通二者御吟味付兼候段被申、就而者最初之御書出者返上度申上候處、昨日被相達候御書付御渡之上、最初之御書付可被相渡之處相後候段被申分、尤在番毎代合、涯々御書出被仰渡候付、右御書付差返候而者不致都合、以来琉球御取扱向も可相替、自然其通ニ而も相濟候ハ、可差返与、殊之外被怒立候付、重而何角難申上、御達之趣者委細琉球江問越可申段申上候處、弥可申越、御本省より御奉行江茂御申越可被成段、致承知候間、何分御吟味之上、郵便船帰便より御返答被仰越度、此段御問合申上候、以上。

附

- 一 編集課者外務省之内江相立、諸書留御調部所之由、尤外より茂各見合可相成事々者申出次第拝見、又者写方被仰付候由承申候。
- 一 最初者御本省官員衆御出張所江出席、都而之御用取扱方拝見被仰付候方ニ茂御吟味為有事候へ共、御役場外之者其通被仰付候儀不容易候付、編集課江出仕可被仰付哉ニ承申候。
- 一 本文編集課江出仕被仰付候儀者、於御本省、御地御取扱向被為入御念候次第、現見いたし候ハ、帰帆之上、上様江茂申上、御安心可被成与前外務卿副島種臣殿依御沙汰御吟味為相成由、幸五郎殿より承申候。

とあり、外務省編集課への出仕命令に対して、当惑した与那原が出仕回避のために奔走し、あらゆる手を尽くして外務省からの辞令を返上しようと試み、伊地知貞馨の怒りを買いながらも、辞令を受け取るかどうかの最終的な判断を琉球当局（摂政・三司官）に仰いでいることに注目すべきであろう。与那原が出仕命令に懸命に抵抗したのは、琉球官員の人事権が明治政府に吸収されてしまう端緒となることを懼れたからであると思われる。事の重大さに気付いた与那原は最終判断を琉球当局に委ねざるを得なかったのである。

因みに、東恩納寛惇編の『史料稿本』には明治七年一月九日付と十四日付の前掲の外務省指令が採録されているだけで（19）、出仕命令を琉球側がどのように受け止め対応した

のかを知り得る文書は、全く採録されていないことに留意しておきたい。この事実は、「尚家文書」の徹底的な検討を抜きにしては、この時期の日琉関係の実相を描き出すことが不可能（不十分）であることを示す一例と言うべきであろう。

【注】

- (1) 那覇市歴史博物館編・沖縄タイムス社刊『国宝「琉球国王尚家関係資料」のすべて尚家資料／目録・解説』の目録備考参照。
- (2) 各分冊の体裁等は【第二部 文書紹介】の各号冒頭を参照のこと。
- (3) 与那原親方は1875年にも3月と9月の二回、上京していることに注目しておきたい。
- (4) 喜舎場朝賢『琉球見聞録』、10～12頁。
- (5) 松田道之編『琉球処分』27、47～51頁。
- (6) 松田道之編『琉球処分』23頁。
- (7) 東恩納寛惇編『史料稿本』（『那覇市史』資料篇2巻中の4、124頁）。
- (8) 「尚家文書」693号の冒頭文書。なお、同文書は松田道之編『琉球処分』45頁に採録されている。
- (9) 「尚家文書」692号第8文書。
- (10) 「尚家文書」692号第9文書。
- (11) 東恩納寛惇編『史料稿本』（『那覇市史』資料篇第二巻中の四、122頁）。
- (12) 松田道之編『琉球処分』46頁。
- (13) 松田道之編『琉球処分』55頁。
- (14) 松田道之編『琉球処分』45～46頁。「尚家文書」693号の1文書参照。
- (15) 西里喜行編「琉球問題と清国ジャーナリズム（資料篇Ⅰ）」、同「（資料篇Ⅱ）」、『琉球大学教育学部紀要』第38集、第39集参照。
- (16) 東恩納寛惇は一方で浦添・大宜見の上京目的を尚泰「冊封」に対する謝恩のためと説明しながら、他方で八重山近海測量中の大坂艦が救助した漂流外国人を、琉球滞在中の外務省官員が鹿児島へ送還したことに危機感を抱いた琉球当局が直接明治政府に交渉させるために、浦添・大宜見に上京を命じたと記述している（『尚泰侯実録』222～225頁参照）。実際には臨時請願使節としての任務が主要であったと見るべきであろう。
- (17) 例えば、柳原は総理衙門大臣との会談の中で、琉球の「所属」に関わる問題をも議論し、「琉球ハ従来我藩属」であって「我ハ只我属地ト視為」すなどと主張している（『琉球処分』21、28頁参照）。柳原や副島の主要な関心の一つは琉球問題であって、北京における日清会談の中でも、琉球の「所属」をめぐる日本側の立場（主張）を明確に提示しているにもかかわらず、在京の琉球使節に対しては、琉球問題が何ら取り上げられなかったかのように装い、清国政府に対する主張と在京琉球使節に対する説明を明確に使い分けていることに留意すべきであろう（西里喜行「咸豊・同治期（幕末維新时期）の中琉日関係再考——尚泰冊封問題とその周辺——」『東洋史研究』第64巻第4号参照）。
- (18) 松田道之編『琉球処分』57頁参照。なお、寺島は三條宛てに同年一月廿一日付で「琉球藩官員人選之上、一兩名当省出仕申付度儀」との上申書も提出している。
- (19) 東恩納寛惇編『史料稿本』（『那覇市史』資料篇2巻中4、127～128頁参照）。

【第二部 文書紹介】

〔A〕 = 「琉球江問合」第 706 号

【文書番号】 706

【表 題】 明治六酉春より翌春迄 琉球江問合 摂政三司官衆／御物奉行衆
東京琉球館役所

【形 式】 縦 27.6 横 19.7 91 丁

【文書日付】 酉（明治 6）4 月 1 日～酉（明治 6）8 月 3 日

〔1〕 私事、貞馨殿御一同致登京候様分而被仰含趣、承知仕居候付、上着早速御同人御宿参上、御出立之比合御乗船之様子旁尋上候處、御出立之日柄者未御取究無之、御乗船者異国より御雇之飛却船江罷成候付、阿久根与申廿里程之所迄陸御通二而小船江御乗合、於長崎右飛却船江御乗替、如東京御渡海被成候由、右ニ付御一船罷成可申哉、豊見城親方并役々江茂申談候處、多人数荷物杯遠所懸而陸地小船より運送難成、其上飛却船者船方茂都而異人唐人由ニ而、夫江乗合候而者可差障候付、御別船之方貞馨殿御釣合相濟、折角東京江之便船承合させ、早々致登京候様可仕候。此段御問合申上候、以上。

酉四月朔日〔新曆 4.27〕

与那原親方

伊江王子様／宜野灣親方様／川平親方様／浦添親方様

〔2〕 御献上御進上并御礼物用意品之儀、取調次第被差登筈候得共、右品々相持不申者御式向を始諸御用手を付候儀難成、此儀念遣奉存候間、向々分而被仰渡両先島調者勿論、地下調之品々総而横浜丸帰便より被差登候方ニ可被取計候。此段致御問合候、以上。

四月朔日〔新曆 4.27〕

与那原親方

日帳主取衆

本紙横浜丸為念慶良間飛船便

〔3〕 御当地東京江之御用便者、多分異国飛却船御雇相成候付、御国蒸気船より東京江之便船稀ク有之由、就而者年頭御使者之儀、春初爰元江罷登、東京江之便宜相計候様無之候而者、御式向之支迄ニ而無之、右在番帰帆茂差支可申哉与念遣存申上候間、年頭御使者之儀、以来二月初比爰許江罷登、便宜次第登京之摸ニ被仰付度可被申上候。此段致御問合候。以上。

酉四月五日〔新曆 5.1〕

与那原親方

日帳主取衆

本紙慶良間飛船便為念徳用丸便

〔4〕 貞馨殿御事、飛却便より御登京之由ニ而御同船難成、私江者便宜承合早々登京可仕段、先便御問合申上置候處、今月廿日豊瑞丸大坂江渡海付、御同人江茂夫江御便船、於彼所飛却船便より御渡京被成候段、尤彼之表ニ而者東京江之便宜見合易有之由候付、私共役々ニ茂大坂迄者御一船ニ而、於彼所便宜次第上京之方可宜与貞馨殿御釣合船主令相談候處、弥受合候付、其手組仕申候。此段御問合申上候、以上。

酉四月十九日〔新曆 5.15〕

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様／浦添親方様

[5]

池田勇右衛門

右者諸用弁として列登不申者、於大坂便船頼入方并上京涯諸篇差支申筈ニ而、豊見城親方役々江茂吟味之上列登申候。尤心付銀之儀、金札三拾兩、上布一疋相渡置申候。此段致御問合候。以上。

酉四月十九日〔新曆 5.15〕

与那原親方

日帳主取衆

[6] 御地江漂着人御応接一件之儀付、委細被仰越趣承知仕候。弥右一条之願立者見合居候様可仕候。此旨御返答申上候、以上。

酉四月廿一日〔新曆 5.17〕

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様／浦添親方様

[7] 私乗船之儀、貞馨殿御一同豊瑞丸江可仕段者、先達而御問合申上候通ニ而、昨日出帆之筈御座候處、雨天付差扣、今日晴天相成、出船仕申候。此段致御問合候、以上。

酉四月廿一日〔新曆 5.17〕

与那原親方

日帳主取衆

本紙徳用丸便

[8] 一 豊瑞丸之儀、爰元より長崎江罷渡、夫より御地江渡海之由候處、異人一人乗合候付、夫茂乗付御地江罷下候而者、至而差障候付、其段船長江分ケ而相談させ候處、大嶋江差卸候段申出有之事二者候得共、海上者難計事御座候間、右船入津之上者御穿鑿可被仰付儀与奉存候。

一 当五月五日新曆皇居御延焼之段、別紙日々新聞ニ相見得申候。右ニ付、御地より天機伺等有御座哉、此儀者上京之上相伺、何分可申上越候。

右旁為御心得、此段御問合申上候、以上。

酉四月廿八日〔新曆 5.24〕

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様／浦添親方様

[返答 本文令承知及御聽候。異人之儀、大嶋江為差卸由承届候、以上。

酉閏六月廿三日 下 伊江王子様・宜野湾親方様・川平親方様・浦添親方様

上

与那原親方]

[9] 東京日々新聞八拾五枚／但一月より五月迄

右者新聞雜誌市中才覺させ候得共不有合、本行日々新聞者略号も有之候得共、早々差下候ハ、御心得相成可申与買入差下申候。此段致御問合候、以上。

酉四月廿八日〔新曆 5.24〕

与那原親方

日帳主取衆

[御返答 本文致承知、日々新聞相届申度候也。 酉閏六月廿三日 下 日帳 主取衆／

上 与那原親方]

[10] 私事、貞馨殿御一同豊瑞丸江乗合、今月廿一日前之浜致出帆候段者、先達而御問合申上候通二而、九ツ過時分錠を起、同廿二日長崎沖、同廿三日玄界灘下之関、同廿四日四国沖、同廿五日播州灘通船、夜五ツ時分大坂沖錠を卸、同廿六日上陸仕申候。東京江者貞馨殿御一同太平丸江乗合、明日致出帆申候。此段致御問合候、以上。

酉四月廿九日 [新曆 5.25]

与那原親方

日帳主取衆

[11] 私事、豊瑞丸江乗合、今日廿一日前之浜出帆、同廿五日夜五ツ時分大坂沖錠を卸、翌廿六日上陸、東京江者太平丸江乗合、明日出帆仕申候。右ニ付、琉球江之御問合、本紙者豊瑞丸船長相頼差越候間、別封為念便宜次第琉球江差越候様、役々江可被申渡候。此段致御問合候、以上。

酉四月廿九日 [新曆 5.25]

与那原親方

豊見城親方

[御返答 御本文致承知候。豊見城親方帰帆致□□候付、別封差越方、役々被 申談置候、以上。 酉五月十六日 大宜味里之子親雲上/与那原親方]

本紙豊瑞丸便、為念万里丸便

[12] 御当地御静謐、主上、御双方様倍御機嫌能被遊御座、恐悦奉存候。

一 私事、貞馨殿御一同太平丸江乗合、今月朔日大坂出艦可致段者、先書御問合申上候通二而、同日別蒸氣船江乗合、於神戸太平丸江乗付、同夜五ツ時分出艦、同二日紀州灘通船、同三日志摩遠江伊豆灘通船、夜五ツ時分品川着艦、翌四日二者奈良原幸五郎殿より、琉球蔵屋敷与申、新ニ御取入相成候間、其所江差越候様御達有之候付、人力車并火輪車より右蔵屋敷江差越居申候。

一 同五日上京之為御届、貞馨殿御一同外務省江罷出、外務大丞宮本小一殿以下官員衆逢上申候。

一 同日從三位様、同六日新從三位様為伺御機嫌、各御宅江致参上候處、御前江被為召、御茶御菓子被下申候。

一 参内之儀、早々相済候方ニ貞馨殿致御釣合候處、七月朔日太陽曆華族天拜之時、一同被仰付候段御達有之申候。

右旁御問合申上候、以上。

酉五月七日 [新曆 6.1]

与那原親方

伊江王子様/宜野灣親方様/川平親方様/浦添親方様

[13] 去年御拝領邸宅之儀、最寄不宜、本長州御屋敷者弁利旁宜敷場所ニ而、奈良原幸五郎殿より段々御肝煎、大蔵省御相談を以御取入為相成由、右ニ付欄拵等上京不致内邸宅守小山宗兵衛江御申付、取仕出被置、尤右邸宅者太政官左院海江田信義殿御借宅被成候付、私并役々ニ茂右御蔵屋敷江相住居申候。就而者双方江御屋敷有之、餘計之御物入相懸事ニ而、急度成行委敷承届、何分取計可申候得共、此節内願筋者都而幸五郎殿御頼申上候含ニ而、右一件何角いたし候而者、御氣請ニ茂相拘候付、先以見合居申候。委細後便御問合可

申上越候、以上。

附

一 御蔵敷五千坪程、本家二階作二而、長貳拾三間、横三間半、所々廂相付、蔵大小四軒、門番詰所前二長六間半、横三間半二階作之家有之候。尤家屋敷代金五千四百貳拾圓餘之由承申候。

一 貞馨殿ニ茂本家上表江御住居申候。

酉五月七日〔新曆 6.1〕 与那原親方
伊江王子様／宜野灣親方様／川平親方様／浦添親方様

[14] 爰許勤方之次第、此中在番聞役連名又者自分向ニ茂兩様御届申上来候處、最早一名相成候付、吟味之上、自分向之御届者取止置申候。為御心得、此段致御問合候、以上。

酉五月七日〔新曆 6.1〕 与那原親方
日帳主取衆

本紙豊瑞丸便、為念萬里丸便

[15] 跡月十五日旧曆謁見被仰付候間、礼服着用、宮内省江出頭可致旨、前日外務省より御達有之候付、当日九ツ時分琉冠服ニ而取次番案内外務省江参上、御書翰御目錄入御調部、左候而伊地知貞馨殿御一同馬車より赤坂離宮江罷上、暫時香之間江相扣候處、官員衆御出御挨拶、御茶被下、追而御対面所江出、御謁見被仰付、濟而退座、宮内卿御取次美拜申上、退館仕申候。

附

一 皇居御炎焼付、上様より伺天機之儀、別紙之通、貞馨殿御釣合之上、外務省江相伺候處、使者名代之書翰を以差上可然段、被仰聞候付、別紙之通下案組立、御同人入御調部、大奉書横折ニ清書させ差上申候。

一 御書翰之儀、当日外務省御調部之時、別紙朱入通、新正者新年、天機茂平出ニ而書認候様被仰聞、右認用大奉書杯被下候付、外務省ニ而清書替させ差上申候。

一 御献上物之儀、未相揃不申候付、別紙之通、御同人御釣合御延申上置候。

一 私并書役与力より茂献上物被仰付度、其御許御賦付通品立書を以、御同人致御釣合候處、献上物者華族以上ニ茂依訳被仰付事候間、私者弥其通差上、役々者不及其儀段被仰聞候付取止、左候而私より献上品茂未相揃不申候付、是又別紙之通御同人御釣合御延申上置候。

一 御双方様江／上様／中城王子様より御書翰御目錄之儀、此節より御格合御文面少々御直候付、其所者兼而奈良原幸五郎殿迄者入御耳置候方可然与、御下案并貞馨殿御調部之杯取添、入御覽候處、弥其通御相当候間、早々差上候方可宜段被仰聞候付、家令衆御釣合、跡月九日私并役々色衣着ニ而、各御邸参上、家令衆御取次御仕出儘首尾能差上申候。

附

一 御双方様江御内用御書翰、幸五郎殿入御内見候處、御尤至極、随分被差上可然段被仰聞候付、貞馨殿江茂御引合、其当日差上候處、別而御都合宜段、幸五郎殿より承知仕候。

一 御双方様江撰政御名前ニ而御礼之御披露御状茂、各家令衆御釣合、是又当日差上申候。

一 表向御内証御進物御礼物、私より進上物杯未相揃不申候付、都而相揃候上差上候方御釣合御延仕置申候。

右之通首尾能相濟難有次第奉存候。別紙御書翰写并宮内省江差出候書付扣相添、此段御問合申上候、以上。

酉六月朔日 [新曆 6.25]

与那原親方

伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様 / 浦添親方様

[16]

一 人別改帳之儀、調部違相成候間、御取替被仰付度、小林好愛殿、山崎潔殿御宅参上申上候處、於大蔵省取替候様被仰聞、其通御取替仕申候。尤於御地右官員衆江差出候御用筋之儀、是迄何之御尋茂無之、大蔵省松方義質殿御見舞、右御用之首尾合尋上候處、最早総御調部相濟、委細一緒御組立、追々板行相出来候由、承知仕候付、右板行相出来候上者琉球江茂御下渡被仰付被下度旨、申上候處、弥其通可被仰付旨被仰聞候間、御渡次第差越候様可仕候。

附 村々反別取之儀、何之御沙汰茂無之格護申渡置候。

一 鹿兒嶋縣賦米上納方御免許為相成由、就而者御地賦米茂おのつから御免可相成、委敷聞諾願書差出可宜与伊地知貞馨殿江尋上候處、其通ニ而者無之段被仰聞、幸五郎殿ニ付而大蔵省松方義質殿江尋上候處、弥御免相成居候段、承知仕候ニ付、松方殿御宿参上申上候趣者、琉球者全体少高故、士民救助筋行届不申、諸士多分無禄罷在、有禄之方逆茂至而僅之扶持米ニ而、士中生計難渋仕人者素立向差支、諸郷ニ茂一涯病入、百姓及難儀居申候處、賦米上納方御免除、士民救助筋江差向候様被仰付候ハ、無此上難有可奉存段申上候處、御取受宜、早々願書差出候様被仰聞、其段貞馨殿江申上、幸五郎殿より茂分ケ而御相談相成候付、別紙之通下案御仕立被相渡候付、清書させ、去月廿五日御同人御取次外務省江差出、猶又向々御内意杯申上候處、御模様宜有之候。

一 出物御米於大坂代銀上納等願之件、貞馨殿江尋上候處、大蔵省江被相廻、当分御吟味半之由候得共、御模様之所者何分相分不申候。

右旁為御心得申上候。尤餘之願筋茂時宜御都合見計、追々差出候様可仕候。此段御問合申上候、以上。

酉六月朔日 [新曆 6.25]

与那原親方

伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様 / 浦添親方様

[17] 今般 皇居御炎焼付、天機伺之儀、私より御名代之書翰差上候段者、別紙を以申上候通ニ而、藩王未被致承知内私より名代之書翰差上候儀、別而如何敷候間、琉球江問越之上申上候而何様可有之哉之旨、伊地知貞馨殿相伺候處、餘事与者相替、早々使者名代を以申上候方可宜与、外務省官員衆総御吟味を以、右通御違相成候段被仰聞候付、無是非御名代之書翰取仕出差上申候。此段御問合申上候、以上。

酉六月朔日 [新曆 6.25]

与那原親方

宜野湾親方様 / 川平親方様 / 浦添親方様

[18] 東京府下当二月比より麻疹相時行、当分所々相煩候者罷在候由承、附医者謝花筑登之親雲上差遣見分させ候處、相違無之段申出候。尤風氣宜敷童子共多分遊かてらに相仕廻、別而輕有之由承申候。此段御問合申上候、以上。

酉六月朔日 [新曆 6.25]

与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様／浦添親方様

[19] 私従内田場里之子親雲上病氣相煩、滞在難成候付、同新垣筑登之江宰領させ帰帆申付候。此段御問合申上候、以上。

酉六月朔日 [新曆 6.25]

与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様／浦添親方様

[20] 池田勇右衛門

右御用相濟候付、帰帆申付候。此段御問合申上候、以上。

酉六月朔日 [新曆 6.25]

与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様／浦添親方様

[21] 油紙包書付入箱三ツ封まゝ 右池田勇右衛門江宰領させ差越候間、何分早便より琉球江差上越候様、乍不申御急用筋ニ而候間、不及遲滞様可被相心得候。此旨及問合候、以上。

酉六月朔日 [新曆 6.25]

与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

本紙萬里丸便、為念飛脚便、鉢嶺筑登之親雲上乘船便

[御返答 撰政三司官衆迄 御本文□□□□書付箱含老ツ相届候付、□□者□運丸船長江相渡差上越申候、以上。酉六月廿九日 鹿兒嶋琉球館 役々／与那原親方様]

[22]

一 今月十日浦添親方大宜味里之子親雲上御上着之為御届、邸宅守小山宗兵衛案内ニ而、外務省江御出、御届被仰上、直ニ太政大臣并参議衆外務官員衆御宅参上、被成御見舞候。

一 同日浦添親方大宜味里之子親雲上 御双方様為伺御機嫌、役々召列、小山案内ニ而各御邸御参上、従三位様家扶衆 従二位様家令衆御取次、被奉伺御機嫌、浦添親方大宜味里之子親雲上二者 従二位様御目見御口詞被仰下候。

附 御双方様江 従三位様従二位御昇進御祝儀も同日家令衆又者家扶衆御取次被仰上候。

一 同十二日浦添親方被差上候付而、御双方様御機嫌伺之御書翰御目録、浦添親方大宜味里之子親雲上 従二位様御邸御参上、家令奈良原幸五郎殿御釣合 従三位様御方茂一同御同人御取次、首尾能差上候。尤御進上物者未荷役相濟不申候付、追而差上可申段御同人御釣合相濟候間、其通可仕候。

附 本文ニ付、御双方様江浦添親方御口上書を以、御内々御進上物之儀茂 御口上書御品員数御差登通存寄無之候付、奈良原殿御取次奉伺相濟候付、御品者是又追而差上候様可仕候。

一 此節浦添親方大宜味里之子親雲上被差上候付、主上 皇后天機御伺之御書翰御献上

物、御使者参内、自分献上物之儀、外務省六等出仕伊地知貞馨殿御取次、奉伺置候間、何分被仰渡次第追而可申上越候。

右御問合申上越候、以上。

西六月十五日旧曆〔新曆 7.9〕 大宜見里之子親雲上／浦添親方
伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[23]

一 一昨十三日浦添親方大宜見里之子親雲上、外務少輔上野景範殿御宅参上、持登之御訴訟一件、御内談を得候處、右御訴訟之儀、いつれ副嶋外務卿唐より御帰帆之上御決定可相成、然共書物差出候ハ、吟味之上唐江御問越被成ニ而茂何分可被仰付候。左候而互ニ政府之事間違相成候而者不相濟、後日得与御直談可被成候間、参上之時者兼而知せ上候様、尤外務卿二者、基ひ琉球属嶋之者共於臺灣及殺害候事件ニ付、御渡唐之事候處、西洋表ニ茂前々両国江属居候所有之、此比一ト管轄ニ議定為致儀有之、琉球茂素より日本之管轄ニ而唐江茂属シ、管轄不慥、いつれ一方江相片付候様無之候而不叶、此節外務卿より唐政府御判談□以来一ト管轄相成候方ニ御議定可被成候。左候ハ、於琉球茂諸事致安相成筈之段、致承知、確与驚入居申候。

一 右付、管轄一条、与那原親方大宜見里之子親雲上、左院四等議官海江田信義殿并二丸家令奈良原幸五郎殿逢上相尋候處、右之事件者御承知無之候。乍然外務卿者臺灣征伐一件ニ付御渡唐之事候處、右者日本管轄之琉人逢殺害候事件を以、唐政府与議論之発端可相成候得者、事之迫者管轄一条ニ茂可相及哉与被存候段被仰聞候。

附 臺灣征伐一件ニ付、於唐議論之形行、別紙日々新聞ニ茂相見得、首尾合者不滿候得共、為御見合差上越申候。

一 前条通御訴訟書唐江被差遣、唐官人衆杯江被相広儀茂候ハ、御故障可罷成哉、表向差出候儀、暫ク見合候方ニ茂致吟味候處、外務卿御事、一兩月後御帰帆之由二者候得共、其程合難取究、尤管轄一件実成之事候ハ、右ニ拘御訴訟書難差出時宜可成立も難計、旁以差扣候様二者難成、勿論琉球日本江随順之内実者於唐茂能御存知通之事故、たとひ唐官人衆江被相広候共、責而者御両国難差離事情相頼可申与致吟味、別紙を以申上候通、今日御書翰御訴訟書差出申候。一 右者管轄一条之儀無此上御国難之事件ニ付、御両国難差離情実委細手扣書を以、上野殿江御内分深御頼申上、猶御模様ニ応シ御取戻之方、吃与願立候様可仕候。既ニ御渡唐手を被付置候上者、何様御慮置之程茂難計、夜白心配罷在仕合御座候。先右之成行早々申上越、猶形情与那原親方附添鉢嶺筑登之親雲上江申含、態々差下申候間、御承知可被成儀奉存候。此段御問合申上候。以上。

西六月十五日〔新曆 7.9〕 大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方
伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[24]

一 今月十日浦添親方大宜見里之子親雲上、外務省六等出仕伊地知貞馨殿御邸宅参上、漂着唐人等取扱向之事件ニ付、上京仕候成行申上、御都合向之所相伺候處、表向御訴訟書差出候様、左候ハ、諸官員衆御吟味之上被達 天聽、何分可被仰付ニ而被仰聞候付、道勢宜様ニ与御内意申上候。

一 右付御訴訟之御地案、鹿兒嶋到着、早速内々二ノ者之方入調部置候付、登京之上茂致吟味、別紙之通取直、去十二日二丸家令奈良原幸五郎殿御邸宅罷出、右御地案入御内見、文面茂御取調部被下、御都合を以從二位様被達御内聽、願意詮立候様被遊御心添候方御取計被下度御頼申上候處、文面宜相聞へ候間、弥可被御達御内聽由二而、御取直相成申候。

一 右御願筋一条 御双方様江茂御内分被遊御頼越候付而、浦添親方口上書別紙之通取調部、清書させ、御都合宜御取成被下度旨、前条一緒奈良原殿江差上御頼申上候。

一 前条之通伊地知殿又者別紙御問合相見得候通、上野景範殿より茂表向御訴訟書差出候様被仰聞、就而者早々差出及御不都合候儀者有之間敷存候得共、猶又今日浦添親方大宜見里之子親雲上、奈良原殿御邸宅参上、御相談を得候處、先達而差上置候口上書 御双方様被遂御披露 從二位様江者御訴訟之御地案茂被達御内聽候。尤表向御訴訟差出候ハ、從二位様より茂諸官員衆江御沙汰可被掛候間、早々差出候方可宜、左候而為差出段者、奈良原殿迄知せ上候様被仰聞候。

一 前条之成行且別紙を以茂申上候通二而、御書翰御訴訟書早々差出候方可宜与、今日浦添親方大宜見里之子親雲上、外務省参上、御書翰御訴訟書差出申候。就而者、向々御内意筋等精々差はまり御願濟相成候様相働可申候。

附 漂着唐人介抱送届一件、往年勅命相成居候趣、御訴訟書相見得、右写持登居候ハ、差出候様、於外務省御達有之候付、右一件康熙二十三年之咨文写差出申候。

右別紙御訴訟書写一通、口上書写一通相添、此段御問合申上候、以上。

西六月十五日旧曆〔新曆 7.9〕大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方
伊江王子様／宜野灣親方様／川平親方様

[25] 此節御使者を以御願立之御書翰御訴訟書表通外務省江差出置候段者、別紙を以御問合申上候通二而、右御訴訟之儀、太政官江茂御吟味可相成段承候付、昨十七日浦添親方大宜見里之子親雲上、参議板垣退助殿御邸宅ニ参上、御訴訟写懸御目、御内意申上、猶又今日太政大臣三條公御邸参上、御内意申上候處、態々右一条付致参上候哉与被仰下候付、此儀藩王始挙藩驚入、態々使者被申付置候。琉球小邦二而、日本唐差離候而ハ立行不申次第、御情察被成下、此涯偏ニ尊公之御陰を以願意詮立、一藩安堵仕候様御取計被下度、深御頼申上、左候而訴訟書之内御不審之所者御用ニ而御尋被仰下度申上候處、其通御心得可被成、おのつから外務省より御案内可相成候間、其時得与御吟味可被成段被仰下、参議大隈重信殿御邸宅江茂参上同断、御内意申上、御銘々御訴訟写茂御取置相成申候間、猶右外参議官其他官員衆江茂精々御内意相働候様可仕候。先此段御問合申上候、以上。

附 西郷参議者当分為病養、遠所江御差越之由候間、御帰次第、御内意申上候様可仕候。

西六月十八日旧曆〔新曆 7.12〕大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方
伊江王子様／宜野灣親方様／川平親方様

[26] 此節御使者を以御願筋一件ニ付、浦添親方大宜見里之子親雲上、二丸家令奈良原幸五郎殿逢上候砌、御同人より 二丸公御事、勅使を以御迎等為被為在御事ニ而、御上京之上者、左大臣杯江可被仰出哉ニ為被存事候。左候得者、琉球方願意筋等茂御引受御取計可被成下候處、当時 朝廷御城御炎焼等ニ付御取込、先達而御建白之事々茂いまた御議定不相成、其上当分参議方杯茂多分洋風を被好候故、二丸公御任官被仰出候ハ、参議方茂至

而可被込入、旁以今程御任官被為在候方二者難被存候。乍然琉球方願意筋等者、時宜御都合を以、太政大臣其外官員衆江、宜御沙汰可被為在筈之段、承申候。此段御問合申上候、以上。

酉六月十五日旧曆〔新曆 7.9〕大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方
伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[27] 唐之儀、是迄者日本其他管轄外之国之使節等 皇帝様御目見不被仰付事候處、此節副嶋外務卿江者 御目見被仰付筈之段、尤其節者三跪九叩頭之御礼式被仕候様、唐政府より御達相成候處、日本人二者右之礼式難相行趣を以、段々御議論之上、日本之式を以拝謁被仕候方ニ御愛定為相成段、在唐之官員衆より御申越有之候由、上野景範殿より承申候。此段御問合申上候、以上。

酉六月十五日旧曆〔新曆 7.9〕大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方
伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[28] 此節御地江至急之御用筋有之、御書付を以被仰越事候得共、猶与那原親方附添鉢嶺筑登之親雲上江被仰合、鹿兒嶋縣迄者横浜丸江便船ニ而被差下、鹿兒嶋縣着之上者、急ニ便宜無之候ハ、飛船兩艘被仕立、内一艘者为念御書付慥成者江宰領申付、無滞差下候様、浦添親方御案内之上、鹿兒嶋縣琉球館詰役々江申越候。此段御問合申上候、以上。

酉六月十五日旧曆〔新曆 7.9〕 大宜見里之子親雲上／与那原親方
伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[29] 琉球之儀、唐日本一方之管轄相成候方、御評議之一条、上野景範殿江手扣書を以御頼申上候様可仕段者、先書申上越候通ニ而、別紙之通手扣書相調、今日浦添親方大宜見里之子親雲上、上野殿逢上手扣書差上御頼申上候處、一ト通御覽被成、右書付者表向御達相成候上之様相見得、此儀内々御嘶成之事候を、屹与書付差出候儀如何之由被仰聞候付、右者表通御役場江差出候儀ニ而無之、口上を以者情実難申尽、御内分より御方迄手扣を以懸御目候段、申上候得共、御不安之躰ニ相見得候ニ付、手扣書者相下、琉球之情状者書面之通候間、宜様御心得被下度申上候。尤外務卿御事、今月朔日新曆唐出船之由、伝信機を以報知有之、此五六日內御帰京可相成、勿論管轄一条者、いつれ之筋ニ茂不被相片付候而不叶、強而日本之管轄召成候儀二者無之段被仰聞候付、海外之小邦、日用調弁向者飢饉等之節々人民救方、專日本を便相達候次第ニ而、是非共御両国者難差離段、申上候處、当分通唐管轄にして右様救方等取計候而者唐ニ被差咎、両国兵端を起シ候時宜ニ茂立至可申、尤琉球両国江租税又者金銀等相納候而者不相濟、然共商売向ニ付而者、唐者不及申、其他諸外国通融不苦杯与、色々御達相成、就而者外務卿御帰京之上委ク聞諾、成行ニ応シ願立候様可仕候得共、此儀不容易御国難之事ニ而、至極心配仕、別紙手扣書相濟、先早々此等之段御問合申上候、以上。

附 此節御願筋一条之儀、清国人文ケ者御取揚可被仰付、其外異国人者何様願立候共、御採用有御座間敷与被存候段、御同人より被仰聞候付、朝鮮者唐江進貢之国ニ而、是迄琉球江漂着之者共、進貢接貢船より送届置候間、右者同様御免被仰付度申上候處、朝鮮者唐之管轄ニ而無之候間、同様二者被仰付 間敷、然共彼是御一存之段被仰聞候。

西六月廿日旧曆〔新曆 7.14〕 大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方
伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

〔付紙 本文朝鮮者進貢之國候處、何様之訳ニ而唐之御管轄ニ而者無之段被 申候哉、
後日承合候様可仕候〕

〔30〕 唐之儀、諸外国之使節等 皇帝様御目見不相成御規向ニ而、此程願立候得共、御免
不被仰付候處、此節副嶋外務卿者御目見被仰付、都而之応接旁宰相孔氏取計為被致段、浦
添親方御一同、上野景範殿御宅参上之砌、御同人御断承申候。御心得ニ茂可相成哉与、此
段致御問合候、以上。

西六月廿日旧曆〔新曆 7.14〕 大宜見里之子親雲上
日帳主取衆

〔31〕 此節御地江至急之御用筋有之、御書付を以被仰越事候得共、猶与那原親方附添鉢嶺
筑登之親雲上江被仰合、其許迄者横浜丸江便船ニ而被差下候間、其許着之上急ニ便宜無之
候ハ、飛船兩艘被仕立、内一艘者為念御書付儘成者江宰領申付可被差下候。乍不申飛船被
仕出、無遲滯可被取計候。浦添親方御案内之上、此段申越候、以上。

西六月十五日旧曆〔新曆 7.9〕 大宜見里之子親雲上／与那原親方
鹿兒嶋縣琉球館詰 役々中

〔御返答 本文持仕鉢嶺者来山川翌日朝方より先出帆之見込を以□□□□□

…

又六月九日〔新曆 8.1〕 鹿兒嶋縣琉球館詰 役々中
大宜見里之子親雲上様／与那原親方様〕

〔32〕

一 二丸公從二位御位御昇進被遊候段、鹿兒嶋縣琉球館江御達為有之由、浦添親方御上着
委細承知仕、今月十四日役々召列 御双方様御邸参上、各家令衆御取次御祝儀申上候事

附 其御許より御祝儀伺之儀、於鹿兒嶋縣為申出由候付、爰許より者何分伺出不申候。

一 右御位之儀、先年御昇進被遊候得共、此程御参内無御座、御請御延被仰上置候付、表
向御開御延引相成候處、此節 御参内御請相濟候付、御開相成候段承申候。

一 毎月二八日 主上麝香之間江 出御、漢書御講釈被遊 御聽聞候付 二丸公江茂御出
席、左候而御政事向其外諸篇御判談被成候様、御沙汰之趣御座候段、承知仕候。

右旁御問合申上候。以上。

西六月十八日〔新曆 7.12〕 与那原親方
宜野湾親方様／川平親方様

〔33〕 浦添親方御乘船横浜丸、先月十八日鹿兒嶋縣前之浜出艦、所々汐懸ニ而、同廿七日
大坂着、今月二日同所出艦、翌三日志州之内まとや与申所汐懸、同七日同所出艦、同八日
品川着艦、右便被仰越候御書付拝見仕候。御返答ニ可及儀者後便可申上越候。此段御問合
申上候、以上。

附 堀江弘貞殿茂一同御上着被成候。

西六月十八日〔新曆 7.12〕
宜野湾親方様／川平親方様

与那原親方

[34] 私従内桃原里之子病氣付、滞在難成、鉢嶺筑登之親雲上江相付鹿兒嶋縣琉球館江罷
帰申度願出、申出通相達候。此段御問合申上候、以上。

西六月廿日〔新曆 7.14〕

与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[35] 西村嫡子 仲地子

右伊地知貞馨殿御列登被成候處、此節帰帆之方自分ニ而御同人御案内相濟候間、鉢嶺筑登
之親雲上江相付罷下申度願出、其通申付候。此段御問合申上候、以上。 西六月廿日〔新
曆 7.14〕

与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[36] 爰許麻疹漸々風氣相鎮候得共、于今所々相時行候由承申候。此段御問合申上候、以上。

西六月廿日〔新曆 7.14〕

大宜見里之子親雲上／与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[37] 其御地江之御問合、此中都而豎紙清書ニ而候處、其通ニ而者手数相懸、時宜次第差
支候付、以来半紙清書ニ而茂差上度、役々申出、浦添親方江茂御案内、其通申付候。此段
致御問合候、以上。

西六月廿日〔新曆 7.14〕

大宜見里之子親雲上／与那原親方

日帳主取衆

[38]

- 一 新令字解一冊
- 一 尺牘楷梯四冊
- 一 漢語用文章一冊
- 一 手管裁制一冊
- 一 布告全書七冊
- 一 玉篇十二冊

右御評定所御用として買入させ差下候。尤布令字辨其外御見合可相成、諸書総図類茂追々
買入次第差下可申候。此儀致御問合候、以上。

西六月十八日〔新曆 7.12〕

与那原親方

日帳主取衆

本紙為念飛脚便鉢嶺筑登之親雲上乘船便

[39]

一 去寅冠船之時、冊封之勅書并上様より之御謝表、館内入付日記より早々写取させ、飛
却便より可被差登候。

一 上様御称号、一旦国司与留候様、鹿兒嶋縣より被仰渡候處、尚敬様御代、以前通相改候段、御使者記ニ相見得候間、其通全写取、前条一緒可被差登候。一 登船々上着、爰許之御用對被御差越可有之哉、其内二者此節御願筋相拘り候儀共段々有之筈候處、于今不相届、折角口兼居候間、早々差越候様可被取計候。

一 進貢船帰帆いたし居候哉、且唐より琉球日本江相拘候一件、何歟御尋筋其外例外之儀共者無之候哉、琉球より何分御問越無之候ハ、上国の方より承合、何分可被申越候。右旁及問合候、以上。

酉閏六月四日 [新曆 7.27]

大宜見里之子親雲上 / 与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

郵便船便

[御返答]

一 御本文承知仕、勅書并上様より御謝表之御文書、冠船日記并寅卯日記より早々御問合相糺候得共、見当不申候間、鉢嶺筑登之親雲上琉球江帰着之上、写取させ相届次第、早目差登候様可仕候。

一 上様御称号一件、御使者日記ニ相見得候得ハ写取させ別紙を添差登申候。

一 御本文承知仕、当夏登船便より御用□□□候付差登申候。

一 御本文承知、琉球より者何分御問越無之付、□□□□宰領人共召出□□候處、別紙之趣申出候。且又当四月比琉球船台湾漂着、乗込人数福州江被送越□□□帰帆内老人者此節上着之楳船より罷登候段承知付、是又召□吟味尋候處、別紙之通、申出有之候。右旁及御返答候、以上。

酉閏六月十三日 [新曆 8.5] 鹿兒嶋縣琉球館 役々

大宜見里之子親雲上様 / 与那原親方様]

[40] 尚敬様御代 正徳元 康熙五十二年癸巳年頭御使者 附御内証御機嫌御伺且又從中將様御登物一軸御拝領之御礼并進上物

附 去歳 中山王与唱可申旨御意之御請、但從往者中山王之御称号ニ而御 座候處、崇禎九年ニ至り、從薩州国司与称候様被仰渡、以来御書通御座候 處、又以跡々之通被仰付候。

向氏 富盛親方 朝章

[41] 覚

一 兩唐船之儀、去年十月十七日那覇川出帆、同廿一日錠海瀬掛、翌日五虎門乗入申候。

一 進貢使之儀、去年十一月上京仕、御下京者兩唐船帰帆間違不申候。

一 当年勅書拝領物之儀、皇帝様御婚礼御祝儀并太皇太后様御位御祝儀且皇帝様当年より御政事被為聞召候一件之由承申候。

一 去年渡唐船より持渡拵品之儀、都而下直相成、唐品者及高料、帰帆之上拵方茂至而致下落、極不景氣相成申候。

一 当四月、日本人多人琉球館江参り、一刻勢頭欄江罷出候處、琉人共応答不仕候付、早速罷帰申候。

一 小唐船総官儀間里之子親雲上当正月死去仕申候。

一 兩唐船之儀、五月廿日五虎門出帆、同廿五日那霸川入津仕申候。

酉閏六月十三日〔新曆 8.5〕唐御預文品幸領小唐船方 安次嶺筑登之親雲上
同大唐船船方 長浜筑登之親雲上

[42] 西村 仁王比嘉／外八人

右者、宮古嶋行船主名渡山筑登之九反帆船江乗合、当四月朔日那霸川出帆之處、順風不吹続、同日座間味間切阿嘉泊汐懸、同五日同所出帆、宮古嶋之様通船之處、同日夜入元より無風相成、殊ニ汐引強く有之、何方与者不相知汐引之儘流行、同十日嶋見懸頓而濱近相成、錠を卸候處、人家又者人老人茂不相見得、翌日迄其通ニ付相疑居候處、湯水及払底、右積入方として四人者晚方致上陸、人家見出候付、差寄相尋候處、言語一切通不申、右ニ付、漂着之形行書付を以相達候得共、是茂不存知之躰相見得候付、早々船江罷帰候方可宜与立去候處、此方江致一宿候様手様を以被相達、段々相断候得共不聞入、被召留、無是非右四人共致一宿候處、夜明五ツ時分ニ者男女貳拾四五人程相集、段々之武具持参ニ而、右四人召列、漂着船江乗込、荷物一々奪取、左候而乗込人数も被引卸、濱之邊ニ而衣裳はじ取、一人者手ニ刀を被掛候付、いつれも驚入遁去候砌、唐人老人行逢、手様を以頼懸候處、早速人家江烈参、飯杯被相与候付、何与申所ニ而候哉与相尋候得者、台湾之内ニ而候段承、必至与及驚動、道楚府元江送越呉度段々頼入候處、今夜者此所江致一宿候様、左候而明日者可送届与被達候付、致一宿、翌十三日ニ者官人衆一人外ニ三拾人計り武具持参ニ而、御召烈宿江被罷出、左候而蕃錢百枚程被差出、右漂着人御受取、即日府元江御召烈、彼所江一宿、同十四日居合之異国船江乗合、同日出帆、福州江被相送、館屋江被引渡候付、兩唐船より為致帰帆由、右比嘉申出有之候事

酉閏六月十三日〔新曆 8.5〕

[本文、台湾者琉館屋参着之上、去々年八重山嶋頭乗せんより乗合之者共江嶋 形彼是致問合候へ者、右者共為致漂着所ニ而可有之哉与為申段申出候]

[43] 岩蔵殿御渡唐之儀、何之御用筋ニ而候哉、不差障候ハ、申越候様問合之紙面相達候。岩蔵殿御事、御渡唐之筋ニ而者無之、異国江御渡海之由、尤御用之趣者何分承不申候。此旨及返答候、以上。

酉閏六月四日〔新曆 7.27〕

与那原親方

鉢嶺筑登之親雲上

郵便船便

[44]

一 今月十一日与那原親方、柳原前光殿御宅参上、此節於唐琉球より之使者御対面為不被成哉、且琉球東京御支配相成候次第、唐より尋向、又者皇国より御申開等無御座候哉、尋上候處、琉球使者は陸通之由ニ而、御行逢不被成、且琉球日本江相拘候一件、何楚唐より尋筋并日本より御申開杯無之、朝鮮国一件ニ付而者、段々為及御判談由被仰候付、此儀頂上之仕合御座候、琉球往古より皇国支那江属、国家相立、夫故御兩國者父母之国与申伝、支那茂難差離事御座候間、永久共不相替様御心得被下度旨、申上候事。

一 臺灣御征伐一件、尋上候處、臺灣府之内、一方者唐之支配ニ而茂無之候付、日本より

手を懸候共可相濟旨有之、右ニ付、樺山格之進殿者彼表御見分として御渡海為被成由。

一 右之外於唐之成行尋上候處、此節日本より之御條約都而御達相成、使節御会釈向厚、且主上江文書品物杯被遣、且是迄日本御役々者上海江御詰之處、以來外務省官員衆より北京江茂御詰可被成段、為被申由。

附 往復文写、後日被成下候段、為有之由。

一 同十七日浦添親方、御同人御宅江外国人漂着之節応接向一件、御内意として参上之砌、別冊唐往復之文写披見之上、与那原江相渡候様ニ与被相渡候事。

一 同十九日与那原、副嶋殿御宅参上、琉球者往古より 皇国又者支那江茂相属候處、今般支那御談判、一管轄之方可被仰付御吟味之哉ニ承及申候。全躰、小邦、御兩國江奉属、国家相立、夫故日本支那者琉国之父母与申伝候處、自然前文通ニ而者、無此上難題成立可申与、必至与驚痛仕候段、申上候處、此節於支那何楚琉球江相拘候事件御談判、又者支那より尋筋杯無之、朝鮮国之儀者国主封冊者支那より申渡事ニ者候得共、日本隣国之事候得者、何篇親切ニ致交接呉候様、支那より御頼之趣有之、且臺灣御征伐一件ニ付而者、琉球者日本支配ニ而候を、致殺害候趣を以、及御掛合候處、臺灣府之内、一方者支那支配ニ而茂無之故、日本より手を掛候而茂可相濟段、為有之由、且又琉球小邦丈何敷国躰制度相改候而者上下安心不致、国家相治申間敷候間、何篇是迄之通取行候方ニ御心得被下度旨申上候處、琉球者国躰制度諸篇、此中之通被仰付候。尤外国与内々和約并合戦杯取企候様之儀共者、是非共御国より御差引無之候而不叶、右外、國中政道向者都而藩王御任ニ而候間、少茂念遣無之様、分ケ而被仰候付、誠以難有次第奉存候、乍恐右之趣御染筆を以被成下候ハ、上下一同、安堵可仕段、為申上由。

右旁承合申候。猶於唐御応答向、其外委細聞諾可申上候得共、先此段致御問合候、以上。

酉閏六月廿三日 [新曆 8.15] 大宜見里之子親雲上 / 与那原親方 / 浦添親方
伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様

[45] 外務卿於唐 謁見之次第并臺灣征伐事件之演説且日本江朝鮮人漂着之節御取扱規則、別紙三冊之通、新聞ニ相見得候付、為御見合差下申候。此段致御問合候。以上。

酉閏六月廿二日 [新曆 8.14] 大宜見里之子親雲上 / 与那原親方 日帳主取衆

[46] 外務卿副島種臣殿、於唐琉球者唐日本之間何方ニ而茂一管轄之方御片付可被仰付哉之趣、上野景範殿御嘶有之、弥其通ニ而者無此上御難題可成立哉与及心配候處、今般副嶋殿柳原前光殿、唐より御帰朝付、成行尋上候處、別紙御問合写之通ニ而候間、御方ニ茂委細相含居、一日茂早々帰帆、猶口上を以茂可被申上候。尤臺灣御征伐一件ニ付而者、琉球江茂相拘、此儀者御吟味次第、当秋渡唐船便より御問合杯被御遣答候間、仕廻方杯屹与差急、早々下着之方ニ可被心得候。浦添親方江茂御案内、此段及問合候、以上。

酉閏六月廿二日 [新曆 8.14] 大宜見里之子親雲上 / 与那原親方
鉢嶺筑登之親雲上

[47] 書付入袋式ツ 但本紙為念 右至而御急用筋ニ而候間、飛脚便鉢嶺筑登之親雲上并右為念宰領相渡琉球江可被差下候。尤右乗船出帆後ニ而候ハ、本紙者猶又飛船一艘取仕

立差下、為念者登船々之内老艘早仕立を以差下候様。乍不申急々之御用筋候間、飛船取仕出杯夜中掛而差急せ、一日茂早々琉着之方可被取計候。此段及問合候、以上。

酉閏六月廿二日〔新曆 8.14〕 大宜見里之子親雲上／与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

〔御返答 省略〕

〔48〕

一 焼酎拾壺 (略)

右 從三位様江御進上物并 (以下、略)

〔49〕 登船々衆早上着之筈候處、何分申越無之、且右便より爰許江之御釣合茂被差越筈候處、是又不相届、至極待兼候。且又去寅年册封之勅書并御謝表写又者上様御名一旦国司与唱候様被仰渡候處、尚敬様御代、以前通相改候段、(以下略)

酉閏六月廿日〔新曆 8.12〕

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

〔50〕

一 聖上 皇后宮八月三日新曆 相州宮之下温泉場江行幸、(以下略)

一 從三位様湯治為御暇御下京御願出被成候處、御願之通被仰出、今月廿三日蒸氣船北海丸より御下京付、今日御使者役々色衣着ニ而御邸參上、奉伺御機嫌申候。右為御心得御問合申上候、以上。

酉閏六月廿一日〔新曆 8.13〕

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

〔51〕 主上江新年御献上物并私始而謁見ニ付、献上物之内紺鳴細上布者相揃不申候得共、相揃候分者差上可宜与書付相仕立、伊地知貞馨殿御釣合、今月廿三日差上申候。

一 御双方様江御進上物并御使者役々より進上物之内、焼酎者皆同相揃不申候付、從二位様者皆同差上、從三位様江之焼酎者御延之方、且御双方様江御内証御進上物之内、石之東道盆者式通共船中怪我相成候付、從三位様江者脇方才覺を以相調、從二位様江者才覺茂不罷成、紅白縮緬三卷ニ御繰替被仰付度、彼是各家令衆御釣合、同廿七日差上申候。右旁御問合申上候、以上。

酉六月二十九日〔新曆 8.21〕

与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

〔52〕 御拝領邸宅者最寄不宜由ニ而、奈良原幸五郎殿御取計を以、新ニ御蔵屋敷御取入相成、尤右邸宅者海江田信義殿御借宅被成、御同人江者御用之御頼茂有之、別ニ被引移候様ニ茂難申上、最初総人数右蔵屋敷江相住居候處、適御拝領之邸宅、右通ニ而者御都合如何可有之、総人数住居方難成候共、浦添親方一行者住居方相成候付引移、与那原一行并大宜見者御蔵屋敷江残居候處、追而海江田殿別所江御引越、総人数引移、御蔵敷者邸宅守小山宗兵衛江番申付候。就而者先達而与那原より御問合申上候通、双方ニ御屋敷有之候而者、餘計

之御物入相懸候付、いつれ右御蔵屋敷者其付届無之候而不叶、御取入之成行聞届候處、在番東京詰ニ付而者産物杯相応可持登見込を以、幸五郎殿より東京府知事衆御相談御取入為相成由、何楚産物杯積登無之候付而者、致返上候方ニ茂可有之候得共、其通ニ而者幸五郎殿ニ者、右知事衆与御不都合相成可申、勿論代金返上不致内直介々江払出候茂如何可有之、先以右上納方宗兵衛ニ而相弁、手形申請之上払方旁同人ニ而引受相濟候方ニ致吟味、其段相達置申候。浦添親方江茂御案内、此段御問合申上候、以上。

附 本文、御蔵屋敷欄拵付、兼而宗兵衛取計を以取償置候。諸入費者御蔵方無御構、同人ニ而相弁候段申出、其通相達置候。

西六月廿二日 [新曆 8.14] 大宜見里之子親雲上 / 与那原親方
伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様

[53] 柳原前光殿より去歳驄馬被御與候御礼之儀、私口上書を以申上候様御達之趣承知仕、上京早速可申上候得共、唐江御渡海付、此程差扣、跡月末比御帰帆ニ付、今月十一日御宿参上、口上書并御返物差上候處、厚御謝礼被申述候。且又去年御借借金一件、御肝煎被成候御銘々江之御礼、口上書迄ニ而移兼候ハ、品物見合取添候共、伊地知貞馨殿御釣合、何分取計候様御申含之趣有之、御同人致御釣合候處、口上書迄ニ而可相濟段被申、口上書御下案存寄茂無之候付、其通清書させ、御銘々宿参上、差上申候。此段御問合申上候、以上。

西閏六月十三日 [新曆 8.5] 与那原親方
宜野湾親方様 / 川平親方様

[54] 上様御印并撰政三司官在番印章、左院并外務省江可差出旨、伊地知貞馨殿より被相達候付、上様御印持登候筋ニ而者差当何敷差障候儀茂難計、先以相迎置候方可宜与、別紙之通、各式通少、相調、左候而藩王印者持登不申、琉球藩印ニ而相濟可申哉之旨、口上取添、御同人江差上候處、相役衆釣合、何分被相達候段被申、是迄何之御沙汰茂無之候。

一 外務省より御用有之罷出候處、別紙日記六月廿三日之場ニ見得候 少輔より之御達書并改訂律令式部御渡、左候而律令一部者琉球江差下、一部者邸宅江格護仕置候様御達之趣有之候。

右旁御問合申上候、以上。

西六月廿六日 [新曆 8.18] 与那原親方
伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様

[55] 私従内新崎子事、病氣養生不叶、昨日相果候付、靈運院餘地江葬方為致候。此段御問申上候、以上。

西六月廿三日 [新曆 8.15] 与那原親方
宜野湾親方様 / 川平親方様

本紙為念北海丸便

[56]

一 先月廿七日浦添親方大宜見里之子親雲上并与力儀者、御双方様江自分進上物、各御邸参上、(以下略)

一 今月三日浦添親方并前条之人数、從三位様御目見被仰付候段、(以下略) 右御問合申上候、以上。

西閏六月廿日旧曆 [新曆 8.12] 大宜見里之子親雲上 / 浦添親方
伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様

[57] 此節御使者を以御願立之御書翰御訴訟書表通差出、向々御内意等申上候段者、先便御問合申上置候通ニ而、今月三日外務卿副島種臣殿、外務大丞柳原前光殿、唐より御帰朝相成候付、御両所共早速御玄口迄者参上、御見廻申上置候處、外務卿御対面之儀、伊地知貞馨殿より御取合之上御知せ可被成段有之、暫見合居候處、早々逢上候方可宜与、同十五日浦添親方与那原親方押懸ニ致参上候處、御逢被成、右御願筋一件、御内意申上、尤御帰着涯御取込ニ而、後日御得与御面会可被成旨被仰聞、十七日浦添親方、柳原殿茂逢上、御内意申上候處、琉球表茂故障不相成様、御慮置不被仰付候而不叶筈之旨被申候。右外参議江藤新平殿、同後藤象二郎殿、同大木喬任殿茂、先達而逢上、御内意申上置候間、猶精々御内意相働御願濟相成候様可仕候。先此段御問合申上候、以上。

附 木戸参議者先月廿九日外国より御帰り今月四日御参朝 引札木戸参議、横浜より御帰相 成候付、浦添親方、御同人御邸宅参上、御内意差上申候 夫より御不快ニ而御対面不相成 内、同十七日横浜江御越為被成由候間、御帰り次第逢上、御内意申上候様可仕候。

西閏六月十九日旧曆 [新曆 8.11] 大宜見里之子親雲上 / 与那原親方 / 浦添親方
伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様

[58] 御地之儀、唐日本一方之管轄相成候方、副嶋外務卿、唐政府御判談之上、御嚙定可相成筈之由、上野景範殿より承、至而及心配、与那原親方附添鉢嶺筑登之親雲上、態々差下申上越置候處、追々副嶋外務卿柳原外務大丞茂御帰京相成候付、御兩人より承合候處、別段御問合申上候通、管轄一条、於唐御評議為相成儀曾而無之段致承知、安心仕候。就而者上野殿より為被申儀者御一存迄ニ而も可有之哉与致推察申候。乍然当世態柄之事候付、唐向江相懸候儀者、分ケ而氣を附罷在、成行次第、御地江申上越候儀共、無手拔様取計可仕候。此段御問合申上候、以上。

西閏六月廿日旧曆 [新曆 8.12] 大宜見里之子親雲上 / 与那原親方 / 浦添親方 伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様

[59] 其元館地御引揚一件ニ付、問合之趣、本紙昨卅日七ツ時分為念同夜五ツ時分相届、委細令披見、早速吟味を以、浦添親方御案内、別紙之通 申上、帳八月朔日之場ニ相見得 書付相仕立、今日外務省江差出置候間、何分相濟迄之間御延可被申上置候。追而何分御模様承合可申越候得共、先早々此段及返答候、以上。

西八月朔日 [新曆 9.22] 与那原親方
鹿兒嶋縣琉球館 役々中
郵便より

[60] 御当地御静謐 主上 從二位様倍御機嫌能被遊御座、(略) 上様 中城王子様倍安

泰被遊御座、(略)館中茂別条無御座候。此段致御問合候、以上。

西八月三日〔新曆 9.24〕 大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方

伊江王子様／宜野灣親方様／川平親方様

[61] 御国躰御制度諸篇此中之通被仰付、右之趣者思召を以御染筆被成下度、副島種臣殿江申上置候者、先便致御問合置通二而、猶又御同人江浦添親方与那原親方より段々申上、柳原前光殿江茂与那原を以得御内意候付、猶又手便を求、実状之所細々通上候付、御汲取、外務卿思召を以御書付被成下方、正院江御指図相成候由、伊地知貞馨殿より御内々致承知居候處、今日浦添親方与那原親方、外務省より御用ニ付、罷出候處、伊地知殿森山茂殿より別紙撰政三司官衆江之御書付被差出、此様ニ御書付相被下候儀、不容易事ニ而候得共、琉球方為可致安心、外務卿別段之御吟味を以、被相渡候間、難有致承知旨、口上取添、御渡有之、頂上之儀与奉存候。

一 右御書付国躰政躰永久不相替与之意味、委敷不相見得候付、浦添親方与那原親方、副島種臣殿伊地知貞馨殿御宅參上、尋上候處、府縣者政躰旁朝廷之御任、藩者総而藩王御任ニ候。夫故日本廢藩以前者、諸事藩知事江委任為被仰付事候、琉球被封藩候付而者、永世国躰政躰不相替所者、御書付ニ相含候段、且琉球方いやな事を押而者不被仰付候間、旁可致安心旨、副嶋殿より致承知候。右通相濟、難有次第御座候付、兼而御内意申上置候御銘々御宿參上、御礼申上、二丸公江茂御書付写取添、早々御礼申上置候。其御元より御礼之儀者、追而相伺可申上候。別紙日記七月廿九日之場ニ見得御書付写相添、此段致御問合候、以上。

附

一 御書付ニ刑指数拾年之段相見得候者、兼而副嶋殿柳原殿江御断之砌、琉球茂死罪人罷在候哉御尋ニ付、死罪之刑法者有之候得共、数様年来死罪人無之、尤去々年者罪人茂無之、明案為相成段申上候付、御感心を以、本文通御書付相見得為申半与致推察申候。

一 御書付本書者浦添親方婦帆之節可持下候。

西七月廿九日〔新曆 9.20〕 大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方

伊江王子様／宜野灣親方様／川平親方様

[62] 西洋各国与御取替候條約本書差出候儀、御免被仰付度、折角御内意等相働候處、御吟味附兼、外務省江与那原親方別御用付罷出候砌、伊地知貞馨殿より西洋各国与取結候條約写差出度与之事件、願通二者難被仰付候間、本書差出候様御達有之、此儀兼々申上候通、本書指放候而者、西洋船艦来着約條外事煩敷申懸候共、引当之証跡無之、至而差支、且条約之事々茂初発者段々申立有之候處、小邦難忘情実致哀訴、漸聞入居候を、右本書差上、皇国同様御取替杯相成候而者、何共難應、無此上難題相及可申与、旁以心配仕候間、道楚撰政三司官願通被仰付度、申上候處、右本書相放、外国人来着之節、證據無之念遣茂候ハ、右写ニ外務省次書を以格護相成候ハ、差支申間敷、且右本書差出候迎一事も条約重又者外国人江披見杯不被仰付候。此段者委敷書付可相渡候間、是非本書差出候様被相違、此上者何分可申断様茂難成、得与吟味を以可申上段致御返答、猶又即日御同人於御宅茂細々申上候處、此儀成丈願達之方、兼而相中衆御相談為被成事候得共、総御吟味之上御議定相濟候付、何分申立候共、所詮相立間敷段被申、右ニ付、副島種臣殿江茂御頼申上候處、貞馨殿同篇之御返答ニ而、勿論右本書差出させ候儀、少茂琉球不為之方ニ被仰付儀ニ而無之、管轄中

外国与之條約、本省江格護無之候而者、職分立兼候所より取寄、直ニ格護迄之事候間、少茂無掛念差出候様、段々分ケ而御達有之、今日廿六日浦添親方与那原親方、外務省より御用付、罷出候處、別紙之通申上、帳ニ相見得條約ニ付、其藩ニ而談判致候節者必シモ其本書ヲ要セス、若條約上ニ異論相生シ候時者、其主任タル本省ニ本書無之候而者不都合ニ候条、都而取揃可被差出旨、奥書を以相被下候付、再願仕候方ニ茂吟味為仕事候得共、前文通段々分而御達有之、摂政三司官衆宛之御書付ニ、條約本書差出候迎不為相成取計者決而無之、且仏米蘭外之船艦渡来之節茂、右三ヶ国條約ニ照準シ処置可致与之趣委相見得、本書差出候而茂御取替不相成所者差知候を、此上何角申上候而者、当時柄却而御都合取損、何様御故障之儀共難計候付、再願差出候儀取止申候間、猶御吟味之上、條約本書者来年頭御使者持登候様、御取計可被成候。此段致御問合候、以上。

酉七月卅日〔新曆 9.21〕 大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方
伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[63] 戸籍権頭より御用有之罷出候處、琉球人員總計ニ藩王并華族組入無之、日本中改帳ニ不相並候間、藩王并御夫人御子部御親屬方御人数取ル差出候様有之候付、御親屬方者先達而差出候人員士族ニ相込候段申上候處、於其儀者藩王并御夫人御子部可書出旨、御達有之。役々江茂吟味仕候處、先例上様御嫡之御夫婦者改帳より御除候を、右御達通御人数取ル、差出人員總計ニ被組込候而者御輕相成可申、先例通蒙御免候方可宜与、小林好愛殿逢上、先例之成行杯申上、御構之衆御相談御免之方御取計被下度申上候處、以前者其通ニ茂可有之候得共、最早藩ニ相成候付而者いつれ不差出候而不叶、此儀構之方致相談候而茂所詮相立間敷、登京之人数ニ而人員等委敷不相分候ハ、琉球江間越差出候共夫者相濟申等之段、被申候付、先以御延申上、形行申上越、何分御返答到来之上取計申度、別紙之通申上帳七月十六日之場ニ相見得 書付相仕立差出候處、改帳之儀者年々改表ニ而早々御首尾不相成候而不叶、琉球江申越候而者遠海数月相掛、不都合相成可申、王子方人員等、当春琉球江渡海根本一郎之方ニ茂大躰存居候間、覚居候儘書出候様被申候付、其通ニ而者二重相成候茂難計候段申上候處、王子方士族ニ組入候儀、根本一行之方ニ而茂差通為不申積、二重不相成様被取計候間、早々差出候様、且人員改之儀、日本御支配中頭高御見合之為被仰付候付、主上茂御立被遊候、琉球藩王、右帳ニ御立候迎、御分ニ相拘候儀ニ而無之杯与被申、此上何角申上候而者却而差障可申、前々茂御面書者被差出置候付、右之振合を以別紙之通 申上帳七月十七日之場ニ相見得 御人数取ル差出候處、各御歳付、構之衆心得迄之事候間、存居候分大躰相記候様被申、朱入之通相記差上、左候而人員總計ニ御組入相濟候ハ、下帳者以後見合用候間、被相下度申上候處、おのつから御渡可被成段有之候。此段御問合申上候、以上。

酉七月卅日〔新曆 9.21〕 大宜見里之子親雲上／与那原親方
伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[64] 皇城御炎焼付御加勢金一件、委細被仰越趣承知仕、内々伊地知貞馨殿江、皇居御炎焼ニ付而者、琉球乍困窮相応之御加勢金献納仕度、藩王内意被罷在候内願仕候而何様可有之哉与、致御釣合候處、当時琉球難洪之砌、内願仕候而茂御取揚被仰付間敷与被存候得共、願意之趣、私迄書付可相渡、左候ハ、右書付を以相中衆被相談、藩王御志之所茂相頼可

申段被申候付、別紙之通 申上帳ニ相見得 書付相仕立、御同人江差上候處、表向御吟味相成書面内願之趣神妙之事ニ候得共、献金ニ不及旨御張紙、左候而藩王御志之程者御尤至極一口被成感心候段、御口上取添被相渡候。此段御問合申上候、以上。

酉七月廿九日 [新曆 9.20]

与那原親方

伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様

[65] 九月十八日新曆午後三時三十八分 皇子御誕生之處即刻被遊御逝去候付、天機伺并慎方一件、別紙式冊之通 日記二十八日之場ニ相見得 七月廿九日旧曆被仰渡候付、浦添親方与那原親方大宜見離宮参上、奉伺天機候而、何様有之哉、且藩王より伺之儀何様仕可宜哉之旨、伊地知貞馨殿相伺候處 (以下略)

右御問合申上候、以上。

酉八月六日 [新曆 9.27]

大宜見里之子親雲上 / 与那原親方

宜野湾親方様 / 川平親方様

[66] 賦米御免并当年貢米追送上納等之件々、いまたニ相濟不申、御模様相伺候得共、於大蔵省色々御吟味相分、右願達相成候而茂、琉球蔵方為筋計ニ而、百姓共御救助ニ者不相成候付、御取揚無之方ニ御吟味之哉ニ承、伊地知貞馨殿御釣合、別紙之通 申上帳ニ相見得 書付相仕立、外務省江差出候處、いつれ琉球願立通御達無御座候而不叶訳合、外務卿御次書を以正院江被差出御模様宜敷段、承知仕候。為御心得、此段御問合申上候、以上。

酉八月三日 [新曆 9.24]

与那原親方

宜野湾親方様 / 川平親方様

[67] 去年英国船御地ニ而難船之節、乗組人数救助を受候謝辞として、同国政府より金時計并金鎖り寄送之為、砲艦回艦相成趣、上海御在勤之官員衆より御申越趣有之候間、委細者伊地知貞馨殿より致承知候様、別紙之通 日記八月四日之場ニ相見得 外務大少丞より御達有之、御同人尋上候處、右一件、後越相成筈ニ者候得共、琉球江茂可申越、尤右送物何敷本省差図之上可相受与差返杯者無之候哉与被申候付、先例茂段々有之候付、直ニ受取申筈之段申上候處、重事者差図も無之候而不叶事候得共、右様之儀共者琉球方迄ニ而受取候方可相心得旨、致承知候。此段御問合申上候、以上。

酉八月八日 [新曆 9.29]

与那原親方

宜野湾親方様 / 川平親方様

[68] 宮古嶋行馬艦船、洋中困難之砌、米国蒸気船より相助、於上海日本領事館江引渡、同館より長崎県江被送届、鹿児島縣江御引渡、帰国之处分相濟候段、且八重山嶋江西辨牙国人漂流救助を請候儀付、同国代理公使より謝書差出置候段、別紙式開之通外務大少輔より御達有之候。此段御問合申上候、以上。

酉七月卅日 [新曆 9.21]

与那原親方

宜野湾親方様 / 川平親方様

[69] 鹿児島縣琉球館地御引揚可被被仰付段、縣廳より御達相成候付、詰役々迄ニ而者何

分難申上候間、東京江問越御免願申上ニ而茂申上ニ而、返答到来いたし候迄之間、御延申上候得共、御聞入無之、早々引移方手を付候様手強被申懸候付、役々至極及心配、成行委細飛却を以申越有之、存外之至御座候。此儀早々願出、右館地御下賜の方相働不申者不叶儀与吟味仕、浦添親方江茂御案内、別紙之通 申上帳八月朔日之場ニ相見得 書付相仕立、外務省江差出、御模様之所、伊地知貞馨殿江相伺候處、右館地之儀者朝廷より拝領ニ而候ハ、願通被成下候得共、旧知事より之給地御下賜相成候而者、御趣法崩ニ付、願通ニ者難被仰付、然共申出之趣意無拗訳合ニ而、御撫恤之御取訳を以、低価御払下可被仰付、右者代銀茂至而僅、勿論上納方一時不相調事候ハ、年府ニ而茂可相濟候付、其所江御吟味相片付、大蔵卿江御懸合相成候段、承知仕候。就而者、大蔵卿御吟味相濟迄之間、御差扣被下方ニ大山格之助殿伊地知小十郎殿江御申越被下度御頼申上、御兩人江之御手紙相下、鹿兒嶋縣役々江差越置申候。此段御問合申上候。以上。

酉八月八日 [新曆 9.29]

大宜見里之子親雲上 / 与那原親方

宜野灣親方様 / 川平親方様

[70] 当所門番之儀、兼而小山宗兵衛より中田勝藏与申者江仮ニ相勤させ置候處、勝藏事、勤向人躰旁相応之者候付、役々江茂吟味させ、別紙之通 日記六月七日之場ニ相見得 申付、月給金四圓宛相與、尤交代期限無之候而者勤方緩せ之儀茂難計候付、三年交代ニ而勤柄次第詰越茂可申付段相達置候。此段御問合申上候、以上。

酉七月廿九日 [新曆 9.20]

与那原親方

宜野灣親方様 / 川平親方様

[71] 年頭御使者之儀、以来二月比鹿兒嶋縣江罷登、便宜次第登京之摸ニ被仰付度、致御問合候處、其通ニ而者蒸氣船御雇運賃諸雜費不少候上、依年御献上御進覽物杯差支可申候間、鹿兒嶋大坂蒸氣船往還之様子等委敷承合、今一往吟味を以可申越旨、御問合之趣、委細致承知、蒸氣船往反之様子旁聞諾、役々江茂篤与吟味いたし候處、二三月より五六月迄者海上平和有之、鹿兒嶋大坂往還之船々茂繁、便船見合旁丈夫相成、七月末比より寒露之時節迄者、間々嵐有之、船々往反茂少、便船見合方差支候由、尤異国飛却船者毎月長崎大坂致往還候得共、餘之蒸氣船より運賃五六増倍相上り候上、荷物茂風呂敷包皮庫外積入方不罷成由ニ而、夫江便船難成、然者東京者遠遠之難海候得者、乗船等丈夫ニ見合、時節克致往還候様無之候而不叶、其御許御吟味通、年頭御使者者楢船便より被差登筋ニ而者、夏至之前後鹿兒嶋縣江上着、於同所茂相応之仕廻立有之候上、乗船見合頼入旁ニ付、日数を込、且東京江直乗之船者少、長崎大坂汐懸杯ニ付何分差急候而も七月末八月ニ茂押移、不時之海上丈夫ならず勿論、夫より古在番役次、鹿兒嶋縣江下着仕廻方仕、時節能梯帆之方無覺束、来年より先者鹿兒嶋縣御用聞共取持之蒸氣船江御使者乗船被仰付候ハ、運賃等茂心安可有之候間、御献上御進覽物者兼而其御手当被仰付可宜哉与、浦添親方江も御案内、此段及御返答答候、以上。

酉七月卅日 [新曆 9.21]

大宜見里之子親雲上 / 与那原親方

日帳主取衆

[72] 其許館地御下賜被仰付方ニ願書差出置候段者、先達而郵便より申越ニ而、其後御模

様之所、伊地知貞馨殿江相伺候處、右館地之儀者、基朝廷より之拝領ニ而候ハ、願通可被仰付候得共、旧知事より之給地御下賜相成候ハ、御趣法崩ニ相成候付、願通ニ者難被仰付、低価御払相成候ハ、代銀僅、勿論一時返上相不叶候ハ、年府ニ而茂可相濟候付、其所江御吟味相片付、大蔵卿江御懸合相成候段、承知仕、於其儀者、何分御吟味相濟迄之間、御延之方ニ大山格之助殿伊地知小十郎殿江被仰越度頼上、別封御手紙兩通被相渡候間、可被差上候。此段申越候、以上。

酉八月八日〔新曆 9.29〕

与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

鹿兒嶋縣館内より之飛却帰便

[73]

一 今月十六日浦添親方大宜見里之子親雲上被差上候付而、主上皇后江之献上品被為受候間差出候様、兼而外務省六等出仕伊地知貞馨殿より御逢有之候付、御書翰御献上品共外務省江差出、首尾能差上申候。

但御献上品之内、紺嶋細上布ハいまた相届不申候付、届次第差上候様被仰付 度、書付を以御延申上置申候。

一 同十八日浦添親方大宜見里之子親雲上離宮御学問所ニ於而 謁見被仰付候旨、兼而伊地知殿より御達有之、浦添親方琉冠服ニ而外務省江出頭、同所より伊地知殿同車案内ニ而、離宮江参上仕候處、官員衆御出御挨拶、追而御対面所江出御謁見被仰付、濟而御茶御菓子頂戴帰館、翌十九日万里小路宮内大輔杉宮内大丞御宅参上、御礼申上申候。

但

一 浦添親方大宜見里之子親雲上自分献上物も御地より御賦付通、兼而奉伺相濟候付、謁見之当日離宮江差上、尤献上品之内、紺嶋細上布者前条同断御延申上置候。

一 大宜見里之子親雲上者不快付御暇申上申候。

一 同廿三日宮内省より与那原御用ニ付、外務省江罷出、右官員衆一同罷上候處、浦添親方与那原大宜見江別紙御目錄写之通拝領物被成下候付、後日徳大寺宮内卿万里小路宮内大輔御宅参上、御礼申上申候。

右別紙御目錄写相添、此段御問合申上候、以上。

西七月廿九日旧曆〔新曆 9.20〕

大宜見里之子親雲上 / 与那原親方

伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様

[74] 此節御使者を以御願立相成候唐人并同管轄之国民共御地江漂着等之節御取扱向一条、御書翰御訴訟書差出、向々御内意等申上候段者、追々及御問合候通ニ而、今月廿七日浦添親方与那原親方、外務省より御用有之、罷出候處、外務六等出仕桜田義質殿同伊地知貞馨殿同七等出仕森山茂殿御出席ニ而、清国人漂流之節者追而何分揮指ニ及迄、本省在勤之官員江時々申立之上、還送方ハ旧ニ依り可取計、但朝鮮人外外国人ハ此限ニ非ス候段、別紙之通御訴訟書ニ外務省奥書を以被御渡、尤右訴訟一条之儀、当御時節柄、容易御取揚難被仰付儀候得共、琉球者前々より唐江茂致交際来、其上藩王御始諸官被及心配候付、別段之御取分を以、右之通被仰付候。且朝鮮之事者明之比与茂相替、国王分ニ相立、唐之管轄与者難被申所より、唐人同様ニ者御吟味不被相付段、御口達を茂致承知、扣所江相下り候處、

伊地知殿御差寄、奥書之内不安之所茂可有之哉、追而何分揮指ニ及迄与有之候者、日本唐与之條約茂此比ニ御取替相成いまた御交際之御規則茂不相究内故、今程永世通ニ而者難被仰渡、然連兩三年内御達替相成候儀ニ者無之、二三十年又者百年茂相替間敷候間、此所者少茂忽念不致様、尤唐在勤之官員衆より段々説茂有之、右願筋吟味六ヶ敷為有之事候得共、副嶋外務卿より琉球者以前より唐致通融訳茂相替候段、分ヶ而御沙汰有之、右通御吟味相付被仰渡候旨、細々被申聞候。

一 右奥書之儀、還送方者旧ニ依り与有之、応接之次第者相洩候様相見得、且追而揮指ニ及迄与之所茂、前条通為承事ニ者候得共、いまた不穩候付、応接茂旧ニ依り与之文句相加、追而揮指ニ及迄与之所茂被召除、奥書御取替被下候様願立候方致吟味、同廿九日浦添親方与那原親方、伊地知殿逢上、奥書応接之文句不相見得次第尋上候處、旧ニ依り与有之候者、応接茂相込、願通朝官衆御出張等無之、都而是迄通ニ而候段被申候付、又候追而揮指ニ及迄与有之候所者、於琉球疑惑可仕候間被召除、奥書御取替被下度旨申上候處、右者段々御吟味之上被仰渡置事ニ而、御取替之儀、連茂不被仰付候。尤先達而茂御達相成候通、日本唐与之御交際いまた御規則不相究内故、頭ニ永年懸而者難被仰渡所より、右通候間、前件之成行、浦添親方相含居候ハ、於琉球疑惑茂仕間敷段、有之候付、右一条、御地御在勤之御方江者委ク御問越相成候茂可有之与相考、右事件、琉球御詰之官員衆江茂御問合可被御出哉之旨、申上候處、弥可被御出段有之候付、於其儀者、右之写被相下拜見被仰付度申上候處、其通御取計可被成段承、直ニ副嶋外務卿御宅参上、御同人江茂尋上候處、弥応接旁茂旧ニ依り候筋ニ而候。尤日本唐与御交際被相開候付而者、此以後互ニ船艦往返繁々可有之、先懸而之事者何様ニ敷可罷成も難計候得共、当分之内者矢張是迄通之段承知仕候。一

朝鮮之儀、唐之管轄与者難被申与之訳合、前条伊地知殿逢上候砌、重而御同人江尋上候處、朝鮮者对馬近国ニ而、前々者彼所より役人差渡置候處、偏少之所ニ而、諸品等多分朝鮮を便、致調弁候故、差越置候役人共、別而為被相輕事候、御一新以来者外務省官員衆より在勤被仰付候處、今以右官員衆ニ对シ段々輕慢之舉動共有之候付、唐ニ对シ候而茂、右様無礼之口形可有之哉与、此度副嶋外務卿より唐官人衆江被相尋候處、朝鮮之儀、唐より者国王丈ヶ封爵有之迄ニ而、命令茂不受、又者差図を得候儀茂無之候間、日本之考茂有之候ハ、勝手ニ可致、唐より者不被相構段、為被有之事候、右通之訳合ニ而、唐之管轄与者難被申段、尤朝鮮者当分日本与者中惡敷相成候、朝鮮之儀、魯西亜より別而望敷有之、自然被乗取候而者、日本之弱ニ相成候故、互ニ申合、魯国を防度与之事候を、於朝鮮者都而日本異国江相負候形ニ取受居候段、承申候。

右之通、唐人漂着御取扱向之儀、先以御願通相濟、難有次第奉存候。右ニ付、副嶋外務卿、其外兼而御内意申上置候御銘々之御礼申上、二丸公江茂早々之御礼申上候。其御許より御礼之儀奉伺、追而申上越候様可仕候。然者朝鮮之儀、右通唐之管轄与者難被申段、且右外外国者親敷御交際相成、夫々御地江漂着之者共送届向等いつれ外務省御取計不相成候而不叶趣、兼而官員衆より致承知居、就而者、当御時勢、唐人同様之方ニ願立候而者、詮立不申迄ニ而無之、岐而御都合相損、何様難被成儀可致出来茂難計、且奥書御取替一件茂、右通申上候通之次第ニ而、彼是重而願立候儀見合居申候。別紙御訴訟奥書取添、此段御問合申上候、以上。

西七月廿九日旧曆〔新曆9.20〕大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方
伊江王子様／宜野灣親方様／川平親方様

[75] 此節琉球江御用對之儀、浦添殿内御持登之御訴訟御願通相濟候儀、其外段々御用筋被仰越候間、其許着之上ハ便次第早々差下候様、尤格別成御用對之事候間、役々乗船外ニ而候ハハ、二才共之内見合宰領申付、差下候様可被取計候。且又殿内御始御一行御下京之儀、来月中旬比より先、便宜等御見合を以御下可被成候間、琉球船者殿内御下京ニ不拘、仕廻方相濟次第、順季不取後様可被差下候。殿内江茂御案内之上、此段致問合候、以上。

酉八月三日 [新曆 9.24]

大宜見里之子親雲上 / 与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

[B] = 「琉球江問合」 707 号

【文書番号】 707

【表 題】 琉球江問合

【形 式】 縦 27.7 横 19.7 92 丁

【所 管】 東京琉球館役所

【文書作成】 与那原親方 大宜見里之子親雲上

【文書日付】 酉 (明治 6、1873) 年 8 月 19 日 ~ 酉 (明治 6、1873) 年 12 月 19 日

[1] 御国躰御政躰永久不相替与之趣、副島種臣殿・伊地知貞馨殿より致承知候段者、先達而御問合申上、且唐御交通も是迄之通被仰付候段致承知、格別成件々事書を以御引合いたし置候ハハ、以後証跡ニ茂藍可相成与別紙之通 日記八月十四日之場ニ相見得 相仕立、今月十四日与那原親方、外務省江罷出、貞馨殿逢上、琉球国躰政躰永久不相替、且清国交通是迄通被仰付候段、先達而外務卿并貴様より御達之趣、藩王被致承知候ハハ、無此上難有可被奉存候間、委細致知達候様仕度旨申上、事書差上候處、再三御覽之上、丁度此通ニ而可宜段致承知、頂上之儀ニ御座候。此段御問合申上候。以上。

酉八月十九日 大宜見里之子親雲上 与那原親方 浦添親方

伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様

[2] 以来在勤親方及臨時上京之者江拝謁被仰付候節、献上物ニ不及段、別紙之通 日記七月二十三日之場ニ相見得 外務大少丞より御達有之候付、適為御使者致上京、何楚之献上物不仕候而者不本意候付、別紙之通 申上帳八月十八日之場ニ相見得 書付相仕立、外務省江差出候處、書面申立之趣、情義者尤ニ候得共、畢竟無答ニ属シ候間、以来献品ニ不及段、奥書を以相下申候。此段御問合申上候。以上。

酉八月十九日 与那原親方

宜野湾親方様 / 川平親方様

[3] 摂政三司官衆江

油紙包書付板挟巻ツ / 右肝要成御用筋申上越候間、八月十日付を以差越候書付一緒ニ下方可被取計候。此旨及問合候。以上。

酉八月十九日 与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

郵便

[4] 当年より在番親方東京詰被仰付、此節者附添役々段々被差登事候處、来年より先、書役与力迄ニ而可相濟哉、現場御用之程合等見合、詰役々人員、又者交代期限、且在番以下主従人数高等、程能致吟味、成丈早め申越候様御問合之趣、致承知、役々江茂吟味させ、得与相考候處、来年より先者、御用茂少相成積候得者、書役与力ニ而相濟候様ニ茂相見得候得共、御用之程茂難計事候得者、令式交代程者、物判居候方一人附添被差登可然哉、且又書役此所江三年詰ニ而者、体式料其外入費及過分、小身者共難取続候者勿論、多分風気応兼、不快ケ間敷、剩寒氣強、日本之内ニ茂暖所之者此方嚴寒を恐れ、冬向者相避ケ申程之由候得者、旁以三年詰仕候儀難成、尤在番東京詰御免相成候ハ、此中之通ニ而可相濟哉、此所を茂相考候得共、其通ニ而ハ書役得者式度上京相成事ニ而、猶以相調申間敷、書役式年詰被仰付候儀茂不容易事ニ者候得共、右通段々差支候上、式年勤ニ而茂、此中鹿兒嶋縣三ケ年より大粧之儀与存申候間、在番一同交代被仰付可然哉、且主従之儀者、在番拾人書役六人与力三人御物支配係附医者主従宛、被差登候ハ、差支申間敷与存申候。浦添親方江茂御案内、此段致御返答候、以上。

西九月九日（癸）西十二月十五日（受） 大宜見里之子親雲上／与那原親方 日帳主取衆 郵便

[御返答]

御本文、致承知遂披露候。附添者四人到来以前、久志里之子親雲上・屋部筑 登之親雲上江被仰付置、殊当時御用之程茂難計候付、最初相濟候通、兩人被 差登、其外都而被申越候通被仰付候、以上]

[5] 別封御問合肝要成御用ニ而候間、便宜次第早々可被差越候。此段及問合候、以上。

西九月九日（癸）西十月十一日（受） 与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

[御返答]

御本文承知仕、別封今月□日琉球下之書ニ□□□丸より差上越申候、以上]

[6] 漂着唐人御取扱向一条、御願濟相成候付、其御許より御礼之儀、別紙之通、伺書相調、伊地知貞馨殿御取次差出、且右ニ付、官員衆江御礼并御地御国躰御政躰永々不相替様御書付被下候付、外務卿其外官員衆江御礼向之儀茂、別紙之通、事書を以、伊地知殿御釣合候處、御吟味可被成由ニ而、是茂御取置相成居候處、書面并ケ条書を以、内伺之趣取扱之事件伺出、右ヲ裁決指令スルハ政事中之常務ニ候間、献品者勿論、取扱之官員江茂礼書贈物ニ不及段、外務省奥書を以被仰渡候。

一 右通被仰渡置事候得共、御国難御政躰一条御書付并御口達之御趣意杯、彼是永世相懸、別格□之事、一切御礼答なしニ而者如何存申候間、彼是取来摂政三司官衆より御書出、御立之御方御名宛を以、御請御礼之御書状被御遣可宜哉、猶御吟味之上、何分御取計可被成儀奉存候。

右別紙伺書并事書相添、此段御問合申上候、以上。

西九月二日旧曆 大宜見里之子親雲上／与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[7]

一 九月十三日新曆大蔵卿大久保利通殿・外務卿副島種臣殿、参議ニ被任、左候而、副嶋殿者外務省事務總裁被仰付候段、新聞誌ニ相見得候付、浦添親方・与那原親方、各御宅参上御祝儀申上候。

一 十月廿九日新曆参議西郷殿・板垣殿・後藤殿・江藤殿・副嶋殿、御願ニ依而御免官、左候而伊藤博文殿参議ニ而工部卿御兼、寺嶋宗則殿参議ニ而外務卿御兼、勝安芳殿参議ニ而海軍卿御兼、且参議大隈重信殿大蔵卿御兼、参議大木喬任殿司法卿御兼、木戸殿・大久保殿者参議是迄通与新聞誌ニ相見得候付、参議江被任候御銘々者、伊地知貞馨殿御釣合、御祝儀可申上候。右御問合申上候、以上。

西九月十六日 大宜見里之子親雲上／与那原親方
宜野湾親方様／川平親方様

[8]

外務省少録堀江弘貞殿／同十三等出仕時任義當殿

右御地為御在勤、年内鹿兒嶋縣江御下、来春御渡海之由、尤御奉行御跡代茂相知候哉与、堀江殿尋上候處、右御交代期限者いまた相分不申段、致承知候。此段御問合申上候、以上。

附、於御地御相伝向御格合、伊地知貞馨殿御釣合いたし候處、御兩人者当春 堀江殿御渡海之時、例通相心得可然段、致承知候。

西九月十六日 大宜見里之子親雲上／与那原親方
宜野湾親方様／川平親方様

[9]

賦米御免并当年貢米追送上納等之件々、いまたニ相濟不申、御模様相伺候得者、於大蔵省色々御吟味相分、右願達相成候而茂琉球蔵方為筋計ニ而、百姓共御救助二者不相成候付、御取揚無之方ニ御吟味之哉ニ承り、伊地知貞馨殿御釣合、御催促之事相仕立差出候處、いつれ琉球願立通御達無御座候而不叶訳合、外務省御次書を以正院江被差出、御模様宜敷候由、承知仕候段者、先便御問合申上越候通ニ而、其後大蔵省より正院江被差上候段承、御吟味之形猶聞諾候處、代銀上納者願通ニ而茂不苦候得共、賦米并上納砂糖等之件々者御取揚無之方御吟味之哉ニ承候付、都而願濟之方、貞馨殿江再三御頼申上、猶又正院表江茂御内意向手便を求相働候砌、別紙を以申上越候通、参議衆御代合、御混雜成立、急ニ願濟之方相見得不申、尤當御場合ニ而茂、貞馨殿ニ者右願筋之件々御氣を不被放、折を御見合、正院江御催促被成候段、被仰聞候得共、上納砂糖者追々收納之節季差懸、至極及心配、何分御片付被仰付迄之間、取納輸登方等琉球蔵方計被仰付度旨、別紙書付申上帳ニ相見得相仕立、外務省江罷出、貞馨殿逢上差出候處、早速正院江伺出相成候得共、前文通御混雜ニ付而者、于今御吟味御取付無御座由、就而者差掛之事候間、先達而伺出之通、收納輸登方等、琉球蔵方計之方相心得候様可問越旨、今日御同人より承知仕、別紙之通日記ニ見得候可問越段、御同人御引合仕置候間、其通御取計可有御座儀奉存候。浦添親方江も御案内、此段御問合申上候、以上。

附、本文砂糖届先之儀、大坂鹿兒嶋何れ之方江可宜哉、追而吟味を以申上越 候様可仕候。

西九月廿六日 大宜見里之子親雲上／与那原親方
宜野湾親方様／川平親方様

[10] 摂政・三司官衆江

油紙包耆ツ／右便宜次第可被差下候。此段及問合候、以上。

酉九月廿六日（発）酉十一月十一日（受） 与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

本紙郵便為念長崎武八郎方相頼

[御返答

本文承知仕、便宜次第差下可申候、以上]

[11] 其許館地下賜之儀、大蔵省江及御照合候處、特別之詔を以、此度限無代償ニ而下賜、尤地租取立之儀者鹿兒嶋縣下江御達被置候旨、同省より御申越有之候段、別紙之通、外務省より被仰渡、難有次第二候。おのつから縣廳より御達相成筈候間、御達次第、委細可被申越候。此段及問合候。以上。

酉十一月十二日

与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

本紙、為念郵便

[12] 貢米代銀上納等之条件願濟遅、致心配候段者、追々致御問合候通ニ而、今日外務省より御用ニ付、浦添親方・与那原親方・大宜見里之子親雲上罷出候處、琉球藩貢納之儀、同藩願之通ニ者難聞届候得共、特別之詮議を以、賦米等之名目并砂糖納相廢シ、自今米八千二百石ヲ常額ト相定候条、毎年十月十五日ヨリ十二月十五日マテ六十二日間大坂市中平均相場ヲ以テ石代上納取計ベク、尤期限ノ儀、当分翌年七月マテ延納差許候条、納方之儀ハ大蔵省へ可申立旨、外務省御書付を以御達相成、難有次第奉存候。右ニ付、兼而御内意申上置候御銘々江、私共より御礼之儀早々可申上候。且右餘計支配筋之儀、士民救助江茂差向候様、伊地知貞馨殿より分ケ而御沙汰之趣有之。右御書付并成行旁、委細浦添親方乗船便可申上越候得共、先早々此段致御問合候、以上。

酉十月十五日 大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[13] 貢米代銀上納等之条件願濟遅及心配候處、今日別紙之通相濟、難有次第二候。為心得、此段申越候、以上。

酉十月十五日（発）酉十月卅日（受） 与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

[御返答

本文承知仕難有次第奉存候、以上]

[14] 摂政・三司官衆江／油紙包兩通

右、貢米代銀上納杯之条件、御願通相濟候付、早々之御問合申上越候間、便次第、本紙為念別々可被差越候。此段及問合候、以上。

酉十月十五日（発）酉十月卅日（受） 与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

郵便

[御返答]

本文承知仕便次第差越可申候、以上]

[15] 外務省より与那原親方御用ニ付、罷出候處、堀江弘貞殿より於琉球被仰渡置候御国旗、両先嶋江相立させ候首尾申出候様被相達候付、右旗者格護仕置候筋、伊地知貞馨殿より承知仕、其通相達置候。琉球者大風相不相絶所ニ而、右旗相立置候而ハ不相保段申上候處、於其儀者、嶋方江相渡候日柄申出候様有之、後日右日柄慥成書留者無之候得共、役々相尋候得者、四月廿一日比新曆為相渡覺之由申出候段申上候處、其篇ニ而相濟申候。

一 別御用ニ付、同省江同人罷出候砌、伊地知殿より琉球近辺ニマゴ嶋と云小嶋を澳地利ト日耳曼ニ相争と之事聞及候段、別紙澳地利在勤之本省副田節殿より書状ニ相見得、且於唐も異国より両先嶋江港開方一件之風説為有之由、マゴ嶋与者睨与難相分候得共、宮古嶋ニ而可有之哉、委敷探索いたし問越候様、飛却便より申越置候間、右返答到来之上、弥其通ニ而候ハ、両国共條約御取替被成所ニ而、不及其儀様御取計可被仰付、先其内御渡相成居候旗者相立させ置候様被相達候。

一 右御国旗之儀、約条御取替不相成方ニ相濟候上、御用捨之願申上候様、与那原江御申含之趣有之候處、右願筋者何れ唐異国江可差障趣を以願出申答候処、当時柄右一件屹立難申上、殊前条之訳合茂有之事候得者、異国船来着之節々相立候様被仰付方ニ茂可有之哉、御吟味之上、程能御取計可被成儀奉存候。

右、浦添親方江茂御案内、此段御問合申上候、以上。

西九月十六日 大宜見里之子親雲上／与那原親方
伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[16] 当所取次番之儀、交代年季相分不申、今通ニ而者容易代合難申付、至先々差支可申、去年より引起三年交代之摸ニ相立可宜与吟味仕、浦添親方御案内、別紙之通日記ニ見得候事書を以、佐野直勝殿江相達置申候。此段御問合申上候、以上。

西九月十六日 大宜見里之子親雲上／与那原親方
宜野湾親方様／川平親方様

[17] 御当地麻疹流行之段者、追々申上越候通ニ而、最早風氣相鎮候段承申候。此段御問合申上候、以上。

西九月十六日 与那原親方
宜野湾親方様／川平親方様

[18] 今日／天長節御祝儀ニ付、四ツ時分浦添親方・私共色衣冠ニ而、外務省江罷出、御書翰御目録入御調部、伊地知貞馨殿御一同、赤坂離宮江罷上、官員衆御取次、御書翰御献上物差上、浦添親方・私共より之御祝儀茂名書を以申上、御酒肴御料理被下候付、御礼申上、退館仕申候。

附（略）

西九月十四日 大宜見里之子親雲上／与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[19] 戸籍権頭より御用有之、罷出候處、琉球藩戸籍并職分総計之儀、来年より先者一月中新曆取調部、左候而総計表も別紙雛形通委敷相記、二通取添、二月中限差出候様、且又当年者起発ニ付、出生死亡并寄留人與入無之候處、来年より者は又與入、雛形も可相記旨、御達有之候付、弥其通相心得可申、尤月限者遠海相隔候故、何様差急候共、御達通ニ者相調申間敷候間、差登次第差出候方ニ御心得被下度旨申上候處、此儀一統之趣法ニ而候間、成丈期限通差登、自然間ニ合不申節、何分申出候方ニ可相心得旨、御達有之候間、兼而其手組被仰付、帳内茂先例之通年頭与力江存込させ、被差登候様御申渡可被成儀与奉存候。此段御問合申上候、以上。

附、雛形ニ分兼候所者、委細盟受させ提札仕置申候。且雛形用紙も被成下候 付、差上越申候。

酉九月十六日

与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[20] 外務大丞官本小一殿江、去秋御肝煎為御礼、伊江王子・宜野湾親方御状を以、御品々被差上候御返物として、別紙御手紙并遊獵銃一挺被相渡候間、差上越申候。此段致御問合候。以上。

酉八月廿八日

与那原親方

日帳主取衆

[21] 当所扱所より屋敷券状被成下候間、書付并圖引差出候様被相達候付、別紙之通申上帳ニ相見得書付相仕立、圖引取添差出候處、別紙別ニ格護写之通、券状被成下候付、役所江格護申付置候。此段御問合申上候、以上。

酉九月十六日

大宜見里之子親雲上／与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[22] 跡月二日之風雨ニ邸敷東表上長廿九間、下長廿四間三尺、高廿四間、横四間相崩候付、早速扱所江首尾申出、修補申付置候。此段致御問合候、以上。

酉九月十六日

与那原親方

日帳主取衆

[23]

一 油紙包書付入箱巻ツ

但本紙

一 同巻ツ

但八月十一日十九日九月九日同廿六日差越候書付、(以下、略)

酉十月五日(発) 酉十月卅日(受)

与那原親方

鹿児島縣琉球館 役々

[24]

一 天保二卯年、出物御米之内、式千八百石、砂糖七拾伍万斤值成替上納被仰 付候一件、御物より仰渡之一条

一 嘉永六丑年、右砂糖上納御免相成候一条

一 文久二戌年、前条通上納被仰付候付、御達之一条

一 元治二丑年、四拾四万斤餘相重候様被仰渡候處、奉願、半減ニ相成候一条右上納計糖米繰替願一件ニ付、御用見合ニ而候間、早々写取可被差登候。此段及問合候、以上。

酉十月五日（発）十月卅日（受）

与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

本紙長崎武八郎方相頼為念浦添親方御乗船便

[御返答 / 御本文承知仕、写取候中上納砂糖一件御納濟相成候段、□□□写 取登方取止申候、以上]

[25]

一 今月十五日、外務省より御用ニ付、私共三人罷出候處、伊地知貞馨殿御取次、琉球藩貢納之儀、願之通ニ者難聞届候得共、特別之御詮議を以、賦米等之名目并代砂糖納相廢シ、自今米八千貳百石を常額与被定候条、毎年十月十五日より十二月十五日迄、六十二日間大坂市中平均相場を以、石代上納可致候。尤右期限之儀、当分翌年七月迄延納被差許候条、納方之儀者大蔵省江可申立旨、別紙之通日記ニ見得候御書付を以御渡相成、難有次第奉存候。

附、御書付本紙者浦添親方持下申候。

一 右ニ付、右大臣并参議衆、貞馨殿其外兼而御内意申上置候御銘々御届参上、御礼申上候。其御許より御礼之儀者書付を以伺出候間、濟次第何分可申上越候。右致御問合候、以上。

酉十月廿日

大宜見里之子親雲上 / 与那原親方 / 浦添親方

伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様

[26] 貢米代銀上納等之条件御願濟相成候段者、別紙を以致御問合候通ニ而、右御願筋之儀、於大蔵省色々御吟味六ヶ敷相成、於正院茂御裁許相分り候哉ニ承及、殊ニ参議衆茂御代合被成候付、改而御内意向相働、実情之所委敷通上申度、私共三人、右大臣岩倉具視殿・参議大久保利通殿・寺嶋宗則殿逢上、願意之趣、実情旁委細申上、乍其上口達迄ニ而者御得心之程如何可有之、別紙之通日記ニ見得候手扣書相仕立させ、御銘々差上置候處、能御汲取相成候半、今月四日、参議衆之内、又者伊地知貞馨殿江も大蔵省江御出席、段々御談判被仰付候上、猶又於正院御談判、御三人御吟味通相片付、御採用相成候由、内々承知仕、難有仕合奉存候。

附

一 正院より外務省江御達書為心得、伊地知殿より内々写取、別紙通日記ニ見得候被仰渡置候。

一 賦米之儀、皆同御免無御座、且御米代居茂、申立与相替候付、致再願候方ニ茂可有之候得共、本文通段々御詮議之上御決定御達相成候を、何角申上候而者、御都合仕間敷与吟味仕、取止申候。

- 一 当年貢納之内、先達而大蔵省江相納置候砂糖之儀、既ニ收納相濟候上、今更取帰候も難成事候間、米八千式百石之内、三千六百八拾石者、右砂糖ニ而致引合、来年者残り四千五百式拾石相納候様、伊地知貞馨殿より被申、既ニ御收納相濟、何角難申上、弥其通可仕段申上候。
- 一 前条、貞馨殿江兼々御内意申上候砌、此節賦米御免并貢米代銀上納等之件々、琉球願意通御達相成候而茂、蔵方勝手而已ニ而、士民救助ニ者不罷成候付、御取揚無之方大蔵省御吟味を以、御申出相成候付、御同人より右大臣并參議衆江、琉球小高故蔵方致難渋、士民救助向不相届、極々難儀堪兼居候付、いつれ願意御採用無之候而不叶段、委細申上候處、能御汲取被成候。就而者、右願達之上、株々之餘計藩庫而已ニ遣込候而者、撰政三司官始在番本意不相立迄ニ而無之、於大蔵省者實々其通取行候哉与内々聞合可申積ニ而、おのつから及露頭、御同人ニも參議衆大蔵省ニ被為対被失御顔、夫耳ならず假令願意御採用相成候共及破談、以後琉球何敷申上之故障ニも可相成、然共当分藩庫茂難渋候得者、餘計有丈士民救助江差向候儀も難成筈候間、三分ニして一分者藩庫、一分者諸士、一分者百姓共救助江差向、左候而、右規則者永々不相替、一般御撫恤之渥相見得候様取計可宜段被申候付、御免濟之上者御達通取行可申段、申上置候處、猶又右餘計銀支配筋一件、別紙御届申上帳ニ見得候前書之通早々差出候ハ、參議衆御始外務卿御都合可相成候間、文面等委敷吟味を以差出候様被申、何楚存寄無之候付、其儘清書させ、私共連名を以差出置申候間、右支配方者貞馨殿御達通被仰付、御地御在勤官員衆御引合、外務省江御届被申上候様、御吟味可被成儀与奉存候。

右通相濟候付、口上手扣并御書付写杯取添、此段致御問合候、以上。

西十月廿日 大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方
伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[27] 鹿兒嶋縣琉球館地下賜願之儀、外務省より低価御払之方、大蔵省江御懸合相成候段者、先達而御問合申上候通ニ而、其後大蔵省官員衆江茂御内意申上候處、鹿兒嶋縣下江設置候其藩蔵屋敷地所之儀ニ付、去九月中当省江願立之趣有之、因而右館地下賜之儀、大蔵省江照合およひ置候處、特別之譯を以、此度限無代価ニ而其藩江下賜候。尤地租取立之儀者鹿兒嶋縣下江相達置候旨、同省より申越有之候段、別紙之通日記ニ見得候外務省より御達相成難有次第奉存候。右ニ付、兼而御内意申上置候御銘々江御礼申上置候。御地より御礼之儀者奉伺置候間、相濟次第可申上越候。此段御問合申上候、以上。

西十月十一日 大宜見里之子親雲上／与那原親方
宜野湾親方様／川平親方様

[28] 紀元節、自今新年・天長節同様、賀表ヲ上ツルヘク旨、別紙之通日記ニ見得御達有之候付、(以下、略)

西九月卅日 大宜見里之子親雲上／与那原親方
宜野湾親方様／川平親方様

[29] 三井組より御借入金返却用之砂糖式百万斤支配筋之儀、遠所差離候而之事ニ而、差引向思様不行届、入札代も実正不相分候上、欠斤茂大分相立候躰相見得、就而者琉役相合

之支配仰被仰付度、伊地知貞馨殿御列合申上候方、役々吟味仕させ候處、此儀於御地茂御同人為及御相談事候得共、餘計之事与被申、御採用無之候を、猶又爰許ニ而御相談相成、自然御氣受相積候而者、餘事御用杯ニ可差障哉、先以差扣候方可然与申出候付、右御相談見合居候處、魚住源藏より三井組方借用金之儀、大蔵省江も相拘、返却向旁不容易等、五銀行者係役共多分鹿兒嶋縣之人ニ而、万反心安有之、何歟砂糖登遲及手当違候節者、差延茂可相成候間、同所より御借替を以致返却候而者何様可有之哉与内談有之候段、役々共申出候付、吟味仕させ候處、右御借用金式拾万圓之内、当年割前四万圓并利金丈ケ者、先達而大坂届貳百万斤払代金ニ而納入、殘拾六万圓者御借替を以致返濟、左候而来年より五ケ年ニ割付、引当之砂糖も五拾万斤者引下り百五拾万斤程ニ相定、右支配係共江積請させ、鹿兒嶋縣迄之運賃相添渡方いたし、払先之欠斤等者琉球方不差構様、且砂糖決算之儀、鹿兒嶋縣館内入札代大坂入札代いつれを御勝手筋与者頭ニ難取究候得共、当年共者双方之代成、差而高下無之、大坂入札代者前条通実正之所さあはりと無之、鹿兒嶋縣館内入札代ニ而算用引結候方進も心安可有之、夫々源藏致相談、弥相調候ハ、格別御為筋可相成段申出候付、其通相談仕させ候處、右通規則相直シ申事候ハ、支配係茂此節改而長崎武八郎并源藏兩人江被仰付度、兩人者銀行方係内之事候故、都合ニ茂相成事候間、道楚願通取計呉り候様申立有之、人躰所帯振宜敷者共、其上銀行方都合茂有之候付、源藏申立通、兩人江相片付、左候而右御借替一件、与那原より貞馨殿御列合仕候處、尤之取計、随分三井組方都合者御同人ニ而御取計被成相談仕候處、□分其通可相済与請合居候由申出候付、別紙三通右書類相見得候写之通、此方証文第五銀行方證據書与取替仕申候。尤去年三井組江御差入相成候御証文者拾六万圓皆同返却之上取帰差下申候間、御物奉行衆江茂可被仰渡儀奉存候。此段致問合候、以上。

附

- 一 支配係兩人、請合書尅通差上越申候。
- 一 第五銀行方請合証書ニ御国産砂糖百五拾万斤期限内鹿兒嶋縣出張大坂生産会社江被振向与之文面、源藏相尋候處、右者銀行方都合迄之事ニ而、琉球御方江者御拘無御座候間、左様相心得候様、返答承申候。
- 一 源藏儀、本文通御為筋氣を付申出、其外御用向心入宜敷者与見及申候間、何歟品物御取添御褒美被成下候ハ、以後之為ニ茂可相成与奉存候。

酉十月廿日

大宜見里之子親雲上 / 与那原親方 / 浦添親方

伊江王子様 / 宜野湾親方様 / 川平親方様

[30] 右之通琉球江御問合申上越候間、為納得、此段及問合候、以上。

酉十月廿日

大宜見里之子親雲上 / 与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

[31]

一 第五銀行方江返却向、支配係長崎武八郎・魚住源藏より右銀行方ニ対シ明白之為、別紙右書類相見得候 約定書差入候間、私共奥書申請度申出、役々江茂取調部させ、何楚差障不申候付、奥書ニ而相渡申候。

一 右約定書之内、砂糖代金入札払三拾日限り銀行江振込、翌月より月ニ四朱之返利受納

可申旨相見得、右者皆同御蔵方江納方可申付之處、別紙之通右内願出、役々江も吟味させ候處、右願応シ置候ハ、餘之相談向致安可相成段申出候付、四朱之内、式朱者御蔵方江納方申付、式朱者兩人得用之方ニ申渡置申候。

右之通申上越候間、御物奉行衆江茂可被仰渡儀奉存候。此段致御問合候、以上。

酉十月廿日（発） 大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方

戌正月廿五日（受）

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[本文、令御達、御物奉行口申渡置候、以上]

[32] 十一月十三日新曆午後第七時二十分、皇女御誕生之處、即刻御逝去被遊候付、(以下、略)

右、御問合申上候、以上。

酉九月卅日 大宜見里之子親雲上／与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[33] 去年琉球管内江漂流之英国人、危急存亡之際救助を受候厚意を謝候ため、英国政府より金時計并金鎖寄送致度候得共、言語不通ニ付、御国人之内一員を同行致呉度、英国領事より依頼有之。六等書記生和田雅二郎を同行、本月八日新曆朝琉球江向清国上海を揚錨致候旨、在清国我領事より申出候段、別紙之通日記ニ見得候外務省より御達有之候。此段御問合申上候、以上。

酉九月廿日 大宜見里之子親雲上／与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[34] 清国人漂着之節取扱一件、御奉行江御問合抜書并御内意物御禁止一件、御布告写、別紙之通日記ニ見得候伊地知貞馨殿より被相渡候。御内意杯ニ付、諸品贈答方者兼々御達茂有之候上、別紙右同御添書ニ茂琉球一藩ニ限り候訳ニ無之、御親政涯御布告相成、一般之事ニ而、琉球御役々ニ茂仰御躰仕相成度趣相見得候付、御用御頼杯ニ付官員衆江品物差上候儀、取止置申候。此段御問合候、以上。

酉十月廿日 大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[35] 外務省より与那原親方御用ニ付罷出候處、別紙日記ニ見得候御使者立一件之心得書、伊地知貞馨殿より被相渡候。右御達書之趣を以者、以後臨時御使者被差立候儀、難被成候付、頭ニ蒙御免置候方ニも可有之哉与、役々江茂致吟味させ候處、未来之事、何角申立候而者可差障候間、何歟御使者不被差立候而不叶節者、涯々御吟味之上、御取計被仰付候方可然段申出、取止申候。浦添親方江茂御案内、此段御問合申上候、以上。

酉九月卅日 大宜見里之子親雲上／与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[36] 天照皇大神宮御守札、右構之衆より上様江差上度申出有之由ニ而、於外務省伊地知

貞馨殿より被相渡、尤右御札之儀、金三千疋御献納被成可然段、被相達候間、来春在番口上取添、御目錄を以、右員数可被差上儀与奉存候。此段御問合申上候、以上。

酉十月廿日

与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[37] 御当地牛痘之儀、西洋より苗差下、植弘方被仰付、別而痘位宜候段承候付、右苗御地江茂下方可相成哉、且御地牛痘植付、新痘仮痘之見分、苗取之仕様旁、いまた二伝受不来之稜茂可有之哉、是又評判させ可宜与、泉川筑登之親雲上・謝花筑登之親雲上江申付、牛痘係手本大野松濟殿与申医師頼入、相尋させ候處、当分相時行候牛痘者、當六月西洋より差下、別而丈夫之苗、尤苗格護方茂三ヶ月程者相保候付、琉球江も下方可相成段申二付、現痘致見分候處、痘位宜候由、且御地牛痘伝書者何々取扱、植付方并新痘仮痘見分ケ、苗取様杯委細相嘶候處、植付方者相替、書々并新痘仮痘之見分ケ者、其通二而可相濟候得共、牛痘者時々苗相改候を肝要之事候處、御当地茂右苗牛ニ植付相改候仕様いまた伝習委敷無之故ニ而可有之、段々手数を尽し相試候得共不行届、就而者年々米春秋西洋より苗御差下之方御差図仕置候付、琉球茂望ニ而候ハ、苗相改候節々下方可取計段、為有之由、泉川・謝花申出、右ニ付植付方并苗格護之仕様、兩人江稽古させ、苗茂貰取、此節泉川持下候間、植試被仰付、左候而来年より先者每春秋御当地より新苗被差下、植弘方被仰付何様可有之哉、泉川江茂委敷御尋、弥其通被仰付候ハ、年々在番附医者江御申含可被仰付儀与奉存候。此段致御問合候、以上。

附

- 一 御地牛痘之儀、八日目ニ而植次候段相嘶候處、御当地茂以前者其通ニ而、夫故仮痘多有之候付、七日目ニ植次候段為申由。
- 一 西洋苗を以植付候牛痘者位杯格別相替可申哉与相尋候處、日本苗を以植付候痘者程細り有之候處、西洋苗者太して色合茂宜敷有之由。
- 一 本文、習受ニ付、礼物者御物払申渡候。

酉十月廿日

大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[38] 御国躰御制躰永久不相替、且唐人并同管轄之国民共漂着之節御取扱向一件、御願濟相成候付、御双方様江御札之儀奉伺、追而申上越候段、先達而致問合置候處、適御用御頼被仰上候付而者、御札之儀不及伺、直ニ被仰上可宜与奉存候間、来夏御書翰を以被仰上可然哉、尤右ニ付、何敷御品物杯被差上二者相及申間敷与存申候得共、此儀者御吟味之上、何分御取計可被成儀与奉存候。此段致御問合候、以上。

酉十月廿日

大宜見里之子親雲上／与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[39]

一 五月廿二日、外務省官員衆より、在番并附添役々、大黒屋与申商人別荘江罷出、御嘶いたし候様、伊地知貞馨殿付而御挨拶有之、罷出候處、特命全權公使澤宣嘉殿・少輔上野景範殿始、官員衆十五六人并澤殿・上野殿御内之由ニ而、女人五六人、外務省御雇之異人

茂一人、日本装束ニ而入交、何共存外候得共、既ニ出席之上相避ケ候儀も不罷成、不及是非同席ニ而、段々御嘶御馳走杯被成下候。

附、異人より何歎嘶杯者無之候。

一 閏六月廿四日、外務卿副嶋殿より、私共三人後々御面会可被成候間、御宅江罷出候様、兼而貞馨殿より被相達、大宜見者不快ニ付、浦添親方・与那原親方兩人致参上候處、外務大丞柳原前光殿・同大原重実殿并貞馨殿御出有之、折節本座者ウロシヤノ公使并外務省御雇同国人之由ニ而、各妻を茂携参居候付、暫ニ階江扣居候内、副嶋殿より、右外国人共より琉人致面会度申候間、相逢候様有之、兩人罷出居候次第者、右者共疾ク於玄喫見及候故、達而御断も難成、前条之御人数一同、本座江罷出、相逢候處、副嶋殿より異人共江通詞を以、浦添親方者別段、与那原親方者在番として致上京居候段被仰達、左候而右者共より通詞を以、琉球寒暖之次第相尋、外ニ何楚之尋向無之、追付立帰候付、夫より段々御馳走、後々御嘶仕申候。

一 九月十二日、外務省より、与那原御用ニ付、罷出候處、貞馨殿より、英吉利公使書記官サトウ与申者より琉人相逢度申出候間、致対面候様被相達候付、異人致面会候而者差障可申候間、相迎候方ニ御取計被下度、返す返す申上候得共、可申断訳合無之、右サトウ者拾年餘日本江滞在、一躰之様子を茂能存居候を、強而相断相候而者、都合不致、却而琉球不為可相成候間、屹与相逢候様、分ケ而被申候付、得与吟味を以可申上段申上罷帰、何れ茂吟味仕候得共、可相断訳合立兼、就而者用向杯取込居候杯与押延候ハ、其篇ニ而相済候儀も可有之、重而沙汰出来候節、其形返答申入候方申談、貞馨殿江茂いまた御返答不申上候得共、何之御沙汰も無之候。

一 十月廿四日、寺嶋宗則殿逢上、御米一条之御用御頼ニ付、私共三人外務省江罷出、扣所江罷在候内、異人一人差寄、失礼なから兼々相尋度儀有之候与致挨拶、琉球文字唱方者唐音候哉、和音ニ而候哉与申ニ付、和音之段致返答候處、就而者、国王様御名尚奏者矢張しやうたい与唱候哉与申ニ付、左様之段相答候處、謝礼申述罷帰申候。

一 太政官・外務省・大蔵省其外諸省、又者府縣江異人・唐人杯御雇、且公私学校臨道茂官向所向異人御雇、且御城内外格別之場所場所、其外方々江外国公使館并住家造立、唐人も入交り相住居申候。

附、諸省御雇之外国人者多分各御屋敷内江妻子杯引越、又者日本女を茂娶居申候。

右通之次第ニ而、御用ニ付外務省・大蔵省ニ而者勿論、官員衆御宅ニ而茂不断行逢、逢避候儀茂罷成不申次第御座候。為御心得、此段致御問合候、以上。

西十月廿日 大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[40] 御在番奉行御交代期限未相知不申段者、於琉球携役々跡代并諸手当向差支可申候間、何分早め御知被下度旨、伊地知貞馨殿江申上候處、御交代間近有之候而者、琉球方厄害相成、於外務省茂御面倒ニ付、来年中御詰通被仰付、且御飯屋之儀、御在番所并書役・与力飯屋相残、餘者解除可相済段致承知候。

一 琉球表公館江是迄其藩より附置候大和横目・別当・側用聞之三官并馬口付ニ至迄、以来其儀ニ不及令廢止候。門番其他水夫杯之運人者、従前之通、尤右給料自後其藩より給與ニ不及、当省より可相渡、委細之儀者在琉球当省官員より追而可相達候条、此旨可相心得

段、別紙之通日記ニ見得候外務省より御達有之申候。

附、乗馬之儀者、御用之節々賃錢御雇可被成段、貞馨殿より致承知候。

右旁御問合申上候、以上。

西十月廿日 大宜見里之子親雲上／与那原親方
宜野湾親方様／川平親方様

[41] 琉球藩印一ツ家共

但御達書并條例相添

右外務省より御下渡相成候付差上越申候。尤右御達書ニ先般御届相成候藩印者、削印可致段、相見得候付、御入付相成候琉球藩印茂取添、此段御問合申上候、以上。

西七月廿日 与那原親方
宜野湾親方様／川平親方様

[42] 御布告入袋一ツ

右者都而式通宛御渡、左候而尅通者琉球江差越候様御達之趣有之、差上越申候。尤右外尅通宛御渡候も有之候得共、何楚御見合ニ茂相成不申候付、格護申付置候。此段致御問合候、以上。

附、本文御布告之内、地方官心得書与申地租改正一件、其外煩敷事々茂有之候得共、右者日本中江之御達ニ而、於御地、其通被召行候様ニ而之御布告ニ而者無御座候間、左様御心得可被成候。

西九月十六日 大宜見里之子親雲上／与那原親方
日帳主取衆

[43]

- 一 天下絵図一枚
- 一 日本同一枚
- 一 外国人御雇一覽一枚
- 一 内外一覽二枚
- 一 琉球新誌一部

右御用御見合可相成与買入させ差下申候、以上。

西九月廿日 与那原親方
日帳主取衆

[44] 太陽曆七冊

右、外務省より被差上、幸便之節、御地江送達可有之旨、御達有之候付、右之内、三冊者此節差上越、尅冊者此方見合用として取置、一冊者鹿兒嶋縣館内江差下、残二冊者後便差越可申候。此段致御問合候、以上。

西十月廿日 与那原親方
日帳主取衆

[45] 太陽曆五冊

右、外務省より御渡之分ニ而者向々御配当難成、差支可申与御物買入させ、差下申候。此段致御問合候、以上。

酉十月廿日

与那原親方

日帳主取衆

[46]

一 浦添親方・大宜見里之子親雲上、近々帰帆ニ付、兼而外務省御釣合之上、一昨十六日伊地知貞馨殿御同伴、赤坂離宮罷上り、宮内省官員衆お取次、御暇申上候處、主上ご対面所江出御、謁見被仰付、難有次第、即右官員衆御取次御礼申上候。

一 右同ニ付、昨十七日与力儀者召列、從二位様御邸参上、家扶衆御取次御暇申上候。右御問合申上候、以上。

酉十月十八日

大宜見里之子親雲上／与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[47]

浦添親方／大宜見里之子親雲上

右者御用相濟候付、此節御下京被成候。此段御問合申上候、以上。

酉十月廿日

与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[48]

与那原親方附添 多嘉良里之子親雲上

右者、根氣弱水土茂服兼候上、去月末比より毎度熟睡不致、今形ニ而者何歟病氣杯差発可申哉与致心配、最早御用茂少罷成候間、此節帰帆被仰付度願出候付、浦添親方江茂御案内、帰帆差免申候。此段御問合申上候、以上。

酉十月廿日

大宜見里之子親雲上／与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[49]

伊地知貞馨殿／奈良原幸五郎殿

右者、今般願意之条件総而御為能様被取計、就中賦米御免并貢米代納等之件々、於大蔵省者御吟味附兼、参議衆之内ニ茂御見付相分為申由候得共、御兩人ニ而、右大臣岩倉具視殿・参議大久保利通殿・寺嶋宗則殿江御地実情之所細々被通上、貞馨殿ニ者自然右願意御採用不被成候ハ、御辞職可被成程ニ御申込為被成由、右通精々被相働候故、都而之御用、都合能相届、難有仕合奉存候。就而者、御礼之儀、私共より申上置候得共、上様各様より茂厚御挨拶被仰上候ハ、御都合向者勿論、以後之御為ニ茂相成可申与存申候間、来春何歟御品物御取添、御礼被申上候而何様可有之哉、当時右様贈物者御禁止之事ニ者候得共、前文御心入之程、上様御始委細御承知、實々難御黙止、被御送候形、在番江御申含、左候而御品之儀者外々不晴立様御取添、御道具物者被召除、反布類御見合可被成儀与奉存候。此段致御問合候、以上。

酉十月廿日

大宜見里之子親雲上／与那原親方／浦添親方

伊江王子様／宜野湾親方様／川平親方様

[50] 金札口拾四両也

池田勇右衛門

右、上京之節、御用向出精相勤、且続料差支候躰相見得候付、役々江茂吟味之上、去年例見合、本行之通心付相渡置申候間、右之趣者御物奉行衆江も可被仰渡儀奉存候。此段御問合申上候、以上。

酉十月廿日（発） 戌二月十日（受）

与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[本文者受達御物奉行江□□□]

[51]

従三位様江

一 象牙口金羽御扇子二本（以下、略）

従二位様江

一 象牙口金羽御扇子二本（以下、略）

御前様江

一 白檀金羽御扇子二本（以下、略）

大山綱良殿

右、御地下風帆船徳用丸江異国人乗合候付、卸方被仰付度御頼申上候付、

一 澁扇子一箱宛（以下、略）

田端巖秋殿／右松権典事

右、前条同断二付

一 澁扇子一箱（以下、略）

伊地知貞馨殿

右、前条同断并東京江乗船一同被仰付、船長方江茂宜御相談被下度御頼申上候付、

一 澁扇子一箱（以下、略）

島津久邦殿

右／御双方様御都合向宜御心得被下度御頼申上候付、

一 澁扇子一箱（以下、略）

小林好愛殿／山崎潔殿

右、御米一件并御兩人御持登之御用宜御心得被下度御頼申上置候付、

一 澁扇子一箱（以下、略）

伊地知貞馨殿

右、都而之御用宜敷御取計被下度御頼申上候付、

一 澁扇子一箱（以下、略）

奈良原幸五郎

右／御双方様并向々御用意向御頼申上候付、

一 澁扇子一箱（以下、略）

外務省六等出仕桜田親義殿／同七等出仕森山茂殿／同権中録小林瑞一殿／同二等書記生内藤忠順殿／右同樋野順一殿

右、都而之御用宜敷御心得被下度申上候付、蔵屋敷江御出之時御手渡之筋を以差上申候
一 紺地木綿布二反（以下、略）

外務少輔上野景範殿

右、約条御取替一件、御頼申上候付、土座成を以差上申候
一 澁扇子一箱（以下、略）

同大丞花房義質殿

右、前条同断ニ付右同
一 澁扇子一箱（以下、略）

東京府知事大久保一翁殿

右、御蔵屋敷御取入ニ付、段々肝煎被成候間、何敷品物取添、御礼申上候様、伊地知貞馨殿・奈良原幸五郎殿より被相違候付、御断茂難成差上申候
一 澁扇子一箱（以下、略）

森静助殿

右、借入金返済用砂糖代銀、大坂より届遅、夫丈利銀御不勝手相成候付、屹与御差引、早々差登候様被取計度御頼申上候付、
一 澁扇子一箱（以下、略）

邸宅守魚住源藏

右、浦添親方御一同上京、段々気を付、肝煎致候付、
一 澁扇子一箱（以下、略）

魚住源藏

右、貞馨殿都合向見計、御用筋為能様肝煎頼入候付、
一 澁扇子五箱（以下、略）

伊地知貞馨殿

右、役々相中より御用御頼申上候付、
一 焼酎五済（以下、略）

奈良原幸五郎殿

右、前条同断ニ付、
一 紺地木綿布一反

黒田亀吉

一 紺地木綿布一反

右、大坂ニ而背金払方一件ニ付、肝煎相頼候為謝礼、浦添親方儀者外間筑登之親雲上より右之通、御物調を以被遣置候間、此段御問合申上候、以上。

酉十月廿日

与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様

[52] 来年太陽曆一冊

右、其許見合用として差下候。此段及問合候、以上。

酉十月廿日（発）酉十一月八日（受）

与那原親方

鹿児島縣琉球館 役々

[53] 十一月十一日新曆英国軍艦御地江渡海、同十八日帰帆二付、委細形行、別閉之通日記ニ見得候外務省江御届有之由ニ而、御渡相成申候。此段御問合申上候、以上。

酉十月廿五日

与那原親方

宜野湾親方様／川平親方様／浦添親方様

[54] 長崎武八郎殿事、伊地知貞馨殿・奈良原幸五郎殿御近御取合、殊ニ大蔵省其外朝官衆廣御付合有之由ニ而、此節御米一件、其外之御用茂肝煎頼入候處、能汲受、大蔵省官員衆、右外江茂実情旁通上、段々被相働、以後共何敷御為筋可相成儀共者随分相働申度被存候得共、何楚琉球御方御用係ニ而も無之、御藩之御用相働候而者、官員衆并外々御見受不宜、はめ込難相働候間、表向御用係之書付被成下度申出、役々江茂吟味仕候處、尤之申立、勿論其通申付候御心付杯之沙汰も相懸不申候付、弥申立通相渡可然、就而者当分魚住源藏・小山宗兵衛兩人茂館中江詰居無之、御用聞之場を守之名目ニ而者成合申間敷、三人共用向係与相名付可宜候得共、武八郎殿者士族之事故、同様ニ申付候而者不安可致積ニ而、別紙之通、武八郎殿者御用頼、源藏・宗兵衛者用向係与相改申付置候間、右之趣、浦添親方御案内、帰帆之上、摂政・三司官衆江可被申上候、以上。

酉十月廿五日

与那原親方

大宜見里之子親雲上

本紙、長崎武八郎帰り便、為念飛脚便、屋嘉部里之子親雲上帰帆便

[55]

一 外務省より御用ニ付、罷出候處、伊地知貞馨殿より、琉球江郵便開線之儀、駅通寮より正院江相伺候處、御制可相成候付、同藩并在番官員江達方等可然御取計有之度、尤開線之上、郵便役設置之手続等、委細為打合度候間、官員一名一兩日中当寮江出頭いたし候様、別紙之通日記ニ見得候掛合有之候間、其心得を以、一兩日内同寮江罷出、致面会候様、被相達候付、琉球江郵便船罷下候ハ、貢米代銀向々砂糖積受方、其外煩敷事共申立積ニ而、御取止之方ニ者罷成間敷哉与申上候處、此儀專琉球弁理之為被召立候付、無理之事共者決而申達間敷候得共、同寮より御達之趣も承候上、何分致吟味可宜、尤何敷難忘事申達候共、直様相断候而者不致都合候間、琉球江問越之上御返答可致与相迦置候様可相心得旨、致承知候。

一 右ニ付駅通寮江罷出候處、大蔵省三等出仕兼駅通頭正五位前島密殿より、琉球者藩屏ト被仰付候處、遠海相隔、書状之往復杯容易ニ不罷成、事情通兼可申与別段之思召を以、郵便会社江年ニ金六千圓御下渡、線路相開候様被仰付候間、難有奉承知、左候而琉球江茂取扱之者不罷居候而者、書状荷物杯受取渡旁差支可申候間、相応之郵便役設置候様可取計、尤郵便船之儀、右通金御下渡被仰付事ニ者候得共、積入品少節者入費不都合、可及迷惑積ニ而、究通申間敷候間、貢納向之砂糖者右江積入させ候取計者相成間敷哉与被申候付、右砂糖者掛聞共江琉球ニ而引渡、積登方并欠斤杯引負候上、間ニ納期限迄代金參兼候節者、時分計を以上納方杯引受相弁候付、郵便船江積入候而者、差支可申段申上候處、郵便与申者書通之往復迄を相達候本意ニ而、押而其通いたし候様ニ而之儀ニ而者無之、此杯之段者委細外務省よりも被相達答候間、是又承候上、可成積入品杯賦付、郵便船究通候様可致吟味与、御達有之、右之形行、貞馨殿江茂申上候處、琉球江郵便船罷下候共、積荷杯無之、

及迷惑候付、一兩度も罷下候ハ、おのつから取止可申、且貢米向之砂糖積受一件者、同寮より掛合次第、吟味を以何分可相達候得共、郵便船者官向之事故、右砂糖積入候而者御頼之様相成、何敷不始末之稜有之候而茂、容易差引も難成、至而可及迷惑、就而者右支配係之儀、早々相濟、支配筋杯相片付置不申者、煩敷成立可申、尤駅遞寮も大蔵省之内ニ而、右支配筋迄御同人御拘り候筋ニ而者、至而御不都合可成立候間、此段者私迄口内分相心得候様、分而被相達候間、外々聞合不相成様御心得可被成候。

附

- 一 本文郵便船之儀、来正月十六日新曆東京出艦、同三十一日御地着艦之賦、且初発者同寮官員之内御一人被罷下候由、致承知候。
- 一 機官者之内、一人異人之由、内々承候付、委ク聞諾、可成御地江者乗付無之様相働可申候得共、其詮有之間敷与奉存候間、滞留中傾城附合杯之御取締者何分御取計可有御座儀与奉存候。
- 一 本文砂糖之儀、駅遞寮頭より者押而積入候様ニ与之儀ニ而者無之段被相達候得共、大蔵省附属中村喜作・川崎正蔵兩人ニ而、屹与郵便船江積受之方、段々相働候由、内々承申候。

右之通、御達有之、何敷差支候儀も難計事候得者、御取止之願申上候方ニも可有之哉、役々江茂吟味仕候得共、適用弁無支思召を以御心付杯被成下被御遣、勿論前文御達之趣を以者、何楚差支候廉も無之候を、直様何角申上候而者、御都合仕間敷、一兩度も罷下、自然難應事共有之候ハ、至其形何分願立可宜哉与奉存候。此段御問合申上候、以上。

酉十一月六日

与那原親方

伊江王子様／宜野灣親方様／浦添親方様／池城親方様

[56] 貢米代銀向砂糖之儀、郵便船江積入させ候様可取計旨、駅遞頭より被相達、先以相迦置候得共、外務省よりも被相達筈候間、可成右江積入候様被申候付、支配人早々相片付候様、伊地知殿より極内御沙汰有之候段者、別紙撰政・三司官衆江御問合申上候通ニ而、右砂糖之儀、大蔵省附属中村喜作・川崎正蔵兩人ニ而積受之方段々相働候由、就而者支配係杯早々相片付置不申者、手強御断も難申上、自然右兩人江積受被仰付候ハ、右支配願之面々迷惑迄ニ而無之、欠斤運賃旁、此方支配人と者相替候積ニ而、大粧御不勝手可相成与、心配いたし候間、委細浦添親方被成御案内、右支配人之儀、鹿児島縣琉球館役々江吟味被仰付、早々御取究之方被取計、御返答も早め可被申越候。此段致問合候、以上。

酉十一月六日

与那原親方

大宜見里之子親雲上

本紙郵便、為念飛脚使屋嘉部里之子親雲上

[57] 三司官川平親方御病死跡、御役池城親方江被仰付、右ニ付、外務省江御届之御書翰并御状同案両通御調、一通者飛船使屋嘉部里之子親雲上、一通者眞壁里之子親雲上宰領ニ而、鹿児島縣迄被差登、何れニ而茂早着之方上京被仰付候。東京江者此節初而之事候間、御書翰御状共御構之向入御内見候上、首尾能御届済相成候様可取計旨、被仰越承知仕候。屋嘉部宰領之等、今月十一日相届候付、翌十二日御地案を以、伊地知貞馨殿入御内見候處、御仕立通ニ而可宜段被申、右ニ付、御届之日柄相伺候處、同日より十五日迄者新正新曆休日、

十六日より者御用御取付可被成候得共、年始病死跡代之御届差出候儀、如何敷候間、暫見合、十九日差出候様被申候付、当日御本省江罷出、御同人御取次差出候處、正院江御届相濟候上、何分御達被成候段被申、同廿二日右御書翰者御届濟相成候。尤御届切ニ而別段不及御返札候間、飛船使者早々帰帆申付候様御達有之申候。此段御問合申上候。

附、本文御届差出候上者、兼而於御地之沙汰通御格合旁ニ付、何角被申候儀も可有之哉与心配仕為申事候得共、右一件、何之御沙汰も無之、首尾能相濟、頂上之儀与奉存候。

酉十一月廿五日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様

[58] 御当地御静謐、主上倍御機嫌能被遊御座、於其御地、上様／中城王子様倍御安泰被遊御座（以下、略）

酉十一月廿五日 押札ニ新曆正月十三日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方

[59]

一 從二位様御事、今月六日被任内閣顧問、且親臨国事、御評議之節参候被仰付候旨、別紙両通写之通日記ニ見得候被仰出候旨承知仕候付、同七日役々召列、御邸参上、家令衆御取次御祝儀申上候。

一 右ニ付、御双方様江、上様／中城王子様より御祝儀被仰上可宜与、奈良原幸五郎殿御釣合候處、弥被仰上可宜段被申候間、御吟味之上、来春相応之御品々被差上、御祝儀可被仰上儀与奉存候。

一 右御役被仰出候節者、主上太政官江行幸、段々厚御取扱為被仰付由、且右御役職之内、大臣与申、主上江御政事向其外総而御談判被成由承申候。

右旁御問合申上候、以上。

酉十一月十一日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方

[60] 外務省より御用有之、罷出候處、柳原前光殿御取次、主上／皇后御写真、藩王江御拝領御座候段御達、御箱二ツ御引渡相成申候間、可被達御徳儀奉存候。 附、(略)

[61]

一 貢納之件々、御願濟相成候付、其御許より御礼之儀伺出候段者、先便御問合申上候通ニ而、別紙之通申上帳ニ見得候相伺候處、評議之上、追而可相達段奥書を以被相下、猶又右者藩王より右大臣岩倉具視江宛謝詞執奏を乞之書面可被差出旨、(以下略)

一 鹿兒嶋縣琉球館地無代価ニ而被下賜候御礼之儀、奉伺置候段、是又先便申上越候通ニ而、別紙之通申上帳見得候相伺候處、書面之趣、其藩藩王より謝恩書可差出旨、奥書を以被差下候付、別紙之通御書翰扣ニ見得候御下案相仕立させ御同人入御内見候處、押札通相被相直候。右御問合申上候、以上。

酉十一月廿五日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[62] 琉球藩王より主上江、新正祝賀之儀、新在番上京次第申上筈候處、適使者在勤、自分より之祝賀者乍申上、藩王より之祝賀跡以申上候儀、成合不申候間、此節者書翰爰元ニ而書認差上、献上物者御延申上候様可仕旨、伊地知貞馨殿より被相達候付、奉備皇覽候書翰者奉對朝廷為重立礼式故、於琉球、藩王初諸官段々規式を以捧渡候を、此節新正書翰、何分藩王江茂不相達、爰許ニ而相調差上候而者、輕々敷筋合成立可申候間、有来通被仰付度旨申上候處、於其儀者、此節者差掛之事候付、仕来通ニ而、以後者不被召改候而不叶事候間、来戌年在番者、同年新正紀元節天長節并来々亥年新正紀元節書翰、御献納物持登、来々亥年在番より者、其年々之天長節并翌年新正紀元節書翰献納物持登候方ニ委細琉球江可問越旨被相達候間、御吟味之上御達通被召改何様可有之御座候哉、此段御問合申上候。以上。

附、本文通被仰付候ハ、在番初而之謁見者、何様可被仰付哉之旨申上候處、右者在勤いたし候訳を以被仰付事ニ而、上京次第早速可被仰付段致承知候。

酉十一月十一日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様

[63] 池城親方様、天照皇大神宮御守礼、構官員衆より被差上候付、為御礼金三千疋御目錄を以被差上候様ニ与之段者、先便御問合申上候通ニ而、右御目錄之仕様、伊地知貞馨殿より被相達候付、別紙之通書認させ、入御調部候處、其通ニ而可宜段致承知候。

一 右御初穂料献納之儀、以来之例格与罷成事故、於爰許員数等難取究、掛合之上、追而何分可伺上旨書出候様、別紙之通申上帳ニ見へ候御同人より被相達候付、清書させ差上申候。右者員数杯兼而御同人ニ而御取究御達相成居候得共、太廟神官御都合之為、御請取被成様相見得申候間、御初穂料金之儀、三千疋御献納被仰付度与之趣、相伺候様ニ一通之御問合御取添、可被御遣儀与奉存候。右旁御問合申上候、以上。

酉十一月廿五日

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[64] 英吉利公使書記官サトウ与申者、琉人相逢度申出、返答延引仕置候段者、先便御問合申上候通ニ而、其後及兩度、使之者隙伺ニ門迄参り候付、老度者他行、老度者色々取込杯与相迎候得共、猶又右使、役所江参り伺之趣有之、此上口能を構、相嫌候筋被取受候而者、都合取損差障可申与、今月廿四日於邸宅相逢候處、当七月宮古嶋江漂流之英人御救助之謝礼申述、一通り嘸ニ而罷帰申候。此段御問合申上候、以上。

附、茶菓子馳走いたし、且酒入玉瓶二ツ持参有之候付、砂糖焼酎差進申候。

酉十一月廿五日

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[65] 在番東京詰御免願者、都而之御願事相濟、御地御取扱向之御處置等、御確定相成候間者、東京詰之方可宜与被成御吟味候間、右願書いまた表向不差出候ハ、先以見合、若願濟相成居候ハ、夫々之御願筋杯御議定相成迄之間、在府蒙御免、諸事都合能取計候様、委細被仰越趣、承知仕候。右一件、都而之御願伺事杯相濟候上、相働可申与、此程見合、尤当世態御府内差離候而者、事情難相分、可及御差支儀共難計候間、得与吟味之上、願立候様、浦添親方よりも御申含之趣承知仕旁ニ付、差扣居申候間、弥被仰越通、見合可申候。

此旨御返答旁申上候。

酉十一月廿五日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[66] 飛船使屋嘉部里之子親雲上、先月廿三日、横浜丸江乗合、鹿兒嶋縣前之浜出艦、同廿五日兵庫汐掛、同廿七日同所出艦、同日大坂着艦、今月七日蓬莱丸江乗合、同所出艦、同九日紀州之内大嶋汐懸、同十日同所出艦、同十一日横浜着艦、同日館内到着、右使被仰越候御書付拜見、可及御返答儀者別紙を以可申上候。此段御問合申上候、以上。

酉十一月廿五日

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[67] 当年交納之内、先達而大蔵省江相納置候砂糖之儀、既ニ収納相済候上、今更被帰候も難成事候間、米八千貳百石之内、三千六百八拾石者、右砂糖ニ而引合、殘四千五百貳拾石相納候様、伊地知貞馨殿被申、既ニ御収納相済、何角難申上、弥其通可仕申上置候段者、先便御問合申上候通ニ而、役々之内、大蔵省租税寮江差遣、小林好愛殿逢取、右砂糖之儀、酉年貢米之内江御引合可被仰付与之御証書被相下度申上させ候處、同役相談之上、何分相達候間、暫扣居候様被申、追而同寮七等出仕川元宣長殿与申人、一同被罷出、当春御地ニ而収納相成候砂糖者、去々申年貢税之内江引合之積候處、酉年貢税之内江引合被仰付度与之申立、何共御落着難被成段被申候付、御沙汰之趣、在番親方江相達、重而可伺出与致御返答、罷帰候段申出候付、私同寮江罷出、好愛殿逢上、右砂糖之儀、琉球ニ而根本茂樹殿より御達書ニも、貢米酉年分定額之内江御引合可被仰付与之意味有之候上、運賃金も大坂迄之割合を以算當被仰聞候付、在京之役々者勿論、於琉球茂矢張其通相心得罷在候處、去々申年貢税之内江御引合相立て候様ニ与御沙汰之由、何様之訳ニ而御座候哉尋上候付、右砂糖一件者琉球江御下り之砌、鹿兒嶋縣ニ而、權令大山綱良殿江被聞合候處、酉年貢米之内江引合可仕段承候付、御達書者勿論、運賃金茂其形を以算當為被成事候得者、宣長殿より被承候得者、申年上納米者来年之貢税、酉年の上納米者申年之貢税ニ而、年々追送之仕向候を、右砂糖酉年之貢税江引合仕候而者、前寄御収納之形相成、決而筋不相立与之訳合ニ而、至極御込入之段被申分、尤申年貢米之内、被御引合相立候上者、おのつから運賃金も鹿兒嶋縣江積出之割合を以算當御直シ可被成段も取分ケ被申聞、此儀御地ニ而相發し候貢米月割上納ニ相拘候處、右一件如何御引結為相成哉も不相知、爰許ニ而取究難申上候付、御沙汰之趣、琉球江申越候上、相片付候様被仰付度申上候處、長々片付方無之候而者、好愛殿御面眉ニも相懸事候間、追々琉球江出艦之郵便船より問越、来月中二者相片付候方可取計旨、分ケ而御達有之候間、早々御吟味を以、右帰便より何分被仰越度奉存候。此段御問合申上候、以上。

酉十一月廿五日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

附

- 一 鹿兒嶋縣より御収納相成候御地貢米者、同縣官員衆月給并廳中諸費江被差向、於大蔵省御勘定被仰付候由承申候。
- 一 川元宣長殿者、此中御地より鹿兒嶋縣江貢米上納之形行、能被存居候躰ニ而、いつ

方之人二而候哉与好愛殿尋上候處、鹿兒嶋縣之人二而候由承申候。

- 一 本文之成行、貞馨殿江も申上候處、御同人被相考候得者、申年之貢稅者去年六月仕上世米二而相濟、同年七月以來者酉年貢稅二而者有之間敷哉、右等之所者能々相糺居候哉与被申候付、爰許二而者委敷糺方不罷成、何れ琉球江問越不申者取究難成段申上候付、弥其通可宜与被申候。

酉十一月廿五日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[68]

- 一 今月十三日、新曆新正二付、(中略) 離宮江罷上り宮内省御取次、主上江祝賀奉申上候。
- 一 同十四日、御双方様江年頭御祝儀申上候方 (以下略)
- 一 官員衆江祝賀之儀、(中略) 当日色衣着二而罷出、祝賀申上候處、奏任以上之官員衆御同席二而御酒肴御料理被成下申候。

右旁御問合申上候、以上。

酉十一月廿五日

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[69] 御地江郵便船機官者之内、異人一人乗合候由承り、乗付無之方相働可申段者、先便御問合申上候通二而、伊地知貞馨殿逢上、右郵便船江異人乗合申由候處、琉球江異人罷下候而者可差障候付、前々より願奉、乗付方被召留置候間、道楚宜様御取計被下度旨申上候處、此儀外務省御構無之故、御差引難被成段、當御場合、右様之申立者成合申間敷与被存、右通御返答被成候段者差見得、重而何角難申上、右二付、外二働方之手筋も可有之哉、役々江も精々吟味仕候得共、当世態異人卸方一件申立之趣意無之候上、兼而御問合申上候通、諸院省異人共入込、厚御取扱被仰付、勿論西洋製之船々異人乗付候得者、格別乗前宜、就中郵便飛却船者同賦を以諸方致廻漕候付、何れ異人乗付不申者不叶由二而、右御方何分申立候共、所詮相立不申、却而成行異人抔聞及、差障可申与取止申候。此段御問合申上候、以上。

酉十一月廿五日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[70] 郵便船より駅逋寮官員之内御一人被罷下候由、承候段者、先便御問合申上候通二而、同寮七等出仕権大属真中忠直殿御下之段、相知候付、於御地御相伝向、伊地知貞馨殿致御釣合候處、堀江弘貞殿御同様相心得可宜段、致承知候。此段御問合申上候、以上。

附、御用之儀者、郵便規則被御立候由承申候。

酉十一月廿五日

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[71] 朝鮮御征伐御取止相成候論説、別紙之通別紙ハ帳見得候知人之方被致取持候付、為御心得、写取させ差上申候。此段致御問合候、以上。

酉十一月廿五日

与那原親方

日帳主取衆

[72] 郵便規則二冊

外一冊為念江相付差下申候。

右、外務省并駅通寮より二冊宛御渡相成候付差下申候、以上。

酉十一月廿五日

与那原親方

日帳主取衆

[73] 戸籍権頭より御用有之、罷出候處、来年人員戸数総計表用紙五枚御渡、左候而右帳内之儀、兼而被相達候通、二月中新曆限り差出候様被申候付、先達而御達之趣者、委細琉球江申越置候段申上候。然者右帳内調方一件者、先便御問合申上置候得共、右通重而被相達候而者、いつれ年頭乗船便より被差登候様、分而御申渡可被成候。此段御問合申上候、以上。

附、本文用紙者兼而御渡、御地江茂差下置候付、此節より者二重相成候得共、適被相渡候付、相下差下申候。

酉十一月廿五日

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[74]

飛船使 屋嘉部里之子親雲上

右者鹿兒嶋縣江差下、自分乗船より帰帆申付候得共、御拝領之御写真宰領申付、殊ニ御用筋申合候茂有之、早々不致帰帆者差支可申与、此節郵便船より差下、乗船之儀者日和次第帰帆可申付旨、鹿兒嶋縣詰役々江可申越候間、右之趣可被申上候。此段致御問合候、以上。

酉十一月廿五日

与那原親方

日帳主取衆

[75] 右之通致御問合候間、屋嘉部乗船者日和次第帰帆可被申付候。此段及問合候、以上。

酉十一月廿五日

与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

[76] 今月廿一日、外務省より御用有之、罷出候處、伊地知貞馨殿御取次、私編集課へ出仕被仰付候段、別紙之通日記見へ候御書出御渡相成候付、訳合尋上候處、於同課諸書付致拜見候ハ、心得可相成与、右通被仰付候段被申候付、此節より初而東京詰被仰付候付、勤方規則相立、且琉球往復之用筋も段々有之、極々繁多ニ而候間、御用捨被仰付度申上候處、毎日不及出張、隙次第罷出可宜与被申、同課江被召列、御出席官員衆江御引合、都而御丁寧被仰聞心得可相成、書籍拜見被仰付度、貞馨殿より御頼被成候付、早速罷帰、役々江も吟味仕候處、此儀御受申上候而者、朝官之端、不容易事ニ而、屹与御断不申上候而不叶、翌廿二日、貞馨殿御宅江罷出、昨日申上候通、私事初而東京詰ニ付而者、諸用多有之候付、編集課江出席仕候而者、至極差支候儀者勿論、何歟不束之儀共相出来可申哉、其上未熟之者、口上茂分兼、礎与驚入申候。且又極乍御内分、小国之者、御役場之御用致拜見候而も、事情不相分所より何楚心得相成申間敷、勿論是迄琉人御役場江出席杯被仰付候例も無之候間、

右之情実旁被聞召分、何卒御用捨之方御取計被下度申上候處、御一新相成候基より委細御帳留有之、夫を致拜見候得者、当時御順道之所相分、且於御本省琉球御取扱も大形二者不被仰付、為能様御取計被成候付、是又委細相知、旁心得可相成御吟味ニ而、正院江御伺之上、御達相成、且此儀其方一分ニ限り候儀ニ而茂無之、以後共在番者其通可被仰付候間、今一往得と可相考、御自分ニも猶御考可被成段被申候付、於其儀者、右御書付者先以返上度申上候處、右通御役場御吟味之上、正院江茂伺濟御渡相成候を、直ニ差返候而者決而都合不致候、申立之趣者、右書付を相中衆江も御評議可被成候間、差扣候様被申候付、直ニ海江田信義殿・奈良原幸五郎殿逢上、前文者成行委敷申上、道楚貞馨殿右外江も宜御申合、御用捨之方御取計被下度、尤当春琉球御下之大蔵省官員衆より、以来琉球より茂時宜次第朝官江被召進哉ニ御嘶有之、摂政・三司官始至極及心配、若右様之御沙汰共有之候ハ、屹与御断申上候様被申含趣も有之候處、右様御受申上、御役場致出入り候ハ、漸々右之発端ニ茂相及、實々不容易次第ニ而、いつれ之筋御断不申上候而者、右申含致齟齬、帰帆之上奉公向も難成筋合ニ而、必至与及驚動居申候間、旁御賢察、幾重ニも御肝煎被成度申上候付、岩倉具視殿・柳原前光殿江、信義殿ニ而委細御相談、貞馨殿江者幸五郎殿ニ而御相談被成候處、御聞取被成候段、致承知、猶又前光殿・森山茂殿も逢上、御用意申上、御汲取宜御模様ニ而、一先安心仕居候處、至昨日、琉球藩より東京藩邸江相詰候頭役之者一人、實際上見聞之為、以来在勤中藩用之餘暇、本省江出仕申付候段、別紙之通日記ニ見へ候外務省御書付御渡相成申候。前文通、段々御用捨之方相働候へ共、御取揚無之、右通御達相成、此上御断之手筋細々加吟味候得共、御帳留拜見いたし候得者、心得可相成御吟味、且御書付ニも藩用之餘暇与相見得候付、達而御断之訳合難考付、今日御本省江右御書付両通持参、貞馨殿逢上、此儀御用捨之方二者可難被仰付哉与申上候處、重而總御吟味被成候得共、其通二者御吟味付兼候段被申、就而者最初之御書出者返上度申上候處、昨日被相達候御書付御渡之上、最初之御書付可被相渡之處相後候段被申分、尤在番每代合、涯々御書出被仰渡候付、右御書付差返候而者不致都合、以来琉球御取扱向も可相替、自然其通ニ而も相濟候ハ、可差返与、殊之外被怒立候付、重而何角難申上、御達之趣者委細琉球江問越可申段申上候處、弥可申越、御本省より御奉行江茂御申越可被成段、致承知候間、何分御吟味之上、郵便船帰便より御返答被仰越度、此段御問合申上候、以上。

附

- 一 編集課者外務省之内江相立、諸書留御調部所之由、尤外より茂各見合可相成事々者申出次第拜見、又者写方被仰付候由承申候。
- 一 最初者御本省官員衆御出張所江出席、都而之御用取扱方拜見被仰付候方ニ茂御吟味為有事候へ共、御役場外之者其通被仰付候儀不容易候付、編集課江出仕可被仰付哉ニ承申候。
- 一 本文編集課江出仕被仰付候儀者、於御本省、御地御取扱向被為入御念候次第、現見いたし候ハ、帰帆之上、上様江茂申上、御安心可被成与前外務卿副島種臣殿依御沙汰御吟味為相成由、幸五郎殿より承申候。

西十一月廿七日

与那原親方

伊江王子様／宜野灣親方様／浦添親方様／池城親方様

[77]

一 毎年御歌会始詠進之儀ニ付御布告

一 右大臣岩倉具視殿御退朝途中に於而、何者共不知数名及狼藉、御同人江落手を為負、逃去候付、捕方一件、右同。

右兩条、外務省御添書を以御達有之候付、御布告取添、此段致御問合候、以上。

西十一月廿八日

与那原親方

日帳主取衆

[78]

伊地知貞馨殿

右御地江御下被成候由、今日郵便会社ニおひて承申候。尤御用之程承合候處、郵便規則被相立候由、外ニ御用も可有之哉、猶聞諾、追々可申上越候得共、先早々為御心得、此段御問合申上候、以上。

西十二月朔日

与那原親方

伊江王子様／宜野灣親方様／浦添親方様／池城親方様

[79] 郵便規則御定之為、伊地知貞馨殿御下之段者、先書申上候通ニ而、御同人逢上、御用之程尋上候處、琉球者外務省御支配ニ而、右規則御定方新規之事御本省差放候而者、致都合間敷、御同人江者琉球之事情も克存知居候間、同行被仰付度、大蔵省より正院伺濟之上、御掛合相成、於御本省も御同人御下り被成候ハ、為能様可被取計御吟味を以、急度出張被仰付候間、少も致懸念間敷旨、致承知候。尤外ニ御用者無御座由承申候。此段御問合申上候、以上。

附

一 六拾日程御地御滞在、且家来一人被召列由、承申候。

一 御相待向者当春例有之候付、何分御列合不申候。

西十二月三日

与那原親方

伊江王子様／宜野灣親方様／浦添親方様／池城親方様

[80] 郵便規則可被相定、伊地知貞馨殿御下之段者御存知之通ニ而、御同人江も尋上候處、弥右御用ニ付御下り、外ニ御用者無御座由承候間、左様可被相心得候。尤御方鹿児島縣下着之上者、役々相合、琉球江之便宜承合、別封為念者何分早便より差越候様可被取計候。此段及問合候、以上。

西十二月三日

与那原親方

飛脚使 屋嘉部里之子親雲上

[81]

一 去年之杯申上帳一冊／一 右同日記一冊／一 連名一名從琉球御問合二冊／一 右同琉球江右同／一 進上物帳一冊／一 御書翰写一冊

右飛脚使屋嘉部里之子親雲上江相渡差下申候。此段及御問合候、以上。

西十一月廿五日

役々

鹿児島縣琉球館 役々衆

[82] 摂政・三司官衆江

油紙包書付入箱一ツ

右飛船使屋嘉部里之子親雲上江相渡差越候間、真壁里之子親雲上江相渡可被差下候、以上。

酉十一月廿五日（発）西十二月十九日（受） 与那原親方

鹿児島縣琉球館 役々衆

本紙飛脚使嘉部里之子親雲上帰帆便、為念同真壁里之子親雲上乘船便

[C] = 「琉球江問合」第 708 号

【文書番号】 708

【形 式】 縦 27.8 横 19.6 69 丁

【所 管】 東京琉球館役所

【文書作成】 与那原親方・大宜見里之子親雲上

【文書日付】 酉（明治 6、1873 年）12 月 22 日～戊（明治 7、1874 年）3 月 14 日

[1] 官古嶋年貢積船洋中困難之際、米船より救助、上海御在勤之官員衆江引渡、右官員衆御取計を以護送被仰付、且異国人江攬船賃并船中入費銀杯被差出置候付、右御礼金子返上方一件、別紙之通申上帳ニ見得候相伺候處、本文伺出困難民ニ付、其救助を受候外国人江之謝物始、上海公館より長崎・鹿児島兩県江順通、其藩江送還候迄之諸費用者、悉皆政府ニ而消却可相成候条、右金子杯不及返納候。尤上海ニ而売払候船代金二百二十五圓之高者、更ニ其藩江下渡候条、破船主及難民一同江配給いたし遣し、於政府国民愛護之旨趣貫徹候様可致添達旨、奥書を以別紙諸入費銀、漂破船御払銀高御書付并洋銀二百二十五枚御取添、森山茂殿より御渡、左候而御礼之儀、従上様御謝礼之御趣意御取添、摂政・三司官より外務大丞柳原前光殿・宮本小一殿御兩人宛之御状を以被申上可宜段承知いたし候間、来春各様御状を以可被仰上儀与奉存候。此段御問合申上候、以上。

附、本文洋銀者後便差下可申候。

西十二月廿三日

与那原親方

伊江王子様／宜野灣親方様／浦添親方様／池城親方様

[2] 外務省より御用有之、罷出候處、琉球藩摂政・三司官任免之儀、自今人撰具状、其時々伺出之上、宣下御座候段、且摂政・三司官、自今奏任官ニ被準、但摂政者四等、三司者六等官ニ準候旨、別紙太政大臣より之御達書両通、森山茂殿より御渡相成申候。

附、本文奏任官被準候儀、朝廷官職之筋ニ而者無之、各等級不相定候而者、他之官員衆より格合御尋有之節、御返答并何敷ニ付、摂政・三司官上京之節、席順差支候付、右通被準候間、此段者心得違無之様、御口上御取添、御達 有之申候。

一 右ニ付、内々森山殿御釣合、是迄之通御届被仰上候方ニ願立可申与、御同人御宅参上、琉球摂政者政事之総裁、三司官茂各職分ケ相勤候付、代合之節、伺出之上被仰付筋ニ而者、遠海往還数月相懸、其間総裁之職務相明、三司官茂殘兩人病氣差合等有之節、至而差支可申与心配仕候間、是迄之通、御届被申上候方ニ願立候ハ、道楚宜様御吟味被成下度申上候處、此儀前々鹿児島縣江茂伺出之上宣下為相成由、勿論此御方より御引取被仰付儀ニ而

茂無之、御届与申場を、伺与相直候迄ニ而、何楚差支候訳茂無之候を、屹与御届之筋申立候而者、決而御都合不仕段被申、於其儀者、遠海掛而伺済之上勤方被申付候而者、右通差支候付、代合之節々、人躰見合、内々勤方者被申付候上、被伺出候方御取計被下度申上候處、夫者証分書付を以可伺出、且人撰具状も何某者兼々勤向宜敷、人望之者候間、何某跡役被仰付度奉伺候与之趣を以、相仕立候様被申候付、別紙之通申上帳ニ見へ候伺済之間、内々勤方被仰付度、書付并御伺御下案相仕立させ、御同人入御内見候處、朱入之通被相直候付、清書させ御本省江差出候處、伺之通り、但藩王届書者外務卿江宛可差出旨、奥書を以相下り申候。

右通之次第ニ而、屹与御届之方ニ願立候而者、御都合不仕御模様ニ而、御内々被仰付候上、御伺之方ニ願出、其通相済、先以頂上之仕合御座候。此段御問合申上候、以上。

酉十二月廿三日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[3] 御地之郵便船江異人乗合候得共、當世態卸方難願立者、先達而御問合申上候通ニ而、右異人共於御地方々徘徊杯有之候而者、至而差障可申与、別紙之通申上帳ニ見へ候猥ニ上陸方々徘徊又者夜行杯無之様、御取締被仰付度願立候處、郵便船乗組外国人者御国人同様ニ上陸徘徊為致間敷与之儀者、難相成候得共、上陸之節者必ず船中より同行之者差添、猥ニ独歩漫遊不致様、駅通寮江茂打合置候間、尚其藩ニおひても不都合無之様、注意可致旨、御張紙を以相下り候間、御取締可被仰渡儀与奉存候。此段御問合申上候、以上。

酉十二月廿三日（発） 戊二月中内（受）

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[本文承知□□□]

[4] 豎袋壺ツ封まま

但外務省御添書相添

右通御送候付差上越申候、以上。

酉十二月廿二日（発） 戊二月廿四日（受）

与那原親方

日帳主取衆

[御本文致承知□□□]

[5] 琉球便覽写真二枚

右当春大蔵省官員衆江御届相成候。御用筋之儀、一緒御組立、板行被仰付由、承知仕、板行相出候ハ、琉球江茂御下渡被仰付度申上置候段者、先達而御問合申上候通ニ而、右一件、小林好愛殿江尋上候處、板行者不被仰付、写真相出来候由承候付、本行之通御物調を以相写させ差上越申候間、其段可被申上候。此段致御問合候、以上。

酉十二月廿二日（発） 戊二月廿四日（受）

与那原親方

日帳主取衆

[6] 摂政・三司官衆迄

油紙包書付入箱一ツ

右、国分十右衛門殿御頼差越候間、飛船使乗船少ク滞在候ハ、夫より差下、帰帆後相成候ハ、便宜次第可被差下候、以上。

酉十二月廿二日（発） 戌正月六日（受）

与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

本紙、国分十右衛門殿頼上、為念甚部方相頼

[7] 御当地御静謐、主上倍御機嫌被遊御座、(以下略)

一 旧臘廿五日、紀元節ニ付、祝賀申上候様被仰渡置候處、当日不快ニ而御暇申上候付、酒膳料として金子貳分、外務省より御送被下、難有次第奉存候。

一 従二位様御用ニ付、今日如鹿兒嶋縣御発艦ニ付、朔日御邸参上、家令衆御取次奉伺御機嫌申候。右旁御問合申上候、以上。

戌正月朔日

与那原親方

伊江王子様／宜野灣親方様／浦添親方様／池城親方様

[8] 摂政・三司官衆江

油紙包板挟三ツ

右、琉球江便宜次第可被差下候、以上。

戌正月朔日

与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

本紙、小山宗兵衛伝馬帰り便、為念郵便

[9]

一 去々年琉人共台湾府漂着、生番之者共被逢殺害候付、生番人共唐より御取扱被仰付候一件、文写兩通急ニ御用見合ニ而候間、同年御問合より早々写方を以可被差登候。[御返答 本文、承知仕、別冊一通写取差越申候]

一 横浜丸琉球より帰帆次第、御書付并書□杯早々差越、且重而琉球江出艦帰艦杯之賦り委敷承届可被申越候。[本文、承知□□]

一 九州表賊乱差起候由候處、爰元ニ而者形行聞合方難成候間、風聞成共承候付可被申越候。

右旁及問合候、以上。

戌正月十一日（発） 戌正月二十八日（受）

与那原親方

鹿兒嶋縣琉球館 役々

郵便

[10] 礼部為知照事、(以下略)

[11] 福州將軍兼署閩浙總督臣文煜・福建巡撫臣王凱泰跪奏、(以下略)

[12] 従二位様御事、今月朔日、東京御出艦、同四日前之浜被遊御着艦候段者、別紙を以御問合申上候通ニ而、内々御用之御訳合承合候得者、此間朝鮮御征伐之事件致御同意候方

茂有之、御同意無之方茂御座候付、御猶豫相成居候處、右一条者、土佐肥前兩國、御当地ニ者西郷吉之助殿・中村半次郎殿御手本ニしてはミ込被罷在候處、至頭目右御兩人ニ者、土肥与内々約条被致、来四月比新曆朝鮮征伐之企可有之与之段、東京表江風聞相成、御一新之折、右様之企決而不相済与之思召ニ而、土佐表江者直ニ東京より御鎮撫相成候間、早々御下縣、肥前表者吉之助殿・半次郎殿等御申除、右企取止させ候様ニ与、廿日計御暇被仰出候由承、別紙御書付茂内分より相求申候。右通之次第ニ付、先以肥前表江者、□之助様御名代ニ而被御遣、従二位様者右御兩人等御召寄御申論、相済候ハ、御上京、其序ニ肥前表江御立寄被遊筈之由御座候。

一 肥前表御鎮撫之為、大久保一蔵殿軍艦式艘兵隊共相率、東京より為被御遣由承、且佐賀県江臺兵一大隊海陸二道より二月十四日新曆出發之由、別紙陸軍少将谷干城より大山綱良殿江之御心得書内々相求申候。

右鎖細之所者駘与相分不申、風説之儘如斯御座候。猶聞諾次第可申上越候得共、先為御心得、別紙両通相添、此段御問合申上候、以上。

戊正月七日 久志里之子親雲上／瀬名波里之子親雲上／渡嘉敷筑登之親雲上／
与那原里之子親雲上

御鎖之側御方

[13] 汝久光、近日鎮西形勢ヲ憂ヒ、自ラ鹿兒島縣へ赴カント縷々上陳ス、朕甚其至誠ノ衷情ヲ感ス、今ヤ国家多事ノ際、朕カ左右離ルヘカラスト雖、事情亦止ヲ得サルニ出ツ、宜ク急ニ本縣ニ至、夫能クカヲ竭スヘシ、尚速ニ帰京有ヲ俟ツ、以思食鹿兒島縣得被遣候事

二月

[14] 此度佐賀県下士族、動揺之景況有之、該縣新権令、入縣取糺し候条、右為警備、當臺兵一大隊、海陸二道より今十四日出發致し候。此段為御心得申進候也。

明治七年二月十四日 陸軍少将谷干城
鹿兒島縣権令 大山綱良殿

[15] 佐賀県下暴動之一件、別紙書付相求差上申候。為御心得、此段御問合申上候、以上。

戊正月十一日 瀬名波里之子親雲上
御鎖之側御方

[16] 私儀、此節佐賀県下能動之儀ニ付、实地見分之為、御差立相成、去ル十四日当地發途、同十六日午後二時比、同縣下江着仕候處、不逞大暴破之場合ニ而、見分之儘申上候。去ル十五日、肥後鎮台少佐和田勇、馬十疋番大隊ヲ引率シ、旧城下江直入相成、当駅江鎮之旨申付候處、其命ニ不服、同夜十二時比より発砲、大火ニ立至リ、勿論鎮台兵茂発砲スト雖モ少勢ニシテ鎮靜スル能ハス、遂ニ二ノ丸三ノ丸茂同十七日正午比直ニ落城、鎮台兵過半大煙ニ堪ス滅亡ニ及ヒシ由、殘兵未タ本丸江籠城有之由候得共、兵糧運ヒ等茂一切無之、最早糧攻トノ至リ候趣ニ御座候。

但、縣下挙而皆兵ト成し勢也。

右見分之儘申上候。代之風評茂大同小異之儀茂可有之奉存候得共、此段申上候也。

十四等出仕 山本守時

二月十九日

[17]

一 佐賀県差入之縣令者即今權令之実弟某之由

一 大坂鎮台兵引率之將官ハ野津薩州之人七左衛門ト申島尾長州之人之由、大坂江十五日着、筑前博多江十八日、大久保薩州之人市蔵ト云野津・島尾等着ス

一 外務大丞柳原前光殿并御同省五六等出仕より御兩人、八等出仕以下より御兩人、来月中旬比北京江御渡海被成由、尤御用之程承合候處、此中日本領事館、北京江御詰居無之、在唐之日本人何歟不届之事共有之節者、魯西亜之領事ニ而取捌方御頼相成居候處、此節より領事として御出張、老ケ年程御交代被成候由、且日本江唐人一萬人餘罷渡居候處、唐領事館御詰無之、不調法之者相出来候節、日本之御趣法を以御取扱被仰付候而者難致儀共有之、追々唐よりも領事官御出張被成候由、承申候。

一 佐賀・宮崎縣下賊乱相起、内務卿大久保利通殿御出張可被成段者、先達而御内用を以御問合申上候通ニ而、利通殿旧臘廿八日東京御発艦、今月二日佐賀県御着、及合戦、賊之大將鍋嶋一之丞与申者被討殺、大ニ及破軍、賊徒一往籠城いたし候處、追々降参、同十三日、官軍入城被成候由、右ニ付、同縣賊徒平定相成候段、別紙之通御布告相成申候。尤右賊徒皆共頭ニ朝廷江叛逆之企ニ而者無之、最初張本人共より朝鮮征伐之形ニ申触、群勢相集、徒党を結居候躰ニ而、御糺方之上、張本人者生捕可被召列哉ニ承申候。

附、一之丞与申者ハ本鍋嶋之守従、年輩廿七八比之由、且本参議江藤新平者逃走候由。

一 陸軍方、東伏見宮殿総督として、外ニ海陸軍官員より兩人、近衛兵被召付御出張被仰付、未被差越内、右通平定相成候得共、猶餘党反乱之程茂難計、御指揮として御越為被成由承申候。

附、近衛兵被召付候儀、不容易事候得共、主上御名代を以被差越候付、本文 通之由。右旁為御心得、此段御問合申上候、以上。

戊正月十九日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[18] 佐賀県賊徒相起、御撫鎮として内務卿大久保利通殿并海陸軍官員衆、旧臘廿八日御発艦、今月二日同縣御着、及合戦、賊之大將鍋嶋一之丞と申者被討取、官軍大ニ御勝利、賊徒一往籠城之處、追々降参、同十三日官軍入城之由、尤右賊徒平定相成候段者、御布告相成候。為心得、此段及問合候、以上。

戊正月十九日

与那原親方

鹿兒島縣琉球館 役々

[19] 撰政・三司官衆江

一 横封一通 但本紙

一 同一通 但今月朔日差越候、為念

右通差越候間、便宜次第可被差下候、以上。

戊正月十九日（発） 戊二月十三日（收） 与那原親方

鹿児島縣琉球館 役々

本紙、正月十九日郵便、為念同廿三日同断

[御返答 御本文承知仕候、昨日出帆之泰運丸より差越申上候、以上]

[20]

一 川野軍兵衛事、多年御蔵方御用相勤候。人躰所帯能、相応之者ニ而、用聞被仰付度、琉球江御問合、弥申越通可然段申請候付、軍兵衛召寄、書付を以□□□（以下判読困難）

一 去年砂糖入札払代之儀、何程相定候哉、可被申越□□□（以下判読困難）

一 在番東京詰相成候共、其所御用之首尾合、御物差引向杯承届候付、前条外ニも願立候事々いつれ承届不申者不叶事候間、乍不申其心得可有之候。

右旁及問合候、以上。

戊正月廿三日

与那原親方

鹿児島縣琉球館 役々

[21] 真之助様并奈良原幸五郎殿、其外家令衆、跡月廿八日御上京被成候付、御用之程承合候處、從二位様御用之御首尾合、早々為御届、御登被成哉ニ承申候。尤御同様ニ茂重而御上京可被成哉、此所者駈与相分不申候間、委敷聞諾、後便可申上越候。為御心得、此段御問合申上候、以上。

戊二月三日

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[22] 日本清国條約書三冊

右為御心得下附候条、内兩部者御地江可差越旨、別紙御取添、外務省より被相渡候付、式冊者差上越、壹冊者役所江格護申付置候。此段致御問合候、以上。

戊二月三日

与那原親方

日帳主取衆

[23] 新聞誌式拾六枚

右、去年十一月以来、新聞誌之内、御見合可相成件々取調部差下申候。此段致問合候、以上。

戊二月三日

与那原親方

日帳主取衆

[24] 摂政・三司官衆江

油紙包書付入箱壹ツ

右、魚住源藏伝間野元直左衛江御頼差越候間、便宜次第琉球江可被差下候、以上。

戊二月三日（発） 戊三月朔日（收）

与那原親方

鹿児島縣琉球館 役々

本紙、魚住源藏伝間野元直左衛歸り便、為念

[25] 福崎季連殿御用ニ付、一時御登京被成候段、御問合承知仕候付、御用之次第、森山茂殿江尋上候處、外務省官員被仰付候得共、未御本省江御出張無之、御用之総形も御存不被成候付、暫堀江弘貞殿御交代五ヶ月程御滞在ニ而、又以御下被成候由、承申候。為御心得、此段御問合申上候、以上。

戊二月廿三日 与那原親方
宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[26] 郵便船青龍丸之儀、跡月十二日那覇川出艦、大嶋・鹿児島縣・大坂汐懸、今月十九日品川着艦、右便被仰越候御問合拝見、可及御返答儀者、後便可申上候。此段御問合申上候、以上。

戊二月廿三日 与那原親方
宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[27] 摂政・三司官衆江

油紙包横封両通 但本紙為念

右者、肝要成御用筋申上越候間、便宜承合、別々相頼、一日茂早々届上候様可被取計候、以上。

戊二月廿三日（発） 戊三月九日（收） 与那原親方

鹿児島縣琉球館 役々

本紙、為念二月廿三日郵便

[28] 臺灣御征伐として近々軍艦出帆被仰付答之段者、先達而御問合申上候通ニ而、西郷陸軍少将中将ニ被任、臺灣事務総督ニ被命、今月廿三日兵隊を引率して日新艦ニ乗組、横浜出帆、肥後熊本江向進発、海軍よりも同廿一日軍艦一艘出船杯之趣、別紙之通、新聞誌ニ相見得、且明日も陸軍六等出仕川崎祐名殿兵隊引率、同所出艦被成候由承申候。

附

- 一 海陸軍方兵隊外鹿児島縣兵隊八百人差越可申哉ニ承申候。
- 一 日本滞任之支那人も乗合、且於唐御引合之上、猶支那人も乗合被仰付答之哉承申候。
- 一 開拓使并大蔵省よりも御出張、開拓商法杯相開、尤直及合戦候儀ニ而無之、何歟不合之事有之節、御征伐被仰付哉ニ承申候。
- 一 右ニ付、琉球属嶋之内、八重山嶋杯江汐懸杯無之哉承合候處、不及其儀答之段承申候。
- 一 佐賀県賊徒之内、旧参議江藤新平逃走候段、先達而御問合申上候處、高知縣ニ而江藤并賊徒九人被捕候由、右ニ付別紙之通、御布達も相廻り申候。

右旁為御心得、此段御問合申上候、以上。

戊二月廿七日 与那原親方
伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[29] 摂政・三司官衆江

横封両通 但本紙為念

右、今月廿二日差越候御問合一緒差下、若後越相成候ハ、早便承合可被差下候、以上。

戊二月廿七日 与那原親方

鹿児島縣琉球館 役々

本紙、為念二月廿七日郵便

[30] 異国より宮古嶋江港開方一件、唐之風説書、宮本小一殿御取持被成候處、蝦夷江御渡海ニ付御帰次第、写取差上候段者、先達而御問合ニ付紙を以申上候通ニ而、御同人御帰ニ付、森山茂殿ニ而写取方御頼申入候處、御失却為被相成由ニ而、写方不相調候。尤右風説者新聞誌ニ而候處、右者多分不実之事を相記、全難相伝候間、致心配候間敷旨、承知いたし候。為御心得、此段申上候、以上。 附、日本蝦夷之近辺ニ宮古与云離嶋有之、右港者難所之由、近世史略ニ相見得、就而者先達而御問合仕候マゴ嶋与者、其所ニ而可有之哉与推察仕候。

戊二月廿八日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[31] 去年／新年天長節并浦添親方被差上候付御献上物、御使者銘々より献納物之内、紺嶋細上布者御延申上置候處、此節相届候付、見調部仕候處、式拾枡之内、七反者船中シミ入相成候付、拾八枡より調部上、拾八枡之内四反者拾七枡より撰出を以、今月十三日都而首尾能献上相濟申候。此段御問合申上候、以上。

戊二月廿八日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[32] 従二位様／従朝廷御用ニ付、御迎として奈良原幸五郎殿御下為被成段者、先達而御問合申上候通ニ而、早々御帰京有之候様ニ与、勅使宮内大輔万里小路博房殿・同少丞山岡鏡太郎殿御下向、別紙之通勅書相下候付、御請被成、追々御上京被成筈之段承申候。御着之上、猶委細承合可申上候。為御心得、先此段御問合申上候、以上。

附、昨日神戸より御発艦之段、電信機より相知候由承申候

戊三月五日

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

本紙、三月六日琉球江之郵便船、為念

[33]

一 従二位様追々御上京被成筈之段者、先達而御問合申上候通ニ而、今月六日御上京被成候付、役々召列、御邸参上、家令衆御取次奉伺御機嫌申候。

附、勅使御兩人も御一同御上京之由承申候。

一 同七日為御届御参内之處、主上御手自御短刀御拝領、且同十二日別紙写之通日記ニ見得候被任右大臣候旨承知仕、役々召列御邸参上、家令衆御取次御祝儀申上候。

一 右ニ付、御双方様・御前様江、上様・中城王子様より御祝儀・御進上物被差上何様有之哉、奈良原幸五郎殿致御釣合候處、当時柄不及御品物、二株之御祝儀相混、御書翰迄ニ而可相濟与被存候得共、若御地御吟味次第御品被相付備も候ハ、御祝儀之印迄輕被差上可宜段致承知候間、来春相応之御品々御取添、御書翰を以御祝儀可被仰上儀与奉存候。

附、各様より御祝儀者御先例ニ準、御吟味之上、御取計可被成儀与奉存候。右旁御問合

申上候、以上。

戊三月十五日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[34] 東伏見宮殿・大久保利通殿、佐賀縣江御出張被成候處、最早御用相濟、今月九日御帰京被成候由承申候。為御心得、此段御問合申上候、以上。

戊三月十五日

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[35] 外務権中録堀江弘貞殿、同十三等出仕時任義當殿、御地御着被成候御届一件二付、委細被仰越趣承知仕、森山茂殿致御釣合候處、心得迄一通届出候様被申候付、私書付を以差出申候。此段御返答申上候、以上。

附、伊地知貞馨殿御着之御届向者何分御問合ニ相見得不申候得共、同様之儀ニ而、一緒ニ書付差出申候。

戊三月十五日

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[36] 往復之御問合者台紙清書故、双方帳留糺合杯ニ付、隙取迄ニ而無之、単紙置之儘不少候間、以来閉紙ニ相直候而何様有之哉、弥其通相成候ハ、双方□□□（以下、判読困難）

戊三月十三日（発） 戊六月十四日（收） 与那原親方／内間親雲上

日帳主取衆

[37] 撰政・三司官衆江

横封巻通 但本紙

右、便宜次第琉球江可被差上越候、以上。

戊三月十五日

与那原親方

鹿兒島縣琉球館 役々

[38] 従二位様、今月六日御上京、翌七日為御届御参内之處、主上御手自御短刀御拝領、同十二日被任左大臣候。為御心得、此段申越候、以上。

戊三月十五日

与那原親方

鹿兒島縣琉球館 役々

本紙、三月十六日鹿兒島縣江之飛却船、為念

[39] 皇太后宮御写真御一面

右御下賜候条、本藩江敬送可致旨、別紙御達書相添、外務省森山茂殿より被相下候付、従上様御礼向之儀者、去冬主上・皇后御写真御拝領之御礼同様ニ可仕哉与御同人致御釣合候處、弥其通可宜段承知仕候間、来年右御礼御同様、宮内卿宛之御謝書を以可被仰上儀与奉存候。此段御問合申上候、以上。

附、御謝表之儀、先達而差下候御下案之御振合を以可宜与別段組立、御釣合杯仕不申候。

戊三月十六日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[40] 東京琉球館役所并御物方勤向之儀、新規之儀ニ而、三四年も経り不申者規則難相立候得共、何楚之腰懸も無之、差掛次第致吟味取行候向ニ而者、差支候付、此節現場相行候上、又者鹿兒嶋縣館内規模帳をも見合、別冊之通、仮ニ規模組立させ、見調部相渡置申候間、御調部之上、不束之稜ニ者御取直被仰渡、左候而三四年後者調部方被仰付度奉存候。此段御問合申上候、以上。

戊三月十六日

与那原親方

伊江王子様／宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[41]

一 那覇・運天兩港圖二枚入箱共 但御目録相添

右、上様江

一 同二枚宛 但御目録并熨斗相添

右、摂政・三司官衆江

右海軍省より被差上由ニ而、別紙同省大佐柳梢悦殿御添書被添差出候付、差上越申候。此段御問合申上候、以上。

戊三月十六日

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[42] 日本全国戸籍表五冊 内二冊者為念江相付、一冊者爰元江格護申付候。右別紙御達書相添、為心得、外務省より被差廻候付、差上申候、以上。

戊三月十六日

与那原親方

日帳主取衆

[43] 洋銀二百二十拾五枚

右者宮古嶋年貢積船、洋中困難之際、米国船より救助、於上海漂着破船御払代として被成下候付、後便差下候段者、先達而摂政・三司官衆江御問合申上置候通ニ而、現銀御有合無之、金札御下渡相成候付、於鹿兒嶋縣、京錢繰替差下候様申渡候間、其段可被申上候。此段致御問合候、以上。

戊三月十六日

与那原親方

日帳主取衆

[44]

一 遊扇子一箱宛

一 紺地木綿布三反宛

一 紺地嶋細上布二反宛

一 紺嶋細上布二反宛

一 紬二反宛 (以下、略)

海江田信義殿／奈良原幸五郎殿

右、上京以来、都而之御用御肝煎被仰下候御礼并以来共琉球方御為能様御心得被下度、御頼申上候付、

一 紺地木綿布三反宛（以下、略）

伊地知貞馨殿

右、五嶋一件御頼申上候節、御内意物御禁止ニ付、御同人江差向難差上、御妻子江差上候筋を以差上申候

一 遊扇子一箱宛

長崎武八郎殿／魚住源藏殿／小山宗兵衛殿

右、貢米代銀上納一件、各手便を以段々相働、其外之御用も氣を付、御為能取計候付、右之通、御物調を以差上申候。此段御問合申上候、以上。

戌三月十六日

与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[45]

一 嶋紬拾三反 代金貳拾六両

一 拾七拵紺地嶋細上ふ三反 同拾七両貳分

右之通時々森山茂殿より相場代を以相払呉度御頼之趣有之、御同人江者御用御頼杯段々申上、都而御為能様御肝煎被成候得共、当時右様ニ付、御礼物杯難差上、□□直下を以御望之通差上置候ハ、御為筋相成可申与、役々江も吟味仕、本行之通、御礼物用意之内差上置申候間、御物奉行衆江茂可被仰渡儀奉存候。此段御問合申上候、以上。

戌三月十六日（発）戌八が庄十九日（收） 津波古親方／与那原親方

宜野湾親方様／浦添親方様／池城親方様

[46] 郵便船江乗組之外国人、御地滞在中謹慎ニ為有之段、別紙之通日記ニ見へ候伊地知貞馨殿より来伝有之候間、安心可致旨、森山茂殿より被仰渡候。此段御問合候、以上。

戌三月十六日

与那原親方

日帳主取衆

[47] 琉球便覽二十五枚

右御見合可相成候間、才覚を以差下候様御問合之趣、致承知、御物買入させ差下申候。此段致御問合候、以上。

戌三月十六日

与那原親方

日帳主取衆

[48] 口上覚

乍恐申上候。拙僧事、去々年申年、御使者衆蒙御免、為修禅尾州名古屋懷源寺江掛謁、是迄修行相働、転位等仕、帰国之上、国恩を奉報度本懷罷在事御座候處、此節与那原親方御一同帰帆仕候様被仰渡趣承知仕候。然處転位仕候儀、是迄師道より三ヶ寺江願出、三ヶ寺吹嘘を以相調申事御座候處、今より右様及階級候儀、間ニ合不申、尤当時柄重而上京転位

仕候儀も不相叶筈ニ而、甚残念奉存、本山妙心寺役僧隣花院南禅和尚江、右之趣申上候處、此節者格別之訳合ニ而、琉球邸在勤之官員衆より転位願書付を以申出候ハ、於本山被取計候段承知仕候間、右之旁別条之御取訳を以、何卒願意相計候様、御吟味被成被下度奉願候。此旨可然様被仰上可被下儀、奉頼候、以上。

戊二月 園山長老弟子 岱嶺長老

右通願出、山下常藏殿よりも別紙之通日記ニ見候被申出候付、役々江茂吟味仕候處、師道方江申越、三ヶ寺次書を以階級仕候儀、帰帆間ニ合不申、然連長々令滞在候も難成、尤重而罷登候儀茂不容易事ニ而、右願不取揚候而者、此程修禪之証無之、岱嶺及迷惑、常藏殿ニも込入可申与、別紙之通日記ニ見へ候書付相仕立させ差出候處、転位免状被相渡申候。此段御問合申上候、以上。

戊三月十六日

与那原親方

宜野灣親方様／浦添親方様／池城親方様

[49]

野村里之子親雲上

右者、此節書役名目相立、御用向者附添役々相込相弁候筋、御達相成居候處、上京之上、現場其通ニ而者難相調、都而書面向之御用引受、矢張書役之場ニ相勤、且私一同外出之御用無際限、物入も不少候付、御用之認物入旁ニ付、兼而御達通、都而相込相弁度申出為有之事候得共、大粧成御用書役基き無之、相込を以相弁候而者、相調不申、且外々江も御用取扱候者難相放、物入ニ付而者迷惑不相成様取計可申段、分ヶ而申達相勤させ候處、困窮者続料持登候分ニ而者差支、心配仕候間、此跡書役寄勤之例成を以御心付被成下度願出、先例相糺させ候得者、右躰之節々、砂糖糖万斤宛御心付被成下置候得共、野村二者全寄勤与者相替候付、半方減少ニ而五千斤被成下候方ニ致御問合、御返答到来之間、増代内場渡之成を以、琉目銅錢七千貫文無利拝借被仰付候筋、浦添親方江茂御案内、此段者先達而御物奉行江致御問合置候通御座候。然者此節之儀、重御訴訟事杯段々有之候上、初而之東京詰書役方、御用弁達方ニ付而者、大粧難儀仕躰不断、外出相応之物入も仕居申候間、御吟味之上、勲功并御付届役其御見合被仰付度奉存候。此段御問合申上候、以上。

戊三月十六日

与那原親方

宜野灣親方様／浦添親方様／池城親方様

[50]

前川里之子親雲上

右者、書役手助之儀、兩人者列登度、役々申出候處、一人列登、差支候節々、御物支配係渡嘉敷筑登之并私従之内よりも為致加勢候様御達有之候付、前川一人列登候處、上京之上、渡嘉敷事、本職繁多、私従も病氣帰帆杯ニ而、人数不足相成、加勢難成、御訴訟、御届伺、御内意書、繁々御地江御問合、帳留杯一分ニ而難及手式、就而者浦添親方御滞在内登合ニ才共之内、一人手助加増被仰付度、野村里之子親雲上申立も為有之事候得共、其通ニ而者勲功御取持并御賦銀米等、前川同様不被成下候而不叶事候間、兼而御達通、相弁させ候様申達、多端之清書物帳留旁、夜中懸而一分ニ而相揃、至極及難儀、尤困窮者仕舞立少候上、御用ニ取込、私品も時節相後、直段致下落、冬向着込等差支候間、相応之御心付被成下度申出、實々申出通ニ而、御用向繁多之砌、内証向令心配候而者差支候付、琉目銅錢貳千五百貫文御心付被成下方致御問合、御返答到来之間、右員数無利拝借被仰付度、役々

吟味を以申出、浦添親方江も御案内、先達而御物奉行江致御問合置候得共、上京以来、右通多端之御書物帳留旁、両三人之仕口、昼夜折角之働を以、一分ニ而相揃別而難儀仕居候間、帰帆御付届役々之儀も、早目御見合被仰付候様、御吟味被成度存申候。此段致御問合候、以上。

戌三月十六日
日帳主取衆

与那原親方

[51] 借用金御返済係柿本善左衛門・萬飾彦五郎殿兩人、大坂旅宿江罷出候付、当年御返済用之砂糖入札直成差引承届候處、別紙之通、三人落札相成、各代付通相渡置候段申出有之候。尤右砂糖之儀、可成丈三月中琉球より直ニ爰許江積届相成候ハ、樽破よるミ付等無之、時節も宜敷、格別直段相懸可申由、是又申出有之候。為御納得、此段致御問合候、以上。

附、本行代銀納者入札日より三拾日限之由。

酉四月廿八日
御物奉行衆

与那原親方

[52] 泰運丸積登り

高四千九百八拾五挺之内

一 千四百挺 壹斤ニ付四錢三り九毛替

申受人 伊勢屋徳吉

一 貳百挺 壹斤ニ付四錢三り八毛替

申受人 大嶋屋徳蔵

一 千三百挺 壹斤ニ付四錢三り七毛替

申受人 伊勢屋徳松

ノ 貳千九百挺

右、五月十六日落札

[53] 出物御米代銀上納一件之願筋御口許為被成哉、伊地知貞馨殿江奉伺候處、未何分御吟味不被成候得共、大蔵省官員衆其外江茂宜御相談を以願済之方御取計可被下段被仰聞候付、此儀早め御決定無御座候而者、於琉球当年貢米上納之手当行違可申候間、何卒早々御決定被下候方御心得被下度旨申上候處、若大蔵省より御尋有之候ハ、日本一総貢米上納方者、十二月中限御摸之由ニ而、琉球ニ茂十二月中限上納之含ニ而、未代銀手組向無之段申上可宜与、被仰聞候。何分御決定之上被仰渡候節可申上越候得共、為御心得、先此段致御問合候、以上。

酉五月七日
御物奉行衆

与那原親方

本紙、豊瑞丸便、為念萬里丸便

[54] 去年六月以来御飯屋飯米并道之嶋人共借米之内、東京江御引合不仕分者、鹿兒嶋縣より御返米被成下筈与、其御地詰附属岩切諸右衛門殿江、御物奉行筆者を以釣合為致候處、

右条々浦添親方江御案内、此段致御問合候、以上。

酉十月廿日

大宜見里之子親雲上／与那原親方

御物奉行衆

[61] 活用金御本手口金積入居候宝永丸之儀、朝鮮国江漂流及破船候由、今日柳原前光殿より大宜見里之子親雲上江御晰為有之段、致承知、存外之至御座候。委細之儀者承合、後便可申越候得共、先為御存、此段致御問合候、以上。

酉十月廿日

大宜見里之子親雲上／与那原親方

御物奉行衆

[62] [出物御米（出米）代銀納用の砂糖の取扱を、長崎武八郎・魚住源藏ら四名に委託する事についての評定所との往復文書。判読困難により省略]

[63] [従来の琉球上納米に含めていた道之嶋人の借米分について、東京管轄・代銀納許可以後、現物納分の返却を請願する問題についての評定所との往復文書？判読困難により省略]

[64] 口上覚

乍恐申上候。私事、同席中関先相成居候付、乍旅中、来年二月御附届之旅役奉願申度候間、琉球江御問合被仰越、遂御免候様御取計被下度奉存候。此旨宜様被仰上可被下儀奉頼候、以上。

酉十一月

与那原親方附役与力兼務御物奉行筆者 桃原里之子親雲上

[65] [附添桃原の請願を承認する事についての与那原の次書と評定所の回答。判読困難により省略]

[66] 去酉年貢米大坂平均相場、別紙之通、大蔵省収税課より被仰渡候間、此段致御問合候、以上。

戌三月十四日

与那原親方

御物奉行衆

明治六年大坂府貢米相場〔本文、御物口より相下候也〕

一 上米壹石二付 金四圓七拾三錢三厘六毛七糸

収税課

本紙三月十六日鹿児島縣江之飛脚便、為念

「明治初期在日琉球使節の任務と動向Ⅱ」 第701・702・703・704号について

西里 喜行

はじめに

明治政府によって尚泰が「冊封」され、「琉球藩」の存在が演出されて、日琉関係の再編成過程が公然化した1872（明治5）年から、1879（明治12）年の廃琉置県（琉球国の廃滅）の直前に至るまで、在日琉球使節とその周辺の琉球人たちが東京・鹿児島などで琉球国の生き残りを賭けた困難な任務に従事したことを、「尚家文書」は詳細に証言し、同時代のリアルな雰囲気を与えている。1873～74年の初代在日琉球使節（与那原親方）や臨時請願使節（浦添親方）がどのような任務に直面し、どのように対応したのかを物語る関連文書については、別稿「明治初期在日琉球使節の任務と動向（Ⅰ）」で解説し紹介した。琉球使節としての与那原親方や浦添親方らの動向は「尚家文書」695、697を参照することによって、より詳細に把握することができるけれども、ここでは明治政府の廃琉置県方針が鮮明になる1875（明治8）年以降の在日琉球使節の動向に注目したい。

初代在日琉球使節としての任務を終えて帰国したばかりの与那原親方は、内務省の命令により、1875（明治8）年2月5日、三司官の池城安規（唐名、毛有斐）とともに、再度那覇港を出航し、3月18日着京している（史料稿本／尚泰侯実録）。与那原・池城らが内務省へ出頭するや、内務大丞松田道之から、①台湾事件遭難者遺族への撫恤米下賜、②台湾事件解決謝恩のための「藩王」上京、③鎮台分営の設置、④蒸気船一隻の下賜、等々の命令を受け容れるよう迫られ、与那原・池城らは②及び③の命令には執拗に抵抗したものの、5月7日には万策尽きて遂に受け容れざるを得なくなる（沖縄県史12）。二日後、太政大臣三条実美は中琉関係における進貢・冊封を禁止する旨の命令を下し、松田道之・伊地知貞馨（内務省出仕）らに琉球出張を命じた（大日本外交文書8）。松田らが与那原・池城らを伴って蒸気船大有丸に乗り品川を出航したのは6月12日のことで、7月10日には那覇に到着している（大日本外交文書8／沖縄県史12）。約二ヶ月間、那覇に滞在した松田らは、進貢・冊封停止などの三條太政大臣の命令を受け容れるよう琉球当局へ迫り、琉球の主権（所屬）をめぐる琉球当局と激しい論争を展開したものの、琉球当局を説得することに失敗し、9月11日、迎陽丸に乗って那覇港を出港、この時、琉球側の請願使節として池城・与那原・幸地朝常らも同乗し、9月25日東京へ到着した（大日本外交文書8／史料稿本／尚泰侯実録）。

この間、東京では年頭使の高安朝崇が5月13日に着京し、第三代の在日琉球使節として明治政府当局との交渉（請願）、その他の諸任務に当り、池城らの請願使節が到着した後には行動を共にすることになる。また、台湾事件解決謝恩のため、今帰仁王子朝敷（尚弼、「藩王」尚泰弟）・小禄親方らが11月4日那覇港を出港して17日に着京、翌1876（明治9）年1月14日帰途に就くまで、約三ヶ月間東京に滞在し、高安・池城らと共に行動した（史料稿本／尚泰侯実録／沖縄県史12）。76（明治9）年の年頭使富盛朝直（親方）が着京したのは4月17日のことで、第四代の在日琉球使節として池城親方らの請願使節とともに諸問題の解決に当たった（史料稿本／尚泰侯実録）。この年には年頭使（第四代在日琉球

使節)の外に、追願使者として大宜見里之子親雲上が5月14日着京、続いて第二次追願使者として富川盛奎(毛鳳来)・与那原親方が10月14日に着京している(琉球救国請願書集成)。

琉球使節は1875(明治8)年には四回、1876(明治9)年には三回派遣されたことになるが、その都度、いずれの琉球使節も「在勤日記」「在勤中日記」と称される公務日誌を書き残しており、「尚家文書」には彼らの「在勤日記」等が含まれている。ここでは、1875～77年の琉球使節、即ち高安親方・池城親方・小禄親方・富盛親方の「在勤日記」を取り上げて、この時期の在日琉球使節とその周辺の琉球人の動向をフォローしてみたい。

なお、本報告も前掲の「明治初期在日琉球使節の任務と動向(I)」と同様に、【第一部 解題・解説】と【第二部 文書紹介】の二部構成とする。【第二部 文書紹介】においては、「尚家文書」701・702・703・704号に採録されている簡条書き「日記」の全文を判読可能な限り翻刻して紹介した。翻刻に当たっては、便宜的に各号採録の簡条書き「日記」全文に一連の番号を付し、さらに本報告の【第一部 解題・解説】においては、701号をA、702号をB、703号をC、704号をDとし、A-1、B-2、C-3、D-4のように表記することにした。

【第一部 解題・解説】

【I】「在勤日記」の特徴と琉球使節の在勤始末

「尚家文書」701～704号に共通する特徴は、表題(外題)にいずれも「在勤日記」「在勤中日記」と記され、公務日誌としての性格を帯びていることである。むろん、「尚家文書」の中の「在勤(中)日記」と称される文書は701～704号の四冊だけでなく、全部で11冊の「日記」が含まれているが、いずれも書式・内容ともに共通している。もっとも、子細に検討すれば相違がないわけではない。公務の記載の精粗、日記目録の有無等に微妙な相違が見られる。各「日記」の「主語」は在京琉球使節と考えるべきであるが、文書作製者としては、在京琉球使節の「与力」(秘書役)の氏名も記されており、使節と与力の共作と見るべきであろう。以下、各号の「在勤(中)日記」を踏まえて、まず各使節団の目的(任務)・人員構成や上京・在勤始末等を概観しておきたい。

(一) 東京詰第三代琉球使節(高安親方朝崇)の在勤始末

「尚家文書」701号(高安親方の「在勤中日記」)には冒頭に詳細な文書目録が掲げられており、乙亥三月十五日の「那覇川出艦」から翌丙子三月二十九日「従上様御書翰拝領物并上使御取持一件之事」に至るまで、在勤中の公務(動向)を一覧し得る項目が年月日順に排列されている。701号の第1文書[A-1]によれば、

明治八/同治十四 乙亥三月十八日 新曆四月廿三日

- 一 東京江新年紀元節天長節御祝儀之使者被仰付、寧靜丸江乗合、今月十五日四ツ頭時分、那覇川出艦、大島潮掛ニ而、今日夜五ツ時分、鹿児島縣前之浜致上着候事。
- 一 右付夜四ツ頭時分、上築地より上陸、詰合之役々迎ニ罷出候付、御書翰者先ニ備附添并蔵役書役重書役与力医者一同、館内本門より玄喚罷通、御書翰床上右表江鋳置候事。

附 同日夜飯并明日巖嶋神社江参錢者、蔵役本永里之子親雲上頼入相調させ、後日入料致返却候也。

とあり、高安親方は新年・紀元節・天長節の祝賀使節として三月十五日に那覇港を出港し、三月十八日に鹿児島琉球館へ到着したことがわかる。また三月廿五日〔新暦四月卅日〕の条〔A-5〕によれば、

一 今日、如東京出艦付、私始一行之人数、左之通、願文を以銘々参錢相備、巖嶋神社致参詣、行屋濱より寧靜丸江乗付、九ツ時分、前之浜致出艦候事。

願文 巖嶋神社結願之時青銅百疋／右意趣者奉為願今度東京参勤身体堅固海上安穩到役々末々迄無異儀公事全竣令帰着故也仍如件

向氏 高安親方／同治十四年乙亥三月廿五日

一 同日酉時分、指宿摺之濱汐掛、翌廿六日五ツ頭時分、同所出艦、同廿八日夜八ツ時分、大坂着艦、翌廿九日五ツ時分上陸、平野屋市五郎宅江致宿候事。

一 役所より左之通触有之候事

扱所江差出用候間、下供迄名面歳付を以、只今可被差出候、此段致通達候、以上。

三月二十九日

役所／高安親方日帳方

一 左之通与力名前を以差出候事

当歳六十 高安親方／与力 同四十四 名護里之子親雲上／御物支配係 同五十大宜味里之子親雲上／同四十六 本部里之子親雲上／同二十九 石原里之子／同三十七 富名腰筑登之／同三十七 石川にや／同三十 照屋にや／同十九 新垣にや／同十八 手登根にや／与力供内三十六 比嘉にや／右之通名面歳付如斯御座候

三月廿九日

与力名護里之子親雲上

とあり、鹿児島から大坂までの旅程と使節団の構成が記録されている。使節の高安親方以下比嘉にやに至るまで、合計 11 名で構成される使節団であったことが分かる。東京へ到着したのは四月九日〔新暦五月十三日〕のことで、〔A-7〕によれば、

一 今日未明、役々一同品川上陸、佐水之登屋江暫く相扣、支度替而五ツ時分人力車より鉄道館江参、蒸気車江乗替、新橋ニ而池城親方津波古親方与那原親方幸地親雲上附添役々被出迎、一同茶屋江罷出、茶菓子御馳走有之、九ツ時分琉館到着、縁頬ニ而御書翰与力請捧、床上ニ銚、池城親方より二献之御取替有之候事。

附（以下、中略）

一 上着之為御届、左之通、藁紙ニ書認、附添阿波根親雲上摩文仁親雲上、書役与力名書取添、書役野村里之子親雲上一同、内務省参上差出候事。

附 認方者役所構ニ而候也

高安親方／右者新年紀元節天長節御祝儀之使者被申付、四月廿日那覇川出艦、同廿三日大坂着、

同十日同所出艦、昨晚品川着、今日上陸仕申候、此段御届申候也。

明治八年五月十三日 津波古親方／内務卿大久保利通殿

とあり、池城親方らの在京使節が出迎え、翌日第二代在日琉球使節の津波古親方から内務卿大久保利通あてに、第三代の在日琉球使節高安親方が着京した旨届け出ていることが確認できる。以後、一年間、高安親方は東京に滞在して第三代琉球使節としての任務を全うし、翌年四月には帰国するはずであったが、赴任直後の松田道之内務大丞の琉球出張を契

機に、琉球の「所属」問題をめぐる日琉関係が急激に緊張の度を加え、三司官の池城親方らが日清「両属」請願使節として上京するようになると、高安親方らも請願運動の一翼を担うことになり、東京滞在期間を延長せざるを得なかった。[A-107]によれば、「私事、新在番富盛親方上京、役次相済、最早帰帆之筈候處、池城親方御持登御用未御願済無之付、滞在ニ而御相合ニ而相働度申出、其通相成候、委細役所日記相見得候事」とあり、高安親方は後任の第四代琉球使節（富盛親方）に事務引き継ぎを済ませた後も、志願して東京滞在を延期し、請願使節団と行動を共にしたという。高安親方が帰国したのは半年後のことで、[A-132]によれば、「在勤中日記」の最後の九月廿一日〔新暦（一八七六年）十一月六日〕の条に、

一 私事、今日玄龍丸便船ニ而帰帆付、御使者役々御一同新橋迄差越御一礼、私一行之面々、蒸気車より横浜江差越、本船江乗付候事。

右在勤中日記、如斯候、以上。

九月廿一日 与力名護里之子親雲上 在番高安親方

とあり、半年後の九月二十一日に東京を離れたことを確認することができる。

(二)「両属」請願使節団（三司官池城親方一行）の構成と在勤始末

池城親方・与那原親方は内務省命令でこの年（1875、明治8）三月に上京、七月には松田道之内務大丞らに同行して帰国、二ヶ月間琉球で松田らとの談判に参加した後、九月には再度「両属」請願使節として松田らと同時に上京したこと、前述の通りである。「尚家文書」702号（池城親方「在勤日記」）の冒頭【B-1】によれば、

光緒元年 明治八年 乙亥 八月／八月十二日〔新暦九月十一日〕

一 私事政府江願為可申上上京被仰付、与那原親方・幸地親方・喜屋武親雲上・内間親雲上・親里親雲上随行ニ而、朝官衆一同迎陽丸江乗合、今日七ツ時分、那覇川出艦之事。

とあり、請願のための主体的意思に基づく上京であったことが確認できる。請願使節団の構成については、【B-3】の中に、

一 今日、從三位様從二位様倍御機嫌能被遊御座、恐悦奉存候、私共事、政府江願為可申、上京被申付、今月十一日琉球出艦、昨日御当地上着仕候、右付、役々召列参上候、以上。

九月十五日

使者随行 親里親雲上 内間親雲上 喜屋武親雲上 幸地親方 与那原親方
使者池城親方

家令衆

覚／池城親方与力久志親雲上 与那原親方与力名護親雲上 幸地親方与力伊是名親雲上 喜屋武親雲上与力桃原親雲上 池城親方儀者池村親雲上 同金城親雲上

とあり、鹿児島県で島津家（忠義・久光）へ届け出た到着挨拶状の署名者リスト及び「覚」によって、使者池城親方とその随行者（親里・内間・喜屋武・幸地・与那原）の6名の外に、「与力」「儀者」6名を加えて、計12名の使節団であったことが分かる。

上京以来、池城親方らの請願団は精力的に請願運動を展開し、明治政府当局を始め関係各方面に対して、册封・進貢停止命令の撤回（中琉関係の継続）と琉球国の存続を訴える請願書を繰り返し提出した（西里喜行編『琉球救国請願書集成』参照）。しかし、琉球併

合を急ぐ明治政府の決意は固く、七ヶ月にわたって繰り返された池城親方らの請願は尽く拒絶された。遂に1876(明治9)年5月10日、太政大臣三条実美は琉球藩に対して「其藩官員ノ内、昨年上京致シ候一行ノ向、最早御用無之候ニ付帰藩可致、此旨相達候事」(沖縄県史12、180頁)と池城親方らに帰国命令を通達し、請願運動は行き詰まることになる。とは言え、池城親方らはなおも請願運動を継続しただけでなく、琉球からは第一次の追願使者(大宜見里之子親雲上)の上京(76年5月)に続いて、10月17日には第二次追願使者(三司官富川盛奎・与那原親方)も上京する(史料稿本/尚泰侯実録/中山世譜附巻7)。他方で、請願状況の説明と事態打開策の検討のため、池城親方らの請願団の中から、与那原親方・内間親雲上の二人が五月中に帰国し【B-43】、続いて七月には池城親方の指示を受けて幸地親方(向徳宏)が秘かに帰国する【B-46】に至る。

明治政府との交渉(請願)が困難な状況に陥る中で、池城親方は「帰藩命令」以後もなお一年近く、事態打開のため居座り続けたものの、【B-78】によれば、

池城親方様御事、昨年夏比より心之御煩有之、時々御熟睡不罷成、御養生手を尽候得共、其驗無之、漸々御疲労、明治十年光緒三年丁丑三月十七日夜四ツ時分、御卒去被成候、右付、翌十八日、谷中墓場へ御葬送仕候事。

とあり、1877年4月30日東京で客死したことが判明する。池城親方の「在勤日記」の最後に付されたこの一文は与力久志親雲上の手になるものであろう。それにしても、「心之御煩有之」とは、どのような病状であったのだろうか。請願運動の行き詰まりによって鬱病に罹り、遂に「悶死」したということのように思える。池城親方は三司官の地位にあったにもかかわらず、その身分に相応しい葬送の儀式が行われたようにも見えない。第四代在日琉球使節富盛親方の「在勤中日記」[D-171]によれば、

同(三月)十七日[新曆1877.4.30]

一 今日、池城親方御卒去ニ付、御使者役々館中総中御茶毘罷出候事。

附、御香奠之儀、富川親方一圓、御使者衆五拾錢完、役々拾錢完、二才・下供壺錢完差上候段承候也。

一 浅草観音堂参詣之儀、池城親方御卒去ニ付、盡七日中召留候事

とあり、在京の琉球人たちが茶毘に立ち会い、香奠を供えたことはわかるけれども、どのような葬式が執り行われたのかはわからない。明治政府当局や琉球当局は請願使節池城親方の客死(悶死)をどのように受け止めたのだろうか、「尚家文書」にも、その手がかりとなるような記述は、いまのところ全く見当たらない。いずれにしても、在京の琉球人たちは池城親方の「悶死」後も、なお暫く請願運動を継続する。

(三)「藩王」名代謝恩使節(今帰仁王子・小禄親方)の在勤始末

1875(明治8)年の初頭、内務省の命令で上京した池城親方・与那原親方らは同年3月31日の時点で、内務大丞松田道之から鎮台分営設置等の要求とともに、台湾事件の解決について「藩王」自ら上京謝恩すべきことを要求されていた(『尚泰侯実録』249頁)。しかし、琉球当局が「藩王」名代として今帰仁王子朝敷・小禄親方らを上京させたのは七ヶ月後の同年11月のことであった。すでに池城親方らが請願使節として上京し請願運動を展開中のことである。謝恩使節(今帰仁・小禄)の上京については、「尚家文書」703号冒頭[C-1]の光緒元年九月十九日[新曆十月十七日]の条に、

一 私事、此節東京江御名代今帰仁王子被差上候付、上京被仰付、今日王子様御一同

大有丸江乗付候處、天氣不宜、翌廿日四ツ頭時分、那覇川出艦、同廿一日小雨降候上浪立強有之、大嶋名瀬浦汐掛、同廿三日九ツ時分、同所出船、翌廿四日七ツ時分、前之浜致着艦候事。

とあり、今帰仁王子・小禄親方らの謝恩使節一行が那覇港を出港したのは、乙亥9月20日(新暦10月18日)、鹿児島へ到着したのは四日後のことであったことが分かる。次いで、鹿児島から大坂までの旅程については、乙亥十月七日〔新暦十一月四日〕の条〔C-3〕に、

- 一 今日如大坂出艦ニ付、九ツ頭時分、本殿江相揃、王子様御始いつれも巖嶋神社参詣、直ニ上築地より大有丸江乗付、八ツ頭時分、前之浜出艦、翌八日入相時分、豊後之内佐賀之関汐懸、同九日夜五ツ過時分、同所出艦、十日夜九ツ時分兵庫錠を御し、同十一日五ツ頭時分、同所錠を起し、四ツ頭時分大坂着艦、王子様御始役々勤学人迄、天保山与申所江上陸、詰役々共出迎、浜辺天満屋与申人於宿、右役々より茶菓子馳走有之、追而いつれも人力車より王子様御宿江参上、御茶出済而勤学人共一同、松屋友次郎宅江致旅 宿候事。

とあり、謝恩使節団を乗せた大有丸が鹿児島を出発したのは乙亥10月7日〔新暦11月4日〕、神戸経由で大坂へ到着したのは同11日〔新暦11月8日〕であったこと、謝恩使節団の中には「勤学人」も含まれていたこと、大坂の琉球出張所詰の「役々」が出迎えて接待したこと等々を確認することができる。さらに大坂から東京までの旅程については、乙亥十月十八日〔新暦十一月十五日〕の条〔C-4〕に、

- 一 今日大坂出艦ニ付、八ツ時分王子様御始御役々一同、大有丸江乗付、七ツ頭時分錠を起し、同廿日七ツ時分品川着艦、浜辺三河屋太兵衛宅ニ而暫ク休息、王子様御始御役々末々迄、人力車より夜五ツ頭時分、藩邸参着、門内ニ而池城親方・高安親方・与那原親方・幸地親方・喜屋武親雲上・内間親雲上・親里親雲上、其外役々共被出迎、いつれも御一同書院江着座、追而御使者衆ハ御帰被成候事。

とあり、乙亥10月18日〔新暦11月15日〕に大坂を出港し、二日後の同20日〔新暦11月17日〕に東京品川へ到着したこと、品川から人力車で琉球藩邸へ向かい、夜七時頃到着、池城親方や高安親方以下の「役々」が出迎えていることがわかる。

今帰仁王子・小禄親方らは到着の翌日、早速内務省へ出頭して上京届を提出し、外務省官員や三條・岩倉・大久保以下の政府要人への挨拶回り〔〔C-5〕〔C-7〕参照〕を済ませた後、在京中に謝恩使節としての任務を果たしただけでなく、島津久光や奈良原幸五郎へ「御用御頼」をしたり〔〔C-5〕〔C-6〕参照〕、三条実美の御邸を訪問して「御用御頼」の内願書を提出する等〔〔C-9〕参照〕、請願使節の役割の一端をも分担したことに注目すべきであろう。今帰仁王子は約二ヶ月後の乙亥12月18日〔新暦1876年1月14日〕に帰国の途に着くが〔〔C-17〕参照〕、小禄親方はなお東京に滞在し続ける。乙亥12月5日〔新暦1876年1月1日〕の条〔C-15〕によれば、「当分御願立之御用不相済候付、左之通、在番より御届相成、滞在仕候事」とあり、続いて「右〔小禄親方〕者、今帰仁王子一同帰藩可仕之処、藩務有之、滞在仕候間、此段御届申上候也」との「御届」が「琉球藩高安親方」から「内務卿大久保利通殿」へ提出されたことを記録している。小禄親方は請願使節団に加わり、今帰仁王子帰国後も東京に滞在し、池城親方らと共に各方面に請願書を提出するなど、約一年間に亘って請願運動を展開したものの、ほとんど何の成果も得られないまま、「尚家文書」703号〔小禄親方「在勤日記」〕最後の条〔C-43〕

の条に、

- 一 今日帰帆ニ付、人力車より新橋着、御使者役々茂御差越被成候付、御礼萬相濟、直ニ蒸気車より横浜江差越、乗せん江乗付候事。

とあるように、小禄親方も在京琉球使節らに見送られつつ丙子 10 月 21 日 [新曆 1876 年 12 月 6 日] には東京を離れるに至ったのである。

(四) 東京詰第四代琉球使節(富盛親方)の在勤始末

謝恩使の今帰仁王子一行の帰国後まもなく、丙子 2 月 16 日 [新曆 1876 年 3 月 11 日]、第四代の東京詰琉球使節として富盛親方が上京の途に着き、続いて三日後には追願使者として御書院奉行の大宜見親方が那覇港から出発したが、後者は前者より約一ヶ月も遅れて着京している(『尚泰侯実録』/[A-110] 参照)。富盛親方の「在勤中日記」冒頭の丙子二月十八日 [新曆 3.13] の条 [D-1] によれば、

- 一 天長節并来年頭紀元節之慶賀使被仰付、大有丸江乗船、内務省九等出仕福崎季連殿御同船ニ而、一昨十六日那覇川出艦、今日四ツ時分鹿児島縣前之浜致着艦候事。
- 一 右付早速上築地より上陸、詰合之役々并用向掛市来平太殿被出迎候付、御書翰先ニ 備、役々一同館内本門より玄喚罷通、御書翰床上右表江鏑置、左候而いつれも参錢持参、巖島神社致参詣、平太殿并琉役々手伝小川精一郎、走番池田庄次郎宿江名礼入罷帰候事。

附、参錢并名礼当日朝官者蔵役勝連里之子親雲上頼入相調させ、後日入料致返却候也。

とあり、富盛親方一行は丙子 2 月 16 日 [新曆 1876 年 3 月 11 日] に那覇港を出港し、同 18 日に鹿児島へ到着したことが分かる。鹿児島における富盛親方一行の動向、鹿児島から神戸を経由して大坂までの航路、大坂から東京までの航路等は、前代の琉球使節(高安親方一行)の場合とほとんど同様であるが、3 月 3 日 [新曆 3.28] の条 [D-12] によれば、

- 一 同日未明同所出艦、四ツ頭時分大坂着艦、早速上陸、詰役々出迎、一同出張所江差越候事。

附、同日昼休、蔵役潮平筑登之親雲上頼入相調させ、後日入料致返却候也。

- 一 同日七ツ時分、東京より早々登京可致与之電報有之候處、従二位様御湯治御暇被為濟、追々神戸・大坂之間御下向可被遊、御同様江之御書翰・御目錄持登居候付、東京江茂問合之上、登京見合候事。

とあり、大坂では上陸して琉球「出張所」で休息したこと、東京から早急に上京するようという電報が届いたこと、島津久光が大坂へ来る予定なので書翰・献上目錄を差し上げるため暫く上京を見合わせる旨打電したことが分かり、この頃から電報が通信手段として登場することに注目しておきたい。東京到着は 10 日後のことで、3 月 23 日 [新曆 4.17] の条 [D-25] によれば、

- 一 五ツ時分品川上着、在京之御使者衆より御物支配係大宜見里之子親雲上、門番召列、船元江迎ニ被御遣候付、支度替ニ而一同品川江上陸、私共一行之人数人力車より出立、池城親方・高安親方・小禄親方・与那原親方・幸地親方・喜屋武親雲上・内間親雲上・親里親雲上、其外役々新橋江迎ニ御出有之、同所より私書役川平里之子親雲上・与力与座里之子親雲上者書役糸満里之子親雲上案内、内務省参上、上着

之御届申上、八ツ時分琉球館到着、池城親方より茶菓子御馳走有之候事。

とあり、ほぼ前例通り在京の「役々」が出迎え、早速内務省へ上京「御届」を提出したことが分かる。なお、富盛親方の「与力 与座里之子親雲上」の提出した「覚」〔D—26〕によれば、「富盛親方従之者」は「謝花筑登之親雲上・新田筑登之・屋嘉部里之子・比嘉筑登之・金城・与那嶺・与那覇」の7名で、富盛親方と与力の与座親雲上・書役の川平親雲上を含めて総勢10名の使節団であったことになる。

丙子3月25日〔新暦4.19〕に、前任の高安親方から事務引き継ぎを終えた富盛親方一行は、早速翌日から明治政府の諸大臣を始め内務省官員などへの赴任挨拶に廻り〔D—26・27・28〕参照）、東京在勤中は第四代の琉球使節として慣例通り所定の公務に従事しながら、他方で請願使節団と共に請願運動に加わり、琉球側から明治政府当局へ提出された請願書には常に名を連ねていた（『琉球救国請願書集成』参照）。一年余の在勤を経て後任の佐久真親方に事務引き継ぎを終えたのは丁丑4月11日〔新暦1877.5.23〕のことで、富盛親方の「在勤中日記」の最後の条〔D—185〕によれば、

一 今日、タナエス号便船二而、横浜出艦二付、五ツ時分色衣着二而、富川親方欄江罷出、御使者役々御一同新橋停車場江差越、御一礼二而一列之人数蒸気車より横浜江差越、本船江乗付候事。

右、在勤中日記如斯候、以上。

四月廿八日 与力与座里之子親雲上／在番富盛親方

とあり、丁丑4月28日〔新暦1877.6.7〕には、在京の「役々」に見送られて新橋から横浜へ向かい、横浜で乗船して帰国の途に着いたことが分かる。日本国内では西南戦争が始まっており、まさに政治的・軍事的激動の最中のことである。

以上、1875～1877年時期の四名の琉球使節の「在勤（中）日記」を踏まえて、各使節の任務や使節団の構成、那覇～東京往還日時等を含む在勤始末の概略をフォローしてみたが、この時期、琉球使節とその周辺の琉球官員がどのような任務に従事し、あるいはどのような困難に直面し、どのように対応したのか、「在勤（中）日記」から具体的で詳細な情報を得ることはできない。しかし、「在勤（中）日記」に書き記された琉球使節やその周辺の琉球官員たちの日々の足跡をフォローすることによって、彼らが在勤中に従事し取り組んだ任務や課題の枠組みを提示することは可能である。以下、「尚家文書」701・702・703・704号の「在勤（中）日記」に拠って、この時期の琉球使節とその周辺の琉球官員の動向を追跡し、彼らが直面した日常的な任務や緊急の課題を整理しつつ、若干の注目すべき論点を提示しておきたい。

〔Ⅱ〕在日琉球使節（琉球官員）の通常の諸任務

この時期、琉球使節とその周辺の官員たちの慣例化した日常的な任務は、「在勤（中）日記」に拠れば、所定の諸儀礼儀式への参加、政府要人宅への訪問・挨拶・贈答、島津家とその周辺への訪問・挨拶・贈答等に分類される。

（一）所定の諸儀礼儀式等への参加

先ず、第一に天皇への拝謁・皇室関係儀礼への参加の事例として、①天皇・皇室に対する琉球使節の上京挨拶（A—16、B—14参照）、②天長節の祝儀（A—61、B—10、D—109、110参照）、③歳末の御祝詞（A—76、B—21、B—64参照）、④年頭の御祝詞（A—78、B—22、B—65、D—127、128、129、130、131参照）、⑤紀元

節の御祝詞（A—91、B—31、C—19、D—145、146 参照）、⑥天皇行幸・皇后行啓の送迎（B—67、B—68、D—52、71、72、116、117、132、134、137、138、139、140、178 参照）、⑦神武天皇御例祭への参加（B—76、D—163 参照）、⑧皇室関係の慶弔挨拶（D—59、60 参照）等々が挙げられる。ここでは、天皇行幸送迎の事例を提示したい。池城親方の「在勤日記」十二月五日（一八七七年一月十八日）の条〔B—67〕によれば、

一 役所より左之通触有之候事

来ル廿二日、註書新曆、大和国并京都へ行幸ニ付、在京琉球藩奏任之旁一員通知、礼服用、午前六時皇居へ参上、并横浜停車場迄奉送可有之、且自余之旁者、当日より三日間、宮内省へ恐悦可申上旨、内務大書記官より御達有之候間、此段致通達候以上。

十二月五日 役所／池城親方 日帳方

とあり、内務大丞松田道之から「琉球藩奏任」官の池城親方に天皇の大和・京都市行幸出発を見送るようにとの指示が出されたものの、【B—68】によれば、「今日、大和国并京都江天子様行幸ニ付、奉送等可相勤之處、不快ニ付、口上ニ而御暇申出候事」とあるように、天皇行幸出発の当日（十二月十一日、一八七七年一月二十四日）、池城は「不快」と称して行幸見送り儀礼に参加せず、松田の指示に従っていないことに注目すべきであろう。

天皇・皇室関係の儀礼・儀式とは別に、第二の慣例的任務となった冬至及び旧暦による諸儀式の執行・参加の事例としては、①冬至祭の執行（A—73、B—62、C—11、C—12、D—124 参照）、②正月朔日の儀式参加（A—89、B—28、B—71、C—18、D—147 参照）、③一月十五日の儀式参加（A—90、D—150 参照）、④一月十六日の儀式参加（D—151 参照）、⑤お盆祭の執行（D—84 参照）等々の事例を挙げることができる。ここでは、旧暦正月の儀式執行の事例を提示しよう。小禄親方の「在勤中日記」正月朔日（新暦 1876 年 1 月 26 日）の条〔C—18〕によれば、

一 元旦付、色衣冠ニ而、四ツ時分本殿江罷出、於書院池城親方より御香御上、いづれ茂琉球江志し、四ツ御拝仕、濟而御同人より、御茶御菓子御酒肴御吸物三ツ、御馳走有之候事。

とあり、池城親方を始め在京琉球人たちは旧暦元旦に当たって、自主的に伝統的な儀式を執り行い、琉球へ向かって拝礼したことが分かる。

第三の日常的・慣例的な儀礼儀式となった寺社参詣の事例としては、①巖島神社・照国神社・鶴嶺神社への参詣（A—2、A—4、A—5、B—2、C—3、D—1、D—3 参照）、②浅草観音堂への参詣（A—34、A—56、A—59、C—42、D—115 参照）を挙げることができる。ここでは、浅草観音堂参詣の事例を提示しよう。高安親方の「在勤中日記」乙亥 9 月 20 日（1875 年 10 月 18 日）の条〔A—59〕によれば、

一 御用一件御立願付、御使者役々一同、浅草観音堂致参詣候事。

附 御用相済迄之間、左之賦通、毎日同所致参詣候也。

一與 九月廿日より池城親方 亀山里之子親雲上 祝嶺里之子親雲上 池村里之子親雲上

一與 高安親方 渡慶次筑登之親雲上 親泊里之子親雲上 在番与力名護里之子親雲上

- 一與 与那原親方 屋宜筑登之親雲上 名護里之子親雲上 新嘉喜里之子親雲上
- 一與 幸地親方 久志里之子親雲上 祝嶺里之子親雲上 伊是名里之子親雲上
- 一與 内間親雲上 摩文仁親雲上 大宜味里之子親雲上 具志堅里之子親雲上
- 一與 親里親雲上 阿波根親雲上 宮城筑登之親雲上 伊舍堂里之子

とあり、明治政府に対する請願が達成されるまで、琉球藩邸の琉球官員は毎日四名グループで浅草観音堂へ参詣する予定表を作製し、ほぼ予定通り参詣していたことに注目すべきであろう。

以上の諸儀礼儀式参加や寺社参詣の事例について、ここで提起しておきたい論点は、第一に天皇・皇室関係の儀礼儀式等の場合は、明治政府側の強制（内務省通達）による参加であり、琉球使節の側では「不快」を理由に欠席することもあったこと、第二に在京の琉球使節たちは独自に、且つ自主的に旧来の諸儀式を執り行い、琉球の伝統を保持しようと試みたこと、第三に請願達成を祈願するために、在京の琉球官員たちは毎日の日課として浅草観音堂へ参詣したこと、等々の論点に要約される。

(二) 政府要人宅への訪問・挨拶・贈答

在京琉球官員たちの日常的・慣例的な任務の中でも、第二に注目されるのは明治政府内外の要人に対する儀礼の任務である。諸要人への儀礼の事例としては、①御見舞のための訪問（A—9、A—10、A—11、A—38、A—44、A—52、A—95、A—96、A—101、B—9、B—47、B—49、D—103、D—162、D—168 参照）、②赴任挨拶のための訪問（A—13、A—20、C—7、C—8、D—28、D—29、D—73 参照）、③諸要人の転任・昇進にともなう祝儀挨拶（A—23、A—25、A—28、A—55、A—113、B—41 参照）、④謝礼としての進物献上（A—42、A—70、A—86、A—128、D—141 参照）、⑤年頭・紀元節・天長節等の御祝儀訪問（A—80、A—81、A—115、D—44、D—56 参照）、⑥諸要人からの招待（B—11、B—15、C—10、D—64、65、169 参照）、⑦帰国挨拶のための要人訪問（D—183 参照）等々の外、特殊な事例として⑧勤学師匠加藤正観の御見舞（D—157）等の事例を挙げることができる。

ここで注目しておきたいことは、第一に琉球使節（官員）の明治政府当局とその周辺に対するアプローチが自主的で、且つ頻繁であったこと、第二に琉球使節（官員）の訪問・接触対象者はかなり広範に及んでいることから、情報収集の「協力者」が存在したと考えられること、第三に御見舞・御祝儀・謝礼などと称して進呈される進物品等の経費はかなりの額に達したと思われること、等々の論点である。

(三) 島津家（久光・忠義）とその周辺への訪問・贈答等

明治政府によって琉球使節の東京在勤が強制されたのに伴い、薩摩島津氏（鹿児島県）の「管轄」を離れたはずであるにもかかわらず、琉球使節（官員）は天皇・皇室や明治政府当局への儀礼と同様に、相変わらず薩摩島津氏への儀礼を継続した。この時期の琉球使節の「在勤（中）日記」に見られる島津家との往来（儀礼）の事例としては、①従二位・従三位への上京挨拶（A—3、A—8、B—3 参照）、②従二位からの招待（A—18 参照）、③従二位への御機嫌伺（A—35、A—99、B—17、B—32、C—5 参照）、④従二位への御見舞訪問（A—71、B—49 参照）、⑤従二位等への進上物献上（A—37、B—4、B—12 参照）、⑥従二位等への年頭祝儀挨拶（A—79、A—80、B—65、C—16 参照）等々の事例を挙げることができる。ここでは先ず、上京の途中、鹿児島を經由した琉球使

節の磯御茶屋訪問についてみよう。高安親方の「在勤中日記」の乙亥三月廿日（1875年4月25日）の条〔A-3〕によれば、

一 今日、従三位様・従二位様・御前様江之御書翰、御目録御進上物、自分進上物目録等、役所二才一人手伝壺番宰領ニ而、先達而磯御茶屋江上参、玄喚江相備候事。

附 従二位様江者御登京付、家令衆相伺候處、一同差上候様被仰付候也。

一 右付、私紗綾、書役与力色衣冠ニ而、四ツ時分、市来平太殿案内、人力車より磯御茶屋参上、家令衆御取次、上着之御届申上、且奉伺御機嫌、御書翰御目録御進上物、自分進上物差上、且又従御内証、進上物仕度儀、并東京江出艦付、御暇乞之儀、彼是別段可奉伺之、東京詰ニ付而者、當御地江者僅之滞留ニ而、行装旁ニ取込、別段奉伺候儀手式及兼候訳合、家令衆并内務局御方江、市来平太殿を以伺相済候上、御内証進上物覚書を以相伺、御暇乞茂名書ニ而一同申上、尤御品々者御仕出方未相調候付、後れ而差上候段、致御釣合候事。

とあり、上京途中の鹿児島で、高安親方ら一行は磯御茶屋に従三位（忠義）を訪ね、上京挨拶の書翰・進上物目録を差し出したことが分かる。また、同じく四月十日（1875年5月14日）の条〔A-8〕によれば、

一 同日私并書役与力色衣着ニ而、古書役野村親雲上同伴、浜町御邸参上、名書を以家令衆御取次、従二位様江上着之御届申上、奉伺御機嫌、且従御内証進上物仕度、覚書を以相伺、御品々者御仕出方未相調候付、後れ而差上候段、致御釣合候事。

附 御書翰御目録御進上物、自分進上物者、家令衆御釣合之上、鹿児島縣ニ而差上候段、口達を以申上候、尤名書者役所構ニ而候也。

とあり、東京到着後早々に薩摩藩邸の従二位（久光）を訪ね、上京挨拶として進上物目録を献上していることが分かる。高安親方だけでなく、在京中の琉球使節（官員）は御機嫌伺い、御見舞、年頭挨拶等々と称して、絶えず「浜松御邸」の従二位を訪問していることに留意しておきたい。なおまた、同じく乙亥四月十六日の条〔A-13〕によれば、

一 伊地知貞馨殿・奈良原幸五郎殿・海江田信義殿・堀江弘貞殿・種子嶋時恕殿・河原田盛美殿・平野長憲殿・青木孝亮殿江、着候として品々覚書目録を以差出候事。

とあるように、琉球使節から島津家周辺の伊地知貞馨や奈良原幸五郎らへも、着任挨拶として進上物を差し出すことが慣例として続けられたのである。

ここで強調しておきたいことは、第一に、東京在勤に伴い薩摩島津氏の「管轄」を離れたにもかかわらず、琉球使節は島津家と密接に往来し、天皇・皇室と同様に儀礼の対象として位置づけていたこと、第二に、薩摩島津家も依然として琉球使節を伝統的な薩琉関係の延長線上に位置づけ、従前通りの往来（儀礼）を続けたこと、第三に、琉球使節（官員）は伊地知貞馨や奈良原幸五郎らの薩摩（鹿児島）系人脈とも、従前通りの往来（儀礼）を続け、明治政府との交渉や要請の窓口として期待していたのではないかと思われること、等々の論点である。以下、琉球使節（官員）の対政府交渉・要請の任務とも関連させながら、島津家とその周辺の位置・役割を考えるための手がかりを、この時期の琉球使節の「在勤日記」から抽出してみたい。

〔Ⅲ〕琉球使節（官員）の交渉（請願）対象とその周辺

（一）琉球使節の「御願御頼」の対象

初代の東京在勤琉球使節（与那原親方）が年頭・紀元節・天長節の祝賀儀礼への参加を表向の主要な任務としながらも、他方で琉球側の当面する諸課題を交渉（請願）する任務をも帯びていたように、その後の在京琉球使節の任務においても、当面する諸課題をめぐって明治政府当局と交渉（請願）する任務が表向の儀礼参加の任務よりも益々重要な位置を占めるようになる。在京琉球使節の「在勤（中）日記」の中に、「御用御頼」「御願筋有之」「御願書差出」などの用語が頻出するのは、その一例証と言うべきであろう。

若干の事例を挙げれば、高安親方の「在勤中日記」には、「松方正義殿御宅参上、御用御頼申上候事」（A—19）、「奈良原幸五郎殿御宅参上、御用御頼申上候事」（A—45）、「今日、御使者衆御一同、正院江出頭、御願書差出、夫より三條公・岩倉公・参議衆御宅参上、御用御頼申上候事」（A—68）等々とあり、

池城親方の「在勤日記」には「今日、大久保利通殿御宅参上、御用御頼仕候事」（B—29）とあり（もともと、池城親方は請願使節でありながら、「在勤日記」には「御用御頼」はこの一件しか記録されていないというやや奇異な事実がある）、

小禄親方の「在勤中日記」には「池城親方御始いつれ茂三條公・右大臣・参議衆御宅参上、御願筋申上候事」（C—20）、「御同人一同、政府江参上、御願書差出候事」（C—21）、「御願筋有之、池城親方御始、いつれ茂御一同、内務省江出頭、大久保殿相逢候事」（C—25）等々とあり、

富盛親方の「在勤中日記」には「御用筋有之、御使者衆一同、正院并内務省参上、夫より三條公・林友幸殿御宅参上、御用申上候事」（D—54）、「御用筋有之、御使者衆一同、内務省参上仕候事」（D—69）、「今日、御使者衆御一同、奈良原幸五郎殿御宿参上、御用御頼申上候事」（D—87）、「御用御頼二付、親里親雲上御一同、大山綱良殿・奈良原幸五郎殿御宿参上仕候處、云々」（D—95）等々と頻出する。

琉球使節（官員）の「御用御頼」がどのような用件でどのように御頼みしたのか、「在勤（中）日記」の範囲内では分からないけれども、用件や要請の内容を知り得る手がかりがないわけではない。富盛親方の「在勤中日記」の丙子七月廿六日（1876年9月13日）の条〔D—86〕に、

一 今日御用筋有之、内務省江致出頭、直ニ官員衆御宅参上、御用御頼申上候事。

附、御用之趣者役所日記ニ相見得候也。

とあるように、用件や請願内容に関する詳細な情報は「東京琉球館役所日記」に記載されている。この時期の琉球使節の「在勤（中）日記」に対応する「役所日記」について言えば、「尚家文書」1043号と「尚家文書」1044号に当たる。「在勤日記」と「役所日記」を対応させることによって、琉球使節（官員）の「御用御頼」の実態を把握することが可能となるけれども、今後の課題として先送りすることとし、ここでは「在勤日記」の範囲内で確認できる琉球使節（官員）の「御用御頼」の対象を一覧表に提示することにしたい。「在勤（中）日記」に拠れば、琉球使節（官員）が「御用御頼」のために足を運んだ政府要人の御宅や政府機関は以下の通りである。

①正院へ出頭・願書提出（A—111、A—116、A—125、C—21、C—27、C—30、C—31、C—36、C—37、C—40、D—54、D—61、D—107等々参照）

②三条実美・岩倉具視「御宅」参上・願書提出（A—68、A—92、A—111、A—125、C—9、C—20、C—28、C—30、C—36、C—37、C—40等々参照）

- ③参議衆訪問・「御用御頼」(A—69、A—94、C—20、C—36、C—40、D—107 参照)
- ④寺島宗則「御宅」参上・「御用御頼」(C—22 参照)
- ⑤松方正義・小林好登へ「御用御頼」(A—19、A—30、A—35、A—82、A—83、A—85 等々参照)
- ⑥大木喬任「御宅」参上・「御用御頼」(A—125)
- ⑦大久保利通へ「御用御頼」(A—112、A—125、B—29、C—37、C—40 参照)
- ⑧内務省へ出頭・「御用御頼」(A—118、B—8、C—25、C—30、C—32、C—33、C—35、D—32、D—38、D—55、D—66、D—69、D—79、D—86、D—154、D—158 等々参照)
- ⑨伊地知貞馨「御宅」参上・「御用御頼」(A—75 参照)
- ⑩林友幸「御宅」参上・「御用御頼」(C—30、D—55、D—61 参照)
- ⑪奈良原幸五郎・海江田信義「御宅」参上・「御用御頼」(A—33、A—39、A—45、A—46、A—49、A—53、C—6、D—87、D—88、D—89、D—90、D—91、D—92、D—93、D—95、D—96、D—97、D—98、D—142 等々参照)
- ⑫大山綱良「御宅」参上・「御用御頼」(D—95、96、97 参照)

高安親方外四名の「在勤(中)日記」によって確認できる「御用御頼」の対象は以上の通りである。ここで留意しておきたいことは、海江田信義・伊地知貞馨・林友幸らの明治政府の官員衆だけでなく、島津久光の「家令」に過ぎない奈良原幸五郎や薩摩(鹿児島)の大山綱良らが琉球使節(官員)の「御用御頼」の対象として重要な位置を占めていることである。島津久光邸への頻繁な訪問(儀礼)と併せて考えれば、琉球使節(官員)たちは島津家とその周辺の人々を、明治政府に対する請願運動の後ろ盾、頼りになる「協力者」と見なしていたようにも思える。「在勤(中)日記」の範囲内では、琉球使節(官員)らの請願運動の詳細(実態)は分からないとは言え、明治政府の命令にどのように対応したのかを示唆する記載が全くないわけではない。因みに、小禄親方の「在勤中日記」の丙子五月廿六日(1876年6月17日)の条[C—31]によれば、

一 刑事民事一件、御請難成候付、池城親方親方御始、いつれ茂御一同、正院江出頭、御断之書付差出候事。

とあり、同じく丙子閏五月十四日(1876年7月5日)の条[C—32]によれば、

一 唐江渡海之船々免状申請候様、昨日内務省より御達之趣有之、池城親方御始、何れ茂同所江出頭、御断申上罷帰候事。

とあり、その翌日の条[C—32]には、

一 前条一件付、御同人御始、いつれ茂同所江罷出、御断之書付差出候處、朱書を以被差帰候事。

とあり、さらにまた四日後の丙子閏五月十九日(1876年7月10日)の条[C—35]には、

一 池城親方御始、餘之御使者衆御一同、内務省江出頭、前条唐江渡海之船々免状一件之御断書差出候事。

とあるように、池城親方らの琉球使節は明治政府の刑事・民事裁判権接收命令や清国渡航制限命令に対して、繰り返し「御断之書付」を提出し、断固たる拒絶の姿勢を堅持していることに注目すべきであろう(なお、「書付」=請願書は西里編『琉球救国請願書集成』に収録されている)。

(二) 琉球使節(官員)の人事移動(往来)

「在勤(中)日記」には、「御用御頼」のために奔走した琉球使節(官員)の足跡をフォローできる情報が少なからず含まれているだけでなく、琉球使節(官員)や琉球に関わる明治政府官員の移動(往来)状況についても、多くの情報が提示されている。以下、1875年～1877年の時期に、どのような人事移動(往来)があったのかを、「在勤(中)日記」の記載に拠って、一覧表にして提示しておきたい。

A [那覇→東京] (上京=登京=上着)

那覇から東京へ移動することを「在勤(中)日記」では「上京」「登京」「上着」などと記載しているが、那覇から東京へ移動した人物として登場するのは次の人々である。

- ①親泊里之子親雲上 (A—32 参照)
- ②富盛親方 (A—97、A—105、C—24、B—35 参照)
- ③高原里之子親雲上 (A—102、B—33 参照)
- ④富川親方・与那原親方・伊江親雲上 (C—38、B—53 参照)
- ⑤今帰仁王子・小禄親方 (B—13 参照)
- ⑥川平里之子親雲上 (B—37 参照)
- ⑦大宜味親方・屋嘉比里之子親雲上 (B—40 参照)
- ⑧鉢嶺筑登之親雲上 (B—51 参照)
- ⑨伊計筑登之親雲上・高良筑登之親雲上 (B—61 参照)
- ⑩諸見里里之子親雲上 (B—77、D—165 参照)
- ⑪勤学糸満親雲上 (D—121 参照)
- ⑫伊計里之子親雲上・高良里之子親雲上 (D—122 参照)

B [東京→那覇] (帰国=帰帆)

東京から那覇へ移動することは、「在勤(中)日記」では「帰国」「帰帆」「帰藩」などと記載されるが、この時期に東京から那覇へ移動したことが確認できる人物は次の通りである。

- ①津波古親方政正 (A—22 参照)
- ②池城親方安規 (A—24 参照)
- ③久志里之子親雲上 (A—27 参照)
- ④松本親雲上 (A—50 参照)
- ⑤親泊里之子親雲上 (A—51、A—66 参照)
- ⑥祝嶺里之子親雲上 (A—103、B—54 参照)
- ⑦糸満里之子親雲上 (A—106、B—36 参照)
- ⑧与那原親方・内間親雲上 (C—29、B—43 参照)
- ⑨幸地親方朝常・摩文仁親雲上 (C—34、B—46、D—68 参照)
- ⑩高安親方朝崇 (C—41、B—56、D—114 参照)
- ⑪今帰仁王子朝敷 (B—25 参照)
- ⑫渡慶次筑登之親雲上 (B—30 参照)
- ⑬新嘉喜里之子親雲上 (B—39 参照)
- ⑭屋宜筑登之親雲上 (B—42 参照)
- ⑮松嶋里之子親雲上 (B—44 参照)

- ⑩阿波根親雲上・宮城筑登之親雲上（B—45 参照）
- ⑪安村親雲上（B—48、D—76 参照）
- ⑫新城里之子親雲上（B—52 参照）
- ⑬奥嶋親雲上・祝嶺里之子親雲上・真栄城筑登之親雲上（B—54 参照）
- ⑭小祿親方・嵩原里之子親雲上（B—59、D—120 参照）
- ⑮親里親雲上（B—63、D—126 参照）
- ⑯屋嘉部里之子（D—82 参照）
- ⑰新里里之子親雲上（D—100 参照）
- ⑱西平筑登之（D—150 参照）
- ⑲知花里之子親雲上（D—172 参照）
- ⑳知念里主（D—175 参照）

C [東京→大坂] (下坂)

東京から大坂へ移動することを、「在勤（中）日記」では「下坂」と記載しているが、東京から大坂へ移動した人物として確認できるのは次の五名である。

- ①潮平筑登之親雲上（A—86 参照）
- ②前川里之子親雲上（B—57 参照）
- ③久志里之子親雲上・高良里之子親雲上（B—69、D—146 参照）
- ④糸満里之子親雲上（B—74、D—156 参照）

D [大坂・神戸→東京] (上京=登京)

大坂・神戸から東京へ移動することを、「在勤（中）日記」では「上京」「登京」と記載しているが、大坂・神戸から東京へ移動した人物として確認できるのは、次の9名である。もともと、富川以下は上京途中に大坂・神戸を經由しただけで、大坂出張所（琉球蔵屋敷）詰の官員は5名ということになる。

- ①潮平筑登之親雲上（A—72）、
- ②前川里之子親雲上（B—58）、
- ③久志里之子親雲上・高良里之子親雲上（B—72、D—152）、
- ④糸満里之子親雲上（B—75、D—160）、
- ⑤富川親方・与那原親方・伊江親雲上（D—102、104）、
- ⑥佐久真親方（D—178）

E [鹿児島→大坂]

鹿児島から大坂への移動も上京途中の移動であって、勤務地の移動ではないことに留意すべきであろう。「在勤（中）日記」には次の上京使者が記載されている。

- ①富川親方・与那原親方・伊江親雲上（D—99、
- ②佐久真親方（D—176）

F [東京→鹿児島]

- ①松本親雲上

以上、「在勤（中）日記」によって確認される1875～77年時点の人事移動（往来）一覧表について注目しておきたいことは、第一に、この時期、東京～那覇の間を多くの琉球官員が頻繁に往来していること、従って情報の伝達も頻繁に行われていたと考えられることである。郵便船による定期航路の開設も人事移動（往来）を促進する条件となつたであ

ろう。

第二に、東京～大坂間を往来した琉球官員たちの存在に注目したい。東京の琉球館役所の外に大坂出張所が設置されたのは、租税を大蔵省の租税寮へ上納することを命じられたからで、琉球官員の東京～大坂間の往来は租税関係（経済財政問題）を処理するためであったと考えられる。池城親方「在勤日記」の乙亥十二月廿二日（1876年1月18日）の条〔B-26〕によれば、

- 一 大坂詰蔵役潮平筑登之親雲上、御用ニ付罷登居候處、帰帆之暇乞ニ罷登候付、茶菓子致馳走候事。

とあり、「大坂詰蔵役」即ち大坂出張所勤務の潮平筑登之親雲上が「御用」のため大坂～東京間を往来したことを確認し得る。

第三に注目したいのは、鹿児島が那覇～東京間の中継地の一つであったことである。上京使節の中継地というだけでなく、東京～那覇間の飛脚便の経由地としても、鹿児島は重要な位置を占めていた。例えば、池城親方の「在勤日記」の乙亥八月廿一日（1875年9月20日）の条〔B-6〕によれば、「飛脚使松本親雲上、東京より帰着届ニ罷出候付、茶菓子致馳走候事」とあり、飛脚使の松本親雲上が東京から鹿児島へ到着したことを記載している。飛脚使は鹿児島県琉球館の「役々」の手配した飛却船で帰国することになる（前掲の西里報告I参照）。

第四に注目したいのは、「時情通知」の任務を帯びて那覇～東京間を往来した松嶋里之子親雲上や安村親雲上の存在である。池城親方「在勤日記」の丙子五月十六日（1876年6月7日）の条〔B-44〕によれば、

- 一、時情通知之為上京いたし候松嶋里之子親雲上、病氣ニ付、帰帆之暇乞被罷出候付、前条同断馳走、役々ニ才共新橋迄差送させ候事。

とあり、あるいはまた丙子六月廿日（1876年8月9日）の条〔B-48〕によれば、

- 一 時情通知之為上京安村親雲上、病氣ニ付帰帆之暇乞罷出候付、例之通馳走、役々ニ才共送り被差遣候事。

とあるように、松嶋里之子親雲上や安村親雲上が情報伝達の任務を帯びて東京～那覇間を往来していたことは明かであろう。

第五に注目したいのは、与那原良傑（馬兼才）や幸地朝常（向徳宏）は内務省へ届け出ることなく帰国したのではないかと思われることである。池城親方「在勤日記」の丙子五月五日（1876年5月27日）の条〔B-43〕によれば、

- 一 琉球江御用筋有之、与那原親方・内間親雲上一往帰帆之暇乞被罷出候付、茶菓子致馳走候事。／

附 吟味之訳有之此節者送ニ不罷出候也。

とあり、さらに同じく丙子閏五月十七日（1876年7月8日）の条〔B-46〕によれば、

- 一 琉球江御用筋有之、幸地親方一往帰帆、且在番附添摩文仁親雲上帰帆付暇乞被罷出、茶菓子馳走候事。／附 一吟味之訳有之、御使者役々送り不罷出候也。

- 一 幸地与力者、先達而阿波根親雲上等一同、出立いたし候也。

とあるように、与那原・内間・幸地らは請願運動が行き詰まった状況を報告し、対応策を検討するために帰国したと考えられることから、明治政府当局へ直接届け出ることなく秘かに「帰帆」したと見るのが順当であろう。

なお、この時期の琉球使節の「在勤（中）日記」には明治政府官員の移動（往来）に関する記載も散見するが、その前後の時期をも視野に入れて見る必要があるので、後日の検討課題として留保し、ここでは割愛することとしたい。

【第二部 文書紹介】

【文書番号】 701

【表 題】 明治八同治十四年乙亥三月ヨリ／在勤中日記／東京在勤／高安親方／与力名護親雲上

【形 式】 縦 28.4 横 20.5 109 丁

【文書日付】 明治 8 年 3 月 15 日～明治 9 年 2 月 29 日（明治 9 年 11 月 6 日）

【作成日付】 明治九年十一月六日

【文書作成】 高安親方・名護親雲上

【A = 701 号】

【A—1】 明治八／同治十四 乙亥三月十八日 新曆四月廿三日

一 東京江新年紀元節天長節御祝儀之使者被仰付寧靜丸江乗合今月十五日四ツ頭時分那覇川出艦大島潮掛ニ而今日夜五ツ時分鹿児島縣前之浜致上着候事

一 右付夜四ツ頭時分上築地より上陸詰合之役々迎ニ罷出候付御書翰者先ニ備附添并蔵役書役重書役与力医者一同館内本門より玄喚罷通御書翰床上右表江鏑置候事

附 同日夜飯并明日巖嶋神社江参錢者蔵役本永里之子親雲上頼入相調させ後日入料致返却候也

【A—2】 三月十九日 [新曆四月二十四日]

一 今日五ツ頭時分右役々一同巖嶋神社江参錢相備致参詣夫より用向掛市来平太殿手伝小川精一郎壺番池田勇右衛門宿江名礼入本殿江罷帰候事

一 鹿児島縣廳江上着之御届役所より書付を以差出候段承候事

一 従三位様従二位様御前様江御書翰御目録王子衆三司官衆御状并進上物目録自分進上物目録役所江差出候事

附 自分進上物目録調様左ニ記（略）

一 役所より左之通触有之候事

明後廿一日鶴嶺神社照国神社参詣之目録相済候間同日四ツ時前本殿江可被相 持候尤目録等者前日役所江可被差出候此段致通達候以上

三月十九日

役所／本殿

日帳方与力江茂可被相達候／同四月廿五日

【A—3】 同廿日 [新曆四月二十五日]

一 今日従三位様従二位様御前様江之御書翰御目録御進上物自分進上物目録等役所二才一人手伝壺番宰領ニ而先達而磯御茶屋江上参玄奥江相備候事

附 従二位様江者御登京付家令衆相伺候處一同差上候様被仰付候也

一 右付私紗綾書役与力色衣冠ニ而四ツ時分市来平太殿案内人力車より磯御茶屋参上家令

衆御取次上着之御届申上且奉伺御機嫌御書翰御目錄御進上物自分進上物差上且又從御内証進上物仕度儀并東京江出艦付御暇乞之儀彼是別段可奉伺之東京詰ニ付而者當御地江者僅之滯留ニ而行装旁ニ取込別段奉伺候儀手式及兼候訳合家令衆并内務局御方江市来平太殿を以伺相濟候上御内証進上物覚書を以相伺御暇乞茂名書ニ而一同申上尤御品々者御仕出方未相調候付後れ而差上候段致御釣合候事

附 下供兩人者色衣小帶いたし候也 (以下、略)

【A—4】同廿一日〔新曆四月二十六日〕

一 今日鶴嶺神社照国神社参詣付附添役々与力附医者一同色衣着ニ而四ツ時分市来平太殿同伴参上仕候處副神主被出迎則案内鶴嶺神社江参御門階上ニ而御一礼夫より照国神社参上右同断相濟副神主御宅江参上茶菓子御馳走有之九ツ時分致帰館候事 (以下、略)

【A—5】同廿五日〔新曆四月卅日〕

一 今日如東京出艦付私始一行之人数左之通願文を以銘々参錢相備敵嶋神社致参詣行屋濱より寧靜丸江乗付九ツ時分前之浜致出艦候事

願文 敵嶋神社結願之時青銅百疋／右意趣者奉為願今度東京参勤身体堅固海上安穩到役々末々迄無異儀公事全竣令帰着故也仍如件

向氏 高安親方／同治十四年乙亥三月廿五日

一 同日酉時分指宿摺之濱汐掛翌廿六日五ツ頭時分同所出艦同廿八日夜八ツ時分大坂着艦翌廿九日五ツ時分上陸平野屋市五郎宅江致宿候事

一 役所より左之通触有之候事

扱所江差出用候間下供迄名面歳付を以只今可被差出候此段致通達候以上

三月二十九日 役所／高安親方日帳方

一 左之通与力名前を以差出候事

当歳六十 高安親方／与力 同四十四 名護里之子親雲上／御物支配係 同 五十 大宜味里之子親雲上／同四十六 本部里之子親雲上／同二十九 石原里之子／同三十七 富名腰筑登之／同三十七 石川にや／同三十 照屋にや／同十九 新垣にや／同十八 手登根にや／与力供内 三十六 比嘉にや

右之通名面歳付如斯御座候

三月廿九日 与力名護里之子親雲上

【A—6】四月五日〔新曆五月九日〕

一 今日酉時分大坂出艦夜五ツ時分神戸汐掛翌六日八ツ時分同所出艦同八日入相時分品川参着琉館江之間合船主相頼差出候事

【A—7】同九日〔新曆五月十三日〕

一 今日未明役々一同品川上陸佐水之登屋江暫く相扣支度替而五ツ時分人力車より鉄道館江参蒸気車江乗替新橋ニ而池城親方津波古親方与那原親方幸地親雲上附添役々被出迎一同茶屋江罷出茶菓子御馳走有之九ツ時分琉館到着縁頼ニ而御書翰与力請捧床上ニ鏝池城親方より二献之御取替有之候事

附（以下、中略）

一 上着之為御届左之通藁紙ニ書認附添阿波根親雲上摩文仁親雲上書役与力名書取添書役野村里之子親雲上一同内務省参上差出候事

附 認方者役所構ニ而候也

高安親方／右者新年紀元節天長節御祝儀之使者被申付四月廿日那霸川出艦 同廿三日大坂着同十日同所出艦昨晚品川着今日上陸仕申候此段御届申候也

明治八年五月十三日 津波古親方

内務卿大久保利通殿

【A—8】同四月十日〔新曆五月十四日〕

一 吉辰付津波古親方より上様御印并摂政三司官衆印判次請取諸日記者各与力次請取濟而茶請吸物尅致馳走候事

附御書付披茂一同相濟候也

一 同日私并書役与力色衣着ニ而古書役野村親雲上同伴浜町御邸参上名書を以家令衆御取次從二位様江上着之御届申上奉伺御機嫌且從御内証進上物仕度覚書を以相伺御品々者御仕出方未相調候付後れ而差上候段致御釣合候事

附 御書翰御目錄御進上物自分進上物者家令衆御釣合之上鹿兒嶋縣ニ而差上候段口達を以申上候尤名書者役所構ニ而候也

【A—9】同十一日〔新曆五月十五日〕

一 太政大臣三條公右大臣岩倉公参議大木喬任殿大久保利通殿大隈重信殿寺嶋宗則殿山縣有朋殿伊藤博文殿勝安房殿黒田清隆殿伊地知正治殿木戸孝允殿板垣退助殿御宅参上御見舞申上候事

【A—10】同十二日〔新曆五月十六日〕

一 内務少輔林友幸殿内務大丞前嶋密殿川瀬秀治殿杉浦讓殿松田道之殿村田氏寿殿御宅参上右同断申上候事

【A—11】同十三日〔新曆五月十七日〕

一 北代正清殿伊地知貞馨殿種子嶋時恕殿河原田盛美殿青木孝亮殿平野長憲殿御宅参上御見舞申上候事

【A—12】同十五日〔新曆五月十九日〕

一 今日与力色衣着ニ而浜町御邸参上從二位様江御内証進物差上候事

附 覚書并御品仕出様左之通覚（略）

【A—13】同十六日〔新曆五月廿一日？→五月廿日〕

一 伊地知貞馨殿奈良原幸五郎殿海江田信義殿堀江弘貞殿種子嶋時恕殿河原田盛美殿平野長憲殿青木孝亮殿江着候として品々覚書目錄を以差出候事

附 品員数者進物帳ニ相見得候也

一 内務省より兼而御達之趣有之御使衆御一同女学校開成学校江罷出諸生共習字之仕様又者機械其外籌物杯見覽仕筈候處不快ニ付参上不致候事

【A—14】同十六日〔新曆五月廿一日〕

一 奈良原幸五郎殿海江田信義殿江登進物として品々覚書目録を以差出候事
附 品員数者進物帳ニ相見得候也

【A—15】同十九日〔新曆五月廿四日〕

一 内務省より左之通布告有之候事
明廿五日午前十時拜謁被仰付候間礼服用宮内省江参伺可致候也
五月廿四日 内務省／琉球藩

【A—16】同廿一日〔新曆五月廿六日〕

一 今日参内付池城親方津波古親方与那原親方幸地親雲上御一同色衣紗綾冠書役与力色衣着ニ而八時五ツ時人力車より内務省参上河原田盛美殿御同伴赤坂離宮江罷出暫時香之間江相扣官員衆御出御挨拶御茶被下追而御対面所江出御謁見相済退座宮内卿官員衆御取次御礼申上帰館仕り候事
附 御使者衆并古在番者御暇被下候也（以下、略）

【A—17】同廿二日〔新曆五月廿七日〕

一 御目見首尾能相済候為御礼宮内卿徳大寺御宅参上御礼申上候事

【A—18】同廿五日〔新曆五月三十日〕

一 今日従従二位様御使者之面々御餞別として向島八百松樓江被招呼候段昨日家令衆より御手紙を以御達有之九ツ時分御一同御邸参上御礼申上左候而家令衆御家使衆御一同右茶屋江差越段々御馳走被成下則御礼申上夜九ツ時分罷帰候事

【A—19】同廿八日〔新曆六月二日？→六月一日〕

一 松方正義殿御宅参上御用御頼申上候事
一 海江田信義殿より御招付池城親方津波古親方与那原親方幸地親雲上御一同参上段々御馳走有之夜五ツ時分罷帰候事
附 持参物塩豚一重焼酎一瓶覚書目録を以差上候也

【A—20】同廿九日〔新曆六月二日〕

一 松方正義殿本田親雄殿坂部長照殿大山綱良殿江着候として品々覚書目録を以差上候事（以下、略）

【A—21】同卅日〔新曆六月三日〕

一 伊地知貞馨殿奈良原幸五郎殿海江田信義殿江御見舞としてもしふた一鍋宛答礼取添差上候事

【A—22】五月三日〔新曆六月六日〕

一 今日津波古親方一行之人数千里丸より下京藩邸出立付於書院役々迄池城親方より御茶御菓子被成御馳走濟而御使者役々一同小網町一丁目三河屋忠兵衛宅迄差越致見送候事

【A—23】同四日〔新曆六月七日〕

一 内務省中田鷹麟殿琉球江之御使者被仰付候付池城親方与那原親方幸地親雲上御一同御宅参上御祝儀申上候事

【A—24】同八日〔新曆六月十一日〕

一 今日池城親方一行御人数大有丸より御下京藩邸御出立付於書院役々迄御茶御菓子致御馳走濟而役々一同品川迄差越致御見送候事

一 右御帰帆便より上様中城王子様伺御機嫌之御状并王子衆三司官衆江之書状左之通相調差上候事（以下、略）

【A—25】同十一日〔新曆六月十四日〕

一 青木孝亮殿琉球御下坂部長照殿内務省伊地知貞馨殿右同付足御勤被仰付候付各御宅参上御祝儀申上候事

一 本田親雄殿御宅参上御見舞申上候事

【A—26】同十六日〔新曆六月十九日〕

一 御使者役々上着之時吸物壺ツ輕酒肴体迄可致馳走事

附 取滞不相立内体式向者從之者迄御物支配係詰向ニ而取計迹算面可致候

一 同帰帆之時茶菓子迄ニ而其外馳走方無用之事

一 御使者衆初而 謁見相濟候祝儀之時御使者役々迄吸物壺ツ輕酒肴馳走其外体杯右同断御館被下候時者構ひ無之候

一 御使者役々着出立之時互ニ品物贈答之儀一切可召留事

一 餞別之儀御条約帳通堅可相守事

一 役々末々迄衣類等琉球ニ而之心得を以各身分を専華美ケ間敷儀無之様可相慎事

一 平日乱ニ呑酒ケ間敷其外放蕩事を好且雪打杯之儀者堅可令停止事

右ケ条役々江茂申談池城親方御案内相定候事

亥 四月 /幸地親雲上/与那原親方/津波古親方/高安親方

【A—27】同廿一日〔新曆六月二十四日〕

一 今日久志里之子親雲上郵便船青龍丸より下京付於書院茶菓子致馳走濟而役々一同小網町壺丁目三河屋迄差越見送いたし候事（以下、略）

六月八日〔新曆七月十日〕

【A—28】同九日〔新曆七月十一日〕

一 坂部長照殿被補五等出仕候段御達有之候付書役召列御宅参上御祝儀申上候事

【A—29】同十日〔新曆七月十二日〕

一 本文通駅通より通達有之候事

ウヤトマリ カコシママルエノリサクジツチャク甘カ クシ三コンマルエノリコンニチ
シュツカン

【A—30】同十四日〔新曆七月十六日〕

一 長崎武八郎召列松方正義殿小林好登殿御宅参上御用御頼申上候事

【A—31】同十五日〔新曆七月十七日〕

一 右御兩人江覚書目錄を以品々差出候事

附 品員数者進物帳相見得候也

【A—32】同十八日〔新曆七月二十日〕

一 唐江慶賀使伺之御書付幸領親泊里之子親雲上夜五ツ時分館内到着付吸物壺シメ酒肴出
豚手引壺シメ之料理致馳走候事

【A—33】同十九日〔新曆七月二十一日〕

一 書役糸満里之子親雲上召列奈良原幸五郎殿海江田信義殿御宅参上御用御頼申上候事

一 勝姫様去月七日為被成御卒去段鹿兒嶋縣詰役々より問合到来付奈良原幸五郎殿御釣合
之上書役糸満里之子親雲上召列従二位様御邸参上家令衆御取次奉伺御機嫌候事

【A—34】同廿一日〔新曆七月二十三日〕

一 御訴訟事萬反御頼通相濟度且在勤中武運長久之立願として附添役々一同浅草観音堂参
詣仕候事

附 一 銘々参錢三文完持参候也／一 於茶屋昼休致馳走候也

【A—35】同廿四日〔新曆七月二十六日〕

一 従二位様為伺御機嫌奈良原幸五郎殿御釣合之上藕粉一箱其物一箱与力色衣着二而御邸
参上家令衆御取次差上候事／附（以下、略）

一 長崎武八郎召列小林好登殿御宅参上御用御頼申上候事

【A—36】同廿七日〔新曆七月二十九日〕

一 奈良原幸五郎殿海江田信義殿大山綱良殿江左之通差出候事

暑氣弥御座候得共倍御清福奉拝賀候陳者此三種薄少之至御座候得共御見舞申上候程迄進
呈之仕候御笑味被下候ハゞ多幸之至御座候頓首

七月二十九日 高安親方／奈良原幸五郎様 海江田信義様 大山綱良様

一 本田親雄殿御役上付御宅参上御祝儀申上候事

【A—37】同廿九日〔新曆七月三十一日〕

一 奈良原幸五郎殿依御沙汰従二位様江漬すのり一壺覚書を以与力御邸参上御家扶衆御取

次差上候事

一 三司官宜野灣親方跡御役御届之飛脚使松本親雲上今日館内に到着付吸物壺シメ酒肴後手引壺シメ之料理致馳走候事

【A-38】七月二日〔新曆八月二日〕

一 青木孝亮殿平野長憲殿御宅参上暑氣御見舞仕左候而品々覚書目錄を以差出候事／附(略)

【A-39】同三日〔新曆八月三日〕

一 今日附添渡慶次筑登之親雲上書役糸満里之子親雲上召列海江田信義殿御宅参上御用御頼申上候事

【A-40】同五日〔新曆八月五日〕

一 今日飛脚使松本親雲上召列内務省ニ参上同人指登之御用平野長憲殿御取次差出候事

【A-41】同七日〔新曆八月七日〕

一 奈良原幸五郎殿御不快ニ付御尋として品々覚書を以差出候事

【A-42】同十一日〔新曆八月十一日〕

一 貢米代月延訴願通相濟候付松方正義殿小林好登殿御宅参上御礼申上候事

【A-43】同十三日〔新曆八月十三日〕

一 右付御兩人江為御礼物御物調ニ而此方よりも品々取添差出候事(以下、略)

【A-44】同廿四日〔新曆八月廿四日〕

一 奈良原幸五郎殿海江田信義殿為御見舞品々覚書目錄を以差出候事(以下略)

【A-45】同廿五日〔新曆八月廿五日〕

一 今日附添渡慶次筑登之親雲上祝嶺里之子親雲上書役糸満里之子親雲上召列奈良原幸五郎殿海江田信義殿御宅参上御用御頼申上候事

【A-46】同(八月)四日〔新曆九月三日〕

一 奈良原幸五郎殿御宅参上御用御頼申上候事

【A-47】同(八月)五日〔新曆九月四日〕

一 御同人御釣合を以書役糸満里之子親雲上召列従二位様御邸参上家令衆御取次奉伺御機嫌御目見被仰付候付琉球一件者萬端宜様御取計被下度奉申上候處蒙御懇之上意濟而於下御座御茶御菓子被成下候事

一 内務省より明日礼服用ニ而御用有之候事

【A—48】同（八月）六日〔新曆九月五日〕

一 右付致參上候處三司官宜野灣親方跡御役伺通富川親方江被仰付御書出御渡相成候事

【A—49】同（八月）七日〔新曆九月六日〕

一 右付奈良原幸五郎殿海江田信義殿御釣合を以書役糸満里之子親雲上召列從二位様御邸參上家令衆御取次御礼申上候事

一 書役糸満里之子親雲上召列奈良原幸五郎殿海江田信義殿御宅參上御用御頼申上候事

【A—50】同（八月）八日〔新曆九月七日〕

一 飛脚使松本親雲上今日下京付於書院茶菓子致馳走左候而役々一同新橋迄差越見送いたし候事

【A—51】同（八月）十六日〔新曆九月十五日〕

一 御書付宰領親泊里之子親雲上今日下京付於書院茶菓子致馳走候事

【A—52】同（八月）十八日〔新曆九月十七日〕

一 奈良原幸五郎殿海江田信義殿為御見舞品々覺書目錄を以差上候事（以下略）

【A—53】同（八月）廿日〔新曆九月十九日〕

一 書役糸満里之子親雲上祝嶺里之子親雲上召列奈良原幸五郎殿御宅參上御用御頼申上候事

【A—54】同（八月）廿六日〔新曆九月二十五日〕

一 池城親方一行之御人数朝官衆御一同迎陽丸江御乗合今月十五日鹿兒嶋縣御到着与那原親方内間親雲上久志里之子親雲上者右官員衆御一同飛脚船金川丸江乗合今日横浜上着夜五ツ時分館内到着私相伴ニ而役々迄吸物壺ツ酒肴出後手引壺ツ之料理致馳走候事

附 到着之段問合無之候得共内務省江朝官衆より電信相遣候由承役々一同新橋江差越入相迄上陸無之候付罷帰候也

【A—55】同（八月）廿八日〔新曆九月二十七日〕

一 松田道之殿種子嶋時恕殿中田鷗隣殿伊地知貞馨殿御登京付各御宅參上名礼を以御祝儀申上候事

一 堀口弘貞殿小菅直達殿御宅參上致御見舞候事

【A—56】九月朔日〔新曆九月二十九日〕

一 今日早拵ニ而淺草觀音堂致參詣候事

【A—57】同（九月）二日〔新曆九月三十日〕

一 池城親方幸地親方喜屋武親雲上親里親雲上社寮丸江御乗合大坂出艦之段兼而電報有之今日横浜御着之賦ニ而与那原親方内間親雲上附添役々一同新橋江差越候處龜山里之子親雲

上屋宜筑登之親雲上親泊里之子親雲上上陸御使者衆者明日館内御到着之段有之候付一同罷
歸於書院吸物壺シメ酒肴出豚手引き壺シメ之料理致馳走候事

【A—58】同（九月）三日〔新曆十月一日〕

一 今日池城親方一行之御人数御上着付与那原親方内間親雲上附添役々一同新橋江出迎九
ツ時分館内御到着於書院私相伴ニ而役々迄吸物壺シメ酒肴出豚手引壺シメ之料理致御馳走
候事

【A—59】同（九月）廿日〔新曆十月十八日〕

一 御用一件御立願付御使者役々一同浅草観音堂致参詣候事

附 御用相濟迄之間左之賦通毎日同所致参詣候也

一與 九月廿日より池城親方 亀山里之子親雲上 祝嶺里之子親雲上 池村里之子親雲上
一與 高安親方 渡慶次筑登之親雲上 親泊里之子親雲上 在番与力名護里之子親雲上
一與 与那原親方 屋宜筑登之親雲上 名護里之子親雲上 新嘉喜里之子親雲上
一與 幸地親方 久志里之子親雲上 祝嶺里之子親雲上 伊是名里之子親雲上
一與 内間親雲上 摩文仁親雲上 大宜味里之子親雲上 具志堅里之子親雲上
一與 親里親雲上 阿波根親雲上 宮城筑登之親雲上 伊舍堂里之子

【A—60】同（九月）廿八日〔新曆十月二十六日〕

一 本文駅遞寮より通達有之候也

ナチジンハジメコンツケニジヨニニチカゴシマチャク

一 今日早拵ニ而浅草観音堂致参詣候事

一 森永源助御用一件ニ大坂江罷下候付船中用として品々覚書目錄を以差出候事／附(略)

【A—61】十月六日〔新曆十一月三日〕

一 今日天長節付池城親方御一同色衣紗綾冠ニ而附添祝嶺里之子親雲上召列五ツ時分内務
省出頭御釣合仕赤坂離宮江罷上宮内省官員衆御取次御書翰御目錄献上物差上私共より之御
祝儀答礼を以申上九ツ時分罷歸候事

附 一 御目錄献上物等者役所日記ニ相見得候也

一 御酒饌被成下候付則御礼申上候也

【A—62】同（十月）十一日〔新曆十一月八日〕

一 本文駅遞寮より通達有之候事

ナチジンヲウジハジメコンニチチャクサカ

【A—63】同（十月）十五日〔新曆十一月十二日〕

一 田中藤八郎殿田中猪之介殿江為御見舞品々覚書目錄を以差出候事（以下略）

【A—64】同（十月）十八日〔新曆十一月十五日〕

一 本文駅遞寮より通達有之候事

【A—65】同（十月）廿日〔新曆十一月十七日〕

一 小祿親方より左之通問合有之候事

今帰仁王子乗船大有丸之儀一昨十八日大坂出艦只今品川着艦追々上陸可仕候 此段致御問合候以上

十月廿日 小祿親方／高安親方

一 右付御使者役々品川江差越筈候処御用取止ニ而役々之内賦合を以罷出夜五ツ時分館内御到着付いづれも門外ニ而御迎於書院池城親方より御馳走被差上候事

【A—66】同（十月）廿五日〔新曆十一月二十二日〕

一 今日親泊里之子親雲上下京付池城親方より茶菓子御馳走有之候事

一 内務省より御用有之祝嶺里之子親雲上致参上候事／附（略）

【A—67】同（十月）廿六日〔新曆十一月二十三日〕

一 今帰仁王子小祿親方御一同色衣着ニ而從二位様御邸参上三司官衆より勝姫様御卒去付伺御機嫌并從三位様御女子御誕生御祝儀之御状御家扶衆御取次差上候事

【A—68】同（十月）卅日〔新曆十一月二十七日〕

一 今日御使者衆御一同正院江出頭御願書差出夫より三條公岩倉公参議衆御宅参上御用頼申上候事

【A—69】十一月朔日〔新曆十一月二十八日〕

一 今日参議衆御宅参上右同断申上候事

【A—70】同（十一月）十一日〔新曆十二月八日〕

一 去酉年貢米一件御願通相濟候付池城親方御一同大蔵省参議衆御宅参上名礼を以御礼申上候事

【A—71】同（十一月）十八日〔新曆十二月十五日〕

一 從二位様御娘於後様九月廿八日被成御卒去候段承知仕從二位様伺御機嫌奈良原幸五郎殿御釣合候處寒氣御見舞形を以可宜段被申候付小祿親方与那原親方幸地親方喜屋武親雲上内間親雲上親里親雲上摸合ニ而御同人御取次御品々差上候事／附（略）

【A—72】同（十一月）廿日〔新曆十二月十七日〕

一 今日池城親方御一同同所致参詣候事

一 大坂詰蔵役潮平筑登之親雲上館内到着付於書院池城親方より御馳走有之候事

【A—73】同（十一月）廿五日〔新曆十二月二十二日〕

一 冬至付書院床（立松）掛物（壽老人）南表真中中央卓居上ニ香煙香合沈香入付活花桂

兼而餅置今帰仁王子御始御使者役々士之位衆迄役所触通之装束ニ而四ツ時分御揃立御拜ニ而王子より御香被上いづれも琉球江者四ツ御拜仕済而八卷廻し於王子御杓三献之御取替士之位衆者勝手之間ニ而吸物壺ツ御馳走有之候事

附 一 中央卓一脚花瓶壺ツかて之香煙壺ツ活花式ツ灰押壺ツ火箸壺ツ御蔵方より寄掛物并香合沈香活花者王子御方より被差出候也

一 私者紗綾衣裳致着候也

【A-74】同（十一月）廿七日〔新曆十二月二十四日〕

一 今日浅草観音堂致参詣候事

一 松方正義殿小林好登殿江去酉年貢米一件御願通相濟候為御礼物御物調ニ而此方よりも品々取添差出候事／附（略）

【A-75】同（十一月）廿九日〔新曆十二月二十六日〕

一 蔵役潮平筑登之親雲上召列伊地知貞馨殿御宅参上御用御頼申上候事

附 御用之次第者役所帳留相見得候也

【A-76】同（十二月）三日〔新曆十二月三十日〕

一 今日四ツ時分色衣冠ニ而池城親方御一同赤坂離宮江罷上宮内省官員衆御取次年替之御祝儀申上夫より従二位様御邸参上家令衆御取次右同断申上候事

一 年替之為御祝儀取次番門番江焼酎一瓶砂糖一重ツ、差出候事

【A-77】同（十二月）四日〔新曆十二月三十一日〕

一 役所より左之通触有之候事

御双方様江年頭御祝儀之儀明後六日被申上候間此段致通達候以上

附 進上物之儀今帰仁王子より練蕉布十端焼酎一壺完池城親方より練蕉布十端完在番より同五反完小禄親方与那原親方幸地親方喜屋武親雲上内間親雲上親里親雲上摸合ニ而焼酎二壺完書役在番与力摸合ニ而練蕉布三反完尤目錄者前日可被差出候

十二月四日 役所／高安親方日帳方

明一月付鎊物左之通

一 書院床掛物壽老人雪松饅候事

一 床之方準三方敷紙中奉書一重／一 白米 一 昆布／一 炭三かけ 一 萬付代々一粒／一 栗九粒 一 小餅三粒／一 干柿三粒

一 右之方準三方敷紙右同／白餅二粒

一 門并玄喚松饅御蔵方構ニ而候也

【A-78】同（十二月）五日〔新曆（一八七六年）一月一日〕

一 今日年頭御祝儀として琉冠服ニ而四ツ時分池城親方御一同与力書役召列赤坂離宮江罷上宮内省官員衆御取次御書翰御目錄献上物差上私共より之御祝儀茂申上候事（以下、略）

【A-79】同（十二月）六日〔新曆（一八七六年）一月二日〕

一 今日従二位様江年頭御祝儀色衣着ニ而四ツ時分御使者衆御一同与力書役召列御邸参上

御家扶衆御取次申上夫より奈良原幸五郎殿海江田信義殿御宅参上右同断申上候事(以下略)

【A—80】同(十二月)七日[新曆(一八七六年)一月三日]

一 年頭御祝儀として伊地知貞馨殿種子嶋時恕殿平野長憲殿小菅直達殿御宅参上名礼を以申上候事

【A—81】同(十二月)九日[新曆(一八七六年)一月五日]

一 今日為年頭御祝儀四ツ時分色衣着ニ而御使者衆御一同与力書役召列内務省参上之途中兼而御酒饌料御渡相成候付頭ニ不及段小菅直達殿より御達有之直ニ堀江弘貞殿内田清風殿御宅参上名礼を以御祝儀申上候事

【A—82】同(十二月)十六日[新曆(一八七六年)一月十二日]

一 蔵役潮平筑登之親雲上召列松方正義殿御宅参上御用御頼申上候事

【A—83】同十七日[新曆(一八七六年)一月十三日]

一 同人召列小林好登殿御宅参上右同断申上候事

【A—84】同(十二月)十八日[新曆(一八七六年)一月十四日]

一 今日今帰仁王子一行之御人数大有丸より御下京藩邸御出立付於書院池城親方より御茶御菓子被成御馳走濟而御使者役々一同品川迄差越致御見送候事(以下、略)

【A—85】同(十二月)廿日[新曆(一八七六年)一月十六日]

一 蔵役潮平筑登之親雲上召列松方正義殿小林好登殿御宅参上御用御頼申上候事

【A—86】同(十二月)廿三日[新曆(一八七六年)一月十九日]

一 同人持登之御用相濟下京付池城親方より茶菓子御馳走有之候事

一 御返却一件御願通相濟候為御礼物澁澤栄一殿永田甚七殿江御物調ニ而此方よりも品々取添覚書目錄を以差出候事(附、略)

【A—87】同(十二月)廿四日[新曆(一八七六年)一月二十日]

一 右付松方正義殿江同断差出候事附右同断

【A—88】同(十二月)廿八日[新曆(一八七六年)一月二十四日]

一 役所より左之通触有之候事

来元日於書院御規式有之候間御使者役々者色衣冠士之位衆者色衣着ニ而当日四ツ時分可被罷出候此段致通達候以上

附 十五日ニ茂本文通

十二月廿八日 役所/高安親方 日帳方

【A—89】[光緒二年]正月朔日[新曆(一八七六年)一月二十六日]

一 旧例之通御使者役々色衣冠士之位衆者色衣着ニ而四ツ時分御揃いつれも琉球江者池城親方より御香被上四ツ御拝仕済而八卷迦し於御用人御拝三献之御取替士之位衆者勝手之間ニ而吸物壺ツ御馳走有之候事

一 今日浅草観音堂致参詣候事

【A-90】同（一月）十五日〔新曆（一八七六年）二月九日〕

一 拝礼之勤并御馳走方元日同断

一 附添渡慶次親雲上下京付於書院池城親方より茶菓子御馳走有之候事

一 右帰帆便より左之通差出候事（以下、略）

【A-91】同（一月）十七日〔新曆（一八七六年）二月十一日〕

一 今日紀元節付琉冠服ニ而池城親方御一同赤坂離宮江罷上宮内省官員人衆御取次御書翰差上私共より之御祝儀名札を以申上左候而神殿参拝ニ而罷帰候事

附 与力色衣冠ニ而小禄親方以下御使者役々一同内務省参上御祝儀申上候由承候也（以下、略）

【A-92】同（一月）廿三日〔新曆（一八七六年）二月十七日〕

一 御使者衆御一同正院江出頭御願書差出夫より三條公岩倉公御宅参上御用御頼申上候事

【A-93】同（一月）廿四日〔新曆（一八七六年）二月十八日〕

一 御一同参議衆御宅参上右同断申上候事

【A-94】同（一月）廿七日〔新曆（一八七六年）二月二十一日〕

一 御使者衆御一同参議衆御宅参上御用御頼申上候事

一 里村殿大夫殿御帰国付御使者衆摸合ニ而木綿緋地布一反ツ、差出候事

【A-95】二月五日〔新曆（一八七六年）二月二十九日〕

一 伊地知貞馨殿御宅参上致御見舞候事

【A-96】二月六日〔新曆（一八七六年）三月一日〕

一 幸地親方一同平野長憲殿御宅参上昨日同断

【A-97】三月三日〔新曆（一八七六年）三月二十八日〕

一 富盛親方より左之通有之候事

私乗船大有丸之儀今月十六日那覇川出艦同十八日前之浜上着仕申候此段致御問合候以上
子二月廿日 富盛親方／高安親方

【A-98】三月七日〔新曆（一八七六年）四月一日〕

一 御使者衆御一同伊集院九郎殿菊地助右衛門殿御宅致参上候事

【A—99】三月八日〔新曆（一八七六年）四月二日〕

一 從二位様湯治御暇ニ而明後十一日御帰国被成候付御使者衆一同御邸參上奉伺御機嫌御暇申上且御船中用として小祿親方与那原親方幸地親方喜屋武親雲上内間親雲上親里親雲上私摸合ニ而御品々差上候事

附 御品仕出旁小祿親方日記ニ相見得候也

一 奈良原幸五郎殿伊集院九郎殿菊地助右衛門殿内田清風殿茂御一同御帰国付各御宅參上右同断申上左候而幸五郎殿江船中用として御使者衆摸合ニ而品々差出候事（附、略）

【A—100】三月十一日〔新曆（一八七六年）四月五日〕

一 福崎季連殿御登京付為御見舞品々覚書を以差出候事（附、略）

一 富盛親方より左之通有之候事

乗船大有丸着坂便次第登京之段電信を以申越候付早々罷登候様ニ与之御報致承知此節千里丸便より上京之筈候處從二位様湯治御暇被為濟来十一日御発艦爰許神戸之間御着艦之由就而者御同様江之御書翰御目錄等其御許江持登候而者行違相成候儀茂難計御着艦待上差上候方可宜与先以登京見合居候此段致御問合候以上／子三月七日 富盛親方／高安親方

【A—101】三月十六日〔新曆（一八七六年）四月十日〕

一 海江田信義殿田中藤八郎殿為御見舞名札取添もしふた一鍋完差上候事

【A—102】三月十九日〔新曆（一八七六年）四月十三日〕

一 御書付宰領嵩原里之子親雲上上京付池城親方より御馳走有之候事

一 從上様左之通御内証向拜領物被成下候事（以下、略）

【A—103】三月廿日〔新曆（一八七六年）四月十四日〕

一 役所江左之通差出候事

覚 高安親方從 石川にや／右者病氣相煩滞在難成此節社寮丸江乗合猶又於大坂鹿兒嶋ニ便宜見合帰帆為仕申度御座候間御免被仰付可被下候以上

子三月 与力名護里之子親雲上

一 今日附添祝嶺里之子親雲上下京付於書院池城親方より茶菓子御馳走有之候事

【A—104】三月廿二日〔新曆（一八七六年）四月十六日〕

一 富盛親方迎ニ御使者役々一同新橋江差越候處午後五時錠を起品川江廻船明日致上陸候段横浜より問合有之候付罷歸候事

【A—105】三月廿三日〔新曆（一八七六年）四月十七日〕

一 今日富盛親方致上陸候付五ツ時分前条同断新橋江差越八ツ頭時分館内到着於書院池城親方より被成御馳走候事

【A—106】三月廿五日〔新曆（一八七六年）四月十九日〕

一 吉日付於書院富盛親方江上様御印并撰政三司官衆印判次渡諸日記者各与力次請取濟而

茶請吸物壺ツ馳走有之左候而役次之御届内務省江差出候尤認方者役所構ニ而候也

- 一 書役糸満里之子親雲上下京付於書院池城親方より茶菓子御馳走有之候事
- 一 今日浅草観音堂致参詣候事

【A—107】三月廿九日〔新曆（一八七六年）四月二十三日〕

一 今日従上様御書翰拝領物被成下候事

附 一 頂戴仕候次第委細池城親方日記ニ相見得候也

一 御書翰左之通年始之為嘉儀焼酎一壺拝領被仰付候間可被致頂戴候 恐惶謹言
二月八日 富川親方 浦添親方／高安親方

一 （以下、略）

一 私事新在番富盛親方上京役次相濟最早帰帆之筈候處池城親方御持登御用未御願
濟無之付滞在ニ而御相合ニ而相働度申出其通相成候委細役所日記相見得候事

【A—108】四月十七日〔新曆（一八七六年）五月十日〕

一 三條公御書出之趣有之御使者衆御一同右御宅并大久保利通殿御宅致参上候事

【A—109】四月十八日〔新曆（一八七六年）五月十一日〕

一 御用筋有之御一同内務省致出頭候事

附 御用之趣者役所日記相見得候也

【A—110】四月廿一日〔新曆（一八七六年）五月十四日〕

一 追願之御使者大宜味親方今日御着之賦ニ而迎ニ御使者役々御一同新橋江差越入相罷帰
候處同日夜五ツ頭時分館内に到着被致御馳走向者池城親方被成候事

【A—111】四月廿五日〔新曆（一八七六年）五月十八日〕

一 御使者衆御一同正院江出頭御願書差出夫より三條公岩倉公御宅参上御用御頼仕候事

【A—112】四月廿七日〔新曆（一八七六年）五月二十日〕

一 御一同三條公大久保利通殿御宅参上前条同断申上候事

【A—113】四月廿八日〔新曆（一八七六年）五月二十一日〕

一 内務省五等出仕木梨精一郎殿琉球在勤被仰付候段御達有之候付御使者衆御一同御宅参
上名礼を以御祝詞申上候事

【A—114】五月五日〔新曆（一八七六年）五月二十七日〕

一 琉球江御用筋有之与那原親方内間親雲上被致下京候事

附 此節者御吟味之趣有之御使者役々送り不罷出候也

【A—115】五月十七日〔新曆（一八七六年）六月八日〕

一 奈良原幸五郎殿上京被致候付御宅参上御祝儀申上候事

- 【A-116】五月廿七日〔新曆（一八七六年）六月十八日〕
一 御用筋有之御使者衆御一同正院出頭夫より林友幸殿御宅致参上候事
附御用之次第者役所帳留相見得候也
- 【A-117】閏五月十四日〔新曆（一八七六年）七月五日〕
一 内務省より御書出之趣有之御使者衆御一同同省致出頭候事
- 【A-118】閏五月十五日〔新曆（一八七六年）七月六日〕
一 御用之筋有之御一同内務省致出頭候事
- 【A-119】閏五月十六日〔新曆（一八七六年）七月七日〕
一 海江田信義殿御下坂ニ付船中用として名礼取添品々差上候事（附、略）
- 【A-120】閏五月十八日〔新曆（一八七六年）七月九日〕
一 琉球江御用筋有之幸地親方下京被致候事
附 此節之御吟味之趣有之送り不罷出候也
- 【A-121】閏五月廿日〔新曆（一八七六年）七月十一日〕
一 御用筋有之御使者衆御一同内務省致出頭候事
- 【A-122】閏五月廿一日〔新曆（一八七六年）七月十二日〕
一 大久保利通殿奥州より御帰京付御一同御宅参上致御見舞候事
- 【A-123】六月廿七日〔新曆（一八七六年）八月十六日〕
一 奈良原幸五郎殿海江田信義殿江御内分より暑氣御見舞として名礼を以品々差上候事
（附、略）
- 【A-124】六月廿八日〔新曆（一八七六年）八月十七日〕
一 本田親雄殿江右同断差上候事
- 【A-125】七月三日〔新曆（一八七六年）八月二十一日〕
一 御使者衆御一同正院江出頭御願書差出夫より岩倉公大久保利通殿大木喬任殿御宅御用
御頼仕候事
- 【A-126】七月廿四日〔新曆（一八七六年）九月十一日〕
一 御用筋有之御使者衆御一同正院出頭夫より岩倉公参事衆御宅参上候事
- 【A-127】八月六日〔新曆（一八七六年）九月二十三日〕
一 御用筋有之御使者衆御一同内務省致出頭候事

【A-128】八月十四日〔新曆（一八七六年）十月一日〕

一 去酉年貢米一件御願通相濟候為御礼鹿兒嶋縣令大山綱良殿江御物ニ而此方より茂品々取添差出候事（附、略）

【A-129】九月朔日〔新曆（一八七六年）十月十七日〕

一 富川親方一行之御人数御上着付御使者役々一同新橋出御迎七ツ自分罷帰候事

【A-130】九月十一日〔新曆（一八七六年）十月二十七日〕

一 御使者衆御一同正院出頭御願書差出夫より三條公岩倉公參議御宅致參上候事

一 同日内務省より左之通御達有之候事

今般高安親方帰帆ニ付明三十日拜謁被仰付候条同日午前第九時当省江出頭可有之此段御達候也

明治九年十月廿九日 内務省

在東京琉球藩邸 詰合中

【A-131】九月十四日〔新曆（一八七六年）十月三十日〕

一 今日四ツ時分色衣紗綾冠ニ而書役召列内務省參上服部匡殿一同馬車より赤坂離宮江罷上り御勝手之間扣居御茶御多葉粉盆出追而拜謁被仰付濟而上様江御拝領物御目錄被成下候付即時宮内大丞御取次美拜申上直ニ宮内卿徳大寺殿御宅參上御目見相濟候御礼申上候事（附、略）

【A-132】九月廿一日〔新曆（一八七六年）十一月六日〕

一 私事今日玄龍丸便船ニ而帰帆付御使者役々御一同新橋迄差越御一礼私一行之面々蒸氣車より横浜江差越本船江乗付候事

右在勤中日記如斯候以上

九月廿一日

与力名護里之子親雲上 在番高安親方

【文書番号】702

【表題】光緒元年／明治八年乙亥八月／在勤日記／池城親方与力／久志親雲上

【形式】縦 27.5 横 19.6 50 丁

【文書日付】明治八年八月十二日～明治九年三月十七日

【B = 702 号】

【B-1】光緒元年 明治八年 乙亥 八月

八月十二日〔新曆九月十一日〕

一 私事政府江願為可申上上京被仰付与那原親方幸地親方喜屋武親雲上内間親雲上親里親雲上隨行ニ而朝官衆一同迎陽丸江乗合今日七ツ時分那覇川出艦之事

【B-2】同（八月）十五日〔新曆九月十四日〕

一 今日鹿兒嶋着艦上築地ニ而詰合之琉役々出迎御書翰者先備ニ而館内本門より玄喚罷通御書翰者床上鋸巖嶋神社江參錢三文宛相備致參詣候事

附 參錢并昼飯者蔵方頼入させ候也

一 同日鹿兒嶋縣廳江上着之御届役所より書付を以差出候事

【B-3】同（八月）十六日〔新曆九月十五日〕

一 今日從三位様從二位様倍御機嫌能被遊御座恐悦奉存候私共事政府江願為可申上京被申付今月十一日琉球出艦昨日御当地上着仕候右付役々召列參上候以上

九月十五日 使者隨行 親里親雲上 内間親雲上 喜屋武親雲上 幸地親方 与那原親方 使者池城親方

家令衆

覺／池城親方与力久志親雲上 与那原親方与力名護親雲上 幸地親方与力伊是名親雲上 喜屋武親雲上与力桃原親雲上 池城親方儀者池村親雲上 同金城親雲上

【B-4】同（八月）十七日〔新曆九月十六日〕

一 從三位様御前様江從上様中城王子様御書翰進上物御目錄且自分進上物御内証進上物差上度家令衆御取次奉伺差上候事（附、略）

一 同日鶴嶺神社并照国神社參詣ニ付同断之人数色衣着ニ而參詣仕候事（附、略）

【B-5】同（八月）十八日〔新曆九月十七日〕

一 朝官衆ニ者郵便船より長崎江御渡海夫より神戸港ニ而登京之賦り候處拙者茂一同致出京候而者可差障も難計与那原親方内間親雲上久志筑登之親雲上者先達而致上京候付行屋之濱迄差越致船送候事

【B-6】同（八月）廿一日〔新曆九月二十日〕

一 飛脚使松本親雲上東京より帰着届ニ罷出候付茶菓子致馳走候事

【B-7】同（八月）廿二日〔新曆九月二十一日〕

一 今日同断之人数三邦丸江乗合七ツ時分前之浜出艦同廿四日夜七ツ時分大坂着艦翌廿五日五ツ頭時分上陸坂上市五郎宅江致下宿候事

【B-8】同（八月）廿九日〔新曆九月二十八日〕

一 今日大坂出立蒸氣車より神戸江差越酉頭時分社寮丸江乗合夜五ツ時分同所出艦九月二日九ツ時分横浜着船同日七ツ時分上陸北嶋屋へ一宿翌三日四ツ時分同所出立蒸氣車より新橋迄差越在番役々迎ニ被罷出九ツ時分一同邸宅到着同日酉頭時分濱御邸參上從二位様奉伺御機嫌候處御目見被仰付濟而奈良原幸五郎殿御見舞夜五ツ時分致帰宅候事（以下、略）

【B-8】同（九月）四日〔新曆十月二日〕

一 今日同行之人数内務省江上京之御届申上候委細役所日記ニ相見得候事

【B-9】同（九月）七日〔新曆十月五日〕

- 一 同行之御使者役々一同浅草観音堂参詣致立願候事
附 御使者役々賦合を以御用相濟迄之間致日参候也
同日 大隈参事衆御宅参上御見舞申上候事

【B-10】十月六日〔新曆十一月三日〕

- 一 今日天長節ニ付高安親方一同色衣紗綾冠ニ而在番附添祝嶺里之子親雲上召列内務省江出頭御釣合之上赤坂離宮江罷上り宮内省官員衆御取次名礼を以御祝儀申上致帰邸候事
附 随行之人数者内務省出頭拝賀申上候也

【B-11】同（十月）十日〔新曆十一月七日〕

- 一 今日海江田信義殿より御招ニ付入相時分差寄候事（附、略）

【B-12】同（十月）十二日〔新曆十一月九日〕

- 一 今日従二位様江御書翰并御目録且自分進上物目録家令衆御取次差上候委細役所日記相見得候事

【B-13】同（十月）廿日〔新曆十一月十七日〕

- 一 今帰仁王子小禄親方大有丸より品川御着いつれ茂御迎差越管候處御用取止ニ付役々二人品川迄差遣御使者役々者門外ニ而御迎書院御着吸物一ツ酒肴出後手引一ツ之料理御馳走之事
附 役々江者各宿へ酒肴差饋ニ才下供贈者御物調ニ而後日返納之由

【B-14】同（十月）廿五日〔新曆十一月二十二日〕

- 一 今日今帰仁王子私拝謁被仰付候付五ツ時分色衣紗綾冠ニ而王子御一同伊地知貞馨殿御同伴ニ而内務省馬車より赤坂離宮参上御勝手之間扣居宮内省官員衆御出御挨拶追而於御対面所拝謁済而本之座扣所ニ而御茶被下同官員衆御取次御礼申上退出之事
附 書役老人小姓老人召列候也
一 親泊親雲上帰帆之暇乞ニ罷出候間茶菓子馳走役々ニ才共小網町迄差越候事
一 右便より上様中城王子様江御機嫌伺之書状差上候事但此節者御歎願付而者進上物不差上方可然吟味ニ而書状計（以下、略）

【B-14】同（十月）廿六日〔新曆十一月二十三日〕

- 一 昨日拝謁之為御礼今帰仁王子御一同色衣紬着ニ而宮内卿徳大寺殿御宅参上名礼を以御礼申上候事

【B-15】十一月十一日〔新曆十二月八日〕

- 一 今日亡近衛奥様より私并与那原親方幸地親方御招ニ付四ツ時分参上段々御馳走夜九ツ時分致邸候事（附、略）

【B—16】同（十一月）十三日〔新曆十二月十日〕

一 近衛方参上名礼を以一昨日之御礼申上候事

【B—17】同（十一月）十八日〔新曆十二月十五日〕

一 従二位様御娘於後様当九月廿八日御逝去之段致承知候付従二位様御機嫌伺之儀奈良原幸五郎殿御釣合為致候處寒氣御見舞形を以可宜与被申候付今日御使者中一同参上御同人御取次御機嫌奉伺左之通御品差上候事（以下、略）

【B—17】同（十一月十八）日〔新曆十二月十五日〕

一 左之通御達書到来有之候事

明後十五日午後二時於吹上離宮今帰仁王子江酒饌下賜ニ付接伴之為参向可有之候此段申入候也

明治八年十二月十三日

宮内卿徳大寺実則

池城親方殿 与那原親方殿 幸地親方殿

【B—18】同（十一月）十九日〔新曆十二月十六日〕

一 王子様御一同徳大寺実則殿御宅参上昨日御呼被仰付候御礼名礼を以申上候事

【B—19】同（十一月）廿三日〔新曆十二月二十日〕

一 役所より左之通通達有之候事

明後廿五日冬至ニ付於書院御規式有之候間御使者役々者色衣冠士之位衆者色衣着ニ而当日四ツ時分可被罷出候此段致通達候以上

十一月廿日

役所

池城親方 日帳方

【B—20】同（十一月）廿五日〔新曆十二月二十二日〕

一 今日冬至ニ付本殿江罷出朝拜之勤有之候處不快ニ付御暇乞申上候事

附 御馳走等者王子御方より被相調候也

【B—21】十二月三日〔新曆十二月三十日〕

一 歳末御祝詞可申上旨御布達有之高安親方一同色衣冠ニ而四ツ時分赤坂離宮江参上名礼を以御祝詞申上候事御双方様江年頭御祝儀之儀明後六日被申上候間此段致通達候以上

附 進上物之儀今帰仁王子より練蕉布拾反焼酎一壺ツ、池城親方より練蕉布拾反ツ、在番より五反ツ、小祿親方与那原親方幸地親方喜屋武親雲上内間親雲上親里親雲上摸合ニ而焼酎二壺ツ、書役在番与力摸合ニ而練蕉布三反ツ、尤目錄者前日可被差出候

十二月四日

役所

池城親方 日帳方

【B—22】同（十二月）五日〔新曆（一八七六年）一月一日〕

一 今日高安親方一同書役糸満親雲上召列色衣冠ニ而四ツ時分赤坂離宮江罷上り宮内省官

員衆御取次御書翰御進上物差上自分より之祝賀茂申上候委細役所日記相見得候事

附 随行之衆者内務省迄出頭本文同断

【B—23】同（十二月）六日〔新曆（一八七六年）一月二日〕

一 今日高安親方并随行之衆一同浜町御邸參上從三位様從二位様江年頭御祝儀申上候事
（附、略）

【B—24】同（十二月）九日〔新曆（一八七六年）一月五日〕

一 今日新年宴会ニ付兼而御達有之候付御使者役々色衣冠ニ而内務省江出頭之途中御酒饌料先達而差送置候付出頭ニ不及段御達有之罷歸候事

【B—25】同（十二月）十八日〔新曆（一八七六年）一月十四日〕

一 今日今帰仁王子御帰帆ニ付於書院御茶菓子御馳走左候而御使者役々一同品川迄差越御送仕候事

附 先例二献之御取替ニ而候處此節より總御吟味の上本文通

【B—26】同（十二月）廿二日〔新曆（一八七六年）一月十八日〕

一 大坂詰蔵役潮平筑登之親雲上御用ニ付罷登居候處帰帆之暇乞ニ罷登候付茶菓子致馳走候事

【B—27】同（十二月）廿八日〔新曆（一八七六年）一月二十四日〕

一 役所より左之通触有之候事

来元日ニ付於書院御規式有之候間御使者役々者色衣冠士之位衆ハ色衣着ニ而当日四ツ時分可被罷出候此段致通達候以上

附 十五日ニ茂本文通

十二月廿八日

役所

池城親方 日帳方

從之者江茂可被相達候

【B—28】光緒二年正月元日〔新曆（一八七六年）一月二十六日〕

一 旧例之通御使者役々色衣冠士之位衆者色衣着ニ而四ツ時分本殿江相揃いつれ江（茂？）琉球江志し私より御香上聞御拝御規式相濟八卷迦し御使者衆者裏座役々者於書院盃肴立吸物三ツ士之衆者於勝手之間ニ吸物一ツ酒肴御馳走いたし候事

附

一 中央卓香煙香合花活二ツ花瓶一ツ御蔵方より取寄候也

一 書院床掛物壽老人雪松鏝候也

【B—29】同（一月）十四日〔新曆（一八七六年）二月八日〕

一 今日大久保利通殿御宅參上御用御頼仕候事

【B—30】同（一月）十五日〔新曆（一八七六年）二月九日〕

- 一 今日拝礼之勤有之候付御使者役々以下士之位衆迄元日同断相勤候事
鋸物并馳走方元日同断
- 一 同日琉球江御用筋有之在番附添渡慶次筑登之親雲上帰帆暇乞被罷出候付茶菓子致御馳走候事
- 一 右便より上様中城王子様江年頭差上候事（以下、略）

【B—31】同（一月）十七日〔新曆（一八七六年）二月十一日〕

- 一 今日紀元節ニ付在番高安親方一同色衣紗綾冠ニ而赤坂離宮江参上官員衆御取次御書翰差上自分より之祝賀茂名礼を以申上神殿参拝相済退出いたし候事
附 隨行之衆者内務省迄出頭祝賀申上候也

二月中

三月中

【B—32】同（三月）八日〔新曆（一八七六年）四月二日〕

- 一 来ル十一日從二位様被遊御下縣候付家令衆御釣合之上今日隨行之衆一同御邸参上家令衆目錄之通進上物伺御機嫌申上候事（附、略）

【B—33】同（三月）十九日〔新曆（一八七六年）四月十三日〕

- 一 今日御評定所筆者嵩原里之子親雲上御書付宰領ニ而上着付例之通致馳走候事

【B—34】同（三月）廿一日〔新曆（一八七六年）四月十五日〕

- 一 在番附添祝嶺里之子親雲上帰帆暇乞ニ罷出候付茶菓子馳走之事

【B—35】同（三月）廿三日〔新曆（一八七六年）四月十七日〕

- 一 今日在番富盛親方并書役附添共品川着付四ツ時分新橋江御使者役々一同出迎九ツ時分邸宅到着於書院在番役々迄茶菓子出吸物一ツ酒肴後手引一ツ之料理御馳走候事
附 先例通士位并下供体者御物調ニ而後日入料致返納候也

【B—36】同（三月）廿五日〔新曆（一八七六年）四月十九日〕

- 一 古書役糸満里之子親雲上帰帆之暇乞ニ罷出候付例之通茶菓子馳走いたし候事

【B—37】同（三月）廿八日〔新曆（一八七六年）四月二十二日〕

- 一 在番与力より左之通触有之候事
昨日從上様御音伝拝領物書役川平里之子親雲上を以被成下候間此段致御通達候以上
三月廿八日 富盛親方与力 与座里之子親雲上
池城親方 日帳方

【B—38】同（三月）廿九日〔新曆（一八七六年）四月二十三日〕

- 一 今日從上様拝領物被成下候上使書役川平里之子親雲上被罷出候ニ付色衣着ニ而玄喚ニ

而奉迎着座御状拝領物床之前江奉備 上意之趣奉拝聞則席拝領物江向御礼手を合本之所江
着多葉粉盆出盃肴立三献之取替濟而菓子（粕平五切）茶馳走歸り之砌礼儀最前之通旁相濟
役所江御請御礼之事

附 御状左之通

年始之為嘉儀焼酎二壺拝領被仰付候間可被致頂戴候恐々謹言

二月八日

富川親方 浦添親方

池城親方

一 御内証向より左之通被下候事

一筆致啓上候（中略）

追而申上候今般每便之御書付被遊上覽候處御用筋段々御尽力之程別而御感心之御事御
座候右ニ付厚思召を以別段御状之通御品々拝領被仰付候尤御繁務之中御礼御状等ニ者扱及
不申候間御帰帆之上美拜被申上候様御心得可被成候右之趣者餘之御面々江茂御伝達可被下
候此段申上候以上

二月廿七日

【B—39】同（?→四月）十九日〔新曆（一八七六年）五月十二日〕

一 附添新嘉喜里之子親雲上帰帆暇乞被罷出候付茶菓子馳走左候而役々二才共送り新橋迄
差出候事

【B—40】同（?→四月）廿一日〔新曆（一八七六年）五月十四日〕

一 追願之御使者大宜味親方在番附添屋嘉比里之子親雲上今日着之賦ニ而新橋迄迎ニ差越
夜五ツ時分藩邸着於書院茶菓子吸物一ツ酒肴後手引一ツ之料理致御馳走候事（附、略）

一 右便より左之通御状御書物被成下候事（以下、略）

【B—41】同（?→四月）廿八日〔新曆（一八七六年）五月二十一日〕

一 内務省五等出仕木梨精一郎殿琉球在勤被仰付候段御達有之候付いつれ茂御宅参上名礼
を以御祝儀申上候事

【B—42】五月朔日〔新曆（一八七六年）五月二十三日〕

一 在番附添屋宜筑登之親雲上帰帆之暇乞ニ被罷出候付茶菓子馳走左候而役々二才共新橋
迄差送させ候事

【B—43】五月五日〔新曆（一八七六年）五月二十七日〕

一 琉球江御用筋有之与那原親方内間親雲上一往帰帆之暇乞被罷出候付茶菓致馳走候事

附 吟味之訳有之此節者送ニ不罷出候也

【B—44】五月十六日〔新曆（一八七六年）六月七日〕

一 時情通知之為上京いたし候松嶋里之子親雲上病氣ニ付帰帆之暇乞被罷出候付前条同断
馳走役々二才共新橋迄差送させ候事

【B—45】五月十九日〔新曆（一八七六年）六月十日〕

一 在番附添阿波根親雲上同附医者宮城筑登之親雲上帰帆之暇乞罷出候付茶菓子馳走左候而新橋迄役々差送りさせ候事

閏五月中

【B—46】同（閏五月）十七日〔新曆（一八七六年）七月八日〕

一 琉球江御用筋有之幸地親方一往帰帆且在番附添摩文仁親雲上帰帆付暇乞被罷出茶菓子馳走候事

附 一吟味之訳有之御使者役々送り不罷出候也

一 幸地与力者先達而阿波根親雲上等一同出立いたし候也

【B—47】六月四日〔新曆（一八七六年）七月二十四日〕

一 大久保殿御還幸場より先発ニ而被致帰京候付いつも彼御宅参上名礼を以御見舞被申上候事

附 拙者ニ者不快付暇乞申出候也

【B—48】六月廿日〔新曆（一八七六年）八月九日〕

一 時情通知之為上京安村親雲上病氣ニ付帰帆之暇乞罷出候付例之通馳走役々二才共送り被差遣候事

【B—49】六月廿六日〔新曆（一八七六年）八月十五日〕

一 海江田殿奈良原殿其外附合之衆江暑氣為御見舞品々差遣候事（附、略）

【B—50】七月十三日〔新曆（一八七六年）八月三十一日〕

一 左之通廻達有之候付掃除下知方取分入念させ候事

御屋敷内掃除入念候様ニ与之儀者毎度申渡置通候處其守達無之見苦敷所茂有之如何之事候間以来結構相見得候様下知可被致候右付朔望御物支配係廻見不行届所者御物向掃除させ同雇賃弁償申付候間左様相心得聊見苦敷無之結構相見得候様可被取計候此段分ケ而申渡候也

附 承知之段者銘々名前相記印形可被致候

子七月 役所

御使者衆 日帳方

【B—51】八月十七日〔新曆（一八七六年）十月四日〕

一 從鉢嶺筑登之親雲上今日着京いたし候事

【B—52】同（八月）廿日〔新曆（一八七六年）十月七日〕

一 從新城里之子親雲上御書付宰領ニ而帰帆付今日出立いたし候事

一 右便より上様中城王子様伺御機嫌之書状并進上物差上候事（以下、略）

【B—53】九月朔日〔新曆（一八七六年）十月十七日〕

一 御歎願之御使者三司官富川親方随行与那原親方伊江親雲上附添役々等今日横浜着之賦ニ而御使者役々新橋江差越七ツ時分邸宅御着於書院茶菓子輕酒肴一ツ後手引一ツ料理致御馳走候事

附

一 拙者二者此間より不快付新橋へ不罷出御馳走相伴茂富盛親方被相勤候也士位并下供体者蔵方調ニ而入料後日致返納候也（以下、略）

【B—54】同（九月）十日〔新曆（一八七六年）十月二十六日〕

一 琉球江御用筋有之在番附添奥嶋親雲上律書稽古祝嶺里之子親雲上富川親方附添真栄城筑登之親雲上帰帆暇乞罷出候付茶菓子馳走左候而役々二才共新橋迄差遣送り致させ候事

【B—55】同（九月）十八日〔新曆（一八七六年）十一月三日〕

一 今日天長節ニ付赤坂離宮江罷上り拝賀可申上之處不快ニ付左之通書付差出候事
私事所勞ニ付參賀難仕事御座候間此段御届申上候也

九年十一月三日 池城親方

【B—56】同（九月）廿一日〔新曆（一八七六年）十一月六日〕

一 在番高安親方拙者附添森山里之子親雲上帰帆之暇乞被罷出候付茶菓子馳走いたし候事
附 御使者役々一同送りニ罷出筈候處咳氣ニ付暇乞いたし候也

【B—57】同（九月）廿三日〔新曆（一八七六年）十一月八日〕

一 今日与那原親方与力前川里之子親雲上御用有之大坂江差立候事

【B—58】十月四日〔新曆（一八七六年）十一月十九日〕

一 前川里之子親雲上御用相濟今日帰京届申出候事

【B—59】十月廿一日〔新曆（一八七六年）十二月六日〕

一 小祿親方高原里之子親雲上帰帆之暇乞被罷出候付例之通茶菓子馳走之事

【B—60】同（十月）廿二日〔新曆（一八七六年）十二月七日〕

【B—61】同（十月）廿六日〔新曆（一八七六年）十二月十一日〕

一 久米村伊計筑登之親雲上高良筑登之親雲上上京酒肴後手引一ツ之料理致馳走候事

【B—62】十一月六日〔新曆（一八七六年）十二月二十一日〕

一 今日冬至ニ付拝礼相勤可申之處咳氣相懸候付御暇乞仕候事（附、略）

【B—63】同（十一月）十二日〔新曆（一八七六年）十二月二十七日〕

一 親里親雲上御用有之帰帆之暇乞被罷出候付例之通茶菓子馳走之事（以下略）

【B-64】同（十一月）十六日〔新曆（一八七六年）十二月三十一日〕

一 歳末御祝詞として参賀可仕候處不快ニ付役所より左之通書付差出候事

私事所勞ニ付参賀難事御座候此段御届候也

十二月卅一日 池城親方

明元日新曆ニ付鎔物左之通（以下、略）

【B-65】同（十一月）十七日〔新曆（一八七七年）一月一日〕

一 御双方様江年頭御祝儀之儀御在縣ニ付御使者役々吟味之上目錄相調親里親雲上便より差上候事

附 御品々者鹿兒嶋詰ニ而差上候方詰所江申越させ候也

一 今日新曆一月一日ニ付年頭御祝儀ニ罷上筈候處病氣ニ付左之通役所より書出候事

私事所勞ニ付参賀難仕事御座候間此段御届申上候也

十年一月一日 池城親方

【B-66】同（十一月）廿一日〔新曆（一八七七年）一月五日〕

一 新年宴会付内務省出頭之筈候處御使者中者不快之筋ニ而役々計罷出候事

【B-67】十二月五日〔新曆（一八七七年）一月十八日〕

一 役所より左之通触有之候事

来ル廿二日註書新曆大和国并京都へ行幸ニ付在京琉球藩奏任之旁一員通知礼服着用午前六時皇居へ参上并横浜停車場迄奉送可有之且自余之旁者当日より三日間宮内省へ恐悦可申上旨内務大書記官より御達有之候間此段致通達候以上

十二月五日 役所

池城親方 日帳方

【B-68】同（十二月）十一日〔新曆（一八七七年）一月二十四日〕

一 今日大和国并京都江天子様行幸ニ付奉送等可相勤之處不快ニ付口上ニ而御暇申出候事

【B-69】同（十二月）十三日〔新曆（一八七七年）一月二十六日〕

一 附添久志里之子親雲上久米村高良里之子親雲上御用有之大坂江差越候付暇乞ニ罷出候事

【B-70】同（十二月）廿九日〔新曆（一八七七年）二月十一日〕

一 役所より左之通触有之候事

来ル元日於書院御規式有之候間御使者役々者色衣冠士之位衆者色衣着ニ而当日四ツ時分可被罷出候尤内証列之者江も可被申渡候此段致通達候以上

附十五日ニ茂本文通

十二月廿九日 役所

池城親方 日帳方

【B-71】〔光緒三年〕正月元日〔新曆（一八七七年）二月十三日〕
一 旧例之通御使者役々一同朝拝可相勤之處不快ニ付暇乞申出候事
附 御鎊物并御馳走向者富川親方より被成候也

【B-72】同（一月）十日〔新曆（一八七七年）二月二十二日〕
一 久志里之子親雲上高良里之子親雲上大坂より帰京届申出候事

【B-73】同（一月）十五日〔新曆（一八七七年）二月二十七日〕
一 旧例之通御使者役々一同朝拝可相勤之處不快ニ付暇乞申出候事
附 御鎊物并御馳走向者此方ニ而相調候也

【B-74】同（一月）二十五日〔新曆（一八七七年）三月九日〕
一 御用筋有之糸満里之子親雲上大坂江差越候付暇乞ニ罷出候事

【B-75】二月八日〔新曆（一八七七年）三月二十二日〕
一 糸満里之子親雲上御用相済帰京届申出候也

【B-76】同（二月）十九日〔新曆（一八七七年）四月二日〕
一 今日神武天皇御例祭ニ付大礼服着用午後第一時より同第三時迄神殿参拝候様兼而御達有之候付宮内省江可罷上之處不快ニ付参拝不仕候事

【B-77】同（二月）廿九日〔新曆（一八七七年）四月二日〕
一 在番附添諸見里里之子親雲上西京丸江乗合致上京候事
附 馳走向者富川親方御方ニ而相調候也
一 右便より上様より左之通御状并拝領物被成下候事（以下、略）

【B-78】〔与力久志親雲上後書？〕

池城親方様御事昨年夏比より心之御煩有之時々御熟睡不罷成御養生手を尽候得共其験無之漸々御疲労明治十年光緒三年丁丑三月十七日夜四ツ時分御卒去被成候右付翌十八日谷中墓場へ御葬送仕候事

【文書番号】 703

【表 題】 光緒元年乙亥九月明治八年十月 在勤中日記 小禄親方 与力名護里之子親雲上

【形 式】 縦 27.5 横 20.5 52 丁

【文書作成】 名護里之子親雲上 小禄親方

【文書日付】 光緒元年九月十九日～光緒二年十月二十一日

【C = 703 号】

【C-1】光緒元年九月十九日〔新曆十月十七日〕

一 私事此節東京江御名代今帰仁王子被差上候付上京被仰付今日王子様御一同大有丸江乗付候處天氣不宜翌廿日四ツ頭時分那覇川出艦同廿一日小雨降候上浪立強有之大嶋名瀬浦汐掛同廿三日九ツ時分同所出船翌廿四日七ツ時分前之浜致着艦候事

【C-2】同（九月）廿五日〔新曆十月二十三日〕

一 今帰仁王子上京付附添ニ而罷登候段市来平太殿を以縣廳江御届申上させ候事
附 書付者役所より相調候也

【C-3】同（十月）七日〔新曆十一月四日〕

一 今日如大坂出艦ニ付九ツ頭時分本殿江相揃王子様御始いつれも巖嶋神社参詣直ニ上築地より大有丸江乗付八ツ頭時分前之浜出艦翌八日入相時分豊後之内佐賀之関汐懸同九日夜五ツ過時分同所出艦十日夜九ツ時分兵庫錠を卸し同十一日五ツ頭時分同所錠を起し四ツ頭時分大坂着艦王子様御始役々勤學人迄天保山与申所江上陸詰役々共出迎浜辺天満屋与申人於宿右役々より茶菓子馳走有之追而いつれも人力車より王子様御宿江参上御茶出濟而勤學人共一同松屋友次郎宅江致旅宿候事

【C-4】同（十月）十八日〔新曆十一月十五日〕

一 今日大坂出艦ニ付八ツ時分王子様御始御役々一同大有丸江乗付七ツ頭時分錠を起し同廿日七ツ時分品川着艦浜辺三河屋太兵衛宅ニ而暫ク休息王子様御始御役々末々迄人力車より夜五ツ頭時分藩邸参着門内ニ而池城親方高安親方与那原親方幸地親方喜屋武親雲上内間親雲上親里親雲上其外役々共被出迎いつれも御一同書院江着座追而御使者衆ハ御帰被成候事

【C-5】同（十月）廿一日〔新曆十一月十八日〕

一 上京之為御届王子様御一同人力車より内務省江致出頭候處松田道之殿伊地知貞馨殿其外内務省官員衆御出御挨拶濟而直從二位様浜町御邸江参上御家令法先太郎左衛門殿御取次奉伺御機嫌御目見之願申上候處御前江被招呼候付御用御頼仕七ツ時分罷帰候事

【C-6】同（十月）廿二日〔新曆十一月十九日〕

一 王子様御一同奈良原幸五郎殿海江田信義殿御宅参上御見舞并御用御頼杯仕七ツ時分罷帰候事

【C-7】同（十月）廿四日〔新曆十一月二十一日〕

一 今日王子様御一同左之御銘々御宅参上名礼を以上京之御届申上候事
三條公 岩倉殿 大久保利通殿 大隈重信殿 大木喬任殿 黒田清隆殿 木戸孝允殿 徳大寺実則殿 楠本正隆殿 伊藤博文殿 寺島宗則殿 松田道之殿 伊地知貞馨殿 山県有朋殿

【C-8】同（十月）廿六日〔新曆十一月二十三日〕

- 一 王子様御一同左之御銘々御宅参上名札を以上京之御届申上候事
川瀬秀治殿 村田氏寿殿 杉浦讓殿 杉嶋密殿 北代正清殿 林友幸殿

【C—9】十一月朔日〔新曆十一月二十八日〕

- 一 王子様御一同御用御頼とシテ三條公御邸参上仕候處御参館為被成由ニ而逢上不申御内願書家令衆ニ而宜様被差上度書付上置罷帰候事

附 書付者役所方日記ニ相見得候也

【C—10】同（十一月）十八日〔新曆十二月十五日〕

- 一 九ツ過時分与力召列本殿江相揃王子様御始池城親方幸地親方御一同宮内省馬車より内務省江罷出同省官員衆御一同吹上御茶屋江参向御庭拝見紅葉山御茶屋ニ而御茶被下夫より於滝見離宮御酒饌被下濟而酉時分右馬車より罷帰候事

附

- 一 内務卿大久保利通殿 宮内卿大輔万里小路博房殿 同大丞山岡鉄太郎殿 内務大丞松田道之殿 同六等出仕伊地知貞馨殿 宮内少丞児玉亀二郎殿御出 御相伴被成候事

- 一 役々并王子小姓者内務省官員衆相伴ニ而御酒饌被下候也

【C—11】同（十一月）廿三日〔新曆十二月二十日〕

- 一 役所より左之通触有之候事

明後廿五日冬至ニ付於御書院御規式有之候間御使者役々者色衣冠士之位衆者色衣着ニ而当日四ツ時分本殿江御揃可被成候此段致御通達候以上

十一月廿三日

役所

小祿親方 与力

【C—12】同（十一月）廿五日〔新曆十二月二十二日〕

- 一 冬至ニ付色衣冠ニ而四ツ時分本殿江罷出於書院王子様より御香御上いつれも琉球江志し四ツ御拜仕濟而王子様より御酒肴御吸物三ツ御馳走有之候事

【C—13】十二月三日〔新曆十二月三十日〕

- 一 従二位様江歳暮之為御祝儀浜町御邸参上家令衆御取次御祝儀申上候事

【C—14】同（十二月）四日〔新曆十二月三十一日〕

- 一 役所より左之通触有之候事

御双方様江年頭御祝儀之儀明後六日申上候間此段通達候以上

【C—15】同（十二月）五日〔新曆（一八七六年）一月一日〕

- 一 今日年頭御祝儀為可申上色衣冠ニ而内務省迄参上御祝儀申上候事

- 一 取次番并門番年頭御祝儀として罷出候付茶菓子吸物一ツ致御馳走候事

- 一 当分御願立之御用不相濟候付左之通在番より御届相成滞在仕候事

小祿親方

右者今帰仁王子一同帰藩可仕之处藩務有之滞在仕候間此段御届申上候也
明治九年一月 琉球藩 高安親方
内務卿大久保利通殿

【C-16】同(十二月)六日[新曆一月二日]

一 今日御双方様江年頭御祝儀為可申上池城親方与那原親方幸地親方喜屋武親雲上内間親雲上親里親雲上御一同浜町御邸参上一紙連名書を以御祝儀申上夫より奈良原幸五郎殿海江田信義殿御宅江罷出名礼を以御祝儀申上候事

【C-17】同(十二月)十八日[新曆一月十四日]

一 今日王子様御帰帆ニ付餘之御使者役々一同人力車より品川迄罷出御船送仕候事

【C-18】[光緒二年]正月朔日[新曆一月二十六日]

一 元旦付色衣冠ニ而四ツ時分本殿江罷出於書院池城親方より御香御上いつれ茂琉球江志し四ツ御拜仕済而御同人より御茶御菓子御酒肴御吸物三ツ御馳走有之候事

【C-19】同(一月)十七日[新曆二月十一日]

一 紀元節ニ付池城親方御始いつれ茂色衣冠ニ而内務省江出頭御祝儀申上候事

【C-20】同(一月)廿二日[新曆二月十六日]

一 池城親方御始いつれ茂三條公右大臣参議衆御宅参上御願筋申上候事

【C-21】同(一月)廿三日[新曆二月十七日]

一 御同人御一同政府江参上御願書差出候事

【C-22】同(一月)廿五日[新曆二月十九日]

一 御同人御始いつれ茂御一同寺島宗則殿江願筋申上度御宅参上候処御逢無之罷帰候事

【C-23】三月八日[新曆四月二日]

一 従二位様近々御下縣ニ付池城親方御始いつれ茂御一同浜町御宅参上奉伺御機嫌別紙之銘々摸合ニ而進上物差上候事

【C-24】同(三月)廿三日[新曆四月十七日]

一 在番富盛親方上京被致候事

【C-25】四月十八日[新曆五月十一日]

一 御願筋有之池城親方御始いつれ茂御一同内務省江出頭大久保殿相逢候事

【C-26】同(四月)廿一日[新曆五月十四日]

一 追願之御使者大宜味親方上京被致候事

【C—27】同（四月）廿五日〔新曆五月十八日〕

一 池城親方御始いつれ茂正院江出頭御願書差出候事

【C—28】同（四月）廿六日〔新曆五月十九日〕

一 池城親方御始餘之御使者衆御一同三條公御邸参上昨日差出置候願書宜様御取持被下度願申上夫より岩倉殿参議衆御宅参上同断申上候事

【C—29】五月五日〔新曆五月二十七日〕

一 琉球江御用筋有之候付与那原親方内間親雲上帰帆被致候事

【C—30】同（五月）十五日〔新曆六月六日〕

一 池城親方御始いつれ茂正院江出頭刑事民事一件之願書差出夫より内務省江出頭願筋申上左候而三條公御宅并内務卿代理林友幸御宅江参御内意申上候事

【C—31】同（五月）廿六日〔新曆六月十七日〕

一 刑事民事一件御請難成候付池城親方親方御始いつれ茂御一同正院江出頭御断之書付差出候事

【C—32】閏五月十四日〔新曆七月五日〕

一 唐江渡海之船々免状申請候様昨日内務省より御達之趣有之池城親方御始何れ茂同所江出頭御断申上罷帰候事

【C—33】同（閏五月）十五日〔新曆七月六日〕

一 前条一件付御同人御始いつれ茂同所江罷出御断之書付差出候處朱書を以被差帰候事

【C—34】同（閏五月）十七日〔新曆七月八日〕

一 琉球在勤木梨精一郎殿以下二付幸地親方摩文仁親雲上一同帰帆被致候事

【C—35】同（閏五月）十九日〔新曆七月十日〕

一 池城親方御始餘之御使者衆御一同内務省江出頭前条唐江渡海之船々免状一件之御断書差出候事

【C—36】七月三日〔新曆八月二十一日〕

一 大宜味親方御始御使者衆一同正院江出頭御願書差出直ニ岩倉公内務卿参議衆御宅参上御内意申上候事

附 池城親方者御不快ニ付御出頭不被成候也

【C—37】同（七月）廿六日〔新曆九月十三日〕

一 池城親方御始御使者衆何れ茂正院江出頭刑事民事一件之願書差出夫より三條公并内務卿参議衆御宅参上御内意申上候事

【C-38】九月朔日〔新曆十月十七日〕

一 御使者富川親方随行与那原親方伊江親雲上上京被成候事

【C-39】同（九月）十八日〔新曆十一月三日〕

一 天長節付御使者衆御一同色衣冠ニ而内務省江出頭御祝儀申上候事

【C-40】同（九月）十一日〔新曆十月二十七日〕

一 池城親方富川親方御始いつれ茂御一同正院江出頭御願書差出夫より三條公并内務卿其外参議衆御宅参上御内意申上候事

【C-41】同（九月）廿一日〔新曆十一月六日〕

一 在番高安親方帰帆被致候事

【C-42】十月十八日〔新曆十二月三日〕

一 滞在中之結願并海上安全之立願として与力召列浅草観音堂参詣いたし候事

【C-43】同（十月）廿一〔新曆十二月六日〕

一 今日帰帆ニ付人力車より新橋着御使者役々茂御差越被成候付御礼萬相濟直ニ蒸気車より横浜江差越乗せん江乗付候事

右在勤中日記如斯御座候以上

明治九年丙子十二月吉旦

【文書番号】704

【表題】明治九年 光緒二年 丙子二月ヨリ 在勤中日記 東京在勤 富盛親方
与力 与座親雲上

【形式】縦 20.8 横 20.8 106 丁

【文書日付】光緒2年〔1876年〕2月16日～光緒3年〔1877年〕4月28日

【D=704号】

二月中

- 一 十六日那覇川出艦、十八日前之浜上着旁之事
- 一 十九日鹿兒嶋縣廳江御届之事
- 一 廿日從三位様御前様江之御書翰御目錄自分進上物目錄、役所江差出調様旁之事
- 一 廿一日磯御茶屋参上旁之事
- 一 同日御内証進上物覚書御品仕出旁之事
- 一 同日鶴嶺神社照国神社参詣旁之事
- 一 同日上縣之段東京大坂江問合之事
- 一 廿四日從三位様御前様江御内証進物差上候事
- 一 廿五日彼岸ニ付旧光明寺御焼香之事
- 一 廿八日大有丸明廿九日出艦之船長申出候付縣廳江御届之事

- 一 廿九日出艦に付巖嶋神社参詣大有丸江乗付之事
三月中
- 一 二日大坂着艦之事
- 一 十三日従二位様神戸御着艦ニ付御目見御進上物并御内証進上物又者自分進上物差上旁之事
- 一 十九日太平丸江乗付大坂出艦之事
- 一 廿三日品川着艦、琉球館到着之事
- 一 同日内務省江参上御届之事
- 一 廿四日役所江名面書差出之事
- 一 廿五日役次請取之事
- 一 廿六日朝官衆御見舞之事
- 一 廿八日従上様御使者衆江御音伝拝領物之事
四月中
- 一 朔日取次番門番其外付合之衆江着候并登進物之事
- 一 六日浅草観音堂参詣之事
- 一 十九日上様中城王子様伺御機嫌進上物之事
- 一 同日王子衆并三司官衆江之書状之事
- 一 廿八日木梨精一郎殿琉球在番被仰付候付参上御祝儀申上之事
- 一 廿九日拝謁被仰付候付赤坂離宮参上之事
五月中
- 一 十一日京帝様御巡幸御発輦ニ付奉送之事
- 一 廿三日三品蕙子内親王薨去ニ付赤坂離宮参上
閏五月中
- 一 七日陸軍少将種田次明殿より御招ニ付参上之事
- 一 廿九日京帝様還幸ニ付奉迎之事
六月中
- 一 四日大久保利通殿御還幸御先発ニ而御帰京ニ付参上御見舞之事
七月中
- 一 盆ニ付琉人墓焼香之事
八月中
- 一 廿四日上様中城王子様伺御機嫌進上物之事
九月中
- 一 朔日富川親方御一列之人数着京之事
- 一 十一日御同人御持登之御願書差出之事
- 一 十三日従上様中城王子様御音伝拝領物之事
- 一 十八日天長節ニ付赤坂離宮参上之事
十月中
- 一 田中猪助殿田中蘇八郎殿御帰縣ニ付進物遣之事
- 一 五日皇后宮西京江御所替ニ付奉送之事
- 一 廿一日小祿親方御帰国之事

十一月中

- 一 六日冬至ニ付於書院朝拜之事
- 一 十一日新曆歲暮ニ付進物遣之事
- 一 十五日一月一日ニ付赤坂離宮参上之事
- 一 同日御双方様江年頭御祝儀申上越之事
- 一 同日右同ニ付書院奥館門嘉利鋸物之事
- 一 十九日赤坂離宮江罷上神殿参拜之事
- 一 廿一日新年宴会ニ付役々中内務省江参上之事
- 一 廿二日官員衆御宅参上年頭御祝儀申上之事
- 一 廿七日皇太后宮京都江所替ニ付奉送之事

十二月中

- 一 十一日京帝様西京江御発輦ニ付奉送之事
- 一 十三日旧生産会社より御借金年府下ニ付、奈良原幸五郎殿江進物差上之事
- 一 廿四日年中御結願之事
- 一 廿五日紀元節ニ付赤坂離宮江罷上神殿御前参拜之事

[光緒三年] 正月中

- 一 元日ニ付於書院朝拜之事
- 一 十五日右同断
- 一 同日上様中城王子様為年首之御祝儀伺御機嫌進上物之事
- 一 十六日琉人墓所焼香之事
- 一 廿日木梨精一郎殿御帰京ニ付御見舞之事

二月中

- 一 十九日神武天皇就御祭参拜之事

三月中

- 一 十一日海江田信義殿より御招ニ付参上之事
- 一 十七日池城親方御卒去ニ付御茶毘旁之事

四月中

- 一 九日佐久真親方着京之事
- 一 十一日御同人江役次渡之事
- 一 十五日下進物遣之事
- 一 十九日従上様御音伝拝領物頂戴之事
- 一 同日就帰藩皇上拝謁伺之事
- 一 同廿二日官員衆御暇申上候事
- 一 同廿四日浅草観音堂参詣之事
- 一 同廿八日横浜出艦旁之事

明治九 光緒二 丙子年二月より

[D一 1] 二月十八日 [新曆 3.13]

- 一 天長節并来年頭／紀元節之慶賀使被仰付、大有丸江乗船、内務省九等出仕福崎季連殿御同船ニ而、一昨十六日那覇川出艦、今日四ツ時分鹿兒嶋縣前之浜致着艦候事。

一 右付早速上築地より上陸、詰合之役々并用向掛市来平太殿被出迎候付、御書翰先ニ備、役々一同館内本門より玄喚罷通、御書翰床上右表江銚置、左候而いつれも参錢持参、嚴島神社致参詣、平太殿并琉役々手伝小川精一郎、走番池田庄次郎宿江名礼入罷帰候事。

附、参錢并名礼当日朝官者蔵役勝連里之子親雲上頼入相調させ、後日入料致 返却候也。

[D-2] 同 (二月) 十九日 [新曆 3.14]

一 縣廳江上着之御届、役所より書役を以差出候段、承候事。

[D-3] 同 (二月) 廿日 [新曆 3.15]

一 役所より左之通通達有之候事。

明廿一日、富盛親方并役々より従三位様伺御機嫌被仰付候間、色衣着ニ而、四ツ時分本殿江相持可被相勤候。此段致通達候、以上。

附、自分進上物目録、早々可被差出候。尤役々中一紙調ニ而候。

二月廿日

役所

本殿日帳方 与力江茂可被相達候。

明廿一日、鶴嶺神社・照国神社参詣之日柄相済候間、同日八ツ時分、本殿江相持可被相勤候。尤目録等者早々蔵方江可被差出候。此段致通達候、以上。

二月廿日

役所

本殿日帳方 与力江茂可被相達候。

一 同日、従三位様／御前様江之御書翰御目録、王子衆・三司官衆御状并進上物目録、自分進上物目録、役所江差出候事。

附、自分進上物目録調様、左ニ記ス (図略)

[D-4] 同 (二月) 廿一日 [新曆 3.16]

一 今日、右／御両様江之御書翰御目録、王子衆・三司官衆御状、進上物目録、自分進上物目録等、御書翰箱ニ入付、走番召列、人力車より与力捧之、私紗綾蔵役・書役色衣着ニ而、四ツ時分人力車より市来平太殿案内、磯御茶屋参上、家令衆御取次、上縣之御届申上、且奉伺御機嫌、御書翰・御目録・自分進上物目録等差上、且又従御内証進上物仕度儀并東京江発艦付御暇乞之儀、彼是別段可奉伺之處、東京詰付而者、御當縣江者僅之在留ニ而、行装旁ニ取込、別段奉伺候儀手式及兼候訳合、家令衆御方江市来平太殿を以伺済之上、御内証進上物覚書を以相伺、御暇乞茂名筆ニ而一同申上、尤御品々者御仕立方未相調候付、後達而差上候段茂致御釣合候事。

附

一 御書翰・御目録請臺者磯御方御物拝借、毛せん者御蔵方より持上候也。

一 平太殿走番車賃者此方より差出候也。

一 御内証進上物覚書并御品仕出様左之通、尤津波古・高安例通、御品ふくさ包なし、入御箱、紙張迄ニ而差上候事。(以下、略)

一 鶴嶺神社／照国神社参詣ニ付、私紗綾蔵役・書役・与力色衣冠ニ而、七ツ時分、平太殿同伴、人力車より参上仕候處、社司衆被出迎、則案内ニ而、鶴嶺神社江参、御門階上ニ而御一礼、夫より／照国神社江参、右同断相済、直ニ致帰館候事。

附

- 一 御両社江献納金旧銭貳貫八百五十文宛目錄取添、前日御蔵方江差出候也
- 一 社司衆兩人江御物調ニ而練蕉布ニ反宛、覚書目錄を以差遣候付、目錄ハ此方より相調、前日右同断
- 一 御両社江之目錄請臺者御蔵方調ニ而、後日代料致返上候也。
- 一 目錄調様左ニ記ス（以下、略）
- 一 上縣之段、東京・大坂江之間合、役所向相調、陸郵便より差通候事。

[D—5] 同（二月）廿四日 [新曆 3.19]

- 一 今日与力色衣着ニ而、小川精一郎召列、磯御茶屋参上、従三位様／御前様江之御内証進上物差上候事。
 - 一 市来平太殿手伝走番其外御附合之方江着候并登進物差遣候事。
- 附、品員数者進物帳ニ相見得候也
- 一 役所より左之通布達有之候事。

明廿五日、彼岸御祭仕候段、旧光明寺番人申出有之候間、七ツ時分御焼香可被致候。尤従之者共ニ茂由緒之方者罷出候様可被相達候。此段致通達候、以上。

二月廿四日

役所

本殿日帳方 与力江茂可被相達候

[D—6] 同（二月）廿五日 [新曆 3.20]

- 一 今日於旧光明寺、彼岸御祭ニ付、色衣着ニ而役々一同差越、御焼香仕候事。

[D—7] 同（二月）廿八日 [新曆 3.23]

- 一 大有丸明廿九日八時致発艦候段、船長申出有之候事。
- 一 右付、役所より縣廳江首尾申出候事。

[D—8] 同（二月）廿九日 [新曆 3.24]

- 一 今日出艦付、私始一行之人数色衣着ニ而、左之通願文を以銘々参錢一文宛相備、巖島神社致参詣、行屋濱より大有丸江乗付、四ツ時分致出艦候事。

願文

巖島神社／青銅 百疋

右意趣者、奉為願、今度東京参勤、海上安穩身体堅固、到役々末々迄無異儀、公事全竣令帰着故也。仍如件。

光緒二年丙子二月廿九日

向氏富盛親方朝直

[D—9] 同（二月）卅日 [新曆 3.25]

- 一 四ツ時分四国内乗入、直ニ通船之筈候處、瀬戸狭夜中無心元候付、夜五ツ時分、伊豫之内五口碇泊、七ツ時分同所致解纜候事。

[D—10] 三月朔日 [新曆 3.26]

一 天氣模樣不宜候付、七ツ時分讚岐之内小豆嶋致汐掛候事。

[D-11] 同 (三月) 二日 [新曆 3.27]

一 四ツ時分錠を起通航、八ツ時分神戸寄船、書役手助渡嘉敷筑登之、大有丸會計一名相付、蒸氣車より大坂江差遣、着坂之段、東京江為致電報候事。

[D-12] 同 (三月) 三日 [新曆 3.28]

一 同日未明同所出艦、四ツ頭時分大坂着艦、早速上陸、詰役々出迎、一同出張所江差越候事。

附、同日昼休、藏役潮平筑登之親雲上頼入相調させ、後日入料致返却候也。

一 同日七ツ時分、東京より早々登京可致与之電報有之候處、從二位様御湯治御暇被為濟、追々神戸・大坂之間御下向可被遊、御同様江之御書翰・御目錄持登居候付、東京江茂問合之上、登京見合候事。

[D-13] 同 (三月) 六日 [新曆 3.31]

一 中村義行殿・市来誠十郎殿江御用御頼トして、藏役潮平筑登之親雲上・書役川平里之子親雲上・附添奥嶋筑登之親雲上一同、御宿致参上候事。

[D-14] 同 (三月) 七日 [新曆 4.1]

一 中村義行殿より私并役々茶屋江御招ニ付、四ツ頭時分参上、七ツ時分致帰宿候事。

附、私二者弁当甘物入付致持参候也。

[D-15] 同 (三月) 八日 [新曆 4.2]

一 右御同人江左之通手紙を以品々取添差出候事。

附、品員数者進物帳ニ相見得候也。

弥御清適奉南山候。昨日者御陰を以格別成神社参詣、殊結構之類御馳走、中ニ茂樓上色々開花之景色一入面白、別而気散ニ罷成、千萬気奉存候。参上御礼可申上候得共、先書中を以如斯御座候。隨而不寐候得共、別紙之通進上仕候間、御笑納被下度所希候、頓首

四月二日

富盛親方

中村義行様

[D-16] 同 (三月) 十二日 [新曆 4.6]

一 御書付并在京人数宿添書状、早々可差登旨、電報有之候付、御物支配係潮平里之子親雲上江宰領ニ而差登候事。

[D-17] 同 (三月) 十三日 [新曆 4.7]

一 從二位様御乗船廣嶋丸、一昨十一日品川御発艦、今日神戸御着艦之賦ニ而、役々一同蒸氣車より差越候處、先刻御着艦、御上陸被遊候付、直ニ御旅宿参上、家令衆御取次、奉伺御機嫌、御書翰・御目錄、王子衆・三司官衆より之御状目錄、自分進上物目錄等差上、且從御内証進上物仕度、左之通御品覚書を以奉伺、伺之通被仰付候付、首尾能差上、尤今

日御目見被仰付筈候得共、御着涯御混雜之御事候間、明日罷出候様、奈良原幸五郎殿御出御挨拶有之候付、右御宿近辺江致一宿候事。

附

- 一 御進上物并自分進上物者鹿兒嶋縣ニ而家令御釣合之上、差上置候段、口達を以申上候也。
- 一 御内証進上物者兼而取仕出、一同運ひ越候也。
- 一 毛せん壺枚致用意候也。
- 一 進上物目録并御内証進上物御仕出方者前条二月廿一日之場ニ相見得候付書留略ス覚
- 一 御扇子一箱（以下、略）

[D—18] 同（三月）十四日 [新曆 4.8]

一 同日四ツ時分、蔵役・書役・与力召列、御宿参上仕候處、御住居所江被召出、遠方迄差越苦勞之段、且多年之病体故裝束ニ而者すわり方不罷成段御挨拶済而、国王様御元氣可被成御座敷与御懇之蒙仰、御返詞申上、御暇ニ而退去、勝手口相下、奈良原幸五郎殿御取次御礼申上、左候而蒸氣車より大坂江罷帰候事。

[D—19] 同（三月）十五日 [新曆 4.9]

一 御評定所嵩原里之子親雲上御書付才領ニ而、郵便玄龍丸より上坂ニ付、吸物壺ツ酒肴体致御馳走候事。

附、同人上坂之段、早速東京江致電報候也。

[D—20] 同（三月）十六日 [新曆 4.10]

一 嵩原里之子親雲上早々登京可致与之電報有之候付、蒸氣車より神戸江差越、同日飛脚便より致登京候付、右之成行東京江致電報候事。

[D—21] 同（三月）十九日 [新曆 4.13]

一 太平丸明朝出艦付、七ツ時分出張所より直ニ伝間江乗付、入相時分本船江乗移候事。

附、大有丸者砂糖積登方トして琉球江差下候付、會計一名諸事取計之為、一同登京申付候也。

[D—22] 同（三月）廿日 [新曆 4.14]

一 未明発艦、神戸寄船、石炭用水積入、夜五ツ頭時分錠を起候事。

[D—23] 同（三月）廿一日 [新曆 4.15]

一 未明紀州灘、夜四ツ時分遠州灘致通航候事。

[D—24] 同（三月）廿二日 [新曆 4.16]

一 九ツ頭時分横浜寄船、便人荷物着卸、暁六ツ時分錠を起候事。

[D—25] 同（三月）廿三日 [新曆 4.17]

一 五ツ時分品川上着、在京之御使者衆より御物支配係大宜見里之子親雲上、門番召列、船元江迎ニ被御遣候付、支度替ニ而一同品川江上陸、私共一行之人数人力車より出立、池城親方・高安親方・小祿親方・与那原親方・幸地親方・喜屋武親雲上・内間親雲上・親里親雲上、其外役々新橋江迎ニ御出有之、同所より私書役川平里之子親雲上・与力与座里之子親雲上者書役糸満里之子親雲上案内、内務省参上、上着之御届申上、八ツ時分琉球館到着、池城親方より茶菓子御馳走有之候事。

附

- 一 御届書并名書者役所向書認、糸満持参有之候也。
- 一 当日私并役々者池城親方より昼休御馳走、二才下供中者昼休より夜飯迄御物支配係請向ニ而取計諸算面いたし候也。
- 一 晩、池城親方より私并与力附医者江吸物壺ツ酒肴口手引之料理御馳走有之候也。

富盛親方

右者／新年并来年頭／紀元節／天長節御祝儀之使者并在番勤被申付、今日上京仕申候。此段御届仕申候也。

明治九年四月十七日

琉球藩 高安親方

内務卿大久保利通殿

覚

書役 川平親雲上

富盛親方与力 与座親雲上

四月十七日

[D—26] 同（三月）廿四日 [新曆 4.18]

一 役所より左之通通達有之候事。

門通札渡用候間、従之者名面只今可被差出候、以上。

三月廿四日

役所

富盛親方日帳方

覚／謝花筑登之親雲上／新田筑登之／屋嘉部里之子／比嘉筑登之／金城／与那嶺／与那覇

右、富盛親方従之者共面立如斯御座候、以上。

三月廿四日

与力 與座里之子親雲上

[D—27] 同（三月）廿五日 [新曆 4.19]

一 吉辰付高安親方より上様御印御判并撰政・三司官衆印判次請取、諸日記者各与力次請取、済而茶請吸物一ツ致馳走候事。

一 書役糸満里之子親雲上帰帆ニ付、池城親方より茶菓子御馳走被成候事。

[D—28] 同（三月）廿六日 [新曆 4.20]

一 太政大臣三條公・右大臣岩倉公・参議大久保利通殿・大隈重信殿・大木喬任殿・寺嶋宗則殿・山県有朋殿・伊藤博文殿・黒田清隆殿御宅参上、御見舞申上候事。

[D—29] 同 (三月) 廿七日 [新曆 4.21]

- 一 内務大丞松田道之殿・同大輔林友幸殿・同八等出仕中田鷗隣殿・同九等出仕福崎季連殿御宿ニ参上、御見舞申上候事。

[D—30] 同 (三月) 廿八日 [新曆 4.22]

明日従上々様御音信拝領物、書役川平里之子親雲上を以被成下候間、此段致御通達候、以上。

三月廿八日 富盛親方与力 与座里之子親雲上

池城親方日帳方／高安親方／小祿親方／与那原親方／幸地親方／喜屋武親雲上／内間親雲上／親里親雲上

[D—31] 同 (三月) 廿九日 [新曆 4.23]

- 一 郵便玄龍丸より左之通御内証向拝領物被成下候事。

附、頂戴仕候次第、委細池城親方日記ニ相見得候也。

一筆致啓上候。上様倍御機嫌能被遊御座、恐悦奉存候。各様弥御堅固可為御在勤、目出度被思召上候。今般御用筋御尽力之程被聞召上、御感心之御事候。仍焼酎二壺・干菓子一箱被成下候。此段依仰如斯御座候。恐惶謹言。

二月廿七日

安里親雲上

高安親方／富盛親方／小祿親方／与那原親方／幸地親方／喜屋武親雲上／内間親雲上／親里親雲上

[D—32] 四月朔日 [新曆 4.24]

- 一 内務省より御用有之、川平里之子親雲上・奥嶋筑登之親雲上致出頭候事。

附、御用之次第者役所帳面ニ相見得候也。

[D—33] 同 (四月) 二日 [新曆 4.25]

- 一 取次番・門番、其外御付合之方江着候并登進物差出候事。

[D—34] 同 (四月) 六日 [新曆 4.29]

- 一 今日早拵ニ而浅草観音堂致参詣候事。

[D—35] 同 (四月) 十四日 [新曆 5.7]

- 一 今般御追願之御使者大宜見親方、鹿児島上縣之段、同縣詰役々より問合有之候事。

- 一 御同人着坂次第、早々登京可被致旨、大坂江致電報候事。

[D—36] 同 (四月) 十五日 [新曆 5.8]

- 一 浅草観音堂参詣之筈候處、御用取込ニ付、與合之役々計致参詣候事。

[D—37] 同 (四月) 十七日 [新曆 5.10]

- 一 御急用ニ付、大宜見親方早々出京可被致旨、大坂江致電報候事。

- 一 御同人着坂之段、電報有之候事。

一 三條公御書出之趣有之、御使者衆一同、右御宅并内務卿大久保利通殿御宅参上仕候事。

[D-38] 同(四月)十八日[新曆 5.11]

一 御用筋有之、御使者衆一同、内務省参上仕候事。

附、御用之次第、役所日記ニ相見得候也。

[D-39] 同(四月)十九日[新曆 5.12]

一 大宜見親方乗船、今日大坂出艦之段

一 新嘉喜里之子親雲上帰帆ニ付、池城親方より茶菓子御馳走被成候事。

一 右帰帆便より／上様／中城王子様伺御機嫌之御状并王子衆・三司官衆江之書状左之通相調差上、尤右御機嫌伺之御状宛名大宜見親方江者、追々登京、佐久真親方者年頭御使者被仰付候付、宛書何様可仕哉、爰許ニ而者取究難成、宿許江下書差下、御書院・中城御殿御右筆釣合を以清書させ差上候様申越、進上物左之通取仕出差下候事。(以下、略)

[D-40] 同(四月)廿一日[新曆 5.14]

一 大宜見親方、今日着京之賦ニ而、御使者衆一同迎ニ新橋江差越、午後六時迄相待、上着不被成候付、罷帰居候處、午後四時横浜着艦、直ニ蒸気車より上着、夜八時琉球館到着被成候事。

附、御馳走方者池城親方より被差出候也。

[D-41] 同(四月)廿四日[新曆 5.17]

一 浅草観音堂参詣之筈候處、御用取込ニ付、與合之役々計致参詣候事。

[D-42] 同(四月)廿五日[新曆 5.18]

一 御用有之、書役召列、内務省参上仕候事。

一 右同付、御使者衆一同、右同断

[D-43] 同(四月)廿七日[新曆 5.20]

一 内務省より左之通布告有之候事

來ル廿二日午前第九時／皇上拝謁被仰付候旨、被仰出候間、本日午前八時前本省迄出頭可有之候。此段申進候也。

明治九年五月廿日

内務大小丞

富盛親方殿

一 役所より左之通有之候事。

明後廿九日拝謁被仰付候段、内務省より御達有之候間、此段致通達候、以上。

四月廿七日

役所

富盛親方 日帳方

[D-44] 同(四月)廿八日[新曆 5.21]

一 内務省五等出仕木梨精一郎殿、琉球在勤被仰付候段、御達有之候付、御使者衆一同、

御宅参上、名礼を以御祝儀申上候事。

[D—45] 同(四月)廿八九日 [新曆 5.22]

一 今日参内付、色衣紗綾冠、書役・与力色衣着ニ而、五ツ時分人力車より内務省参上、福崎季連殿御案内、御同人御一同馬車江乗合、赤坂離宮江罷上、麝香之間江相招、官員衆御出御挨拶、御茶被成下、追而御対面所江出、御拝謁相済退去、宮内卿御取次、御礼申上、左候而私ニ者直ニ宮内卿徳大寺殿御宅参上、拜謁首尾能相済候御礼、名礼を以申上候事。
一 右付、御使者衆・古在番役々、取次番相招相祝候先例候得共、御用取込ニ付取止、役々江者吸物老ツ致御馳走候事。

[D—46] 五月二日 [新曆 5.24]

一 附添屋宜筑登之親雲上焔帆ニ付、池城親方より茶菓子御馳走被成候事。

[D—47] 同(五月)四日 [新曆 5.26]

一 來十一日新曆六月二日御巡幸御發輦ニ付、千住駅迄奉送可仕旨、内務省より御布告有之候事

[D—48] 同(五月)五日 [新曆 5.27]

一 御用有之、御使者衆一同、内務省参上仕候事。
一 今日与那原親方・内間親雲上下京仕候事。
附、新橋迄致見送候先例候得共、吟味之訳合有之、不罷出候也。
一 浅草観音堂致参詣候事。

[D—49] 同(五月)七日 [新曆 5.29]

一 御用筋有之、書役召列、内務省参上仕候事。

[D—50] 同(五月)八日 [新曆 5.30]

一 御用筋有之、池城親方・幸地親方一同、松田道之殿御宅参上仕候事。

[D—51] 同(五月)十日 [新曆 6.1]

一 御用有之、書役召列、内務省参上仕候事。

[D—52] 同(五月)十一日 [新曆 6.2]

一 今日御巡幸御發輦ニ付、奉送可仕旨、兼而被仰渡候付、色衣紬冠ニ而、六時内務省参上、御本省官員衆御一同、馬車より赤坂離宮江罷上、奉伺天機、済而又候右同断、馬車江乗合、千住駅迄奉送仕候事。

附、当日一度之御賄被成下候也。

[D—53] 同(五月)十三日 [新曆 6.4]

一 浅草観音堂致参詣候事。

[D—54] 同（五月）十五日 [新曆 6.6]

一 御用筋有之、御使者衆一同、正院并内務省参上、夫より三條公・林友幸殿御宅参上、御用申上候事。

[D—55] 同（五月）十六日 [新曆 6.7]

一 御用有之、幸地親方一同、内務省参上仕候事。
一 勤学松嶋里之子親雲上致帰帆候事。
一 御使者衆一同、林友幸殿御宅参上、御用筋承合候事。

[D—56] 同（五月）十七日 [新曆 6.8]

一 奈良原幸五郎殿御上京二付、御宿参上、御祝儀申上候事。

[D—57] 同（五月）十九日 [新曆 6.10]

一 阿波根親雲上・幸地親方与力伊是名里之子親雲上、致帰帆候事。

[D—58] 同（五月）廿一日 [新曆 6.12]

一 浅草観音堂致参詣候事。

[D—59] 同（五月）廿三日 [新曆 6.14]

一 三品薰子内親王、去十七日薨去被遊候付、可奉伺天機旨、内務省御布告有之候付、今日色衣着二而赤坂離宮参上、宮内省官員衆御取次、名礼を以奉伺天機候事。

[D—60] 同（五月）廿四日 [新曆 6.15]

一 今日／三品内親王尊御出棺御葬送二付、前条同断御布告有之候付、色衣着二而赤坂離宮参上、宮内省官員衆御取次、奉伺天機候事。

[D—61] 同（五月）廿六日 [新曆 6.17]

一 御用筋有之、御使者衆一同、正院参上、直ニ林友幸殿御宅江参り、御用申上候事。

[D—62] 同（五月）廿九日 [新曆 6.20]

一 浅草観音堂致参詣候事。

[D—63] 閏五月七日 [新曆 6.28]

一 浅草観音堂致参詣候事。

[D—64] 同（閏五月）八日 [新曆 6.29]

一 陸軍少将種田正明殿より御招二付、幸地親方・喜屋武親雲上・親里親雲上一同、午後二時参上、段々御馳走有之、十一時比致帰館候事。

[D—65] 同（閏五月）九日 [新曆 6.30]

一 右御礼トして、左之通品々取添、差出候事。

扱々連名真平御免可被下候。

昨日者初而奉得尊顔、緩々御清談、殊色々御馳走、帰路人力車迄御手当被仰付、重多々御親切之程奉感謝候。先者草々之御礼、乍略儀書中を以如斯御座候。随而廉末候得共、任有合焼耐錫一双、甘物一重、屋久貝漬一重、進上之仕候。不具。

六月卅日

親里親雲上／喜屋武親雲上／幸地親方／富盛親方

種田正明様

[D—66] 同（閏五月）十四日 [新曆 7.5]

一 御用筋有之、御使者衆一同、内務省参上仕候事。

[D—67] 同（閏五月）十五日 [新曆 7.6]

一 右同断ニ付、内務省参上仕候事。

一 浅草観音堂参詣之筈候處、御用取込ニ付、與合之役々計致参詣候事。

[D—68] 同（閏五月）十七日 [新曆 7.8]

一 幸地親方・摩文仁親雲上下京仕候事。

附、新橋迄致見送候先例候得共、吟味之訳有之、玄喚ニ而致挨拶候也。

[D—69] 同（閏五月）十九日 [新曆 7.10]

一 御用筋有之、御使者衆一同、内務省参上仕候事。

[D—70] 同（閏五月）廿二日 [新曆 7.13]

一 浅草観音堂致参詣候事。

[D—71] 同（閏五月）廿九日 [新曆 7.20]

一 今日還幸ニ付、横浜停車場ニ於而奉迎仕候様、内務省より御布告有之候付、色衣冠ニ而午前五時新橋鉄道館江差越、松平内務大丞御釣合、御一同横浜江差越居候處、還幸不被遊候付、午後八時比致帰館候事。

一 浅草観音堂参詣之筈候處、前条勤有之候付、與合之役々計致参詣候事。

[D—72] 六月朔日 [新曆 7.21]

一 今日還幸ニ付、朔日同様奉迎可仕旨松平内務大丞より御達有之候付、蒸気車横浜停車場江差越奉迎、直ニ赤坂より離宮参上、奉伺天機致帰館候事。

[D—73] 同（六月）四日 [新曆 7.24]

一 大久保利通殿御還幸御先発ニ而、跡月廿八日御帰京ニ付、御使者衆一同御宅参上、名礼を以御見舞申上候事。

[D—74] 同（六月）七日 [新曆 7.27]

一 浅草観音堂致参詣候事。

[D-75] 同(六月)十四日 [新曆 8.3]

一 浅草観音堂致参詣候事。

[D-76] 同(六月)廿日 [新曆 8.9]

一 勤学安村親雲上致帰帆候事。

[D-77] 同(六月)廿一日 [新曆 8.10]

一 浅草観音堂致参詣候事。

[D-78] 同(六月)廿八日 [新曆 8.17]

一 浅草観音堂致参詣候事。

[D-79] 七月三日 [新曆 8.21]

一 御用筋有之、御使者衆御一同、内務省参上仕候事。

附、御用之趣ハ役所日記ニ相見得候也。

[D-80] 同(七月)六日 [新曆 8.24]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-81] 同(七月)八日 [新曆 8.26]

一 役所より左之通有之候事

御屋敷内掃除入念候様ニ与之儀者、毎度申渡置通候處、其守達無之、見苦敷所茂有之、如何之事候間、以来結構ニ相見得候様、下知可被致候。右ニ付、朔望御物支配係廻見不行届所者、御物向掃除させ、日雇賃弁償申付候間、左様相心得、聊見苦敷無之、結構相見得候様可被取計候。此旨分ケ而申渡候也。

附、承知之段者銘々名前相記印形可被致候。

七月八日

役所

日帳方

[D-82] 同(七月)十一日 [新曆 8.29]

一 屋嘉部里之子事、御書付宰領ニ而、玄龍丸乗合、今日横浜出帆仕候事。

[D-83] 同(七月)十三日 [新曆 8.31]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-84] 同(七月)十四日 [新曆 9.1]

一 盆ニ付、与力二才共、宇江野之後谷中町亡桃原里之子親雲上深川清住町靈雲院俗ニ新寺与相唱、同新崎子両基所江差越、為致焼香候事。

附

- 一 香祀茶壺包、葛餅壺重完持参致させ候也。
- 一 前日二才下供差遣□□朱入并掃除致させ候也。

[D—85] 同（七月）廿日 [新曆 9.7]

- 一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D—86] 同（七月）廿六日 [新曆 9.13]

- 一 今日御用筋有之、内務省江致出頭、直ニ官員衆御宅参上、御用御頼申上候事。
附、御用之趣者役所日記ニ相見得候也。

[D—87] 同（七月）廿七日 [新曆 9.14]

- 一 今日御使者衆御一同、奈良原幸五郎殿御宿参上、御用御頼申上候事。
- 一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D—88] 八月二日 [新曆 9.19]

- 一 今日奈良原幸五郎殿御宿参上、御用御頼申上候事。

[D—89] 同（八月）四日 [新曆 9.21]

- 一 御同人御宿参上、御用御頼申上候事。
- 一 今日浅草観音堂致参詣仕候事。

[D—90] 同（八月）六日 [新曆 9.23]

- 一 奈良原幸五郎殿御宿、御使者衆御一同参上、御用御頼申上候事。
- 一 内務省より御用ニ付、御使者衆御一同致参上候事。
附、御用之趣者役所日記ニ相見得候也。

[D—91] 同（八月）七日 [新曆 9.24]

- 一 御用御頼ニ付、奈良原幸五郎殿御宿、御使者衆御一同参上仕候事。

[D—92] 同（八月）十一日 [新曆 9.28]

- 一 右同ニ付、御使者衆御一同御同人御宿参上仕候事。

[D—93] 同（八月）十三日 [新曆 9.30]

- 一 今日奈良原幸五郎殿為御見舞、蒸豚一鍋、名礼取添差上さし候事。

[D—94] 同（八月）十八日 [新曆 10.5]

- 一 今日浅草観音堂致参詣仕候事。

[D—95] 同（八月）十九日 [新曆 10.6]

一 田中猪助殿病氣為御見舞、名礼取添、進物差出候事。

附、品員数者進物帳江相見得候也。

一 御用御頼ニ付、親里親雲上御一同、大山綱良殿・奈良原幸五郎殿御宿参上仕候處、御
□行之由ニ而御逢不申罷帰候事。

[D-96] 同 (八月) 廿日 [新曆 10.7]

一 右同断

[D-97] 同 (八月) 廿一日 [新曆 10.8]

一 右同断参上、御用御頼申上候事。

[D-98] 同 (八月) 廿二日 [新曆 10.9]

一 右同ニ付、奈良原幸五郎殿御宿参上仕候事。

[D-99] 同 (八月) 廿三日 [新曆 10.10]

一 今日御使者富川親方・与那原親方・伊江親雲上乘船着坂之段、左之通電報有之候事。

トミガワハジメサクヤヒヤウゴキヤク

八月廿三日 イエパイキン

リュキュテイ

[D-100] 同 (八月) 廿四日 [新曆 10.11]

一 今日、池城親方内新城里之子親雲上、御書付宰領ニ而、名護屋丸乗合、横浜出艦仕候
段承候事。

一 例年従年頭御使者、上様／中城王子様奉伺御機嫌進上物仕候儀、登涯又者翌表兩度ニ
限候處、当分在京之御使者衆ニ者、此節奉伺御機嫌進上物被仕候付、私計取止候茂難成、
御状御品取仕出差上越候間、宿許ニ而御書院中城御殿大親御与力衆御釣合之上、首尾能差
上候様ニ与之間合取添、御使者衆御同様、左之通御状進上物取仕出、池城親方内新城里之
子親雲上帰帆便より差下候事。

一筆致啓上候。(以下略)

[D-101] 同 (八月) 廿六日 [新曆 10.13]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-102] 同 (八月) 廿八日 [新曆 10.15]

一 今日富川親方御一烈之御人数、大坂御出艦之段、左之通電報有之候事。

ゲンカイマルエノリコンニチゴゴニジシュッカン

八月廿八日 トミカワ

リュキュテイ

[D-103] 同 (八月) 廿九日 [新曆 10.16]

一 今日御使者衆御一同為御見舞、林殿御宿致參上候事。

[D—104] 九月朔日 [新曆 10.17]

一 今日八ツ頭時分、富川親方・与那原親方・伊江親雲上御乗船御着ニ付、九ツ時分御使者衆御一同紗綾衣着ニ而、新橋停車場江出迎、七ツ時分帰館、於書院池城親方より御馳走有之候事。

[D—105] 同 (九月) 三日 [新曆 10.19]

一 今日浅草観音堂致參詣候事。

[D—106] 九月十日 [新曆 10.26]

一 今日浅草観音堂致參詣候事。

[D—107] 同 (九月) 十一日 [新曆 10.26]

一 今日富川親方御持登之御頼書差出候付、御使者衆御一同、正院江致出頭候事。
一 御用御頼ニ付、御使者衆御一同大定殿并參事衆御宅致參上候事。

[D—108] 同 (九月) 十三日 [新曆 10.28]

一 今日従上様／中城王子様、左之通御状御音物被成下候事。御礼令拝見候。(以下略)

[D—109] 同 (九月) 十五日 [新曆 10.31]

一 内務省より左之通御通達有之候事。

來ル十二月三日／天長節ニ付、午前第九時より午後第二時迄、礼服着用宮内省江參賀候様、式部寮より申越候付、此段及御通知候也。

九年十月卅一日

内務大丞

池城親方殿／富川親方殿／富盛親方殿

追而酒饌之儀、当省中ニ於而賜ルヘシ、且判任官者当省江參賀候様御達シ可有之候也。

[D—110] 同 (九月) 十八日 [新曆 11.3]

一 今日／天長節ニ付、富川親方御一同、色衣紗綾冠ニ而、川平里之子親雲上召烈、五ツ時分内務省江出頭、赤坂離宮江罷上、宮内省官員衆御取次、御書翰差上、私共より之御祝儀名札を以申上、九ツ時分帰館仕候事。

附

一 御酒饌被成下候付、則御礼申上候也。

一 此節より献上物被召留候次第者、役所日記ニ相見得候也。

[D—111] 同 (九月) 十九日 [新曆 11.4]

一 今日浅草観音堂致參詣候事。

[D—112] 同 (九月) 廿一日 [新曆 11.6]

一 役所より左之通有之候事。

夜廻賦り／一夜完 九月十五日より

一與 池城親方・高安親方

一與 富川親方・与那原親方

一與 小祿親方・伊江親雲上

一與 大宜見親方・富盛親方

(以下、略)

右之通毎夜四ツ時分宿々相廻用水并火之跡見いたし、火用心入念候様相達、返答承り罷通、毎時屋補中可相廻候。萬一緩之稜有之候ハ、即々可申出候。聊無間違、嚴重可相勤者也。

[D-113] 同 (九月) 廿九日 [新曆 11.14]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-114] 同 (九月) 三十日 [新曆 11.15]

一 高安親方一列之人数并亀山里之子親雲上・比屋根里之子親雲上、玄龍丸江乗付、横浜出艦ニ付、御使者衆御一同、新橋停車場江差越致船送候事。

附、御出立之時、御馳走旁之儀者、池城親方ニ而被御調候由承り候也。

[D-115] 十月二日 [新曆 11.17]

一 御用一件、御立願被仕置候付、相濟迄之間、左之賦通、先繰を以毎日浅草観音堂参詣いたし候事。

一與 池城親方・亀山里之子親雲上／池村里之子親雲上・金城筑登之親雲上

一與 富川親方・屋宜筑登之親雲上／糸満里之子親雲上・久場里之子親雲上

一與 大宜見親方・屋嘉比里之子親雲上／与儀筑登之親雲上・謝花筑登之親雲上

一與 富盛親方・知花里之子親雲上／田場親雲上・与座里之子親雲上

一與 小祿親方・川平里之子親雲上／名護里之子親雲上・潮平里之子親雲上

一與 与那原親方・嵩原里之子親雲上／津波古里之子・前川里之子親雲上

一與 喜屋武親雲上・知念里主／佐久川筑登之親雲上・鉢嶺筑登之親雲上

一與 親里親雲上・久志里之子親雲上／伊舍堂里之子

一與 伊江親雲上・川平里之子親雲上／大里里之子

一與 高安親方・奥嶋筑登之親雲上／比屋根里之子親雲上・祝嶺里之子親雲上／名護里之子親雲上／真栄城筑登之親雲上

九月十六日

一 今日、祝嶺里之子親雲上・奥嶋筑登之親雲上・真栄城筑登之親雲上、名護屋丸乗合、横浜出艦ニ付、本殿玄官迄罷出致見送候事。

[D-116] 同 (十月) 三日 [新曆 11.18]

一 田中猪助殿・田中蘇八郎殿、御帰縣ニ付、大宜見親方・小祿親方・与那原親方・親里親雲上・喜屋武親雲上・伊江親雲上・私摸合ニ而、氷砂糖六斤五合・太白砂糖五斤入箱式

ツ、水引仕出ニ而船中用トして差出候事。

附、右品之儀、大宜見親方役人ニ而相調、代金者銘々致割府候也。

一 内務省より左之通御通達有之候事。

來ル廿日 皇后宮西京行啓ニ付、在京奏任官之面々為御見送、午前五時三十分、通常礼服用着参朝候様、式部寮より申越候付、此段及御達候也。

但新橋停車場迄馬車ニ而送迎可有之候事。

明治九年十一月十八日

内務大丞

富盛親方殿

追而馬車之儀者参朝之節当省江立寄、乗車可有之事。

[D-117] 同 (十月) 五日 [新曆 11.20]

一 今日、皇后宮西京行啓ニ付、色衣冠ニ而、午前五時三十分、内務省江出頭、官員衆御一同馬車より赤坂離宮江参上、式部寮御取次を以、麝香之間江罷上、御前参上、奉伺后機、同所江退去、御吸物一御酒御肴被成下、頂戴濟而最寄之車より御同列ニ而、新橋停車場江罷越、同所ニ而又候奉伺后機、鉄堂之前迄奉通、直ニ馬車より帰館仕候事。

[D-118] 同 (十月) 八日 [新曆 11.23]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-119] 同 (十月) 十七日 [新曆 12.2]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-120] 同 (十月) 廿一日 [新曆 12.6]

一 今日、小禄親方一列之人数并嵩原里之子親雲上、名護屋丸江乗付、横浜出艦ニ付、御使者衆御一同、新橋鉄道江差越致船送、帰館仕候事。

附、御出立之時、御馳走之儀者池城親方ニ而被相調候由承候也。

[D-121] 同 (十月) 廿二日 [新曆 12.7]

一 今日、勤学糸満親雲上登京仕候事。

附、上着涯馳走方之儀者池城親方ニ而相調仕候段承候也。

[D-122] 同 (十月) 廿六日 [新曆 12.11]

一 今日浅草観音堂致参詣仕候事。

一 久米村伊計里之子親雲上・高良里之子親雲上、登京仕候事。

附、上着涯馳走方之儀者池城親方ニ而相調仕候段承り候也。

[D-123] 十一月四日 [新曆 12.19]

一 今日例之通浅草観音堂致参詣仕候事。

一 役所より左之通触有之候事。

明後六日冬至ニ付、於書院御規式有之候間、御使者役々者色衣冠、士之位衆者色衣着ニ

而、当日四ツ時分可被罷出候。尤内証聞之者江茂可被申渡候。此 段致通達候、以上。

十一月四日

役所

日帳方

[D—124] 同 (十一月) 六日 [新曆 12.21]

一 今日冬至ニ付、兼而役所触通、色衣紗綾冠ニ而、本殿江出頭、御使者役々士之位衆迄、書院江着、南表真中江中央卓居上ニ香炉香合沈香入付活花桂兼而銚置候付、富川親方より御香被上、いつれ琉球江志し、四ツ御拜仕濟而八卷迦し、於池城親方欄三献之取替、士之位衆者勝手之間ニ而吸物壺ツ富川親方より御馳走有之候事。

附、中央卓壺脚、花瓶壺ツ、金之香炉壺ツ、活花式ツ、灰押壺ツ、火箸壺ツ御藏敷方より寄、書院床銚掛物壽老人活花立松、富川親方より被差出候也。

[D—125] 同 (十一月) 八日 [新曆 12.23]

一 門番田中勝蔵娘御とく死去ニ付、為香奠金百疋差出候事。

附、与力茂金拾錢香奠差出候段承候也。

[D—126] 同 (十一月) 十一日 [新曆 12.26]

一 今日浅草観音堂致参詣仕候事。

一 親里親雲上一列之人数子ハタ号乗合、今日横浜出艦ニ付、御使者衆御一同、新橋江差越致船送候事。

一 内務省より左之通御通達有之候事。

歳末御祝儀トシテ來ル廿九日より三日之内、琉球藩在京之奏任官以上通常礼服用、内務省江罷出候様、通知可致旨、式部寮より申越候。此段及御達候也。

明治九年十二月廿五日

内務大丞

富盛親方殿

來一月一日朝拝ニ付、午前十時四拾分

同日皇太后宮参賀ニ付、青山御所江正午十二時

右同時府縣并琉球藩在京奏任官員、大礼服着用参上候様、式部寮より達越候付、此段及御達候也。

明治九年十二月廿六日

内務大丞

富盛親方殿

追而朝拝次第、図面相添御回申候。且当日不参候向者専庄鎮式部寮江御届可有之候也。

一月一日朝拝次第 (以下略)

[D—127] 同 (十一月) 十五日 [新曆 12.30]

一 今日四ツ時分色衣冠ニ而富川親方御一同、赤坂離宮江参上、宮内省官員衆御取次、年頭之御祝儀申上罷帰候事。

一 役所より左之通触有之候事。

明十二日親里親雲上帰帆便子ハタ号より御双方様江年頭御祝儀被申上越候間、此段致通達候、以上。

附、進上物之儀、池城親方・富盛親方より練蕉布貳拾反完、在番より同五反、大宜見親方・与那原親方・喜屋武親雲上・伊江親雲上摸合ニ而、焼酎二壺完、書役・在番・与力摸合ニ而、練蕉布三反完、尤目録者前日可被差出候。

十一月九日

役所

日帳方

一 去十一日、御双方様江年頭御祝儀、役所触之通申上越候事。

附

一 進上物之儀、先例之通御蔵方調ニ而差上候也。

一 目録左之通書認、前日役所江差出候也。(以下略)

一 田中勝蔵忌中ニ付、為見舞進物差出候事。

一 年替之為御祝儀取次番佐野直吉江進物差出候事。

附、式行品員数者進物帳江相見得候也。

[D—128] 同(十一月)十七日 [新曆 1877.1.1]

一 今日、新曆一月一日ニ付、嘉利鋸物之儀、左之通池城親方ニ而被相調候段、承候事。

附

一 書院床掛物壽老人活花臺松

一 床之方豎三方敷紙中奉書一重(以下、略)

一 右同ニ付、門玄喚鋸之儀者御蔵方構之事

一 今日より三日迄、池城親方小姓兩人、色衣着ニ而、玄喚江相詰さし候段承候事。

一 今日年頭御祝儀として、色衣紗綾冠ニ而、富川親方御一同、書役・与力者暇ニ付、田場親雲上召列、赤坂離宮江罷上、宮内省官員衆御取次、御書翰差上、私共より之御祝儀申上罷帰候事。

[D—129] 同(十一月)十九日 [新曆 1877.1.3]

一 今日、赤坂離宮江罷上、神殿御前参拝仕答候處、所勞ニ付出頭不仕、其段者仰渡之通届出不差出候事。

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D—130] 同(十一月)廿一日 [新曆 1877.1.5]

一 今日、新年宴会ニ付、役々与力内務省江出頭、酒饌頂戴仕候段承候事。

[D—131] 同(十一月)廿二日 [新曆 1877.1.6]

一 今日、御使者衆御一同、官員衆御宿参上、年頭御祝儀申上候事。

一 内務省より左之通有之候事。

來ル八日/皇太后宮京都江行啓御發輿可被為遊之處、御都合有之、來ル十一日御發輿被仰出候間、此旨御承知有之度、此段及御達候也。

明治十年一月六日

内務大丞

富盛親方殿

[D—132] 同 (十一月) 廿四日 [新曆 1877.1.8]

一 内務省より左之通有之候事。

第三号

大和国并京都江行幸、本月十四日東京御發輦之處、更ニ本月廿三日御發輦被仰出并皇太后宮京都へ行啓、本月八日御發輦之處、更ニ本月十一日御發輦被仰出候条、此旨布告候事。

明治十年一月六日 太政大臣三条実美

皇太后宮行啓來八日之處、十一日之旨更被仰出候得共、刻限之儀都而過日御達申入置候通ニ候条、琉球藩并府縣奏任官在京之向江御達可有之候也。

明治十年一月六日 式部頭場城俊政

内務省長頭官者中

[D—133] 同 (十一月) 廿六日 [新曆 1877.1.10]

一 今日淺草觀音堂致参詣候事。

[D—134] 同 (十一月) 廿七日 [新曆 1877.1.11]

一 今日/皇太后宮京都江行啓ニ付、色衣冠ニ而午前五時三十分内務省江出頭、馬車より赤坂離宮江罷上、式部寮御取次、奉伺后機、麝香之間江退去、御吸物一、御酒御肴被成下、濟而最前之馬車より新橋停車場迄奉送、罷帰候事。

[D—135] 同 (十一月) 廿八日 [新曆 1877.1.12]

一 役所より左之通有之候事。

田場親雲上内儀間にや天然痘致發生候段申出有之、風氣之防不入念候而不叶事候間、未ニ天然痘相仕廻不申方ハ早々牛痘植付候様、各従之者江茂可被申渡候。此段致通達候、以上。

十一月廿八日 役所

日帳方

[D—136] 十二月四日 [新曆 1877.1.17]

一 今日淺草觀音堂致参詣候事。

[D—137] 同 (十二月) 五日 [新曆 1877.1.18]

一 役所より左之通有之候事

來廿二日新曆大和国并京都江行幸ニ付、在京琉球藩奏任之官一員、通常礼服着用、午前六時皇居江参上、横浜停車場迄奉送可有之、自余之官者当日より三日之間、宮内省江恐悦可申上旨、内務大書記官より御達有之候間、此段致御通達候、以上。

十二月五日 役所

日帳方

[D—138] 同 (十二月) 八日 [新曆 1877.1.21]

一 内務省より左之通有之候事。

別紙之通侘達相成候付、為念写通達候也。

一月廿一日

内務省

富盛親方殿

今曉來強風ニ付、御航海御難渡之趣、海軍大輔川村純義より上申相成、明廿二日御發輦御延引被仰出候条、此旨相達候事。

但日限之義者追而可被仰出候事。

明治十年一月廿一日

太政大臣三条実美

内務省

[D-139] 同 (十二月) 十日 [新曆 1877.1.23]

一 内務省より左之通有之候事。

大和国及京都江行幸、來廿四日東京御發輦被仰出候条、此旨布告候事。

明治十年一月廿三日

内務大書記官

富盛親方

一 御使者衆御一同為御見舞、海江田信義殿御宿参上仕候事。

附、翌々日蒸豚一鍋差遣候事。

[D-140] 同 (十二月) 十一日 [新曆 1877.1.24]

一 今日ノ京帝様大和国并西京江御發輦ニ付、午前六時色衣冠ニ而内務省江出頭、馬車より赤坂離宮江罷上、宮内省官員御取次、麝香間江扣居、追而御前参上、奉伺天機、同所江退去、御吸物一御酒御肴被成下、頂戴濟而最前之馬車より新橋停車場江差越、鉄道江乗付、横浜停車場迄奉送、致帰館候事。

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-141] 同 (十二月) 十三日 [新曆 1877.1.26]

一 旧生産会社より御借金年府下一件、奈良原幸五郎殿段々御肝煎被成、弥願通相濟候付、御同人御宿参上、御礼申上候事。

附、為御礼物、御蔵方又者私調を以差上させ、尤品員数者進物帳江相見得候也。

[D-142] 同 (十二月) 十七日 [新曆 1877.1.30]

一 今日、与那原親方・喜屋武親雲上御一同、奈良原幸五郎殿御宿参上仕候事。

[D-143] 同 (十二月) 十八日 [新曆 1877.1.31]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-144] 同 (十二月) 廿四日 [新曆 1877.2.6]

一 今日年中為御結願、御使者衆御一同、浅草観音堂致参詣候事。

[D-145] 同 (十二月) 廿五日 [新曆 1877.2.7]

一 内務省より左之通有之候事。

來ル十一日紀元節ニ付、在京奏任官已上大礼服着用、午後第一時より三時迄宮内省江参

賀、神殿参拝可有之、判任官者御場所狭少ニ付、不及其儀旨、式部寮より申越候。此旨及御通達候也。

十年二月六日

内務大丞

富盛親方殿

追而神殿道筋之儀、一月三十日之通候。不参之節者別紙届書不及、且酒饌ハ於当省賜ルヘシ。判任官者当省江参賀候様御達可有之候也。

[D—146] 同(十二月)廿九日 [新曆 1877.2.11]

一 役所より左之通有之候事。

來元日、於書院御規式有之候間、御使者役々者色衣冠、士之位衆者色衣着ニ而、当日四ツ時分可被罷出候。尤内証列之者江茂可申渡候。此段致通達候、以上。 附、十五日ニ茂本文通。

十二月廿九日

役所

日帳方

一 今日ノ紀元節ニ付、色衣紗綾冠ニ而、午後一時書役川平里之子親雲上召列、赤坂離宮江参上、宮内省官員衆御取次、御書翰差上、私より之御祝儀名札を以申上、罷歸候事。

附、御酒饌被成下候付、即御礼申上候也。

一 御用筋有之、久志里之子親雲上・高良里之子親雲上、飛脚蒸氣船乗合、今日横浜出艦仕候事。

附、御用之趣者役所日記ニ相見得候也。

[D—147] 光緒三年正月朔日 [新曆 1877.2.13]

一 今日元日ニ付、旧例之通御使者役々色衣冠、士之位衆色衣着ニ而、四ツ時分本殿江出頭、於書院床活花雪松掛物寿老人南表真中江中央卓居上ニ香炉香合沈香入付活□□、兼而銚置候付、富川親方より御香被差上、いつれも琉球江志し四ツ御拝仕、濟而八卷迦し、於池城親方欄三献之御取替、士之位衆者勝手之間ニ而吸物壺ツ、富川親方より御馳走有之候事。

附、中央卓壺脚、花瓶壺ツ、金之香炉壺ツ、花活式ツ、灰押壺ツ、火箸壺ツ、御蔵方より寄、掛物香合沈香入付花活者富川親方より為被差出段承候也。

[D—148] 同(一月)四日 [新曆 1877.2.16]

一 今日例之通浅草観音堂致参詣候事。

[D—149] 同(一月)十一日 [新曆 1877.2.23]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D—150] 同(一月)十五日 [新曆 1877.2.27]

一 今日、本殿江出頭、元日同断御拝相勤候事。

附、御飴物并御馳走之儀も元日同断、池城親方より被相調候段承候也。

一 大坂詰蔵役潮平筑登之親雲上内西平筑登之、御書付宰領ニ而、去二日上京滞在中、与那原親方江相附、今日名護屋丸乗合ニ而、横浜出艦之段承候事。

一 右便より西平筑登之江願、上様／中城王子様年頭御祝儀之御状・御進上物、左之通取仕出差下候事。(以下、略)

[D-151] 同(一月)十六日[新曆 1877.2.28]

一 今日、七月七日同断、与力・二才共差遣、亡桃原里之子親雲上・同新崎子兩墓所為致焼香候事。

附、持参物并墓掃除之儀も七夕同断。

[D-152] 同(一月)十八日[新曆 1877.3.2]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-153] 同(一月)廿日[新曆 1877.3.4]

一 木梨精一郎殿琉球より御帰京ニ付、為御見舞御使者衆御一同、御同人御宅参上仕候事。

一 今日、高良里之子親雲上・久志里之子親雲上、太平丸乗合、帰京仕候段承候事。

[D-154] 同(一月)廿四日[新曆 1877.3.8]

一 今日、御用筋有之、御使者衆御一同、内務省出頭仕候事。

附、御用之趣者役所日記ニ相見得候也。

[D-155] 同(一月)廿五日[新曆 1877.3.9]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-156] 同(一月)廿七日[新曆 1877.3.11]

一 今日、富川親方与力糸満里之子親雲上、御用筋有之、飛脚船乗合致下坂候段承候事。

[D-157] 同(一月)卅日[新曆 1877.3.14]

一 今日、御使者衆御一同、為御見舞、勤学師匠加藤正観殿御宅参上仕候事。

[D-158] 二月朔日[新曆 1877.3.15]

一 今日、御用筋有之、内務省江出頭仕候事。

[D-159] 同(二月)二日[新曆 1877.3.16]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-160] 同(二月)七日[新曆 1877.3.21]

一 今日、富川親方与力糸満里之子親雲上、帰京仕候段承候事。

[D-161] 同(二月)八日[新曆 1877.3.22]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-162] 同 (二月) 十六日 [新曆 1877.3.30]

- 一 今日浅草観音堂致参詣候事。
- 一 奈良原幸五郎殿為御見舞、蒸豚一鍋差出候事。

[D-163] 同 (二月) 十九日 [新曆 1877.4.2]

- 一 今日、神武天皇御祭ニ付、兼而式部寮より御達之通、正拾貳時内務省江出頭、官員衆御一同参拝相勤候事。

[D-164] 同 (二月) 廿三日 [新曆 1877.4.6]

- 一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-165] 同 (二月) 廿八日 [新曆 1877.4.11]

- 一 諸見里里之子親雲上御用持参、今日着京仕候段承候事。

[D-166] 同 (二月) 廿九日 [新曆 1877.4.12]

- 一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-167] 三月六日 [新曆 1877.4.19]

- 一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-168] 同 (三月) 十日 [新曆 1877.4.23]

- 一 御使者衆御一同、奈良原幸五郎為御見舞として御宅参上仕候事。

[D-169] 同 (三月) 十一日 [新曆 1877.4.24]

- 一 海江田信義殿より御招ニ付、御使者衆御一同、罷出候事。
附、焼酎一瓶、かな海馬一重差上候也。

[D-170] 同 (三月) 十三日 [新曆 1877.4.26]

- 一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-171] 同 (三月) 十七日 [新曆 1877.4.30]

- 一 今日、池城親方御卒去ニ付、御使者役々館中総中御茶毘罷出候事。
附、御香奠之儀、富川親方一園、御使者衆五拾錢完、役々拾錢完、二才・下供老錢完差上候段承候也。
- 一 浅草観音堂参詣之儀、池城親方御卒去ニ付、盡七日中召留候事

[D-172] 同 (三月) 十九日 [新曆 1877.5.2]

- 一 今日、知花里之子親雲上一列之人数、帰帆ニ付、新橋停車場江差越致見送候事。

[D-173] 同 (三月) 廿日 [新曆 1877.5.3]

一 新崎筑登之、御書附宰領ニ而上京滞在中、富川親方江相附候段承候事。

[D-174] 同 (三月) 廿六日 [新曆 1877.5.9]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-175] 同 (三月) 廿七日 [新曆 1877.5.10]

一 知念里主一列之人数、今日横浜出艦ニ付、富川親方欄ニ而致見送候事。

[D-176] 四月三日 [新曆 1877.5.15]

一 佐久真親方、大有丸より今日大坂着艦之段、電報を以申越有之候事。

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-177] 同 (四月) 八日 [新曆 1877.5.20]

一 佐久真親方東京丸江乗込、今日午前一時神戸出艦之段、電報を以申越有之候事。

[D-178] 同 (四月) 九日 [新曆 1877.5.21]

一 今日、皇太后宮還御ニ付、兼而式部寮より御達之通、色衣冠ニ而午後二時内務省江出頭、馬車より新橋停車場江差越奉迎、御同列ニ而赤坂離宮江罷上、奉伺后機、罷帰候事。

一 今日、佐久真親方一列之人数并書役佐久本里之子親雲上一列之人数、横浜着艦、鉄道より新橋江差越、七ツ頭時分館内到着被仕候事。

附、上着ニ付、御馳走向者富川親方より被相調候由承候也。

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

[D-179] 同 (四月) 十一日 [新曆 1877.5.23]

一 今日吉日ニ付、佐久真親方江／上様御印御判并摂政・三司官印判次渡、諸日記者各与力致次渡、濟而役次之首尾、内務省江御届申上候事。

附、御届書者役所構ニ而差出候也。

[D-180] 同 (四月) 十五日 [新曆 1877.5.27]

一 今日浅草観音堂致参詣候事。

一 取次番并門番其外附合之方下進物差出候事。

附、品員数者進物帳ニ相見得候也。

[D-181] 同 (四月) 十九日 [新曆 1877.5.31]

一 新在番与力より左之通有之候事。

明日從／上様御音伝・拝領物、書役佐久本里之子親雲上を以被成下候間、此段致御通達候、以上。

四月廿日

佐久本親方与力 上間里之子親雲上

富盛親方

一 帰藩ニ付、拝謁奉伺候處、左之通内務省より御達有之候事。

此節富盛親方帰藩之事候處、皇上西京御駐輦に付而者、拝謁之儀何様被仰付哉、何分御差図被成下度奉伺候也。

明治十年五月廿六日 琉球藩 佐久真親方

前島密殿

書面伺之趣、拝謁無之義ト可相心得事。

明治十年六月一日 内務卿大久保利通代理 内務少輔前島密

[D-182] 同(四月)廿一日 [新曆 1877.6.2]

一 今日、從/上様御音伝・拝領物、書役佐久本里之子親雲上を以被成下候付、色衣着ニ而富川親方欄江罷出、上使中門内ニ而奉迎御着座、御書翰・拝領物床之前江奉備、上意之趣奉拝聞、拝領物之前江差寄口合頂戴、御役之砌御礼儀、最前之通旁濟而、役所江罷出御請御礼申上候事。

附、上使御馳走向者御茶御多葉粉盆出、御盃御肴立、三献之御取替、濟而御菓子柏ちり五かけ御茶御馳走有之候處、富川親方より被相調候段承り候也。

年始之為嘉儀、焼酎一壺拝領被仰付候間、可被致頂戴候。恐惶謹言。

正月 浦添親方

富盛親方

[D-183] 同(四月)廿二日 [新曆 1877.6.3]

一 今日太政官・右大臣・参議衆并内務省大書記官衆御宿参上、名礼を以御暇申上候事。

[D-184] 同(四月)廿四日 [新曆 1877.6.5]

一 今日滞在中之結願并海上安全之立願として、医者・与力二才共召列、浅草観音堂致参詣候事。

附、御供物者官香一把・蠟燭十挺、面々江者御参錢三リツツ差上候也。

[D-185] 同(四月)廿八日 [新曆 1877.6.7]

一 今日、タナエス号便船ニ而、横浜出艦ニ付、五ツ時分色衣着ニ而、富川親方欄江罷出、御使者役々御一同新橋停車場江差越、御一礼ニ而一列之人数蒸氣車より横浜江差越、本船江乗付候事。

右、在勤中日記如斯候、以上。

四月廿八日 与力与座里之子親雲上/在番富盛親方

「條款官話」第170号について

赤嶺 守

【表題】同治五年丙寅 條款官話 評定所

【年代】1866年

【備考】「右者勅使様御尋之節御返答之条々官話但仕候事 同治五年丙寅六月」の奥書あり。

【内容】

長崎通事が中国の交易商人の使用する方言を学んでいたのとは異なり、琉球国の通事は一貫して官話を学んでいた。その官話の課本として『学官話』『官話問答便語』『百姓官話』『広応官話』がよく知られている。瀬戸口律子氏は「琉球官話課本の成立時期に関する考証」【注1】で、その成立時期について『官話問答便語』は1703年或いは1705年に編まれ、『百姓官話』は1750年、『学官話』は1797年、『広応官話』は1797～1820年の間に編纂されたものとしている。『学官話』『官話問答便語』は琉球国の進貢官吏や勤学たちが、中国福州の官吏、商人、医者等との問答の官話テキスト、『百姓官話』は1749年に漂着した中国商船の難民白瑞臨、瞿張順等と琉球人通訳との問答を官話テキスト化したもので、いずれも問答集形式になっている、『広応官話』は「天文」「時令」「地理」「宮室」等30の部門別に分類編纂された官話テキストで、前者とは異なり問答集形式を採用していない。

『学官話』『官話問答便語』『広応官話』は、官話を学ぶことを主目的として編纂されたテキストであるが、『百姓官話』はそのテキストとしての性質を異にする。琉球侵攻後、薩摩藩の附庸国として琉球を支配下においた島津氏は、中国に対する附庸国支配の実態をかくす隠蔽政策を推し進めていた。薩摩島津氏は隠蔽政策を展開する中で、琉球の進貢貿易を介して必要とする唐物を得ていたが、一方首里王府においても王国体制を維持する上で、薩摩支配の実態が発覚しないように自発的に隠蔽政策を徹底していた。日琉関係の露顕について、王府が最も懸念したのは琉球人の中国漂着や中国人の琉球漂着時の対応であった。琉球人の中国漂着においては、王府は漂着時に日本との関係をことごとく否定する対応を規定した「旅行者心得之条々」「唐漂着船心得」「御領国之船唐漂着之儀ニ付締方」を發布し、隠蔽工作に関する規定は御船奉行・船改奉行を始めとする諸役の公事帳にも明記されていた。またそうした中国漂着時の隠蔽行為に関しては、『八重山島地船上着公事帳并上国役人公事帳』（1859年）といった地方の公事帳にも規定があり、隠蔽の指示は本島のみならず各離島でも徹底していた【注2】。中国人の琉球漂着に関しても、同様に処理にあたる下知役や詰役に対して漂着船対応の規定が準備されていた。『百姓官話』は官話テキストという性質以外に、直接中国人漂着者に接する通事のためのそうした日琉関係を隠蔽するマニュアル書としての性質も有していた。

さて、本稿で紹介する「條款官話」であるが、その成立時期については、文末に「同治五年丙寅六月」と記されていることから、1866年であることが知れる。官話テキストの分類に関しては、『百姓官話』と同じく通事に隠蔽を指示したマニュアル化された官話テキストに属するものとみてよいだろう。文末に「右は勅使様御尋之節御返答之条々官話組仕候事」とあり、冊封正使や副使からの種々質問に答えるために作成されたことがわかる。

本来「冊封」のあり方には「頒封」と「領封」とがあり、中国が使者を派遣して冊封する方法を「頒封」といい、また逆に被冊封国が中国に使者を送り国王に封ずる詔勅を受領する方法を「領封」といったが、琉球は一貫して中国が使者を派遣して冊封する「頒封」をうけている。冊封はアジア最大の専制国家である中国王朝の絶大な権力を背景としておこなわれ、冊封によって琉球国の王位継承の正当性を確認していた。そして中国皇帝によって支配者として認知される政治過程を経て、政治支配において不可欠とされる「権威」の求心的な統合力が生まれていた。冊封はそうした中国皇帝によって王権を承認するという政治的儀礼であったが、一方では、琉球にとって王国の存続に関わる中国との宗属関係を規定する「属国」として認知されるという重要な意味も含んでいた。清代には中国から冊封使節が8回派遣され、使節一行の人数は四・五百人にも達し、その滞在期間も四・五ヵ月と長期に及んでいたことから、王府は使節一行の滞在中に日琉関係が露見しないように、様々な隠蔽工作をしていた。その隠蔽工作について喜舎場朝賢は『琉球見聞録』の中で以下のように述べている。

我が日本と関係し居るの情敗露せば進貢の障碍となること、此の如きを以て支那に向て常に之を隠秘し、冊封欽差（支那は勅使を欽差と謂ふ）来球するには、在琉の薩藩官吏及び薩商を悉く浦添間切城間村に移居し、泊港の薩船を今帰仁間切運天港に移泊し、支那人の目を避けしむ。平常国中通融の寛永錢を収め匿くし、官庫に備へし鳩目錢を出し、支那人の滞留中、假りに市中に流布せしむ。官衙寺院にある掛軸鐘銘及び碑文等に、日本の年号人名及び事実の日本に渉るものは、悉く収め匿くす。国中所用の物品器具日本産に係るものは、度佳刺島産と称す。昔に在て日清互に鎖港して往来を通ぜず聘問を遣はさず、我が薩摩に内属し居るの情を知る由なかりき【注3】。

王府は隠蔽を徹底するために「冠船渡来に付取締方書渡候覚」を發布して、使節滞在中に首里・那覇近辺の間切での高札を掛けることを禁じ、大和年号、大和衆の氏名、大和書物器等に至るまで使節一行の目に触れることがないように指示していた。さらに若狭町、泊高橋、安里橋（崇元寺橋）の3カ所に関番所を設け、関番を立てて往来の者を監視し、民衆の使節一行の旅宿への出入りを禁じ、大和ものに関わらず琉球土産に関しても勝手な売り渡しを禁止していた。また滞在中の中国人からの種々質問を想定して「唐人江万問答並晴様の条々」を發布して、対応に当たる諸役人衆に対して隠蔽主義を周知徹底していた。文末に記された「同治五年」は、琉球王国最後の国王である尚泰（1834～1901）の冊封の年で、冊封正使は趙新、副使は于光甲であった【注4】。尚泰は嘉永元年（1848）に父尚育王の逝去により、六歳で王位に就き第二尚氏代十九代の国王となっていたが、冊封は中国で太平天国の乱が起こったことから延期され、その鎮圧を待って行われた。その間、琉球では、外交面で英国人宣教師のベッテルハイム（伯徳令）やフランス人宣教師のフォルカード（夥爾加助）・ルチェルジュ（伯多禄）らの逗留、清国人苦力の引き起こした反乱事件（ロバート・バウン号事件）の発生、仏英国船の来琉と通商要求、日本の開国を迫るペリーの来航、琉米修好条約・琉仏修好条約・琉蘭修好条約の締結、琉球を介して島津斉彬主導で展開されたフランスとの貿易計画、国政ではその「斉彬崩れ」後の三司官人事をめぐる疑獄事件（牧志・恩河事件）、飢饉の発生と農村の慢性的疲弊そして文替りといった、まさに多難の連続であった。尚泰の冊封については、隠蔽はこれまでのように日琉関係に留まらなかった。中国への属国意識を全面的に表していた王府が、皇帝への奏准を経

ることなく行った外交処理や内政面での不手際が、権威ある宗主国皇帝の体面を傷つけ、冊封ひいては王国体制にも何らかの影響が出るのではないかと危惧していた。王府は日琉関係の隠蔽以外に、そうした外交・内政両面にわたる勅使（冊封正使・副使）の質問を想定し、これに対する模範解答を通事らに示しておく必要があった。1854年の日米和親条約締結後、1858年には日米修好通商条約が締結され、さらにオランダ・イギリス・フランス・ロシアとの条約締結が相次ぎ在日外国人が増える中で、琉球海域にも頻りに異国船がその姿を現していた。隠蔽主義が海外から中国に漏れている可能性もあった。

そうした状況下で作成されたのが「條款官話」である。趙新・于光甲ら冊封使節一行は同治5（1866）年6月22日に来琉して、11月10日に帰国するまで、その滞在日数は138日に及んだが、「條款官話」は彼らの到着に間に合わせて成立している。「條款官話」は、官話を学ぶテキストというよりも、『百姓官話』以上に通事らに隠蔽の対応を指示する問答形式のマニュアル書といった性格がつよい。以下、その内容と全訳を記す（一部文中の異体字は正字に統一した）。

條款官話

- 一 問：番洋船隻到琉球的時節用得官音麼用得番洋說話麼（西洋船籍が来航した際には官話をも用いているのか、それとも西洋の言葉を用いているのか【注5】）
答：我們敵國原來不通西洋的話只用官音替他對講若有不通官話的人就是用了手樣畧畧通得（弊国は元来西洋の言葉に通ぜず、ただ官話をもって彼らと会話をするのみで、もし官話に通じない場合は手真似で大方通じている）

- 一 問：前年番洋船隻來到琉球他們請見你的官府那時節國相法司官都是相見他麼（前年西洋船籍が琉球に到り、官府（王府）訪問を申し出た際に国相・三司官は会ったのか）
答：呵就是這樣的（その通りです）

- 一 問：我聽見說琉球的旗號遞給番洋的人這個事是真的麼（琉球の船旗を西洋人に渡したと聞いているが、それは事実か）
答：這是有的那番洋頭目說把你旗號送給我們做証我把這旗號通知西洋船人看見這號船隻遇着災難叫他救災恤患不要推辞所以寫着巴字旗號給他做証（それは西洋の頭目があなた方の船旗を我々に送り示してくれれば、私はその船旗を西洋船籍の人々に通知し、もしこの船旗を掲げる船が災難に遭遇した際には、彼ら<琉球人>を救済扶助するようにするので拒まないでほしいと言ったので、巴御紋の船旗を描いて渡しその証とした）

- 一 問：那個旗號給他以後救災有沒有（その船旗を渡した後で救助はあったのか）
答：有的咸豐五年貴國的人飄到敵國解送福建那船回國的時節半洋遇着颶風把船打壞通船的人也有靠着船板也有靠着槓棋隨風飄流遇着西洋船隻被他救得活命此年又有敵國船隻駛到太平山的時候遇着暴風正是萬死一生幸是遇着西洋船隻也被他救的咸豐六年敵國進貢的船五虎門開洋遇着災難那船上數十人等移登西洋船隻纔得活命（あ

りました。咸豊五年に貴国の人が弊国に漂着し福建へ護送して帰国の途中、台風に遭い船が損壊して海に投げ出された船員が有る者は船板にすがり有る者は槓具にすがり風に任せて漂流した際に、西洋船籍に救命されたことがある。同年、また弊国の船籍が宮古島（太平山）に向かい暴風に遭い、まさに九死に一生のところ、幸い西洋船籍に遭遇して救助されたことがある。また咸豊六年には弊国の進貢船が五虎門の海域で海難に遭い、船上の数十人が西洋船に乗り移り命をとり留めている)

一 問：這樣災難他替你們救起這樣恩德怎麼樣報得呢（こうした海難で、彼らの救助の恩徳に対してどのように恩返しをしているのか）

答：那船隻到國的時節送給禮物道謝（その船籍が我が国に来航した際に礼物を送り謝意を表している）

一 問：我聽見說你們琉球做得文章遞給英國軍機大臣又有做了文書屢屢送給西洋人這個事是真的麼（琉球が英国の軍機大臣に文書を送り、また度々西洋人に文書を差し出していると聞いているが、それは事実か）

答：敝國法度原來沒有做文書送給外國人只有英國官員做了文書訪問接待留國伯德令的事沒奈何做文報答又有西洋船主投文告事就是做文答應也有敝國要撤回英佛的人做文投告其餘的事情並沒有做文投告（弊国の内法により文書を外国人に差し出すことはないが、英国官員が文書でもって滞留中のベッテルハイム【注6】の事について尋ねてきたので、仕方なく文書でもって返答したことがある。また西洋船籍の船長が文書を送ってきた際も文書で答えたことがある。さらに弊国が英仏人の撤去を文書で要求したことがあるが、それ以外は文書を差し出したことはない）

一 問：我聽見講那伯德令留在琉球的時節把那耶蘇教必要教導球人球人不肯受教這話是真的麼（ベッテルハイムが琉球に逗留中、キリスト教を琉球人に布教しようとして、琉球人がそれを受け入れなかったというのは事実か）

答：那個伯德令天天把那耶蘇教要教球人細細解勸我們敝國往年以來學習四書五經多蒙天朝的教化可以那耶蘇教人心不服不肯領教（ベッテルハイムは日々キリスト教を琉球人に布教すべく色々と手を尽くしてなだめていたが、我ら弊国は古くから四書五經を学び天朝の教化を多く蒙っている。ゆえにキリスト教は人心にそぐわず、その教えを請うわけにはいかない）

問：我聽見說那伯德令把那医生的事業天文地理要教球人球人不肯受教我想起來那耶蘇教不是聖賢的道理推辭更好那医生的事業天文地理都是要緊的事學習更好為何辭吊（ベッテルハイムが医業や天文地理の知識をもって琉球人に伝授しようとしても琉球人はそれを受け入れなかったと聞いている。私が思うにキリスト教には聖賢な道理はないので固辞するのに越したことはないが、医業や天文地理は大事なことで学んだ方が良いのになぜ拒否するのか）

答：敝國医生事業原來到中國去學那個操舟楫看天氣的方法都是學得備用可以推辭（医業は元来中国に渡航して学んでいる。また船の操作や天候をみる方法もすでに学

び身についているので拒否している)

問：我聽見說那伯德令回國時候你們琉球送他貳千五百兩銀子為什麼那多良子送給他呢（ベッテルハイムが帰国する際にあなた方琉球は彼に二千五百兩の銀両を送っているが、どうしてそんなに多くの銀両を彼に送ったのか）

答：那伯德令說我在本國時候把我洋銀借給我的朋有現今沒有還我若是空身回國家裡伙食也是艱難的等他良子還我然後回國那伯德令若是好又留在敵國大有不便要他快快回國可以把他交給敵國的物價銀子都是仍舊算明還他他領了回國（ベッテルハイムが本国滞在中に友人に貸した洋銀を未だ返済してもらっておらず、もし手ぶらで帰国することになれば家での食事にも事欠くことになり、銀両の返済を待って帰国したいとやってきたので、もし彼がよければと計らい、また弊国に居続けられても大変こまるので早めに帰ってもらうため、弊国の流通銀両をもって精算して受け取ってもらい、彼はそれをもって帰国した）

一 問：我聽見講你們琉球把那日本的說話教了番洋的人這是真的麼（あなた方琉球が日本の言葉を西洋人に教えていると聞いているが、それは事実か）

答：我們敵國原沒有替日本交通所以沒有人知道日本的話只有那佛英的人告稟說我要學經書替我教導這個事不得推辭就把經書都用球話教的並沒有教了日本的話（我ら弊国は日本との交通がないので、誰も日本語を知らない。ただ仏英の人が經書を学びたい教示してくれいってくるので、断れずやむを得ず琉球語をもって教えたことがあるが、決して日本語を教えたわけではない）

一 問：那佛國的人留在琉球以後他天天做什麼事情又是告稟官府衙門這事有沒有（仏国の人が琉球に滞留した後に、彼は日々どのような事をしていたのか。また王府の役所に何か申し出てきたことがあるか）

答：他天天看見洋書或者學習講話不過這兩樣的事情他要教天主教就有稟上官府或者交待的事情不合他的心思也有告稟的這時候看他行狀留心辦事沒有過失（彼は毎日洋書を読み言葉を学ぶといったこの二つ事をおこなっていたに過ぎないが、彼が天主教を布教せんとする際は官府に文書で申し出てくることもあり、或いは応接に対して不満がある際にも文書で申し出ることがあった。その際には彼の行動に留意して過失のないように処理した）

一 問：我聽見說日本的人改換琉球的粧扮假說大島的人一同琉球通事到那佛人房子替他談談不覺講出日本的話是真的麼（日本人が琉球の装いをして大島の人と偽り琉球通事と共にその仏人宅に赴き、話の中で思わず日本語で話しかけたことがあると聞いているが、それは事実なのか）

答：這不是真話替那佛人交接來往這是違禁的只許通事交接不許別人往來那大島的人到不得他家（それは事実ではない。仏人と接することは御法度で、ただ通事のみが許されており、それ以外の人には許されていない。大島の人が仏人宅に近づけるわけがない）

一 問：我聽見說番洋的人飄到這裡你們琉球報知留在長崎西洋的人叫他帶了那難人一齊回本國去又聽見說那個長崎的人因有洋船順便托他寄信在球日本的人我看起来琉球替日本原有交際往來這事真真不錯了（西洋人が漂着した際に、あなた方琉球は長崎にいる西洋の人に報知して、彼らにその漂着難民を一緒に本国へ連れて帰るようにと頼んだと聞いている。またその長崎の人〈西洋人〉が、洋船に書簡を託して琉球に在留する日本人に送っているとも聞いている。琉球と日本はもともと交際し往來があるというふうに見えるが、これは明らかに事実であろう）

答：我們敝國原沒有替他交際往來那報知的事有些緣故他飄來時節那度佳喇的人留在這裡他明明知道難人的事情他回國之日把那洋人的事講給日本的人知道那日本的人傳知洋人可就這樣麼那書信到來的的事也有些緣故那度佳喇的人在敝國染病請醫生調治可以那長崎的朋友把個書信寄給病人問候並沒有替他結交往來（我ら弊国は彼く長崎の西洋人〉と交際し往來があるわけではない。その報知については緣故がる。彼（西洋人）が漂着した際に、度佳喇【注7】の人が琉球に滞留しており、彼は漂着難民の事情に詳しく、帰国後その西洋人のことを日本人に知らせ、その日本人が西洋人に伝えたということであろう。書簡の件についても緣故がある。その度佳喇の人が弊国で病気にかかり、医者を求めて治療したことがある。その長崎の友人が書簡を病人に送り見舞ったという事情があり、決して彼と交友し往來があるというわけではない）

一 問：我聽見說那英國的人來到東洋琉球兩國已經囉唆故此兩國官民定要報仇同到哦囉嘶國學習鎗炮武藝這個事情浙江官府奏明皇上皇上叫他細細訪問真真這樣麼（英國人が日本と琉球両国に來航して面倒な事を引き起こし、ゆえに両国官民は報復のためオロス国（ロシア）で鎗炮の武芸を学んでいると聞いている、その事情については浙江の官府より皇帝に上奏され、皇帝より詳細を調べるよう命が出ている。それは事実なのか）

答：我們小邦僻居海隅敵他不過的那佛英的人留在敝國不能叫他回國專賴天朝的洪福叫他無事回去國家安寧並沒有學武報仇的事情（海洋の辺鄙な場所にある我が小邦は、敵対できない英仏の人が弊国に逗留しても追い出す事もできず、専ら天朝の盛運に頼り彼らを平穩に帰国させ、國家安寧に到っている。武術を学び報復するといった事情はない）

一 問：我聽見講你們琉球寫個票文要買火輪船是真的麼（あなた方琉球は火輪船を購入する契約を交わしたと聞いているが、それは事実か【注8】）

答：那火輪船價錢太貴我們敝國沒有金片銀子那火輪船其實買不得況且那火輪船替我敝國船隻大不相同那槓棋蓬舵不能使用又沒有煤炭都是不便的並沒有要買的事（火輪船は價格がかなり高く、弊国には金や銀もなくそうした火輪船は購入しきれない。況や火輪船は弊国船籍と大きさが異なり、槓具や蓬舵も使用できず、また石炭もなく、すべてにおいて不便で、購入すべき事情はない）

問：你們琉球要買那個船隻有文書憑據那裡這樣說（あなた方琉球がその船籍を購入するための契約書が残っていると相手側は言っているが、それはどうなのか）

答：這個文書他國的人假借球人的名字寫的不是球人寫的（その文書は他國の人が琉球人の名を騙り書いたもので、琉球人が書いたものではない）

一 問：我聽見講琉球所管的外島一個大島一個德島一個奇界島一個與論島一個永良部島這個五島昔年琉球屢屢遇着飢饉就到那度佳喇島借了好多大米未曾還他現今把那五島的大米交納那度佳喇島又有度佳喇的人設館留在那裡這話是真的麼（琉球の所轄にある大島、徳島、奇界島、与論島、永良部島の五島は昔年琉球が度々飢饉に遭い、度佳喇島から多くの米を借り、かつて返済されたことはなかったが、最近五島の米を度佳喇島に返済したことを聞いている。また度佳喇の人がそこに館を設置し滞在していると聞いているが事実か【注9】）

答：這樣事情不是真的只要說明敵國窮苦的緣由就是替番洋的人這樣說知雖說那度佳喇的人留在五島這也不是真的我心裡想起來那度佳喇的商客要做買賣屢次留在那裡可以那個洋人這樣說的（そのようなことは事実ではない。ただ弊國が窮乏して苦しいゆえ、西洋人がそういっているのであろう。度佳喇の人が五島に留まっているというのも事実ではない。私が思うに度佳喇の商人が商売のため度々そこを訪れているため、西洋人はそう言っているのであろう）

問：這個話雖是有道理我聽見說從此以前番洋的人在那外島時候度佳喇的人帶了刀鎗鉄砲阻隔番洋走過的路上看見這個舉動那個五島就是度佳喇可管的不錯不錯（その話は道理にかなっているが、聞くところによると、それ以前にも西洋人はその外島に滞在中に度佳喇の人が刀や鎗砲を帯びて（島内を勝手に移動することを）阻止する光景を行き先々の路上で見ている。その五島が度佳喇の管轄にあることは間違いないだろう）

答：不是所管的那人阻隔的事情想必替番洋的人也有不和的事可以這樣的（度佳喇の管轄にあることはない。その人々（度佳喇）が阻止したという事は、必ず西洋人との間に何らかの不和があったからにちがいない。だからそういう風なことをいっているのであろう）

一 問：我聽見說西洋人要做結好通商的事球官辭說若是替他和好買賣那度佳喇的人往来跡或者年成不好的時候借不得大米都是餓死了這話是真的麼（聞くところによると、西洋人が通商条約の締結を求めた際に、琉球の官吏はそれを固辞し、もし彼と和好して商売を行えば、度佳喇の人々の往来が途絶え、また不作の年も米を借りることができず、皆餓死してしまうと言ったとのことであるが、それは事実か）

答：不是真的只要推辞結好通商的事講這個將就的話（事実ではない。ただ通商を固辞する際の辻褄を合わせた話にすぎない）

一 問：我聽見講薩州前濱地方琉球船隻多有灣泊時節番洋兵船到來放了大砲燒吊球船你們把這些事情實實說給我知（薩州の前浜地方に琉球船籍が多く停泊していた際に、西洋の兵船が到り大砲を放ち琉球船を焼き払ったと聞いているが、あなた方はこれらの事情を正直に話すように）

答：敵國船隻沒有燒吊想必敵國外島的船隻飄到那裡被他放砲燒了這也定不得的近来又

有番洋的船来到敵國也不講這個事（弊国の船籍が焼き払われたことはない。弊国の外島の船籍が漂着して彼らの砲撃で焼かれたかも知れないが、それも定かではない。近来また西洋船が弊国に来た際もそうした話はなかった）

一 問：我聽見說英國總兵亞國提督都到王殿相見球官真真這樣麼（英国の総兵や米国の提督が王宮に到り王府高官とあったと聞いているが事実か）

答：有這些事情英官要到王殿相見總理官布政官遞給他的軍機大臣的文書那亞官也要到王殿面謝備辦他們物件的恩又要慶賀新年的洪福我們總理官等再三推辭說要在城外公館相見不要在王殿相見那夷官人等都是不肯听從直到王殿那事情完了就是回去的（そのようなことはあった。英国官吏が王宮に来て総理官や布政官に会い軍機大臣の文書を渡すことを要求したことがある。また米国の官吏が王宮に至り彼らの必要とする物資の調達に感謝すると共に、さらに新年の盛運を慶賀したいと言ってきたりしたこともある。我が総理官などは再三それを固辞して城外の公館で会い王宮での面会を拒否したが、夷官らはそれを皆聞き入れることなく王宮に到り、用件を済ますとすぐに帰っていった）

問：那文書的意思是怎麼樣呢（その文書内容はどのようなものだったのか）

答：看那文書說是琉球接待伯德令的事須要盡行賓主的禮教若有輕慢他英國要發義怒你們琉球凡事任憑他的意不要執拗（その文書の内容は琉球が応接しているベッテルハイムの事で、客人をもてなす礼遇を尽くし、もし彼を侮蔑するようなことがあれば、英国の琉球に対する義憤を高めることになる。全て彼の意に任せ彼に執拗につきまとうことがないようにということであった）

問：我聽見說那佛蘭西亞米理幹荷蘭三國的人替你琉球議定條約打印給他這個事是真的麼（仏国と荷国、米三国の人が琉球と条約を議定して調印したと聞いているが、それは事実か【注10】）

答：這些事情我們敵國再三推辭他都是不肯聽從我們敵國沒奈何議定的那亞荷兩國的人或者他買了日用物件柴水或者他的船隻漂風損壞時節就替他修葺或者隨便解送不過這三樣的事打印給他約定了那佛國的人除了那個三件事又有一件事他要借了地方蓋起房屋隨意住在這個事情敵國嚴禁可以再三推辭他們不肯聽從又推辭說我們敵國若有大事不敢自專奏聞皇上然後做得來的故此要寬了年月也是不肯沒奈何打印給他從此以後那國的人蓋起房屋有久留的模樣敵國災難不小不能叫他回國專頼天朝德威使他們回去了此恩此德不能可報（そのことについて我ら弊国は再三固辞したが、彼らは全く聞き入れず弊国はやむを得ず条約を議定した次第である。米国と荷国とは日常物資や薪水の購入、彼らの船籍が漂着し損壊していた際には、船の修理を行うこと、或いは適宜その（漂着者の）護送をおこなうといった三件について条約を交わしたにすぎない。仏国とはその三件以外に、他に土地を借り家屋を建て隨時そこに居住するといった件を要求された。弊国はそれは嚴禁だとして再三固辞したが、彼らはそれを聞き入れず、また弊国はそうした大事を自ら勝手に処理することはできず、皇帝陛下への奏准を経て実行できるといった事情を述べ、締結を引き延ばしていたが彼らはそれを聞き入れず、やむを得ず調印を交わした次第である。その後彼らは家屋を建てそこに長く逗留したことから弊国に大きな

災難をもたらしが、かれらを強制的に帰国させることもできず、専ら天朝の徳威に頼り彼らを帰国させることができた。この〈皇帝陛下への〉恩この徳に報いないわけにはいかない)

問：那個文書拿來給我看（その文書を持ってきて見せてくれ）

答：這個事情我們回去轉報管官（その事について帰って管理官に報告することにします）

一 問：那三國夷人約定以後來到這裡時候應用物件自己買了麼也是球官料理賣給他麼况且這裡不用金片銀子那賣給物價受了洋銀麼（その三国の夷人は条約締結後、ここに来て必要物資を自分で〈自由に〉購入しているのか。それともまた琉球の官吏が売買を処理して売っているのか。かつまたここは〈売買で〉金や銀を用いないのに、売る場合の物価は洋銀で受け取っているのか）

答：我們敵國因有條約的事許他自己到市上買了物件若是市上沒有物件管官替他料理賣給他們我們敵國不用金片銀子可以把他洋銀換了我的銅錢他自己買了（弊国は条約を締結していることから、彼らに自分で〈自由に〉市場で物を購入することを許している。もし市場で購入できない物品があれば、管官が処理して彼らに売っている。弊国は金銀を用いないことから、彼らは洋銀を我々の銅錢に変え自分で購入している）

一 問：這裡金片銀子不通買賣那個洋銀怎麼樣用得去呢（ここでは金銀を売買では使用されていない。その洋銀はどのように用いられているのか）

答：那個洋銀都是藏在庫裡沒有費用那伯德令回國時節分送他們那佛夷回國時候買了他住的房子又兼屢屢墊補寄閩銀子其餘銀兩今番要補墊官員貨物的價錢（その洋銀は全て倉庫に保管して使用されていない。ベッテルハイムが帰国する際に分け与え、仏夷が帰国する際に彼らが居住した家屋を購入し、且つ福建に送る銀を補っている。残余は今般、官員貨物の購入の補填に当てている）

問：那洋銀有多少呢（その洋銀はどのくらい有るのか）

答：我聽見管官說大約有一千二百元（管理官の言うところによれば千二百元である）

一 問：那佛人借了地方做的房子發給價銀麼（その仏人の借りた土地の家屋に関して銀兩が支払われたのか）

答：那價銀推辭不取那佛人說若是不取價銀我們不得做房子須要受了價銀沒奈何把那人工木料的價錢收了洋銀八百元不取地方的價錢（代金に関して受け取ることを固辞したが、仏人が代金を受け取らなければ家屋は建築できないと強要したことから、やむを得ず工賃と材料代として洋銀八百元を受け取ったが、借地に関しては代金を受け取っていない）

問：那佛人回國時節買他住的房子多少價錢呢（仏人が帰国する際に家屋はいくらで買い取ったのか）

答：把那洋銀八百元就要買他房子替他商量他說我們住在好久若是收了原價沒有道理這也不肯的可以把那樣銀六百元買了他房（洋銀八百元で家屋を買い取る交渉を彼ら

としたが、彼らは長く居住したので原価を受け取ると道理に合わず受理できな
したことから、六百元でその家屋を買い取った)

一 問：我听見講原來有亞船水梢做了強姦的事這個事情細細說給我
知道（米國船籍の船員が強姦をおこなったと聞いているが、その事情を詳しく聞かせてくれ）

答：那水梢經過那霸地方他看人家閨門就是踰垣破開窗戶強姦女人的那隣家的人並走路人等聽見這事走到那家趕出那水梢那水梢慌忙逃走衆人忍耐不得丟丸趕打那水梢魂飛魄散落了海中淹死那強姦的人真真可惡雖是立刻打他死了也沒有得罪不想那船提督說審出犯人照法加罪故此敝國獄官審問加罪那提督又說那水梢若是不死罪罰不小因他死了這也沒奈何的那家女子給他強姦以後心裡十分怕羞不吃飯死了（その船員が那霸を通りかかった折、家の門が閉じられているのを見て、垣根を飛び越え窓を壊して入り女性を強姦したことから、隣家の人や通りかかった人々がそれを聞きつけその家に駆け寄り船員を追いやった。船員は慌てて逃げ、多くの人々が怒り収まらず石を投げ、その船員を殴りつけたことから、魂が飛び散るほど驚いた船員は海に落ち溺死してしまった。その強姦した男は実に憎らしく、即刻殴り殺したとしても罪はない。思いもよらないことに、<ペリー>提督が犯人を審理して法に照らして罪を科すように言ってきた。故に弊国はやむなく獄官が取り調べ罪を科した。またその提督は船員がもし死なずに生きていたら、その罪は深く罰せられたが、死んでしまったので、どうしようもないと言っていた。その家の女子は強姦された後、そのことを恐れ恥じ食事を取らず死んでしまった【注 11】)

一 問：我听見說琉球通寶的銅錢在東洋使用這是真的麼（琉球通寶【注 12】の銅錢が日本で使用されていると聞いているが、それは事実なのか）

答：這個銅錢我未曾看得那外國假借琉球的名字新鑄銅錢甚是可惡我看大清會典則禮等書私下鑄錢天下的嚴禁又兼外國另記年號也是違禁的我們敝國不敢故犯大禁的（その銅錢をかつて見たことがない。外国が琉球の名をかたり新しく鑄造した銅錢で実に憎たらしい。大清會典則禮【注 13】などの書によれば勝手な鑄錢は厳しく禁じられており、また外国が年号を記すことも違禁である。弊国があえて故意にそうした大禁を犯すはずがない）

一 問：我听見西洋的人說你們琉球從服日本是真的麼（西洋人が琉球は日本に従服していると言っているそうだが、それは事実なのか）

答：不是這樣我們敝國地方小物件不多原來替那日本屬島度佳喇人結交通商買辦進貢物件又是買得日用物件那度佳喇的人在日本收買那些東西賣給敝國想必那西洋的人看得這個舉動就說琉球在那日本的可管我們敝國原來天朝的藩國世世荷蒙封王此恩此德講不盡的那有忘恩員義從服日本的道理（そういうことはない。弊国は土地が狭く物も豊かではなく、元来日本の属島である度佳喇人と交際し通商をおこない進貢物品を買い揃えている。また購入した日用品もその度佳喇人が日本にて買い求め弊国に売り捌いたものである。西洋人はそうした光景をみて琉球が日本の所轄にあるものと思ったにちがいない。弊国は元来天朝の藩国で代々冊封を蒙り、

この恩この徳は語り尽くすことができない。どうして恩を裏切り日本に従服する道理があるのか)

- 一 問：聽見說琉球遇着江府將軍即位的時節差官來朝見他們那球官粧扮狠好帶有牌板吹鼓也有伏羲的繪圖我看起來琉球從服日本這也沒有可疑你們把這些事情實實說來（琉球は江戸幕府將軍の即位の際に、官吏を派遣して謁見していると聞いている。琉球官吏が着飾り牌板を持ち、路次樂を奏でて儀仗する絵図をみると、琉球は日本に従服しているとしか思えない。この事情を正直に説明してくれ)

答：我們敵國在明朝時候不論日本凡是外國都有結交買賣大清以後替外國不通只有進貢天朝多蒙天恩准了買來綢緞藥料等項國家使用沒有不足那敢朝見日本的官員我們聽見說往年大島年成不好到那度佳喇島要借大米那島也是飢饉沒有大米那官員到江府替他商量借了許多的大米借給大島的人那島人民纔得活命所以那島官員到江府道謝我們想起來外國的人把這個事情錯認敵國差官來朝見的我們敵國從古以來多蒙天朝的恩德那有忘恩負義從服日本的道理（弊国は明代に日本のみならず外国とも交際して交易を行っていたが、大清以後は、外国と通ぜず、ただ天朝のみに進貢して天朝の天恩を多く蒙り、絹織物や薬材などを購入することを許され、国家で使用するに何の不足もなかった。どうしてあえて日本の官員に謁見などすることがあるのか。聞くところによると、以前大島の収穫が芳しくなく、度佳喇島へ行き米を借りようとしたが、その島<度佳喇>も飢饉で米がなく、その<度佳喇の>官員が江戸幕府に到り商談により多くの米を借り、大島に貸し与え、大島の人民はそれで救われたという。ゆえにその官員が江戸に到り謝意を述べたことがある。思うに、外国の人がそうした事情を誤解して弊国が官吏を派遣して謁見していると言ったのであろう。弊国は古より天朝の恩徳を蒙り、どうして恩を裏切り日本に従服する道理があるのか)

- 一 問：聽見說琉球的人到日本奇觀的所在或者做詩或者做歌記載那國梓板我看起來琉球差官朝見的事也沒有可疑（聞くところによると、琉球人が日本の景勝の地に到り、ある者は詩を作り、ある者は歌を作ったとする事がその国<日本>の刊行物に記されているという。そうした情況からして官吏を派遣して謁見していると疑われるが、どうなのか【注14】)

答：敵國的人並沒有做詩做歌的事我們聽見說往年大島年成不好到度佳喇島要借大米那裡也是大飢沒有大米那裡官員到了江府替他商量借了大米轉借大島所以到江府謝恩想必那官員謝恩的時節做得詩歌紀名琉球的人這也未可定又有度佳喇的人屢屢帶來日本有名的山川畫兒央托敵國的人看畫做詩敵國的人替他做詩寫給他們敢莫這樣詩句記載梓板況且康熙年間靖南王謀叛時節遣發遊擊陳應昌再三勸說丟棄大清從服靖王我們國王不敢行那違天逆道的事皇上曉得這個事賞給勅諭褒嘉忠順的大人看見這事自然曉得不服日本的事（弊国の人が詩や歌を作った事実はない。聞くところによると、昔年大島の収穫がよくなく、度佳喇に到り米を借りようとしたが、そこも飢饉で米がなく、<度佳喇の>官員が江戸幕府に到り商談により米を借りて大島に転借したことから、<度佳喇の官員が>江戸に到り謝意を述べたたことがあ

る。その官員が謝恩の際に作った詩歌が、琉球人の名で記されたのであろうと思うが確かではない。また度佳喇の人はよく日本の有名な山川の書画を持ってきて弊国の人に絵を鑑賞して詩を作ることを頼むことがあり、弊国の人々が詩を作って彼らに与えたりしている。そのような詩句を<琉球人>があえて上梓するわけがない。康熙年間に靖南王が謀反を起こした際に、遊撃の陳応昌を派遣して再三大清を棄て靖南王に従服するように説得したが、わが国王は天意に逆らい逆道に走ることはなかった。皇帝はその事実を認め勅諭を与えて忠順を褒め称えたことがある。(勅使) 大人もこれを見て(琉球が) 日本に従服していないということをし、きとお解りになられたことであろう)

一 問：琉球原来窮苦冊封費用倍辦辛苦麼(琉球は元来貧窮し苦しい所であるから、さぞかし冊封費用の捻出に苦勞していることであろう)

答：荷蒙皇上欽差封王的大典又蒙兩位大人的恩德萬物自然豐登不到辛苦這是上下臣民原来可望的(皇帝陛下の勅使派遣による冊封の大典を蒙り、またお二人の大人の恩徳を蒙り豊作をもたらされ、(人民が) 苦勞することもない。これは上から下々に至る臣民すべてが望んでいることです)

一 問：遐邇貫珍云琉球下等人家婚姻的時節不用媒人不告父母不行聘禮自己擇了吉日做得夫妻真真這樣麼(風聞によると、琉球の下層の人家の婚姻においては、仲人を立てず親に知らせず結納もせず自分で吉日を選び夫婦となる者がいるというが、それは事実なのか)

答：不是這樣的婚姻的禮關係最大大約從依聖賢的法只有富貴貧賤的分故此聘禮粧盒也有厚薄不等的雖是不等人家也不敢做了那樣無禮的事(そういうことはない。婚姻の礼は最も大事なことで、大方聖賢の法に従っており、ただ富貴貧賤の区別があり、故に結納の贈答も厚薄のちがいがあがる。下層の人家といえどもそのような礼を欠くことをすることはない)

一 問：听見說琉球一個銅錢原来算用一文如今怎麼樣扣作六文呢(聞くところによれば、銅錢一個はもともと鉄錢一文であったのに、今はどうして六文になっているのか【注15】)

答：那個銅錢度佳喇的人在日带来近來日本的銅錢很少使用不穀所以扣作六文那島的人也是這樣使用的我們敵國若不是改用他們不肯買賣沒奈何從他使用的(その銅錢は度佳喇の人が日本から持ち込んだもので、最近日本の銅錢使用はとてまもなく普及しているわけでもない。よって六文に換算されている。その島(度佳喇)の人もそのように使用している。弊国がもしそれを改めて用いなければ、彼らは売買に応じない。仕方なくその交換率での使用を許している)

一 問：東西的價錢或者貴的或者賤的都是因了年成好夕這個不獨琉球雖是他邦也是這樣的如今琉球的物價此前不同都是太貴是怎麼樣的(物価には高い物や安い物があり、それは全てその年の生産の良し悪しにより、一人琉球のみの問題ではなく、他邦

でも同じことがいえるのだが、今どうして琉球では以前と異なり物価がすべてこんなにも高いのか)

答：我門敵國銅錢扣作六文以後物價也是太貴的我門官府必要公平價錢爭奈陡然不賤的從今以後漸漸低些的（弊国では銅錢が六文に文替わりしてから、物価がとても高くなっている。王府も公正な価格を求めている。しかし如何せん急に物価が安くなることはないが、今後徐々に安くなっていくことだろう）

右者 勅使様御尋之節御返答之條々官話組仕候事
同治五年丙寅六月

【注】

【注 1】：瀬戸口律子「琉球官話課本の成立時期に関する考証」（『官話問答便語全訳 一琉球官話研究』榕樹書林、2005年、172～3頁）

【注 2】：渡辺美季「清に対する琉日関係の隠蔽と漂着問題」（『史学雑誌』第114編第11号、2005年、1807頁）

【注 3】：喜舎場朝賢『琉球見聞録』（至言社、1977年）89頁

【注 4】：冊封使正使趙新、福建省侯官県の人、字を又銘、号を古彝という。咸豊2年の進士（第三甲一二八合格者中の第百四位）、派遣時の官職は詹事府右春坊右贊善。冊封副使于光甲は天津府滄州の人、字を申卿、咸豊6年の進士（第二甲百名合格者中第二七位）、派遣時の官職は内閣中書舎人（曾煥棋『清代使琉球冊封使の研究』榕樹書林、2005年、311頁、320～1頁。夫馬進『使琉球録解題及び研究』榕樹書林、1999年、p 135～7）

【注 5】：1842年、イギリスがアヘン戦争に勝利して清国との間に南京条約を締結し、香港を植民地化し、さらに上海・寧波・福州・廈門・広州を開港させると、東アジアで砲艦外交（Gunboat diplomacy）を展開する西洋列強は次々に中国と条約を結び、中国海域を航行する船舶が急増した。その後、琉球にも探査や測量そして日本開国への足がかりとして琉球に注目する英国・フランス・米国等の異国船が相次いで来航するようになる。1844年4月にフランスのアルクメヌ号が来航して、首里王府に和好と貿易とキリスト教の布教を要求し、王府の反対を押し切って宣教師フォルカードらを逗留させ、46年4月には英国船スターリング号が来航して宣教師ベッテルハイム一家を残置している。同年6月には仏船クレオバトル号が来航して和好・通商・布教の条約締結交渉をおこない、さらに1853年5月にはペリー艦隊が来航して首里城訪問を強行するなど、アヘン戦争以降、異国船の来航は実に60件以上におよんでいる。王府はそうした異国船の対応に関しても、中国の属国意識を全面的に表し徹底した日琉関係の隠蔽をおこない、摂政・三司官・那覇里主にかわって、中国の官職になぞらえ総理官、布政官、地方官という架空の職をおいて、その外交に当てていた。

【注 6】：バーナード・J・ベッテルハイム（1811～1870）はハンガリー生まれのユダヤ人で、英国海軍軍人琉球伝道会より派遣されたプロテスタントの宣教師。1846年4月30日に家族と共に那覇への上陸を強行し、波上の護国寺に逗留して伝道

を始めた。しかし王府側の執拗な妨害に遭い9年間の宣教活動は困難をきわめ、1854年7月17日に布教を断念してペリーの艦船に乗船して琉球を去っている。布教は失敗したが、天然痘の種痘法の導入に関しては成果を挙げ、王府は痘苗や種痘法に関する冊子の写本数冊をベッテルハイムに所望したりしている。また通事の協力のもとで『聖書』を琉訳して香港で刊行している。(照屋善彦著山口栄鉄・新川右好訳『英宣教医ベッテルハイム 一琉球伝道の九年間』人文書院、2004年、参照)

【注7】：度佳喇島は南西諸島の北に位置する吐噶喇列島の総称で口之島、中之島、諏訪之瀬島、悪石島、臥蛇島、平島、宝島が飛び石状に連なり七島と呼ばれていた。1719年(享保4)の尚敬冊封のとき、薩摩藩は琉球支配が原因で琉球と清朝との関係が断絶するのを恐れ、南西諸島の北部に位置する吐噶喇列島を利用して、そこを「宝島」と称し、日琉関係について琉球は日本の属島である宝島(度佳喇島)との辺境貿易をおこなっているといった虚構をつくりあげ、王国のバックにいる薩摩や幕府の存在を中国に悟らせない隠蔽策をとり始めた。度佳喇島といった虚構の創出はまさに琉中関係を悪化させないための方便、そして日中両国が琉球問題が原因で衝突するのを回避する装置とされていた。この隠蔽策はあくまでも島津氏の発意による琉球統治策から出たものであったが、王府側も薩摩支配の実態が露頭して、進貢体制に支障をきたし王国の存続に影響がでることを恐れていた。結果的にそうした隠蔽主義は、王府そして薩摩藩島津氏ともに合意合致するところとなり、幕藩体制下で共通の政治課題として、近世期を通じて一貫して漂流・漂着事件の発生時や冊封使渡来時には、双方手抜かりのないほど周到な用意のもとで隠蔽工作を展開していた(紙屋敦之『大君外交と東アジア』吉川弘文館、1997年、参照)。正史の『中山世譜』には「宝島(度佳喇島)」の存在について以下の記述がある。

我國土瘠産少、國用不足。故與朝鮮日本暹羅爪哇等國、嘗行通交之禮、互相往来、以備國用。萬歷年間、王受兵警、出在薩州。時王言、吾事中朝、義當有終。日本深嘉其志、卒被縱回。自爾而後、朝鮮日本暹羅爪哇等國互不相通。本國孤立、國用復缺。幸有日本属島、度佳喇商民、至國貿易、往来不絶。本國亦得頼度佳喇、以備國用、而國復安然。故國人稱度佳喇、曰寶島(『琉球史料叢書四』東京美術、1972年、111頁)。

【注8】：1851年(嘉永4)に島津斉彬が藩主の位につくと強兵・富国政策を積極的に推進し、57年(安政4)10月に砲術家の市来四郎を渡琉させ、度佳喇島の医師伊知良親雲上と称し、通事の牧志朝忠を介して翌年2月から滞留フランス人宣教師ジラルールと蒸気船の購入の交渉を始め、7月にはその契約にこぎつけ、長さ60尺ないし4・50尺の蒸気軍船、大砲20門、新式小銃その他の装備あわせて、その価格は18万5000両で6ヵ年年賦としていた。しかし、斉彬の急死で事態は急変し案件はすべて撤回された。斉彬の死は琉球社会で政争の渦をまきおこし、三司官人事に絡む牧志・恩河事件を惹起した(上原兼善『鎖国と藩貿易』八重岳書房、1981年、p 299～300頁)

【注9】：奄美諸島は「道之島」と称され、薩摩島津氏の琉球侵攻以後薩藩の直轄地とされ

ていたが、その石高は琉球王国領に入れられ、「琉球国絵図」を作成する際も、奄美諸島は、「琉球国の内」として位置づけられていた。

【注 10】: 王府は 1854 (咸豊 4) 年に米国と琉米修好条約、翌年にフランスと琉仏修好条約、1859 (咸豊 9) 年にオランダと琉蘭修好条約を結んでいる。

【注 11】: この事件はペリー提督の日本遠征中に発生した。ペリーの犯人の審理と処罰の要求に対して王府は「かま渡慶次」なる架空の人物を犯人として仕立て上げ、八重山嶋への一世流刑として決着をつけた。その対応にも布政官や琉球国中山府知府という架空の官職をもつ人物らが当たっていた。「(琉球大学附属図書館蔵「八重山嶋江一世流刑手形」参照)

【注 12】: 琉球通宝の鑄造は薩摩藩が財政立直の政策として着目し実施された。鑄造の計画は島津斉彬によって安政 4 (1857) 年 6 月ごろから秘密裏に立てられ、御花園製錬所において鑄造法を伝習させる一方、幕府の許可を受けるために百方手を尽くし奔走した。文久 2 (1862) 年秋に、2 ~ 3 年で 100 万両を限って鑄造し一部を幕府に上納するという条件で許可を受け、同年 12 月 24 日に磯海浜に大規模な琉球通宝鑄成所を設け、鑄造を開始した。薩摩藩は当初から幕府の御用金天保銭に混ぜて差し出す意図があったので、天保通宝銭をまねて楕円形の百文銭 (1 枚 124 文通用) を、のちに丸型半朱銭 (1 枚 248 文通用) をも鑄造し、まもなく他領にまで流布した。製造から通融までの諸雑費や運転資金の利回り等を採算すると、琉球通宝の鑄造実質単価 36 文のところ 124 ~ 248 文に通用したので、その利益は莫大であったが、斉彬時代に大砲鑄造の目的で引き上げて置いた仏具梵鐘の類はもとより、古製銅砲等もこれに廻し、梵鐘の中には日隅薩三州大守三位伊藤修理大夫義祐の銘のあるものも、佐原城から引き上げて鑄銭材料に廻されるほどであったという。そのため銅地金が欠乏し、幕末の海防・軍備ともあいまって銅が騰貴した。その動きと連動して琉球でも銅銭と鉄銭が 1 対 1 で通用していたのが大幅な変動をきたし、「文替り」の一因になった。なお琉球の名を冠した琉球通宝は琉球内では流通していない。(東恩納寛惇『南島通貨志の研究』<『東恩納寛惇全集 4』第一書房、1979 年、56 ~ 7 頁>。『沖縄大百科事典』<沖縄タイムス社、1983 年>参照)

【注 13】: 「則礼」は「則例」の誤り。

【注 14】: 徳川将軍が襲職すると、それを慶賀するため慶賀使が、国王の襲封の際には謝恩するために謝恩使が江戸に派遣され将軍に謁見した。それを「江戸上り」という。使節一行は那覇を出航して薩摩の山川港をめざし、そこから船で北上して天草や呼戸等を経て下関から瀬戸内海に入り、津輪地島や明石港等に寄港して大坂に着き、その後淀川を北上して伏見に至り、伏見からは陸路で東海道を通過して江戸に向かった。江戸上りの琉球使節は、主要な町や城下町などに差し掛かると、わざわざ唐装束に着替え、路次楽を奏して通過している。道中では文人たちと詩を詠みあうといった交流をもったりしていた。「江戸上り」は 1634 年の徳川家光の慶賀に始まり、1850 年の尚泰王の謝恩で終わる。王府は計 18 回の「江戸上り」使節を派遣している。

【注 15】: 薩摩藩は外国の圧力に対処するための軍備増強 (大砲の鑄造等)、そして財政立

て直しのための琉球通宝の鑄造などで多くの銅を必要とし、その結果銅の絶対量の不足によって勢い銅銭の価値が高くなり、銅銭と鉄銭の交換レートを変化させるに至った。琉球社会における「文替り」の指令は琉球王府から出されているが、実はそうした薩摩の政策に対応するものであった。琉球では1861年3月7日(文久元年1月26日)に、これまで1対1で通用していた銅銭と鉄銭の通貨価値を変化させ、銅銭1対鉄銭2の交換レートにせよとする指令が出され、1863年4月27日(文久3年3月10日)に1対4、1864年4月29日(元治元年3月24日)に1対2、1864年10月18日(元治元年9月18日)に1対3、1865年2月27日(慶応元年2月2日)に1対4、1865年8月19日(慶応元年6月28日)には1対6といった文替りの指令が出されている。4年余の間にそうした指令が6回も出され、物価の高騰をまねいた(西里喜行『清末中琉日関係史の研究』京都大学出版会、2005年、248～9頁)。

「唐冠服図帳」第504号について

青木 一桂

【年代】乾隆30年(1765)

【書誌及び関連情報】

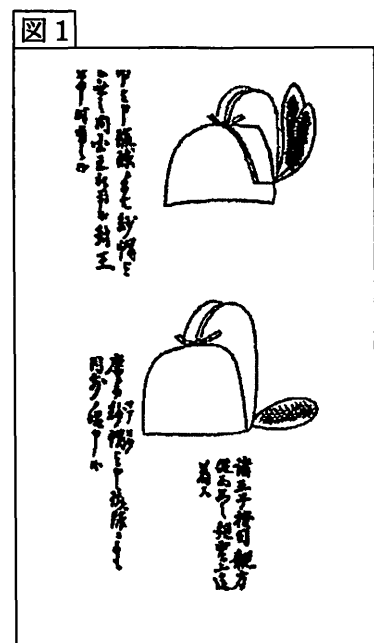
「唐冠服図帳」は、皮弁冠・皮弁服の他、唐御裳万縫物を担当する小細工奉行栄野川親雲上の責任によって乾隆30年(1765年)に作成されたと思われる。史料中に、「跡々より図帳無之ニ付、御仕口(立カ)之砌差支候」という、本書作成の理由が述べられていることから、五品以上の位階の者が着用する唐衣裳を仕立てる際の参考用として作成されたものと推測できる。随所欠損が目立ち、判読しかねる部分が何箇所かある。なお、内題は、「冠服図帳」となっている。

【内容】

「唐冠服図帳」は、紗帽・唐衣裳(及び下着)・補子・帯・靴の項目を設け、中でも紗帽と唐衣裳に付する補子に関しては、王子から五品官までの位階に応じて差を設け明示している。唐冠服に関する研究は、国王の着用する皮弁服に関する研究があるのに対して(1)、使臣のそれに関する研究は必ずしも十分なされてきたとは言えない。そのため「唐冠服図帳」が図説するところの使臣が着用する紗帽・補子の特徴の別は、今後当該分野の研究に活用できるだろう。以下、『唐冠服図帳』が記すところの唐冠服のうち、紗帽、唐衣裳、補子の三点に限ってその特徴を示す。

①紗帽

『唐冠服図帳』には、王子、按司、正一品～従二品、三品～五品の四階級ごとに、それぞれ異なる形態をした紗帽を記載している。紗帽についている羽の形態の別によって、それを着用する者の位階が可視的に判別できるようになっているのである。



『江戸立之時仰渡并応答之条々之写』(2)には、図1のような形態の帽が記載されている。上は国王が着用する紗帽、下は「諸王子・按司・親方従五品之親雲上迄」が着用する紗帽であり、「唐冠服図帳」が示すところの「三品官申口より五品官当親雲上迄」のそれに近い形状である。興味深いことに、「唐冠服図帳」(1765年作成)では、先述の通り、王子以下三品～五品官までの家臣が着用する紗帽に四種類の区別を与えているのに対し、『江戸立・・・』(1712年)では、国王の着用するものと、「諸王子・按司・親方従五品之親雲上迄」の家臣が着用するものの二種類にしか区別されていない。つまりこの史料に忠実に従うならば、1712年の時点では、五品官までが紗帽を着用する点では「唐冠服図帳」と相違ないものの、その種類においては二種類(国王と家臣の区別)しかなかったことになる。

②唐衣装

国王の唐衣装に関しては、豊見山和行氏が、琉球国王へ下賜された皮弁冠服の分析から、琉球国王が中国の郡王に相当する衣装を着用していたこと、そしてそれが概して皮弁服と呼称されつつも、実際には明朝の皮弁服・常服・絳紗袍の各要素が混在したものになっていたことなどが明らかにされている(3)。「唐冠服図帳」に示された唐衣裳もまた明朝のものである。ただしその種類は一種類のみであり、しかも国王や家臣の区別がなされていない。

しかし、正徳2年(1712)の江戸上りに際して、琉球使節が着用していく装束などを図解した『江戸立之時仰渡并応答之条々之写』には、王子と親方の唐衣装は「此服者惣而章服与申候。官位ニより少々仕立も替有之名も替候故」云々とあり、官位によって仕立てと唐服の呼び名が若干異なっていたことがわかる。(図2) 両者の関係を時代の変遷によるものとして捉えるのが妥当か、はたまた「唐冠服図帳」が、位階による唐衣裳の細部の違いを省略したものとして捉えるのが妥当かは、判断しかねるところである。

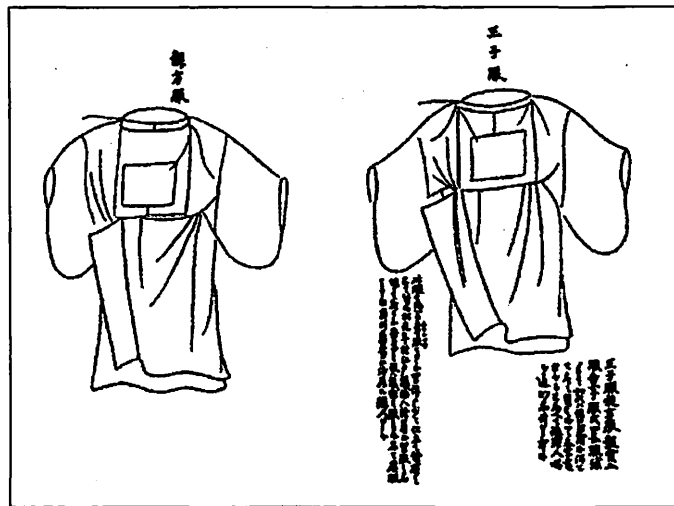


図2

『江戸立之時仰渡并応答之条々之写』に描かれた唐衣裳の図。

右が王子衆、左が親方衆のもの

③補子

「唐冠服図帳」には王子から五品官までの章服に着ける補子の図柄が記載されている。それによれば、王子が麒麟の図柄を着用することになっていたのをはじめ、按司が仙鶴、親方が錦鶏、申口が孔雀、吟味役以下が雲雁と、それぞれ階級に応じた補子の図柄が規定されていた。

琉球の王子以下吟味役までが着用した補子の図柄は、いずれも明朝における高官の用いるそれに対応している。明朝では実に19種類に及ぶ補子の図柄があり、可視的に位階を判別できるようになっていた。『大明会典』によれば、明朝における最高の位階である公侯*馬+付*馬伯の補子には麒麟、白澤が描かれ、それ以下文官は、仙鶴(一品)、錦鶏(二品)、孔雀(三品)、というように鳥類の図柄が用いられていた(4)。「唐冠服図帳」に見える琉球の唐冠服に用いる補子の図柄と、それにもとづく位階区分は、明朝のそれを模範としつつ定められたものであった。

もっとも、「唐冠服図帳」は明朝の補子に基づく位階区分をそのまま模倣したわけではない。例えば明朝において武官の補子は、獅子(一品・二品)、虎豹(三品・四品)、熊(五品)というように、主として猛獣の図柄によって区別されていたのだが、琉球で着用され

る補子の図柄は、「麒麟」「仙鶴」などいずれも明朝の文官を象徴するものばかりで、武官を象徴するものはひとつもない。このことは、琉球の士族が武官ではなく、文官に相当すると考えられていたことを意味している。

正子御後絵として描かれた「尚恭公御後絵」(5) (図3)には、王子尚恭公及び主要な従者が紗帽(サーモー)・章服(チャンフー)という唐服を着用している。この御後絵は尚恭が二十歳で薨去した崇禎4年(1631)頃に描かれ、しかも後世の改画模写によって伝えられた他の多くの御後絵と異なって原図として伝わったものであるという点で、当該時期の唐衣裳の実態のひとつとして見る事ができる(6)。

図を見ると王子の着ている唐服は丸襟(円領)の形状をなしている。補子は、「唐冠服図帳」に王子衆の補子として規定された麒麟の画と一致する。つまり、「唐冠服図帳」が作成される100年以上も前から、王子の着衣する唐冠服の補子は「麒麟」であったことがわかる。その一方で、紗帽に目を転じると、尚恭王子の被るそれは、「唐冠服図帳」に王子衆と規定されたものよりもむしろ、『江戸立之時仰渡并応答之条々之写』に記された王子・按司・親方・五品までの親雲上の紗帽に近い。このことから、紗帽や補子の図柄が「唐冠服図帳」にみられるような、王子や按司など位階ごとに細分化した基準で区別されるようになったのは、少なくともこの尚恭王子の御後絵が描かれた17世紀中葉よりも後と考えてよいのではなかろうか。

続いて、尚豊王代の三司官を務め、崇禎6年(1633)、二年一貢への貢期改定交渉に尽力した呉(向)鶴齡国頭親方朝致を描いた画の例(7) (図4)に注目すると、興味深いことに、呉鶴齡は明制の冠服を着用しているが、紗帽は「唐冠服図帳」が記すところの親方相当のものではなく、『江戸立之時仰渡并応答之条々之写』に記された王子・按司・親方・五品までの親雲上の紗帽に類似している。さらに、その補子の図柄は、「唐冠服図帳」に定められる親方のそれ=錦鶏ではなく、麒麟となっている。

図3『尚恭浦添王子朝良公御後絵』
(一部)



図4『呉鶴齡国頭親方朝致画像』
(一部)



以上のことから、17世紀初頭から中葉では、紗帽に関しては少なくとも18世紀末に制定された「唐冠服図帳」に定められたものほど、位階に応じて区分されていたわけではなく、補子も後の「唐冠服図帳」の定めるものとは違った基準で着用されていたことが伺える。

『球陽』附巻の尚敬王14年（1726年）の条には、次のような記事が見える。

十四年、始めて御使者は、日本国に於て、明朝の衣冠を穿つことに定む。

往古の時より、国命を齎捧して日本に至るの時、皆、大明衣冠を服して、大守公に朝見す。此の時、王子位は、烏紗帽を冠し、紅色緞衣を穿ち、麒麟補用錦亀甲帯を着す。按司位は烏紗帽を冠し、紅色緞衣を穿ち、仙鶴補用錦亀甲帯を着す。親方位は、烏紗帽を冠し、天青緞衣を穿ち、錦鶏補用亀甲帯を着す。申口位は、烏紗帽を冠し、天青緞衣を服し、孔雀補用角帯を着す。吟味役より以下は、皆、烏紗帽を冠し、天青緞衣を服し、雲雁補用角帯を着す。此れ皆、国命を捧ずる御使者の冠服なり。其の余の雑職官員は、只、球衣冠を服し此の衣冠を服するを得ず（8）。

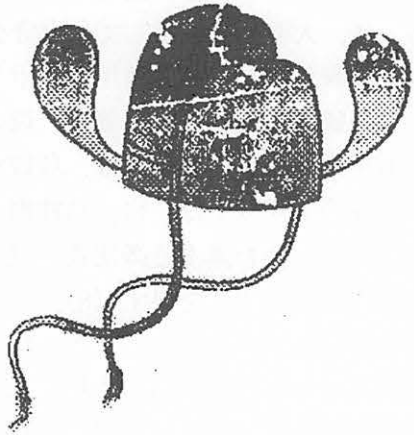
これによれば、1726年以降日本に使わされる琉球の使者は、かつてそうであったように明朝の衣冠を着用することが定められたことがわかる。しかもここで指定された王子以下吟味役までが着用する唐衣裳とその補子の図柄は、「唐冠図帳」によって定められたものと全く同じである。つまり「唐冠図帳」による冠服類の規定は、18世紀初頭ごろ、に定着したものと推定できる。

註

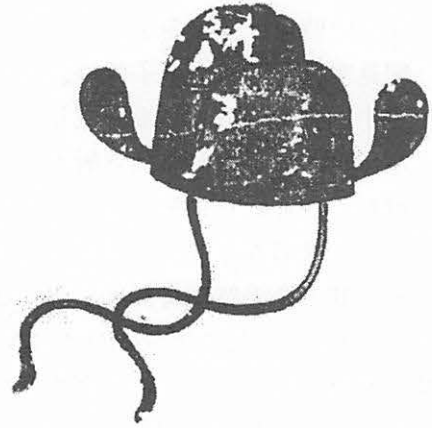
- (1) 代表的なものとして、豊見山和行「琉球王国形成期の身分制について一冊封関係との関連を中心に」『年報中世史研究』12号（1987）などがある。
- (2) 『江戸立之時仰渡并応答之条々之写』、鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』①岩波書店（1982）（p 231 - 234）に記載されたものを参照した。
- (3) 豊見山和行 前掲論文。
- (4) 『大明会典』巻61。
- (5) 「尚恭公御後絵」鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』②岩波書店（1982）p 324。
- (6) 鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』①岩波書店（1982）p 225。
- (7) 「呉鶴齡国頭親方朝致画像」鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』②岩波書店（1982）p 328。
- (8) 「球陽」附巻3 - 106 沖縄文化史料集成5『球陽 読み下し編』球陽研究会編 角川書店（1974）p 712。

「唐冠服図帳」
 (内題) 冠服図帳
 紗帽之図

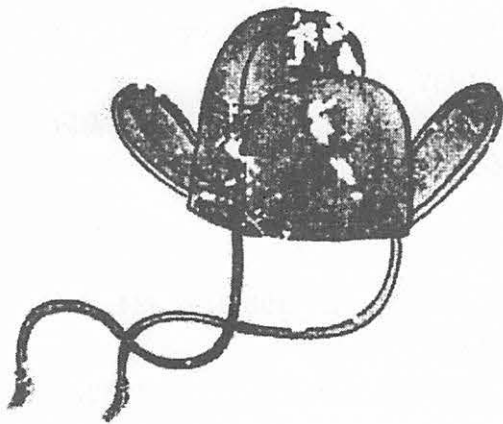
王子衆



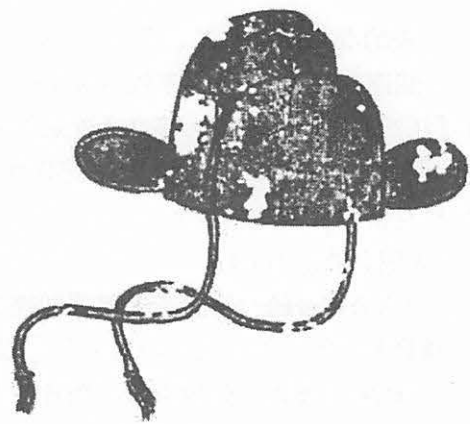
按司 但、羽長王子之等より短ク



正一品紫地五色浮織冠より従二品紫冠迄



三品官申口より五品官当親雲上迄



唐衣裳之図

- 一、王子按司代之緞子縞子
- 一、親方以下黒色之緞子縞子

下着

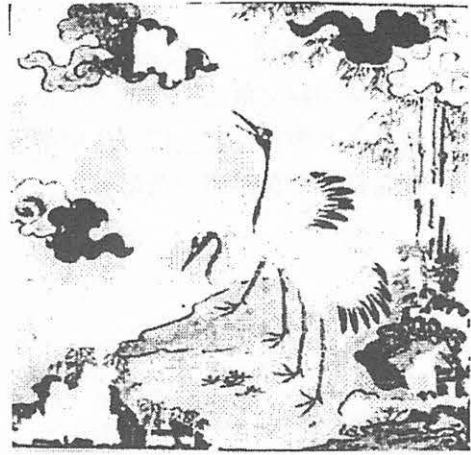


補子之図

王子衆

一品官按口(司カ) (消シ)

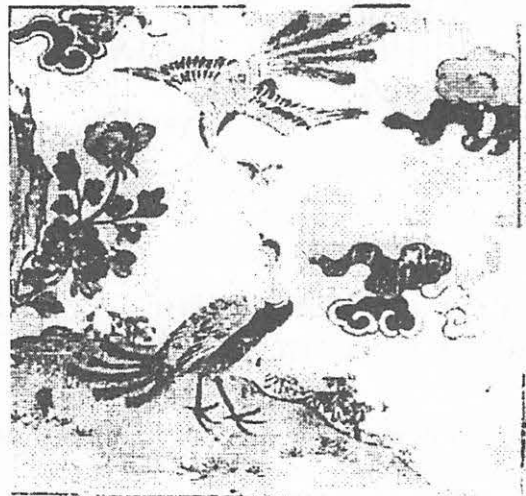
仙鶴



二品官親方
錦鶏

□ (三カ) 品官 申□ (口カ)

孔□ (雀カ)



四品官吟味役
雲雁

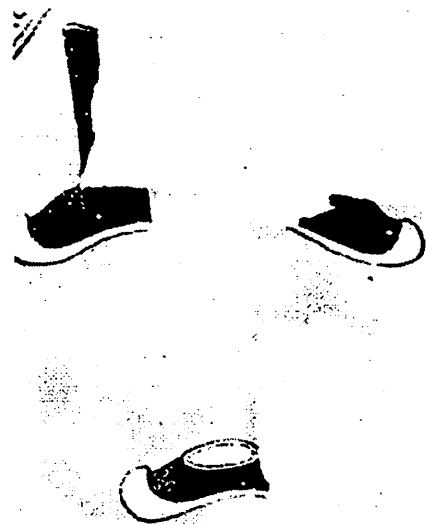
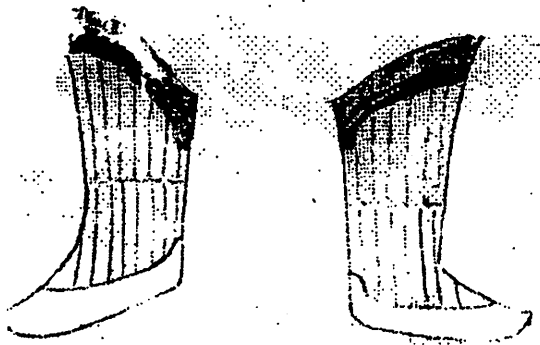
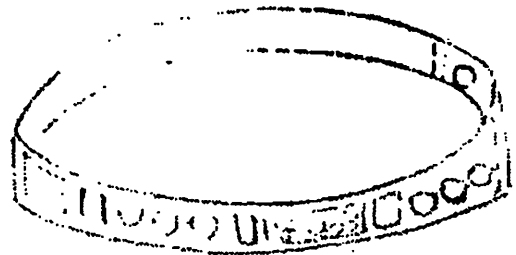


五〇〇・・・(五品官 下庫理当カ)
白 (閑+鳥)



帯図

- 一、王子按司錦之亀〇〇 (亀甲帯カ)
- 一、親方より申口迄亀〇〇 (亀甲帯カ)
- 一、吟味役以下角〇〇 (角帯カ)



右者跡々より図帳無之ニ付御仕〇 (立カ) 之砌差支候ニ付、此節相調申候。 以上。
乾隆三十年乙酉 (1765年) 閏二月未

小細工奉行 栄野川親雲上

右之通図帳〇 (無カ) 之〇〇 (差支カ) 候ニ付〇〇・・・調〇〇・・・

小細工奉行

「量地法式集」第505号について

安里 進

【年代】 乾隆50年己巳5月(1785年)

【作成者】 和氏高原筑登之親雲上景宅

【書誌及び関連情報】

1 『量地法式集』と近世琉球の近代的測量技術

本書は、近世琉球における近代的測量技術の指南書である。琉球における近代的測量は、乾隆2～15年(1737～50)に行われた乾隆検地(元文検地)から始まった。乾隆検地では、次のような近代的測量によって詳細で精度の高い間切島針絵図が作成された(註1、2、3)。

①「針」とよばれる磁石を利用した測角器を用い、②十二支を384方角(0.9375°単位)に分割した独特な分度法と、③独自の方角表記(たとえば、子の方角から丑の方角に2.82°振った角度は「子方下小間左少上寄」と表記)を用いた。④距離は、1間=6.5尺として1合(19.8cm)単位で測定した。そして、⑤印部石あるいは印部土手石と呼ばれる測量図根点を1間切に200～300も設置して基準点のネットワークをつくり、⑥トラバース法で、海岸線や間切境界、道路、河川、杣山や田畠屋敷の境界線などを測量。また、⑦田畠屋敷も一筆ごとに測量し三斜法で求積した。⑧3～5人構成の測量隊を2～5組編成して、先島を除く沖縄諸島の全間切・島を測量し、⑨この測量成果にもとづいて1分5間縮尺(1/3000)の極彩色の高精度で詳細な間切島針絵図を作成した。⑩各種測量記録は、間切・島ごとに「印部土手帳」、「田畠竿入帳」、「惣方切宿道川原針竿帳」、「田畠山野屋敷針竿帳」、「杣山針竿帳」として整理し、間切島針絵図とともに王府と間切に保管された。

しかし、これらの史料はほとんど失われ、現在確認できるのは一部の写しを含めても『羽地間切田畠山野屋敷針竿帳』、『伊平屋島杣山針竿帳』、『伊江島島山野針竿帳』、『北谷間切桑江村竿入帳』、『伊江島島方竿入帳』など数冊にすぎない。間切島針絵図も1面も残っていない(註4)。測量機器もほとんど残存せず、後で紹介する皿針台の実物が紹介されているだけである。

これらの竿入帳や針竿帳から復元された乾隆検地の測量技術には、前記したように分度法、方角表記、測量図根点(印部石)などに独自性が認められる。近代的測量技術が日本に普及しはじめる時期に大規模で組織的に実施されたことも注目に値する。乾隆検地の開始(1737年)は、伊能忠敬が寛政12年(1800)から実施した近代的測量に先立つこと63年も前であった。また、乾隆検地の測量技術には、中国風水の羅盤分度法と共通する十二支を384分割する分度法や、方角を「子方下小間左少上寄」などと独自の表記法を用いるなど、その技術系譜の解明が課題であった。

その後、1993年に沖縄県立博物館で開催された「尚家継承琉球王朝文化遺産展」で、『量地法式集』の存在が明らかにされたものの、カタログ(註5)に一部の図が紹介されただけで、現在までその内容は未公開のままであった。それから14年をへて、ようやく『量地法式集』の内容を具体的に紹介できるようになった。

『量地法式集』の序には、村井昌弘が享保18年(1733)に著した『量地指南』の序文が引用されているので、『量地法式集』が近世日本の測量技術の影響を受けていたことは確かである。しかし、だからといって琉球の近代的測量技術を日本由来と決めつけることはできない。というのは、『量地指南』刊行から僅か4年後に、琉球では、多数の測量機器を製作し訓練された測量技術者を動員した乾隆検地を実施しているからだ。また、『量地法式集』と『量地指南』の分度法や方角表記そのほかの用語にも違いがある。琉球と日本の往来には大幅な制約があった時代を考えると、『量地指南』がすぐに琉球にもたらされ、その測量技術をもとに乾隆検地が実施されたとは考えがたい。

琉球の測量技術の系譜を考えるうえで、まず考慮すべきが中国の測量技術の影響である。康熙47年(1708)には、蔡温が福州で「精しく地理を学び、悉く其の秘書及び大羅経を受」け(註6)、康熙58年(1719)には冊封史海宝が測量官平安を伴って来琉している(註7)。そして三司官となった蔡温の指揮のもとで実施されたのが乾隆検地であった。乾隆検地に中国の測量技術がどのような影響を与えたのかは今後の課題だが、『量地法式集』は、乾隆検地の測量技術をベースに、『量地指南』などの日本の測量技術を取り入れて改良された琉球の測量指南書と考えるべきだろう。

2 和亮弼高原筑登之親雲上について

著者の和亮弼高原筑登之親雲上は、詳細不明の人物である。唯一の情報は、『量地法式集』を著した12年後の『球陽』の尚温王3年(1797)と翌4年(1798)の条に記された記事である。まず尚温王3年の記事から紹介する(註8)。

十二月二十七日、特に和良弼高原里之子親雲上に切米二石を賞す。

和亮弼高原里之子親雲上は本国総図を画くに於て、曾て羅経の法を以て其の工夫を作す。是れに由りて、先づ其の図を画定し、以て呈奏を為さんことを請ふ。随ひて経に、其の主取に充て、田地役人と共に全図を画き、以て之れを呈し、以て公用に堪へたり。又従前公を内外に歴任し、其の内に官民の利益と為るの功有り。況んや田地奉行に任ずるの時、経に丈国之法を將て、田地役人に教授するをや。其の法書に至りても亦已に編成して呈奏す。是れ公所照見の用と為す。今其の行年、方に八旬に躋り、家資素より寒にして、日當堪へ難く、極めて窮苦に在り。請ふ、前項の徴功を酌して以て恩【血+こざと偏】を示せば、則ち聊か以て心を安んじ、余年を卒るを保するに庶からんと。該原、具呈し、田地奉行も亦朝廷に具稟す。議するに、該原は前に陳ぶる所の如く、素より公を弁するを以て心と為し、諸芸に嫻熟し国用を備弁す。固より矜賞に属すと。是れに由りて特に切米二石を賜ひて、以て一世養生の資と為す。

この記事によると、高原は、「羅経之法」によって「本国惣図」を作成したこと、田地奉行の時に「丈国之法」を田地役人に教授し、「其の法書」を編集して呈奏したことなどで嘉慶2年(1797)に表彰されている。

「羅経之法」や「丈国之法」が磁石を用いた測量法で、呈奏された「其の法書」が『量地法式集』にあたると思われる。家伝として書かれた『量地法式集』を尚家所蔵するにいたったのはこうした経緯からだろう。「本国惣図」とは、嘉慶元年(1796)に作成された尚家所蔵「琉球国之図」だと考えられる。尚家所蔵「琉球国之図」は、未公開史料だが、従来知られていたいわゆる「薩摩藩調整図」に詳細な文字情報を書き込んだ型式の絵地図であ

る（註9）。

乾隆検地では、各間切島針絵図を集成した琉球国の全体図は作成されなかった。島袋原七文庫の『十七 断片綴（針竿関係）』には、「此節御支配ニは国中之惣図并惣里積りハ無之候。於以後被仰付候共右御支配図帳を以引縮メ調方相成可申候。」とある。つまり、御支配（乾隆検地）では「国中之惣図」を作成していなかったが、惣図調整が命ぜられたら、「御支配図帳」（間切島針絵図）を縮小編集して作成できるというのである（註10）。

国中之惣図が尚家所蔵「琉球国之図」で、その編集作業図が「間切集成図」だと考えられる。「間切集成図」は、間切島針絵図を、数間切縮小集成したと考えられる絵図で、詳細な文字情報が書き込まれている。これらをさらに縮小集成して沖縄諸島図にまとめると尚家所蔵「琉球国之図」ができる。つまり、間切島針絵図の縮小集成作業→「間切集成図」→間切集成図の縮小集成作業→尚家所蔵「琉球国之図」という一連の作業でこれらの絵地図が作成されたと考えられる。

そして、尚家所蔵「琉球国之図」が高原が表彰される前年に作成されていたことからすると、尚家所蔵「琉球国之図」（本国惣図＝国中之惣図）の作成に高原があたり、その功績で表彰されたことになる。

つぎは尚温王4年の記事である（註11）。

七月朔日、和亮弼高原里之子親雲上等の功を褒賞す。

本部間切具志堅村民地内の早田三千六百五十七坪は、十五石余を獲べきの区にして、水常に乾かず、耕稼を能くする莫し。毎年の貢賦賠納するに因りて、以て窮苦を致す。上届午年、検者和亮弼高原里之子親雲上、之れが為に心を留め、農隙を見察し、前任夫地頭具志堅村小浜親雲上等六人に勸令して、溝を鑿らしめ、以て申年に迄りて完好す。厥の後、少しも水滞無く、以て耕作に利す。経に其の由を具稟す。随ひて其の永保を察して仍再び申詳するの処を將て、已に申飭を経、去年田地奉行巡検の時、該溝を察見するに、水を順ならしむるに因り永々村民に益有り。是れに由りて朝廷に稟明す。随即りて亮弼に上布二疋を賞し、小浜等六人に各爵位を賞す。

この年にも高原は褒賞されている。検者として小浜ら6人に命じて本部間切具志堅村の早田に排水溝を設けて滞水をなくしたという功績である。広大な早田に機能的な排水溝を設置することに成功したのは、高原の熟練した測量技術による指揮があったからだろう。

【内容】

1 全体概要

本書の総頁数は169頁。表題には「量地法式集全、遠近術、見下ケ之遠近術、広狭術、見下ケ之広狭術、見上ケ之広狭術、無形之広狭術、高低術、浅深術」とある。最初に序文にあたる記載があり、量地の基本的方法や量地に用いる諸道具について解説している。つづいて遠近術、見下ケ之遠近術、広狭術などの各測量技術が図解で具体的に述べられ、末尾に奥書が記されている。

序文には、村井昌広の『量地指南』の一部が引用されている（史料1、11）。文章からも『量地指南』の影響を受けていることがうかがえる。

本書末尾には針（磁石を用いた測角器）を使用して測量する法が「元文御検地」の時から行われていたこと、そして、高原が本書をまとめるにあたり、『量地指南』はじめ多数

の測量技術書を参考にしたこと、本書が家伝として書かれたことなども記されている（史料2）。

本報告では、序章の部分と「遠近術」の最初については内容を具体的に紹介し、また史料を掲載した。その他の測量法については個々の測量方法の題目とその図解の掲載にとどめた。ほとんどは量地の基本的方法（小頭形と山形）の応用だが、一部の測量方法については概要を説明した。安里による注釈は〔 〕内に示した。

2 小頭形と山形（量地の基本的方法）

土地を測るには「小頭形」（オクビガタ）と「山形」（ヤマカタ）の法がある。平坦広野では小頭形を用い、場所狭く種々の支障がある所では山形を用いるが、小頭形が基本で山形はその応用である。しかし、どの方法を用いるかは現場での見合いが肝要である。量地の真秘は紙面に尽くしがたく口伝が多いので、野外で訓練して工夫すべきである（史料3）。

とくに道具の製作は肝要で、道具に誤りがあると求める距離が大きく相違してくるので、道具は能工に作らせ、相違ないかよく試して用いるべきである（史料4）。方角の見込みも肝要である。道具に誤りなくとも方角の見込みに毛筋ほどの誤りがあると、求める距離が大きく違ってくるので、何度も再測しなければならない（史料5）。遠近、広狭、高低、浅深の距離を知るには、測量した結果を紙上に図化して、その長さを定規で測るので、道具や見込みに誤りがなくても図に誤りがあると求める距離が大きく違ってくる。図の仕付けにもよくよく念を入れなければならない（史料6）。毛筋ほどの誤りでも大きく違ってくるので、しかり鍛錬し、右三つの誤りないようにするのが第一の要務である（史料7）。

つぎに量地の基本的方法について、小頭形と山形の名所（ナドコロ＝名称）を示して解説する（図1、2）。

「本座」は最初に針を据える基点で、「仮座」は本座から左右の脇に針を据えたところである（史料8）。本座と仮座の間を「踏張」（クンパイ）とも「開」（ヒラキ）ともいう（史料9）。「目当」（目的＝メマト）は遠いところにある大木や大石などで、よほど遠いときには火立または煙を揚げさせる。島の高き頂を目当にすることもあるし、標杭を立てて目当にすることもある（史料10）。本座・目当・仮座を結ぶ各辺を、底辺は「股」（カウ、モト）、斜辺を「絃」（ゲン、ツル）、股に対して直角の線を「釣」（カウ、カガム）という（図1）。本座と目当・仮座がなす角度が直角の場合を「かねの手」という。鋭角になる場合を「斜」と名付ける。股に下ろされた垂線が交わる場所は「丁之字」、交差する場所は「十文字」、直線は「一文字」と名付ける（史料11）。

「小頭形名所之図」（図1）の中ではつぎのように解説している。本座に据えた針で目当を見通し、これにかねの手（直角）方向に仮座を設けて、本座と仮座の間（踏張）に現間を打つ（竿で距離を測定する）。その三角形の各辺が、釣3寸、股4寸、絃5寸となるばあい「釣股絃」（カウカウゲン）とも「三四五」ともいう〔直角三角形のこと。ピタゴラスの定理における直角三角形の3辺の比は3:4:5である〕。「山形名所之図」（図2）の山形を「双股絃」という。この山形を二つに切ると小頭形が二つになる。図3も山形で、仮座の開き（踏張）の大小によってこの形になり、釣・股・絃の取り方も変わる。

3 量地の諸道具

「量地ニ用書道具之事」として「唐針」（羅針盤）、「針方角割之割」、「見越定規」、「皿針台」、「針棒」、「針棒台」、「的」、「渡し糸」、「提げ糸三ツ」、「六尺定規」、「竹竿」、「紙針台」、「図板」、「曲尺」、「五寸定規」を図示している（図4・5・6、史料12）。

「唐針」。磁石を用いた測角器である。

「針方角之割」。全円を384方に割り、各方角に「子方少上寄」、「子上小間左少上寄」などと表記する〔十二支を繰り返して2分割して384分割する方法で、最小単位は 0.9375° になる〕。

「見越定規」。高低術、浅深術を行うときに用いる〔10高低術の7に使用方法が解説されている〕。中空の方盤の両側に可動式の定規がはめ込まれ、定規の間に「渡し糸」をかけ、定規の側面に「提糸」をぶら下げる〔この提糸で垂直をとり定規面が提糸に直角になるようにして水平にしたと考えられる〕。長い定規には目盛りをつける。見越定規を楔で針台に留め、針台は水平にする〔皿針台に水を盛って水平にする〕。

「渡し糸」。1尺2、3寸ばかりの白筋糸で左右に、銅または錫の2、3匁の錘がついている。

「提糸」。白筋糸で、一端だけに渡し糸と同じ錘をつけ、物縫針のようにすぐれがね（鉄）で作り、これに結び付けて提げる。

「皿針台」。差渡し6寸高さ4寸8分の椀形で、「下地看板塗」にしてその上に針方角之割のとおり漆で糸を引き、方角を書き込む。〔J. ニーダムの『中国の科学と文明』に「木製の航海用浮き羅針盤（恐らく日本製）」として紹介されている器具は、 0.9375° の4倍の 3.75° 単位に分度され、これに十二支・中・上小間・下小間・左・右の方角が書き込まれている。サイズと形態からみても皿針台に間違いない。（註12）〕

「針棒并同台」。針棒は高さ1尺7寸ばかりで、動かないように土に打ち込む。その先端には「石突」〔鉄製か〕がある。頭部の「ほそ」は銅製。もう一つの「針棒」は石上に設置するとき「針棒台」に立てるもので、高さは1尺5、6寸ばかり。「針棒台」は長さ1尺4、5寸ばかりで、5寸角の重い木で調える。

「竹竿」。幅五六分の割竹を次ぎのばして長さ25間に調え、次口は針金で巻く。

「的」。長い竿にとりつける。的は、差渡し1尺2、3寸ばかりで板で調え、白壁（シラヘイ）〔白塗り〕にして中心は黒星にしてよく見えるようにする。

「六尺五寸定規」。櫨木製の長さ1寸5分ばかりで厚さは1寸。竿縄とあわせて用い、また、僅かの距離をはかるときに用いる。

「紙針台」。紙2枚合わせにして糊引する。差渡し6寸で、方角の割付を皿針台のとおり仕付ける。

「五寸定規并一尺定規」。図のとおり調える。

「曲尺」。真鍮でできるだけ薄くつくる。

「図板」。図を書くときに用いる道具で、図紙を貼りつける厚板である。大きさは2尺角ほどだが、これより大きいほど良い。

〔これらの針棒・針棒台・針棒・皿針台・唐針・見越定規を組み立てて測量をしたようである（10無形之広狭術の7及び図41参照）。実測する道具が竹竿・六尺五寸定規。紙上で図化する道具が図板・紙針台・曲尺・五寸定規だと考えられる。〕

4 遠近術

- 1) 「平坦広野の地形前後左右何も障り無キ所にて、向ふに大木の有るを其遠さ何程あるぞと云とき、左右に仮座を取てはかる法」(図 10、史料 13)。

この法をの成就之図(図 10)で説明すると次のようになる。まず本座を定めて針を据え、木の本を目当にして方角を測定して書き留める。木の本までの距離を目測してその 1/4 の 40 間を踏張として、本座からかねの手(直角)方角に左仮座を設け、これを書き留める。また、右の方へ 50 間ほどのところに右仮座を設けて方角を測定し書き留める。本座から右仮座の踏張を実測した距離 52 間を書き留める。つぎに左仮座に針を移し目当の方角を測定して書き留める。また右仮座へ針を移し目当の方角を測定し書き留める。これらの本座・左右仮座・目当の距離と方角を図板上の紙に描いて、本座と目当の長さを測る。

成就之図では 4 間 1 分[1/2400]に縮めて図示している。まず、紙を図版に貼り付け、その上に本座を定め、本座から左仮座の方角に、50 間を 1/4 に縮めて長さ 1 寸 3 分の線を引く。同様に右仮座も 40 間を縮めて 1 寸の線を引く。そして、本座、左右仮座から目当の方角に線を引くと、三つの線が交わるところが目当(木の本)にあたる。本座と目当ての長さを測ると 4 寸なので実際の長さは 160 間になる。これが、本座から木の本までの距離である。

- 2) 「右同一方仮座を以量る法」(図 11、史料 14)

この法は、まず本座を定めて針を据えて、目当ての木の本の方角を測って書き留める。本座から目当までの距離を目測して 900 間とすると、その 1/3 の 300 間を踏張とする仮座を設定する。本座から曲尺の手(直角)の方角で 300 間のところへ仮座を定めて書き留める。つぎに仮座に針を移して目当の方角を測り書き留める。この三ヶ所の書留をもって図に仕付けると求める距離がわかる。

成就之図(図 11)では、1 分 20 間[1/1200]に縮小して図化している。まず、図版に紙を貼り、その上に本座を定めて針を据え、仮座の方角へ 300 間(図上では 1 寸 5 分)のところ仮座にあたる。そして両座から目当の方角に線を引いて交わるところが目当の木の本になる。この形は小頭形である。本座と目当の長さ(股)を測ると 4 寸なので実際の長さは 800 間になる。

- 3) 「場所狭くして左右の方江仮座をかねの手ニ開きがたく所にて、向ふに堅石の有をその遠さ何程有ぞと云とき量る法」(図 12)
- 4) 「場所狭くして左右の方江仮座離開所にて、向ふ川越にしてあなたの地に細キ井川有、其のあい何程有ぞと云時量る法」(図 13)

狭くて十分な仮座が設定できない場所から、川向こうにある井戸までの距離を測る方法。まず本座を定め、井戸に目當を立てるが、仮座を設定する十分な場所がないので目當が見えるところまで「折針」で仮座を設定する〔本座から順々に小印を測量する方法を「折針」と呼んでいる〕。これを 1 分 1 間[1/600]の縮尺で図にすると、本座から仮座までの踏張は 28 間で、本座と仮座から目當に糸を引いて交わるところが井戸の位置になる。本座から目當までの直線の長さが 4 寸 4 分なので 44 間になる。

- 5) 「両山の谷合に大なる川有て、あなたこなたの川端に少しツゞ地形ある所ニ而向ふに大木の有るを其遠さ何程有ぞと云時量る法」(図 14)

- 6) 一座にて左右の方江地を量る法 (図 15)
- 7) 「僅なる地形左右者險阻にて置て狭キ所より、向ふに堂のあるを其遠さ何程有ぞといふとき量る法」 (図 16)
- 8) 「こなたの谷合よりあなたの谷合江山三ツ越て其地中の直間何程有ぞと云時量る法」 (図 17) 山を越えた彼方にある目当の杭が見えない時は、まず、本座を定めて針を据え、谷間に沿って小印を立てて本座からの方角を測定して現間を打つ〔距離を測る〕。その小印に針を移して先方に小印を立て方角を測定して現間を打つ。このようにしてそれぞれの小印の方角と距離を測定しながら目当の杭までたどる。の成就之図 (図 17) は、1分10間積り〔1/6000〕で図に仕付けている。本座から谷合をとおる各小印に糸を引て目当ての杭に当てる。本座から目当の杭まで直線を引いて定規で測ると4寸5分なので、450間となる。

本座と目当の地形に高低があり、水平距離を測るときは高深術を用いる。

- 9) 「何処にても是より何之方江七十間ばかり取らんと云とき量る法」 (図 18)
- 10) 「何処にても四拾間かくをはかり取らんといふ時量る法」 (図 19)
- 11) 「今大なる川有る。あなたこなたの広さ何ほど、又あなたの川ばたより陸の方江大木一本ある。然者川の水涯より其木の本迄何間有ぞと云とき量る法」 (図 20)
- 12) 「余程遠く離たる海中の嶋を浜辺ニ而量る法」 (図 21、22、23、24)
- 13) 「右同別法」 (図 25)

5 見下ケ之遠近術

- 1) 「山上に居て是より前の海涯迄の遠さ何程、又地形の下り何丈有ぞと云時量る法」 (図 26)

6 広狭術

- 1) 「平陸の地形前後左右何も無隙所にて、向の山に二ツの手崎あるを其両手崎の口明はの間并方角、又弓だまりの間数、又奥入各何程宛あるぞといふとき量る法」 (図 27)
- 2) 「向ふに当て石垣のあるを一番めの折口より式番めの折口迄、又同所より三番めの折口迄各何間宛有ぞと云時量る法」 (図 28)
- 3) 「今、図のごとく道池川田島五種ある所にて夫々のわたし何程宛有ぞと云時一針にて量る法」 (図 29)

この法は、道・池・川・田島が一行に見通せる位置に本座を定めて針を据え、それぞれの境目に印を立てる。仮座を定め、仮座から各印の方角を測る。これを図に1分1間積り〔1/600〕に仕付けている。本座と仮座の距離を踏張として、本座から各境目の印までの距離を計算する。

図 29 の注記に、「是ノ池の坪を開時ハわたし十三間を左右にかけ合、又七九をかくれば坪数しる也。又廻るを開時ハわたしニ円廻之法三一六をかけてしる也」として、円形の面積と円周の求め方が記されている〔円廻之法は円周を求める法で、三一六は円周率である〕。

- 4) 「今、大なる川有て平日舟を以人を渡す所也。然者其川の広さ何程有ぞと云時量る法」 (図 30)

7 見下ケ之広狭術

- 1) 「山上に居て前の川原の広さ何間有ぞといふ時量る法」(図 31)
- 2) 「今、小岳ある。其上に居て下の方に田地あるを其五方の間数、又坪数何程有ぞと云時はかる法」(図 32、33)

丘の上から下方にある田地の形を測量し、面積を求める法である。丘の上に本座を定めて針を据えて田の各隅の方角を測定する。本座から仮座の方角と距離(踏張)を測る。仮座からも各隅の方角を測定する。これを1分1間縮尺〔1/600〕で図に仕付ける。本座と仮座から田の各隅に系を引き交わるところが田の各隅になる。この各隅を系で引くと空中にある田の形になる。田の各辺を定規で測ると間数がわかる。また、「三角之法」で竿入するときに坪数も分かる。

〔乾隆検地の『北谷間切桑江村竿入帳』には、田畠の測量データとして、最寄りの印部石(測量図根点)から田畠の中心位置の方角と、田畠面積を三斜法で求めるための各辺の長さが記されている。本書のこの測量方法とあわせると、田畠の測量(竿入)では、最寄りの印部石から田畠の中心位置の方角・距離の測定だけでなく、複数の測点から田畠の各隅までの方角と距離を測量して具体的な形状を求め、その面積を三斜法で求積していたことがわかる。〕

8 見上ケ之広狭術

- 1) 「向の立石の半よりよこに大木の差出たるを根石付の所より空葉先迄何丈あるぞと云時量る法」(図 34)

9 無形之広狭術

- 1) 「此の地南北に小湊ある。然者南方の小湊より舟を出し北方の小みなと江繋ぎ付申時、其舟路何程あるかと云時量る法」(図 35)

10 高低術

- 1) 「廣大なる平野におみて大木のあるを其高さ何丈、尋ニして何尋あるぞと云時量る法」(図 36)
- 2) 「山の麓に居て、其山の高さ、又其山のまちじより麓迄山成の間数、又ふもとより山底まで地中の間各何程宛あるぞと云時量る法」(図 37)
- 3) 「右同別法」(図なし)
- 4) 「遠山の高を量る法」(図 38)
- 5) 「向ふに当て大小の山二ツある。其両山のまちじに空中直渡しの間何程、又小山より大山ハ何丈上り候哉与云時量る法」(図 29)
- 6) 「海中に大なる円形の立石有て、其頂き大木一本ある。又石半より少し下に堂建置候。然者こなたの地に海方江差出たる石有て、上者少し平にある。是の石上にて右海中石頭の木の高さ何尋、堂の高さ何丈、又其石の惣高さ何尋、同根ばへのわたし何間、又惣廻ル何町あるぞと云時量る法」(図 40)
- 7) 「馬場に可成地有て東西を長にて百五十間の馬場を作らんとする時、東之方ハ少し地形上り之様相見得申候。然者其上り分を引下ケ双方平統に直シ申度と云時はかる法」

(図 41)

[針や見越定規の使用方法を具体的に解説している。]

まず東の方に針を据えて西の方 150 間目に印を立てる。この針台はそのままに立てながら唐針を取り除いて、針台の内輪に水を盛って針台を真平（水平）に直す。その上に見越定規を置く。座を定めて西の方に先ほど立てた印の本に的竿を立て、見越定規を水平に見通しての竿に当たるところに印をつける。この印から下（地面）までの長さ（5 尺）を測って書き留める。見越定規のわたし糸から地面までの高さ（2 尺）を測って書き留める。5 尺から 2 尺を差し引いた 3 尺が東西の地形の下りになるので、東を 3 尺掘り下げ、西の方はそのままにすれば東西平坦になる。

8) 「山中にて立木を量る法」(図 42)

11 浅深術

1) 「山上に居て前の谷底の深さ何丈、また其山地中の高さ何程、又此の山頂キより谷底迄山成の間数各何程宛あるぞと云時量る法」(図 43)

[史料 (抄録)]

*原文に振られたルビは、技法に関わる用語に限り () 内に示した。

1

一量盤術。量地指南の序に曰。世に量地の術数多あるがごとしといへども大旨其教へ五種たり。一ツに云盤減術、二ツに云量盤術、三ツに云渾発術、四ツに云算勘術、五ツに云機轉術是也。尤教法尊卑優劣なき事不能。学者選びて学ぶべし。

2

右者針を以地を測る法、片端承候付、書集メ申候。尤元文御検地之時、此之法御用得諸離海路之里積り等御仕付致置候。右式故子孫共為見訓家伝ニ召置申候、以上。

乾隆五十天明四己巳五月 和氏高原里之子親雲上景宅

3

一量地之法ハ世に数多有之由。尤其行所の作法ハ皆異なるといへども理ハ一ツなりと云へり。然者、針を以量る作法片端承候故、少々左に是を述るなり。凡地を量るにハ、小頭形（オクビガタ）、山形（ヤマカタ）を以法として、平坦広野の所何も障なき所にてハ心之俣なる故小頭形を用ひ、場所狭ク種々のさハリ有りて心の俣ならざる所にてハ山形を用ひ、尤山形ニハ其作法様々あるといへども小頭形の法に離るゝ事なし。然る間、本ハ一ツなる故広狭無構時宜次第小頭形も山形を用也。必式様の差別あるにあらず。於其場之見合肝要也。量地之真秘紙面に尽しがたく口伝多キゆへ、野に出て勉め行て工夫有べく候。

4

一此法ハ、遠広之所を間竿（ケンザオ）を以不量して法術を以て量り知る故、題目相用得候。道具の製作肝要也。道具に誤り有る時は所求之間数大に相違ある也。然者、下に図するがごとく針方角の割、定規の目積り、竿繩之積り等少も不違やう能工に申て作らせ乍、其上能々手に相試違目無之等を相用得可然候。

5

一是ノ業を勉るときハ於現場所本座仮座目当三ヶ所共能見渡し、少も無難様頭に致吟味、座を定針を真平（マツヒラ）ニ居、方角の見込ミ肝要也。道具ニ者誤りなく丈夫に調合置候共、見込む所に毛筋程も相違有る時ハ、又其所求之間数大にたがうものなり。尤法式にハ誤りなく眼力の及ざる所より見込む所に誤り多し。左候得者、能々入念幾度も見かいし少も不違様見究め候を尤能候。

6

一遠近広狭高低浅深之四術者其量る所の間数を知るにハ、紙上に図して定規を以はかり知る法なれば、道具にも見こみにもあやまりなくとも図に誤り有る時者、又其間数大に替る也。然者、図仕付にも能々念を入べく候。

7

一前にいふがごとく毛筋程の誤りにても大にたがふものなれば、是の業を勤め行ふ時者心中ニ鍛錬いたし、右三ツの誤りなくやう全く調合するを第一之要務たり。若あやまりある時者、其所努之業大に破れて詮もなく可致迷惑事勿論也。俗に毫厘のたがひ千里の誤り有といふがごとし。慎で行ふべきものなり。

8

一図に仕付申時名所（ナドコロ）なれば難見分ケ故、小頭形、山形を左に図して名所相定るなり。

△本座と云ハ、是より先方何之所迄の遠近を量らんと云て其座を定めて針を居候所を本座と名付るなり。尤一座ニ而難相違時者、二三ヶ所も取て成就する事も有る也。

△仮座と云ハ、本座より左右の脇江開て両方に座を定、針を居候間を取る所を仮座と名付る也。尤何処ニても此通り両仮座ニするを吉といへども、左右何れにても一方へ開き、一仮座にしても無二如歳一当り候故、其通ニも仕る也。又前後に仮座を取る事もあるなり。

9

△踏張（クンパイ）と云ハ本座と仮座との開きのあいを云なり。此のあいの間を第一之要めとする故、竿を以現間打なり。尤本座と仮座と地の高下有る時者、見上ケ見下ケ之法を以見込ミ間を引詰申事と有る也。此の踏張の間に少とても相違有時者其図皆以相破り、所求之間数あたらざるなり。又踏張ハ、大ク開く程図ニ仕付申時、先方目当之所延迫りなく間数正敷有る也。先目当を大概何千何百間程と能々空に見込、其三分一四分一程踏張の間を相考へ仮座を求め事吉といへども場所により遠近ニより其上にも其下にも能々了簡を以仮座を求る事肝要なり。

10

△目当と云ハ、大木大石などの類遠さニ而、たしかに相見得候を目当に仕る也。余程遠くしてたしかならざる時者、其目当の所に立火又者煙を揚させ候敷。礎にあるやうに、兼てより仕組置、是を目当にするもよし。尤、立火又者煙杯も見得不申などの遠き嶋なれば、其嶋之高頂を目当にして吉。又、四五百間以下の近き所にてハ、長キ竿に的（マト）を仕合、是を立て目当にするするもある也。又標の【木+厥】木を立て目当にするもある也。其場々にて能々了簡有るものなり。

11

△丁の地のごとくなる所者都而丁と名付る也。

△十文字のごとくなる所者都而十文字と名付るなり。

△平地のなりにして一文字に糸を引所ハ都而一文字と名付るなり。

△真直に通る所者都而直がねと名付る也。

△かねの手に当らずすみちがいに成る所者都而斜と名付るなり。

△上より下へ引き下ぐる糸を真さげといひ、下より上江引上る糸を真立と名付る也。

12

一量地ニ用諸道具之事。

唐針

△唐針者丈夫之等になければ方角違に相成り、取求之間数相違ある故、成ほど能キ等を選びて可用候。尤円に摺わりあるを能候。

針方角之割

△針方角者、三百八拾四方にわる也。然者、其系筋之間之大小無之様目あいには賦り合可申候。若、目あいは無之時者取求之間数大に相違ある也。扱亦、少寄と云系筋の左右に今一ツ完相加へ三ツニなし、何之少上ニ寄下ニ寄と云所に、一二三と記し置図に仕付申時、其見考を以する時は其図たがい有間敷候。針台狭クして加へがたく候ハ、其心入を以見こみ図するとき、其了簡可有之儀肝要也。是者能々試で見るべし。

見越定規

△見越定規者当分世間相用得候等に何そ不相替候。然処、高深術を行ふ時者、図之通長キ定規にかねの目を盛り、左右に二ツ立かへ渡し糸をかけ、是にて見越定規を楔を以留るなり。扱又、針台者真平に直し不申者見定るところ相違有るに依て、其用に糸に錘を付、定規之下に提るなり。

渡し糸

△渡し糸者白筋糸一尺二三寸計ニ左右錘を付、図のごとく定規の先ニかけ渡し候也。

提糸

△提糸者白筋糸に錘を付、物縫針のやうにすぐれがねにて作り調、夫ニ結付提る也。提様口伝。

皿針台

△針方角の割者下地看板塗（シタヂカンバンヌリ）にて、上に割置候通り三百八拾四方漆を以糸引銘書仕候。尤、寸法者図に仕付置候通り也。

針棒并同台

△針棒并同台寸尺者図に仕付置候通りなり。尤其用ゆ所土上ニ而候ハ、槌を以動かぬ様に打込べし。石上ならば左様二者不被成ゆへ、図之通棒并台作り調置夫ニ立合候様仕合可然候。

竹竿

△竹竿者割竹を以次延、ヒ五分計にて間相積り銘書仕、二十五間積りに相調可然候。尤次口ハはりがねを以巻候なり。棕梠縄ニ而ハ延迫り有之。取求之間数相違ある故、絡而用ゆ間敷候。但竹竿ハ合積りも仕る也。

的

△的。長キ竿に図之通仕合、遠きにて的之星たしかに相見得候様ニ相調可然候。

六尺五寸定規

是ノ定規者図之通樑木ニ而相調可然候。入用者竿繩などの間糺、又者、僅なる所者此の定規を以はかり申事も有之候。右者現場所にて用ゆ道具。

紙針台

△紙針台者図之通紙式枚合ニ而合調糊引、方角の割者皿針台同断。

五寸定規并一尺定規

△図之通竹ニ而相調可然候。

曲尺

△かねハ、図之通鑰鉈にて相調可然候。成程薄く相調、図之円分廻（ブンマハ）しにまハす所者引ためてはかり候様に調合可然候。

図板

△図板者図紙張付用厚板ニ而二尺かく程に相調可然候。薄板にて相調ハ、寄り去りにて動き候故、図調不被成候。

右者図する時に用ゆ道具。

此外細道具有ル。入用次第相調可然候。

13

遠近術

一平坦廣野の地形前後左右何も障り無キ所にて向ふに大木の有るを其遠さ何程あるぞと云とき左右に仮座を取てはかる法

此ノ法者、先本座を定め針を居、向の木の本を目当にて方角見定書留仕、又目当之所を空に見込、仮令百六拾間程と見及候ハ、其四分一四十間を踏張として可然といふとき左の方江曲尺の手に開キ四拾間目之所江仮座を定印を立本座より方角見定書留仕、又右の方江斜に開キ五六十間程に見合、仮座を求め印を立本座より方角見定現間打、仮令五十式間と云とき書留仕（此ノ左右の現間を踏張として是ノ法のかなめなり。）、又左の仮座江移り、印に取替へ針をすへ目当を方角見定書留仕、又右之仮座江遷り印に取替針を居、目当を方角見定書留仕、右五カ所の書留を以図に仕付申とき取求之間数知る也。委くハ左之図之上にて云。

図

此の図、左右に踏張九拾式間を縮めて一分にて四間積りを以図する時、先紙を図板ニ張付、其上ニ而本座を定、是より左の仮座江方がく表系を引、四拾間めに留る。是則左方の仮座也。又右の仮座江方角表系を引五十式間めに留る。是則右方の仮座也。如此相調後、本座并左右の仮座より目当江方角表系を引三ヶ所の系すじ一所に合する所、則木の本也。然する時ハ其形ち一方は山形と成り一方は小頭形となる。然者、其股定規を以量るとき四寸間にして百六拾間、是則其木の遠さと知也。余ハ仮間にて捨るなり。

14

一右同一方仮座を以量る法

是ノ法者、先本座を定針を居、向の木の本を目当にして方角見定書留仕、又目当の所を空に見込、たとひ九百間と見及候ハ、其三ヶ一三百間程を踏張ニして可然といふ

時、右之方江曲尺の手に開て三百間之所江仮座を定印を立本座より方角見定書留仕(此ノ現間を踏張として是の法のかなめなり。)、又仮座江遷り印に取替へ針を居も目当を方角見定書留仕、右三ヶ所の書留を以図に仕付申時、所求之間数知るなり。委ハ左之図の上にて云。

図

此ノ図、踏張三百間を縮めて一分二而二十間積りを以図するとき、先図板ニ紙を張付其上にて本座を定針を居、仮座へ方角表系を引、三百間めに留る。是則仮座也。如此相調後兩座より目当江方角表系を引、其兩の系すじ一所ニ合するところ則木の本也。然するときハ其形ち小頭形と成る。然者、其股の系筋定規を以はかるとき、四寸間にして八百間。此則其木の遠さと知るゝ也。余者仮間にて捨る也。

註

- (1) 安里 進『北谷間切桑江村竿入帳』針図復元の基礎作業『沖縄文化（沖縄文化協会創設40周年記念誌）』581-598頁、沖縄文化協会、1989年。
- (2) 安里 進『考古学から見た琉球史 下』109-134頁、ひるぎ社、1991年。
- (3) 安里 進「近世琉球の地図製作と戦前作製の琉球諸島地形図」『大正昭和琉球諸島地形図集成』35-47頁、柏書房、1999年。
- (4) 最近、国营沖縄記念公園（首里城公園）が所蔵する森政三資料に「真和志間切針絵図」ないしはその下図の部分と思われる写真が存在することが明らかになった（伊從 勉2007「新発見の『首里城古絵図』の測量法について」『民族藝術VOL.231』37-47頁、民族藝術学会編、2007年）。
- (5) 琉球新報社『尚家継承 琉球王朝文化遺産』92頁、1993年。
- (6) 球陽研究会編『球陽 読み下し編』240頁、沖縄文化史料集成5、角川書店、1974年。
- (7) 註6書、260頁。
- (8) 註6書、434頁。
- (9) 松岡資明「琉球の宝物 上」『日本経済新聞』2004年1月4日朝刊。
- (10) 金城 善「薩摩藩調整図・沖縄県本島図」『琉球国絵図史料集 第三集』135頁、沖縄県教育委員会、1994年。
- (11) 註6書、436頁。
- (12) ジョセフ・ニーダム（橋本万平ほか訳）、『中国の科学と文明』第7巻、345頁、思索社、1977年。

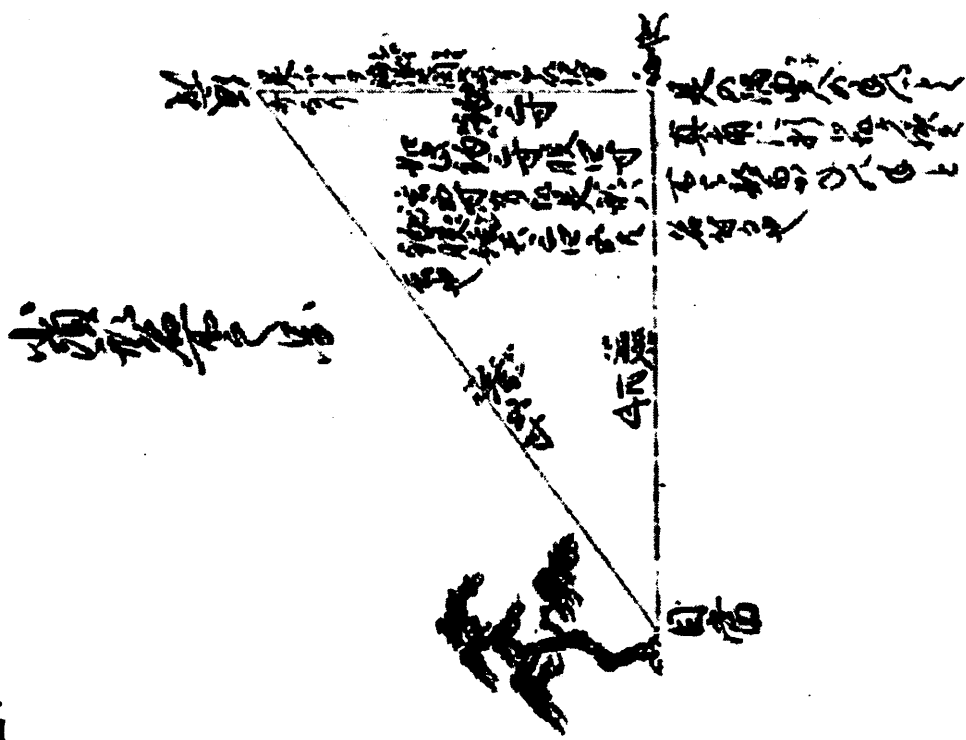


图 1

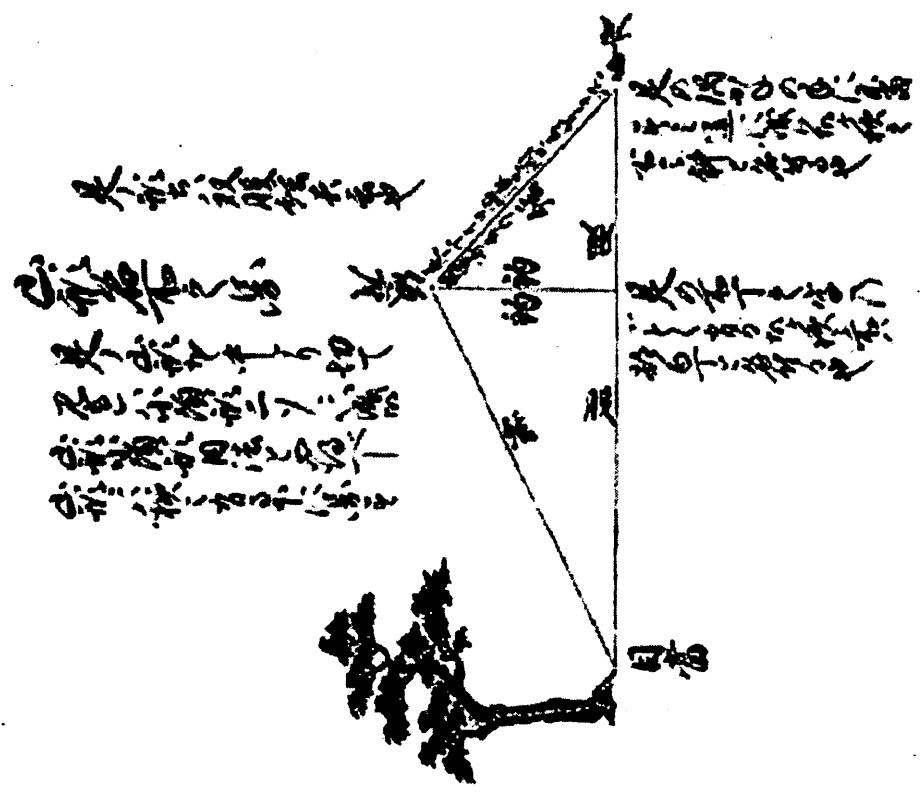


图 2

圖 4

唐針

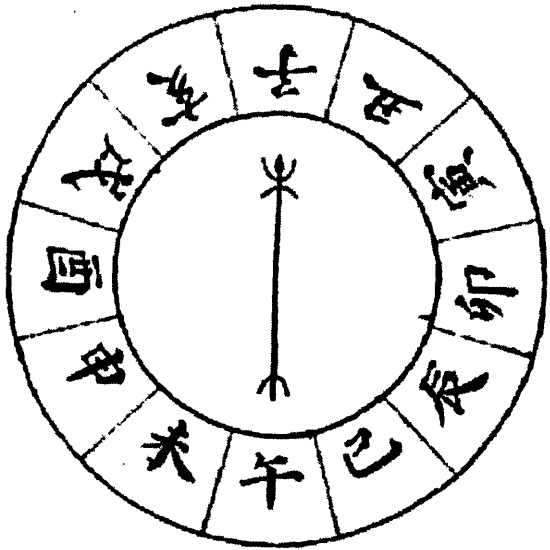


圖 3

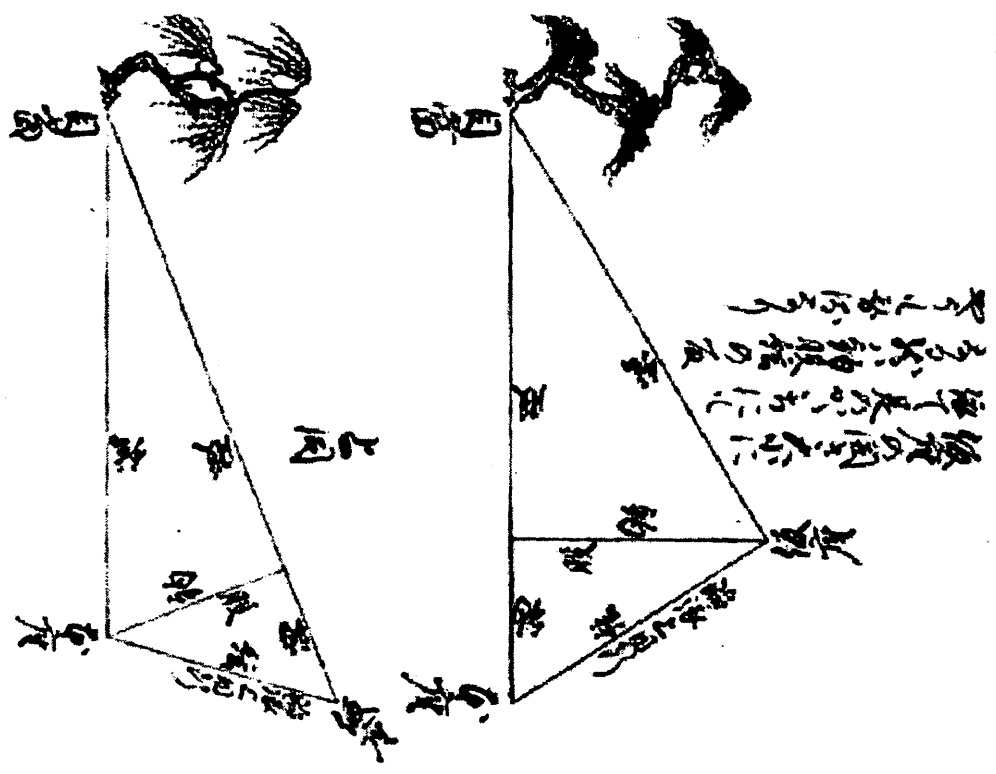


图10

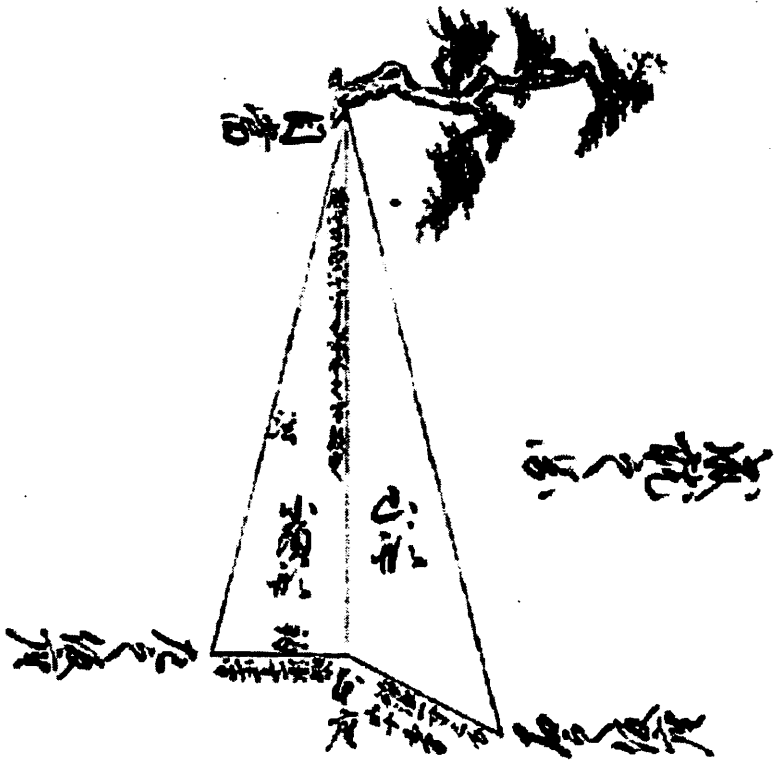


图9

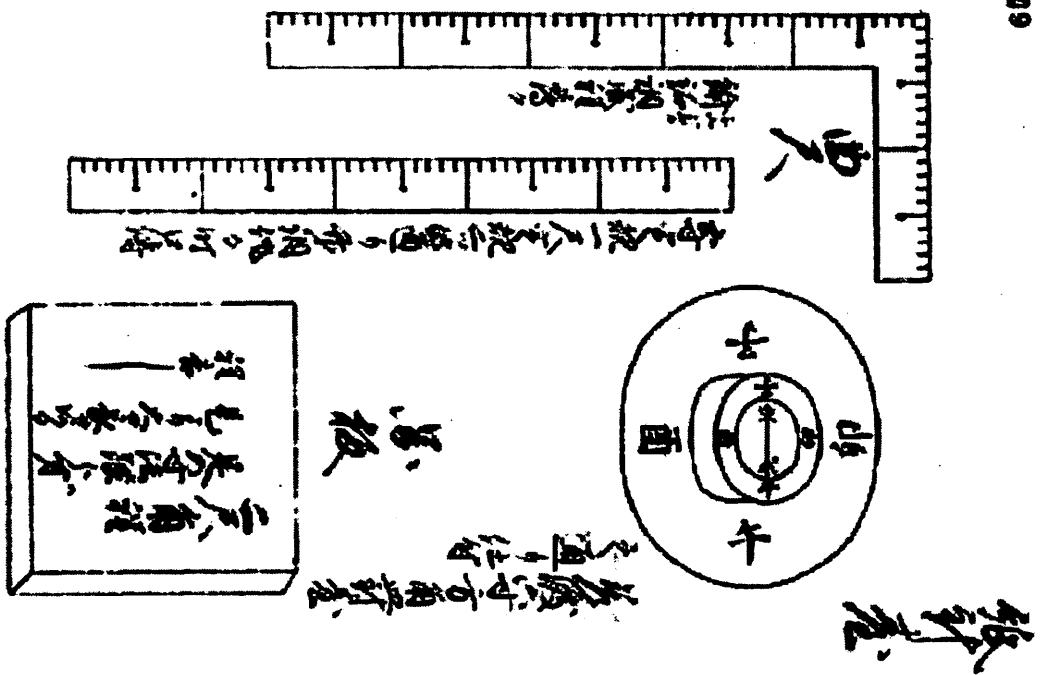


図12

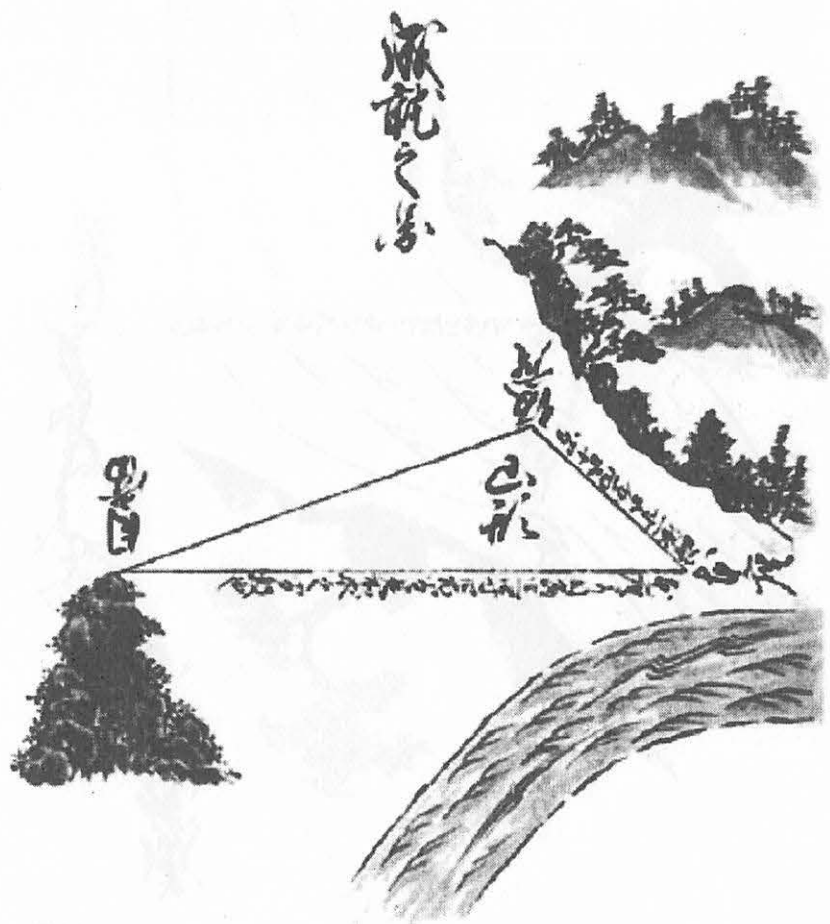


図11

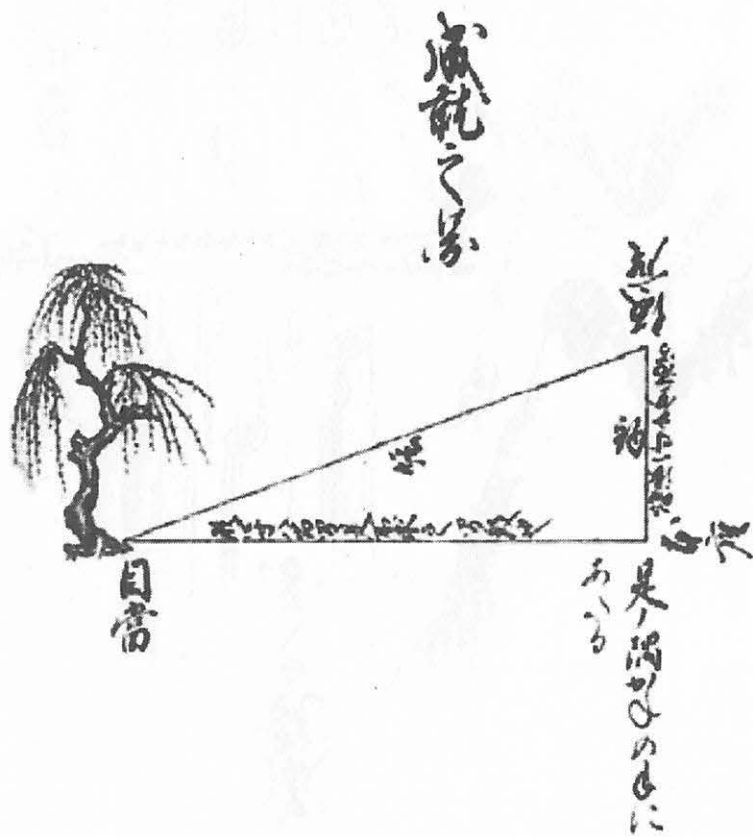


图14

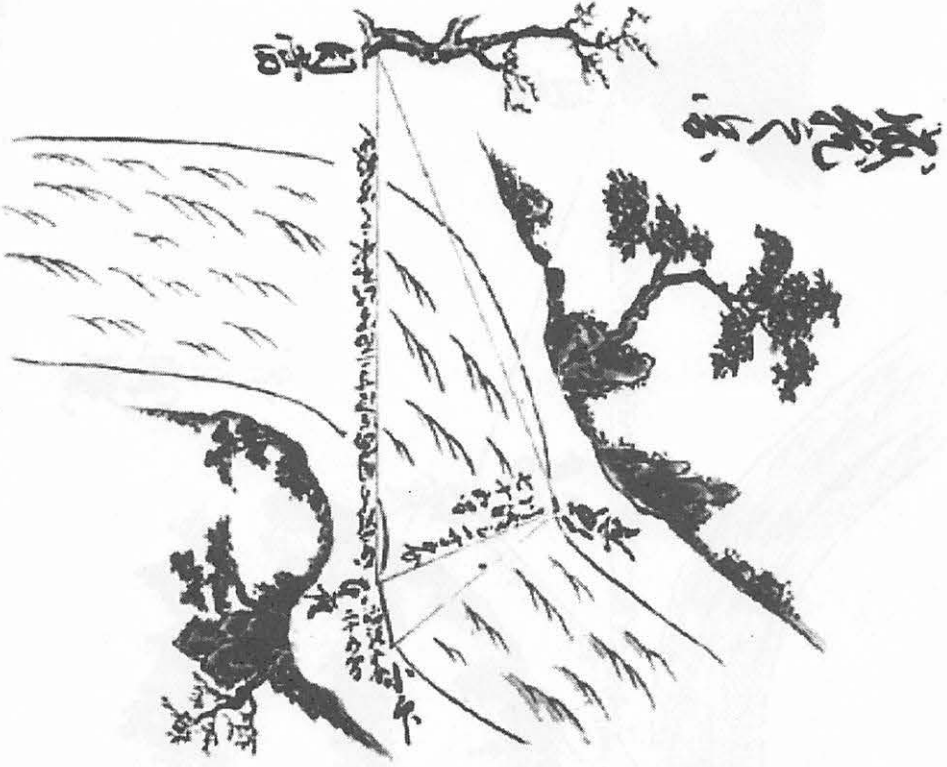
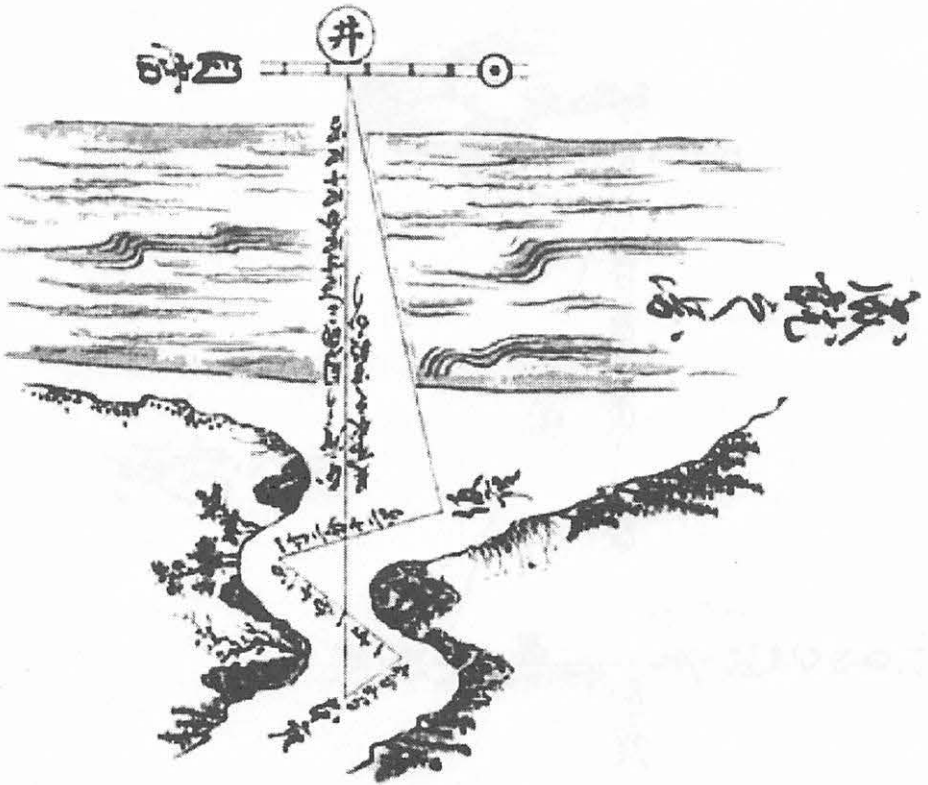


图13



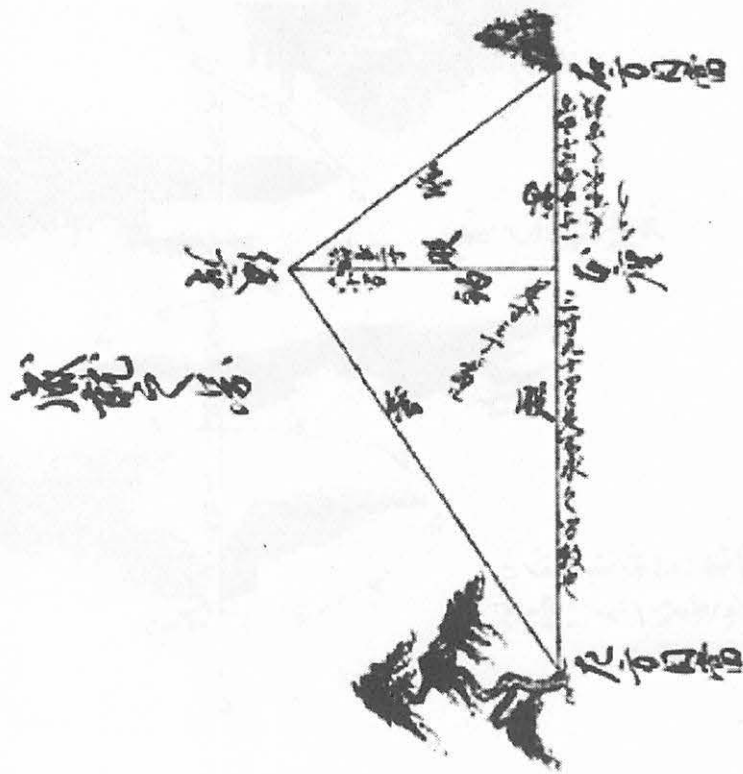


图15

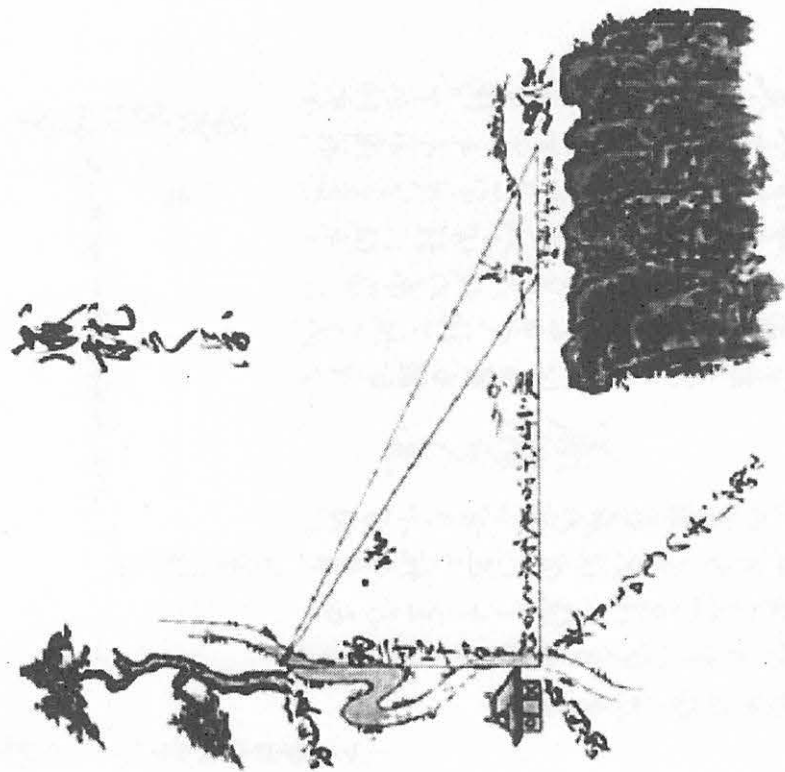


图16

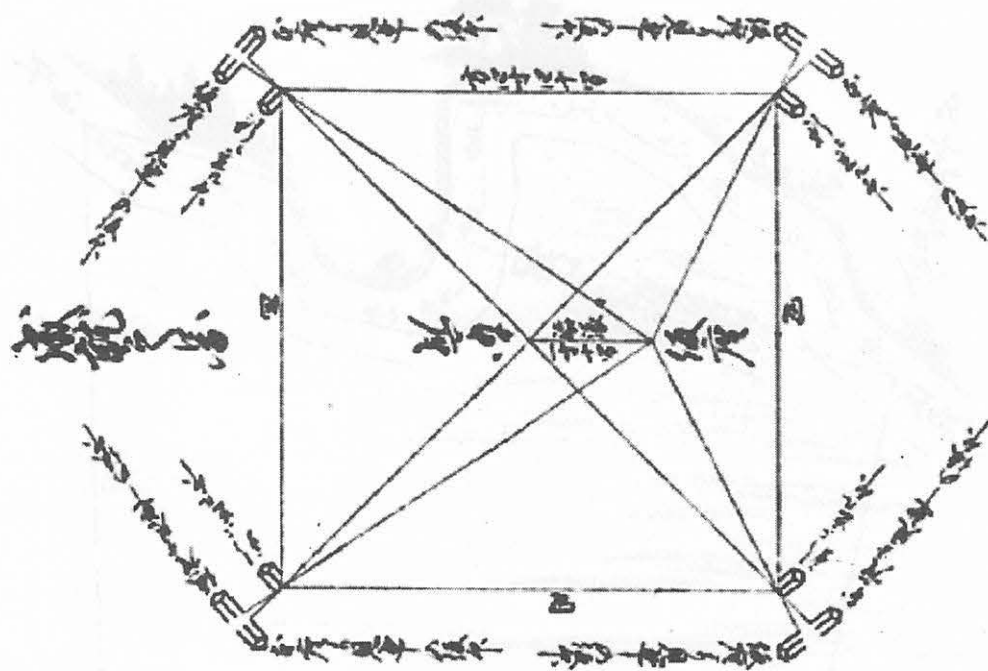


图19

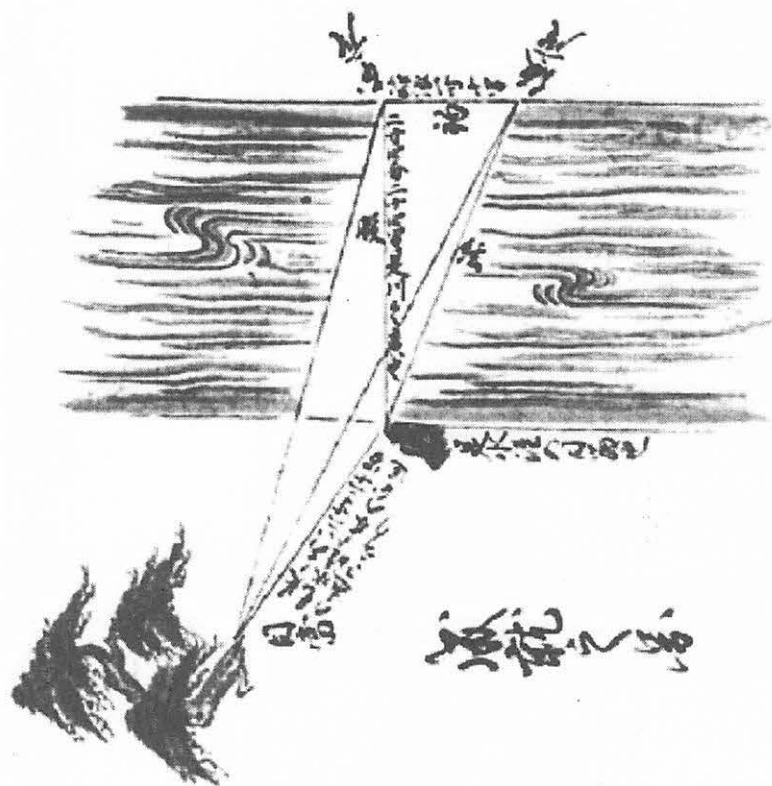
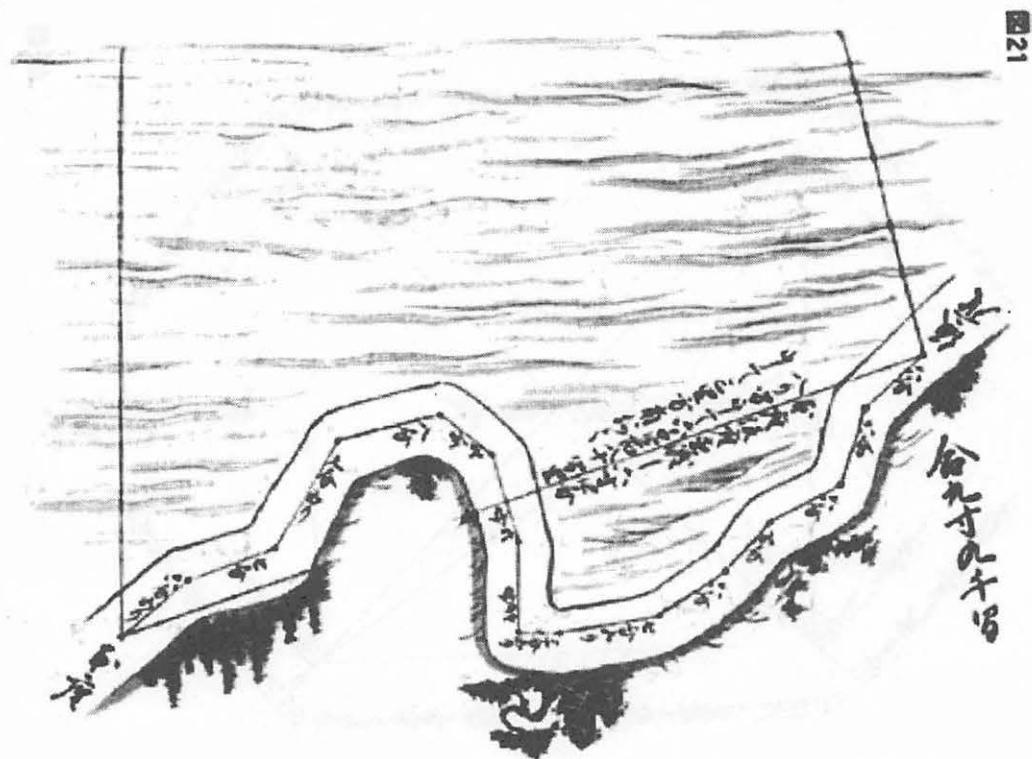


图20



21

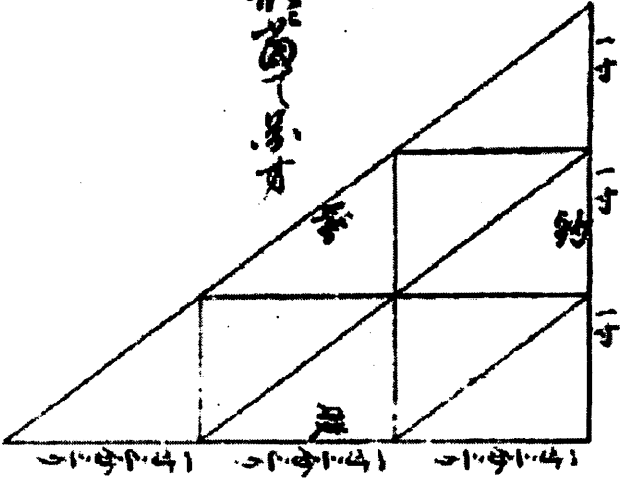
図22

小

右の如く十海は右の如くたゞ通せしむる

△右の如く十海は右の如くたゞ通せしむる
 中して右の如くしては右の如くしては
 右の如くしては右の如くしては

其人の如く



右の如く

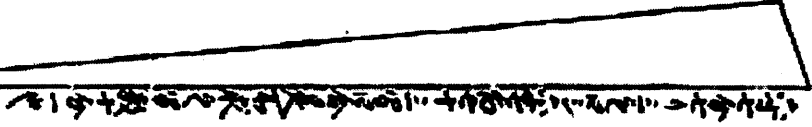
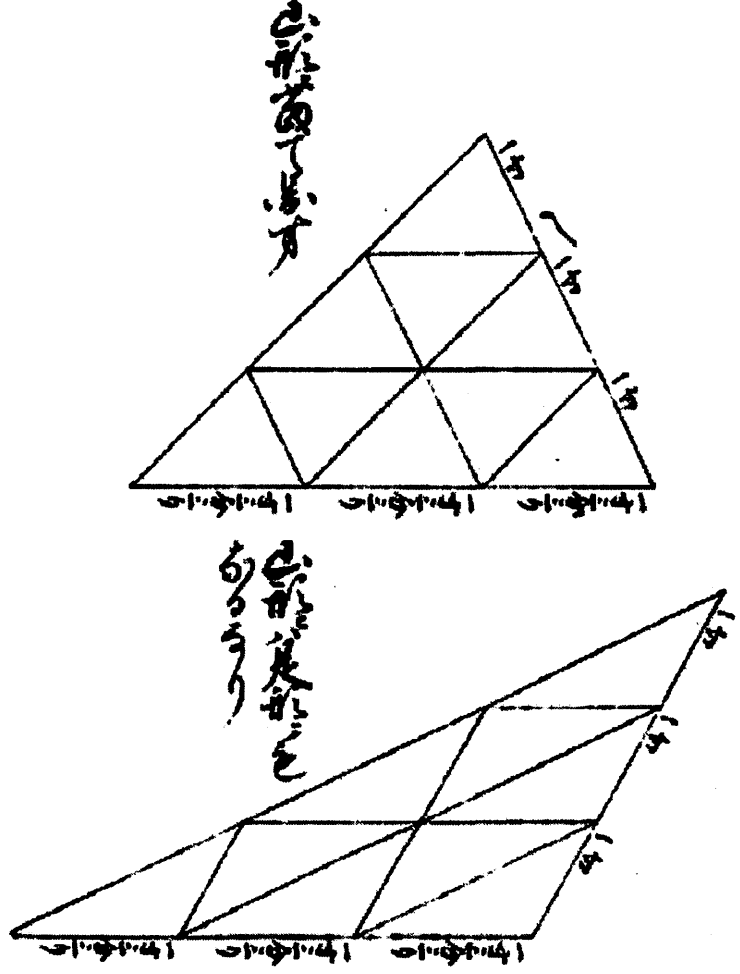
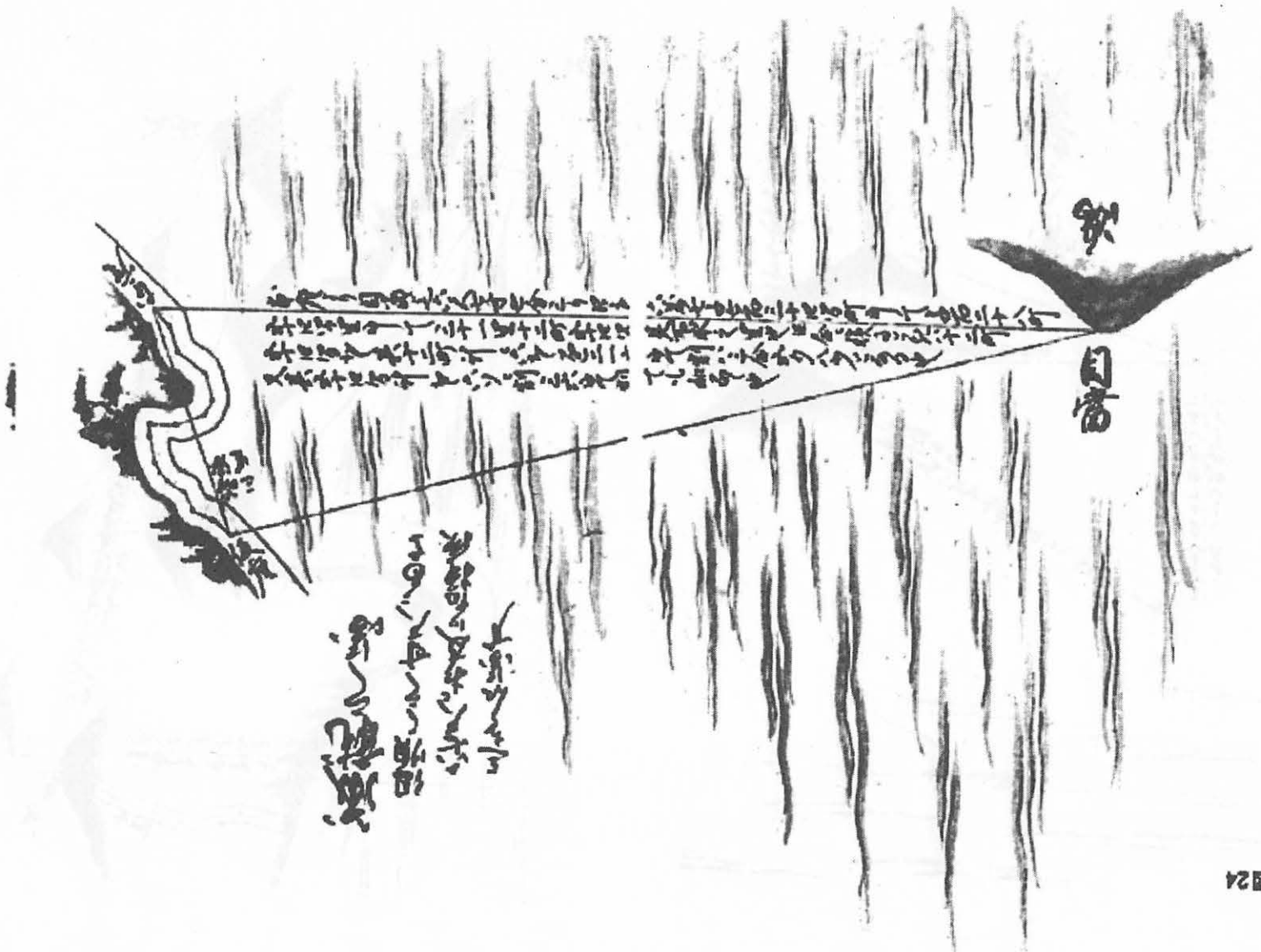


图23





24



图25

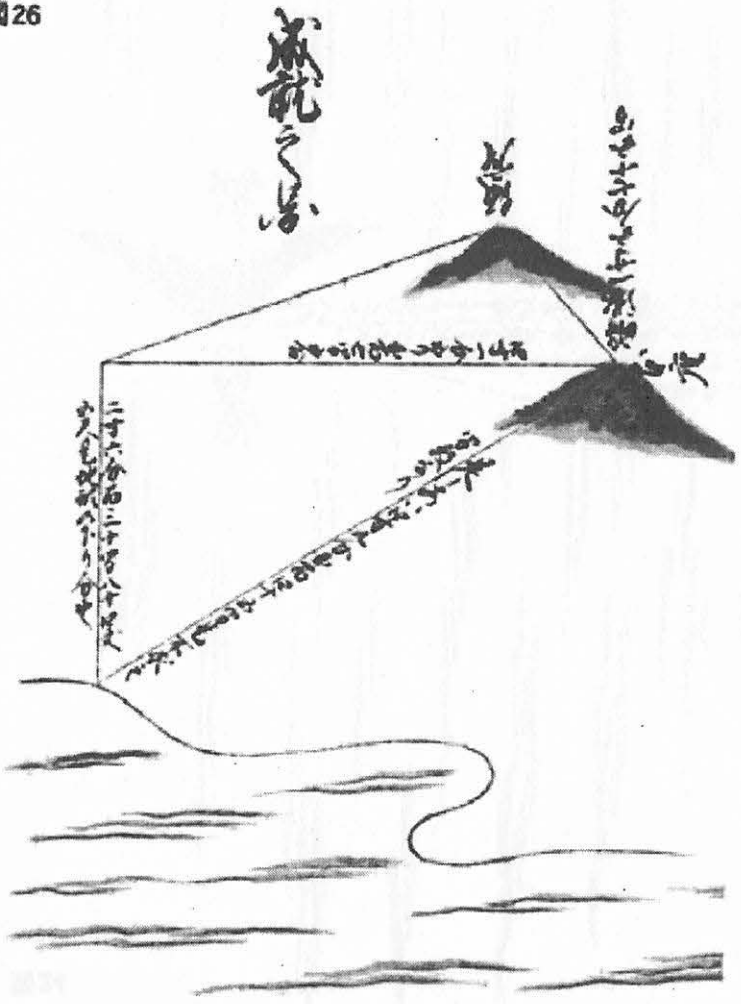


图26

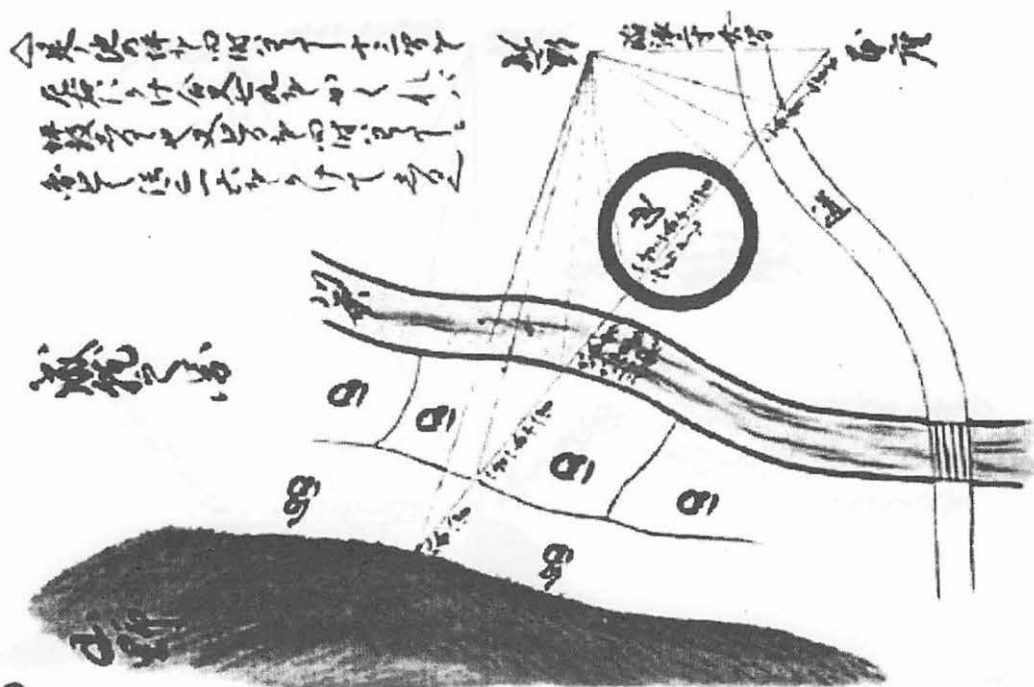


图 29

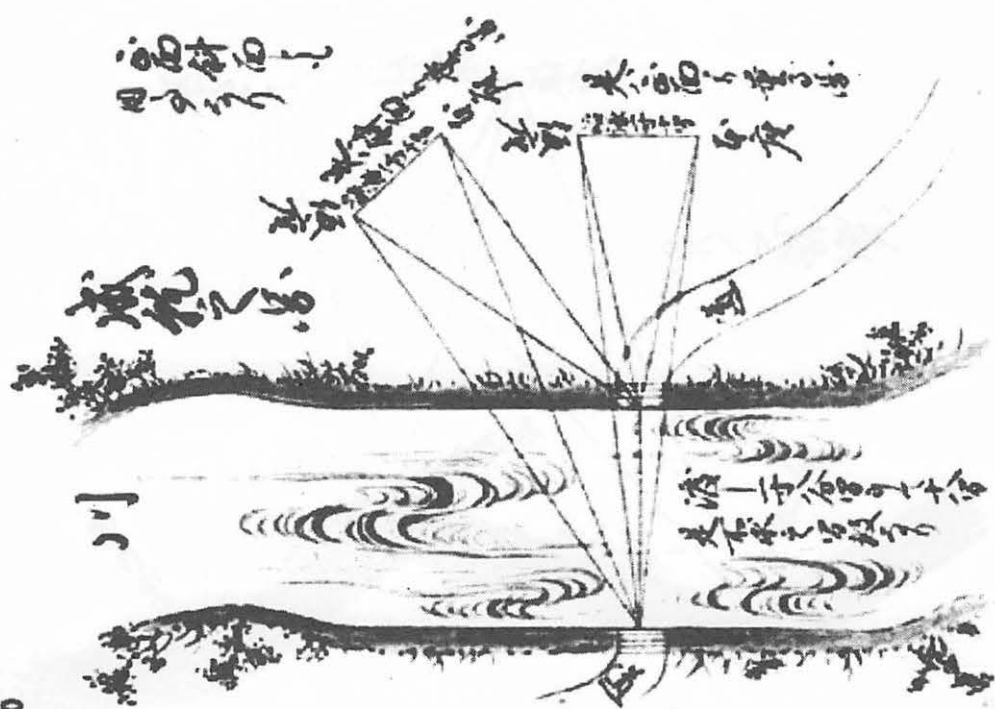


图 30

图 32

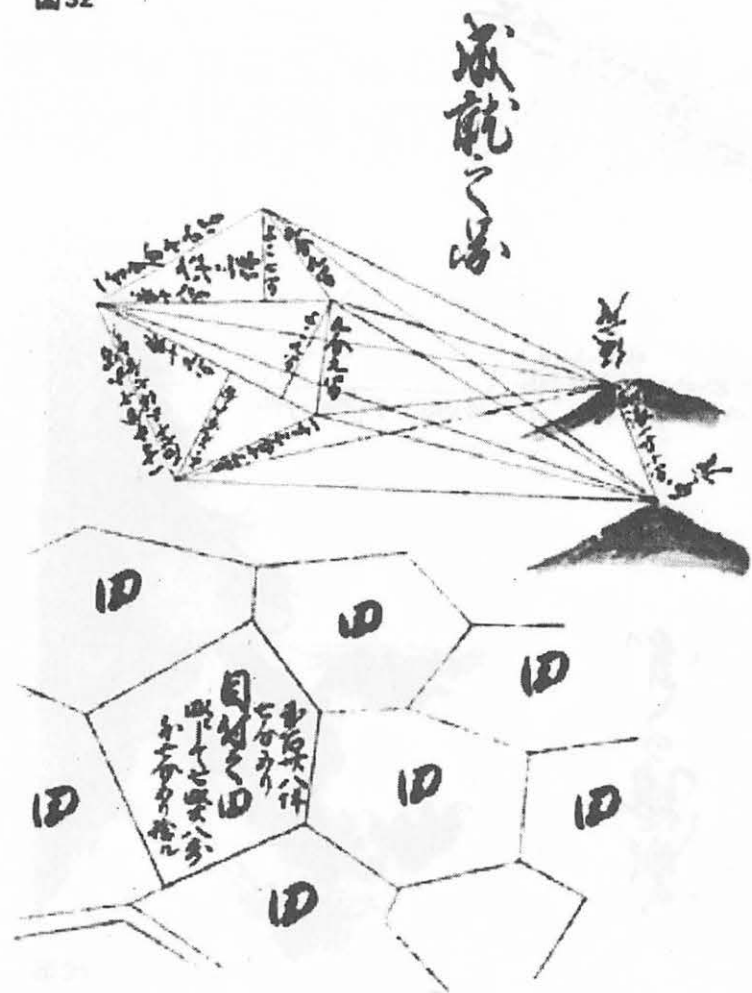
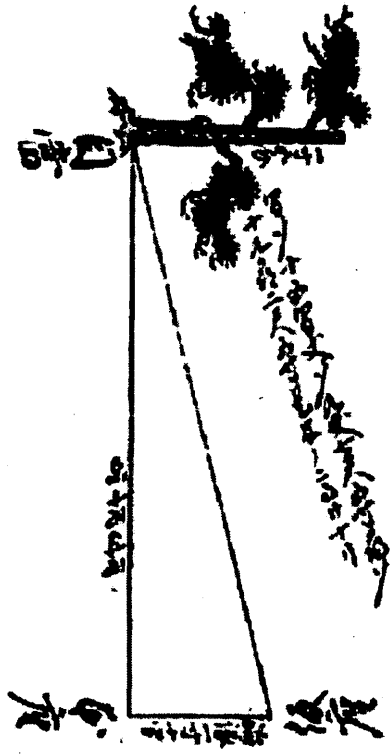


图 31





△高度を測るには、水平距離を測り、
 三角の法則により、高度を算出する。
 距離を測るには、測尺や測輪を用いる。
 高度を測るには、水準器や水準尺を用いる。
 測量方法

城門の図

図36

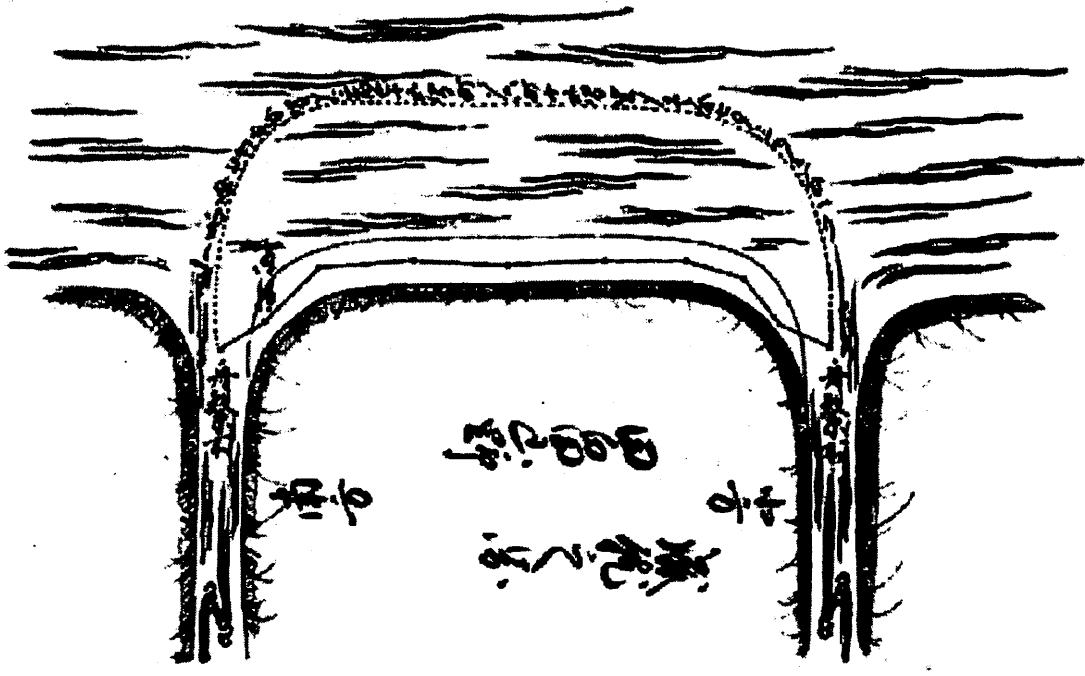


図35

图 38

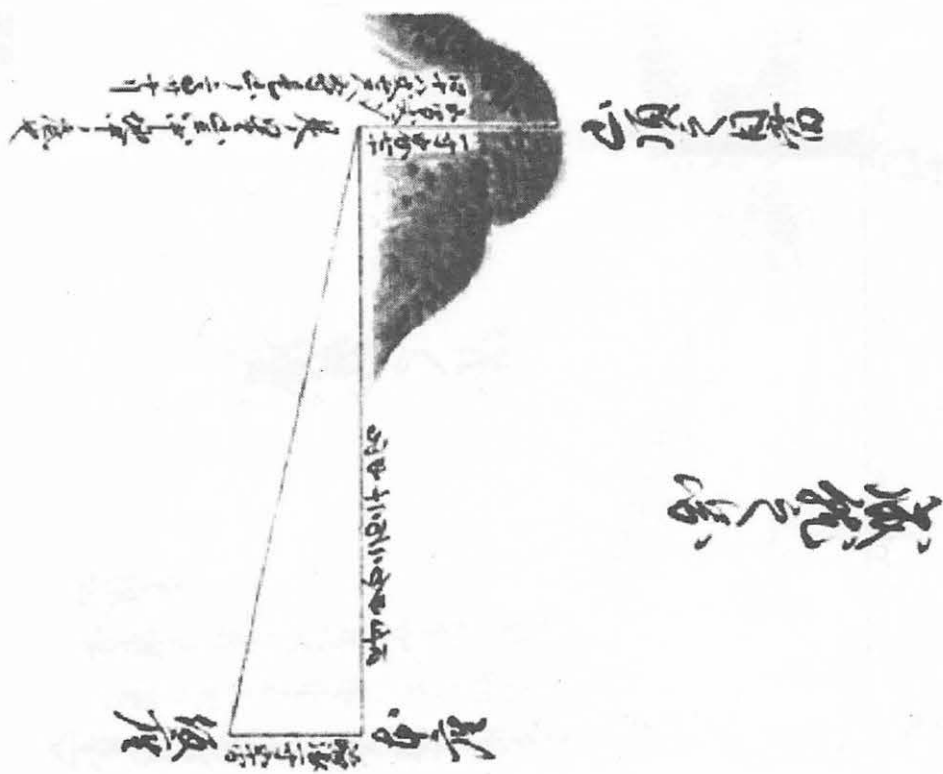
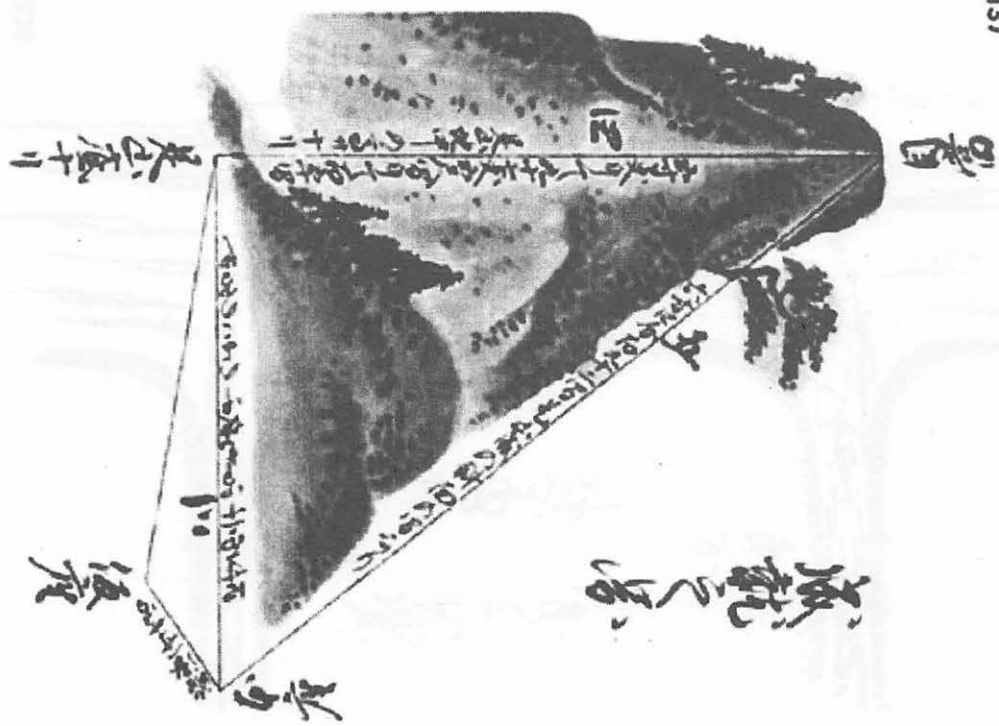


图 37



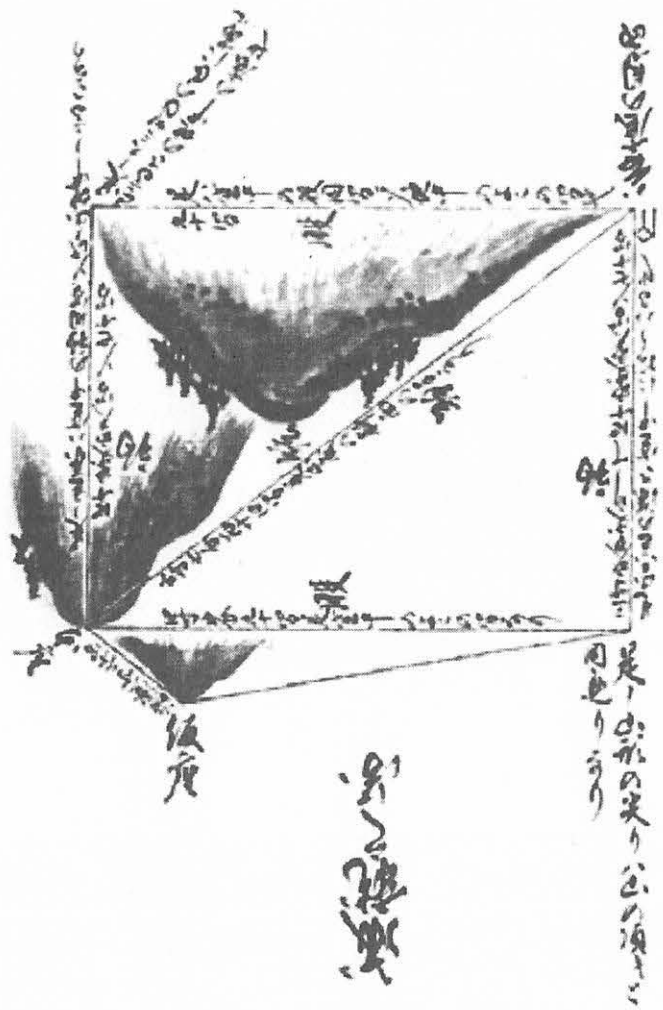


図43